

# 大 学 生 の 憲 法 意 識

—高知県下3大学学生の憲法意識の調査・研究—

大和田 敢 太・竹 内 俊 子

## A Study on the University Students' Understandings of the Constitution of Japan

Kanta OHWADA, Toshiko TAKEUCHI

### 目 次

註記および凡例	1 憲法教育と憲法意識
はじめに	2 西暦・元号の使用および投票行動と憲法意識
序章 調査の概要	識
1 調査の方法	むすび
2 調査対象学生の諸特徴	資料篇
第一章 憲法意識の全体的特徴	1 調査票
1 憲法の知識と憲法意識	2 基本集計表
2 天皇制に関する意識	3 男女別集計表
3 平和・軍事問題に関する意識	4 学年別集計表
4 基本的人権に関する意識	5 憲法教育、西暦・元号別集計表
5 主権者意識	6 投票行動別集計表
6 「わからない」層の分析	7 クロス集計表
第二章 憲法意識の形成と外在的契機	

### 註記および凡例

- (1) 本論文は、三つの章と資料篇とによって構成されている。  
章以下の「節」は、1, 2, 3の数字を用い、各節内での「項」は、(1), (2), (3)の表記、さらに細分する場合には、(a), (b), (c)の表記で分けてある。
- (2) 調査に用いた調査票全文は、資料篇に収録されている。  
基本集計・クロス集計等は、一括して資料篇に収めている。  
資料篇の集計表では、選択肢番号を①, ②等により、無回答者をN. A.により表示してある。  
本文および資料篇7「クロス集計表」において、クロス集計は、「<Q19>×<Q82>」クロスの表現を用いているが、<Q19>がよこ軸、<Q82>がたて軸を示し、比率は、複数回答を許した設問を除いて、たて軸合計100%となる。  
資料篇7「クロス集計表」には、本文中に言及したものは、原則として収録されている。
- (3) 基本集計（一次集計）は、断り書きがない場合には、3大学全体の集計である。  
クロス集計は、高知大集計によるものである。  
高知大学の学部別集計においては、人文学部の文学科と経済学科をそれぞれ独立して扱っている。  
高知女子大学は「女子大」、高知短期大学は「短大」と略称している。  
「短大3回生」は、3回生以上を意味する。
- (4) 集計結果は、すべて百分率表示によった。ただし、複数回答を許した設問については、回答者数に対する比率によった。
- (5) 本文および図表並びに資料篇に掲げたパーセンテージを示す数字は、概数で表示してあるものを除いて、小数点以下第3位で四捨五入したものである。
- (6) 図（グラフ）および表は、各節ごとに通し番号で表示し、順次に、図（グラフ）は第1節第1図を「第1-1図」、表は「第一表」のように、それぞれ表示してある。表示番号のない帯グラフは、3大学全体の集計である。なお、帯グラフの説明書きにおいて、「N. A.」については、数字のみを表示してある。
- (7) 数字は、原則としてアラビア数字を用いた。年号は、原則として西暦による。
- (8) 本調査の集計にあたって使用した機器は、タナック PC 503 統計機・CR-201カード・リーダーである。

## はじめに

(1) 憲法現象の社会科学的分析にとって、憲法イデオロギーとしての憲法意識の研究が重要かつ不可欠のものであることは、しばしば指摘されてきたところである。憲法の制定過程はもちろんのこと、憲法の実現過程においても、その時々を支配的な憲法意識とこれに批判的・対抗的な憲法意識とが相互に関係をとりむすびつつ、憲法のありようを規定する重要な役割を果たしているからである。支配的な憲法意識を通してなされる憲法の運用の結果としての現実政治は、したがって、国民の憲法意識の程度と内容とによって規定されるといってよい。それゆえに、国民の憲法意識、すなわち国民の法意識・権利意識・主権者意識とそれら意識の発現形態としての実践・行動の可能性およびその方向性について分析することは、単に国民の憲法意識の静態的な分析にとどまらない、その時々を政治状況をいかなる方向にせよ転換させる要因を探究することでもあるといえよう。さらに、憲法意識は、社会的諸関係とりわけ階級関係によって規定されている以上、憲法意識の分析はその階級的基礎の分析にまで立ち入らざるをえないといえよう。

ところで我々の場合、調査対象を学生層に限定して、その憲法意識を分析しようとするものである。学生という階層は、一般的には、政治的・社会的な諸問題に対して最も高い関心と深い洞察力をもつ条件を備えた時期の青年であり、また、選挙権を得ることによってはじめて政治に参加する年代であるという特性をもつ。したがって学生の憲法意識の分析は、近い将来の政治の動向を推察する手がかりを得ることができるという意味で重要な意義をもつものであるとともに、我々大学教員にとっては、大学における憲法教育を憲法意識形成の契機として意味あるものにするための貴重な資料となりうる。

(2) 以上のような課題意識に基づいて行なった調査の分析にあたって、我々は以下の諸点についてとくに留意した。すなわち、第一に、憲法知識が憲法意識とどのような関連をもつのか、第二に、憲法意識の形成にとって憲法教育がどのような意義をもつのか、第三に、基本的人権に関する意識は統治の原理・統治の機構に関する意識とどのような関連をもつのか、第四に、個別的な権利意識相互間にはどのような関連があるのか、そして第五に、憲法に関する意識は行動とどのような関連をもつのか、である。これらの視角に基づいて、性別、それぞれの個性をもつ大学間、学部間、学年間の差異・傾向に着目しつつ、(1)憲法の知識と憲法意識、(2)天皇制に関する意識、(3)平和・軍事問題に関する意識、(4)基本的人権に関する意識、(5)主権者意識、の5項目について全体的特徴を明らかにした。さらに、我々が最初に設定した課題である憲法教育と憲法意識の関係、および主権者としての統治機構へのかかわり方における最も典型的な場合としての投票行動と憲法意識との関係、並びに西暦・元号の使用と憲法意識との関係について、個別的に分析を行なった。

憲法意識の分析にあたっては、各設問における対応を個別的に検討するだけでなく、相互関連的に考察することが必要であるが、この段階では分析を一定の事項に限定せざるをえなかった。さらに、この調査だけでなく、他の調査結果との比較、およびこれら調査の行なわれた時期における政治的・社会的状況や経済状況の相異などにも考察の枠組を拡げて総体的に検討することが重要となるが、今後の課題である。

## 序章 調査の概要

## 1 調査の方法

## (1) 調査実施時期

調査票は、1981年5～6月期に配布・回収した。当時の政治状況としては、以下のような重要な

動向があった。

5月8日に日米共同声明が発表され、「日米同盟」の字句がはじめてもりこまれ、日本が周辺防衛力の強化を表明するなど、日米間の軍事同盟強化の方向が確認された。また、日米合同演習が行なわれていた日本海の北海道沖と秋田沖で、米第7艦隊の軍艦によるはえなわ切断事故が発生した(5月14～15日)。さらに、非核三原則に反する事実が、ライシャワー発言、ワシントンポスト紙により暴露され、非核三原則の法制化の動きが急速に高まり、核への国民の関心が強まっていた。

靖国問題に引き続いて、教科書検定をめぐる事態の深刻さが明らかになり、たとえば、現代社会では、憲法前文が削除され、社会的関心をよびおこしていた。

裁判の動きとしては、免田事件の再審裁判の初公判が開かれ(5月15日)、戸別訪問禁止規定についての最高裁の合憲判決が相次いで出され(6月15日、19日)、百里基地訴訟東京高裁判決(7月7日)を間近に控えていた。

第二次臨時行政調査会が、第一次答申(7月10日)を準備している時期で、行政改革問題が重要政治課題として、マスコミをにぎわしはじめていた。

調査の対象となった大学生も、客観的に、このような政治状況のなかに置かれていたことは確かである。

## (2) 調査の方法

(a) 調査の対象 高知県下の3大学(高知大学、高知女子大学、高知短期大学)の全学生を調査の対象とした。この3大学は、それぞれ小規模国立大学、県立女子大学、勤労学生のための夜間制の県立短期大学という異なる性格を有している。したがって、そこに在籍する学生集団の間における憲法意識の差違は、興味深いものがあるといえよう。

学生数・回収数等については、次節でのべることとする。

(b) 調査の方法 憲法意識の総合的調査を目指していたため、設問項目は相当数にのぼった。調査対象者が大学生であるから、大量の調査項目の設定も可能であると判断した。

基本項目(フェースシート)としては11設問、質問については62項目(89設問および24選択質問(SQ))を設定した。

調査票の配布は、全学生を網羅しかつ重複のないように、原則として、語学授業、演習、必修授業等において配布した。一部では、掲示によって事務室まで調査票を取りに来させる方法もとった。

回収については、期日を設け、事務室等に調査票を持参させる方法によったが、一部では、授業の際に調査を実施し、その場で回収した。

結局、抽出方法としては、全数調査により、実査の方法としては、個別記入法と郵送(持参法)を併用した形になっている。全員から回収することは不可能であるから、回収方法をこのように併用したことによって、それぞれの方法のデメリットを補っていると考えている。

## 2 調査対象学生の諸特徴——フェースシートの分析より——

### (1) 調査対象学生数

3大学の全学生(総計4477名)を対象とした悉皆調査を試み、調査票を3901名に配布し、1451名から回収した。学生総数に対する回収率は32.41%である。大学・学部(課程)別の調査票回収数および学生数に対する回収率は第一表および第二表のとおりである。また、学年別の分布は第三表

第一表 調査票回収数 (大学別)

	学生数	配布数	回収数	回収率
高知大	3402	3148	1057	31.07
女子大	691	516	319	46.16
短大	384	237	75	19.53
計	4477	3901	1451	32.41

第二表 学部(課程)別回収数

	学生数	回収数	回収率	
高知大 文学科	429	78	18.18	(不明1)
経済学科	462	265	57.36	
教育学部	1031	272	26.38	
理学部	706	221	31.30	
農学部	737	220	29.85	
女子大 文学部	338	159	47.04	
家政学部	353	160	45.33	
教育学部 小学校課程	497	142	28.57	
中学校課程	214	53	24.77	
養護学校課程	84	31	36.90	
特設美術課程	109	14	12.84	
特設体育課程	127	32	25.20	

学生数は、1981年5月1日現在のものである。

第三表 学年別分布

	1回生	2回生	3回生	4回生	5回生以上	不明
高知大 文学科 (110)	26	16	22	8	6	
経済学科 (110)	82	19	78	77	9	
教育学部 (250)	56	74	67	69	6	
理学部 (180)	70	64	41	38	7	1
農学部 (170)	25	64	43	70	17	1
(小計) (820)	259	238	251	262	45	2
女子大 文学部 (80)	65	27	44	23		
家政学部 (80)	59	34	27	38		2
(小計) (160)	124	61	71	61		2
短大 (120)	50	21	2			2

( ) 内数字は、1981年度における入学定員である。



のとおりである。男女別の比率は3大学全体で、男57.06% (828名)、女42.59% (618名)である。高知大だけをとれば、男73.79% (780名)、女25.83% (273名)という比率になるが、高知大の学生総数(3402名)における男女の比率は、男74.13% (2522名)、女25.87% (880名)であるから、回答者における男女の割合は、全体を反映したものであるといえるであろう。

## (2) 基本項目について

<F4>から<F11>において、回答者の出身地、生活環境、希望職種、支持政党等に関する質問(フェスシート)を設けた。回答者たる学生の生活体験・状況を正確に把握することが、憲法意識調査にとって重要となるからである。それとともに、これらの事柄のなかには、憲法意識の形成との相関関係の存在可能性について検討を加えるべきものもある。たとえば、本研究では、憲法教育と憲法意識との関係を主要な課題のひとつとしているが、その憲法教育は、<F4>と<Q2>とのクロスによれば、後述のように、地域的特色があらわれている。その意味では、出身地という地域的特性が、憲法意識の形成において果たしている役割についての検討は、重要な作業となるであろう。

しかし、本稿においては、フェスシートの分析は、調査の対象となった学生集団の実像を把握するために行なうにとどめる。支持政党(F10)については、別項で扱うこととし、ここでは主要な特徴点についてのみ指摘しておく。

(a) 出身地 大学により出身地の構成に大きな相違がみられ、それぞれの大学の特色を示している。

高知大では、高知23.75%、高知以外の四国21.48%、中国16.84%、近畿16.46%、九州11.73%と、これら五つの地域に広く分散しているのに対して、女子大では、高知以外の四国45.77%、高知36.36%と四国だけで82.13%に達し、短大では高知出身者が大部分(89.47%)を占めている。

(b) 「生活意識」 生活水準についての設問(F7)では、予想されたとおりの結果が示された。

82.90%の者が、「中流の上」あるいは「中流の下」と答えている。このような設問自体に科学的根拠があるとは思われないが、ここでは、短大と他の2大学との違いに着目しておこう。短大では、「上流の上」および「上流の下」がいずれも0%であり、「中流の下」41.33%、「下流の上」28.00%、「中流の上」17.33%という順になっている。「中流意識」は58.66%と、全体に比べると格段に低い数字である。労働者としての生活実感が、「中流意識」を受け容れることを阻んでいるのであろう。

(c) 希望職種 高知大における希望職種は、教員32.95%、地方公務員(教育・医療・警察関係を除く)17.40%、研究者8.48%、企業労働者(事務系)7.07%、国家公務員(教育・医療・警察・自衛隊・法曹関係を除く)6.18%が上位5位までを占めている。学部ごとの特色がよくあらわれており、文学部では教員(24.14%)、経済学部では地方公務員(教育・医療・警察関係を除く)(26.95%)、教育学部では教員(83.45%)、理学部では教員(32.64%)、農学部では地方公務員(教育・医療・警察関係を除く)(32.64%)がそれぞれ第1位となっている。希望職種と憲法意識の間に一定の関連が存することをうかがわしめる事例については、後に触れることとする。

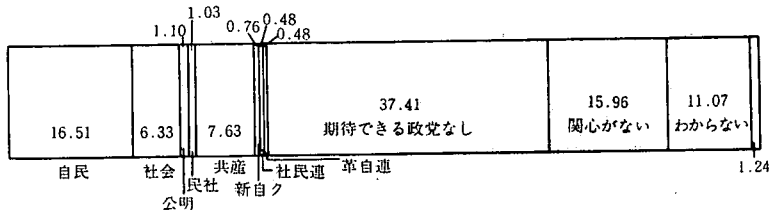
## (3) 支持政党

大学間の目立った特徴としては、女子大において、「期待できる政党がない」が32.81%、「関

心がない」が20.31%、「わからない」が19.06%となっていることである。支持政党を挙げた者は26.88%にすぎず、そのうちの62.79%が自民党支持である。

<F10> 支持政党。

- ① 自民党 ② 社会党 ③ 公明党 ④ 民社党 ⑤ 共産党 ⑥ 新自由クラブ
- ⑦ 社会民主連合 ⑧ 革新自由連合 ⑨ 期待できる政党がない
- ⑩ 関心がない ⑪ わからない



学部別にみると、経済学科において、自民党支持が24.15%、「期待できる政党がない」が44.91%となっており、教育学部において、自民党支持が18.68%、「わからない」が12.82%となっていることなどが、目立ったところである。

政党支持と各設問との相関について、いくつかの事例を紹介しておこう。

天皇制に関しては、自民党支持者および共産党支持者を除けば、相関関係はないといってよい。たとえば、<F10>と<Q8>とのクロスでは、社会党支持者は、「存続」が17.39%、「あってもなくてもよい」が37.68%、「廃止」が40.58%というように分散している。

平和・軍事に関しては、各政党の防衛政策との相関関係は、共産党支持者を除いてあまりない。<F10>と<Q10>とのクロス、<F10>と<Q11>とのクロスでは、民社党支持者は「自衛のためでも再軍備や戦争を禁じている」に42.86%、「自衛のための軍備は禁じられていない」に57.14%と分かれ、自衛隊の憲法判断でも、違憲に35.71%、合憲に64.29%となっている。

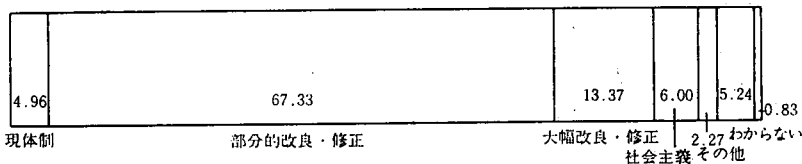
基本的人権についての意識および主権者意識と政党支持との関係について、一般的傾向を指摘することはきわめて困難であり、必要に応じて各事例ごとに触れるとし、ここでは、政党支持と投票行動との相関について指摘しておくにとどめる。<F10>と<Q51-2>とのクロスによって、1980年6月の衆参ダブル選挙において投票をした者の割合を高い順に並べると、公明党(75.00%)、共産党(69.57%)、革自連(66.67%)、社会党(54.17%)、期待できる政党がない(49.19%)、わからない(42.31%)、自民党(41.18%)、民社党(40.00%)、社民連(33.33%)、新自由クラブ(25.00%)、関心がない(23.08%)となる。

次に、将来の社会体制に関する設問である<Q62>について簡単に触れておく。

大学間の特徴としては、女子大で、「部分的に改良・修正する」が多いこと(72.41%)、短大では「部分的に改良・修正する」が若干少ない分だけ「大幅に改良・修正する」が多いこと(18.67%)

<Q62> あなたは将来、どのような社会体制をのぞみますか。

- ① 現体制でよい ② 現体制を維持しつつ、部分的に改良・修正する
- ③ 現体制を大幅に改良・修正する ④ 現体制を根本的に変革し、社会主義社会にする
- ⑤ その他( ) ⑥ わからない



%)が指摘されうる。

学部間では、経済学科、教育学部において「部分的に改良・修正する」が、73.21%、72.06%と多いこと、文学部、理学部、農学部では「大幅に改良・修正する」が、平均よりも多いことが特徴的であるといえるであろう。

## 第一章 憲法意識の全体的特徴

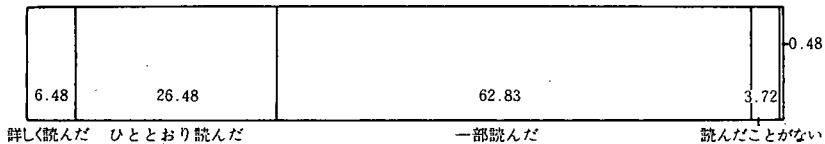
### 1 憲法の知識と憲法意識

#### (1) 憲法学習・憲法教育の意義

憲法に関する知識の程度は憲法の実現・運用過程にとって重要であり、また、いかなる内容の知識が学校教育のなかで獲得されてきたのかも、憲法意識の内容と質とにかかわって、問題となる。とくに学生の場合には、学校の授業あるいは入学試験や就職試験のための勉強を通して一応の知識はすでにもっていることが前提となるがゆえに、憲法知識と憲法意識との関係は内容的にとらえることができる。

<Q1> 日本国憲法を読んだことがありますか。

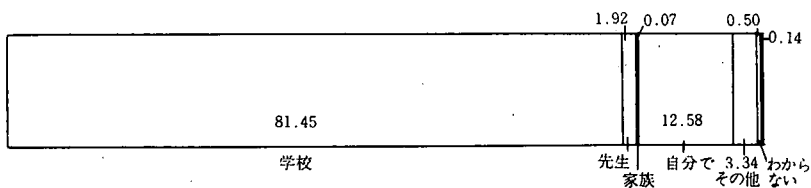
- ① 詳しく読んだ ② ひとつおりに読んだ ③ 一部読んだ ④ 読んだことがない



ところで、<Q1-SQ>によれば、憲法を読んだきっかけについて、81.45%（女子大にあっては89.81%）が学校の授業を挙げている。このことからわかるように、憲法学習の機会としての学校教育の重要性は疑うべくもない。しかしながら、<Q1-SQ>と<Q1>とのクロスによれば、「学校で習った」とする者において憲法を「詳しく読んだ」者は4.27%しかおらず、「先生にすすめられ」た者（13.64%）、「自分で関心をもって」読んだ者（22.22%）と比して著しくその割合が低いことに注目すべきであろう。そして、全体では62.83%の者が一部しか読んでいないと答えている。国の基本法である憲法を読み、その内容を知る機会は学校教育の場でしか与えられていない現状からすれば、学校教育における憲法学習のあり方が今後再検討される必要がある。義務教育段階の学校で憲法学習の十分なる機会を保障することは、まさに国民教育の課題である。加えて、「家族にすすめられて」憲法を読んだ者は0.07%と皆無に近いことを考えれば、家庭にお

<Q1-SQ> ① ② ③ に○印と回答した人だけ答えてください。どううきかけて読みましたか。

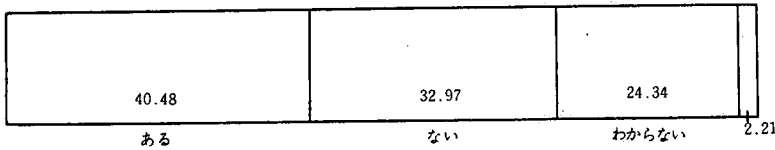
- ① 学校で習った ② 先生にすすめられて ③ 家族にすすめられて  
④ 自分で関心をもって ⑤ その他( ) ⑥ わからない



ける憲法学習・政治学習の課題も指摘できよう。

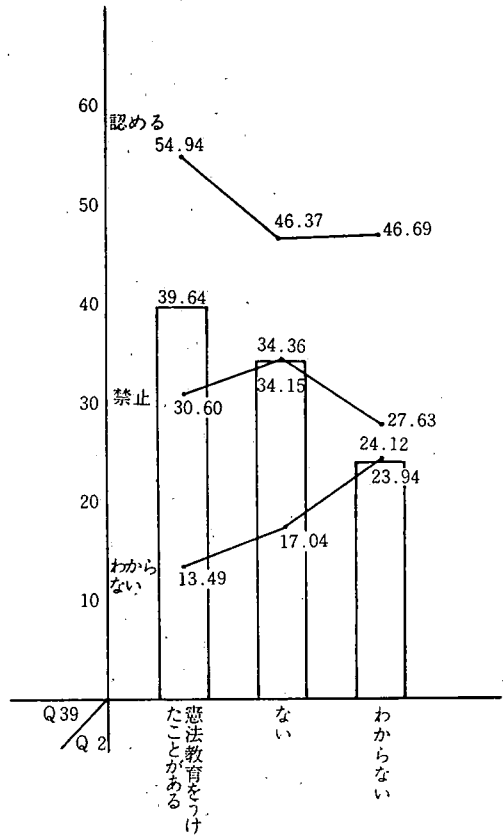
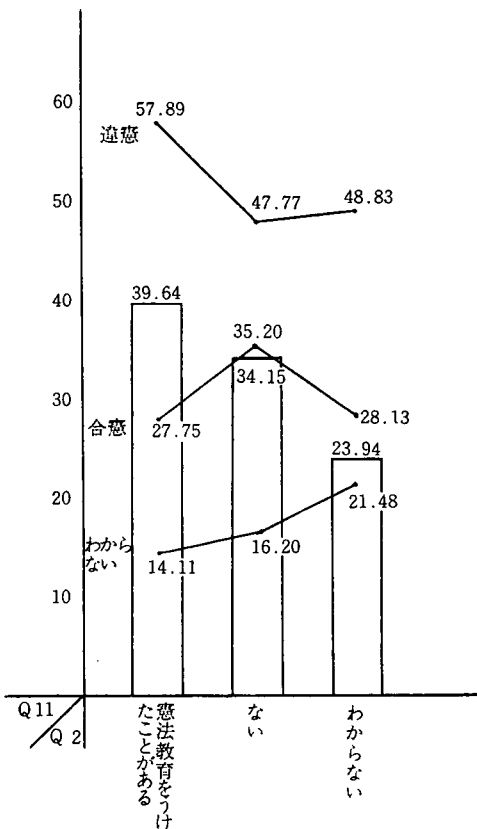
以上のように、学校における憲法教育・憲法学習の重要性が一般的に指摘されるとして、それはなおもカリキュラム上の社会科の授業における問題である。しかし、憲法の基本原理をめぐって展開されている現実政治の今日的状況のもとでは、さらに一步すすんで、特別に設けられる平和教育・憲法教育の必要性が高まっていることは否定できない。この調査においては、大学入学以前に学校で平和教育・憲法教育を受けたことが「ある」者は40.48%、うけたことが「ない」者は32.97%、そして、うけたかどうか「わからない」者が24.34%である。うけたことが「ある」または「ない」と明確に回答している者において、各設問における対応は、第1-1図と第1-2図にもみられるように、興味深い数値を示している。これについてはあらためて別に分析を行なう。なお、平和教育・憲法教育を受けた学校は、中学校が最も多い。また学生の出身地別にうけたことが

<Q2> あなたは大学入学以前に学校で平和教育・憲法教育を受けたことがありますか。  
 ① ある ② ない ③ わからない



第1-1図  
 憲法教育(Q2)と自衛隊の憲法判断(Q11)との関係

第1-2図  
 憲法教育(Q2)と公務員の争議行為についての考え方(Q39)との関係



「ある」か「ない」かをみると、「ある」者の割合が大きい順に、九州(46.77%)、中国(42.70%)、高知(40.24%)、近畿(38.37%)、中部(36.71%)、高知以外の四国(34.80%)となっている。この地域差は、被爆地が所在する地方において平和教育が意識的に追求されてきたことや、教員組合によって自覚的に平和教育・憲法教育が取り組まれてきたことによって生じていると推察しうる。

(2) 憲法知識と憲法意識

憲法に関する知識として、日本国憲法の公布・施行年月日を記入させた。その結果、高知大においては、① 公布・施行年月日ともに正確に答えられた者は 39.26%であること、② 公布年(1946年、昭和21年)正解の者の方が施行年(1947年、昭和22年)正解の者よりも多いこと、③ 施行月日(5月3日)正解の者の方が公布月日(11月3日)正解の者より多いこと、が判明した。施行月日(5月3日)を正しく答えた者は68.40%であるが、逆にみれば「5月3日憲法記念日」を答えられない、または誤って答えた学生が30%以上いることは重要である。憲法記念日は国民の祝日であるが、記念行事は一部の地方自治体を除いて公的には行なわれることがなく、民間の一部の個人・団体によって行なわれているにすぎず、文字どおりの「国民的な祝日」としての実態をもちえていない。また、マスコミの取り扱い方にも問題がないわけではない。しかしながら、いずれにせよ受験勉強で日本国憲法の公布・施行年月日を一度は記憶したはずの学生にあって、40~60%の者がそれらを正確に答えられないことは、憲法のその国および国民にとってのもつ意義についての一般的認識上の問題点とともに、とくに、わが国の戦後史に占める日本国憲法の意義についての理解の不十分さをうかがわせるものといつてよいであろう。

<Q3> 西暦・元号の使用

41.92	27.97	30.11
西暦	元号	年代の記入なし

ところで、公布・施行年を西暦で答えようとしたか元号で答えようとしたかに注目したところ、3大学全体で、西暦の使用者(41.92%)と元号の使用者(27.97%)との比率はほぼ3:2となっている。西暦・元号の使用と憲法意識との関連の有無は興味深いテーマである。

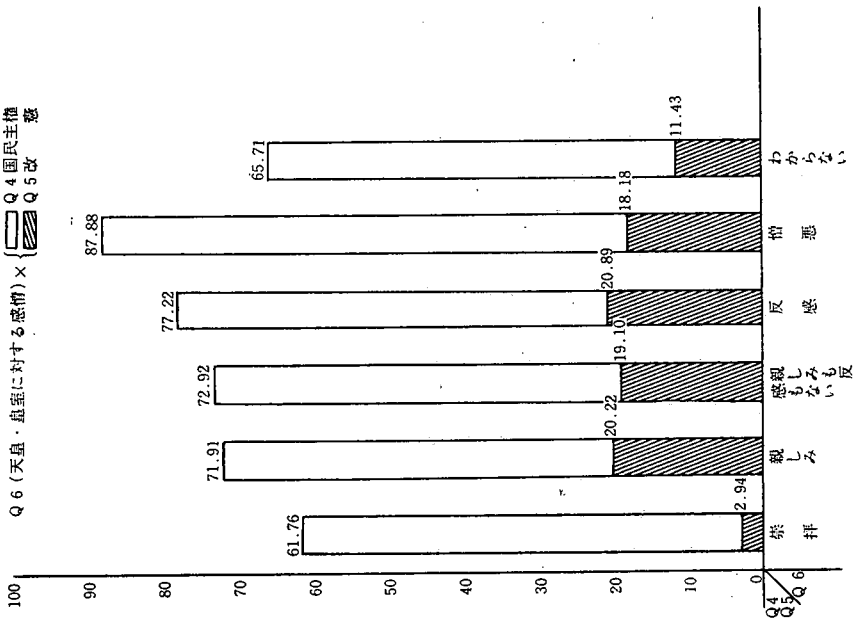
次に、日本国憲法の基本原理について自由に記述させたところ、3大基本原理といわれる国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を挙げた者がそれぞれ73.12%、83.12%、78.98%あった。これら三つの基本原理については、平和主義が最も多くて国民主権が最も少なく、両者の差は10%にもなっている。平和主義が多いことは、それが憲法原理として意識化されていることを示し、逆に国民主権については主権者意識の内容にかかわる問題性の存在をうかがわせている。ところで、三つの基本原理を挙げた者を示すこれらの数値をどのように評価するかは重要である。すなわち、基本原理として国民主権を挙げない者が26.88%、基本的人権では21.02%、そして平和主義では16.88%いるという事実が、知っているか知らないかの単なる知識の問題として処理しきれぬ事柄であるかどうか、ということである。今の段階では、この点は検討すべき課題として残さざるをえない。

<Q5>では、最近知り得た憲法問題について自由に記述させる方法で、憲法問題・政治問題・社会問題についての関心を問うた。回答中最も多く挙げられていたのは平和、軍事、9条関係、安保、核問題であって54.93%の者が記入し、次に憲法改正問題が17.57%、教育問題が5.38%、人権問題が2.41%と続き、数としては多くないが、その他に靖国・元号法制化問題がやや目立った。

<Q4>で挙げられた三つの基本原理および<Q5>で挙げられた平和・軍事問題および改憲問題をいくつかの設問とクロスさせた結果は、例えば第1-3図から第1-6図に示されるように、憲法に関する知識および憲法問題・政治問題への関心と憲法意識との間に一定の相関が認められる。

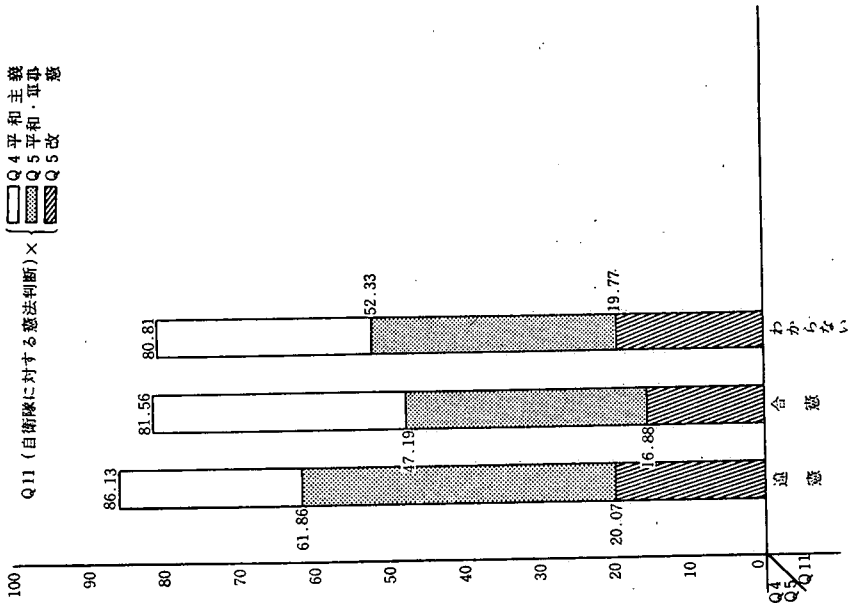
第1-3図

Q 6 (天皇・皇室に対する感情) × { Q 4 国民主義  
Q 5 改 憲

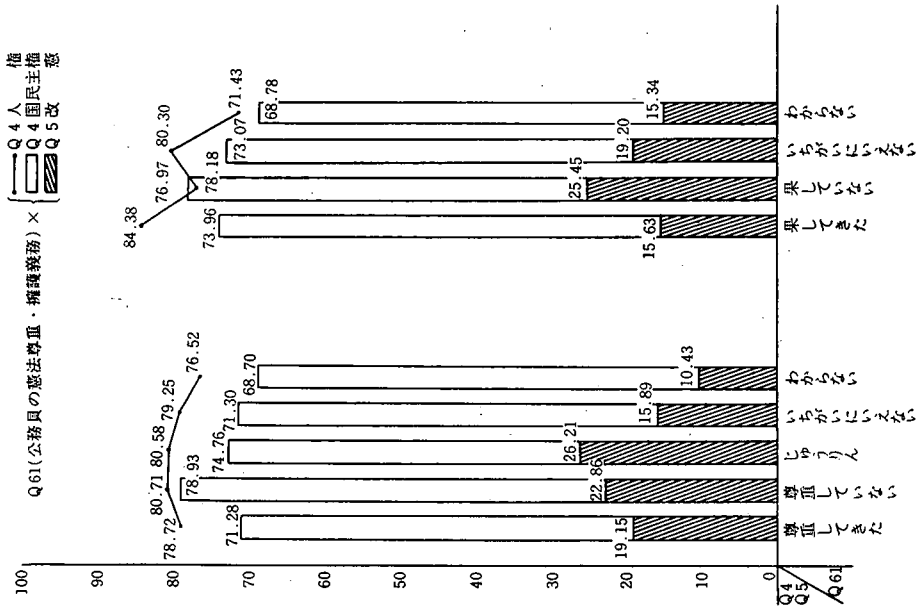


第1-4図

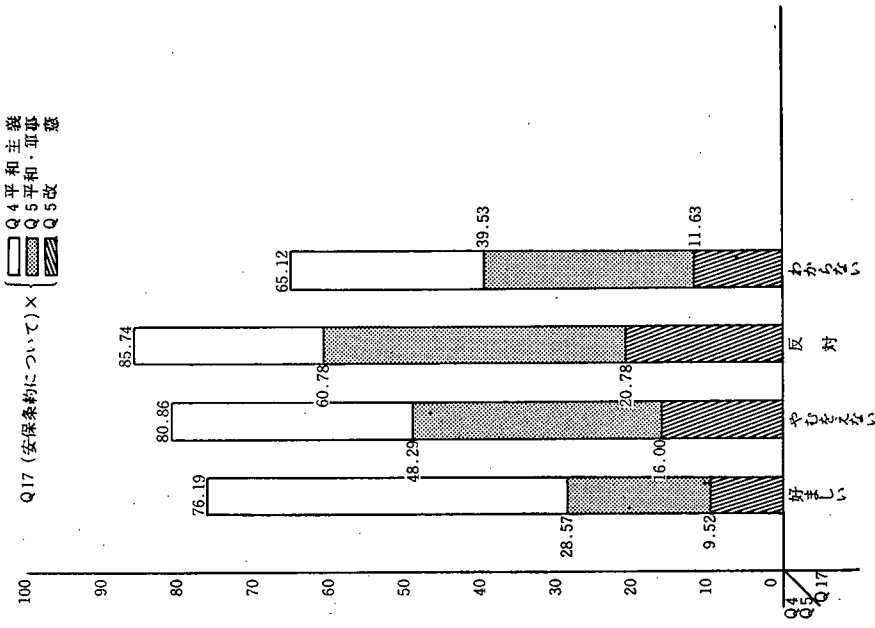
Q 11 (自衛隊に対する憲法判断) × { Q 4 平和主義  
Q 5 平和・軍縮  
Q 5 改 憲



第1-6図



第1-5図



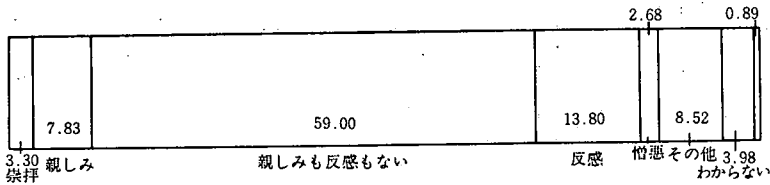
以上のことから、①憲法を読むことの重要性、②そのきっかけとしての学校における憲法学習の意義、③憲法への関心を誘発させ憲法意識を形成する重要な契機としての平和教育・憲法教育に対する特別の位置づけの必要性、④憲法教育にとっての歴史（戦後史）教育の重要性、および⑤憲法の基本原理に関する知識は憲法問題・政治問題への関心を惹起し、やがて現実の諸問題に対する認識、判断、実践並びに行動への契機となりうること、等がまとめられよう。

## 2 天皇制に関する意識

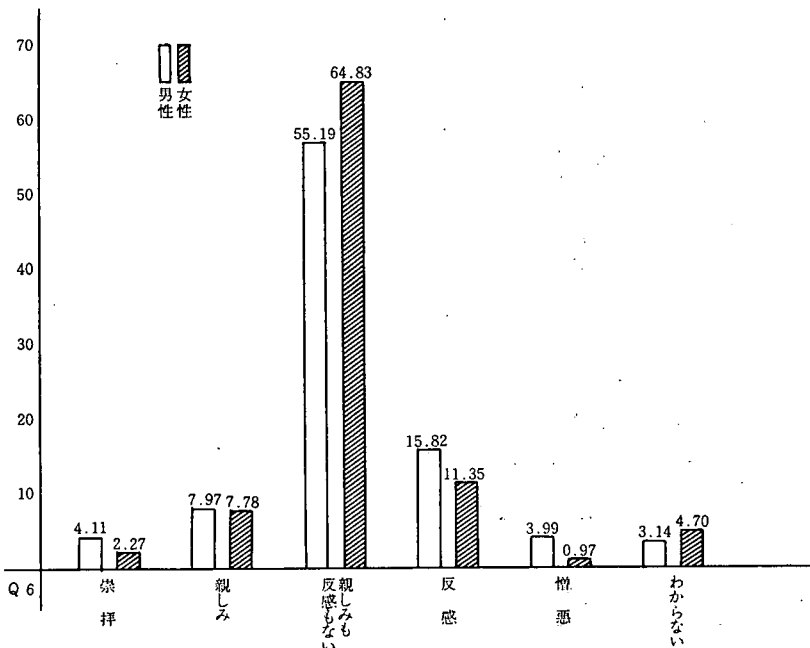
### (1) 象徴天皇制の評価

(a) 一般的特徴 <Q 6>において天皇（皇室）に対する感情、<Q 7>において象徴天皇制の評価について設問がなされているが、いずれにおいても男女間の差違が顕著である。大学間における差違も、この男女間の意識の違いに基づくものであろう（第2-1図参照）。

<Q 6>あなたは天皇（皇室）に対して、どんな感情をもっていますか。  
 ① 崇拜の念をもつ ② 親しみを感じる ③ 親しみも反感もない  
 ④ 反感をもつ ⑤ 憎悪の念をもつ ⑥ その他（ ）  
 ⑦ わからない



第2-1図





まず、〈Q6〉では、男性が女性よりも高い数字を示しているものは、「崇拜の念をもつ」(男性4.11%、女性2.27%)、「親しみを感じる」(男性7.97%、女性7.78%)、「反感をもつ」(男性15.82%、女性11.35%)、「憎悪の念をもつ」(男性3.99%、女性0.97%)である。他方、女性の方が高い数字を示しているものは、「親しみも反感もない」(女性64.83%、男性55.19%)、「わからない」(女性4.70%、男性3.14%)である(いずれも3大学合計による集計)。

このような傾向は、明確な判断基準をもたず、あるいは判断を回避する者が、女性の側に多いことを物語っているといえよう。肯定的にしる否定的にしる明確な評価を下す者が少ないこととともに「親しみも反感もない」層がきわだっただけで多いからである。

この「親しみも反感もない」層は、〈Q6〉と〈Q7〉とのクロスでは、「今の天皇は政治的に利用されている」(23.75%)、「国民の税金でぜいたくに暮しているのに反感を覚える」(18.11%)、「考えたことがない」(16.94%)、「世襲であることに疑問を感じる」(15.45%)が上位を占める。また、〈Q6〉と〈Q8〉とのクロスでは、「存続」が29.97%で、「廃止」の21.03%よりも多いこと、「あってもなくてもよい」が40.40%にも達することが特徴的である。〈Q6〉と〈Q9〉とのクロスにおいても、「よい」が22.52%、「わるい」が10.76%、「いちがいに言えない」が58.28%と同じような傾向を示している。

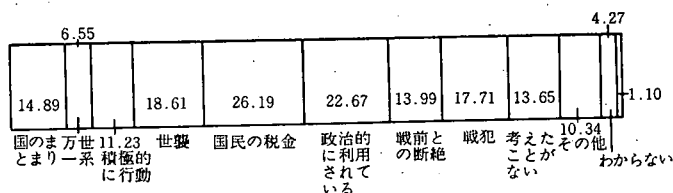
結局、「親しみも反感もない」層の多くは、明確な判断基準を欠いているために、〈Q8〉における天皇制が「あってもなくてもよい」という選択、〈Q9〉における「君が代」や「日の丸」の是非は「いちがいに言えない」という選択を行なうのである。また、〈Q7〉の象徴天皇制の評価では、分散状況がみられるとともに、「今の天皇は政治的に利用されている」、「国民の税金でぜいたくに暮しているのに反感を覚える」、「世襲であることに疑問を感じる」という者が、「考えたことがない」と並んで上位を占めている。これらは、理論的評価に裏づけられた判断というよりはむしろ感覚的判断であるといつてよいであろう。

この「親しみも反感もない」層は、保留的態度を示すのであるが、感覚的判断を受け容れる素地があることに留意されなければならないであろう。マスコミによる皇室ブームや世論操作に最も影響を受けやすいということである。

(b) 象徴天皇制と国民主権 象徴天皇制の評価に関する〈Q7〉では、多い順にみると、「国民の税金でぜいたくに暮しているのに反感を覚える」26.19%、「今の天皇は政治的に利用されている」22.67%、「世襲であることに疑問を感じる」18.61%、「天皇は戦争責任者、戦争犯罪者で

〈Q7〉 憲法第1条によれば、天皇は、日本国の象徴であり国民統合の象徴であって、その地位は主権者国民の総意に基づくこととされていますが、あなたは、この象徴天皇制について、どう思いますか。該当するものにすべて○印をつけてください。

- ① 国のまとまり、国民の心よりどころである
- ② 天皇は万世一系だから、象徴となるのにふさわしい
- ③ 国民の親近感を高めるよう、天皇はもっと積極的に行動すべきだ
- ④ 世襲であることに疑問を感じる
- ⑤ 国民の税金でぜいたくに暮しているのに反感を覚える
- ⑥ 今の天皇は政治的に利用されていると思う
- ⑦ 憲法上、天皇制は戦前と戦後で全くその意味が転換しているのに、今の天皇(裕仁)が戦前からずっと天皇の地位にあるのはおかしい
- ⑧ 天皇は戦争責任者、戦争犯罪者であるから、今の平和主義の憲法のもとで象徴となるのはおかしい
- ⑨ 考えたことがない
- ⑩ その他( )
- ⑪ わからない

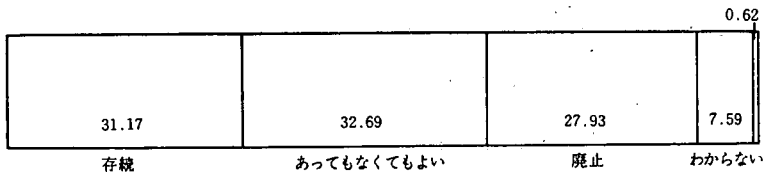


あるから、今の平和主義の憲法で象徴となるのはおかしい」17.71%、「国のまとまり、国民の心のよりどころ」14.89%、「憲法上、天皇制は戦前と戦後で全くその意味が転換しているのに、今の天皇が戦前からずっと天皇の地位にあるのはおかしい」13.99%、「考えたことがない」13.65%、「国民の親近感を高めるよう、天皇はもっと積極的に行動すべきだ」11.23%、「天皇は万世一系だから、象徴となるのにふさわしい」6.55%、となる。4位までが、批判的見解であることに注目されるであろう。

しかるに、天皇制の将来に関する<Q8>では、「存続」31.17%、「あってもなくてもよい」32.69%、「廃止」27.93%という結果になっている。これは、<Q7>において上位を占めた批判的見解が、いずれも国民主権原理から導かれ、あるいは日本国憲法による天皇制の歴史的転換を認識したものではなく、いわば情緒的ないし感覚的批判にとどまるからである。<Q7>と<Q8>

<Q8> 天皇制は将来どのようにあるべきだと思いますか。

① 存続 ② あってもなくてもよい ③ 廃止 ④ わからない



とのクロスでは、「国民の税金でぜいたくに暮しているのに反感を感じる」と答えた者のうち、「廃止」は59.35%、「今の天皇は政治的に利用されている」と答えた者のうち、「廃止」は44.36%、「世襲であることに疑問を感じる」と答えた者のうち、「廃止」は55.32%であることが、そのことを裏付けているであろう。また、<Q8>において「廃止」と答えた者が、その理由として選択しているものを多い順に並べると、「天皇は特別の身分であり、平等の原則に反するから」(51.60%)、「天皇制を存置すると莫大な費用がかかり税金のむだ使いになるから」(46.17%)、「国民の意志とかかわりなく世襲されるのはおかしいから」(45.19%)、「天皇が政治的に利用されることを恐れるから」(43.46%)、「天皇制があると戦前への逆行を促すおそれがあるから」(37.78%)、「国民主権の原理とあいれないから」(28.15%)、「天皇には自由がなくてかわいそうだから」(13.33%)、「天皇がきらいだから」(11.36%)、となる。ここからうかがわれることは、天皇制廃止の理由として指摘されているものは、必ずしも国民主権原理に基礎を置いているものではないということである。

つまり、天皇制に関する意識は、国民主権原理との緊張関係を欠いたままに、併存しているのである。象徴天皇制と国民主権原理との矛盾的契機が自覚化されていないとみることができよう。このことは、<Q4>と<Q6>あるいは<Q4>と<Q8>のクロスにおいて、<Q4>で国民主権を回答した者が、<Q6>あるいは<Q8>で、国民主権を日本国憲法の基本原理として指摘しなかった者と、ほとんど差違のない分布状況を示していることから肯けるであろう。

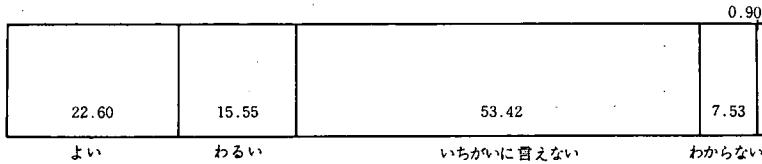
## (2) 「君が代」・「日の丸」

「君が代」・「日の丸」については、53.42%の者が、「いちがいに言えない」とし、「よい」(22.60%)とする者が、「わるい」(15.55%)とする者よりも多い。

<Q7>と<Q9>とのクロスでは、象徴天皇制に批判的評価を与えている回答者のうち、「天皇は戦争責任者、戦争犯罪者であるから、今の平和主義の憲法のもとで象徴となるのはおかしい」とする者は、その42.65%が「わるい」と答え、「いちがいに言えない」とする者48.04%と拮抗し

<Q9> 卒業式、入学式などで「君が代」をうたい、「日の丸」を掲げることについてどう思いますか。

- ① よい ② わるい ③ いちがいに言えない ④ わからない



ていることを除けば、いずれにおいても、過半数を上廻る者が「いちがいに言えない」と答え、「わるい」とする者は30%に達していない。

また、<Q8>と<Q9>とのクロスでは、天皇制の「廃止」を選択した者のうち、「わるい」は37.14%であるのに対して、「いちがいに言えない」は、51.11%である。

このことは、「君が代」・「日の丸」問題が、天皇制イデオロギーの問題として、必ずしも把握されていないことを示すものであろう。先に述べた、天皇制問題の理論的認識の弱さとも共通した事柄であろう。

このように、過半数以上が「いちがいに言えない」と答えているなかで、22.60%の者が「よい」、15.55%の者が「わるい」と明確な判断を与えているのであるが、注目すべきは、その理由である。

<Q9-SQ(1)>において、「よい」とする理由について設問しているが、「国歌・国旗だから当然である」が45.57%、「厳粛な雰囲気になる」が44.95%、「日本を象徴するものとしてよい」が41.90%、「国のまとまりの中心、国民の心のよりどころとして不可欠なものだ」が22.32%となっている。「国歌・国旗だから当然である」や「厳粛な雰囲気になる」に50%近くの者が回答していることは、「君が代」や「日の丸」についての理論的確信を前提とした賛成理由が大勢ではなく、慣例的使用の経験を通じて、「君が代」・「日の丸」を受容するにいたったと考えられるであろう。

次に、<Q9-SQ(2)>における、「わるい」とする理由についての設問では、「特定のイデオロギーと結びついているから」(52.44%)、「戦前の軍国主義国家を連想させる」(49.78%)、「国民の思想的統合をはかろうとするものだ」(42.67%)、「国歌でも国旗でもないから」(35.56%)という回答が大部分を占めている。反対理由に関しては、「君が代」・「日の丸」の歴史的役割・本質についての理解がある程度浸透していることがみうけられる。

### 3 平和・軍事問題に関する意識

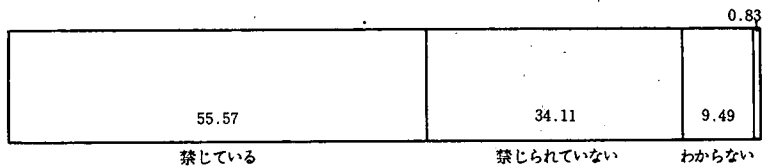
#### (1) 9条・自衛隊

(a) 一般的特徴 まず男女間の差違について指摘することができる。<Q10>に関しては、男性では、「自衛のためでも再軍備や戦争を禁じている」が54.83%、「自衛のための軍備は禁じられていない」が37.71%であるのに対して、女性では、「自衛のためでも再軍備や戦争を禁じている」が59.34%、「自衛のための軍備は禁じられていない」が27.84%となっている。女性の側において、9条解釈がより明確であるといえるが、「わからない」については、女性(11.36%)が男性(7.21%)よりも多い(第3-1図参照)。

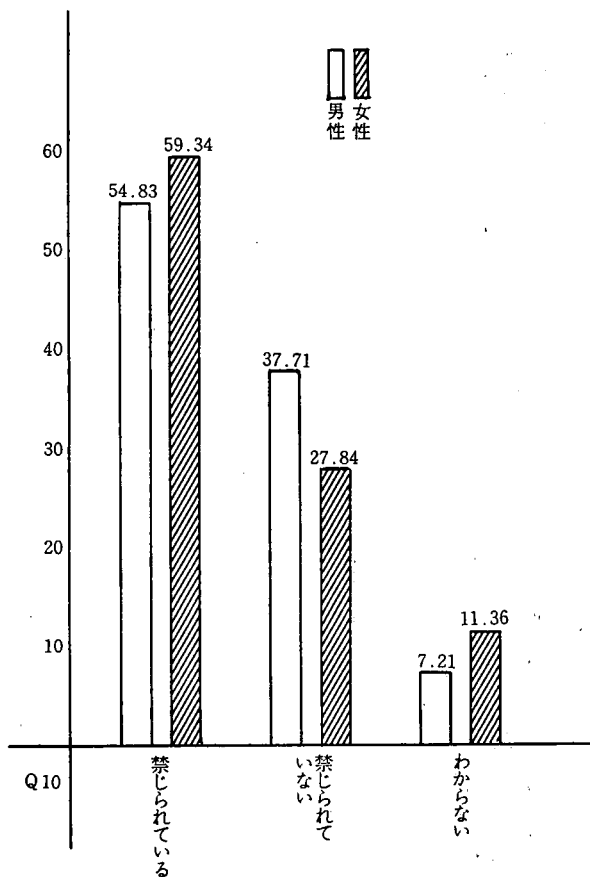
自衛隊の憲法判断についての<Q11>では、男性が違憲53.30%、合憲30.92%であり、女性が違

<Q10> 憲法第9条には、自衛のためという名目でも再軍備や戦争を禁じているという説と、自衛のための軍備は禁じられていないという説がありますが、あなたはどちらの意見ですか。

- ① 自衛のためでも再軍備や戦争を禁じている
- ② 自衛のための軍備は禁じられていない
- ③ わからない



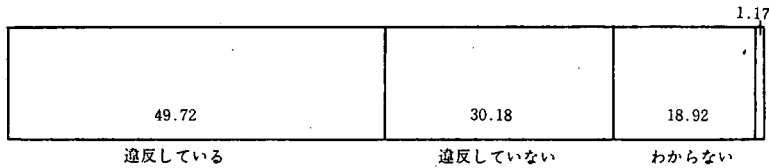
第3-1図



憲49.63%，合憲29.26%となっている。「わからない」が女性では19.63%ある。女子大では、違憲（39.75%）と合憲（31.55%）とでは8.2%の差しか存しておらず、「わからない」が28.71%にも達している。<Q10>において選択された立場が、自衛隊の評価という現実の問題において貫徹させられていないのである。

<Q11> 自衛隊は憲法に違反した存在だと思いますか。

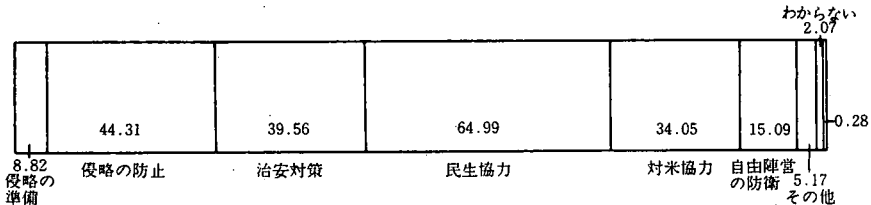
- ① 違反している ② 違反していない ③ わからない



<Q12>では、自衛隊の役割として、男性では、「民生協力」(63.97%)、「侵略の防止」(45.77%)、「対米協力」(35.64%)、「治安対策」(33.85%)、「自由陣営の防衛」(18.97%)、「侵略の準備」(9.36%)の順であるが、女性では、「民生協力」(69.96%)、「治安対策」(46.89%)、「侵略の防止」(39.19%)、「対米協力」(37.73%)、「自由陣営の防衛」(11.72%)、「侵略の準備」(10.26%)の順となっている。「対米協力」や「侵略準備」という自衛隊の本質的役割に関するものについて女性が男性より高い数字を示しているが、それぞれ「民生協力」が第一位になっており、自衛隊の役割に関する評価に大きな差はないといえるであろう。

<Q12> 自衛隊の果たしている役割は何だと思いますか(複数回答可)。

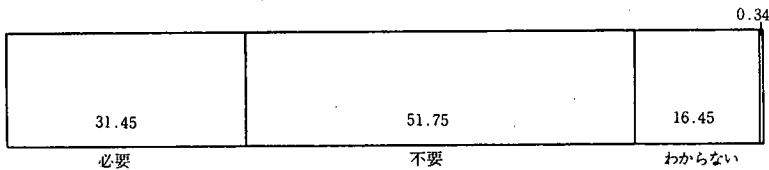
- ① 外国への侵略の準備 ② 外国からの侵略の防止 ③ 国内の治安対策  
④ 災害などの民生協力 ⑤ 対米協力 ⑥ 自由陣営の防衛 ⑦  
その他( ) ⑧ わからない



だが、軍事力としての自衛隊の必要性に関する<Q13>では、男女間の差は著しいものがある。男性では「必要」が37.53%、「不要」が51.41%、「わからない」が11.05%であるのに対して、女性では「必要」が20.15%、「不要」が55.68%、「わからない」が23.44%である。しかし

<Q13> あなたは軍事力としての今の自衛隊が必要だと思いますか。

- ① 必要 ② 不要 ③ わからない

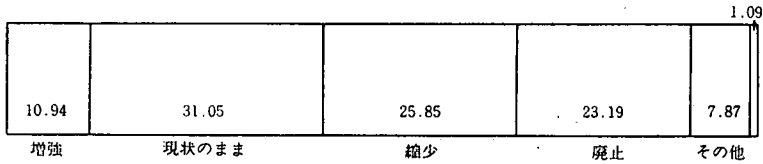


このような判断傾向も、自衛隊の将来に関する<Q14>における選択状況と整合的に結びついているとはいえないであろう。<Q14>では、男性では、「今のままでよい」が28.44%、「廃止する」が26.40%、「縮少する」が21.30%、「増強する」が14.54%となり、女性では、「今のままでよい」(32.60%)と「縮少する」(32.60%)が並び、以下「廃止する」(21.61%)、「増強する」(4.40%)となっているのである。男女を比べると、女性の方は、「増強する」とともに「廃止する」の割合が小さく、「今のままでよい」と「縮少する」の割合が大きいのが特徴である。

次に学年の間では、一般的特徴はあまり明確ではないが、4回生において、「わからない」層が

<Q14> 将来、自衛隊をどうすべきだと思いますか。

- ① 増強する ② 今のままでよい ③ 縮少する ④ 廃止する ⑤ その他 ( )



増大する傾向にある事実を指摘するにとどめておく。4 回生における「わからない」の割合は、<Q10>では9.54% (高知大全体 (以下同じ) 8.31%), <Q11>では21.13% (16.27%), <Q13>では19.17% (14.37%) となっているのである。

(b) 9条解釈と自衛隊の評価 <Q11>と<Q10>とのクロスによれば、自衛隊は違憲であるとする者のうち、87.93%が「自衛のためでも再軍備や戦争を禁じている」を選択し、合憲であるとする者のうち、81.68%が「自衛のための軍備は禁じられていない」を選択している。自衛隊の憲法判断と9条解釈の間には高い相関関係が存していることを認めることができる。しかるに、逆に、<Q10>と<Q11>とのクロスによると、「自衛のためでも再軍備や戦争を禁じている」と答えた者のうち、違憲とする者は82.08%、「自衛のための軍備は禁じられていない」と答えた者のうち、合憲とする者は71.47%となっている。<Q11>と<Q10>とのクロスは相関性よりは低い結果が示されている。このことは、自衛隊の憲法判断という現実政治における具体的な問題との関連から、9条問題を扱うことの重要性を示しているであろう。それとともに、他面では、理論的判断を実際の問題の処理にあたって貫き通す姿勢の弱さをも物語るものであるといえよう。<Q10>と<Q13>との相互間、<Q11>と<Q13>との相互間のクロスにおいても、同様に若干低下している事実は、そのような傾向を裏付けていると考えられるであろう。

このように、<Q10>、<Q11>、<Q13>の相互間においては、かなり高い程度の相関関係が存在するのであるが、問題は、それが<Q12>および<Q14>と結びついていないことである。<Q10>と<Q14>とのクロスによれば、「自衛のためでも再軍備や戦争を禁じている」と答えた者のうち、「廃止する」は38.45%にとどまっている。<Q11>と<Q14>とのクロスでは、自衛隊を違憲とする者のうち、「廃止する」は42.39%であり、<Q13>と<Q14>とのクロスでは、軍事力としての今の自衛隊を不要とする者のうち、「廃止する」は43.73%である。こうした論理一貫性を欠いた判断をもたらしているものは、自衛隊の役割についての認識に原因があると考えられる。

<Q11>と<Q12>とのクロスによれば、自衛隊は違憲であると答えた者が、自衛隊の果たしている役割として選択したのは、「民生協力」(60.22%)、「対米協力」(50.00%)、「侵略防止」(33.39%)、「治安対策」(31.93%)、「自由陣営の防衛」(18.98%)、「侵略準備」(15.33%)となっている。また、<Q13>と<Q12>とのクロスでは、軍事力としての今の自衛隊を不要とする者は、自衛隊の果たしている役割として、「民生協力」(63.90%)、「対米協力」(45.49%)、「治安対策」(33.57%)、「侵略防止」(27.98%)、「自由陣営の防衛」(17.15%)、「侵略準備」(15.88%)を答えている。いずれのクロスにおいても「民生協力」が第一位に挙げられ、全体として同様の傾向を示している。

逆に<Q12>と<Q11>とのクロスにおいて、自衛隊の果たしている役割として「侵略防止」を挙げた者のうち違憲評価を与えている者は39.52%、「治安対策」では44.76%、「民生協力」では48.03%、「自由陣営の防衛」では58.76%、「対米協力」では72.68%、「侵略準備」では84.00%

%となっている。同様に<Q12>と<Q13>とのクロスでは、軍事力としての今の自衛隊を不要とする者は、「侵略防止」では33.33%、「治安対策」では46.97%、「民生協力」では51.01%、「自由陣営の防衛」では52.78%、「対米協力」では65.97%、「侵略準備」では87.13%となっている。さらに、<Q12>と<Q14>とのクロスでは、「廃止する」と答えた者は、「侵略防止」では13.92%、「民生協力」では18.19%、「治安対策」では19.00%、「自由陣営の防衛」では36.81%、「対米協力」では38.54%、「侵略準備」では64.36%となっている。

このようなデータから確認できるのは、自衛隊の性格あるいは本質についての認識が、自衛隊の憲法判断さらにはその将来における選択の判断にあたって、決定的ともいえる影響をおよぼしているであろうということである。

(c) 主権者意識との関連 平和・軍事問題の領域においては、憲法理念と現実の政治状況とのギャップは、きわめて大きいものがある。したがって、平和・軍事問題に関する意識が、知識・認識の段階にとどまることなく、主権者としての価値判断・主体的選択と結びついていることが重要であろう。

まず、現実の政治動向に関する判断との関連について、<Q54>、<Q61>とのクロスを手掛りに検討を行なってみることとする。

<Q10>と<Q54>とのクロスでは、「自衛のためでも再軍備や戦争を禁じている」とする者のうち、「実際に国民の意思が国会に反映していると思う」が1.36%、「思わない」が74.07%、「いちがいに言えない」が22.03%、「わからない」が1.86%であるのに対して、「自衛のための軍備は禁じられていない」とする者のうち、「反映していると思う」が4.04%、「思わない」が61.73%、「いちがいに言えない」が30.46%、「わからない」が2.43%となっている。<Q11>と<Q54>とのクロスおよび<Q13>と<Q54>とのクロスにおいても、同じ傾向が存在している。<Q11>と<Q61-1>とのクロスでは、違憲判断をする者のうち、政府は憲法を「尊重・擁護してきた」が5.46%、「尊重・擁護していない」が36.25%、「じゅうりんしてきた」が15.85%、「いちがいにいえない」が34.43%、「わからない」が7.10%であるのに対して、合憲判断をしている者は、「尊重・擁護してきた」が16.56%、「尊重・擁護していない」が14.06%、「じゅうりんしてきた」が3.44%、「いちがいにいえない」が52.19%、「わからない」が11.88%となっている。さらに注目すべきは、<Q11>と<Q61-2>とのクロスである。ここでは、違憲判断をしている者のうち、最高裁が憲法擁護の役割を「果してきた」が20.51%、「果していない」が24.91%、「いちがいにいえない」が39.74%、「わからない」が14.10%であるのに対して、合憲判断をしている者のうち、「果してきた」が42.14%、「果していない」が5.97%、「いちがいにいえない」が33.02%、「わからない」17.61%となっている。<Q61-2>は高知大において、「果してきた」27.25%、「果していない」15.61%という分布状況であるから、違憲判断をしている者においては、「わからない」層が39.74%あるものの、評価が逆転していることは重要な事実であるといえるであろう。

これらのクロス集計からうかがわれるのは、自衛隊の憲法判断や評価は、その違憲状態をつくり出し承認してきた政府や最高裁に対する評価と結びついているということである。

さらに、<Q10>と<Q51>とのクロス、<Q11>と<Q51>とのクロスでは、9条解釈や自衛隊の憲法判断と投票行動との間には、ある程度の相関関係が存在していることが認められる。

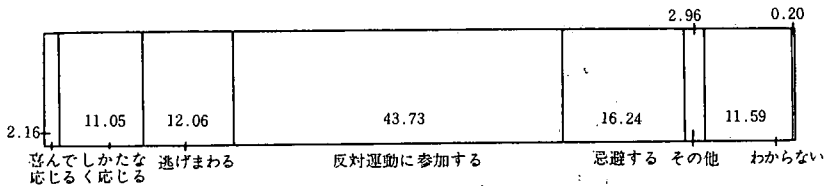
結局、9条や自衛隊に関する意識は、主権者としての意識と結合する可能性があり、主権者としての主体的選択に転化する条件が存在していると指摘することは、あながち誇張ではないであろう。

## (2) 徴兵制

「いやだから逃げまわる」, 「反対運動に参加する」, 「個人として戦争に反対して忌避する」の合計で 72.03% の者が、徴兵制に対して、何らかの行動を伴った反対の意思を示している。職場における思想・信条を理由とした差別的取扱いへの対応についての設問 (Q25) では、「使用者への抗議」 33.98%, 「労働組合に援助を求める」 23.64%, 「労働基準局に訴える」 24.33%,

<Q15> 将来、徴兵制が実施されたら、あなたはどうしますか。

- ① 喜んで応じる ② しかたなく応じる ③ いやだから逃げまわる  
④ 反対運動に参加する ⑤ 個人として戦争に反対して忌避する ⑥ その他 ( ) ⑦ わからない



「裁判に訴える」 12.54% という数字、行政への参加についての設問 (Q48) では、「住民運動をおこす」 22.67%, 「議会に請願する」 14.40%, 「リコール運動をする」 8.68%, 「自分が議員になって解決する」 2.00% という数字 (<Q25>, <Q48>いずれも複数回答可である) と比べてみても、<Q15> における反対の意思表示は高率であることが、まず特筆されるべきであろう。

次に、<Q15>と<Q6>とのクロスでは、徴兵制に「喜んで応じる」者のうち、天皇 (皇室) に「崇拜の念をもつ」者および「親しみを感じる」者が、それぞれ 20.69% ずついる。<Q15>と<Q8>とのクロスでは、「喜んで応じる」者のうち、63.33% が天皇制の存続を選択している。さらに、<Q15>と<Q41>とのクロスでは、「喜んで応じる」者の 19.35% は、都市計画のための土地や家屋の立退を「受け入れる」と回答している。

徴兵制を「喜んで受け入れる」意識の背後には、天皇制イデオロギーあるいは国家との緊張関係を欠いた国家観の影響を、他の者よりも多く受けていることを物語るものであろう。

<Q15> に関しての最大の問題点は、先に高い評価を与えた徴兵制に反対する者たち、とりわけ、「反対運動に参加する」と答えた者たちが、権利侵害に直面した際に、実際にどのような行動を選択するのかということである。

<Q15>と<Q25>とのクロスによれば、「いやだから逃げまわる」者のうち、「誤解をうけないよう、行動に気をつける」が 40.29%, 「事を荒だてたくないのがまんする」が 34.53%, 「使用者に抗議する」が 26.62%, 「職場をすてる」が 20.14% となる。「反対運動に参加する」者は、「使用者に抗議する」が 45.26%, 「労働組合に援助を求める」が 34.53%, 「労働基準局に訴える」が 25.47%, 「行動に気をつける」が 22.95% となる。「忌避をする」者では、「事を荒だてたくないのがまんする」が 36.36%, 「使用者に抗議する」が 33.33%, 「行動に気をつける」が 31.52% となっている。思想・信条の自由の侵害という局面において、実際に行動に出るとはかきらないのである。<Q15>と<Q48>とのクロスにおいても、「いやだから逃げまわる」者の 20.86%, 「反対運動に参加する」者の 8.84%, 「忌避する」者の 16.36% が、「何もしない」と答えている。

また<Q15>と<Q31>とのクロスでは、「反対運動に参加する」という者のうち、社会や政治に対する自分の意見や不満をデモやビラ配布などで表現しようと「思う」者が 23.21% にすぎず、



54.01%の者は「思わない」と答え、22.36%の者が「わからない」と答えている。きわめて矛盾にみちた選択である。

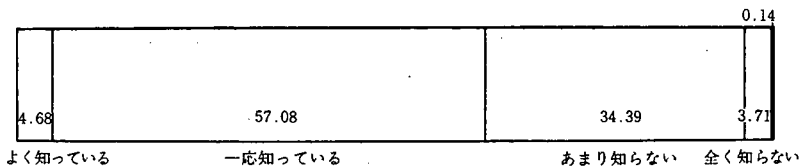
自己や他人の権利擁護に積極的な姿勢をとることによって、〈Q15〉が想定するような局面において、その反対運動が実効的なものとなりうるであろう。彼らにとって、人権の擁護・拡張と平和を守ることが、一体的な課題であることの自覚化こそが必要であろう。

(3) 日米安保条約

「よく知っている」と「一応知っている」を合計すると、61.76%の者が、日米安保条約を知っていることになる。しかるに、〈Q16〉と〈Q17〉とのクロスを見ると、「よく知っている」は、米軍基地について、「好ましい」が1.96%、「好ましくないがやむをえない」が19.61%、「反対」が74.51%であるが、「一応知っている」は、「好ましい」1.96%、「やむをえない」35.07%、「反

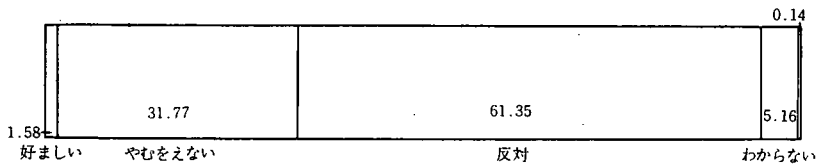
〈Q16〉 あなたは、日米安全保障条約について知っていますか。

- ① よく知っている ② 一応知っている ③ あまり知らない ④ 全く知らない



〈Q17〉 日米安全保障条約によって、日本にはアメリカの軍事基地がありますが、あなたはどう思いますか。

- ① 好ましい ② 好ましくないがやむをえない ③ 反対 ④ わからない



対」61.34%であり、「あまり知らない」は、「好ましい」2.01%、「やむをえない」32.09%、「反対」60.46%という分布を示す。この結果は、安保条約の知識度が、米軍基地の評価を下すにあたって大きな影響をおよぼしていることとともに、「一応知っている」と「あまり知らない」との間では、ほとんど差があらわれていないこと、逆言すれば、「一応知っている」も「あまり知らない」と同視しうるものであることを物語っている。その意味では、日米安保条約について、基本的に「知らない」者が、95.18%いるとみなさなければならないであろう。

次に〈Q10〉と〈Q17〉とのクロスによれば、「自衛のためでも再軍備や戦争を禁じている」は、「好ましい」に0.85%、「やむをえない」に21.36%、「反対」に75.76%となる。「自衛のための軍備は禁じられていない」は、「好ましい」に3.77%、「やむをえない」に50.94%、「反対」に40.43%となっている。〈Q13〉と〈Q17〉とのクロスにおいても同様の傾向があらわれている。「自衛のための軍備は禁じられていない」および「軍事力としての自衛隊は必要」と選択した者は、〈Q17〉においては分散状況がみられる。日本国憲法と日米安保条約との矛盾が深刻であるだけに、9条解釈や自衛隊の必要性についてそのような立場をとる者たちの見解が分かれざるをえないと考えられるであろう。

## (4) 9条改正問題

この憲法意識調査実施時期には、奥野法相発言など、9条問題が重大な社会問題になっており、学生の間においてもそれなりの情報と関心があったはずだと思われるが、〈Q18〉においても「わからない」が23.34%にも達している。女子大では、33.75%が「わからない」と答えている。

〈Q18〉 あなたは、憲法第9条を改正すべきだと思いますか。

- ① 改正すべきである ② 改正すべきでない ③ わからない

18.09	56.91	23.34	1.66
改正すべきである	改正すべきでない	わからない	

〈Q60〉 今、憲法改正をめぐる議論が活発に行なわれています。あなたは改憲・護憲についてどのような意見をもっていますか。

- ① 現行憲法を擁護し、完全実施すべきだ ② 現行憲法を擁護し、平和的民主的条項を完全実施すべきだ ③ さしあたって改正する必要はない ④ 改正すべきだ(解釈改憲も含む) ⑤ もっと民主的な憲法に改正すべきだ

10.45	44.54	24.26	11.07	8.38	1.31
擁護	平和的民主的条項の完全実施	改正不要	改正	民主的に改正	

〈Q10〉と〈Q18〉とのクロス、〈Q11〉と〈Q18〉とのクロス、〈Q13〉と〈Q18〉とのクロスを見ると、「自衛のためでも再軍備や戦争を禁じている」とする者の69.52%が、自衛隊を違憲とする者の71.51%が、軍勢力としての自衛隊を不要とする者の68.97%が、それぞれ、9条を「改正すべきでない」としている。9条解釈や自衛隊の評価と9条改正問題との間には、高い相関関係が存していることを示しているであろう。

さらに、〈Q18〉と〈Q10〉とのクロス、〈Q18〉と〈Q11〉とのクロス、〈Q18〉と〈Q13〉とのクロスにおいても、相関性はみられるが、逆のクロスに比べると低い割合となっている。先に〈Q10〉、〈Q11〉、〈Q13〉の相互間のクロスに関連して触れた問題と同様のことを、ここでも指摘することができるであろう。つまり、理論的な把握や認識を、現実の行動において具体化する、あるいは貫徹する姿勢の弱さである。

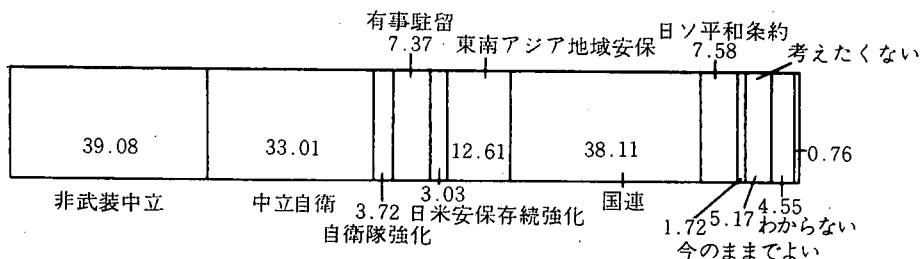
## (5) 将来の安全保障体制

男女間で差違がみられる。上位3位までを挙げると、男性では、「国連による集団安全保障体制」(37.56%)、「非武装・中立」(35.38%)、「中立・自衛」(35.13%)であるが、女性では、「非武装・中立」(46.52%)、「国連による集団安全保障体制」(42.12%)、「中立・自衛」(31.87%)となっている。

まず、「非武装・中立」は、女性により多く支持されているのだが、自衛隊の問題との関連が不明確である。〈Q19〉と〈Q14〉とのクロスでは、「非武装・中立」を選択した者のうち、自衛隊の将来について、「廃止する」が47.17%、「縮小する」が31.20%、「今のままでよい」が13.51%

<Q19> あなたは、日本の安全保障は将来どうあるべきだと思いますか。該当するものすべてに○印をつけてください。

- ① 日本を中立国にし、かつ非武装でいるべきである
- ② 日本を中立国にし、自衛を行なう
- ③ 自衛隊だけで国を守れるよう、自衛隊を軍隊にし、強化する
- ④ 自衛隊は保持しつつ、日米安全保障条約を当面存続させ、有事の際にのみ米軍の駐留を求める
- ⑤ 日米安全保障条約を存続・強化する
- ⑥ 東南アジア諸国と地域的安全保障体制をつくる
- ⑦ 国連による集団安全保障体制を確立する
- ⑧ ソ連と平和条約を結ぶ
- ⑨ 今のままでよい
- ⑩ さしあたりは考えたくない
- ⑪ わからない



%, 「増強する」が0.74%となっている。「非武装」を要求しておきながら、自衛隊の廃止を求めない者が50%を越えていることは、判断の一貫性に疑義を差し挟まざるをえないであろう。次に「中立・自衛」については、その内容が問題となろう。<Q19>は複数回答を認めている設問だが、<Q19>と<Q19>とのクロスによって、「中立・自衛」を回答した者が同時に選択しているのは、「国連による集団安全保障体制」(34.62%)、「東南アジア諸国との地域的安全保障体制」(12.36%)、「日ソ平和条約」(7.97%)、「自衛隊の強化・軍隊化」(6.32%)、「日米安保条約の存続と有事駐留体制」(4.67%)となっている。「中立」の内容が、国連による集団安全保障体制と結びついていることに、注目されるであろう。この国連による集団安全保障体制は、現実的基盤を欠くところが大きいのであるが、地域的安全保障体制の限界を克服し、日本国憲法前文にいう「諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持」するという理念の具体化たる位置づけを与えうるものであるかどうか検討の余地が残されているであろう。

#### 4 基本的人権に関する意識

憲法意識は憲法の実現過程における重要かつ不可欠の要素であり、具体的行動を誘発しあるいは規制する役割を果たすのであるが、基本的人権の実現過程においては、そのことは、より明瞭な私たちでとらえることができる。すなわち、基本的人権の実現の態様と度合は、一方では国民の意識とその発現形態としての実践と行動の量と質とによって、他方ではそれに対応するさまざまな社会的諸関係によって、規定されており、その規定関係は可視性を比較のもっているからである。したがって、ここでは、それらの規定関係を念頭におきつつ、とりわけ憲法(人権)感覚・憲法知識と主体的実践・行動との関係に力点を置いて分析を試みることにする。

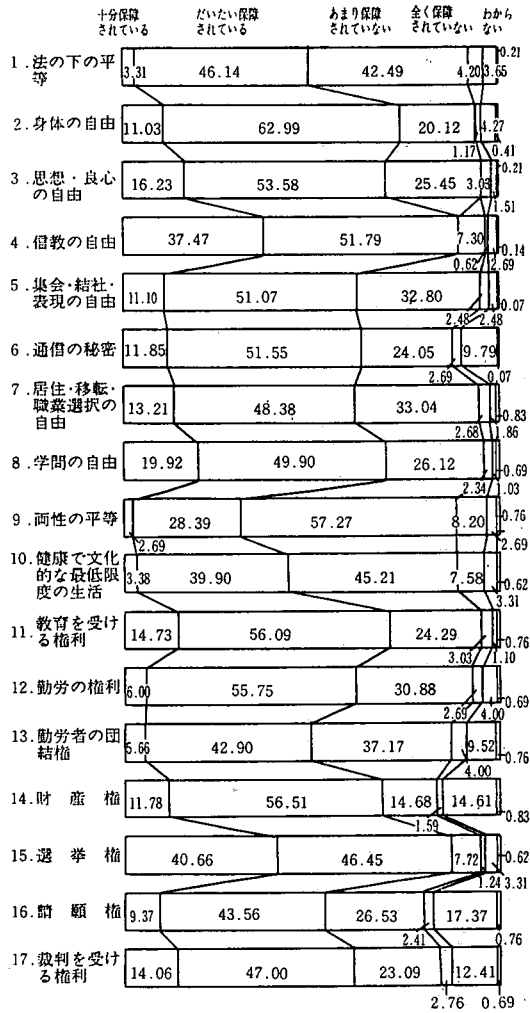
##### (1) 権利感覚の概観

まず、<Q20>で、きわめて一般的に基本的人権の充足度に関する質問を行なった。その3大学全体の傾向は、第4-1図に示されるごとくである。「十分保障されている」と「だいたい保障されている」の充足感をもつ者は、ほぼ6割を越えており、とくに<Q20-4>信教の自由と<Q20-15>選挙権では、40%前後の者が「十分保障されている」と回答し、85%以上の者が充足感をもっていることを示している。このことは、信教の自由については、経験的であれ知識としてであれ、侵害の事実が多くないと感じており、また、選挙権については、きわめて一般的な意味での選

第4-1図

<Q20> 次に挙げる基本的人権は、保障されていると思いますか。それぞれについて回答してください。

- ① 十分保障されている ② だいたい保障されている ③ あまり保障されていない ④ 全く保障されていない ⑤ わからない



挙権の行使を念頭においているためであると思われる。

これに反して、<Q20-1>法の下での平等では49.45%、<Q20-9>両性の平等では31.08%、<Q20-10>生存権では43.28%、<Q20-13>労働基本権では48.56%の者が充足感をもっているにすぎないことを示しており、平等権や「社会的基本権」に対する関心の高さと権利感覚の鋭さがうかがわれる。

また、<Q20-9>両性の平等では、回答者のうちで女性の占める割合が多い文学部および教育学部、女子大、短大において、充足感をもたない者が70%前後に達していることは注目されてよい。さらに、<Q20-13>労働基本権では、勤労経験をもつ学生のいる短大において、「あまり保障されていない」54.67%、「全く保障されていない」14.67%と、他と比較して充足感をもたない者の割合がきわめて多いこと、並びに女子大において、「わからない」と判断留保する者が16.04%と多いことが目立つ。

さらに、＜Q20-14＞財産権で14.61%、＜Q20-16＞請願権で17.37%、＜Q20-17＞裁判を受ける権利で12.41%の「わからない」層が存在するが、これについては、学生にとってさほど身近でない事柄、経験がない事柄、したがって具体的・経験的に認識しえない事柄であるがゆえに、判断留保したものと考えられる。

ここでは、一般的な人権感覚を概観しうるにすぎないが、しかし、いずれにせよ、ここで大まかにとらえられた人権感覚の特徴は、以下の個別的な基本的人権に関する意識との関連において、再吟味されることになろう。

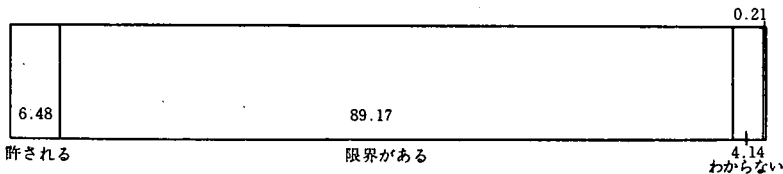
(2) 「自由権」に関する意識

「自由権」に関する意識を判定する場合、対応の差が最も顕著にあらわれるのは、思想の自由、表現の自由の問題であろう。なぜなら、前者については、現在の日本の社会体制とのかかわりにおいて、また後者については、その「自由権」行使にあたって他の権利・自由との衝突の可能性の存在という点において、その「自由権」の内容と限界が問われるからであり、したがってまた、これらの権利はしばしば侵害・制限を受けるがゆえに、侵害・制限を受けた際の対応が各人に求められるからである。

(a) 表現の自由の内容と限界 表現の自由(Q33)については、89.17%が「一定の限界がある」とし、その限界について(Q33-SQ)、「プライバシーを侵害するようなもの」を回答している者が70.78%、「社会の風紀を乱すような映画・雑誌・本」が18.68%、また「きわめて過激

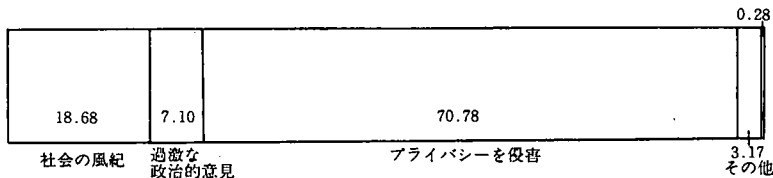
＜Q33＞ 憲法上、「言論・出版・表現の自由」が保障されていますが、あなたはどんなことでも発言したり、文書に書いたりすることが許されると思いますか。

- ① どんなことでも許される ② 一定の限界がある ③ わからない



＜Q33-SQ＞ ② と回答した人だけ 答えてください。その限界とはどんな場合でしょうか。

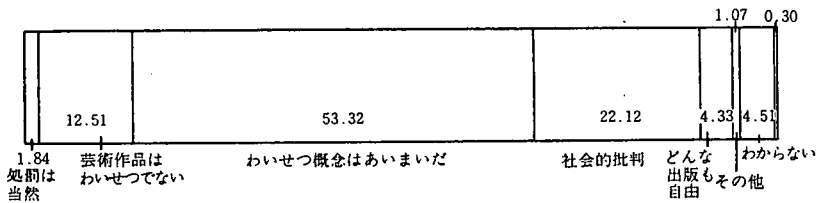
- ① 社会の風紀を乱すような映画・雑誌・本 ② きわめて過激な政治的意見 ③ プライバシーを侵害するようなもの ④ その他( )



な政治的意見」が7.10%である。このうち、「きわめて過激な政治的意見」の内容は必ずしも明らかではないが、＜Q33-SQ＞と＜Q18＞とのクロスにおいて憲法第9条を「改正すべきである」と回答した者の割合が28.57%と、＜Q18＞での高知大全体の18.16%に比してかなり高率であること、逆に「改正すべきでない」が高知大全体の58.94%に対して51.19%となっているところから推測することができよう。

<Q29> 文学作品、例えば D.H. ロレンス作「チャタレー夫人の恋人」という小説を、わいせつ文書であるという理由から、その出版・販売を処罰することについて、どう思いますか。

- ① わいせつ文書には出版の自由の保障はなく、処罰されるのは当然である ② 芸術作品はわいせつとは考えられないから、わいせつを理由に処罰することは、出版の自由に反する ③ 何がわいせつかは、時代や人によって判断が異なるので、わいせつというあいまいな概念を基準にして、処罰するのはおかしい ④ わいせつ文書にも出版の自由の保障があるから、その規制は刑罰ではなく、社会的批判にゆだねるべきだ ⑤ どんなものを出版することも自由である ⑥ その他 ( ) ⑦ わからない

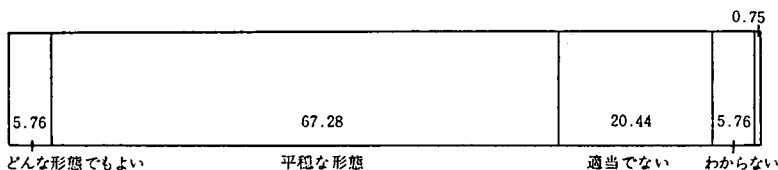


表現の自由に関連して、わいせつ文書の出版・販売 (Q29) が問題になるが、この点について、「処罰されるのは当然」とする者が1.84%であるのに対して、芸術作品はわいせつ文書にはあたらないとする者が12.51%、あいまいな概念による処罰を不当とする者53.32%である。ここでの特徴は、『チャタレー夫人の恋人』という文学作品が例示されていることとも関係するかもしれないが、芸術作品はわいせつ文書にあたらないとする者の割合が文学科の学生において高い (20.83% > 高知大全体12.98%) こと、また、女性 (9.09%) より男性 (14.36%) に多いこと、さらに、53.32%が「わいせつ」というあいまいな概念によって処罰されている現状に対する批判的意識をもってしていることである。そして、全体的には、処罰を当然とするのではなく、すなわち、公権力による取り締まりを承認するのではなく、社会的な批判に委ねるべきと考える者が少なくない。

(b) デモに対する態度 表現の自由の最も典型的な事例としてデモ・ピラ配布がある。デモの形態について、「どんな形態でもよい」者 (5.76%) は多くなく、67.28%の者が「平穏な形態」で行なうべきだと考えている。これに対し、デモ自体を「表現の手段として適当ではない」と考えている者が20.44%存在し、その比率はとくに女子大において高い (23.44%) が、しかしこれを必

<Q30> あなたはデモについてどう思いますか。

- ① デモは表現の一つの手段だから、どんな形態でもやってよい ② デモは表現の一つの手段だが、平穏な形態でやるべきだ ③ デモは、交通を妨げるなど、市民の迷惑になるので表現の手段としては適当でない ④ わからない

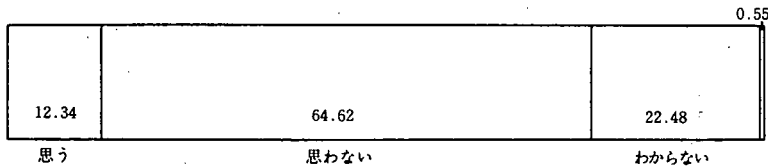


ずしも男女差だとみることにはできない (高知大男性20.95% > 高知大女性17.65%)。この選択肢に関しては、いかなるデモ観をもっているかの説明が要請される。また、デモに対する公安条例の規制については、デモに対して交通を妨害するものとのマイナス評価のもとに規制を当然視する者 (25.84%) よりも、マイナス評価をせず交通整理を必要と考えている者 (35.22%) の方が多いことは、平穏な形態のデモを前提としつつ、デモを表現の手段としてとらえている者が多いことを示

している。しかし、デモ隊について暴徒化する危険があるとみる者が16.20%もあることは、国民の表現の手段としてのデモの位置づけにおける問題があるとともに、デモに関する報道やそれを通しての世論操作による影響がみうけられるといえよう。

ところで、学生は、社会や政治に対する自分の意見や不満をデモやピラ配布によって表現しようと思っているか否か、が問題となる。〈Q31〉の設問に対する回答は、下のグラフに示されるよう

〈Q31〉 あなたは、社会や政治に対する自分の意見や不満をデモやピラ配布などで表現しようと思いませんか。  
 ① 思う ② 思わない ③ わからない



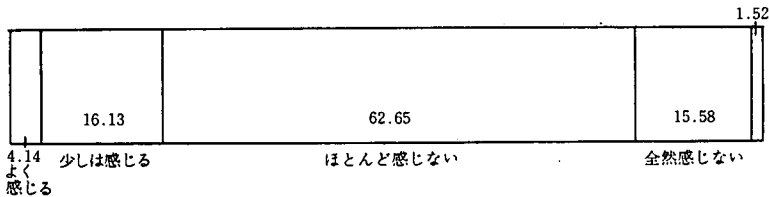
に、意思表示の手段として、最も安上がりなデモ・ピラ配布の手段を用いようと思う者はきわめて少ない。「思う」者の割合は、短大(17.33%)が最も多く、次いで高知大(13.91%)、女子大(5.97%)の順になっており、また、高知大においては男性(15.06%)の方が女性(10.99%)より多い。ここでは男女間の差が認められる。「思わない」層が64.62%存在することをどう考えるかが問題となる。デモ・ピラ配布による意思表示をしようとする「思わない」ということは、客観的には手近な表現の手段をもたないことを意味するが、そうであれば、必然的に、自己の意思表示そのものをしないことになる。ここでは、「思わない」層は、デモ・ピラ配布を一部の積極的部分の行動だと考えている(デモ観)から「思わない」のか、それとも、さらに一步すすめてデモ・ピラ配布による表現に限らず自らの意思を対外的に表現すること自体をも含めて「思わない」のかが問われよう。加えて、「わからない」層が22.48%存在することについては、「思わない」と回答しなかったところに依拠しつつ分析すれば、表現手段としての意義は認めつつも積極的行動のできない層と考えるとよいであろう。また、他の設問とのクロスを通してわかることは、デモ・ピラ配布による意思表示をしようとする「思う」層は、「思わない」層と比較すると、天皇に対しては反感をもち(〈Q31〉×〈Q6〉クロス、思う30.20%>思わない12.43%)、徴兵制が実施されたら反対運動に参加し(〈Q31〉×〈Q15〉クロス、思う72.37%>思わない37.05%)、米軍基地(〈Q31〉×〈Q17〉クロス、思う80.27%>思わない54.95%)や9条改正(〈Q31〉×〈Q18〉クロス、思う73.97%>思わない57.33%)には反対である者がきわめて多いというように、天皇制、平和・軍事問題に対しては一貫して批判的な態度を示し、また、表現の自由の侵害に対しては裁判所で争い(〈Q31〉×〈Q21〉クロス、思う60.54%>思わない33.73%)、公務員のストライキは承認されるべきだと考え(〈Q31〉×〈Q39〉クロス、思う70.55%>思わない45.62%)、弁護士抜き裁判など社会問題に対する関心も高く(〈Q31〉×〈Q42〉クロス、思う44.22%>思わない14.22%)、さらに、行政についての要求・苦情は住民運動を通して解決しようと考え(〈Q31〉×〈Q48〉クロス、思う60.54%>思わない16.99%)、選挙の際の投票行動への参加率も高い(〈Q31〉×〈Q51-2(2)〉クロス、思う64.38%>思わない43.77%)など、他の権利感覚、人権意識、政治・社会問題への関心、主権者としての行動などのいずれの点でも、きわめて高い相関がみられる。これに対して、「思わない」層は逆の対応を示しているが、とくに注目されることは、意思表示の仕方において、職場における思想・信条を理由とする不利益待遇(〈Q31〉×〈Q25〉クロス)にあたっては、「誤解をうけないよう行動に気をつける」(35.16%>高知大全体(以下同じ)30.37%)や「事を荒立てたくないのがまんする」(32.50%>28.10%)との対応が相対的には目立ち、また、行政についての要求・苦情の解決(〈Q31〉×〈Q48〉クロス)のためには、住民運動や請願によらず、行政への相談、選挙の際の投票、あるいはマスコミへの投書を行なう。そして注目されるのは、デモ

・ピラ配布による意思表示をしようと「思わない」者は、「思う」者との対比において、「何もしない」者の割合が著しく高いことである（14.92%＞3.40%）。これらのことを総合して考えてみるならば、デモ・ピラ配布による意思表示をするか否かは、デモ観の相異のみならず、そもそも、自己の意思表示そのものをしようとするか否かの姿勢の相違も大きく影響しているといえよう。また、支持政党別の相違も興味深い。

### （3） 平等権に関する意識

自分の身の回りで不平等感・差別感をもつ者（20.27%）は、「ほとんど感じない」と「全然感じない」を合計した者（78.23%）と比較すると、極端な差がみられる（Q23）。これについては、＜Q20-1＞で法の下の平等について充足感をもっている者が49.45%、もっていない者が46.69%であったことと比べると、かなりの相違がみられる。また、不平等感・差別感をもつ者の割合は男

＜Q23＞ あなたは家庭や学校や地域など、あなたの身の回りの生活の中で、不平等な扱いを受けたり差別されたと感じることはありますか。  
 ① よく感じる ② 少しは感じる ③ ほとんど感じない ④ 全然感じない



性（17.28%）より女性（21.77%）の方にやや多く、逆に、もたない者の割合は男性（82.08%）より女性（77.86%）の方がやや少ない。さらに、支持政党別（＜F10＞×＜Q23＞クロス）では、不平等感・差別感をもつ者の割合は共産（29.03%）、公明（22.22%）、社会（17.39%）、自民（15.17%）、民社（7.14%）の順になっている。一方、差別感の例は、3大学全体では性別による差別、教育・学歴による差別を挙げる者が多いが、性別による差別を挙げる者は、当然のことながら女子大および女性の回答者の占める割合が大きい文学部、教育学部などに多い。また教育・学歴による差別を挙げる者が、とくに経済学科の学生に多いが、これは、高知大の場合、共通一次試験や就職問題が微妙な影響をおよぼしているからだと思われる。

次に、現行制度のうちで「法の下平等」に反すると思われるものを選択させた＜Q24＞の回答について注目されるのは、まず、女子労働者保護規定を置いていることを「法の下平等」に反するとしている者が女子大に多い（15.99%＞高知大13.15%＞短大5.33%）ことである。しかし高知大の男女の比においては男性（14.62%）の方が女性（8.42%）よりかなり高い数値を示しているため、これを男女差とすることはできない。むしろ、女子大に学ぶ学生にある「気負い」あるいは「甘えの構造」への反発による結果と考えた方がよからう。また、短大において少ないのは、勤労経験が大きく影響し、社会問題のとらえ方に差があらわれたものと考えられる。

次に注目されることは、3大学全体を通じて一票の価値の不平等の問題と国籍法上の問題を挙げている者が60～70%に達することである。前者については近時、多数の判決が出されており、また後者については、この調査時期の少し前（1981年3月30日）に東京地裁で国籍確認訴訟の判決が出され、ジャーナリズムにもこの問題が大きく取り上げられていたという時期的問題の影響によるものと考えられる。また、後者についてはとくに女性の選択率が高いことは、問題の性質上うなずかれる。

第三に注目されることは、尊属殺を選択している者の割合が23.71%とかなり低いことである。このことは、家制度のイデオロギーが残存していることの反映とみるほかはないであろうが、さらに、尊属殺を「法の下平等」に反するとしている者の割合が「天皇・皇室を置いている」ことを「法の下平等」に反するとしている者（33.84%）よりも少ないことと併せ考えると、天皇に関



する意識と尊属(肉親)に関する意識には、自分からの距離という点ともかかわって、同一視しえない複雑な感情がからみあっていてと考えられよう。

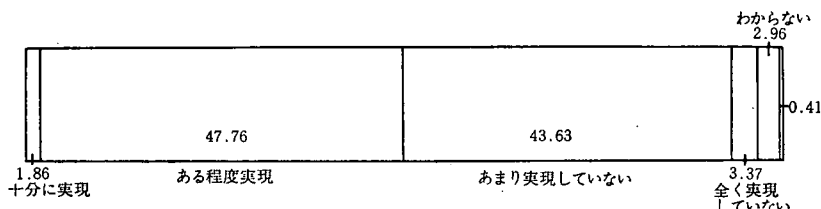
第四に、公務員に対してストライキが禁止されていることを「法の下での平等」に反するとしている者についてみるならば、選択率の最も高いのは短大(69.33%)で、文学部(55.13%)、教育学部(53.31%)がこれに続き、女子大(37.30%)が最も低いことを示している。短大にあっては勤労経験の有無が、文学部および教育学部にあっては多くが教員(教育公務員)を希望職種としているがゆえに、かかる数値となってあらわれたと考えられる。なお、女子大については、<Q39>との関係で別に言及するのでここでは触れない。

#### (4) 「社会的基本権」に関する意識

(a) 生存権 「健康で文化的な最低限度の生活」について、<Q20-10>では「保障されていると思いますか」と質問し、<Q34>では「どの程度実現していると思いますか」と質問しているが、回答結果に微妙な差がみられる。「十分に保障されている」が3.38%に対して「十分に実現している」が1.86%、「だいたい保障されている」が39.90%に対して「ある程度実現している」が

<Q34> 憲法第25条が権利として保障している「健康で文化的な最低限度の生活」について、わが国では、どの程度実現していると思いますか。

- ① 十分に実現している ② ある程度実現している ③ あまり実現していない ④ 全く実現していない ⑤ わからない



47.76%、「あまり保障されていない」が45.21%に対して「あまり実現していない」が43.63%、「全く保障されていない」が7.58%に対して「全く実現していない」が3.37%となっているのである。「保障」と「実現」についての認識の差というよりは、<Q20-10>が一般的抽象的設問形式であるのに対して、<Q34>がより具体的であるために、このような差がもたらされたとみるべきであろう。そして、抽象的設問である<Q20-10>では、「保障されている」が43.28%であるのに対して「保障されていない」が52.79%であるが、具体的設問である<Q34>では、「実現している」が49.62%であるのに対して「実現していない」が47.00%となっており、<Q20-10>と<Q34>とでは権利の保障・実現についての評価が逆転している。「健康で文化的な最低限度の生活」についての評価を与える際の具体的素材となるべき社会経験の不足が、このような矛盾した回答結果を生みだしているのであろう。そのことは、<Q34>に関して、短大においては、「実現している」が36.84%、「実現していない」が60.53%となっており、高知大、女子大における結果と著しく異なっていることをも説明しているであろう。つまり、勤労学生たる短大生の社会経験・生活実感が、生存権の実現の評価について、より厳しい判断を与えているのである。

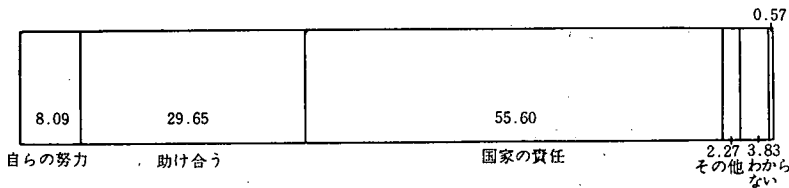
生存権についての判断と他の基本的人権に関する意識の相関関係をみると、<Q34>と<Q43>とのクロスでは、裁判を受ける権利について「保障されている」と回答したものは、「十分に実現している」では61.11%、「ある程度実現している」では30.83%、「あまり実現していない」では20.22%、「全く実現していない」では7.14%となっており、他方「保障されていない」は、それぞれ

22.22%, 46.25%, 55.48%, 80.95%である。生存権の現状認識は、他の権利の保障状況についての判断との間に、高い相関関係が存することが示されている。また、〈Q34〉と〈Q31〉とのクロスでは、デモやピラ配布を行なう意思があると回答している者は、「十分に実現している」では5.88%、「ある程度実現している」では7.69%、「あまり実現していない」では19.61%、「全く実現していない」では38.10%となっており、権利行使に向けての積極的姿勢とも結びついている。問題は、具体的な事案において、権利実現のためにどのような行動を選択するかということであるが、これについては、後に触れることとする。

次に、〈Q34-SQ〉における生存権実現の責任主体については、自助努力が8.09%、社会連帯が29.65%、国家責任が55.60%となっている。男女の比較では、自助努力が男性では11.17%、女性では3.25%であり、国家責任が男性では49.87%、女性では68.29%となっていることが注目される。ただし、女子大では、自助努力が4.58%と同様の傾向を示しているが、国家責任は47.33%であり、高知大、短大に比してかなり低い数字を示している。また短大では、国家責任が73.91%を占めている。

〈Q34-SQ〉 ③ ④ と回答した人だけ教えてください。では、どのようにしたらよいと思いますか。

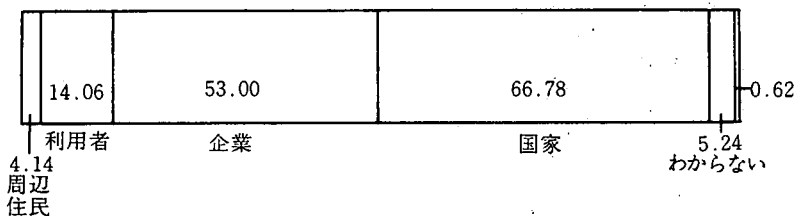
- ① 自らの努力で生活水準の向上をめざす
- ② 社会の中で、お互いに助け合うべきである
- ③ 国家が責任をもつべきである
- ④ その他( )
- ⑤ わからない



このように、国家責任を追求するものが最も多いのであるが、その姿勢は必ずしも一貫しているとは言えないものがある。〈Q34-SQ〉と〈Q35〉とのクロスでは、〈Q34-SQ〉で国家責任を答えた者のうち、77.03%が公共輸送機関の騒音などによる公害は「国の責任で解決すべきである」としており、相関関係が認められるものの、教育費に関する〈Q37〉とのクロスでは、相関関係は低くなっている。例えば、〈Q34-SQ〉で国家責任と答えた者のうち、〈Q37〉の大学教育の教育費について、「完全に無償」が17.45%、「無償が原則だが、一部自己負担」が26.51%、「自己負担が原則だが、一部公的負担」が49.33%、「全面的に自己負担」が6.71%となっており、受

〈Q35〉 国鉄新幹線や大阪空港などの公共輸送機関の騒音などによる公害が問題となっていますが、どのように解決すべきだと思いますか(2つ以内で複数回答可)。

- ① 公共輸送は重要なので、周辺住民は我慢しなければならない
- ② 利用者(乗客)が、公害防止費用を負担すべきである(割増運賃など)
- ③ 企業(国鉄や航空会社)の責任で解決すべきである
- ④ 国の責任で解決すべきである
- ⑤ わからない



益者負担論に近い立場を示しているのである。

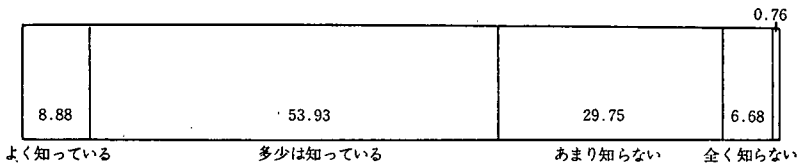
また、権利実現に向けての具体的行動については、〈Q34—SQ〉と〈Q48〉とのクロスによれば、国家責任を答えた者のうち、39.86%が「行政に相談する」、36.82%が「マスコミに投書する」、37.16%が「次の選挙で解決してくれそうな人に投票する」、31.76%が「住民運動をおこす」と回答しているが、これらの数字は、自助努力あるいは社会連帯と答えた者と比べて必ずしも高いものとはなっていない。住民運動については、自助努力と答えた者の方が高いのである(31.91%)。さらに、「言っても仕方がないから何もしない」と答えた者が9.80%もいるのである。これらのことは、現状についての認識と権利実現に向けての具体的行動とが十分に結びついていないことを示しているであろう。

(b) 教育を受ける権利 教育を受ける権利については、教育の内容にかかわる事項と教育の条件整備にかかわる事項が不可分に連関してさまざまな問題が提起されている。したがって教育を受ける権利に関する意識は、多面的に検討せざるをえない。

まず第一に、教育の内容にかかわる事項のうち近時とくに大きく社会・政治問題化したのは、教科書検定および教科書裁判の問題である。教科書裁判については、62.81%の者が「よく知っている」または「多少は知っている」と回答しているが、他方で29.75%の者が「あまり知らない」としている。「全く知らない」者が農学部(11.76%)に目立つが、逆に教育学部では、問題の性質上、

〈Q27〉 現在、教科書検定の合憲性をめぐっておこなわれている、いわゆる「教科書裁判」について知っていますか。

- ① よく知っている ② 多少は知っている ③ あまり知らない
- ④ 全く知らない

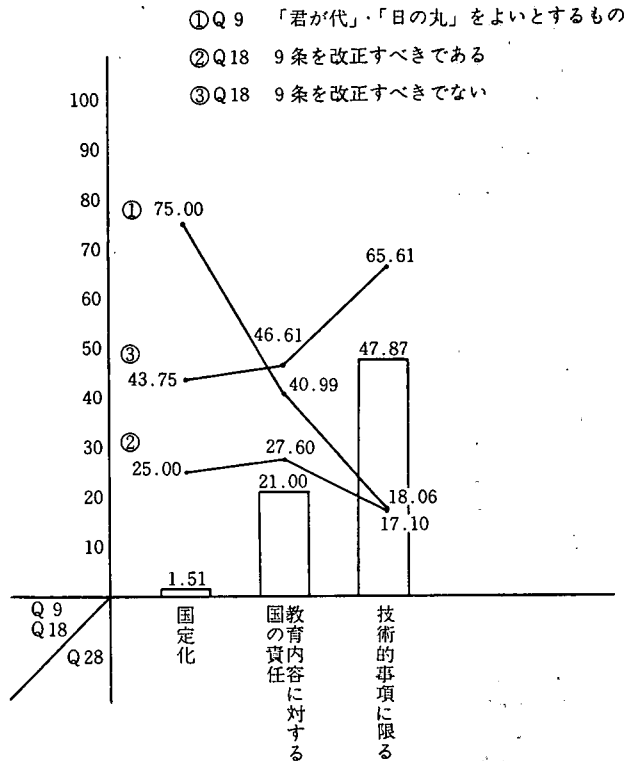


その割合は低い(3.31% < 3大学全体 6.68%)。また、教科書裁判の知識度は、他の社会問題、例えば〈Q42〉弁護人抜き裁判、あるいは〈Q45〉えん罪事件などの知識度と相関し、さらには、〈Q51〉投票行動への参加、〈Q61〉の政府・最高裁判所の憲法尊重・擁護義務の実態への批判的評価と相関しているが、他方、思想・良心の自由(Q20—3)、表現の自由(Q20—5)、学問の自由(Q20—8)の充足度とは逆相関の関係にあることがわかる。

また、〈Q28〉の教科書検定制度についての見解では、まず、検定制度のあり方について、教科書の国定化を求める者はきわめて少数(1.45%)であるが、教科書の内容に国が責任をもつべきだとする者が20.95%おり、また、検定は内容にわたるべきではなく「技術的な事項にかぎる」との見解が47.76%を占めている。さらに一步進んで教科書は教育関係者が作成すべきだとする者は45.69%である。とくに教育学部の学生についてみるならば、検定は技術的事項に限るとする者の割合が相当高い(54.78%、文学科の方が55.13%と若干高い)が、他方、教科書は教育関係者が作成すべきだとの問題意識をもつ者の方が、検定を一応承認したうえで技術的事項だけならよいとの限定を付している者よりも少ないところに、現在の検定制度のもつ問題点の根本的克服との関連で、若干の不安を感じざるをえない。ちなみに、理学部、農学部および経済学科では、教科書は教育関係者が作成すべきだとする者が技術的事項に限るとする者よりも多いか、または同率であることに注目したい。なお、教科書検定制度のあり方に関する三つの見解の相違は国家観の差異に由来すると考えられ、〈Q9〉での「君が代」・「日の丸」に対する態度や基本的人権の充足度において、

## 第4-2図

教科書検定に対する考え方(Q28)と平和・軍事問題における態度との関係

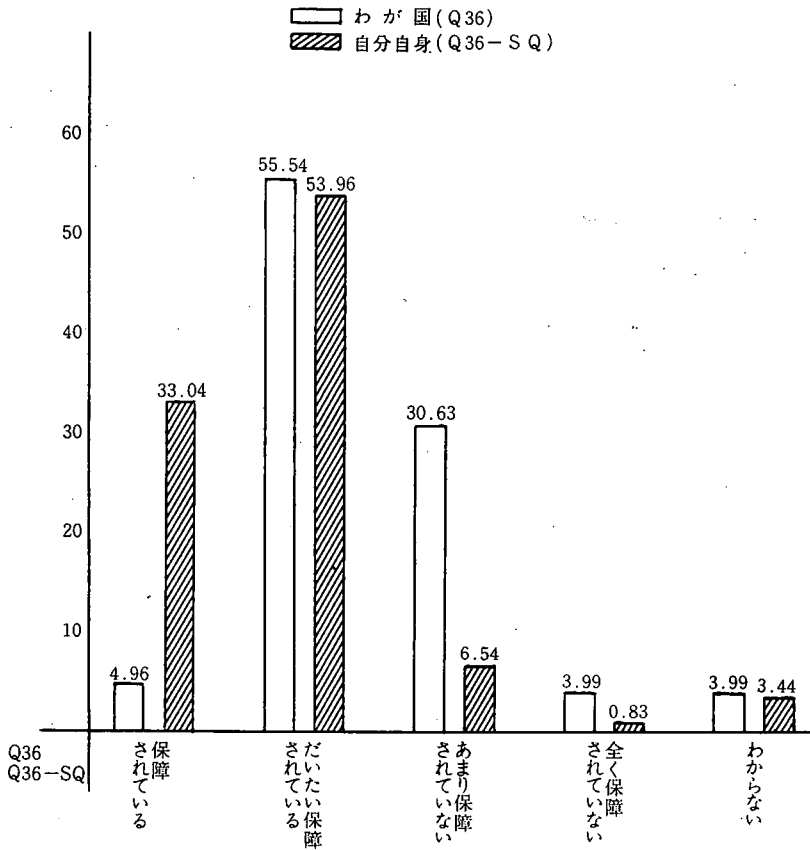


国家・公権力への信頼性の高い者（国定化>国の責任>技術的事項）ほど「君が代」・「日の丸」を「よい」とする者が多く、あるいは権利の充足度が高いことがわかる（第4-2図参照）。<Q61>における政府・最高裁判所の憲法尊重・擁護義務の評価においても同様である。

さらに、現在の教科書検定制度をどのようにとらえているかという点についてみるならば、「教育の自由に反する」が37.90%、あるいは「学問の自由を侵害する」が35.15%に対して、「検閲にあたる」が27.43%というように、検閲=表現の自由の問題としてとらえている者の割合が相当低いことを示している。このこと自体は、教科書検定問題についての認識の実状をうかがわせるものであるが、しかし、現実には争われている教科書裁判において、検定が検閲にあたるか否かが重大な争点の一つになっていることの理解が必ずしも十分だとはいえないことを示すものでもある。そして、これらの見解を示す数値を逆にみるならば、教科書裁判についての知識を問うた<Q27>における「よく知っている」と「多少は知っている」とを合計した「知っている」層が62.81%であることとの関係で、検定制度の本質を理解している者は決して多くないといわざるをえないであろう。

第二に、教育を受ける権利を「社会的基本権」としてとらえた場合の権利充足度について、「わが国において」と「あなた自身において」との質問を同時に用意した。この結果は、第4-3図に示されるように、一般的な次元の問題と自分自身の問題とでは、評価が顕著に異なり、一般的な次元

第4-3図  
教育を受ける権利の保障 (Q36, Q36-SQ)



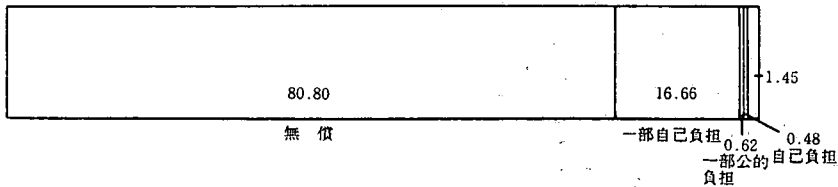
元よりも自分自身の方が充足度は全体的に高まっているという傾向がみられる。これは、一般とは区別して自分を例外だと考える傾向の反映とみなしてよいのか、あるいは、自分は大学に在学することができるから教育を受ける権利は保障されているとする特殊な条件があるからとみなしてよいのか、おそらくいずれもかかる傾向を生じさせた要因であると考えられよう。また、学年を比較してみると、1回生が他の学年よりも高い充足度を示し、自分自身について「全く保障されていない」と回答したものは皆無である。これは、調査のなされた時期が、1回生にとって大学入学直後にあたり、大学で学ぶ条件を得たという充足感のあらわれであると考えられる。

ところで、教育を受ける権利が保障されていないという場合、その理由として挙げている事柄のうちで経済的な理由による差別が最も多く、性別による差別を挙げている者はきわめてわずかである。また、自分自身についての理由のうち、受験制度（共通一次）が経済的な理由に次いで二番目であることに注目される。

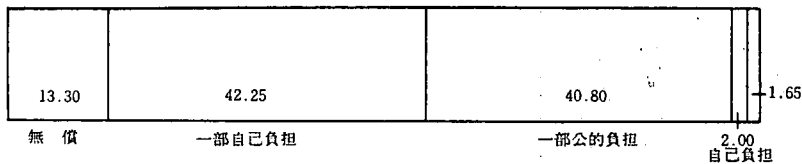
また、教育費の負担（Q37）のあり方は、義務教育費については「完全無償」（80.80%）が圧倒的に多く、高校教育費については「無償が原則だが一部自己負担」（42.25%）が最も多く、次いで「自己負担が原則だが一部公的負担」（40.80%）、そして大学教育費については「自己負担が原則」（59.96%）が6割を占め、次いで「公的負担が原則」（19.99%）と、各段階の学校における教育費負担の考え方は明瞭に異なっている。学年の比較によれば、5回生以上においていずれも公的負担

- ＜Q37＞ 義務教育・高校教育・大学教育の教育費（授業料および教材費）について、どのような形で負担すべきだと思いますか。義務教育・高校教育・大学教育のそれぞれについて、右の選択肢の番号を記入してください。  
 ① 完全に無償 ② 無償が原則だが、一部自己負担 ③ 自己負担が原則だが、一部公的負担 ④ 全面的に自己負担

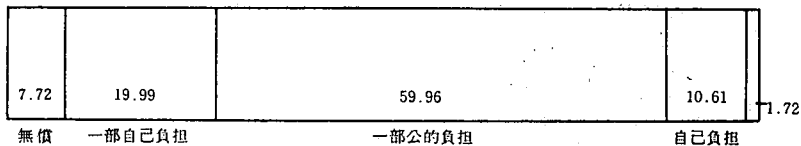
義務教育



高校教育



大学教育



を求める率が高い。また男女では、義務教育費は女性の方が完全無償とする者の割合が大であるが、その他の学校教育費については男性の方が公的負担を求める率が高い。各数値間に極端な差を生じていない高校教育費と大学教育費について、他とのクロスを行なった結果、公的負担を求める割合が低くなる（完全無償→公的負担原則→自己負担原則→全面自己負担）につれて、生存権の実現のためには「自らの努力」によるべき、あるいは「お互いに助け合うべき」とする者の割合が増大し、逆に公的負担を求める割合が高くなる（全面自己負担→自己負担原則→公的負担原則→完全無償）につれて、「国家が責任をもつべき」とする者の割合が増大する傾向がみられる（＜Q37＞×＜Q34—S Q＞クロス）。この傾向は、＜Q35＞の公害問題の解決の仕方にもあてはまる。さらに、公的負担を求める者ほど憲法擁護派（含「改正不要」）が多く（＜Q37＞×＜Q60＞クロス）、「政府は憲法を尊重・擁護してきた」とする者が少ない（＜Q37＞×＜Q61—1＞クロス）ことが認められる。これらのクロスからわかることは、公的負担を求める者にとっては、権利意識が高く、権利主張を行なう際、その名宛人としての国家の存在を明確に位置づけ、権利の保障に関して国家が責任・責務を果たすよう求めるが、しかし政府はその責務を果たしていないと考えている、ということである。ただ、諸々の阻害要因の存在によって、これらの意識連関は全面的には顕現・展開しえていない。憲法意識の研究にとって、その顕現・展開の契機を探ることが今後の課題となろう。

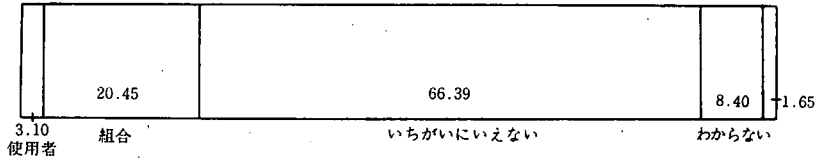
（c）労働基本権 労働基本権については、＜Q38＞において団結権の問題、＜Q39＞において公務員の争議権の問題、＜Q40＞において国民生活とストライキに関する問題について、質問を設けている。

労働組合の方針と使用者の業務命令が対立した場合を想定した＜Q38—1＞では、「いちがいにいえない」が66.39%に達している。＜Q38—1＞におけるこの数字は、今回の意識調査における態度保留の傾向のなかでも最も高いものである。労働者あるいは労働組合員としての実際の経験

<Q38-1> あなたが就職して、労働者となり、労働組合に加入しているとします。

労働組合の方針と使用者の指示(業務命令)が対立した場合、あなたはどのようにしますか。

- ① 使用者の指示(業務命令)に従う ② 労働組合の方針に従う  
③ いちがいにいえない ④ わからない



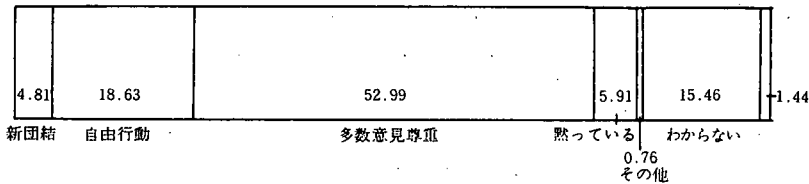
を積んでいないことが影響をおよぼしていることは否定できないであろうが、短大においても、「いちがいにいえない」が最も多く48.00%を占めていることをみれば、主たる理由は、本問においても、明確な判断決定を回避する姿勢によるものであろう。

<Q38-2>では、「多数意見を尊重しつつ、組合内で自分の意見が取り入れられるようにはたらきかける」(52.99%)が最も多い。<Q38-1>と<Q38-2>の相互間のクロスによれば、<Q38-1>の「いちがいにいえない」は、<Q38-2>では54.43%が「多数意見を尊重する」となり、<Q38-2>での「多数意見を尊重する」は、<Q38-1>では68.13%が「いちがいにいえない」となっている。また、<Q38-2>と<Q40>とのクロスでは、「多数意見を尊重する」と答えた者は、19.44%が「国民に迷惑をかけるようなストライキは絶対にやるべきではない」、73.03%が「国民生活とストライキの必要性のバランスを考えながらやればいい」、5.25%が

<Q38-2> あなたが就職して、労働者となり、労働組合に加入しているとします。

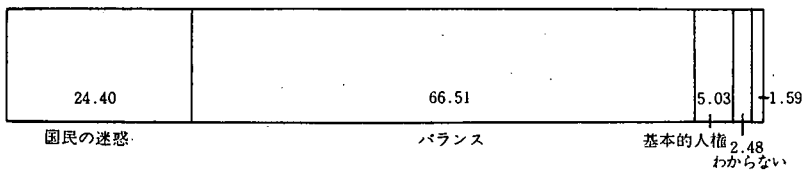
あなたの意見と、労働組合員の多数意見との対立が激しくなった場合、あなたはどのようにしますか。

- ① 組合を脱退して意見を同じくする者だけで別の組合をつくる ② 組合を脱退して自由に行動する ③ 多数意見を尊重しつつ、組合内で自分の意見が取り入れられるようにはたらきかける ④ 黙っている ⑤ その他( ) ⑥ わからない



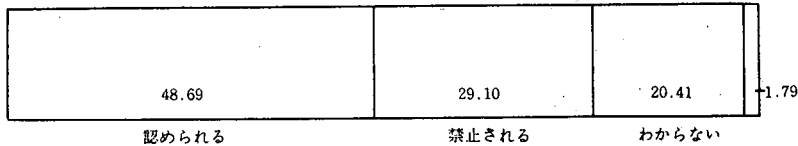
<Q40> 交通機関のストライキや長期ストなど国民生活にかかわるようなストライキについて、あなたはどのように考えますか。

- ① 国民に迷惑をかけるようなストライキは絶対にやるべきでない ② 国民生活とストライキの必要性のバランスを考えながらやればいい ③ ストライキは労働者の基本的人権だから、国民に迷惑がかかってもやるべきだ ④ わからない



<Q39> 憲法第28条は「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と定めていますが、公務員や公共企業体の職員は、法律（国家公務員法や公共企業体等労働関係法など）によって争議行為（ストライキなど）が禁止されています。これについてあなたはどのように思いますか。

- ① 公務員にも争議行為は認められるべきだ ② 公務員には争議行為は禁止されるべきだ ③ わからない



「ストライキは労働者の基本的な権利だから、国民に迷惑がかかってもやるべきだ」と判断している。このような結果から推論されるべきことは、<Q38-2>における「多数意見を尊重する」という回答は、団結権意識と結びついたものというよりも、<Q38-1>における「いちがいにいいない」という態度保留的判断に近いものであるということである。

<Q39>においては、高知大では、文学科および教育学部で、「公務員にも争議行為は認められるべきだ」が50%を越えていることが注目されるであろう。文学科および教育学部では将来の希望職種として教員を挙げる者が多いこととの関連性も、検討材料のひとつとなりうるであろう。もっとも、同様に公務員志望の多い経済学科において、「公務員には争議行為は禁止されるべきだ」が36.23%あり、女子大においては、「わからない」が32.29%となっており、いずれも他に比して高い割合となっている事実も見落すことはできないものである。女子大では、群をぬいて「わからない」が多いことは、<Q20>において、勤労者の団結権・団体交渉権・団体行動権(Q20-13)が、財産権(Q20-14)と並んで、他大学に比して「わからない」の割合が高い傾向と一致している。また<Q25>では、「労働組合に援助を求める」が少ないことも目立っている。労働基本権問題を現実的な課題的性格のものとして把握するうえでの弱点を示しているようであり、女子学生の就職難といわれる時代状況にあって、今後、いかなる立場(意識)から就職し労働者となってゆくのか問われるところがあるといえるであろう。

公務員の争議行為を認める立場とその禁止を主張する立場とでは、権利侵害への対応において明瞭な差異があらわれている。<Q39>と<Q25>とのクロスによれば、職場での思想・信条を理由とする差別に直面して、禁止を主張する立場では、「行動に気をつける」(36.06%)が最も多く、「がまんする」が27.88%もいる。認める立場では、「使用者に抗議する」(42.53%)、「労働組合に援助を求める」(31.42%)が、上位を占めている。また、<Q39>と<Q31>とのクロスでは、「デモやビラ配布をしようと思う」者の比率は、認める立場(19.77%)と禁止を主張する立場(10.33%)では2倍の違いとなっている。公務員の争議権に理解を示す者は、自己の権利の擁護や主張において、より積極的であるといえよう。

しかし、<Q39-SQ(1)>では、公務員の争議行為が認められるにあたっての形態について質問しているが、86.44%の者が条件を附している。このうち、「警察官など一部の職種を除いて、全面的に認められる」として、公務員の範囲についてのみ条件を設けている者は12.01%であり、74.43%の者は行使にあたっての制約を認めている。

権利の完全性が問題にされている公務員の争議行為について、このように90%近くの者が、権利性の実現において条件を附そうとしていることは、留意されるべきであろう。権利の貫徹を妨げる妥協的態度に通じるものがあるといえるであろう。

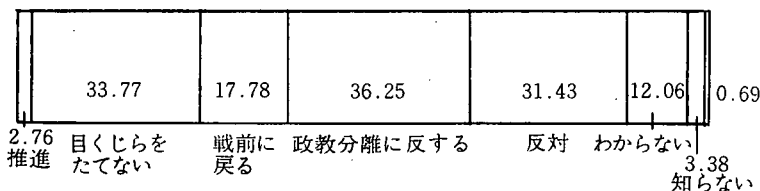


(5) 政治・社会問題への関心

ここでは、憲法意識と政治・社会問題への関心との関連を分析してみたい。

まず、最近の憲法問題の焦点の一つとなっている靖国神社の国営化問題(Q26)についてみるならば、これを「政教分離の原則に反する」と捉えている者が36.25%、「一々目くじらをたてるこ

<Q26> 靖国神社の国営化や、首相をはじめ政府関係の靖国神社への公式参拝を求める動きがありますが、あなたはどう思いますか(複数回答可)。  
 ① 当然であり、推進すべきである ② 一々目くじらをたてることはない ③ 戦前に戻るようでない ④ 政教分離の原則に反する ⑤ 反対である ⑥ わからない ⑦ そのような動きについては、知らない



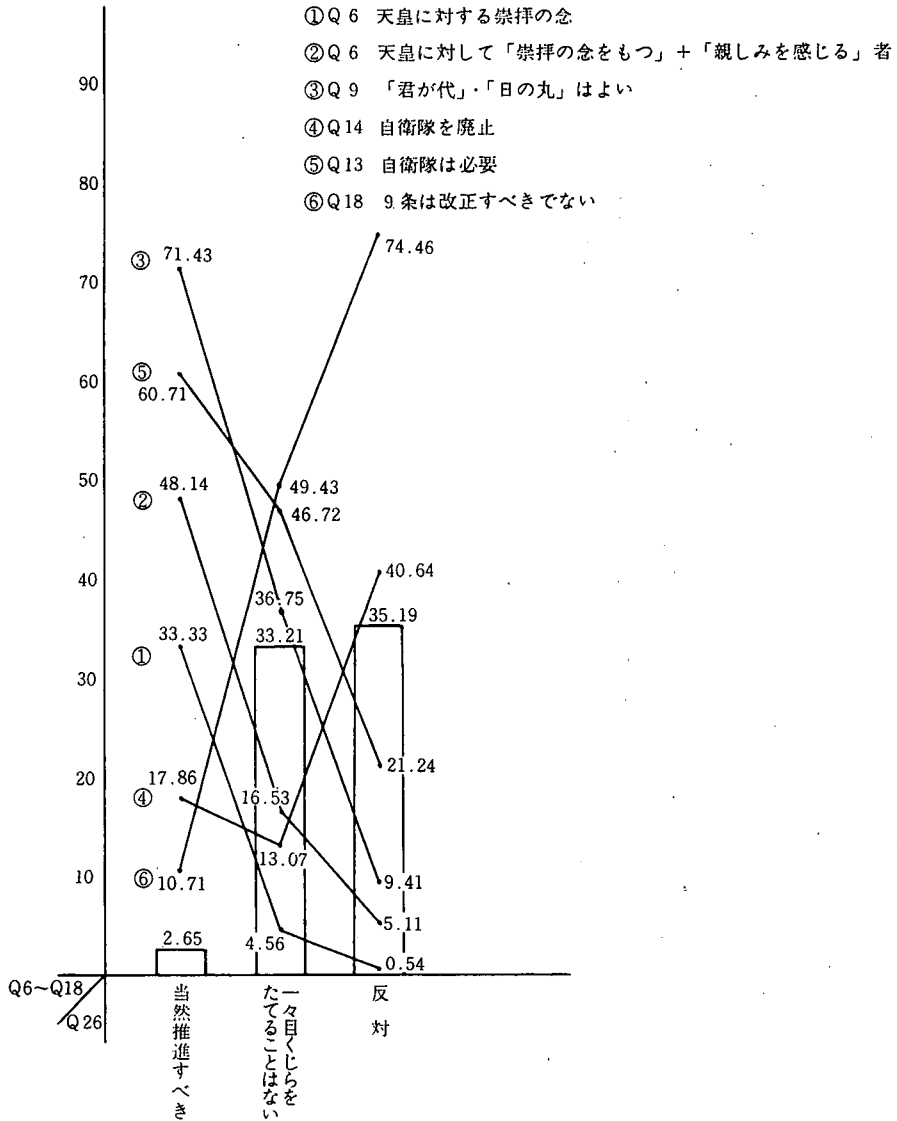
とはない」が33.77%、「反対である」が31.43%の順で回答している。このことからわかるように、憲法原理(政教分離の原則)に反すると考えていても「反対」ではないとする者、すなわち、憲法原理に反する事実をそのまま追認する者の存在がうかがえる。そのことは、平和・軍事問題とのクロスにおいてとくに顕著にみられる(第4-4図参照)。そしてこのことは、女子大における「目くじらをたてない」が38.24%、「政教分離の原則に反する」が33.23%、「反対」が19.75%という数値に顕著にあらわれている。「目くじらをたてない」層の政治的傾向について、<F10>支持政党と<Q26>とのクロスを行なったが、その結果、民社(64.29%)>自民(53.93%)>社会(21.74%)>公明(11.11%)>共産(8.51%)という数値が得られた。

次に、これも昨今の憲法問題の焦点である弁護士抜き裁判(Q42)についての知識度と本質把握の程度とについてみるならば、まず知識度では、「知っている」者が16.82%、「知らない」者が63.96%であり、「知っている」割合は経済学科(24.91%)と短大(21.33%)に高く、教育学部(12.87%)と女子大(10.66%)に低いことが認められる。また、男(20.54%)女(12.50%)の間にはかなりの差がみられる。さらに学年では、2回生が一番多いが、学年が高くなるにつれて増大する。弁護士抜き裁判の本質把握という点では、「弁護士は不可欠」とする者が全体の67.27%を占め、知識度と本質把握の比率には相関がみられる。ここでも男女間にはかなりの差があり、社会問題への関心の相違が確認できる。

さらに、「えん罪事件」の内容を知っているか否か(Q45)については、「知っている」が47.73%、「知らない」が8.33%と、ここでは「知っている」者が多い。これは、社会問題としてマスコミに取り上げられていた時期と調査時期との合致したことによるものと考えられる。そしてここでは、「知っている」者の割合は女性(50.92%)の方が男性(46.46%)よりもやや多い。また、事件について知ったのは、ニュース(92.56%)>新聞の解説(43.74%)>特集番組(32.04%)の順に多く、ほとんどがマスコミを通して知りえている。社会問題への関心の惹起にあたって果たすマスコミの役割の重要性があらためて確認できる。

次に、弁護士抜き裁判とえん罪事件に対する知識度との関連で、裁判を受ける権利の保障(Q43)に関する意識が問題となる。全体的には、「保障されているとはいえない」と感じている者が50.00%とかなり多く、「保障されている」とする者は23.24%である。また、「わからない」と判断留保する者が多い(26.14%)のが目立つ。男女間では、「保障されている」とする者の割合は男性の方が多く(29.56%>女性11.76%)、「保障されているとはいえない」とする割合は女性の方が

第4-4図  
靖国問題についての考え方(Q26)と平和・軍事問題との関係



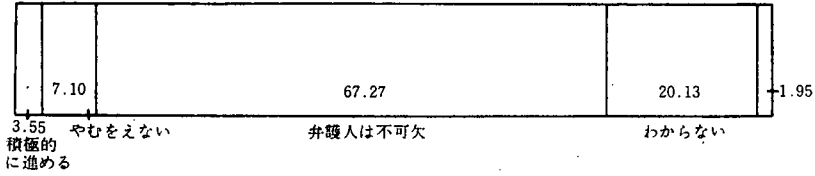
<Q42> 刑事被告人には弁護人を依頼する権利が保障されていますが、弁護人なしでも裁判をおこなうことができるように、法改正をしようとの動きがあることについて、知っていますか。

① 知っている ② 聞いたことはある ③ 知らない

16.82	18.61	63.96	0.62
知っている	聞いたことはある	知らない	

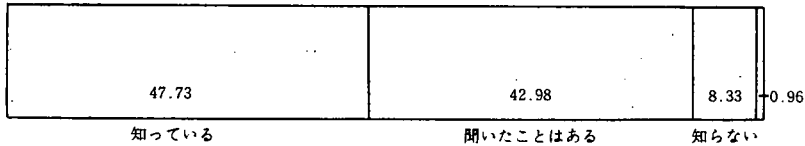
<Q42-SQ> そのことについて、どう思いますか。

- ① 訴訟の審理を促進するためには、弁護人なしでも裁判を積極的に進めるべきだ ② 訴訟の審理を促進するためには、弁護人なしの裁判もやむをえない ③ 弁護人なしでは一般の国民は自由に法廷で発言することができないから、裁判にとって弁護人は不可欠である ④ わからない



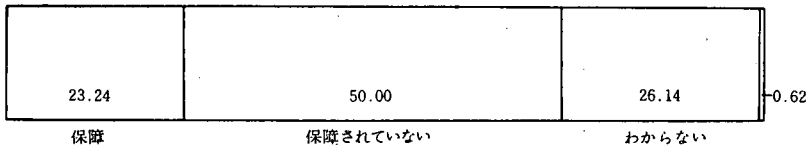
<Q45> 徳島ラジオ商殺し事件や財田川事件など、えん罪事件が大きく問題になっていますが、これらの事件の内容を知っていますか。

- ① 知っている ② 事件について聞いたことはある ③ 知らない



<Q43> 裁判を受ける権利は実際に保障されていると思いますか。

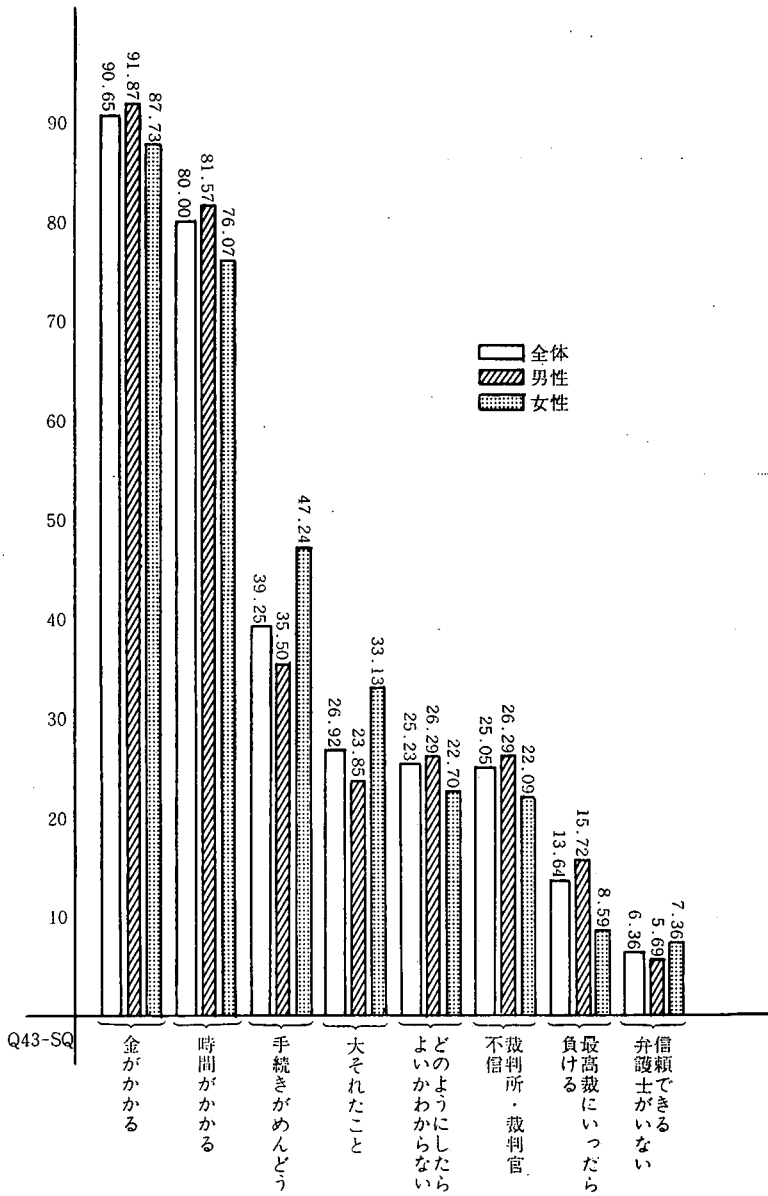
- ① 保障されている ② 保障されているとはいえない ③ わからない



多い (59.93% > 男性47.43%)。「わからない」も女性の方が多い。「保障されているとはいえない」理由 (Q43-SQ) については第4-5図に示されるごとくである。図にみられるように、選択肢の性質によって男女差が逆転していることがわかるが、この差は、男女の意識状況を反映したものと考えることができる。すなわち、男性にあっては、裁判所・裁判官と最高裁に対する現実認識をもっており、公正な裁判についての危惧を感じてはいるが、場合によっては提訴する意思をもつ、しかし、手続を知らないから困る、という意識状況が読みとられ、他方女性にあっては、手続がめんどうだし、裁判は大それたことだと考えるため、実際にはなかなか提訴には踏みきれないという意識を反映して、裁判を受ける権利は保障されていないと感じている、という意識状況が読みとられる。これについては、裁判を受ける権利が保障されているとはいえない理由として挙げている項目と他の設問とのクロスを検討することによって、ある程度確かめられる。すなわち、表現の自由の侵害 (<Q21> × <Q43-SQ> クロス) に際して <Q21> で「裁判ざたにしたくない」とする者にとっては、手続が「めんどう」(50.00% > 高知大全体 (以下同じ) 39.25%)、「どのようにしたらよいかわからない」(45.00% > 25.23%)、「大それたこと」(40.00% > 26.92%)の選択肢を選んでいる者の割合が全体と比較してかなり高く、「裁判所・裁判官を信頼できない」(10.00% < 25.05%)、「最高裁にいったら敗ける」(10.00% < 13.64%)を選択している者の割合は低く、<Q21> で「提訴する」と回答している者にとっては、その関係は全く逆である。

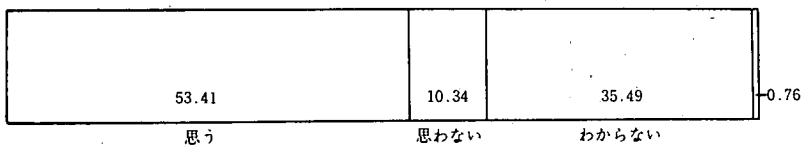
第4-5図

裁判を受ける権利を阻害している要因(Q43-SQ)についての男女の意識差



<Q44> 憲法は、拷問・脅迫による自白を禁止していますが、現在、取調べの段階で実際に拷問や脅迫が行なわれていると思いますか。

- ① 思う ② 思わない ③ わからない

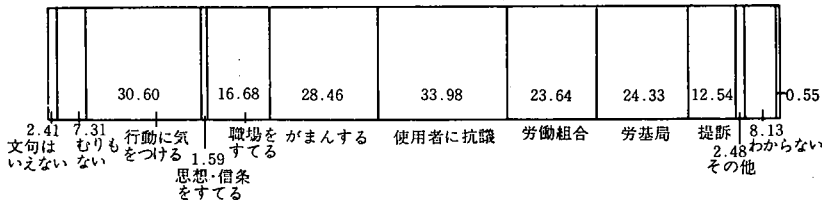


(7) 権利の侵害への対応と権利・要求実現の手段・方法に関する意識

これまでもすでにクロス分析を通して憲法意識と行動との関連に言及してきたので、ここでは、権利の侵害への対応の仕方と権利・要求実現の手段・方法との間の行動様式の関連性について検討する。〈Q21〉表現の自由の抑圧への対応の仕方、〈Q25〉職場における思想の自由を理由とする差別待遇への対応の仕方、そして〈Q47〉の学校事故に対する損害賠償を求めると否かと〈Q48〉行政に対する要求・苦情の解決手段とのクロスから、次のようなことが判明する。すなわち、〈Q21〉で「提訴は好まない」と回答している者にとっては、「何もしない」層(16.40%)を別として、「投書」(33.49%)、「行政に相談」(37.64%)および「投票」(33.72%)という行動をとる(〈Q21〉×〈Q48〉クロス)。また、〈Q25〉で「行動に気をつける」あるいは「がまんする」と回答している者も同様の傾向を示している。これに対して〈Q21〉で「裁判に訴える」と回答している者にとっては、「投書」(38.31%)、「行政に相談」(50.25%)、「住民運動」(37.81%)、「投票」(31.34%)などの行動をとる(〈Q25〉×〈Q48〉クロス)、〈Q25〉で「使用者に抗議」、「組合に援助を求める」などの積極的行動をとる、あるいは〈Q47〉で「損害賠償を求める」とする者であっても同様である(〈Q47〉×〈Q48〉クロス)。権利主張において消極的な者が何らかの行動をとろうとする場合に用いる手段は「投書」、「行政への相談」および「投票」が主要なものであり、その他の手段を用いようと考えている者は多くないことが判明する。ここに挙げられている三つの手段はいずれも単独個人で行使しうるものであり、その他の手段は集団的に行

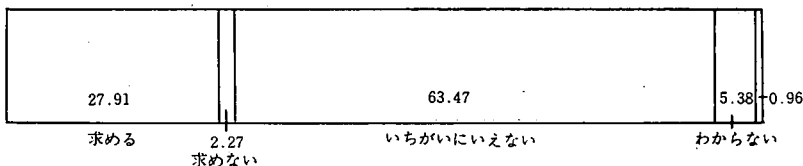
〈Q25〉 もしあなたが就職して、職場で、あなたの思想・信条を理由に、他の人と比べて著しく不利益な取扱いを使用者からうけたとしたら、あなたはどのようにしますか(複数回答可)。

- ① 雇われているのだから、どんな扱いをうけても文句はいえない
- ② 資本主義の世の中だから、使用者が思想・信条によって差別するのはむりもない
- ③ 誤解をうけないよう、行動に気をつける
- ④ 使用者にとって好ましくない思想・信条をすてる
- ⑤ 思想・信条を変えたくないから職場をすてる
- ⑥ 思想・信条による差別は許せないが、事を荒だてたくないのがまんする
- ⑦ 使用者に抗議する
- ⑧ 労働組合に援助を求める
- ⑨ 労働基準局に訴える
- ⑩ 裁判に訴える
- ⑪ その他( )
- ⑫ わからない



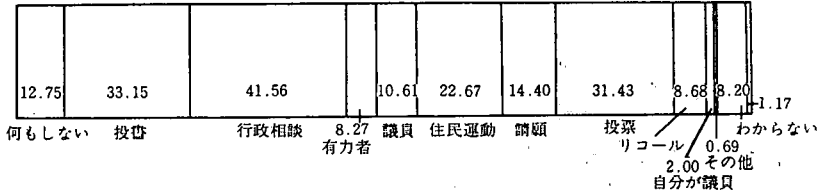
〈Q47〉 憲法第17条により、公務員の不法行為によって損害をうけたとき、国または地方公共団体に賠償を求めることができます。もし将来あなたの子どもが、学校(公立)で事故にあったとき、あなたは、国または地方公共団体、あるいは教師を相手どって損害の賠償を求めますか。

- ① 損害賠償を求める
- ② 損害賠償を求めない
- ③ いちがいにいいえない
- ④ わからない



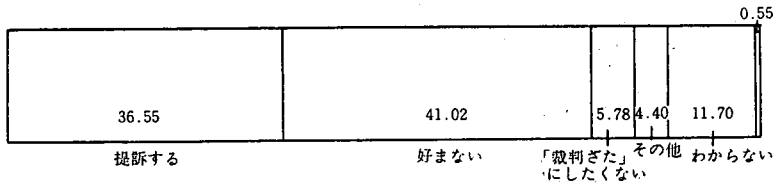
<Q48> あなたが国や地方自治体の行政について、さまざまな要求や苦情をもっている場合に、その要求や苦情をどのような手段で解決しようと思えますか（複数回答可）。

- ① 言っても仕方がないから何もしない
- ② マスコミに投書する
- ③ 行政（市町村役場の窓口）に相談する
- ④ 有力者に相談する
- ⑤ 議員に相談する
- ⑥ 住民運動をおこす
- ⑦ 議会に請願する
- ⑧ 次の選挙で解決してくれそうな人に投票する
- ⑨ リコール運動をする
- ⑩ 自分が議員になって解決する
- ⑪ その他（ ）
- ⑫ わからない



<Q21> あなたの言論の自由やその他の表現の自由、思想、良心、宗教の自由が抑圧されたとしたら、あなたならどうしますか。

- ① 憲法で保障された権利だから裁判所に訴える
- ② 裁判に訴えたいが、手続が面倒だし、金と時間がかかりすぎるから好まない
- ③ 多少自分に不利になっても、「裁判ざた」にだけはしたくない
- ④ その他（ ）
- ⑤ わからない

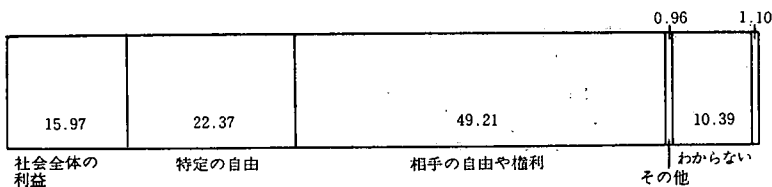


使してはじめて有効性をもちうるものであることが、対応の差となってあらわれているとみることができよう。

なお基本的人権に関連して、分析の対象としてとりあげなかった<Q22>、<Q41>、<Q46>についてはグラフを示すとどめておく。

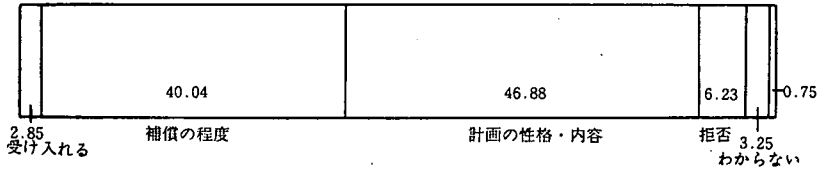
<Q22> 国民の権利・自由は、濫用してはならず、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任がある（憲法第12条）とされていますが、公共の福祉と個人の基本的人権との関係について、あなたは次の説明のどれに賛成ですか。

- ① 個人の権利・自由を社会全体の利益の見地から制約すること
- ② 個人や企業集団のもっている特定の自由をより多くの人々の権利を守るために制約すること
- ③ 自分の権利を主張したり行使することにより、相手の自由や権利が侵害されないようにすること
- ④ その他（ ）
- ⑤ わからない



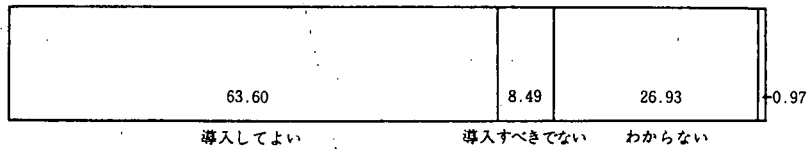
<Q41> 都市計画のために、あなたの土地や家屋の立退が要求されているとします。あなたはどうしますか。

- ① 受け入れる ② 補償の程度により考える ③ 計画の内容・性格により考える ④ 拒否する ⑤ わからない



<Q46> 近年、かなりの地方自治体で、電算機（コンピューター）による住民記録の処理が行なわれています。住民サービスの向上とプライバシーの保護との関係で、電算機導入について、あなたはどのような意見を持っていますか。

- ① 電算機を導入してよい ② 電算機を導入すべきでない ③ わからない



## 5 主権者意識

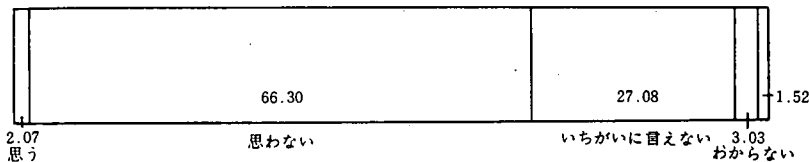
憲法原理が現実化するためには、それを可能にする制度・機構が不可欠であり、同時にそれら制度・機構に国民の意思を反映させる手続と内容が重要となる。憲法によって基本的人権の保障が規範化されたとしても、統治機構の具体的活動を通してでなければそれは現実化されないからであり、統治機構の具体的活動を通して規範に付与される内実は、憲法原理に適合し、国民の意思に合致したものでなければならないからである。したがって、憲法意識を研究する場合、基本的人権に関する意識とともに、基本的人権を実現・保障するための制度に関する意識とそれら制度への主体的かわり方（政治参加）に関する意識とを同時に検討することが不可欠かつ重要であろう。

### (1) 統治機構に関する意識

(a) 国会 統治機構のなかで最も注目されるのは国会である。国会は国民の代表機関であり、それゆえに国権の最高機関とされているが、<Q54>によれば、66.30%が実際には国民の意思が国会に反映しているとは「思わない」と答え、逆に反映していると「思う」者はわずか2.07%にとどまっている。「いちがいに言えない」は、ここでは、反映していると「思う」ことに若干の

<Q54> 国会は国民の代表機関ですが、実際に国民の意思が国会に反映していると思いますか。

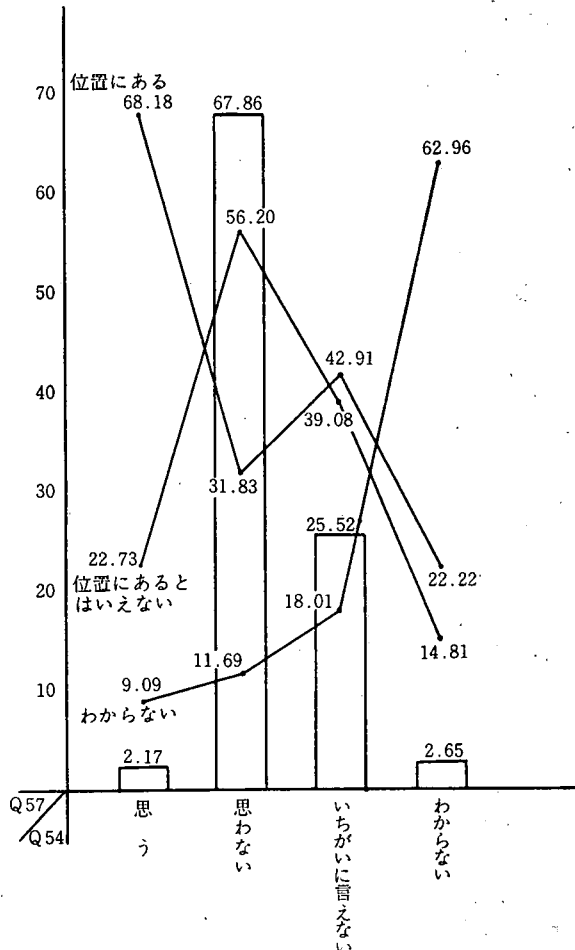
- ① 思う ② 思わない ③ いちがいに言えない ④ わからない



抵抗を感じている部分だと考えられる。このように、圧倒的に多数の者が、国民の意思は国会に反映していないと感じている。したがって、それゆえに現実に国会が「国権の最高機関としての位置にあるとはいえない」(45.86%)とする者の方が「位置にある」(34.03%)とする者より多数を占めることになっている(Q57)。そして、国民の意思が国会に反映していると思うか否かと、国会が国権の最高機関の位置にあると思うか否かとは相関している(第5-1図参照)。そこで、国民の意思が国会に反映するのを妨げることになっている要因(Q54-SQ)についてみるならば、

第5-1図

国民の意思の国会への反映の何如(Q54)と国会が国権の最高機関たりえているか否か(Q57)との関連



<Q57> 憲法第41条は、国会を国権の最高機関と定めていますが、あなたは現実に国会が国権の最高機関としての位置にあると思いますか。

- ① 国権の最高機関としての位置にある
- ② 国権の最高機関としての位置にあるとはいえない
- ③ わからない

34.03	45.86	17.12	2.99
位置にある	位置にあるとはいえない	わからない	



主権者の議員に対する非拘束性 (70.41%), 多数の政治的無関心層の存在 (55.42%), および、投票の際の判断基準が必ずしも候補者の掲げている政策ではなく他の要素による場合が少なくない (41.62%) ことを40~70%の者が挙げ、これらの要因は他の要因と比べて格段に多いことが認められる。第一の要因は、国民主権原理の日本国憲法における存在様式に関する原理的問題ともかわるが、ごく一般的には、第二、第三の要因とも関連して、主権者自身の意識の裏返しとも考えられる。すなわち、一方で政治的無関心層が多数存在し、他方で投票の際に政策が判断基準になっているとはいえないために、選挙時に一旦投票した後は、有権者は選出した議員が政策実現の公約を果たしているか否かを監視していない、ということになる。国民の意思が国会に反映していないのは主権者自身の意識の問題と考えているわけである。これに対して、選挙活動の制限 (23.91%) や一票の価値の不平等 (22.80%) という制度的問題に起因させている者は上記の諸要因を挙げている者の約半数にすぎない。〈Q24〉で投票価値の不平等を「法の下での平等」に反すると答えている者が64.71%あったこととの間にはかなりの相違がみられる。一般的・観念的な問題提起と個別的・具体的な問題提起との間にかかる大差が認められることは注目すべきである。他方、現実に関国が国権の最高機関たることを妨げている要因 (Q57-SQ) については、多い順に挙げれば、多数党による支配 (68.13%), 行政権の優位 (48.41%), 審議の形式化 (40.82%), 野党の政権担当能力の弱さ (37.48%) となっており、マスコミ等を通じて国会運営の実情をかなりの確に把握していることが認められる。

(b) 内閣 行政権の担当者である内閣 (政府) については、憲法を尊重してきたか否かという点で批判的な意識をもっている (Q61-1)。すなわち、「尊重・擁護してきた」が8.48%に対して、「尊重・擁護していない」または「じゅうりんしてきた」とする者が計33.01%であり、「いちがいに言えない」とする消極評価層まで含めると、78.01%が「尊重・擁護してきた」とは言い難いと感じている。内閣 (政府) の行動についての関心は相当高いことがわかる。

〈Q61〉 公務員には、憲法を尊重し擁護する義務 (憲法第99条) があります。

1. 政府はこれまで憲法を尊重・擁護してきたと思いますか。

- ① 尊重・擁護してきた ② 尊重・擁護していない ③ じゅうりんしてきた ④ いちがいに言えない ⑤ わからない

8.48	24.40	8.61	45.00	12.47	1.03
尊重 してきた	尊重 していない	じゅうりん してきた	いちがいに 言えない	わから ない	

2. 最高裁判所は、憲法擁護の役割を果たしてきたと思いますか。

- ① 果たしてきた ② 果たしていない ③ いちがいに言えない ④ わからない

25.71	14.27	39.28	19.64	1.10
果た してきた	果た していない	いちがいに 言えない	わから ない	

(c) 裁判所・司法制度 裁判・司法の問題については、〈Q42〉弁護士抜き裁判、〈Q43〉裁判を受ける権利、および〈Q45〉えん罪事件において、基本的人権、あるいは政治・社会問題

への関心という視角から若干言及したが、そのなかで、裁判を受ける権利が保障されていない理由（Q43-SQ）を「公正な裁判がなされるかどうかについて裁判所や裁判官を信頼できない」ことに求める者が25.52%、「個人の基本的人権の問題については、最高裁判所にいったら結局負けてしまう」ことに求める者が14.07%と、決して少なくないことがわかる。また、〈Q61-2〉の最高裁判所は憲法擁護の役割を果たしてきたか否かについては、果たしてきたと明確に答えた者は25.71%である。この場合、政府の憲法尊重の態度に対して「尊重・擁護してきた」と答えた者が8.48%であることと比較すれば、政府と比べて最高裁判所に対する信頼度、というよりもむしろ期待感の方がかなり高いことがうかがえるといえよう。しかし、国民にとって、権利・自由の侵害の救済を求めるときに最後に依拠するところとしての裁判所に対して高い信頼度をもっている者が25.71%にすぎないことは、なおも重大である。

ところで、以上のような裁判所観が基礎にあるとすれば、最高裁判所裁判官の国民審査制度に対する評価（Q58-1）がきびしくなるのは必然的であろう。69.50%の者がその目的を十分果たしているとは「思わない」とし、したがって「改善すべきである」（63.00%）と答えている。ただこの場合、国民審査制度が本来の目的を十分に果たしていないと思う理由については設問との関係で不明であるが、投票の方式・公報の内容など従来から指摘されている事柄を念頭に置いていることは想像に難くない。

〈Q58〉 最高裁判所の裁判官には国民審査の制度があります。

1. 国民審査は、司法を主権者である国民の監視のもとにおくという、司法の民主主義にとって重要な意義をもっていますが、今の国民審査は本来の目的を十分に果たしていると思いますか。

① 思う ② 思わない ③ わからない

8.07	69.50	21.19	1.24
思う	思わない	わからない	

2. 国民審査制度は、どうあるべきだと思いますか。

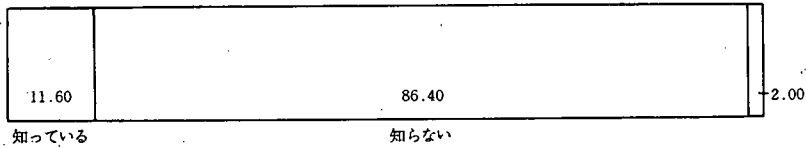
① 今のままでよい ② あまり意味がないから制度自体をやめたらよい ③ 改善すべきである ④ わからない

11.07	7.33	63.00	15.91	2.70
今のまま	やめる	改善	わからない	

また、起訴段階で国民の意思を反映させる方法としての検察審査会制度（Q59）については、「知っている」と答えた者は11.60%にすぎなかった。ただ、検察審査会制度の存在を知ったきっかけ（Q59-SQ）について、中学・高校の教科書を挙げた者が最も多く（36.32%）、次いで新聞等に報道された具体的事例（28.30%）、学校（16.51%）の順になっている。検察審査会制度の存在の知識度においても女性（9.67%）より男性（13.15%）の方がやや高いが、ここでは男女差がさらに顕著にみられ、男性では「具体的事例」が34.40%、「教科書」が27.20%であるのに対し、女性では「教科書」が50.00%、「具体的事例」が15.38%となっている。この調査においても全体としては女性より男性において社会問題への関心の高いことが数値によって確認されているが、その原因を解明する手がかりの一つをここに見出さう。すなわち、「新聞等に報道された具体的事例を

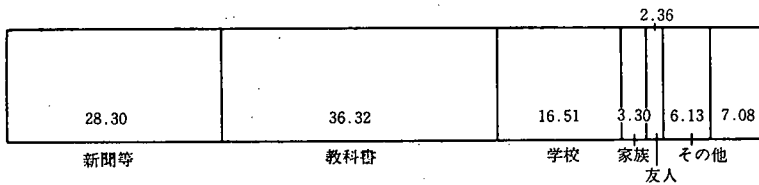
<Q59> 主権者である国民の意志を起訴の段階で検察権に反映させる方法として、検察審査会制度があることを知っていますか。

- ① 知っている ② 知らない



<SQ> ① と回答した人だけ答えてください。では、何によって知りましたか。

- ① 新聞等に報道された具体的事例を通して ② 中学・高校の教科書  
③ 学校 ④ 家族 ⑤ 友人 ⑥ その他( )



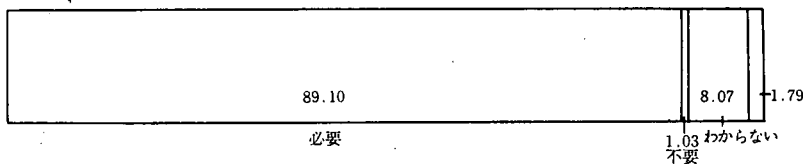
通して」検察審査会の存在を知りえたということは、新聞をかなり詳細に読んでいることを示している。社会問題への関心はマスコミとの接触を通して惹起される場合が多く、それゆえに、関心の高さはマスコミとの接触度に対応しているといっても言いすぎではあるまい。

(d) 地方自治 国民の生活にとって最も近い距離にある統治機構としての地方自治体を存立させる根拠となっている地方自治の原則(Q50-1)については、89.10%が「必要」性を認めている。また、地方自治の現状(Q50-2)について、「貫徹している」が2.42%、「空洞化している」が41.61%であり、支持政党別にみれば共産党支持者に「空洞化」の認識をもつ者が自立ち、「貫徹している」とする者の割合は自民党支持者に高い。また、「貫徹」に元号使用者が多く「空洞化」に西暦使用者が多いのも注目される。次に、地方自治の空洞化の原因(Q50-SQ)として住民意識

<Q50> 地方自治は、地方の行政について、住民が構成員である団体を通して、住民自らの手で処理するために設けられた制度です。

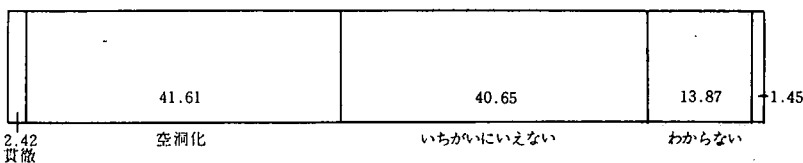
1. あなたはこのような地方自治の原則についてどう思いますか。

- ① 必要 ② 不要 ③ わからない



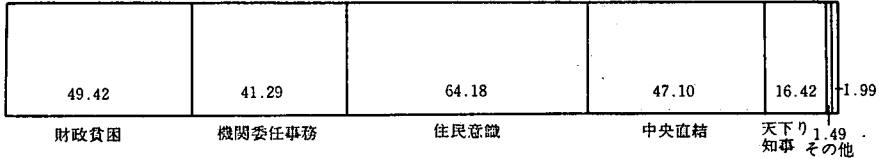
2. あなたは、この地方自治の原則が現実の地方行政に貫かれていると思いますか。

- ④ 貫かれている ⑤ 空洞化している ⑥ いちがいにいいない  
⑦ わからない



<SQ> ⑤ と回答した人だけ教えてください。では、どのような点についてそう思いますか（複数回答可）。

- ① 財政が貧困である
- ② 国からの機関委任事務が多い
- ③ 住民の意識が弱い
- ④ 行政担当者が中央直結の行政を行なっている
- ⑤ 自治省の幹部が、都道府県の知事になる事例が増えている
- ⑥ その他（ ）



の弱さを挙げる者が64.18%で最も多く、財政の貧困(49.42%)、中央直結の行政(47.10%)、大量の機関委任事務(41.29%)の順に、いずれも40%以上の数値を示している。この点については、国民の意思が国会に反映していない理由の場合と同様なことが指摘される。すなわち、制度上の問題としてではなく国民の意識の問題として捉える傾向が大きい、ということである。

なお、1.03%存在していた地方自治「不要」論の内容については、<Q50-1>と<Q50-2>とのクロスによれば、地方自治が貫徹しているとみる者は皆無で、「空洞化」が72.73%の高率を占めることが判明し、また<Q50-1>と<Q49-3>とのクロスによれば、道州制を求める者は皆無であり、むしろ、地方への権限委譲を望むものが18.18%おり、この数値は「必要」と答えた者の比率(17.60%)よりも高いことが注目される。したがって、これについては、決して理論的な判断を示しているのではなく、むしろ意識のうえに理論的整合性がみられないと考えるべきであろう。「空洞化」しているから「不要」との短絡的な発想であるといえなくもない。

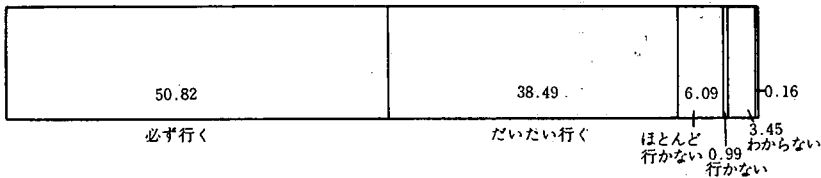
(2) 政治参加に関する意識

(a) 投票行動 直接的な投票行動(Q51)と憲法意識との関係は別に言及するので、ここでは、最も近時に行なわれた国政レベルの選挙(1980年6月の「衆参ダブル選挙」)について、高知

<Q51> 1. 20才未満の人に

あなたは、選挙権が与えられたら、選挙の際には投票に行きますか。

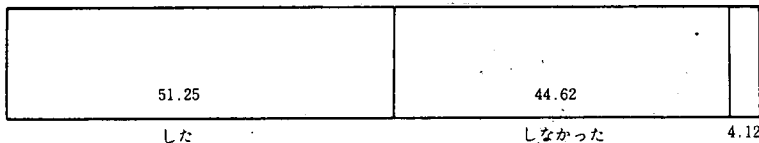
- ① 必ず投票に行くつもりである
- ② だいたい投票に行くつもりである
- ③ ほとんど投票には行かないだろう
- ④ 投票には行かない
- ⑤ わからない



2. 20才以上の人に

② 前回の選挙(昨年6月の衆参ダブル選挙)のとき、投票をしましたか。

- ① した
- ② しなかった

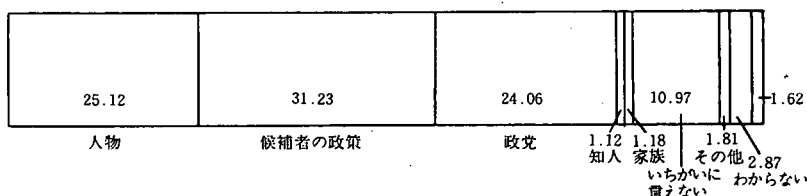


大では、当時有権者であった者において投票をした者が46.12%、しなかった者が49.54%と、投票しなかった者の割合が大きく、男女については、投票しなかった者と投票した者の差が男性(48.54% > 46.78%) よりも女性(54.35% > 43.48%) に大きく、したがって女性の場合、投票しなかった者は54.35%と半数を上廻る、ということだけを指摘しておく。

さて、投票に際して候補者を選択する基準(Q52)はどこに求められているであろうか。全体的には候補者の政策 > 候補者の人物 > 政党の政策という順で判断の基準とされている。判断基準を政党の政策とするのかあるいは候補者の政策とするのか、それとも候補者の人物とするのかの相違は、政治問題への関心や政治への個人の主体的かかわり方との間に相関関係を見出すことができる。なお支持政党との関係については第5-2図を参照されたい。

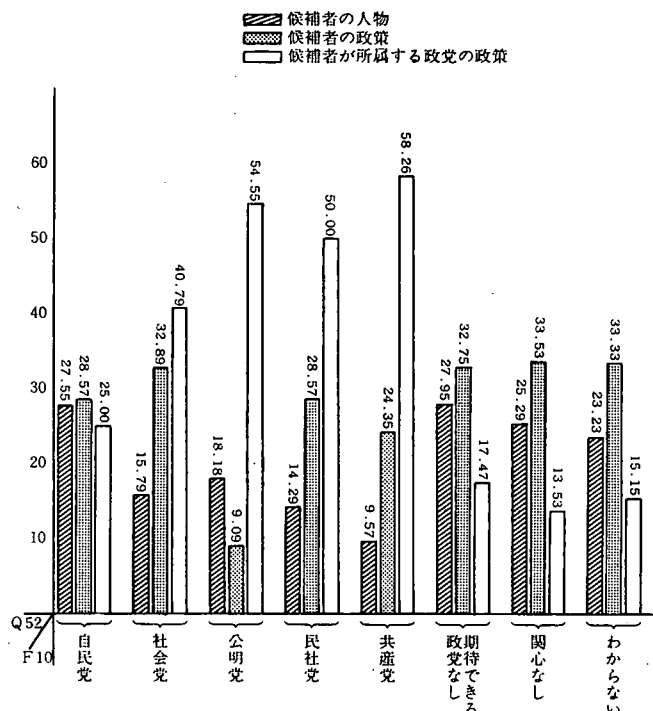
<Q52> あなたは、何を主要な判断基準にして候補者を選びますか。

- ① 候補者の人物 ② 候補者の政策 ③ 候補者が所属する政党の政策
- ④ 知人にたのまれて ⑤ 家族と相談して ⑥ いちがいに言えない
- ⑦ その他( ) ⑧ わからない



第5-2図

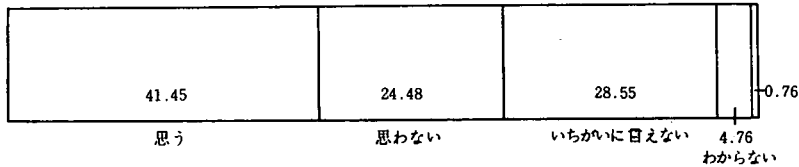
支持政党(F10)と候補者選択の判断基準(Q52)との関係



次に、投票の自由が保障されているか否かについて、41.45%の者が「思う」と答えているが、「いちがいに言えない」と判断留保している者が28.55%あり、「思わない」(24.48%)とする者よりも多い。女子大においては「いちがいに言えない」が41.19%にもおよんでいる。また、投票の

〈Q53〉 選挙において、すべての有権者は、実際に、投票の自由を保障されていると思いますか。

- ① 思う ② 思わない ③ いちがいに言えない ④ わからない

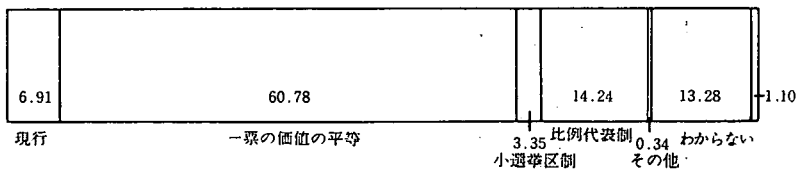


自由が保障されていない理由 (Q53-SQ) については、企業ぐるみ選挙 (62.29%)、買収 (59.04%)、組合の単独支持決定 (47.85%) の順が多い。ところで、投票の自由が保障されているか否かを〈Q20-15〉選挙権とクロスさせた結果、投票の自由が保障されていないとする者においても選挙権の保障の程度に充足感をもつ者の割合が 77.41% を占めていることが注目される (〈Q53〉×〈Q20-15〉クロス)。一般的な権利意識と個別的な問題における対応の差違がここにおいてもみられると同時に、ここではさらに、事柄を単に選挙という特殊な場合に発生する問題として把握するにとどまり、基本的人権の問題としては捉えていないとも考えられる。

(b) 選挙制度と選挙活動 選挙制度 (Q55) については、現行制度への批判的意識を大多数の者がもっており、60.78% が「一票の価値」の不均衡な現行制度の修正を求めている。支持政党との関係では、共産党支持者の中に「比例代表制」を求める者の多いことが目立つ。また、「一票の価値の平等」を求める者と「比例代表制」を求める者において、投票の際の判断基準を政策に置いている者の割合が大であり、さらに前者では個人の政策を、後者では政党の政策をより重視していることがわかる (〈Q55〉×〈Q52〉クロス)。

〈Q55〉 今の選挙制度 (選挙区のあり方) をどう思いますか。

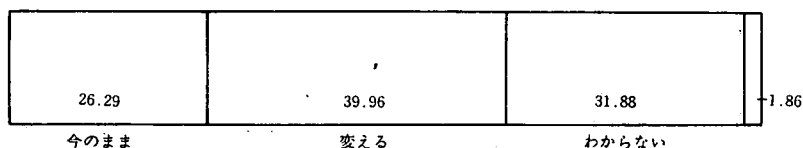
- ① 現行のままでよい ② 基本的には現行のままで、一票の価値が平等になるように部分的に修正すればよい ③ 小選挙区制にすべきである ④ 比例代表制にすべきである ⑤ その他 ( ) ⑥ わからない



選挙活動のあり方 (Q56) を「変えた方がよい」としている者 (39.96%) において、規制すべき事柄として、買収・政治献金を記入している者が 36.31%、宣伝カーなどの騒音が 19.03% とともに多く、戸別訪問 2.72%、ビラ・看板・ポスター 2.91% は少ない。これに対して、もっと自由にすべき事柄として、宣伝カー・街頭演説・演説会が 28.37%、戸別訪問が 26.05%、ビラ・看板・ポスターについて 9.30% となっている。金権選挙と過剰な騒音についての規制を求め、候補者の政策

〈Q56〉 選挙活動のあり方についてどう思いますか。

- ① 今のままでよい ② 変えた方がよい ③ わからない

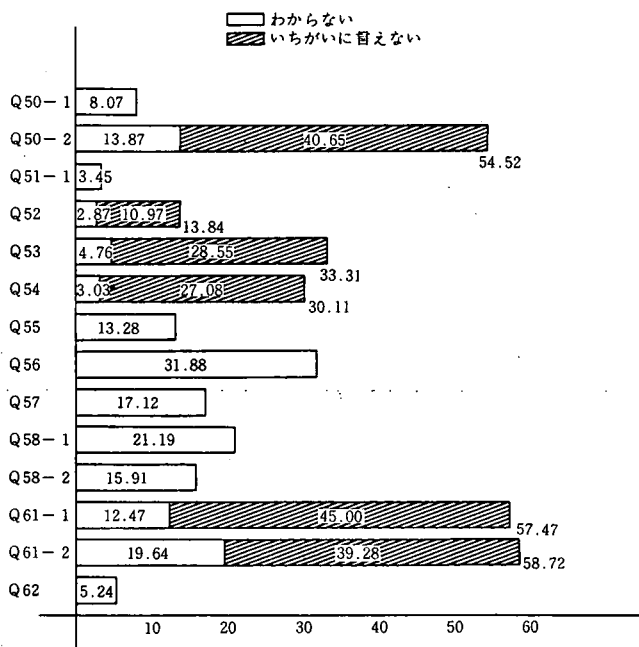


や政見を知る機会としての演説会、戸別訪問と政策・政見伝達の手段としてのピラ・看板・ポスターの自由化を求めていることがうかがえる。なお、選挙活動のあり方について「変えた方がよい」とする者のうち「規制すべきこと」を記入している者は88.95%、「自由にすべきこと」を記入している者は37.13%である。

以上の分析を通して、主権者意識における特徴点として次のことが指摘しうる。すなわち、第一に統治機構の現実態に対しては、これをそのまま是認する者の割合は多くなく、批判的な意識をもっている。第二に、かかる是認しえない現状を生み出した原因については、現在の制度が憲法原理に合致しそれを実現する方向で機能していないという、制度とその運用における問題性に求めているのではなく、主権者(有権者=国民)の意識の低さに求めている。第三に、しかし、それら統治機構の現状に対する批判的意識や国民の意識の低さについての批判的または反省的態度は、現実の投票行動にあらわれていない、すなわち意識と行動にズレがある、ということである。

最後に、主権者意識に関連して言及しておかなければならないことは、第5-3図において明らかなように、「わからない」および「いちがいに言えない」と回答した者の割合がきわめて多いという点である。かかる態度留保者の割合が顕著となる設問は、いずれも統治の機構・制度の現状に

第5-3図  
主権者意識における態度留保者の割合



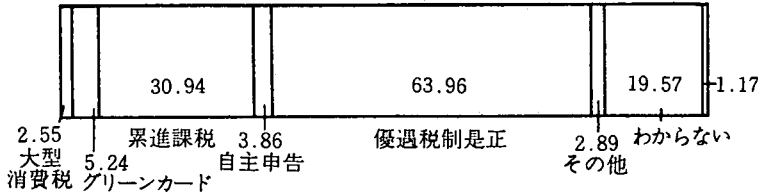
対する評価を求めたものであることに注目したい。地方自治原則が貫徹しているか否か、実際に投票の自由が保障されているか否か、国民の意思が国会に反映しているか否か、政府・最高裁判所は憲法を尊重・擁護してきたか否か等、自分と制度とのかかわり方を問われ、主権者としての態度表明を求められた時に、回答を回避する傾向があるといえよう。ここから主権者意識の内容をうかがい知ることができる。多面的な分析は今後の課題である。

なお、主権者意識に関連して、基本的人権と統治機構の両者にまたがって重大な内容をもつ行政改革について、〈Q49〉において各人が望む行政改革の方向を問うた。これについてはさしあたり数値のみを紹介するととどめる。

＜Q49＞ 今、行政改革をめぐる議論が展開されていますが、次の項目について、あなたが望む行政改革に○印をつけてください（複数回答可）。

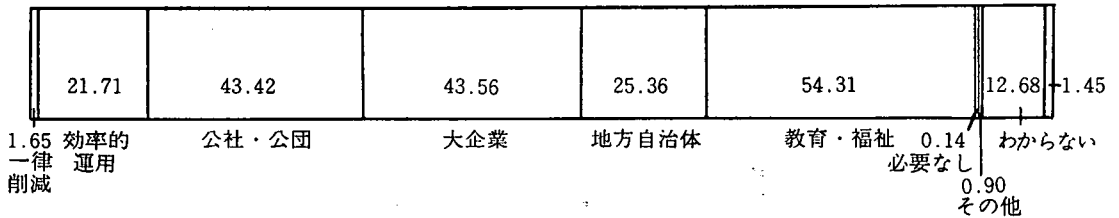
1. 税制について

- ① 大型消費税の導入によって財源を確保する ② グリーンカード制の積極的運用をはかる ③ 累進課税を強化する（累進率を高める） ④ 源泉徴収制度を廃止し、自主申告にする ⑤ 大企業に優遇な税制を是正する ⑥ その他（ ） ⑦ わからない



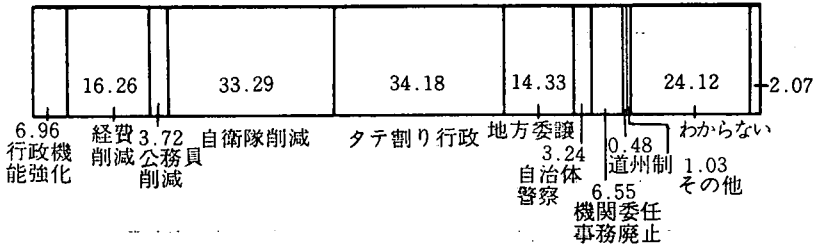
2. 補助金の見直しについて

- ① 一律に削減する ② 経済発展のために効率的に運用する ③ 高級官僚の天下り先となっている公社・公団に対する補助金を削減する ④ 大企業に対する補助金を廃止・縮小する ⑤ 地方自治体への交付金を増額する ⑥ 教育・福祉にたいする補助金を増額する ⑦ 見直しの必要なし ⑧ その他（ ） ⑨ わからない



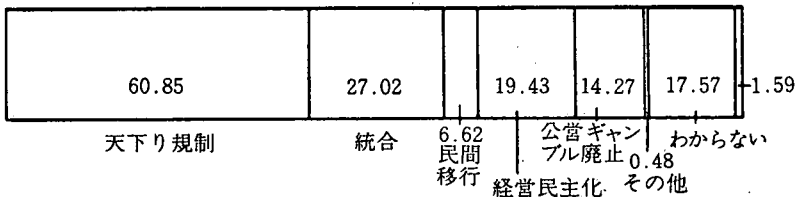
3. 行政機構について

- ① 行政（内閣）機能を強化する ② 経費削減のため、公務員の定員・行政機構を一律に削減する ③ 自衛隊を除く公務員の定員を大幅に削減する ④ 自衛隊の定員を大幅に削減する ⑤ タテ割り行政のムダをなくす ⑥ 住民福祉にかんする事務を原則的に地方へ委譲する ⑦ 国家警察を廃し、自治体警察にする ⑧ 地方自治体への国の機関委任事務を原則的に廃止する ⑨ 地方自治制度を廃止して、道州制をし ⑩ その他（ ） ⑪ わからない



4. 公社・公団・特殊法人について

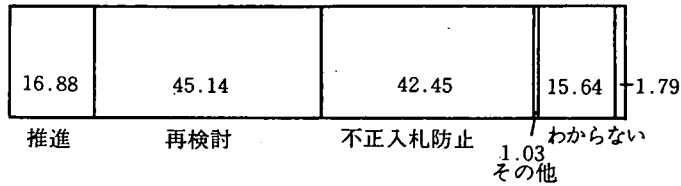
- ① 高級官僚の天下りを規制する ② 細分化された同種業務の整理統合をはかる ③ 専売・電々・国鉄を民間に移行する ④ 専売・電々・国鉄の民間移行ではなく、経営を民主化する ⑤ 公営ギャンブルを廃止する ⑥ その他（ ） ⑦ わからない





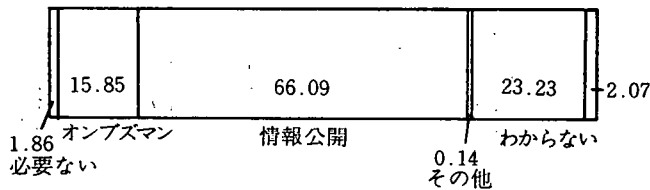
5. 公共事業について

- ① 高速道路・新幹線整備計画など大型プロジェクトを積極的に推進する ② 高速道路・新幹線整備計画など大型プロジェクトを再検討する ③ 不正入札を防止する ④ その他 ( ) ⑤ わからない



6. 行政への参加について

- ① その必要はない ② 行政監視のためのオンブズマン制度を導入する ③ 情報公開を推進する ④ その他 ( ) ⑤ わからない



6 「わからない」層の分析

これまでの分析において、「わからない」あるいは「いちがいにいえない」などの回答をする者が多いことが、随所で触れられた。このような態度保留者の存在が、今回の調査結果における特徴的傾向のひとつであるが、問題とすべきは、この「わからない」層が、何を「わからない」としているのか、主体的選択を妨げているものは何であるのか、ということ、そして、異なる問題設定(局面)においては、どのような価値判断を示すのかということである。

ここでは、後者の問題を中心に若干の分析を行なってみることとする。

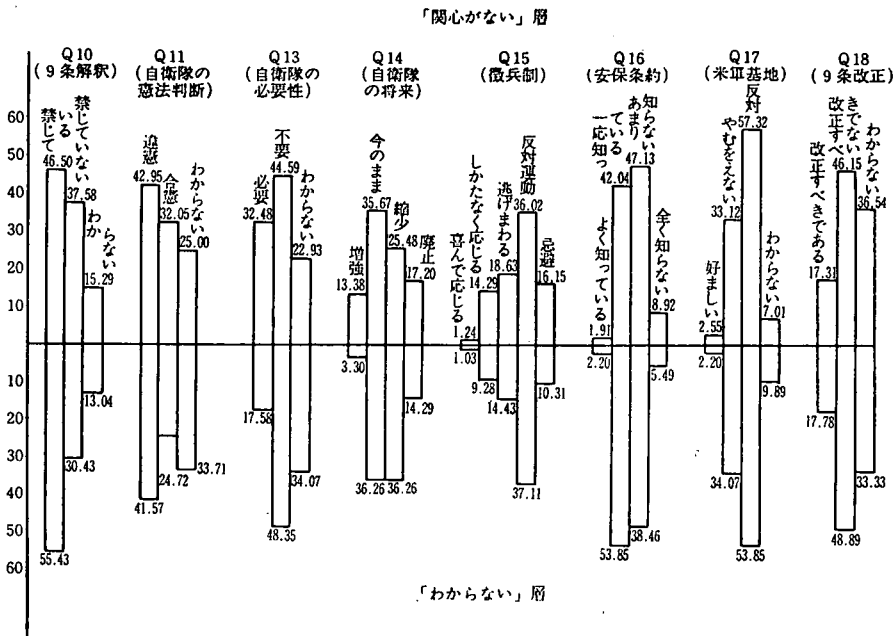
(a) 支持政党における「関心がない」層と「わからない」層 支持政党に関する〈F10〉において、高知大では、「関心がない」が14.83%、「わからない」が8.59%いる。この「関心がない」層と「わからない」層が、平和・軍事問題に関してどのような選択状況を示しているのかみとみることにする(第6-1図参照)。

まず、〈F10〉×〈Q5〉クロスにおいて、憲法にかかわる問題として「平和、軍事、9条関係、安保、核問題」を指摘したものは、「関心がない」では40.76%、「わからない」では53.85%となっている。高知大全体で平和・軍事問題を挙げた者は、55.35%であるが、「関心がない」の40.76%は、全体からみて極めて低いことがわかる。それに比べて、「わからない」の53.85%は、平均に近い数字である。

〈F10〉と〈Q10〉とのクロスでは、9条解釈について、「自衛のためでも再軍備や戦争を禁じている」が、「関心がない」で46.50%、「わからない」で55.43%、「自衛のための軍備は禁じられていない」が、「関心がない」で37.58%、「わからない」で30.43%となっており、「わからない」は、「関心がない」で15.92%、「わからない」が13.04%である。「関心がない」では、両説が拮抗しているとともに、「自衛のためでも再軍備や戦争を禁じている」の46.50%という数字は、自民党支持者における36.16%に次いで低率であることが注目される。

また、〈F10〉と〈Q14〉とのクロスでは、自衛隊の将来について、「関心がない」では、増強する」13.38%、「今のままでよい」35.67%となっており、「わからない」では、「増強する」

第6-1図



3.30%、「今のままでよい」36.26%となっていることが、特徴的であろう。徴兵制への対応では、「関心がない」では、「しかたなく応じる」14.29%、「いやだから逃げまわる」18.63%が、他に比して目立っている。

さらに、〈F10〉と〈Q48〉とのクロスでは、「関心がない」は、「言っても仕方がないから何もしない」が17.83%を占めている。

このような傾向から、「わからない」層では、憲法問題への関心は、他に比して劣っていないが、「関心がない」層は、政党支持について「関心がない」とどまらず、憲法問題、政治問題一般にもその傾向がみられることが指摘できるであろう。そして、「関心がない」層では、重要な価値判断において流動的な傾向がみられる。このような傾向は、世論操作の影響を最も受けやすいことに留意されなければならないだろう。さらに、戦争への無警戒と、問題解決にあたっての消極的姿勢を、その特徴とみなすことができるであろう。

(b) 人権問題における「いちがいにいえない」層と「わからない」層 〈Q38-1〉における、労働組合の方針と使用者の指示が対立した場合の、「いちがいにいえない」層と「わからない」層の動向を検討してみよう。

〈Q38-1〉と〈Q9〉とのクロスでは、「君が代」と「日の丸」について、「いちがいにいえない」は、56.07%がやはり「いちがいに言えない」と回答し、「わからない」は、42.17%が「いちがいに言えない」を、19.28%が「わからない」を選択している。また、「いちがいにいえない」においても「わからない」においても、「よい」が「わるい」を上廻っている。

〈Q38-1〉と〈Q25〉とのクロスでは、「わからない」は、27.38%が「わからない」に答えるとともに、抗議行動を展開する者は、きわめて少ない。「いちがいに言えない」は、「差別するのむりはない」9.46%、「行動に気をつける」34.32%が目立っている。

さらに、〈Q38-1〉と〈Q48〉とのクロスでは、「いちがいにいえない」は、11.02%が「言

っても仕方がないから何もしない」、35.03%が「マスコミに投書する」、43.79%が「行政に相談する」、34.18%が「次の選挙で解決してくれそうな人に投票する」となっている。「わからない」では、具体的行動を回答した者は少なく、「何もしない」に22.62%、「わからない」に13.10%となっている。

このような結果から、以下のことを導き出すことができるであろう。

「いちがいにいえない」層は、見解の対立する局面では、やはり「いちがいにいえない」という態度保留的回答を示すことが多く、また、人権抑圧・じゅうりんに対しては、妥協的態度に出やすく、さらに、要求の主張においても、自己の主体的行動によるのではなく、他人依存型解決方法を求める傾向にある。さらに、「わからない」層では、「わからない」姿勢は、他の局面においても多くみられるとともに、権利侵害に際して、「何もしない」＝拱手傍観の姿勢をとりやすいのである。

最後に見落とすことができないのは、〈Q9〉とのクロス事例にみられるように、「いちがいにいえない」層も「わからない」層も、明確な判断を示した者の中では、「君が代」・「日の丸」を「よい」とする者が「わるい」とする者よりも多いことである。憲法問題への無関心な姿勢が、結果的には、特定の立場を利する状況をうみだすことの証左となりうるものではないだろうか。

## 第二章 憲法意識の形成と外在的契機

### 1 憲法教育と憲法意識

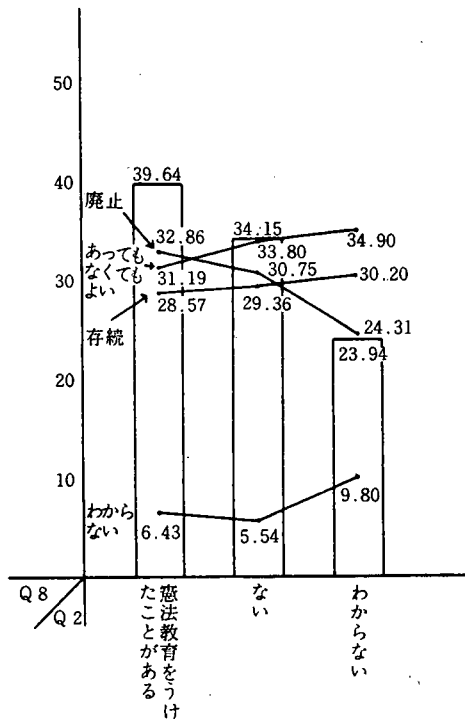
この調査・研究の主要な目的の一つは、憲法意識の形成において憲法教育がいかなる意義をもつかを、個別的・具体的な憲法意識・行動の分析を通して探究することにあつた。そのために、〈Q2〉平和教育・憲法教育を基軸にしたクロスをかなり網羅的に行なつた。その分析の結果、憲法意識と憲法教育との関係においてみられる特徴を一応まとめてみると、以下の四つの点が指摘できよう。すなわち、憲法教育をうけた者においては、うけていない者と比較した場合、第一に天皇制に関する意識については、全体的にみるならば、天皇制が日常的には身近な存在ではないということもあって、大部分が特別な関心をもたず、したがって、その存在について、憲法原理との関連において理論的に把握するに至らず、その結果、現状肯定的な傾向を示しているという点で、両者の間にはさほど大きな差はみられない。ただ、前者において、批判的見解をもつ者が若干多いという点は認められる。第二に、平和・軍事問題に関する意識については、現実の政治問題として何らかの判断を直接に行なわなければならない、あるいは行ないうる機会が多くあることともあいまって、半数以上の者はある程度明確な意思表示を行なっており、その回答内容において平和教育・憲法教育の影響は明白にあらわれている。ただこの場合、大学入学以前にうけた憲法教育の内容とも関連するが、例えば、自衛隊の本質(Q12)、日米安保条約の本質(Q17)、徴兵制のもつ意味(Q15)などについての本質的理解は決して十分とはいえない。第三に、基本的人権に関する意識では、憲法教育をうけたか否かと現実の人権状況への関心の度合や人権感覚における差が照応しているとみなすことができる。具体的には、時事問題への関心、それらの問題を理論的に掘り下げて理解しているか否か、そして、人権の抑圧・じゅうりんに際しての対応の仕方などに、その差があらわれている。しかしながら、自らの要求を、基本的人権の問題としてとらえ、それを実現するためにいかなる手段・行動をとるのか、すなわち、人権の実現への主体的・形成的なかわり方という点においては、憲法教育をうけたか否かの差はあらわれていない。このことも、実際に行なわれている憲法教育の内容にかかわる問題を示唆しているといえよう。第四に、同様のことは、統治機構に関する問題において特に著しい。すなわち、統治機構に関する知識の程度問題は別とし

て、投票行動の実際、主権者としての自覚と責任という点においては、憲法教育を受けたか否かとの相関はないといってよい。換言すれば、とくに中学・高校でうけた憲法教育が国民＝主権者としての統治機構へのかかわり方に言及するものであったか否か、が問われることになる。

以上、憲法教育と憲法意識との関連について四つの側面から特徴を提示した。これを、クロス集計によって得られた数値に即してもう少し具体的にみていくこととする。

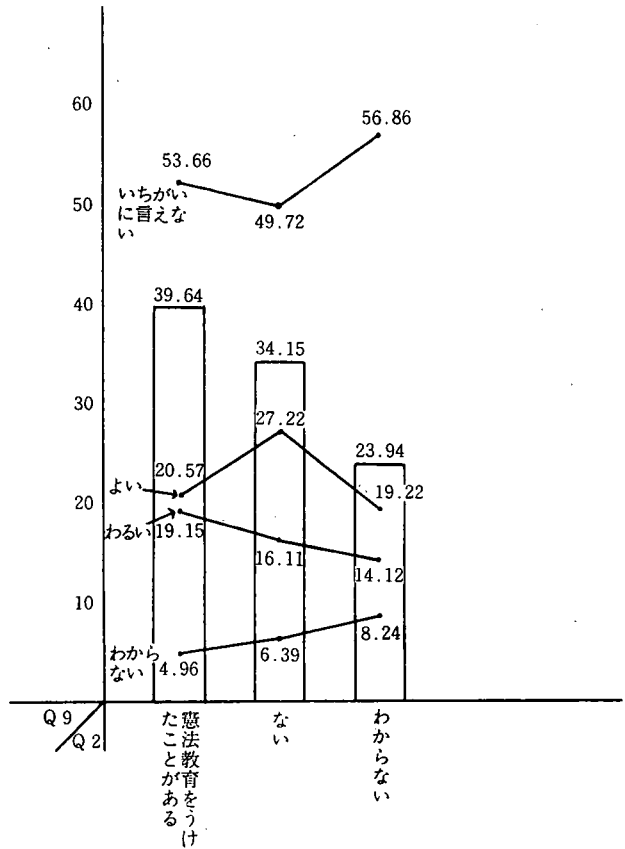
(a) 天皇制に関する意識 <Q 6>天皇(皇室)に対する感情について、好意的感情(「崇拜」および「親しみ」)をもつ者と、<Q 7>象徴天皇制について積極的な評価・位置づけを与えている者は、憲法教育をうけていない者の方が多く、逆に<Q 7>で批判的な見解を挙げている者、および<Q 8>天皇制の将来について「廃止」とする者は、憲法教育を受けたと答えた者の方が多く(第7-1図参照)、また、<Q 9>「君が代」・「日の丸」について、これを「よい」とする者と「わるい」とする者は、憲法教育を受けた者とそうでない者との間で逆転している。そして、それぞれの数値間の差を比較すると、問題の性質によって若干のニュアンスの違いはみられるものの、憲法教育を受けた者はうけていない者より、天皇制については、概して批判的な見解をもつ者が多いといえよう(第7-2図参照)。しかし、憲法教育を受けた者にあっても、全体としては、天皇制に対して積極的・好意的または批判的な見解を表明する者の割合は、相対的にはあまり高くなく、<Q 6>で「親しみも反感もない」とする者(55.88%)、あるいは<Q 9>の「君が代」・「日の丸」について

第7-1図  
憲法教育(Q 2)と天皇制の将来(Q 8)との関係



第7-2図

憲法教育(Q2)と「君が代」・「日の丸」についての考え方(Q9)との関係



「いちがいに言えない」とする者(53.66%)など、約半数の者は、天皇制の問題についてあまり自覚的・理論的には考えていないといえよう。この点は、憲法教育において、天皇制の問題がとくに国民主権との緊張関係のなかで教育されているか否かという問題にも通ずると考えられる。

(b) 平和・軍事問題に関する意識 まず理論的問題としては、憲法第9条と自衛隊との関係について、<Q10>で、自衛のための軍隊の保持と自衛のための戦争が禁じられているとする者、<Q11>で自衛隊を違憲とする者は、憲法教育をうけた者の方に多い(第1-1図参照)。また、<Q17>米軍基地について、「好ましい」または「やむをえない」とするのが憲法教育をうけない者に多く、逆に「反対」とするのが憲法教育をうけた者に多い。次に、<Q15>徴兵制が実施されたらどうするかという設問に対し、「反対運動に参加」または「忌避」と答えた者の合計は、憲法教育をうけた場合(64.84%)とうけない場合(54.62%)とでは10.22%の差があらわれている。さらに、<Q18>9条改正問題では、改正に反対する者において6%の差があり、加えて憲法教育をうけない者では21.57%が「わからない」と回答している。以上のように、憲法第9条の解釈についても、現実の自衛隊・米軍基地に対する評価においても、さらには徴兵制への対応の仕方においても、平和教育・憲法教育の影響は両者の数値間の差に認められるように、きわめて顕著にあらわ

れているとみることができる。しかし、平和教育・憲法教育が比較的大きな効果をもたらしていると思われる平和・軍事問題について、さらにすすんで、その回答の内容にまで掘り下げて検討してみるならば、そこで行なわれた憲法教育の内容的・質的不十分さを指摘せざるをえない。例えば、自衛隊について、57.89%の者がこれを違憲と判断しているにもかかわらず、61.34%の者が自衛隊の果たしている役割について、「民生協力」を挙げ、さらに自衛隊をどうすべきかについては、「廃止する」と回答している者は29.72%にすぎないなど、論理的には矛盾した捉え方がなされていることにあらわれているように、実際の憲法教育は自衛隊の本質についての理解にまでおよぶものとはなっていない、という問題があるといわざるをえない。

(c) 基本的人権に関する意識 まず<Q20>における基本的人権の充足度について、充足感をもつ者(「十分保障」+「だいたい保障」)と否定的評価をもつ者(「あまり保障されていない」+「全く保障されていない」)との割合は、全体として、憲法教育をうけない者の方がうけた者より相当高いという点が指摘される。このことは、以下の個別的な権利問題に関する充足度についての問い(<Q34>生存権の保障、<Q36>教育を受ける権利の保障、<Q36-SQ>あなた自身の教育を受ける権利の保障、<Q43>裁判を受ける権利の保障など)にも、類似の対応をみせている。このことから、現実の人権状況への関心や人権感覚については、憲法教育がその形成に重要な役割を果たしていると判断できるであろう。また、人権に関する時事問題への関心は、憲法教育をうけた者において、総体として高いことがうかがえる。例えば、<Q27>教科書裁判について「よく知っている」または「多少は知っている」と答えた者、<Q42>弁護士抜き裁判について「知っている」者などの数値にみられるとおりである。

さらに、時事問題への理解の仕方についても、<Q26>靖国問題、<Q28>教科書検定制度について、あるいは<Q39>公務員の争議行為についての考え方(第1-2図参照)など、理論的な捉え方をなしえているか否かという点に一定の相違が確認できる。

また、人権が抑圧・じゅうりんされた場合の対応の仕方についても、何らかの手続的なルートにのせて問題を解決しようとするのかそうでないかの違いがみられる。例えば、<Q21>において提訴すると考える者、あるいは<Q25>において労働組合に援助を求める者などである。

しかしながら、要求・主張を実現するための手段・行動、すなわち、人権の実現のための主体的・形成的かわり方という点においては、実際に行なわれている憲法教育の効果を確認することは困難であるといわざるをえない。すなわち、<Q31>において、デモ・ピラ配布によって意思表示を行なおうと「思わない」者において一定の差違(6.96%)があることは認められるとしても、なおも、憲法教育をうけた者の61.48%が「社会や政治に対する自分の意見や不満をデモやピラ配布などで表現しよう」とは「思わない」としていることである。憲法教育のなかで、思想・良心の自由や表現の自由はいかなる内容を与えられているのかについて、疑問をいだかざるをえない。

(d) 主権者意識における問題 上に指摘したことは、主権者意識においてとくに顕著にあらわれている。<Q51>においては、憲法教育をうけた者とうけていない者とを比較した場合、選挙権行使の実際について必ずしも積極的評価を与えることはできないだけでなく、むしろわずかではあるが、逆の関係がみられることに注意すべきであろう。ただ、<Q61-1>と<Q61-2>における政府・最高裁判所の憲法尊重・擁護義務について、その現実態の認識の程度における差違は確認できる。しかしここにおいてもまた、「いちがいにいえない」、「わからない」と判断を留保する者は過半数を占めている。ここにもやはり、憲法教育における現実の政治問題へのかかわり方に関する内容上の問題をうかがうことができる。

憲法教育と憲法意識との関連についての以上の分析を通して得られたことは、次のようにまとめられよう。すなわち、第一に、憲法教育は、とくに平和と人権を中心とする憲法に関する知識を与

え、現実の政治的・社会的問題への関心を惹起させる役割を果たしているところに一定の意義を認められてよい。第二に、憲法教育は、しかしながらその内容において、憲法問題に関する理論的把握力を養うものとはなっていない。さらに第三に、権利の実現のための実践・行動や政治への主体的参加を促すものとはなっていない。中学・高校における憲法教育の弱点は、それぞれの段階の学校において独自に克服されることが要請されるが、さらに加えて、このような弱点を補うものとして、あらためて、大学における憲法教育のあり方を検討することが、我々にとって緊急不可欠の課題となる。

## 2 西暦・元号の使用および投票行動と憲法意識

西暦・元号の使用および投票行動と憲法意識の関連については、紙幅の関係もあり、その特徴点を指摘するにとどめる。

### (1) 西暦・元号の使用と憲法意識

<Q 3>において、日本国憲法の公布・施行の年月日を質問しているが、その回答において、正誤を問わず、年代を西暦で答えようとしたのか、元号で答えようとしたのかについて集計をした。その結果は、3大学全体では、西暦で回答した者41.92%、元号で回答した者27.97%、年代を記入していない者30.11%であった。高知大では、西暦で回答した者41.25%、元号で回答した者27.44%、年代を記入していない者31.32%であった。

高知大の集計を基礎にクロス集計を行なったところ、以下のような特徴を示している。

第一に、回答内容において、西暦で回答しようとした者は、元号で回答しようとした者に比べて、現実の憲法問題に対する関心が若干高いという傾向が認められる。とくに、天皇制に関する問題については、明確にその差違があらわれている。

第二に、基本的人権の問題については、元号使用者において、たとえば、人権の抑圧・じゅうりんへの対応の仕方に関して、手続的に問題を解決しようとするのではなく、調和的な行動志向をとる点に特徴がみられる。しかし、全体としては、人権問題に関する意識には、西暦を使用する者と元号を使用する者との間では、差違はない。

第三に、統治機構の問題について、元号使用者は、国家についての見方において、対立的ではなく、調和的であるということができよう。

しかし、全体としては、西暦を使用する者は、天皇制・国家観において、あまり緊張感をもっておらず、元号を必ずしもイデオロギー問題として捉えているとはいえないであろう。

### (2) 投票行動と憲法意識

20才未満の者に対しては、「選挙権が与えられたら、選挙の際には投票に行きますか」という質問により、投票行動への意欲を調査した。20才以上の者については、「これまで、選挙の際に投票に行きましたか」という質問と「前回の選挙(昨年6月の衆参ダブル選挙)のとき、投票しましたか」という質問を設定したが、前者の質問は、選挙権行使の機会は学年(年齢)によって大きな相違があるため、後者の衆参ダブル選挙での投票行動をクロス集計の基軸とした。

その結果、投票行動(20才未満の者についてはその意欲)と憲法意識との関連については、以下のような特徴がみられる。

まず、平和・軍事関係では、投票行動と憲法意識との間に相関関係がみられる。たとえば、<Q 18>の9条改正問題では、衆参ダブル選挙のとき投票した者は、「改正すべきである」が13.93%、

「改正すべきでない」が69.15%、投票しなかった者は、「改正すべきである」が20.00%、「改正すべきでない」が54.88%となっている。投票行動はとりわけ憲法問題に関する知識度との結びつきに強いものと認められる。

次に、人権の抑圧・じゅうりんに際して投票行動に積極的な者は、主体的行動の意思をより強く表明している。20才未満においては、そのような傾向がまだ一定しているとはいえないが、投票行動が、権利の擁護・行使のための主体的行動と結びつく可能性を示しているであろう。

統治機構に関しては、投票行動と意識の間に、若干の関連性はうかがわれるものの、顕著な傾向とはいえないであろう。投票行動が、どのような主権者意識に支えられているのか、今後明らかにされる必要がある。

さらに、投票行動における消極性は、回答に際して、「わからない」、「いちがいにいえない」、「知らない」などの態度保留者の増大を促しやすいことが指摘できるであろう。

## む す び

今回の調査・研究を通して、我々は、大学生の憲法意識の諸様相をある程度明らかにすることができたと考える。我々は、世上喧伝されている「世代論」や「若者論」に加担する意図はないが、憲法意識のあり方については、かなり厳しい評価を下さざるをえなかった。全体的にみれば、現状追隨的思考方法あるいは判断回避的姿勢とでも特徴づけることができるであろう。

しかし、我々の課題は、そのような否定的評価を実証することにとどまるものではない。大学生の憲法意識の実体を正確に把握することとともに、その形成過程における諸契機分析が、きわめて重要である。そのような課題として、我々は、憲法教育、西暦・元号の使用および投票行動に着目し、一応の立論を行なった。

本論では、憲法教育に関連して、大学教育における憲法教育あるいは法学教育の問題については、取り扱わなかった。しかるに、学年別集計によった場合に、全体としては、明確な特徴的傾向を見出すことができなかった。このことの示唆するところは重大な意味をもっている。つまり、大学教育における憲法教育あるいは法学教育が、大学生の憲法意識の形成に寄与しているとはいえないのではないかということである。大学生の憲法意識を、研究の対象としてだけでなく、教育の対象として重視しなければならないことの自省を促すものであろう。

また、大学生の憲法意識の否定的側面は、我々がその一成員でもある現代社会の諸状況の大学生への投影であるという事実も直視しなければならないであろう。

いずれにしても、憲法理念の実現が、法形成的実践によってのみ可能であり、その実践を支える最大のものが、憲法意識であることに留意し、憲法意識の研究を発展させなければならないだろう。

最後に、本論文を締め括るにあたって、調査票に記入された、学生の意見を引用しておこう。大勢として否定的評価を確認できたこととともに、このような学生がいるということを知りえたことも、今回の調査の大きな成果のひとつであろう。

——今、憲法がふみにじられつつある時、現憲法が世界に誇れるところ、擁護されその精神がさらに発展されねばならぬところを私たちは、決して受みではなく、守り、考え、改憲勢力に対してゆかねばならないと考えております。このアンケートの結果が、そしてそれから得られた研究の成果が、憲法を守り発展させてゆこうとする人々を力づけるものとなることを願わずにはおれません。(高知大、4回生、男性、原文のまま) ——



この調査・研究にあたって、多くの方がたのご協力をえた。

調査票の配布のために、多くの先生方にお世話になった。授業や演習の時間を利用させていただいたので、大量の調査票を短期日に配布することができた。

経済学科においては、研究室利用等において優宜的措置を図っていただいた。

多くの学生の皆さんに集計作業など手伝っていただいた。

膨大な資料の作成・整理には、大和田香苗、竹内英子、竹内玲子の各氏の全面的な援助をえた。

このように多くの方がたにお世話になったことに、改めてお礼申し上げる次第である。

なお、本調査・研究のために、日本法社会学会研究奨励基金から補助金の支給をうけていることも、ここに記して謝意を表わしたい。

(1982年8月4日受理)

(1982年12月9日発行)

# 資 料 篇

- 1 調 査 票
- 2 基 本 集 計 表
- 3 男 女 別 集 計 表
- 4 学 年 別 集 計 表
- 5 憲 法 教 育, 西 曆 ・ 元 号 別 集 計 表
- 6 投 票 行 動 別 集 計 表
- 7 ク ロ ス 集 計 表

# 1 調 査 票

**基本項目** (該当欄に記入しくは○印をつけてください)

(F1) 大学・学部・学科(教育学部の場合には主専攻を添えてください。4.中学校課程には専攻も添えてください)。

1. 高知大学 人文学部 文学科
2. 高知大学 人文学部 経済学科
3. 高知大学 教育学部 小学校課程
4. 高知大学 教育学部 中学校課程 (国語 英語 社会 観指 理科 数学 技術 保健 家庭 音楽)
5. 高知大学 教育学部 養護学校課程
6. 高知大学 教育学部 特設養育課程
7. 高知大学 教育学部 特設体育課程
8. 高知大学 理学部
9. 高知大学 農学部
10. 高知女子大学 文学部
11. 高知女子大学 家政学部
12. 高知短期大学

高知短期大学生だけ添えてください。

あなたの勤務先について	
種別	1. 中小企業 2. 大企業 3. 官公庁・国立学校 4. 自営業 5. 無職 6. その他 ( )
雇用形態	1. 正式採用 2. 試用 3. 臨時採用・パート 4. その他 ( )
勤務年数 (のべ年数)	1. 本年4月以降 2. 1年以上 3. 2年以上 4. 3年以上
労働組合の有無	1. ある 2. ない 3. しらない
あなたは労働組合に 入っていますか	1. 入っている 2. 入っていない 3. 入っていた (今は入っていない)

①

(F6) あなたの父親および母親の職業、学歴、年収について。

職業・学歴・年収について、それぞれの欄に番号を記入してください(適用している場合には、適用欄の職業を添えてください)。

学歴については、現在、父親あるいは母親のいない人も記入してください。

父親 職業 ( ) 学歴 ( ) 年収 ( )  
母親 職業 ( ) 学歴 ( ) 年収 ( )

- |                                       |                    |
|---------------------------------------|--------------------|
| 職業                                    | 学歴                 |
| 1. 会社員 (大企業)                          | 1. 中学卒・旧制小学校卒      |
| 2. 会社員 (中小企業)                         | 2. 高校卒・旧制中学(女学校)卒  |
| 3. 会社役員 (大企業)                         | 3. 短大卒・旧制高専卒       |
| 4. 会社役員 (中小企業)                        | 4. 大学卒・大学院修了       |
| 5. 管理職の公務員                            | 5. しらない            |
| 6. その他の公務員 (教育・警察・自衛隊・医療・法曹関係を除く)     |                    |
| 7. 教員                                 |                    |
| 8. 警察官                                | 年収                 |
| 9. 自衛隊員                               | 1. 100万円未満         |
| 10. 農業者                               | 2. 100万円以上300万円未満  |
| 11. 漁業従事者                             | 3. 300万円以上500万円未満  |
| 12. 林業従事者                             | 4. 500万円以上1000万円未満 |
| 13. 自営業者                              | 5. 1000万円以上        |
| 14. 医者                                | 6. しらない            |
| 15. 医者以外の医療従事者                        |                    |
| 16. 法曹                                |                    |
| 17. 自由業 ( )                           |                    |
| 18. 団体役員                              |                    |
| 19. 議員、地方公共団体の長 (事業の時にはその職業に○印をつけること) |                    |
| 20. 無職                                |                    |
| 21. その他 ( )                           |                    |
| 22. いらない                              |                    |

②

(F2) 学年。

1. 1 回生
2. 2 回生
3. 3 回生
4. 4 回生
5. 5 回生以上

(F3) 性別。

1. 男
2. 女

(F4) 出身地 (都道府県・市町村名を記入し、その市町村の人口規模を添えてください)。

- ( ) 都・道・府・県 ( ) 市・町・村
1. 30万人以上
  2. 10万人以上30万人未満
  3. 5万人以上10万人未満
  4. 1万人以上5万人未満
  5. 1万人未満

(F5) 出身高校について。

1. 公立の、いわゆる進学高校
2. 私立の、いわゆる進学高校
3. 特にいわれる進学校でない、国立の高校で、普通科
4. 特にいわれる進学校でない、私立の高校で、普通科
5. 国立の、普通科以外の高校
6. 私立の、普通科以外の高校
7. 定時制
8. 検定

(5F) (F5) で3,あるいは4に回答した人だけ添えてください。

あなたの出身高校は、大学進学のためのクラス編成や特別授業を実施していましたか。

1. 実施していた——あなたはその「進学コース」に入っていましたか。
2. 実施してなかった。
  1. 入っていた
  2. 入っていなかった

③

(F7) あなたの家庭の生活水準について。

1. 上流の上
2. 上流の下
3. 中流の上
4. 中流の下
5. 下流の上
6. 下流の下

(F8) あなたの学生生活について。

1. 自宅通学
2. 親戚・知人宅に寄宿
3. 下宿・アパート
4. 大学の寮

平均的なヶ月の支出 ( ) 万円

その収入の内訳 仕 送 り ( ) 万円 誰から仕送りを受けていますか。 ( )

アルバイト ( ) 万円 その他 ( )  
奨 学 金 ( ) 万円

(F9) あなたの将来の希望職業について (高知短期大学生は、現在の職業を添えてください)。

- |                                 |             |
|---------------------------------|-------------|
| 1. 企業労働者 (事務系)                  | 17. 農業者     |
| 2. 企業労働者 (販売サービス)               | 18. 林業従事者   |
| 3. 企業労働者 (現場作業)                 | 19. 漁業従事者   |
| 4. 企業労働者 (技術系)                  | 20. 法曹      |
| 5. 教員                           | 21. 自由業 ( ) |
| 6. 保育                           | 22. 労働運動家   |
| 7. 医療従事者                        | 23. 政治活動家   |
| 8. 研究者                          | 24. その他 ( ) |
| 9. 国家公務員 (教育・医療・警察・自衛隊・法曹関係を除く) | 25. 希望職業はない |
| 10. 地方公務員 (教育・医療・警察関係を除く)       | 26. 就職しない   |
| 11. 公共企業体職員                     | 27. わからない   |
| 12. 警察官                         |             |
| 13. 自衛隊員                        |             |
| 14. 自営業 (事業を継ぐ)                 |             |
| 15. 自営業 (事業を継ぐのを除く)             |             |
| 16. 企業経営者                       |             |

④

(F10) 支持政党。

1. 自民党
2. 社会党
3. 公明党
4. 民社党
5. 共産党
6. 新自由クラブ
7. 社会民主連合
8. 革新自由連合
9. 期待できる政党がない
10. 関心がない
11. わからない

(F11) 2歳生以上の人だけ答えてください。

昨年度までに、法学あるいは憲法を受講しましたか。

1. 受講した 授業名( ) 担当教員名( )
2. 受講しなかった

**質問** (該当欄に記入もしくは○印をつけてください)

(Q1) 日本国憲法を読んだことがありますか。

1. 詳しく読んだ
2. ひとわり読んだ
3. 一部読んだ
4. 読んだことがない

(SQ) 1, 2, 3に○印と回答した人だけ答えてください。

- どういったきっかけで読みましたか。
1. 学校で習った
  2. 先生にすすめられて
  3. 客席にすすめられて
  4. 自分で関心をもって
  5. その他( )
  6. わからない

(Q2) あなたは大学入学以前に学校で平和教育、憲法教育を受けたことがありますか。うけたことがあるとすれば、どの段階の学校ですか。

1. ある (小学校 ・ 中学校 ・ 高等学校)
2. ない
3. わからない

(Q3) 日本国憲法はいつできましたか。

公布されたのはいつですか 年 月 日  
施行されたのはいつですか 年 月 日

(Q4) 日本国憲法の基本原理にはどういふものがありますか。

(Q5) 最近あなたが読んだり聞いたりした憲法にかかわる問題にはどのようなものがありますか。いくつか挙げてください。

⑤

④

(Q6) あなたは天皇(皇親)に対して、どんな感情をもっていますか。

1. 崇拜の念をもつ
2. 羨しきを感じる
3. 羨しきも反感もない
4. 反感をもつ
5. 憎悪の念をもつ
6. その他( )
7. わからない

(Q7) 憲法第1条によれば、天皇は、日本国の象徴であり国民統合の象徴であって、その地位は主権者国民の総意に基づくとされていますが、あなたは、この象徴天皇制について、どう思いますか。該当するものすべて○印をつけてください。

1. 国のまとまり、国民の心のよりどころである
2. 天皇は万世一系だから、象徴となるのによい
3. 国民の親近感を高めるよう、天皇はもっと積極的に行動すべきだ
4. 世襲であることに疑問を感じる
5. 国民の税金でぜいたくに暮らしているのに反感を感じる
6. 今の天皇は政治的に利用されていると思う
7. 憲法上、天皇制は戦前と戦後で全くその意味が転換しているのに、今の天皇(明仁)が戦前からずっと天皇の地位にあるのはおかしい
8. 天皇は戦争責任者、戦争犯罪者であるから、今の平和主義の憲法のもとで象徴となるのはおかしい
9. 考えたことがない
10. その他( )
11. わからない

(Q8) 天皇制は将来どのようにあるべきだと思いますか。

1. 存続
2. あってもなくてもよい
3. 廃止
4. わからない

(SQ1) 1.と答えた人は、その形式について答えてください。

1. もっと形式的なものにする
2. 今の象徴のままよい
3. 天皇を元首にして、もう少し実質的な権限・政治的力を与える
4. 戦前のような主権者の地位にしよう
5. その他( )
6. わからない

(SQ2) 3.と答えた人は、その理由として、次に挙げたものうち該当するものすべて○印をつけてください。

1. 天皇(皇親)がきらいだから
2. 天皇には自由がなくかわいそうだから
3. 天皇(皇親)制を存置すると莫大な費用がかかり税金のひだけになるから
4. 天皇が政治的に利用されることを恐れるから
5. 天皇は特別の身分であり、平等の原則に反するから
6. 国民の総意にもとづいて象徴となるべきものが、国民の意志とかわりなく世襲されるのはおかしいから
7. 国民主権の原則とあいれないから
8. 天皇制があると戦前への逆行を促すかそれがあるから
9. その他( )
10. わからない

⑦

③

(Q9) 卒業式、入学式などで「君が代」をうたい、「日の丸」を掲げることにどう思いますか。

1. よい
2. わるい
3. いらがいに思えない
4. わからない

(SQ1) 1. と回答した人だけ答えてください。その理由は何ですか(複数回答可)。

1. 親しみがある
2. 戦後を苦闘外になる
3. 日本を象徴するものとしてよい
4. 国のまとまりの中心、国民の心のよりどころとして不可欠なものだ
5. 国歌・国旗だから当然である
6. 国歌・国旗でもないが、国民に親しまれているから
7. ただ、なんとなく
8. その他( )

(SQ2) 2. と回答した人だけ答えてください。その理由は何ですか(複数回答可)。

1. 時代流れで感覚にあわない
2. 戦争を思い起こさせるのでいやだ
3. 特定のイデオロギーと結びついているから
4. 戦前の軍国主義国家を連想させる
5. 国民の思想的統合をはかろうとするものだ
6. 国歌でも国旗でもないから
7. ただ、なんとなく
8. その他( )

⑩

(Q13) あなたは軍力としての今の自衛隊が必要だと思いますか。

1. 必要
2. 不要
3. わからない

(SQ1) 1. と回答した人だけ答えてください。その理由は何ですか(複数回答可)。

1. いつでも戦争ができるように
2. 自分の国は自分で守るべきだから
3. 侵略の危険が増大しているから
4. 国連による安全保障だけでは不十分だから
5. その他( )

(SQ2) 2. と回答した人だけ答えてください。その理由は何ですか(複数回答可)。

1. 憲法が戦争放棄を規定しているから
2. 戦争にまきこまれるやういから
3. 他の国を侵略しないとも隣らないから
4. 今の自衛隊は本当に国民のためのものではないから
5. 国連による安全保障に信頼しているから
6. その他( )

(Q14) 将来、自衛隊をどうすべきだと思いますか。

1. 増強する
2. 今のままでよい
3. 縮小する
4. 廃止する
5. その他( )

(Q15) 将来、徴兵制が実施されたら、あなたはどうしますか。

1. 喜んで応じる
2. しかたなく応じる
3. いやだから逃げまわる
4. 反対運動に参加する
5. 個人として戦争に反対して逃避する
6. その他( )
7. わからない

⑩

(Q10) 憲法第9条には、自衛のためのという名目でも再軍備や戦争を禁じているという説と、自衛のための軍備は禁じられていないという説がありますが、あなたはどちらの意見ですか。

1. 自衛のためでも再軍備や戦争を禁じている
2. 自衛のための軍備は禁じられていない
3. わからない

(Q11) 自衛隊は憲法に違反した存在だと思いますか。

1. 違反している
2. 違反していない
3. わからない

(Q12) 自衛隊の果たしている役割は何だと思いますか(複数回答可)。

1. 外国への侵略の抑止
2. 外国からの侵略の防止
3. 国内の治安対策
4. 災害などの民生協力
5. 対米協力
6. 自由陣営の防衛
7. その他( )
8. わからない

⑩

(Q16) あなたは、日米安全保障条約について知っていますか。

1. よく知っている
2. 一部知っている
3. あまり知らない
4. 全く知らない

(Q17) 日米安全保障条約によって、日本にはアメリカの軍事基地がありますが、あなたはどのように思いますか。

1. 好ましい
2. 好ましくないがやむをえない
3. 反対
4. わからない

(SQ1) 1, 2. と回答した人だけ答えてください。理由は何ですか(複数回答可)。

1. 日本の防衛のため
2. 自由陣営の防衛のため
3. 共産主義化を防ぐため
4. 侵略を防ぐため
5. 自衛隊では制(体)だから
6. 治安維持のため
7. その他( )

(SQ2) 3. と回答した人だけ答えてください。理由は何ですか(複数回答可)。

1. 戦争にまきこまれるから
2. 日本は独立国だから
3. 日本が戦場になるおそれがあるから
4. 憲法の平和主義の原則に反するから
5. 戦争に反対だから
6. 日本国民の利益を守ってくれるわけではないから
7. その他( )

(Q18) あなたは、憲法第9条を改正すべきだと思いますか。

1. 改正すべきである
2. 改正すべきでない
3. わからない

⑩

(Q19) あなたは、日本の安全保障は将来どうあるべきだと思いますか。該当するものすべてに○印をつけてください。

1. 日本を中立国にし、かつ非武装でいるべきである
2. 日本を中立国にし、自衛を行なう
3. 自衛隊だけで国を守れるよう、自衛隊を軍隊にし、強化する
4. 自衛隊は保持しつつ、日本安全保障条約の出発点とせ、有事の際にのみ米軍の駐留を求め
5. 日本安全保障条約を存続・強化する
6. 東南アジア諸国と地域的安全保障体制をつくる
7. 国連による集団安全保障体制を確立する
8. ソ連と平和条約を結ぶ
9. 今のままでよい
10. どちらもあり考えたくない
11. わからない

(Q20) 次に挙げる基本的人権は、保障されていると思いますか。それぞれについて回答してください。

1. 法の下の平等  
1. 十分保障されている 2. だいたい保障されている 3. あまり保障されていない  
4. 全く保障されていない 5. わからない
2. 身体の自由  
1. 十分保障されている 2. だいたい保障されている 3. あまり保障されていない  
4. 全く保障されていない 5. わからない
3. 思想・良心の自由  
1. 十分保障されている 2. だいたい保障されている 3. あまり保障されていない  
4. 全く保障されていない 5. わからない
4. 宗教の自由  
1. 十分保障されている 2. だいたい保障されている 3. あまり保障されていない  
4. 全く保障されていない 5. わからない
5. 集会・結社・労働の自由  
1. 十分保障されている 2. だいたい保障されている 3. あまり保障されていない  
4. 全く保障されていない 5. わからない
6. 通信の秘密  
1. 十分保障されている 2. だいたい保障されている 3. あまり保障されていない  
4. 全く保障されていない 5. わからない

⑬

(Q21) あなたの言論の自由やその他の表現の自由、思想、良心、宗教の自由が保障されたとしたら、あなたならどうしますか。

1. 憲法で保障された権利だから裁判所に訴える
2. 裁判に訴えたいが、手続が面倒だし、金と時間がかかりすぎるから好まない
3. 多少自分に不利になっても、「裁判ごと」にだけはしたくない
4. その他 ( )
5. わからない

(Q22) 国民の権利・自由は、濫用してはならず、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任がある(憲法第12条)とされていますが、公共の福祉と個人の基本的権利との関係について、あなたは次の説明のどれに賛成ですか。

1. 個人の権利・自由を社会全体の利益の見地から制約すること
2. 個人や企業集団のもっている特定の自由をより多くの人々の権利を守るために制約すること
3. 自分の権利を主張したり行使することにより、相手の自由や権利が侵害されないようにすること
4. その他 ( )
5. わからない

(Q23) あなたは家庭や学校や地域など、あなたの身の回りの生活の中で、不平等な扱いを受けたり差別されたと感じることはありませんか。

1. よく感じる
2. 少しは感じる
3. ほとんど感じない
4. 全然感じない

(S0) 1、2と回答した人は、3つ以内で具体的に書いてください。

1. ( )
2. ( )
3. ( )

⑭

7. 居住・移転・職業選択の自由

1. 十分保障されている 2. だいたい保障されている 3. あまり保障されていない  
4. 全く保障されていない 5. わからない
8. 学問の自由  
1. 十分保障されている 2. だいたい保障されている 3. あまり保障されていない  
4. 全く保障されていない 5. わからない
9. 两性の平等  
1. 十分保障されている 2. だいたい保障されている 3. あまり保障されていない  
4. 全く保障されていない 5. わからない
10. 健康で文化的な最低限度の生活  
1. 十分保障されている 2. だいたい保障されている 3. あまり保障されていない  
4. 全く保障されていない 5. わからない
11. 教育を受ける権利  
1. 十分保障されている 2. だいたい保障されている 3. あまり保障されていない  
4. 全く保障されていない 5. わからない
12. 勤労の権利  
1. 十分保障されている 2. だいたい保障されている 3. あまり保障されていない  
4. 全く保障されていない 5. わからない
13. 労働者の団結権・団体交渉権・団体行動権  
1. 十分保障されている 2. だいたい保障されている 3. あまり保障されていない  
4. 全く保障されていない 5. わからない
14. 財産権  
1. 十分保障されている 2. だいたい保障されている 3. あまり保障されていない  
4. 全く保障されていない 5. わからない
15. 選挙権  
1. 十分保障されている 2. だいたい保障されている 3. あまり保障されていない  
4. 全く保障されていない 5. わからない
16. 請願権  
1. 十分保障されている 2. だいたい保障されている 3. あまり保障されていない  
4. 全く保障されていない 5. わからない
17. 裁判を受ける権利  
1. 十分保障されている 2. だいたい保障されている 3. あまり保障されていない  
4. 全く保障されていない 5. わからない

⑮

(Q24) 次に挙げる現行制度のうちで、あなたが「法の下の平等」に反すると思うものについて、すべてに○印をつけてください。

1. 20歳に達しない者には選挙権が与えられていないこと
2. 労働条件を定める際に、女子に対して特別の保護規定を設けていること
3. 経済上の能力や所得態に応じて納税負担の轻重を定めていること
4. 父母、祖父母など尊属を養った場合に、一般の収入よりも重い刑罰を定めていること
5. 父親が日本国民である場合に、子どもは生まれながらに日本国民となるが、母親が日本国民であっても、父親が外国籍をもつ場合には、日本で生まれ生活していても、子どもは日本国民とはならないこと
6. 次男・次女を優遇していること
7. 選挙人が23万人じかないのに3人の議員が選出されているのに対し、選挙人が144万人もいるのに4人の議員しか選出されないこと
8. ストライキが一般の労働者には認められていて、公務員には禁止されていること

(Q25) もしあなたが就職して、職場で、あなたの思想・信条を理由に、他の人と比べて著しく不利益な取扱いが使用者からうけられたとしたら、あなたはどうしますか(複数回答可)。

1. 雇われているのだから、どんな扱いをうけても文句はいえない
2. 資本主義の世の中だから、使用者が思想・信条によって差別するのはむしろよい
3. 誤解をうけないよう、行動に気をつける
4. 使用者にとって好ましくない思想・信条をすすめる
5. 思想・信条を変えたくないから職場をすすめる
6. 思想・信条による差別は許せないが、事を見立てたくないのがまんする
7. 使用者に抗議する
8. 労働組合に援助を求める
9. 労働基準局に訴える
10. 裁判に訴える
11. その他 ( )
12. わからない

⑯

(Q26) 韓国神社の国家化や、首相をはじめ政府関係の韓国神社への公式参拝を求める動きがありますが、あなたはどう思いますか (複数回答可)。

1. 当然であり、推進すべきである
2. 一々目くらまをたてることはない
3. 取柄に反するようではない
4. 政教分離の原則に反する
5. 反対である
6. わからない
7. そのような動きについては、知らない

(Q27) 現在、教科書検定の重要性をめぐっておこなわれている、いわゆる「教科書裁判」について知っていますか。

1. よく知っている
2. 多少は知っている
3. あまり知らない
4. 全く知らない

(Q28) 文部省による教科書検定制について、どう思いますか (複数回答可)。

1. さらにすんで国定教科書を作るべきである
2. 教科書は異議だから、国が教科書の内容に責任をもつのは当然である
3. 誤字や脱字の訂正、かなづかいの統一など、技術的な事項にかぎった検定ならよい
4. 教科書の作成は教育関係者にまかせるべきである
5. 出版される前に、国が検正を併行するのは、憲法で禁止された検閲にあたる
6. 教科書執筆者の研究内容にまで立ち入ることになり、学問の自由を侵害するものである
7. 教育内容に国が介入することは、教育の自由を反する
8. その他 ( )
9. わからない

(Q29) 文学作品、例えばD.H.ロレンス作「チャタレー夫人の恋人」という小説を、わいせつ文書であるという理由から、その出版・販売を差し止めることについて、どう思いますか。

1. わいせつ文書には出版の自由の保障はなく、差し止めるのは当然である
2. 芸術作品はわいせつとは考えられないから、わいせつを理由に差し止めることは、出版の自由を反する
3. 何がわいせつかは、時代や人によって判断が異なるので、わいせつというあいまいな概念を基準にして、差し止めるのはおかし
4. わいせつ文書にも出版の自由の保障があるから、その規制は刑罰ではなく、社会的批判にゆだねるべきだ
5. どんなものを出版することも自由である
6. その他 ( )
7. わからない

(Q30) あなたはデモについてどう思いますか。

1. デモは表現の一つの手段だから、どんな形態でもやってよい
2. デモは表現の一つの手段だが、早急な形態でやるべきだ
3. デモは、交通を妨げるなど、市民の迷惑になるので表現の手段としては適当でない
4. わからない

(Q31) あなたは、社会や政治に対する自分の意見や不満をデモやビラ配布などで表現しようと思いませんか。

1. 思う
2. 思わない
3. わからない

(Q32) デモは、現在、公安条例によって規制されています。デモ行進が行なわれる場所には、警察・機動隊が出動しています。これについて、あなたはどう思いますか (複数回答可)。

1. デモの気分をそがれる
2. なんとなく無気味でいやだ
3. 機動隊の威圧感を感じるので、参加したくなくなる
4. 機動隊が出ているとなんとなく困っている気分になる
5. デモ行進は一般の交通を妨げるので、デモ隊を規制するのは当然である
6. デモ隊は常に暴徒と化す危険があるので、警察は厳重に警戒すべきである
7. デモ行進と一般の交通とをスムーズに通すために、交通規制を行なうのに必要である
8. デモ隊の安全のための交通規制に警察はいてもよいが、機動隊は不要である
9. 表現の一つの手段としてのデモに警察・機動隊はそもそも出動する必要はない
10. 別に気にならない
11. わからない

(Q33) 憲法上、「言論・出版・表現の自由」が保障されていますが、あなたはどうなことで最も被害したり、文書に書いたりすることが許されると感じますか。

1. どんなことでも許される
2. 一定の限界がある
3. わからない

(S Q) 2. と回答した人だけ答えてください。その限界とはどんな場合でしょうか。

1. 社会の風紀を乱すような映画・雑誌・本
2. かねて過激な政治的意見
3. プライバシーを侵害するようなもの
4. その他 ( )

(Q34) 憲法第25条が権利として保障している「健康で文化的な最低限度の生活」について、わが国では、どの程度実現していると思いますか。

1. 十分に実現している
2. ある程度実現している
3. あまり実現していない
4. 全く実現していない
5. わからない

(S Q) 3. 4. と回答した人だけ答えてください。どのようにしたらよいと思いますか。

1. 自らの努力で生活水準の向上をめざす
2. 社会の中で、互いに助け合うべきである
3. 国家が責任をもつべきである
4. その他 ( )
5. わからない

(Q35) 国鉄新幹線や大塚空港などの公共輸送機関の障害などによる公害が問題となっていますが、どのように解決すべきであると思いますか (2つ以内で複数回答可)。

1. 公共輸送は重要なので、周辺住民は我慢しなければならぬ
2. 利用者(乗客)が、公害防止費用を負担すべきである(利用運賃など)
3. 企業(国鉄や航空会社)の責任で解決すべきである
4. 国の責任で解決すべきである
5. わからない



(Q36) 現在のわが国において「能力に応じてひとしく教育を受ける権利」が保障されていると思えますか。

1. 保障されている
  2. だいたい保障されている
  3. あまり保障されていない
  4. 全く保障されていない
  5. わからない
- 3.4.と回答した人だけ答えてください。  
その最大の理由と思われるものを、1つ記入してください。

(S0) あなた自身について、「能力に応じてひとしく教育を受ける権利」が保障されている(保障されてきた)と思えますか。

1. 保障されている
  2. だいたい保障されている
  3. あまり保障されていない
  4. 全く保障されていない
  5. わからない
- 3.4.と回答した人だけ答えてください。  
その最大の理由と思われるものを、1つ記入してください。

(Q37) 義務教育・高校教育・大学教育の教育費(授業料および教材費)について、どのような形で負担すべきだと思いますか。義務教育・高校教育・大学教育のそれぞれについて、右の選択肢の番号を記入してください。

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| 義務教育の教育費 ( ) | 1. 完全に無償            |
| 高校教育の教育費 ( ) | 2. 無償が原則だが、一部自己負担   |
| 大学教育の教育費 ( ) | 3. 自己負担が原則だが、一部公的負担 |
|              | 4. 全面的に自己負担         |

(Q38) あなたが就職して、労働者となり、労働組合に加入しているとします。

1. 労働組合の方針と使用者の指示(業務命令)が対立した場合、あなたはどうしますか。
  1. 使用者の指示(業務命令)に従う
  2. 労働組合の方針に従う
  3. どちらがいいえない
  4. わからない

2. あなたの意見と、労働組合員の多数意見との対立が激しくなった場合、あなたはどうしますか。

1. 組合を脱退して意見を同じくする者だけで別の組合をつくる
2. 組合を脱退して自由に行動する
3. 多数意見を尊重しつつ、組合内で自分の意見が取り入れられるようにはたらきかける
4. 黙っている
5. その他 ( )
6. わからない

①

②

(Q39) 憲法第28条は「労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と定めていますが、公務員や公共企業体の職員は、法律(国家公務員法や公共企業体労働関係法など)によって、争議行為(ストライキなど)が禁止されています。これについてあなたはどう思いますか。

1. 公務員にも争議行為は認められるべきだ
2. 公務員には争議行為は禁止されるべきだ
3. わからない

(S01) 1.と回答した人だけ答えてください。

ではどのような形で認められると思えますか。

1. すべての公務員・公共企業体職員に、全面的に認められる
2. すべての公務員・公共企業体職員に認められるが、予告期間などの一定の制約はある
3. 警察官など一部の職種を除いて、全面的に認められる
4. 警察官など一部の職種を除いて認められるが、予告期間などの一定の制約がある
5. わからない

(S02) 2.と回答した人だけ答えてください。

その理由は何ですか。

1. 公務員は「全体の奉仕者」だから
2. 公務員が争議行為をすると、行政がマヒするから
3. 法律がそうになっているのだから
4. 公務員は、国民の税金で雇われているのだから
5. わからない

(Q40) 交通機関のストライキや異動ストなど国民生活にかかわるようなストライキについて、あなたはどのように考えますか。

1. 国民に迷惑をかけるようなストライキは絶対にやるべきでない
2. 国民生活とストライキの必要性のバランスを考えながらやっていけばよい
3. ストライキは労働者の基本的権利だから、国民に迷惑がかかってもやるべきだ
4. わからない

③

④

(Q41) 都市計画のために、あなたの土地や家屋の立退きが要求されるとします。

あなたはどうしますか。

1. 受け入れる
2. 補償の程度により考える
3. 計画の内容・性格により考える
4. 拒否する
5. わからない

(S01) 1.と回答した人だけ答えてください。その理由は何ですか。

1. 社会のためには当然であるから
2. 反対しても無駄だから
3. 補償があるから
4. 法律で定められているから
5. その他 ( )
6. わからない

(S02) 4.と回答した人だけ答えてください。その理由は何ですか。

1. 財産は自分の権利だから
2. 補償は不十分だから
3. 今後の生活に不安だから
4. 住み慣れた土地・家と離れたくないから
5. その他 ( )
6. わからない

(Q42) 刑事被告人には弁護人を依頼する権利が保障されていますが、非国民なとしても裁判をおこなうことができるように、法改正しようとの動きがあることについて、知っていますか。

1. 知っている
2. 聞いたことはある
3. 知らない

(S0) そのことについて、どう思いますか。

1. 訴訟の管理を促進するためには、非国民なとしても裁判を積極的に進めるべきだ
2. 訴訟の事理を促進するためには、非国民なしの裁判もやむを得ない
3. 非国民なしで一般の国民は自由に法廷で発言することができないから、裁判にとって非国民は不可欠である
4. わからない

(Q43) 裁判を受ける権利は実際に保障されていると思いますか。

1. 保障されている
2. 保障されているとはいえない
3. わからない

(S Q) 2. と回答した人だけ答えてください。

では、どういふ点でそう思いますか(複数回答可)。

1. 裁判にはお金がかかりすぎる
2. 裁判には時間がかかりすぎる
3. どのようにして訴訟事件にしたらよいかわからない
4. めんどいから、結局うやむやにしよう
5. 訴訟事件にするということは、火事たきごとという印象を与えるため足がふみびせない
6. 信頼できる弁護士がない
7. 公正な裁判がなされるかどうかについて裁判所や裁判官を信頼できない
8. 個人の基本的人権の問題については、最高裁判所にいったら結局負けてしまう
9. その他

(Q44) 憲法は、時間・費用による自由を制限していますが、現在、取調べの録音で実際に時間や費用が行なわれていると思いますか。

1. 思う
2. 思わない
3. わからない

(Q45) 福島ラジオ廃校し事件や財田川事件など、えん罪事件が大きく問題になっていますが、これらの事件の内容を知っていますか。

1. 知っている
2. 事件について聞いたことはある
3. 知らない

(S Q) 1.、2. と回答した人だけ答えてください(複数回答可)。

では、何によって知りましたか。

1. 新聞・テレビ・ラジオなどのニュース
2. 新聞の解説
3. テレビ・ラジオの特集番組
4. 本
5. 週刊誌
6. 学校の先生
7. 友人
8. 家族
9. その他( )

(Q46) 近年、かなりの地方自治体で、電算機(コンピューター)による住民記録の処理が行なわれています。住民サービスの向上とプライバシーの保護との関係で、電算機導入について、あなたのような意見を持っていますか。

1. 電算機を導入してよい
2. 電算機を導入すべきでない
3. わからない

(S Q) 1. と回答した人だけ答えてください。電算機の利用について、どうあるべきだと思いますか(複数回答可)。

1. 事務の効率化のためには、あらゆる情報を記録しておくべきだ
2. だれでも自由に情報入手できるようにすべきだ
3. 政府の利用は禁止する
4. 第三者の私的な利用は禁止する
5. 当該地方自治体の事務処理のため以外には利用させない
6. 思想・信条・信仰・人権・社会的身分・犯罪など、プライバシーを侵害おそれのある事項は記録を禁止する
7. 住民も参加した情報の管理のための制度をつくる
8. その他( )

(Q47) 憲法第17条により、公務員の不法行為によって損害をうけたとき、国または地方公共団体に賠償を請求することができます。もし親菜あなたの子どもが、学校(公立)で事故にあったとき、あなたは、国または地方公共団体、あるいは教師を相手として損害の賠償を求めますか

1. 損害賠償を求める
2. 損害賠償を求めない
3. どちらにもいえない
4. わからない

(S Q) 2. と回答した人だけ答えてください。それは何故ですか。

1. もともと裁判官は好きでない
2. 教師との対立に派手なことは避けたい
3. 教育の場に争いをもちこみたくない
4. 火事たきごとではないから
5. わざわざい
6. どちらにもいえない
7. その他( )

(Q48) あなたが国や地方自治体の行政について、さまざまな要求や苦情をもっている場合に、その要求や苦情をどのような手段で解決しようと思いますか(複数回答可)。

1. 書状でも仕方がないから申し立てない
2. マスコミに投書する
3. 行政(市町村役場の窓口)に相談する
4. 有力者に相談する
5. 議員に相談する
6. 住民運動をかこす
7. 議会に請願する
8. 次の選挙で解決してくれそうな人に投票する
9. リコール運動をする
10. 自分が議員になって解決する
11. その他( )
12. わからない

(Q49) 今、行政改革をめぐる議論が展開されていますが、次の項目について、あなたが望む行政改革に○印をつけてください(複数回答可)。

1. 税制について

1. 大企業消費税の導入によって財源を確保する
2. グリーンカード制の積極的運用をはかる
3. 累進課税を強化する(累進率を高める)
4. 源泉徴収制度を廃止し、自主申告にする
5. 大企業に課税な税制を是正する
6. その他( )
7. わからない

2. 補助金の見直しについて

1. 一律に削減する
2. 経済危機のために強制的に運用する
3. 高級官僚の次下り先となっている公社・公団に対する補助金を削減する
4. 大企業に対する補助金を廃止・縮小する
5. 地方自治体への交付金を増額する
6. 教育・福祉にたいする補助金を増額する
7. 見直しの必要なし
8. その他( )
9. わからない

3. 行政機構について

1. 行政(内閣)機構を強化する
2. 経費削減のため、公務員の定員・行政機構を一律に削減する
3. 自衛隊を除く公務員の定員を大幅に削減する
4. 自衛隊の定員を大幅に削減する
5. タネ割り行政のムダをなくす
6. 住民福祉にかんする事務を原則的に地方へ委譲する
7. 国家警察を廃止、自治体警察にする
8. 地方自治体への国の機関委任事務を原則的に廃止する
9. 地方自治制度を廃止して道州制をし
10. その他( )
11. わからない

4. 公団・公団・特許法人について
1. 高級官僚の天下りを規制する
  2. 細分化された同種業務の整理統合をはかる
  3. 専売・専営・国鉄を民間に移行する
  4. 専売・専営・国鉄の民間移行ではなく、経営を民主化する
  5. 公営ギャンブルを廃止する
  6. その他( )
  7. わからない
5. 公共事業について
1. 高速道路・新幹線整備計画など大型プロジェクトを積極的に推進する
  2. 高速道路・新幹線整備計画など大型プロジェクトを再検討する
  3. 不正入札を防止する
  4. その他( )
  5. わからない
6. 行政への参加について
1. その必要はない
  2. 行政監視のためのオンブズマン制度を導入する
  3. 情報公開を推進する
  4. その他( )
  5. わからない

(Q50) 地方自治は、地方の行政について、住民が構成員である団体を通して、住民自らの手で処理するために設けられた制度です。

1. あなたはこのような地方自治の原則についてどう思いますか。
1. 必要
  2. 不要
  3. わからない
2. あなたは、この地方自治の原則が現実の地方行政に買かれていると思いますか。
4. 買かれている
  5. 空疎化している
  6. いちがいにいいない
  7. わからない

(S0) 5. と回答した人だけ答えてください。では、どのような点についてそう思いますか(複数回答可)。

1. 財政が負担である
2. 国からの機嫌委任事務が多い
3. 住民の意識が強い
4. 行政担当者や中央直結の行政を行なっている
5. 自治体の幹部が、都道府県の知事になる事例が増えている
6. その他( )

(Q51)

1. 20才未満の人に  
あなたは、選挙権が与えられたら、選挙の際には投票に行きますか。
1. 必ず投票に行くつもりである
  2. だいたい投票に行くつもりである
  3. ほとんど投票には行かないだろう
  4. 投票には行かない
  5. わからない
2. 20才以上に  
① あなたはこれまで、選挙の際に投票に行きましたか。
1. 必ず投票に行った
  2. だいたい投票に行った
  3. 投票に行ったことはある
  4. 投票に行ったことはないが、今後行くつもりだ
  5. 投票に行かないことにしている
- ② 前回の選挙(昨年6月の衆参ダブル選挙)のとき、投票をしましたか。
1. した
  2. しなかった
  3. 昨年6月には選挙権がなかった

(Q52) あなたは、何を主要な判断基準にして候補者を選びますか。

1. 候補者の人物
2. 候補者の政策
3. 候補者が所属する政党の政策
4. 知人からの勧め
5. 家族と相談して
6. いちがいに言えない
7. その他( )
8. わからない

(Q53) 選挙において、すべての有権者は、実際に、投票の自由を保障されていると思いますか。

1. 思う
2. 思わない
3. いちがいに言えない
4. わからない

(S0) 2. 3. と回答した人だけ答えてください。では、どういう点でそう思いますか(複数回答可)。

1. 知人からの勧めと、不承知でいいやとは言えない
2. 地域のボス・有力者が目を光らせている
3. 企業ぐるみ選挙の実態がある
4. 労働組合によって、一党支持の決定がなされている
5. 買収が行われている
6. その他( )

(Q54) 国会は国民の代議機関ですが、実際に国民の意思が国会に反映していると思いますか。

1. 思う
2. 思わない
3. いちがいに言えない
4. わからない

(S0) 2. 3. と回答した人だけ答えてください。では、その原因は何だと思いますか(複数回答可)。

1. 議員は若選してしまえば全く選挙民に拘束されていない
2. 選挙活動に大きな制限があるため、選挙民と候補者の対話ができない
3. 都道府県と農林部で一服の虎に大きな力がある
4. 選挙民が候補者の政策をよく知らずに投票している
5. 政治に無関心な人が多い
6. 候補する人が多い
7. その他( )
8. わからない



## 2 基本集計表

	全 体	高 知 大 学						高 知	高 知	
		人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学	
＜F2＞ 学年。	①	29.84	33.33	30.94	20.59	31.67	11.36	24.50	38.87	66.67
① 1 回生	②	22.05	20.51	7.17	27.21	28.96	29.09	22.52	19.12	28.00
② 2 回生	③	22.33	28.21	29.43	24.63	18.55	19.55	23.75	22.26	2.67
③ 3 回生	④	22.26	10.26	29.06	25.37	17.19	31.82	24.79	19.12	—
④ 4 回生	⑤	3.10	7.69	3.40	2.21	3.17	7.73	4.26	0	—
⑤ 5 回生以上	N.A.	0.41	0	0	0	0.45	0.45	0.19	0.63	2.67
＜F3＞ 性別。	①	57.06	48.72	92.83	40.81	81.45	92.73	73.79	—	64.00
① 男	②	42.59	51.28	7.17	59.19	17.19	6.82	25.83	100.00	34.67
② 女	N.A.	0.34	0	0	0	1.36	0.45	0.38	—	1.33
＜F4＞ 出身地（都道府県・市町村 名を記入し、その市町村の人口規模を答えてください）。	①	29.96	30.77	19.62	31.25	28.05	12.27	23.75	36.36	89.47
（ ）都・道・府・県	②	25.90	21.79	21.89	29.41	18.55	14.09	21.48	45.77	3.95
（ ）市・町・村	③	9.57	8.97	21.51	4.41	9.95	11.82	11.73	4.39	1.32
① 高知 ② 高知以外の四国	④	13.57	16.67	21.89	16.54	14.03	14.09	16.84	5.64	1.32
③ 九州 ④ 中国 ⑤ 近畿 ⑥	⑤	13.02	10.26	7.55	13.97	17.65	31.36	16.46	4.39	1.32
中部 ⑦ 関東以北	⑥	5.37	8.97	6.42	2.21	8.60	10.00	6.72	2.19	0
	⑦	1.03	1.28	0.75	0.74	1.81	2.27	1.32	0	1.32
	N.A.	1.58	1.28	0.38	1.47	1.36	4.09	1.70	1.25	1.32
① 30万人以上 ② 10万人以上 30万人未満 ③ 5万人以上10 万人未満 ④ 1万人以上5万 人未満 ⑤ 1万人未満	①	27.23	25.64	33.21	23.53	27.15	32.73	28.76	20.63	33.33
	②	15.20	19.23	16.60	12.87	14.48	15.91	15.23	16.19	10.67
	③	9.68	10.26	10.57	7.35	13.57	8.64	9.93	10.16	4.00
	④	29.09	32.05	27.17	36.76	28.96	21.36	29.23	30.48	21.33
	⑤	12.30	3.85	10.94	13.24	10.86	13.64	11.54	12.38	22.67
	N.A.	6.50	8.97	1.51	6.25	4.98	7.73	5.30	10.16	8.00
＜F5＞ 出身高校について。	①	57.98	55.13	69.06	57.35	62.44	53.18	60.36	55.76	34.21
① 国公立の、いわゆる進学高 校 ② 私立の、いわゆる進学 高校 ③ 特にいわれる進学校 でない、国公立の高校で、普 通科 ④ 特にいわれる進学校 でない、私立の高校で、普通 科 ⑤ 国公立の、普通科以外 の高校 ⑥ 私立の、普通科以 外の高校 ⑦ 定時制 ⑧ 検定	②	11.42	14.10	9.43	16.91	9.05	5.91	10.88	14.02	7.89
	③	24.35	25.64	18.11	21.32	23.08	31.36	23.27	26.17	31.58
	④	2.48	1.28	1.51	2.21	1.81	5.00	2.46	2.18	3.95
	⑤	2.54	1.28	1.13	2.21	3.17	3.64	2.37	0.62	13.16
	⑥	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑦	0.41	0	0	0	0	0	0	0	7.89
	⑧	0.07	0	0.38	0	0	0	0.09	0	0
	N.A.	0.76	2.56	0.38	0	0.45	0.91	0.57	1.25	1.32

		全 体	高 知 大 学						高 知	高 知
			人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学
(SF)〈F5〉で③あるいは④に 回答した人だけ答えてください。 あなたの出身高校は、大学進 学のためのクラス編成や特別 授業を実施していましたか。 ①実施していた ②実施して いなかった あなたはその「進学コース」に 入っていましたか。 ①入っていた ②入っていな かった	①	70.21	71.43	65.38	76.56	60.00	58.75	65.44	82.95	76.92
	②	25.13	23.81	26.92	18.75	34.55	36.25	29.04	13.64	23.08
	N.A.	4.66	4.76	7.69	4.69	5.45	5.00	5.51	3.41	0
	①	92.88	100.00	85.29	95.92	100.00	87.23	92.70	97.59	75.00
	②	4.98	0	8.82	2.04	0	10.64	5.06	2.41	15.00
	N.A.	2.14	0	5.88	2.04	0	2.13	2.25	0	10.00
〈F6〉あなたの父親および母親の 職業、学歴、年収について。 職業・学歴・年収について、 それぞれの欄に番号を記入し てください（退職している場 合には、退職前の職業を答え てください）。学歴について は、現在、父親あるいは母親 のいない人も記入してくださ い。 職業（父親） ①会社員（大企業） ②会社 員（中小企業） ③会社役員 （大企業） ④会社役員（中 小企業） ⑤管理職の公務員 ⑥その他の公務員（教育・警 察・自衛隊・医療・法曹関係 を除く） ⑦教員 ⑧警察官 ⑨自衛隊員 ⑩農業従事者 ⑪漁業従事者 ⑫林業従事者 ⑬自営業者 ⑭医者 ⑮医者 以外の医療従事者 ⑯法曹 ⑰自由業（ ） ⑱団体 役員 ⑲議員、地方公共団体 の長（兼業の時にはその職業 に○印をつけること） ⑳無 職 ㉑その他（ ） ㉒ いない	①	8.53	8.97	10.82	8.46	8.14	9.46	9.23	7.60	2.67
	②	21.01	21.79	22.39	23.53	19.91	18.92	21.47	17.93	28.00
	③	0.55	0	1.12	0.74	0.45	0.45	0.66	0.30	0
	④	5.66	3.85	7.09	5.51	7.69	5.86	6.31	3.34	6.67
	⑤	5.73	6.41	7.09	6.62	5.88	4.50	6.12	5.17	2.67
	⑥	7.50	7.69	5.97	6.99	5.88	8.11	6.78	9.73	8.00
	⑦	9.21	14.10	5.97	10.29	10.41	7.66	8.95	11.85	1.33
	⑧	0.68	0	0.37	0.37	0.45	1.35	0.56	1.22	0
	⑨	0.55	1.28	1.12	0.37	0.45	0.45	0.66	0.30	0
	⑩	10.50	7.69	8.96	9.93	9.05	14.86	10.36	10.33	13.33
	⑪	1.50	2.56	0.75	1.84	0.45	1.80	1.32	2.13	1.33
	⑫	0.48	0	0.75	0.37	0	0.90	0.47	0.61	0
	⑬	12.48	5.13	15.30	8.82	15.84	11.26	12.15	14.29	9.33
	⑭	0.34	0	0.37	0	0.45	0.45	0.28	0.61	0
	⑮	0.48	0	0	0	0.45	0.45	0.19	1.22	1.33
	⑯	0.27	0	0.37	0	0.45	0	0.19	0.30	1.33
	⑰	2.32	2.56	2.24	2.21	2.71	2.25	2.35	2.43	1.33
	⑱	1.36	0	1.49	2.21	1.81	1.80	1.69	0.30	1.33
	⑲	0.34	0	0	0.37	0.90	0.45	0.38	0.30	0
	⑳	0.48	1.28	0	0.74	0	0.45	0.38	0.61	1.33
	㉑	2.25	6.41	2.24	3.68	1.36	0.90	2.45	2.13	0
	㉒	2.11	3.85	0.37	3.68	1.81	0.90	1.88	1.52	8.00
	N.A.	5.66	6.41	5.22	3.31	5.43	6.76	5.18	5.78	12.00

	全 体	高 知 大 学						高 知	高 知
		人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学
<b>&lt;F6&gt; 職業 (母親)</b>									
① 1.84	2.50	0.75	0.73	2.71	2.71	1.69	2.15	2.67	
② 12.15	17.50	16.85	10.95	10.41	8.14	12.22	11.35	14.67	
③ 0.07	0	0	0.36	0	0	0.09	0	0	
④ 0.82	1.25	1.12	0.73	0.45	0.90	0.85	0.92	0	
⑤ 0.34	2.50	0	0.73	0	0	0.38	0.31	0	
⑥ 4.91	10.00	1.50	6.20	7.69	3.62	5.08	5.21	1.33	
⑦ 4.03	6.25	2.62	8.03	4.07	1.36	4.32	3.99	0	
⑧ 0.20	1.25	0	0	0.45	0.45	0.28	0	0	
⑩ 12.76	10.00	8.61	12.04	12.22	18.55	12.41	13.19	16.00	
⑪ 0.14	0	0	0.36	0	0	0.09	0.31	0	
⑫ 0.20	1.25	0	0.36	0	0.45	0.28	0	0	
⑬ 9.22	2.50	10.49	8.03	7.69	9.05	8.36	12.58	6.67	
⑭ 0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑮ 2.66	1.25	1.87	3.28	2.71	2.26	2.54	3.07	2.67	
⑯ 0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑰ 1.64	0	1.50	1.82	1.36	1.36	1.41	2.15	2.67	
⑱ 0.82	1.25	0	1.09	0.45	0.45	0.56	1.23	2.67	
⑲ 0.20	1.25	0.37	0	0.45	0	0.28	0	0	
⑳ 33.72	30.00	37.45	31.39	33.94	35.75	34.21	33.44	28.00	
㉑ 6.28	3.75	5.62	8.03	7.69	5.43	6.48	4.60	10.67	
㉒ 0.82	1.25	1.12	0.73	0.45	0.45	0.75	0.61	2.67	
N.A.	7.17	6.25	10.11	5.11	7.24	9.05	7.71	4.91	9.33
<b>学歴 (父親)</b>									
① 31.75	34.62	31.70	30.15	32.58	29.09	31.22	28.48	52.63	
② 38.03	32.05	39.62	37.87	38.01	33.18	36.90	44.62	26.32	
③ 5.31	6.41	5.28	5.51	3.17	7.27	5.39	5.70	2.63	
④ 16.36	21.79	12.83	15.44	17.65	21.82	17.03	15.82	9.21	
⑤ 4.07	2.56	5.66	5.88	4.52	2.73	4.64	2.22	3.95	
N.A.	4.49	2.56	4.91	5.15	4.07	5.91	4.82	3.16	5.26
<b>学歴 (母親)</b>									
① 29.54	25.64	28.30	31.62	28.05	27.27	28.76	26.18	54.67	
② 53.62	57.69	53.21	48.53	54.75	52.73	52.51	61.83	34.67	
③ 4.21	5.13	3.02	6.99	4.07	4.55	4.73	2.84	2.67	
④ 3.45	5.13	1.89	4.78	4.07	2.73	3.50	4.10	0	
⑤ 3.59	0	6.79	3.31	4.07	4.55	4.35	1.26	2.67	
N.A.	5.59	6.41	6.79	4.78	4.98	8.18	3.79	5.33	



		全 体	高 知 大 学						高 知	高 知
			人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学
			年収（父親）	①	3.17	5.13	1.51	4.41	1.81	1.82
①100万円未満 ②100万円以上300万円未満 ③300万円以上500万円未満 ④500万円以上1000万円未満 ⑤1000万円以上 ⑥しらない	②	30.02	23.08	27.55	29.41	31.22	31.36	29.23	30.91	37.33
	③	28.64	28.21	30.19	29.41	27.60	27.73	28.86	30.60	17.33
	④	10.35	6.41	13.21	8.46	9.95	9.09	9.93	13.25	4.00
	⑤	1.45	1.28	2.26	0.37	2.26	1.36	1.51	1.58	0
	⑥	18.08	25.64	19.25	20.59	19.46	20.00	20.25	11.67	14.67
	N.A.	8.28	10.26	6.04	7.35	7.69	8.64	7.57	8.20	18.67
年収（母親）	①	30.64	35.90	29.81	30.15	29.41	28.64	29.99	32.81	30.67
①100万円未満 ②100万円以上300万円未満 ③300万円以上500万円未満 ④500万円以上1000万円未満 ⑤1000万円以上 ⑥しらない	②	20.36	15.38	17.74	21.32	23.08	14.09	18.92	23.97	25.33
	③	4.69	10.26	3.40	5.51	3.17	4.55	4.64	5.36	2.67
	④	0.55	1.28	0.75	0.37	0.45	0.45	0.57	0.63	0
	⑤	0.76	0	1.13	0.37	0.90	1.36	0.85	0.63	0
	⑥	21.60	21.79	24.15	24.26	23.53	25.00	24.03	15.14	14.67
	N.A.	21.39	15.38	23.02	18.01	19.46	25.91	21.00	21.45	26.67
<F 7> あなたの家庭の生活水準について。	①	0.69	0	0.38	0.74	0	0.91	0.47	1.54	0
①上流の上 ②上流の下 ③中流の上 ④中流の下 ⑤下流の上 ⑥下流の下	②	0.69	1.28	1.13	0	1.81	0.45	0.85	0.31	0
	③	39.08	38.46	44.15	43.38	40.72	35.00	40.87	38.27	17.33
	④	43.82	43.59	44.15	41.18	40.72	43.18	42.48	48.77	41.33
	⑤	11.81	14.10	7.92	12.13	13.57	14.09	11.92	7.72	28.00
	⑥	1.72	1.28	0.75	1.10	1.81	3.18	1.61	0.93	6.67
	N.A.	2.20	1.28	1.51	1.47	1.36	3.18	1.80	2.47	6.67
<F 8> あなたの学生生活について。	①	23.71	23.08	15.09	26.10	22.17	7.27	18.45	30.41	69.33
①自宅通学 ②親戚・知人宅に寄宿 ③下宿・アパート ④大学の寮	②	0.69	0	0.38	0.37	1.36	0.45	0.57	0.63	2.67
	③	66.02	69.23	75.47	68.38	69.68	78.64	72.56	54.55	22.67
	④	8.48	6.41	7.92	4.41	6.33	12.73	7.57	13.48	0
	N.A.	1.10	1.28	1.13	0.74	0.45	0.91	0.85	0.94	5.33
平均的な一ヶ月の支出（ ）	①	9.47	14.10	6.79	9.19	8.14	4.09	7.66	15.38	12.50
①0～3万円未満 ②3万円以上5万円未満 ③5万円以上～7万円未満 ④7万円以上～10万円未満 ⑤10万円以上	②	17.31	10.26	13.58	17.65	22.17	15.91	16.75	19.58	16.67
	③	44.66	47.44	44.15	42.65	39.82	59.09	46.17	46.15	16.67
	④	19.93	21.79	27.92	22.06	20.36	13.18	21.29	15.03	19.44
	⑤	3.25	2.56	3.77	2.57	3.17	2.73	3.03	0.70	16.67
	N.A.	5.37	3.85	3.77	5.88	6.33	5.00	5.11	3.15	18.06

	全 体	高 知 大 学						高 知	高 知		
		人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学		
その収入源（人数割合）	①	75.05	70.51	83.02	72.79	79.64	89.55	80.04	74.13	5.56	
①仕送り ②アルバイト ③	②	35.62	30.77	36.60	48.90	30.32	37.27	38.13	32.17	12.50	
アルバイトのうち家庭教師の	③	35.12	54.17	19.59	50.38	35.82	28.05	36.23	32.61	11.11	
割合 ④奨学金	④	22.69	19.23	21.51	27.21	24.89	18.64	22.99	27.27	0	
＜F9＞あなたの将来の希望職業について（高知短期大学生は、現在の職業を答えてください）。	①	6.71	11.49	21.63	0.35	2.93	0	7.07	6.08	4.00	
	②	1.56	0	4.26	0.35	0.42	1.26	1.50	0.61	6.67	
	③	0.59	0	0.35	0.35	0.42	0.42	0.35	0.61	4.00	
	①企業労働者（事務系） ②	④	4.23	1.15	0	0.35	11.30	12.55	5.21	1.22	2.67
	企業労働者（販売サービス）	⑤	35.61	24.14	6.03	83.45	32.64	8.37	32.95	52.28	2.67
	③企業労働者（現場作業） ④	⑥	0.39	0	0	0.70	0	0.42	0.27	0.61	1.33
	企業労働者（技術系） ⑤教	⑦	2.86	1.15	0.35	0	1.67	0.84	0.71	9.12	8.00
	員 ⑥保母 ⑦医療従事者	⑧	6.32	8.05	1.42	0.70	25.10	9.62	8.48	0.30	0
	⑧研究者 ⑨国家公務員（教	⑨	6.90	12.64	8.16	2.11	4.18	8.37	6.18	5.47	24.00
	育・医療・警察・自衛隊・法	⑩	16.41	17.24	26.95	3.52	7.53	32.64	17.40	9.73	30.67
	曹関係を除く）⑩地方公務員	⑪	0.59	0	0.71	1.06	0.42	0.42	0.62	0.30	1.33
	（教育・医療・警察関係を除	⑫	0.65	1.15	0	0.70	0.42	0.84	0.53	1.22	0
	く）⑪公共企業体職員 ⑫	⑬	0.07	0	0.35	0	0	0	0.09	0	0
	警察官 ⑬自衛隊員 ⑭自営	⑭	1.37	1.15	4.61	0.35	0.42	1.26	1.68	0.61	0
	業（家業を継ぐ） ⑮自営業	⑮	1.50	1.15	3.55	0.70	0.84	2.51	1.86	0.30	1.33
	（家業を継ぐものを除く）	⑯	1.17	0	3.55	0.35	0.84	1.67	1.50	0	1.33
	⑮企業経営者 ⑰農業従事者	⑰	1.04	1.15	1.06	0	0	4.60	1.33	0.30	0
	⑯林業従事者 ⑲漁業従事者	⑱	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑳法曹 ㉑自由業（	⑲	0.52	0	0.35	0	0	2.93	0.71	0	0
	㉒労働運動家 ㉓政治活動家	⑳	0.20	0	0.71	0	0	0.42	0.27	0	0
	㉔その他（	㉑	1.69	4.60	3.55	1.41	0	2.09	2.03	0.61	1.33
	㉕希望	㉒	0.07	0	0	0	0	0	0	0.30	0
	職業はない ㉖就職しない	㉓	0.20	0	1.06	0	0	0	0.27	0	0
	㉗わからない	㉔	1.17	2.30	0.71	0.35	0.42	0.84	0.71	2.74	1.33
		㉕	1.30	1.15	2.13	0.70	2.09	0.42	1.33	1.52	0
		㉖	0.26	1.15	0	0	0.84	0	0.27	0.30	0
		㉗	4.69	10.34	6.03	1.41	5.02	5.44	4.86	4.56	2.67
	N.A.	1.95	0	2.48	1.06	2.51	2.09	1.86	1.22	6.67	

		全 体	高 知 大 学						高 知	高 知
			人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学
<F 10> 支持政党。 ①自民党 ②社会党 ③公明党 ④民社党 ⑤共産党 ⑥新自由クラブ ⑦社会民主連合 ⑧革新自由連合 ⑨期待できる政党がない ⑩関心がない ⑪わからない	①	16.51	10.26	24.15	18.68	12.22	12.67	16.81	16.88	10.67
	②	6.33	1.28	5.66	7.33	9.50	5.43	6.52	5.00	9.33
	③	1.10	0	1.51	0	1.36	0.90	0.85	1.56	2.67
	④	1.03	1.28	1.89	0.73	0.90	1.81	1.32	0	1.33
	⑤	7.63	12.82	4.53	8.79	10.86	10.86	8.88	3.44	8.00
	⑥	0.76	0	2.26	0.73	0.45	0.90	1.04	0	0
	⑦	0.48	1.28	0.75	0.37	0.45	0	0.47	0	2.67
	⑧	0.48	1.28	0.38	0	0	0.90	0.38	0	4.00
	⑨	37.41	39.74	44.91	35.16	38.01	38.01	39.19	32.81	32.00
	⑩	15.96	16.67	8.68	15.02	15.38	20.81	14.83	20.31	13.33
	⑪	11.07	15.38	4.53	12.82	7.69	6.79	8.59	19.06	12.00
N.A.	1.24	0	0.75	0.37	3.17	0.90	1.13	0.94	4.00	
<F 11> 2回生以上の人だけ教えてください。昨年度までに、法学あるいは憲法を受講しましたか。 ①受講した ②受講しなかった	①	89.51	90.38	87.43	96.76	84.11	82.56	88.35	96.46	70.83
	②	8.04	9.62	8.74	1.85	13.91	15.38	9.52	0.51	20.83
	N.A.	2.45	0	3.83	1.39	1.99	2.05	2.13	3.03	8.33
<Q 1> 日本国憲法を読んだことがありますか。 ①詳しく読んだ ②ひととおり読んだ ③一部読んだ ④読んだことがない	①	6.48	10.26	9.43	6.99	5.88	4.55	7.10	3.13	12.16
	②	26.48	25.64	28.30	26.10	28.96	19.55	25.83	23.82	47.30
	③	62.83	62.82	58.11	61.76	59.28	69.09	61.97	71.47	37.84
	④	3.72	1.28	4.15	4.41	4.52	5.91	4.45	1.57	2.70
	N.A.	0.48	0	0	0.74	1.36	0.91	0.66	0	0
(S Q) ①②③に○印と回答した人だけ教えてください。どういうきっかけで読みましたか。 ①学校で習った ②先生にすすめられて ③家族にすすめられて ④自分で関心をもって ⑤その他( ) ⑥わからない	①	81.45	75.32	76.45	81.23	82.08	81.90	79.90	89.81	67.12
	②	1.92	2.60	3.47	1.53	2.83	0.48	2.16	1.27	1.37
	③	0.07	1.30	0	0	0	0	0.10	0	0
	④	12.58	14.29	16.22	13.41	12.26	13.81	14.02	5.73	21.92
	⑤	3.34	6.49	3.47	3.07	2.36	2.38	3.14	2.55	9.59
	N.A.	0.14	0	0	0	0.47	0	0.10	0.32	0
<Q 2> あなたは大学入学以前に学校で平和教育・憲法教育を受けたことがありますか。うけたことがあるとすれば、どの段階の学校ですか。 ①ある(小学校・中学校・高等学校) ②ない ③わからない	①	40.48	43.59	36.23	40.81	36.65	43.64	39.64	41.51	48.00
	②	32.97	34.62	35.47	32.72	35.75	32.73	34.15	29.87	29.33
	③	24.34	17.95	26.04	24.63	24.89	21.82	23.94	26.10	22.67
	N.A.	2.21	3.85	2.26	1.84	2.71	1.82	2.27	2.52	0
	小	18.23	29.41	23.96	15.32	20.99	14.58	19.33	16.67	11.11
中	58.94	64.71	58.33	53.15	64.20	65.63	60.14	59.09	44.44	
高	47.19	55.88	37.50	56.76	53.09	37.50	47.26	46.21	50.00	
N.A.	2.56	0	2.08	1.80	2.47	2.08	1.91	3.03	8.33	

	全 体	高 知 大 学						高 知 女子大学	高 知 短期大学	
		人文学部 文 学 科	人文学部 経 済 学 科	教育学部	理 学 部	農 学 部	小 計			
<p>＜Q 3＞日本国憲法はいつできましたか。 公布されたのはいつですか 年月日 施行されたのはいつですか 年月日 ①西暦で回答しているもの (正誤を問わず) ②昭和元 号で回答しているもの(正誤 を問わず) ③公布年正解のも の(1946年, 昭和21年) ④ 施行年正解のもの(1947年, 昭 和22年) ⑤年代の記入なし ⑥公布月日正解のもの(11月 3日) ⑦公布月日誤りのも の ⑧施行月日正解のもの(5 月3日) ⑨施行月日誤りのも の ⑩月日の記入なし</p>	①	41.92	51.29	41.89	47.79	39.82	30.45	41.25	45.57	36.00
	②	27.97	32.05	22.64	30.88	24.89	29.55	27.44	28.16	34.67
	③	44.45	62.82	45.66	51.47	39.37	35.91	45.13	43.89	37.33
	④	42.73	61.54	43.40	50.00	38.46	32.27	43.14	42.95	36.00
	⑤	30.11	16.67	35.47	21.32	35.29	40.00	31.32	26.27	29.33
	⑥	66.71	69.23	58.49	76.10	60.18	59.55	64.43	76.49	57.33
	⑦	8.68	15.38	10.19	5.88	10.41	9.09	9.27	6.27	10.67
	⑧	70.30	75.64	62.64	77.21	66.52	63.64	68.40	78.06	64.00
	⑨	5.93	8.97	5.66	4.78	7.24	6.82	6.24	5.33	4.00
	⑩	22.19	11.54	30.57	15.81	24.89	28.64	23.75	15.36	29.33
<p>＜Q 4＞日本国憲法の基本原理には どういふものがありますか。  記入数。 ①-0 ②-1 ③-2 ④ -3 ⑤-4 ⑥-5</p>	①		5.13	9.81	5.51	10.41	13.18	9.18		
	②		2.56	6.79	2.94	6.79	5.91	5.30		
	③		8.97	12.45	8.46	11.76	13.18	11.16		
	④		73.08	65.66	79.04	65.61	64.55	69.44		
	⑤		5.13	4.15	2.57	4.07	2.73	3.50		
	⑥		5.13	1.13	1.47	1.36	0.45	1.42		
<p>内容。 ①国民主権, 主権在民 ②平 和主義, 戦争放棄 ③基本的 人権の尊重 ④平等(権) ⑤ 三権分立 ⑥民主主義 ⑦自 由(主義) ⑧地方自治 ⑨ 議会制民主主義 ⑩象徴天皇 制 ⑪国家主権 ⑫その他</p>	①	73.12	76.92	73.96	80.51	65.61	68.18	72.94	74.92	68.00
	②	83.12	92.31	82.64	88.97	81.45	74.55	83.07	84.33	78.67
	③	78.98	83.33	80.00	86.03	72.40	74.55	79.09	79.94	73.33
	④	5.65	14.10	3.77	4.78	4.52	3.18	4.82	8.15	6.67
	⑤	4.00	3.85	4.53	2.94	3.62	5.91	4.16	3.13	5.33
	⑥	3.45	1.28	1.89	3.31	6.79	4.55	3.78	2.51	2.67
	⑦	3.38	6.41	1.89	1.84	6.33	1.36	3.03	4.39	4.00
	⑧	1.17	2.56	1.13	1.84	1.81	0.45	1.42	0.31	1.33
	⑨	1.31	2.56	1.13	1.47	1.36	1.36	1.42	0.63	2.67
	⑩	1.24	1.28	0.75	1.47	0	2.27	1.14	1.25	2.67
	⑪	0.62	1.28	1.13	0.74	0.45	0.45	0.76	0.31	0
	⑫	1.93	0	0.38	1.84	4.52	2.73	2.08	1.57	1.33
<p>＜Q 5＞最近あなたが眺んだり聞い たりした憲法にかかわる問題 にはどのようなものがありま すか。いくつか挙げてくださ い。 ①平和, 軍事, 9条関係, 安保, 核問題 ②人権問題 ③憲法 改正問題 ④教育問題 ⑤参 政権(一票の価値の平等) ⑥ その他</p>	①	54.93	69.23	50.94	59.93	54.75	50.91	55.35	54.55	50.67
	②	2.41	3.85	3.40	2.57	2.71	2.27	2.84	0.94	2.67
	③	17.57	14.10	19.62	19.12	17.19	16.82	17.98	15.99	18.67
	④	5.38	5.13	2.64	10.29	2.71	2.27	4.73	6.90	8.00
	⑤	0.83	0	1.51	0.74	0.45	1.36	0.95	0.31	1.33
	⑥	8.34	5.13	9.06	10.66	8.14	5.91	8.33	7.52	12.00

		全 体	高 知 大 学						高 知	高 知
			人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学
<Q 6> あなたは天皇(皇室)に対して、どんな感情をもっていますか。 ①崇拜の念をもつ ②親しみを感じる ③親しみも反感もない ④反感をもつ ⑤憎悪の念をもつ ⑥その他( ) ⑦わからない	①	3.30	2.56	2.63	2.94	4.50	3.17	3.21	3.44	3.95
	②	7.83	11.54	8.65	8.46	6.31	9.05	8.40	7.50	1.32
	③	59.00	53.85	59.02	57.35	59.46	51.58	56.79	66.88	56.58
	④	13.80	11.54	18.05	15.81	9.01	17.19	14.91	8.44	21.05
	⑤	2.68	3.85	3.38	1.84	3.15	4.07	3.11	1.25	2.63
	⑥	8.52	12.82	4.89	8.82	12.16	9.95	9.06	6.56	9.21
	⑦	3.98	2.56	2.63	2.94	3.60	4.52	3.30	5.94	5.26
	N.A.	0.89	1.28	0.75	1.84	1.80	0.45	1.23	0	0
<Q 7>憲法第1条によれば、天皇は、日本国の象徴であり国民統合の象徴であって、その地位は主権者国民の総意に基づくこととされていますが、あなたは、この象徴天皇制について、どう思いますか。該当するものすべて○印をつけてください。 ①国のまとまり、国民の心よりどころである ②天皇は万世一系だから、象徴となるのにふさわしい ③国民の親近感を高めるよう、天皇はもつと積極的に行動すべきだ ④世襲であることに疑問を感じず ⑤国民の税金でゼイタクに暮らしているのに反感を覚える ⑥今の天皇は政治的に利用されていると思う ⑦憲法上、天皇制は戦前と戦後で全くその意味が転換しているのに、今の天皇(裕仁)が戦前からずっと天皇の地位にあるのはおかしい ⑧天皇は戦争責任者、戦争犯罪者であるから、今の平和主義の憲法のもとで象徴となるのはおかしい ⑨考えたことがない ⑩その他( ) ⑪わからない	①	14.89	21.79	14.72	14.71	13.12	11.82	14.29	16.93	14.67
	②	6.55	5.13	7.92	5.88	7.69	8.64	7.28	5.02	2.67
	③	11.23	10.26	10.94	10.66	12.67	12.27	11.45	11.91	5.33
	④	18.61	15.38	18.87	21.32	14.48	16.82	17.88	21.00	18.67
	⑤	26.19	25.64	25.66	27.21	24.43	28.64	26.40	25.39	26.67
	⑥	22.67	21.79	24.53	26.84	21.72	24.55	24.31	16.93	24.00
	⑦	13.99	15.38	14.72	13.24	15.84	11.82	14.00	11.91	22.67
	⑧	17.71	19.23	19.25	21.32	15.84	20.45	19.30	11.60	21.33
	⑨	13.65	5.13	12.45	13.60	10.86	13.18	12.02	19.12	13.33
	⑩	10.34	20.51	10.94	6.99	14.03	11.82	11.54	6.27	10.67
	⑪	4.27	5.13	3.77	3.31	2.71	3.18	3.41	7.21	4.00
N.A.	1.10	1.28	1.13	0.74	2.26	0.91	1.23	0.31	2.67	
<Q 8>天皇制は将来どのようにあるべきだと思いますか。 ①存続 ②あってもなくてもよい ③廃止 ④わからない	①	31.17	37.18	29.81	31.25	26.70	29.09	29.99	36.16	26.67
	②	32.69	28.21	34.34	31.62	38.46	28.18	32.73	33.96	26.67
	③	27.93	28.21	30.19	28.31	27.15	34.09	29.71	19.81	37.33
	④	7.59	6.41	5.28	8.09	6.79	6.82	6.72	10.06	9.33
	N.A.	0.62	0	0.38	0.74	0.90	1.82	0.85	0	0
(SQ1)①と答えた人は、その形式について教えてください。 ①もって形式的なものにする ②今の象徴のままでよい ③天皇を元首にして、もう少し実質的な権限・政治的な力を与える ④戦前のような主権者の地位にもどす ⑤その他( ) ⑥わからない	①	11.18	6.45	8.64	8.89	14.52	15.15	10.88	11.40	15.00
	②	78.49	74.19	85.19	78.89	72.58	75.76	78.25	78.95	80.00
	③	1.29	3.23	0	1.11	1.61	1.52	1.21	1.75	0
	④	0.86	3.23	0	2.22	0	1.52	1.21	0	0
	⑤	3.44	6.45	1.23	3.33	6.45	3.03	3.63	2.63	5.00
	⑥	2.80	3.23	2.47	3.33	1.61	1.52	2.42	4.39	0
N.A.	1.94	3.23	2.47	2.22	3.22	1.52	2.42	0.88	0	

	全 体	高 知 大 学						高 知	高 知	
		人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学	
(SQ2)③と答えた人は、その理由として、次に挙げたものうち該当するものにすべて○印をつけてください。 ①天皇(皇室)がきらいだから ②天皇には自由がなくてかわいそうだから ③天皇(皇室)制を存置すると莫大な費用がかかり税金のむだ使いになるから ④天皇が政治的に利用されることを恐れるから ⑤天皇は特別の身分であり、平等の原則に反するから ⑥国民の総意にもとづいて象徴となるべきものが、国民の意志とかかわりなく世襲されるのはおかしいから ⑦国民主権の原理とあいれないから ⑧天皇制があると戦前への逆行を促すおそれがあるから ⑨その他( ) ⑩わからない	①	11.36	4.55	16.25	11.69	8.33	13.33	12.10	9.52	7.14
	②	13.33	18.18	6.25	11.69	23.33	10.67	12.74	17.46	10.71
	③	46.17	36.36	43.75	51.95	43.33	44.00	45.22	49.21	50.00
	④	43.46	40.91	53.75	42.86	41.67	38.67	44.27	39.68	42.86
	⑤	51.60	63.64	46.25	54.55	56.67	40.00	50.00	57.14	57.14
	⑥	45.19	40.91	52.50	50.65	43.33	38.67	46.18	41.27	42.86
	⑦	28.15	50.00	30.00	40.26	23.33	16.00	29.30	19.05	35.71
	⑧	37.78	50.00	43.75	53.25	33.33	28.00	40.76	25.40	32.14
	⑨	5.93	4.55	5.00	5.19	6.67	4.00	5.10	7.94	10.71
	⑩	0.49	0	0	1.30	0	1.33	0.64	0	0
	N.A.	0.25	0	0	0	0	1.33	0.32	0	0
<Q9>卒業式、入学式などで「君が代」をうたい、「日の丸」を掲げることにどう思いますか。 ①よい ②わるい ③いちがいに言えない ④わからない	①	22.60	23.08	23.77	16.18	24.43	27.27	22.71	23.49	17.33
	②	15.55	21.79	13.96	17.28	17.19	16.82	16.65	12.70	12.00
	③	53.42	53.85	57.36	58.09	51.13	45.00	53.36	53.33	54.67
	④	7.53	1.28	4.53	7.35	6.33	8.18	6.15	10.48	14.67
	N.A.	0.90	0	0.38	1.10	0.90	2.73	1.14	0	1.33
(SQ1)①と回答した人だけ教えてください。その理由は何ですか(複数回答可)。 ①親しみももてる ②厳粛な雰囲気になる ③日本を象徴するものとしてよい ④国のまとまりの中心、国民の心のもとよりどころとして不可欠なものだ ⑤国歌・国旗だから当然である ⑥国歌・国旗でもないが、国民に親しまれているから ⑦ただ、なんとなく ⑧その他( )	①	8.87	22.22	11.11	9.09	9.26	8.33	10.42	5.41	0
	②	44.95	55.56	41.27	54.55	42.59	33.33	42.92	54.05	30.77
	③	41.90	55.56	38.10	43.18	40.74	45.00	42.92	41.89	23.08
	④	22.32	33.33	20.63	25.00	25.93	26.67	25.00	17.57	0
	⑤	45.57	55.56	50.79	31.82	44.44	50.00	46.25	40.54	61.54
	⑥	7.65	5.56	6.35	13.64	5.56	11.67	8.75	4.05	7.69
	⑦	3.67	11.11	1.59	6.82	0	3.33	3.33	5.41	0
	⑧	4.59	11.11	3.17	4.55	3.70	3.33	4.17	4.05	15.38
	N.A.	0.61	5.56	0	2.27	0	0	0.83	0	0
(SQ2)②と回答した人だけ教えてください。その理由は何ですか(複数回答可)。 ①時代遅れで感覚にあわない ②戦争を思い起こさせるのでいやだ ③特定のイデオロギーと結びついているから ④戦前の軍国主義国家を連想させる ⑤国民の思想的統合をはかろうとするものだから ⑥国歌でも国旗でもないから ⑦ただ、なんとなく ⑧その他( )	①	16.00	5.88	27.03	19.15	15.79	10.81	17.05	15.00	0
	②	18.22	11.76	24.32	14.89	28.95	13.51	19.32	17.50	0
	③	52.44	64.71	56.76	63.83	44.74	40.54	53.41	55.00	22.22
	④	49.78	41.18	48.65	59.57	44.74	48.65	50.00	52.50	33.33
	⑤	42.67	52.94	62.16	48.94	39.47	27.03	45.45	32.50	33.33
	⑥	35.56	23.53	40.54	42.55	50.00	27.03	38.64	25.00	22.22
	⑦	2.22	5.88	2.70	2.13	0	2.70	2.27	2.50	0
	⑧	13.33	23.53	8.11	10.64	10.53	16.22	12.50	12.50	33.33
	N.A.	0.44	5.88	0	0	0	0	0.57	0	0

	全 体	高 知 大 学						高 知	高 知	
		人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学	
<p>〈Q10〉憲法第9条には、自衛のためという名目でも再軍備や戦争を禁じているという説と、自衛のための軍備は禁じられていないという説がありますが、あなたはどちらの意見ですか。</p> <p>①自衛のためでも再軍備や戦争を禁じている ②自衛のための軍備は禁じられていない ③わからない</p>	①	55.57	67.95	53.76	55.51	53.60	55.91	55.71	54.55	57.89
	②	34.11	24.36	39.47	35.29	36.49	31.82	35.03	32.29	28.95
	③	9.49	7.69	6.39	8.09	8.11	11.36	8.31	12.85	11.84
	N.A.	0.83	0	0.38	1.10	1.80	0.91	0.94	0.31	1.32
<p>〈Q11〉自衛隊は憲法に違反した存在だと思いますか。</p> <p>①違反している ②違反していない ③わからない</p>	①	49.72	62.82	53.58	41.26	52.49	48.18	51.84	39.75	62.16
	②	30.18	26.92	32.08	29.78	31.67	28.64	30.27	31.55	22.77
	③	18.92	7.69	12.45	19.85	14.03	21.82	16.27	28.71	14.86
	N.A.	1.17	2.56	1.89	1.10	1.81	1.36	1.61	0	0
<p>〈Q12〉自衛隊の果たしている役割は何だと思いますか（複数回答可）。</p> <p>①外国への侵略の準備 ②外国からの侵略の防止 ③国内の治安対策 ④災害などの民生協力 ⑤対米協力 ⑥自由陣営の防衛 ⑦その他（ ） ⑧わからない</p>	①	8.82	11.54	5.66	11.03	11.31	10.00	9.56	6.90	6.67
	②	44.31	44.87	41.89	41.18	46.15	47.73	44.09	44.51	46.67
	③	39.56	39.74	36.23	41.54	35.75	34.55	37.46	47.34	36.00
	④	64.99	70.51	66.42	68.01	63.35	62.73	65.75	61.13	70.67
	⑤	34.05	52.56	33.96	35.66	35.29	34.09	36.14	26.65	36.00
	⑥	15.09	19.23	18.11	18.38	13.57	16.82	17.12	7.21	20.00
	⑦	5.17	10.26	4.91	6.62	4.98	8.18	6.43	1.57	2.67
	⑧	2.07	0	1.89	0.74	1.36	3.18	1.61	3.13	4.00
N.A.	0.28	0	0.38	1.10	0	0	0.38	0	0	
<p>〈Q13〉あなたは軍事力としての今の自衛隊が必要だと思いますか。</p> <p>①必要 ②不要 ③わからない</p>	①	31.45	21.79	42.26	24.63	33.48	34.84	32.89	26.25	33.33
	②	51.75	61.54	47.55	54.41	52.49	52.49	52.36	48.44	57.33
	③	16.45	16.67	10.19	19.85	13.57	12.67	14.37	25.31	8.00
	N.A.	0.34	0	0	1.10	0.45	0	0.38	0	1.33
<p>(SQ1)①と回答した人だけ教えてください。その理由は何ですか（複数回答可）。</p> <p>①いつでも戦争ができるように ②自分の国は自分で守るべきだから ③侵略の危険が増大しているから ④国連による安全保障だけでは不十分だから ⑤その他（ ）</p>	①	1.31	5.88	1.79	1.49	0	2.60	1.72	0	0
	②	73.52	82.35	78.57	70.15	74.32	74.03	75.29	67.86	68.00
	③	33.26	41.18	33.04	32.84	35.14	24.68	31.90	35.71	44.00
	④	31.95	35.29	32.14	35.82	31.08	23.38	30.75	36.90	32.00
	⑤	4.60	0	2.68	1.49	2.70	6.49	3.16	9.52	8.00
	N.A.	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<p>(SQ2)②と回答した人だけ教えてください。その理由は何ですか（複数回答可）。</p> <p>①憲法が戦争放棄を規定しているから ②戦争にまきこまれやすいから ③他の国を侵略しないとも限らないから ④今の自衛隊は本当に国民のためのものでないから ⑤国連による安全保障に信頼しているから ⑥その他（ ）</p>	①	53.59	64.58	45.24	56.76	52.59	43.97	51.26	60.00	60.47
	②	33.91	33.33	32.54	41.22	37.07	26.72	34.66	32.26	30.23
	③	21.81	22.92	17.46	18.24	28.45	23.28	21.66	21.94	23.26
	④	47.34	45.83	53.17	52.03	43.97	44.83	48.56	41.94	51.16
	⑤	6.91	2.08	7.94	6.08	8.62	11.21	7.76	5.16	2.33
	⑥	13.96	20.83	14.29	12.16	18.10	19.83	16.25	5.16	16.28
	N.A.	0.53	0	0	0.68	0.86	1.72	0.72	0	0

	全 体	高 知 大 学						高 知	高 知	
		人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学	
<Q14>将来、自衛隊をどうすべき であると思いますか。 ①増強する ②今のままでよ い ③縮少する ④廃止する ⑤その他 ( )	①	10.94	5.06	14.66	11.03	12.56	11.16	11.92	7.50	11.69
	②	31.05	27.85	32.71	27.94	26.46	31.25	29.48	37.81	24.68
	③	25.85	25.32	20.30	27.57	26.46	22.32	24.23	31.25	25.97
	④	23.19	29.11	22.93	24.63	21.97	29.46	24.98	15.63	29.87
	⑤	7.87	12.66	7.89	6.99	11.21	4.91	8.08	7.19	7.79
	N.A.	1.09	0	1.50	1.84	1.35	0.89	1.31	0.63	0
<Q15>将来、徴兵制が実施され たら、あなたはどうしますか。 ①喜んで応じる ②しかたなく 応じる ③いやだから逃げ まわる ④反対運動に参加す る ⑤個人として戦争に反対 して忌避する ⑥その他 ( ) ⑦わからない	①	2.16	3.80	2.21	1.44	2.58	4.87	2.76	0.62	0
	②	11.05	7.59	16.24	10.83	11.59	11.06	12.14	7.45	10.67
	③	12.06	15.19	16.97	11.19	10.73	11.06	12.79	10.56	8.00
	④	43.73	50.63	36.53	50.54	43.78	41.59	43.70	43.79	44.00
	⑤	16.24	10.13	15.87	14.44	17.60	14.60	15.18	20.19	14.67
	⑥	2.96	1.27	2.58	2.17	4.29	4.42	3.13	1.86	5.33
	⑦	11.59	11.39	9.23	8.66	9.44	12.39	10.03	15.53	17.33
N.A.	0.20	0	0.37	0.72	0	0	0.28	0	0	
<Q16>あなたは、日米安全保障条 約について知っていますか。 ①よく知っている ②一応 知っている ③あまり知らな い ④全く知らない	①	4.68	10.00	5.28	5.49	4.07	3.18	5.09	2.81	6.76
	②	57.08	52.50	63.77	59.71	53.85	54.55	57.83	54.38	58.11
	③	34.39	37.50	28.30	33.33	35.75	33.64	32.92	39.06	35.14
	④	3.71	0	2.64	1.10	6.33	8.64	4.06	3.44	0
	N.A.	0.14	0	0	0.37	0	0	0.09	0.31	0
<Q17>日米安全保障条約によっ て、日本にはアメリカの軍事基 地がありますが、あなたはど う思いますか。 ①好ましい ②好ましくない がやむをえない ③反対 ④ わからない	①	1.58	0	1.51	3.30	2.70	0.90	1.98	0.63	0
	②	31.77	25.64	41.51	28.21	27.03	37.56	33.02	26.96	34.67
	③	61.35	66.67	55.09	65.20	65.77	55.20	60.85	62.70	62.67
	④	5.16	7.69	1.89	2.93	4.50	6.33	4.06	9.40	2.67
	N.A.	0.14	0	0	0.37	0	0	0.09	0.31	0
(SQ1)①②と回答した人だけ 答えてください。理由は何で ですか(複数回答可)。 ①日本の防衛のため ②自由 陣営の防衛のため ③共産主 義化を防ぐため ④侵略を防 ぐため ⑤自衛隊では弱体だ から ⑥治安維持のため ⑦ その他( )	①	44.33	45.00	53.51	45.35	39.39	43.53	46.36	35.23	46.15
	②	27.22	25.00	36.84	25.58	18.18	18.82	26.15	32.95	23.08
	③	9.48	5.00	11.40	5.81	9.09	18.82	11.05	5.68	0
	④	28.45	25.00	28.95	27.91	22.73	40.00	29.92	23.86	23.08
	⑤	29.90	15.00	35.09	26.74	27.27	36.47	31.00	21.59	42.31
	⑥	8.66	5.00	1.75	10.47	1.52	12.94	6.47	19.32	3.85
	⑦	14.02	30.00	11.40	13.95	19.70	8.24	13.75	12.50	23.08
	N.A.	0.62	0	0	0	1.52	0	0.27	2.27	0



	全 体	高 知 大 学						高 知	高 知	
		人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学	
(SQ2)③と回答した人だけ答えてください。理由は何ですか(複数回答可)。 ①戦争にまきこまれるから ②日本は独立国だから ③日本が戦場になるおそれがあるから ④憲法の平和主義の原則に反するから ⑤戦争に反対だから ⑥日本国民の利益を守ってくれるわけではないから ⑦その他( )	①	43.83	44.23	41.10	44.38	55.48	38.52	44.96	42.50	34.04
	②	40.25	38.46	42.47	40.45	41.78	44.26	41.86	35.00	40.43
	③	51.23	42.31	47.95	52.25	56.85	45.90	50.23	54.00	53.19
	④	51.91	53.85	46.58	57.30	52.05	45.08	51.01	53.50	57.45
	⑤	53.14	55.77	52.05	56.74	58.22	41.80	53.02	52.50	57.45
	⑥	31.39	40.38	34.25	35.96	36.99	30.33	35.04	19.00	34.04
	⑦	4.93	7.69	3.42	4.49	4.79	12.30	6.05	1.50	4.26
	N.A.	0.11	0	0	0	0	0	0	0.50	0
<Q18>あなたは、憲法第9条を改正すべきだと思いますか。 ①改正すべきである ②改正すべきでない ③わからない	①	18.09	12.82	20.38	16.91	17.65	19.55	18.16	17.35	20.27
	②	56.91	74.36	56.60	56.62	60.63	57.27	58.94	47.95	66.22
	③	23.34	10.26	20.75	23.90	19.91	22.27	20.91	33.75	13.51
	N.A.	1.66	2.56	2.26	2.57	1.81	0.91	1.99	0.95	0
<Q19>あなたは、日本の安全保障は将来どうあるべきだと思いますか。該当するものすべてに○印をつけてください。 ①日本を中立国にし、かつ非武装でいるべきである ②日本を中立国にし、自衛を行なう ③自衛隊だけで国を守れるよう、自衛隊を軍隊にし、強化する ④自衛隊は保持しつつ、日米安全保障条約を当面存続させ、有事の際にのみ米軍の駐留を求める ⑤日米安全保障条約を存続・強化する ⑥東南アジア諸国と地域的安全保障体制をつくる ⑦国連による集団安全保障体制を確立する ⑧ソ連と平和条約を結ぶ ⑨今のままでよい ⑩さしあたりは考えたくない ⑪わからない	①	39.08	50.00	32.45	42.28	39.37	35.00	38.22	41.38	41.33
	②	33.01	24.36	39.62	37.13	34.84	28.18	34.44	28.53	32.00
	③	3.72	3.85	4.91	2.94	5.43	5.00	4.54	1.57	1.33
	④	7.37	5.13	9.81	6.25	8.14	8.64	7.95	5.64	6.67
	⑤	3.03	1.28	1.89	4.78	3.62	3.64	3.31	2.19	2.67
	⑥	12.61	12.82	15.85	11.76	10.86	14.09	13.15	10.03	16.00
	⑦	38.11	41.03	44.15	40.07	31.22	36.82	38.60	36.05	40.00
	⑧	7.58	6.41	7.17	6.99	12.67	8.18	8.42	5.64	4.00
	⑨	1.72	0	1.51	0.74	0.45	5.91	1.89	1.25	1.33
	⑩	5.17	10.26	3.77	4.78	4.07	6.82	5.20	5.64	2.67
	N.A.	0.76	1.28	0.38	1.47	0.45	0.45	0.76	0.94	0
<Q20> 次に挙げる基本的人権は、保障されていると思いますか。それぞれについて回答してください。 1. 法の下での平等 ①十分保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	3.31	6.25	4.15	2.94	4.52	2.27	3.68	2.20	2.67
	②	46.14	43.75	48.30	43.75	48.87	44.09	46.08	46.86	44.00
	③	42.49	40.00	40.00	44.49	40.72	45.00	42.30	42.77	44.00
	④	4.20	8.75	3.40	5.88	2.26	4.55	4.44	3.46	4.00
	⑤	3.65	1.25	4.15	2.94	3.62	3.64	3.40	4.72	2.67
	N.A.	0.21	0	0	0	0	0.45	0.09	0	2.67
2. 身体の自由 ①十分保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	11.03	15.38	11.32	9.93	13.57	8.18	11.07	11.29	9.33
	②	62.99	64.10	64.15	65.44	58.82	60.91	62.63	63.64	65.33
	③	20.12	16.67	18.11	19.12	22.62	21.82	19.96	20.38	21.33
	④	1.17	3.85	0.75	2.57	0.45	0.45	1.32	0.63	1.33
	⑤	4.27	0	5.66	2.21	4.52	7.27	4.54	4.08	1.33
	N.A.	0.41	0	0	0.74	0	1.36	0.47	0	1.33

	全 体	高 知 大 学						高 知	高 知	
		人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学	
3. 思想・良心の自由 ①十分保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	16.23	24.36	16.60	14.71	22.62	15.38	17.77	11.84	13.33
	②	53.58	46.15	55.85	49.63	47.96	54.75	51.61	60.44	52.00
	③	25.45	23.08	20.75	31.62	24.43	23.08	24.95	26.48	28.00
	④	3.03	6.41	3.77	3.31	2.26	4.07	3.59	0.93	4.00
	⑤	1.51	0	2.64	0.37	2.71	2.71	1.89	0.31	1.33
	N.A.	0.21	0	0.38	0.37	0	0	0.19	0	1.33
4. 信教の自由 ①十分保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	37.47	44.30	36.60	38.60	43.89	36.82	39.22	34.48	25.33
	②	51.79	48.10	50.94	52.94	44.34	48.64	49.34	57.99	60.00
	③	7.30	6.33	7.17	7.35	8.60	7.73	7.56	5.96	9.33
	④	0.62	0	0.75	0.37	0.45	0.91	0.66	0.31	1.33
	⑤	2.69	0	4.53	0.74	2.71	5.91	3.12	1.25	2.67
	N.A.	0.14	1.27	0	0	0	0	0.09	0	1.33
5. 集会・結社・表現の自由 ①十分保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	11.10	14.10	7.55	12.87	15.84	12.27	12.11	8.46	8.00
	②	51.07	56.41	49.06	47.43	48.87	50.45	49.48	56.11	52.00
	③	32.80	24.36	36.60	37.13	31.67	30.00	33.40	31.03	32.00
	④	2.48	5.13	3.77	1.47	0.90	3.64	2.65	0.94	6.67
	⑤	2.48	0	3.02	1.10	2.71	3.64	2.37	3.13	1.33
	N.A.	0.07	0	0	0	0	0	0	0.31	0
6. 通信の秘密 ①十分保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	11.85	17.95	9.81	11.76	13.57	13.18	12.39	8.78	17.33
	②	51.55	43.59	55.09	47.79	52.94	50.45	50.90	56.43	40.00
	③	24.05	23.08	25.28	27.21	21.27	23.64	24.50	21.94	26.67
	④	2.69	2.56	2.64	3.31	4.07	2.27	3.03	0.94	5.33
	⑤	9.79	12.82	7.17	9.93	8.14	10.00	9.08	11.91	10.67
	N.A.	0.07	0	0	0	0	0.45	0.09	0	0
7. 居住・移転・職業選択の自由 ①十分保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	13.21	13.92	14.66	12.50	17.19	12.73	14.16	10.34	12.00
	②	48.38	37.97	51.50	48.53	46.15	44.55	47.21	50.78	54.67
	③	33.04	41.77	29.32	33.82	30.77	34.55	32.77	34.48	30.67
	④	2.68	6.33	2.26	2.21	2.71	3.64	2.93	2.19	1.33
	⑤	1.86	0	1.88	1.84	2.26	3.18	2.08	1.25	1.33
	N.A.	0.83	0	0.38	1.10	0.90	1.36	0.85	0.94	0
8. 学問の自由 ①十分保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	19.92	23.08	21.89	16.54	24.89	19.09	20.62	18.81	14.67
	②	49.90	35.90	50.57	49.26	47.51	46.36	47.68	57.37	49.33
	③	26.12	37.18	23.02	28.68	23.08	29.55	26.87	21.94	33.33
	④	2.34	3.85	3.02	3.31	3.17	1.36	2.84	0.94	1.33
	⑤	1.03	0	1.51	1.47	0.45	1.36	1.14	0.63	1.33
	N.A.	0.69	0	0	0.74	0.90	2.27	0.85	0.31	0

		全 体	高 知 大 学						高 知	高 知	
			人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学	
9. 両性の平等	①	2.69	3.85	1.89	2.21	6.33	3.64	3.41	0.94	0	
	①十分保障されている	②	28.39	26.92	32.83	24.26	33.48	37.27	31.22	20.38	22.67
	②だいたい保障されている	③	57.27	52.56	55.09	62.50	48.42	48.64	54.12	66.46	62.67
	③あまり保障されていない	④	8.20	15.38	7.55	8.82	7.24	4.09	7.66	9.40	10.67
	④全く保障されていない	⑤	2.69	1.28	2.64	1.47	3.62	4.09	2.74	2.51	2.67
	⑤わからない	N.A.	0.76	0	0	0.74	0.90	2.27	0.85	0.31	1.33
10. 健康で文化的な最低限度 の生活	①	3.38	5.13	3.40	1.84	5.88	2.73	3.50	3.45	1.33	
	①十分保障されている	②	39.90	37.18	35.47	36.40	38.91	35.00	36.52	52.35	34.67
	②だいたい保障されている	③	45.21	42.31	50.57	51.47	42.99	45.00	47.40	37.93	45.33
	③あまり保障されていない	④	7.58	8.97	7.55	7.35	8.14	10.45	8.33	3.45	14.67
	④全く保障されていない	⑤	3.31	6.41	3.02	2.21	3.17	5.45	3.60	2.19	4.00
	⑤わからない	N.A.	0.62	0	0	0.74	0.90	1.36	0.66	0.63	0
11. 教育を受ける権利	①	14.73	20.25	19.62	12.50	15.38	10.91	15.22	14.69	8.00	
	①十分保障されている	②	56.09	41.77	56.60	54.41	52.04	52.27	53.02	65.31	60.00
	②だいたい保障されている	③	24.29	31.65	20.75	26.47	26.70	29.55	26.09	17.50	28.00
	③あまり保障されていない	④	3.03	6.33	1.51	5.15	3.17	3.64	3.59	0.94	4.00
	④全く保障されていない	⑤	1.10	0	1.51	0	1.81	2.27	1.23	0.94	0
	⑤わからない	N.A.	0.76	0	0	1.47	0.90	1.36	0.85	0.63	0
12. 勤労の権利	①	6.00	8.97	5.66	4.41	6.79	7.27	6.15	6.27	2.67	
	①十分保障されている	②	55.75	42.31	63.02	56.99	51.13	52.27	55.25	58.62	50.67
	②だいたい保障されている	③	30.88	38.46	26.04	31.62	33.48	28.64	30.46	30.72	37.33
	③あまり保障されていない	④	2.69	5.13	1.89	3.68	1.81	4.55	3.12	0.63	5.33
	④全く保障されていない	⑤	4.00	5.13	3.40	2.57	5.88	5.91	4.35	2.82	4.00
	⑤わからない	N.A.	0.69	0	0	0.74	0.90	1.36	0.66	0.94	0
13. 勤労者の団結権・団体交 渉権・団体行動権	①	5.66	7.69	4.91	5.15	9.95	4.55	6.15	4.72	2.67	
	①十分保障されている	②	42.90	42.31	43.02	46.69	44.34	42.27	43.99	44.65	20.00
	②だいたい保障されている	③	37.17	34.62	41.89	36.40	32.58	38.64	37.37	32.39	54.67
	③あまり保障されていない	④	4.00	5.13	3.77	4.78	2.71	4.09	3.97	1.57	14.67
	④全く保障されていない	⑤	9.52	10.26	6.42	6.25	9.50	8.64	7.76	16.04	6.67
	⑤わからない	N.A.	0.76	0	0	0.74	0.90	1.82	0.76	0.63	1.33
14. 財産権	①	11.78	15.38	13.21	11.03	16.29	9.55	12.68	9.40	9.33	
	①十分保障されている	②	56.51	55.13	62.26	59.93	51.58	51.36	56.58	55.17	61.33
	②だいたい保障されている	③	14.68	12.82	14.72	15.44	16.29	16.82	15.52	11.91	14.67
	③あまり保障されていない	④	1.59	1.28	0.75	1.84	1.81	2.73	1.70	0.94	2.67
	④全く保障されていない	⑤	14.61	15.38	9.06	11.03	13.12	18.18	12.87	21.63	9.33
	⑤わからない	N.A.	0.83	0	0	0.74	0.90	1.36	0.66	0.94	2.67

	全 体	高 知 大 学						高 知	高 知	
		人文学部 文 学 科	人文学部 経 済 学 科	教育学部	理 学 部	農 学 部	小 計	女子大学	短期大学	
15. 選挙権 ①十分保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	40.66	41.03	44.91	43.01	42.08	36.82	41.91	38.24	33.33
	②	46.45	44.87	42.64	47.06	41.18	48.18	44.75	51.10	50.67
	③	7.72	5.13	8.68	5.88	10.86	9.55	8.33	5.33	9.33
	④	1.24	3.85	0.38	1.47	1.81	0.45	1.23	0.63	4.00
	⑤	3.31	5.13	3.40	1.84	3.17	3.18	3.03	4.39	2.67
	N.A.	0.62	0	0	0.74	0.90	1.82	0.76	0.31	0
16. 請願権 ①十分保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	9.37	8.97	7.55	11.03	10.41	6.36	8.99	10.97	8.00
	②	43.56	44.87	45.28	46.69	42.53	48.18	45.60	40.13	29.33
	③	26.53	17.95	31.70	25.00	28.96	23.64	26.68	23.82	36.00
	④	2.41	2.56	2.26	1.10	3.62	2.27	2.27	2.51	4.00
	⑤	17.37	25.64	13.21	15.44	13.57	18.18	15.80	21.94	20.00
	N.A.	0.76	0	0	0.74	0.90	1.36	0.66	0.63	2.67
17. 裁判を受ける権利 ①十分保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	14.06	12.82	16.60	12.87	20.36	11.36	15.04	10.97	13.33
	②	47.00	42.31	51.70	46.69	38.91	50.45	46.83	49.53	38.67
	③	23.09	33.33	18.49	26.10	26.70	20.00	23.56	21.00	25.33
	④	2.76	2.56	2.64	2.21	3.62	4.09	3.03	0.63	8.00
	⑤	12.41	8.97	10.57	11.40	9.50	12.27	10.79	17.55	13.33
	N.A.	0.69	0	0	0.74	0.90	1.82	0.76	0.31	1.33
<Q21> あなたの言論の自由やその他の表現の自由、思想、良心、宗教の自由が抑圧されたとしたら、あなたならどうしますか。 ①憲法で保障された権利だから裁判所に訴える。②裁判に訴えたいが、手続が面倒だし、金と時間がかかりすぎるから好まない。③多少自分に不利になっても、「裁判ざた」にだけはしたくない。④その他( ) ⑤わからない	①	36.55	42.03	44.36	31.99	40.72	33.64	38.00	29.69	45.33
	②	41.02	43.59	40.60	39.71	38.00	45.00	40.93	42.19	37.33
	③	5.78	0	2.63	8.09	4.52	5.91	4.91	8.13	8.00
	④	4.40	8.97	3.38	4.78	6.33	5.45	5.20	2.19	2.67
	⑤	11.70	6.41	9.02	14.71	9.50	8.64	10.30	17.50	6.67
	N.A.	0.55	0	0	0.74	0.90	1.36	0.66	0.31	0
<Q22> 国民の権利・自由は、濫用してはならず、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任がある(憲法第12条)とされていますが、公共の福祉と個人の基本的権利との関係について、あなたは次の説明のどれに賛成ですか。 ①個人の権利・自由を社会全体の利益の見地から制約すること ②個人や企業集団のもっている特定の自由をより多くの人々の権利を守るために制約すること ③自分の権利を主張したり行使することにより、相手の自由や権利が侵害されないようにすること ④その他( ) ⑤わからない	①	15.97	15.38	14.72	17.95	14.86	19.00	16.60	13.52	17.33
	②	22.37	24.36	21.51	24.18	21.17	18.10	21.60	24.21	25.33
	③	49.21	50.00	53.58	45.79	51.35	47.06	49.43	49.69	44.00
	④	0.96	0	1.89	0.37	2.25	0.90	1.23	0	1.33
	⑤	10.39	8.97	7.92	10.26	9.46	13.12	10.00	11.64	10.67
	N.A.	1.10	1.28	0.38	1.47	0.90	1.81	1.33	0.94	1.33

		全 体	高 知 大 学					高 知 女子大学	高 知 短期大学	
			人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部			小計
<Q 23> あなたは家庭や学校や地域など、あなたの身の周りの生活の中で、不平等な扱いを受けたり差別されたと感じることはありませんか。 ①よく感じる ②少しは感じる ③ほとんど感じない ④全然感じない	①	4.14	2.56	2.26	3.31	4.52	5.45	3.69	4.70	8.00
	②	16.13	11.54	9.81	16.91	14.93	17.73	14.47	18.18	30.67
	③	62.65	65.38	67.55	62.50	59.73	60.45	62.91	64.26	52.00
	④	15.58	19.23	18.87	15.81	19.46	13.64	17.22	11.91	8.00
	N.A.	1.52	1.28	1.51	1.47	1.36	2.73	1.70	0.94	1.33
(SQ)①②と回答した人は、3つ以内で具体的に書いてください。 ①男女差別 ②教育・学歴 ③家族・家庭問題(家族構成員間での不平等) ④母子・父子家庭への差別 ⑤部落差別 ⑥地域格差 ⑦経済力による差別 ⑧その他	①	23.13	27.27	12.50	23.64	16.28	3.92	15.10	43.84	24.14
	②	18.03	27.27	37.50	20.00	16.28	13.73	20.83	15.07	6.90
	③	8.84	0	9.38	14.55	9.30	7.84	9.90	6.85	6.90
	④	2.38	9.09	6.25	0	2.33	1.96	2.60	2.74	0
	⑤	6.80	0	6.25	7.27	11.63	5.88	7.29	2.74	13.79
	⑥	4.08	0	6.25	1.82	4.65	9.80	5.21	2.74	0
	⑦	5.44	18.18	9.38	9.09	9.30	0	7.29	0	6.90
	⑧	30.27	36.36	31.25	40.00	41.86	25.49	34.90	17.81	31.03
<Q 24> 次に挙げる現行制度のうちで、あなたが「法の下での平等」に反すると思うものについて、すべてに○印をつけてください。 ①20歳に達しない者には選挙権が与えられていないこと ②労働条件を定める際に、女子に対して特別の保護規定をおいていること ③経済上の能力や所得差に応じて納税負担の軽重を定めていること ④父母、祖父母など尊属を殺した場合に、一般の殺人よりも重い刑罰を定めていること ⑤父親が日本国民である場合に、子どもは生まれながらに日本国民となるが、母親が日本国民であっても、父親が外国籍をもつ場合には、日本で生まれ生活していても、子どもは日本国民とはなれないこと ⑥天皇・皇室を置いていること ⑦選挙人が23万人しかないのに3人の議員が選出されているのに対し、選挙人が144万人もいるのに4人の議員しか選出されないこと ⑧ストライキが一般の労働者には認められていて、公務員には禁止されていること	①	4.62	10.26	6.42	3.68	4.98	5.00	5.39	2.51	2.67
	②	13.37	7.69	13.58	12.13	12.67	16.36	13.15	15.99	5.33
	③	5.44	5.13	6.79	4.78	5.88	6.82	5.96	3.45	6.67
	④	23.71	26.92	30.57	18.38	23.53	22.27	23.94	22.26	26.67
	⑤	67.95	71.79	69.81	71.32	61.54	60.91	66.79	73.67	60.00
	⑥	33.84	33.33	32.08	40.44	34.39	34.55	35.29	26.96	42.67
	⑦	64.71	61.54	75.09	61.40	67.42	62.27	66.32	61.44	56.00
	⑧	44.80	55.13	42.26	53.31	40.27	40.91	45.32	37.30	69.33
	N.A.	3.45	2.56	2.64	2.22	4.98	4.55	3.41	3.45	4.00

	全 体	高 知 大 学							高 知	高 知
		人文学部 文 学 科	人文学部 経 済 学 科	教育学部	理 学 部	農 学 部	小 計	女子大学	短期大学	
<p>&lt;Q25&gt;もしあなたが就職して、職場で、あなたの思想・信条を理由に、他の人と比べて著しく不利な取扱いを使用者からうけたとしたら、あなたはどうしますか（複数回答可）。</p> <p>①雇われているのだから、どんな扱いをうけても文句はいえない ②資本主義の世の中だから、使用者が思想・信条によって差別するのはむりもない ③誤解をうけないよう、行動に気をつける ④使用者にとって好ましくない思想・信条をすてる ⑤思想・信条を変えないから職場場をすてる ⑥思想・信条による差別は許せないが、事を荒だてたくないのでがまんする ⑦使用者に抗議する ⑧労働組合に援助を求める ⑨労働基準局に訴える ⑩裁判を訴える ⑪その他( ) ⑫わからない</p>	①	2.41	3.85	2.64	2.57	3.62	2.73	2.93	1.25	0
	②	7.31	8.97	11.32	7.72	8.14	6.82	8.61	4.39	1.33
	③	30.60	28.21	30.94	36.40	27.60	25.91	30.37	32.29	26.67
	④	1.59	3.85	1.89	0.74	1.81	3.64	2.08	0.31	0
	⑤	16.68	15.38	14.34	12.87	23.08	18.18	16.65	17.55	13.33
	⑥	28.46	30.77	29.06	29.04	24.43	28.18	28.10	33.86	10.67
	⑦	33.98	35.90	35.47	34.19	40.27	33.64	35.76	24.45	49.33
	⑧	23.64	28.21	17.74	25.37	26.24	28.18	24.41	18.81	33.33
	⑨	24.33	23.08	16.60	16.18	20.81	18.18	18.16	13.48	24.00
	⑩	12.54	17.95	12.83	11.40	15.38	12.27	13.25	9.40	16.00
	⑪	2.48	5.13	2.26	1.84	3.17	3.64	2.84	1.57	1.33
	⑫	8.13	10.26	6.79	10.29	6.33	8.18	8.14	9.09	4.00
	N.A.	0.55	0	0	0.37	0	0.91	0.28	0.94	2.67
<p>&lt;Q26&gt;靖国神社の国営化や、首相をはじめ政府関係の靖国神社への公式参拝を求める動きがありますが、あなたははどう思いますか（複数回答可）。</p> <p>①当然であり、推進すべきである ②一々目くじらを立てることはない ③戦前に戻ることではない ④戦前分断の原則に反する ⑤反対である ⑥わからない ⑦そのような動きについては、知らない</p>	①	2.76	6.41	2.64	1.47	3.17	2.27	2.65	3.45	1.33
	②	33.77	25.64	36.98	33.09	30.77	34.09	33.21	38.24	22.67
	③	17.78	15.38	18.49	21.69	15.84	20.45	18.92	14.11	17.33
	④	36.25	42.31	38.11	34.93	38.01	34.55	36.90	33.23	40.00
	⑤	31.43	44.87	35.47	32.35	33.48	36.36	35.19	19.75	28.00
	⑥	12.06	7.69	8.30	14.34	14.03	8.64	11.07	13.79	18.67
	⑦	3.38	7.69	0.75	2.21	3.17	5.45	3.12	4.70	1.33
	N.A.	0.69	1.28	0.75	0.37	0	0.91	0.57	0.94	1.33
<p>&lt;Q27&gt;現在、教科書検定の合憲性をめぐっておこなわれている、いわゆる「教科書裁判」について知っていますか。</p> <p>①よく知っている ②多少は知っている ③あまり知らない ④全く知らない</p>	①	8.88	13.92	13.58	10.29	6.79	6.79	9.92	5.33	9.46
	②	53.93	51.90	50.57	55.88	52.94	52.04	52.88	57.99	51.35
	③	29.75	24.05	30.57	30.51	31.67	28.51	29.84	28.21	35.14
	④	6.68	7.59	4.15	3.31	8.60	11.76	6.70	7.52	2.70
	N.A.	0.76	2.53	1.13	0	0	0.90	0.66	0.94	1.35
<p>&lt;Q28&gt;文部省による教科書検定制度について、どう思いますか（複数回答可）。</p> <p>①さらにすすんで国定教科書を作るべきである ②教科書の内容は重要だから、国が教科書の内容に責任をもつのは当然である ③誤字や脱字の訂正、かなづかいの統一など、技術的な事項にかぎった検定ならよい ④教科書の作成は教育関係者にまかせるべきである ⑤出版される前に、国が修正を指示するのは、憲法で禁止された検閲にあたる ⑥教科書執筆者の研究内容にまで立ち入ることになり、学問の自由を侵害するものである ⑦教育内容に国が介入することは、教育の自由を反する ⑧その他( ) ⑨わからない</p>	①	1.45	2.56	0.75	0.74	2.71	1.82	1.51	1.25	1.33
	②	20.95	24.36	23.40	20.22	19.00	20.00	21.00	21.32	18.67
	③	47.76	55.13	44.53	54.78	46.61	41.82	47.87	47.65	46.67
	④	45.69	33.33	44.53	45.96	53.85	47.73	46.74	42.32	45.33
	⑤	27.43	37.18	26.79	31.99	32.58	24.09	29.61	19.44	30.67
	⑥	35.15	33.33	39.25	35.29	37.56	32.27	36.05	31.66	37.33
	⑦	37.90	37.18	37.74	40.07	38.91	41.82	39.45	32.92	37.33
	⑧	3.65	6.41	4.15	2.94	3.17	5.45	4.07	3.13	0
	⑨	5.10	6.41	3.77	4.78	4.98	5.00	4.73	6.27	5.33
	N.A.	0.55	0	0.38	0.37	0.45	0.45	0.38	0.94	1.33

	全 体	高 知 大 学							高 知	高 知
		人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理 学 部	農 学 部	小 計	女子大学	短期大学	
<Q29>文学作品、例えばD. H. ロ レンス作「チャタレー夫人の 恋人」という小説を、わいせ つ文書であるという理由か ら、その出版・販売を処罰す ることについて、どう思いま すか。 ①わいせつ文書には出版の自 由の保障はなく、処罰される のは当然である。②芸術作品 はわいせつとは考えられない から、わいせつを理由に処罰 することは、出版の自由に反 する。③何がわいせつかは、 時代や人によって判断が異な るので、わいせつというあい まいな概念を基準にして、処 罰するのはおかしい。④わい せつ文書にも出版の自由の保 障があるから、その規制は刑 罰ではなく、社会的批判にゆ だねるべきだ。⑤どんなもの を出版することも自由である ⑥その他( ) ⑦わか らない	①	1.84	2.08	0.31	1.24	2.40	2.73	1.60	2.56	2.30
	②	12.51	20.83	11.49	11.76	14.40	12.11	12.98	11.11	11.49
	③	53.32	45.83	57.76	52.94	47.60	50.78	52.08	58.12	51.72
	④	22.12	20.83	22.36	26.93	23.20	17.19	22.60	20.23	22.99
	⑤	4.33	7.29	5.90	2.48	5.20	6.64	5.13	1.42	4.60
	⑥	1.07	1.04	0.62	0	1.60	2.73	1.12	0.85	1.15
	⑦	4.51	2.08	1.55	4.64	5.60	7.03	4.33	4.84	5.75
N.A.	0.30	0	0	0	0	0.78	0.16	0.85	0	
<Q30>あなたはデモについてどう 思いますか。 ①デモは表現の一つの手段だ から、どんな形態でもやっつ よい。②デモは表現の一つの 手段だが、平穏な形態でやる べきだ。③デモは、交通を妨 げるなど、市民の迷惑になる ので表現の手段としては適当 でない。④わからない	①	5.76	6.41	7.84	4.78	8.60	5.38	6.59	2.50	8.00
	②	67.28	67.95	67.16	68.38	68.33	67.26	67.83	65.00	69.33
	③	20.44	19.23	20.89	20.96	19.91	18.39	20.04	23.44	13.33
	④	5.76	3.84	3.36	5.15	3.17	7.62	4.70	8.44	9.33
N.A.	0.75	2.56	0.75	0.74	0	1.35	0.85	0.63	0	
<Q31>あなたは、社会や政治に対 する自分の意見や不満をデモ やピラ配布などで表現しよう と思いますか。 ①思う ②思わない ③わか らない	①	12.34	11.54	12.08	11.40	18.55	15.45	13.91	5.97	17.33
	②	64.62	64.10	70.57	69.12	59.73	54.09	64.05	67.30	61.33
	③	22.48	23.08	17.36	19.12	21.72	28.64	21.48	26.10	21.33
N.A.	0.55	1.28	0	0.37	0	1.82	0.57	0.63	0	

	全 体	高 知 大 学						高 知	高 知		
		人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学		
<p>&lt;Q32&gt;デモは、現在、公安条例によって規制されています。デモ行進が行なわれる場所には、警察・機動隊が出動しています。これについて、あなたはどのように思いますか（複数回答可）。</p> <p>①デモの気分をそがれる ②なんとなく無気味でいやだ ③機動隊の威圧感を感じるの ④機動隊が出てくるとなんとなく ⑤機動隊が参加したくなくなる ⑥機動隊が出てくるとなんとなく ⑦機動隊が参加したくなくなる ⑧機動隊が出てくるとなんとなく ⑨機動隊が参加したくなくなる ⑩機動隊が出てくるとなんとなく ⑪機動隊が参加したくなくなる</p>	①	2.41	3.85	1.89	2.21	4.98	2.73	2.93	0.94	1.33	
	②	21.23	19.23	18.87	26.84	23.53	19.09	21.95	20.06	16.00	
	③	10.96	11.54	9.06	13.60	11.31	12.27	11.54	10.66	4.00	
	④	11.72	11.54	10.19	10.29	8.14	10.00	9.84	17.24	14.67	
	⑤	25.84	29.49	23.02	24.26	28.51	24.55	25.26	26.65	30.67	
	⑥	16.20	15.38	15.85	14.71	17.65	17.73	16.37	15.99	14.67	
	⑦	35.22	38.46	33.96	34.56	35.29	35.00	34.91	36.68	33.33	
	⑧	35.01	38.46	35.09	35.29	33.03	37.27	35.38	31.97	42.67	
	⑨	10.06	10.26	14.34	10.29	14.03	6.82	11.35	5.64	10.67	
	⑩	4.27	6.41	5.28	2.94	4.98	5.00	4.64	3.13	4.00	
	⑪	6.20	5.13	6.04	6.62	4.52	7.73	6.15	6.27	6.67	
N.A.	0.55	1.28	0.75	0	0	1.82	0.66	0.31	0		
<p>&lt;Q33&gt;憲法上、「言論・出版・表現の自由」が保障されていますが、あなたはどんなことでも発言したり、文書に書いたりすることが許されると思いますか。</p> <p>①どんなことでも許される ②一定の限界がある ③わからない</p> <p>(SQ)②と回答した人だけ答えてください。その限界とはどんな場合でしょうか。</p> <p>①社会の風紀を乱すような映画・雑誌・本 ②きわめて過激な政治的意見 ③プライバシーを侵害するようなもの ④その他( )</p>	①	6.48	12.82	6.79	5.51	5.43	9.55	7.19	4.40	5.33	
	②	89.17	84.62	88.68	91.91	89.59	83.64	88.36	90.57	94.67	
	③	4.14	2.56	3.77	2.57	4.98	6.36	4.16	5.03	0	
	N.A.	0.21	0	0.75	0	0	0.45	0.28	0	0	
	①	18.68	18.92	16.41	19.38	19.82	18.75	18.55	19.57	16.67	
	②	7.10	4.05	8.02	5.54	7.83	12.02	7.80	4.97	6.41	
	③	70.78	71.62	72.52	71.28	69.59	64.42	69.93	72.67	74.36	
	④	3.17	5.41	3.05	3.11	2.30	4.33	3.33	2.80	2.56	
	N.A.	0.28	0	0	0.69	0.46	0.48	0.38	0	0	
	<p>&lt;Q34&gt;憲法第25条が権利として保障している「健康で文化的な最低限度の生活」について、わが国では、どの程度実現していると思いますか。</p> <p>①十分に実現している ②ある程度実現している ③あまり実現していない ④全く実現していない ⑤わからない</p>	①	1.86	2.56	2.26	0.37	1.81	2.27	1.70	1.88	3.95
		②	47.76	52.56	47.92	47.62	47.51	41.36	46.79	54.55	32.89
③		43.63	33.33	45.28	44.69	41.63	47.73	43.95	40.13	53.95	
④		3.37	6.41	1.51	4.03	5.43	4.55	3.97	0.63	6.58	
⑤		2.96	5.13	3.02	2.56	3.17	3.64	3.21	2.19	2.63	
N.A.		0.41	0	0	0.73	0.45	0.45	0.38	0.63	0	



	全 体	高 知 大 学							高 知 女子大学	高 知 短期大学
		人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計			
(SQ) ③④と回答した人だけ 教えてください。では、どの ようにしたらよいと思いま すか。 ①自らの努力で生活水準の向 上をめざす ②社会の中で、 お互いに助け合うべきである ③国家が責任をもつべきであ る ④その他 ( ) ⑤ わからない	①	8.09	3.13	10.85	5.88	11.11	9.76	8.90	4.58	8.70
	②	29.65	18.75	33.33	26.47	30.56	29.27	29.17	37.40	13.04
	③	55.60	68.75	50.39	63.24	52.78	53.66	56.06	47.33	73.91
	④	2.27	0	2.33	1.47	0.93	4.88	2.27	2.29	2.17
	⑤	3.83	9.38	3.10	1.47	2.78	2.44	2.84	8.40	2.17
	N.A.	0.57	0	0	1.47	1.85	0	0.76	0	0
<Q 35>国鉄新幹線や大阪空港など の公共輸送機関の騒音などに よる公害が問題となっていま すが、どのように解決すべき であると思えますか(2つ以 内で複数回答可)。 ①公共輸送は重要なので、周 辺住民は我慢しなければなら ない ②利用者(乗客)が、 公害防止費用を負担すべきで ある(割増運賃など) ③企 業(国鉄や航空会社)の責任 で解決すべきである ④国 の責任で解決すべきである ⑤ わからない	①	4.14	3.85	1.51	5.51	4.52	5.00	4.07	5.33	0
	②	14.06	14.10	18.11	10.29	14.93	20.00	15.52	9.72	12.00
	③	53.00	57.69	58.49	55.88	52.94	53.64	55.53	45.77	48.00
	④	66.78	65.38	61.51	70.22	68.33	62.27	65.66	69.28	72.00
	⑤	5.24	5.13	3.40	3.68	4.07	6.82	4.45	6.58	10.67
	N.A.	0.62	0	0.75	1.47	0.45	0	0.66	0.63	0
<Q 36>現在のわが国において「能 力に応じてひとしく教育を受 ける権利」が保障されている と思えますか。 ①保障されている ②だいた い保障されている ③あまり 保障されていない ④全く保 障されていない ⑤わから ない	①	4.96	8.97	6.74	4.41	5.88	3.64	5.48	4.08	1.33
	②	55.54	47.44	57.68	51.84	59.27	49.55	54.11	61.13	52.00
	③	30.63	37.18	27.72	33.09	25.34	37.73	31.35	27.59	33.33
	④	3.99	5.13	2.62	7.35	5.43	2.27	4.53	1.57	6.67
	⑤	3.99	1.28	4.12	1.10	3.62	6.36	3.49	5.02	6.67
	N.A.	0.89	0	1.12	2.21	0.45	0.45	1.04	0.63	0
③④と回答した人だけ答えて ください。その最大の理由と 思われるものを、1つ記入し てください。 ①経済力 ②性別 ③障害者 ④学歴 ⑤共通一次(受験制 度) ⑥その他	①	58.02	53.33	68.49	43.40	56.25	56.47	54.75	71.11	57.69
	②	0.42	3.33	0	0	1.56	0	0.56	0	0
	③	10.13	6.67	5.48	24.53	0	9.41	11.17	6.67	7.69
	④	2.74	3.33	1.37	2.83	1.56	5.88	3.07	1.11	3.85
	⑤	6.75	10.00	8.22	4.72	6.25	10.59	7.54	4.44	3.85
	⑥	21.94	23.33	16.44	24.53	34.38	17.65	22.91	16.67	26.92
(SQ)あなた自身について、「能 力に応じてひとしく教育を受 ける権利」が保障されている (保障されてきた)と思いま すか。 ①保障されている ②だいた い保障されている ③あまり 保障されていない ④全く保 障されていない ⑤わから ない	①	33.04	43.59	36.09	34.19	33.94	21.72	32.77	36.05	24.00
	②	53.96	46.15	53.76	52.94	54.30	61.09	54.58	52.66	50.67
	③	6.54	8.97	4.51	6.62	5.43	7.69	6.23	5.96	13.33
	④	0.83	0	0	1.84	1.36	0.45	0.85	0	4.00
	⑤	3.44	1.28	3.01	2.21	3.17	5.43	3.21	3.13	8.00
	N.A.	2.20	0	2.63	2.21	1.81	3.62	2.36	2.19	0

	全 体	高 知 大 学						高 知	高 知		
		人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学		
③④と回答した人だけ答えてください。その最大の理由と思われるものを、1つ記入してください。 ①経済力 ②性別 ③障害者 ④学歴 ⑤共通一次(受験制度) ⑥その他	①	41.11	66.67	33.33	33.33	30.77	35.71	36.51	37.50	72.73	
	②	1.11	0	0	0	0	0	0	6.25	0	
	③	1.11	0	0	4.76	0	0	1.59	0	0	
	④	3.33	16.67	11.11	0	0	7.14	4.76	0	0	
	⑤	12.22	0	11.11	19.05	7.69	21.43	14.29	12.50	0	
	⑥	41.11	16.67	44.44	42.86	61.54	35.71	42.86	43.75	27.27	
<p>&lt;Q37&gt;義務教育・高校教育・大学教育の教育費(授業料および教材費)について、どのような形で負担すべきだと思いますか。 義務教育・高校教育・大学教育のそれぞれについて、右の選択肢の番号を記入してください。</p> <p>①完全に無償 ②無償が原則だが、一部自己負担 ③自己負担が原則だが、一部公的負担 ④全面的に自己負担</p>	義務教育	①	80.80	85.00	80.45	82.35	83.71	79.55	81.79	77.04	82.67
		②	16.66	11.25	18.05	15.81	14.03	15.91	15.66	21.38	10.67
		③	0.62	2.50	0	0	0.45	0.91	0.47	0.63	2.67
		④	0.48	1.25	0.38	0.37	0.45	0.45	0.47	0.31	1.33
	N.A.	1.45	0	1.13	1.47	1.36	3.18	1.60	0.63	2.67	
	高校教育	①	13.30	12.82	16.60	12.50	14.86	17.27	15.03	7.23	14.67
		②	42.25	44.87	42.64	43.01	45.50	40.45	43.10	37.74	49.33
		③	40.80	37.18	37.74	41.18	36.04	35.45	37.71	52.83	33.33
		④	2.00	3.85	1.51	1.84	2.25	3.64	2.36	1.26	0
	N.A.	1.65	1.28	1.51	1.47	1.35	3.18	1.80	0.94	2.67	
	大学教育	①	7.72	6.41	10.19	8.79	9.01	9.09	9.07	3.79	5.33
		②	19.99	26.92	16.60	22.34	22.07	25.45	21.91	11.99	26.67
		③	59.96	55.13	61.51	59.34	54.95	53.64	57.41	69.72	54.67
		④	10.61	7.69	10.94	8.06	12.61	8.18	9.73	13.56	10.67
N.A.	1.72	3.85	0.75	1.47	1.35	3.64	1.89	0.95	2.67		
<p>&lt;Q38&gt;あなたが就職して、労働者となり、労働組合に加入しているとします。</p> <p>1. 労働組合の方針と使用者の指示(業務命令)が対立した場合、あなたはどうしますか。 ①使用者の指示(業務命令)に従う②労働組合の方針に従う ③いちがいにいえない ④わからない</p> <p>2. あなたの意見と、労働組合員の多数意見との対立が激しくなった場合、あなたはどのようにしますか。 ①組合を脱退して意見を同じくする者だけで別の組合をつくる ②組合を脱退して自由に行動する ③多数意見を尊重しつつ、組合内で自分の意見が取り入れられるようにはたらきかける ④黙っている ⑤その他( ) ⑥わからない</p>	①	①	3.10	0	3.02	2.57	3.17	4.07	2.93	3.76	2.67
		②	20.45	23.08	20.75	15.44	21.27	24.89	20.51	15.05	42.67
		③	66.39	71.79	66.79	70.96	67.87	59.28	66.92	68.97	48.00
		④	8.40	3.85	7.55	9.19	6.33	9.95	7.94	10.34	6.67
	N.A.	1.65	1.28	1.89	1.84	1.36	1.81	1.70	1.88	0	
	②	①	4.81	6.41	4.91	3.68	6.70	4.98	5.09	4.08	4.00
		②	18.63	17.95	23.02	19.12	24.55	16.74	20.64	13.48	12.00
		③	52.99	50.00	55.47	52.57	52.23	55.20	53.63	49.53	58.67
		④	5.91	7.69	4.91	6.99	4.91	2.71	5.18	8.15	6.67
		⑤	0.76	3.85	0.38	1.10	0.45	1.36	1.04	0	0
⑥		15.46	14.10	9.43	15.07	10.27	17.19	13.01	22.88	18.67	
N.A.	1.44	0	1.89	1.47	0.89	1.81	1.41	1.88	0		

	全 体	高 知 大 学						高 知	高 知	
		人文学部 文 学 科	人文学部 経 済 学 科	教育学部	理 学 部	農 学 部	小 計	女子大学	短期大学	
<p>&lt;Q39&gt;憲法第28条は「労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と定めていますが、公務員や公共企業体の職員は、法律（国家公務員法や公共企業体等労働関係法など）によって、争議行為（ストライキなど）が禁止されています。これについてあなたはどのように思いますか。 ①公務員にも争議行為は認められるべきだ ②公務員には争議行為は禁止されるべきだ ③わからない</p>	①	48.69	52.56	49.06	54.41	44.80	47.27	49.39	41.69	68.92
	②	29.10	28.21	36.23	22.79	35.29	32.27	31.22	24.76	17.57
	③	20.41	17.95	12.08	20.96	18.55	17.73	17.31	32.29	13.51
	N.A.	1.79	1.28	2.64	1.84	1.36	2.73	2.08	1.25	0
<p>(SQ1)①と回答した人だけ教えてください。ではどのような形で認められると思いますか。 ①すべての公務員・公共企業体職員に、全面的に認められる ②すべての公務員・公共企業体職員に認められるが、予告期間などの一定の制約がある ③警察官など一部の職種を除いて、全面的に認められる ④警察官など一部の職種を除いて認められるが、予告期間などの一定の制約がある ⑤わからない</p>	①	10.88	12.20	14.62	9.46	12.12	10.48	11.66	5.22	17.65
	②	32.20	34.15	30.00	37.84	31.31	25.71	31.93	32.84	33.33
	③	12.01	9.76	12.31	6.76	16.16	20.95	13.00	8.96	9.80
	④	42.23	41.46	40.77	43.24	38.38	39.05	40.73	49.25	39.22
	⑤	2.40	0	2.31	2.70	1.01	3.81	2.29	3.73	0
N.A.	0.28	2.44	0	0	1.01	0	0.38	0	0	
<p>(SQ2)②と回答した人だけ教えてください。その理由は何ですか。 ①公務員は「全体の奉仕者」だから ②公務員が争議行為をすると、行政がマヒするから ③法律がそうになっているのだから ④公務員は、国民の税金で雇われているのだから ⑤わからない</p>	①	34.99	37.50	38.61	29.69	32.14	37.50	34.97	34.15	40.00
	②	46.50	45.83	46.53	54.69	47.62	40.28	47.11	46.34	33.33
	③	1.81	0	0.99	3.13	1.19	2.78	1.73	1.22	6.67
	④	16.48	16.67	13.86	10.94	19.05	19.44	15.90	18.29	20.00
	⑤	0	0	0	0	0	0	0	0	0
N.A.	0.23	0	0	1.56	0	0	0.29	0	0	
<p>&lt;Q40&gt;交通機関のストライキや長期ストなど国民生活にかかわるようなストライキについて、あなたはどのように考えますか。 ①国民に迷惑をかけるようなストライキは絶対にやるべきでない ②国民生活とストライキの必要性のバランスを考えながらやっていけばよい ③ストライキは労働者の基本的人権だから、国民に迷惑がかかってもやるべきだ ④わからない</p>	①	24.40	21.79	27.92	18.01	24.89	29.09	24.50	25.08	20.00
	②	66.51	73.08	61.51	76.10	62.44	60.00	66.04	68.34	65.33
	③	5.03	5.13	6.04	2.94	7.69	5.00	5.30	2.51	12.00
	④	2.48	0	2.26	1.10	3.62	3.64	2.37	2.82	2.67
	N.A.	1.59	0	2.26	1.84	1.36	2.27	1.80	1.25	0
<p>&lt;Q41&gt;都市計画のために、あなたの土地や家屋の立退が要求されています。あなたはどのように考えますか。 ①受け入れる ②補償の程度により考える ③計画の内容・性格により考える ④拒否する ⑤わからない</p>	①	2.85	2.50	2.95	2.89	2.24	4.50	3.07	1.85	3.90
	②	40.04	33.75	46.86	44.40	38.57	40.99	42.36	33.54	35.06
	③	46.88	60.00	41.70	41.52	48.88	42.79	44.69	53.54	49.35
	④	6.23	3.75	4.80	6.14	7.17	6.31	5.87	7.38	6.49
	⑤	3.25	0	2.95	4.69	3.14	3.60	3.35	3.08	2.60
N.A.	0.75	0	0.74	0.36	0	1.80	0.65	0.62	2.60	

	全 体	高 知 大 学						高 知	高 知	
		人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学	
(SQ1) ①と回答した人だけ答えてください。その理由は何ですか。 ①社会のためには当然であるから ②反対しても無駄だから ③補償があるから ④法律で定められているから ⑤その他( ) ⑥わからない	①	62.50	100.00	50.00	57.14	100.00	80.00	71.88	20.00	33.33
	②	25.00	0	37.50	28.57	0	20.00	21.88	60.00	0
	③	12.50	0	12.50	14.29	0	0	6.25	20.00	66.67
	④	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑤	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑥	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	N.A.	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(SQ2) ④と回答した人だけ答えてください。その理由は何ですか。 ①財産は自分の権利だから ②補償は不十分だから ③今後の生活に不安だから ④住み慣れた土地・家と離れたくないから ⑤その他( ) ⑥わからない	①	30.00	100.00	33.33	31.25	31.25	33.33	34.43	12.50	60.00
	②	11.11	0	25.00	0	18.75	0	9.84	12.50	20.00
	③	5.56	0	0	0	6.25	13.33	4.92	8.33	0
	④	50.00	0	41.67	68.75	43.75	53.33	50.82	58.33	0
	⑤	2.22	0	0	0	0	0	0	4.17	20.00
	⑥	1.11	0	0	0	0	0	0	4.17	0
	N.A.	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<Q42> 刑事被告人には弁護人を依頼する権利が保障されていますが、弁護人なしでも裁判をおこなうことができるように、法改正をしようとの動きがあることについて、知っていますか。 ①知っている ②聞いたことはある ③知らない	①	16.82	19.23	24.91	12.87	15.84	19.55	18.35	10.66	21.33
	②	18.61	17.95	20.75	20.96	16.74	24.09	20.44	12.23	20.00
	③	63.96	62.82	53.58	65.44	67.42	55.00	60.55	76.49	58.67
	N.A.	0.62	0	0.75	0.74	0	1.36	0.66	0.63	0
(SQ) そのことについて、どう思いますか。 ①訴訟の審理を促進するためには、弁護人なしでも裁判を積極的に進めるべきだ ②訴訟の審理を促進するためには、弁護人なしの裁判もやむをえない ③弁護人なしでは一般の国民は自由に法廷で発言することができないから、裁判にとって弁護人は不可欠である ④わからない	①	3.55	2.56	3.77	2.94	4.07	4.55	3.69	2.27	7.04
	②	7.10	2.56	9.43	7.35	5.88	7.73	7.28	7.14	4.23
	③	67.27	69.23	73.21	61.03	71.49	64.09	67.55	64.61	74.65
	④	20.13	21.79	12.08	26.47	17.65	19.55	19.21	25.32	11.27
	N.A.	1.95	3.85	1.51	2.21	0.90	4.09	2.27	0.65	2.82
<Q43> 裁判を受ける権利は実際に保障されていると思いますか。 ①保障されている ②保障されていない ③わからない	①	23.24	25.64	32.08	13.97	27.60	26.82	24.98	16.35	28.00
	②	50.00	56.41	47.92	56.25	50.23	45.45	50.61	48.11	49.33
	③	26.14	17.95	18.87	29.41	21.72	26.82	23.75	35.22	21.33
	N.A.	0.62	0	1.13	0.37	0.45	0.91	0.66	0.31	1.33

		全 体	高 知 大 学						高 知	高 知
			人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学
(SQ) ②と回答した人だけ答えてください。ではどういう点でそう思いますか(複数回答可)。 ①裁判にはお金がかかりすぎる ②裁判には時間がかかりすぎる ③どのようにして訴訟事件にしたらよいかわからない ④めんどうだから、結局うやむやにしよう ⑤訴訟事件にすることという印象は、大それたことという印象を与えるため足がふみ出せない ⑥信頼できる弁護士がない ⑦公正な裁判がなされるかどうかについて裁判所や裁判官を信頼できない ⑧個人の基本的な人権の問題については、最高裁判所にいったら結局負けてしまう ⑨その他	①	89.66	90.91	90.55	87.58	94.59	91.00	90.65	88.24	81.08
	②	78.62	84.09	80.31	80.39	76.58	81.00	80.00	73.20	81.08
	③	24.28	20.45	21.26	26.14	26.13	30.00	25.23	20.26	27.03
	④	39.45	38.64	35.43	47.71	33.33	38.00	39.25	41.83	32.43
	⑤	30.34	20.45	29.13	35.29	19.82	22.00	26.92	43.79	24.32
	⑥	6.76	2.27	3.94	7.84	8.11	7.00	6.36	6.54	13.51
	⑦	25.52	27.27	38.35	25.49	22.52	22.00	25.05	24.84	35.14
	⑧	14.07	15.91	12.60	13.73	13.51	14.00	13.64	12.42	27.03
	⑨	0.97	0	3.94	0	0	1.00	1.12	0.65	0
	N.A.	0.28	0	0.79	0.65	0	0	0.37	0	0
<Q 44> 憲法は、拷問・脅迫による自白を禁止していますが、現在、取調べの段階で実際に拷問や脅迫が行なわれていると思いますか。 ①思う ②思わない ③わからない	①	53.41	45.57	61.51	50.00	49.77	60.45	54.63	50.63	48.00
	②	10.34	13.92	9.06	12.87	14.03	9.55	11.53	7.23	6.67
	③	35.49	39.24	28.68	36.76	35.75	28.18	32.99	41.82	44.00
	N.A.	0.76	1.27	0.75	0.37	0.45	1.82	0.85	0.31	1.33
<Q 45> 徳島ラジオ商殺し事件や財田川事件など、えん罪事件が大きく問題になっていますが、これらの事件の内容を知っていますか。 ①知っている ②事件について聞いたことはある ③知らない	①	47.73	43.59	52.08	52.94	42.99	40.91	47.49	48.75	46.67
	②	42.98	43.59	42.64	41.18	42.99	43.18	42.48	43.44	48.00
	③	8.33	8.97	4.53	4.41	14.03	15.00	8.99	7.19	4.00
	N.A.	0.96	3.85	0.75	1.47	0	0.91	1.04	0.63	1.33
(SQ) ①②と回答した人だけ答えてください(複数回答可)。では何によって知りましたか。 ①新聞・テレビ・ラジオなどのニュース ②新聞の解説 ③テレビ・ラジオの特集番組 ④本 ⑤週刊誌 ⑥学校の先生 ⑦友人 ⑧家族 ⑨その他( )	①	92.56	95.59	93.63	92.97	94.74	92.97	93.59	90.17	88.73
	②	43.74	52.94	51.39	46.48	40.53	42.70	46.37	36.27	39.44
	③	32.04	27.94	30.28	32.42	25.26	35.14	30.70	34.24	40.85
	④	6.38	2.94	7.17	5.86	4.74	6.49	5.89	6.44	12.68
	⑤	7.97	5.88	9.16	5.47	10.53	12.97	8.94	4.07	11.27
	⑥	9.26	5.88	6.37	6.64	5.26	8.65	6.62	17.29	11.27
	⑦	2.28	2.94	1.20	2.73	2.11	1.08	1.89	3.39	2.82
	⑧	3.57	1.47	1.59	5.86	2.11	2.70	3.05	5.76	1.41
	⑨	0.76	2.94	0	1.17	1.05	0	0.74	0.34	2.82
	N.A.	0.15	0	0.40	0.39	0	0	0.21	0	0
<Q 46> 近年、かなりの地方自治体で、電算機(コンピューター)による住民記録の処理が行なわれています。住民サービスの向上とプライバシーの保護との関係で、電算機導入について、あなたはどのような意見を持っていますか。 ①電算機を導入してよい ②電算機を導入すべきでない ③わからない	①	63.60	65.38	71.70	55.51	76.47	67.73	67.17	52.05	62.16
	②	8.49	3.85	7.92	11.40	7.69	5.45	7.95	9.78	10.81
	③	26.93	29.49	19.25	31.62	15.84	25.45	23.84	37.54	25.68
	N.A.	0.97	1.28	1.13	1.47	0	1.36	1.04	0.63	1.35

	全 体	高 知 大 学						高 知	高 知	
		人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学	
(SQ) ①と回答した人だけ答えてください。電算機の利用について、どうあるべきだと思いますか(複数回答可)。 ①事務の効率化のためには、あらゆる情報を記録しておくべきだ ②だれでも自由に情報を入手できるようにすべきだ ③政府の利用は禁止する ④第三者の私的な利用は禁止する ⑤当該地方自治体の事務処理のため以外には利用させない ⑥思想・信条・信仰・人権・社会的身分・犯罪など、プライバシーを侵すおそれのある事項は記載を禁止する ⑦住民も参加した情報の管理のための制度をつくる ⑧その他( )	①	34.85	39.22	35.26	29.80	38.46	42.95	36.76	25.45	39.13
	②	6.51	3.92	6.84	5.30	6.51	9.40	6.76	6.06	4.35
	③	22.58	17.65	19.47	25.83	31.95	20.81	23.94	15.76	26.09
	④	75.57	68.63	78.95	72.85	77.51	71.81	75.07	76.97	78.26
	⑤	41.91	60.78	40.53	43.05	39.64	35.57	41.27	38.18	65.22
	⑥	59.93	54.90	60.00	59.60	65.09	57.72	60.28	54.55	73.91
	⑦	17.92	23.53	20.00	16.56	20.12	16.11	18.73	13.33	21.74
	⑧	0.33	0	0.53	0	0.59	0	0.28	0.61	0
N.A.	0.22	0	1.05	0	0	0	0.28	0	0	
<Q47>憲法第17条により、公務員の不法行為によって損害をうけたとき、国または地方公共団体に賠償を求めることができ、もし将来あなたの子どもが、学校(公立)で事故にあったとき、あなたは、国または地方公共団体、あるいは教師を相手とって損害の賠償を求めますか。 ①損害賠償を求め ②損害賠償を求めない ③いちがいにいえない ④わからない	①	27.91	19.23	33.58	24.26	29.86	27.73	28.10	23.51	44.00
	②	2.27	3.85	2.64	2.57	1.81	1.82	2.37	2.51	0
	③	63.47	69.23	56.60	68.75	64.25	65.00	63.95	66.14	45.33
	④	5.38	5.13	6.04	3.31	3.62	4.55	4.54	7.21	9.33
	N.A.	0.96	2.56	1.13	1.10	0.45	0.91	1.04	0.63	1.33
(SQ) ②と回答した人だけ答えてください。それは何故ですか。 ①もともと裁判官は好きな人ではない ②教師との対立に至ることは避けたい ③教育の場には争いをもちこみたくない ④大したことはないから ⑤わずらわしい ⑥いちがいにいえない ⑦その他( )	①	9.09	0	28.57	0	0	0	8.00	12.50	—
	②	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	③	42.42	33.33	28.57	71.43	25.00	25.00	40.00	50.00	—
	④	18.18	0	28.57	14.29	50.00	25.00	24.00	0	—
	⑤	6.06	33.33	0	0	0	0	4.00	12.50	—
	⑥	12.12	33.33	14.29	14.29	0	0	12.00	12.50	—
	⑦	9.09	0	0	0	25.00	25.00	8.00	12.50	—
N.A.	3.03	0	0	0	0	25.00	4.00	0	—	

	全 体	高 知 大 学							高 知	高 知
		人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学	
<p>＜Q48＞あなたが国や地方自治体の行政について、さまざまな要求や苦情をもっている場合に、その要求や苦情をどのよ うな手段で解決しようと思 いますか（複数回答可）。</p> <p>①言っても仕方がないから何 もしない ②マスコミに投書 する ③行政（市町村役場の 窓口）に相談する ④有力者 に相談する ⑤議員に相談す る ⑥住民運動をおこす ⑦ 議会に請願する ⑧次の選挙 で解決してくれそうな人に投 票する ⑨リコール運動をす る ⑩自分が議員になって解 決する ⑪その他（ ） ⑫わからない</p>	①	12.75	14.10	10.57	13.24	11.76	10.91	11.83	16.30	10.67
	②	33.15	43.59	30.94	34.19	32.13	28.18	32.45	37.62	24.00
	③	41.56	34.62	44.91	45.22	39.37	40.45	42.10	38.24	48.00
	④	8.27	7.69	7.17	9.93	7.24	12.73	9.08	6.58	4.00
	⑤	10.61	8.97	11.70	9.93	10.86	14.09	11.35	8.15	10.67
	⑥	22.67	32.05	20.00	22.43	28.96	28.18	25.07	15.36	20.00
	⑦	14.40	15.38	11.32	12.13	18.55	18.64	14.85	12.23	17.33
	⑧	31.43	30.77	29.43	38.97	29.41	33.18	32.83	27.90	26.67
	⑨	8.68	7.69	4.53	6.99	13.57	15.00	9.46	6.58	6.67
	⑩	2.00	0	2.64	1.10	2.71	3.18	2.18	1.57	1.33
	⑪	0.69	0	0.75	0	0.90	0.91	0.57	0.63	2.67
	⑫	8.20	10.26	9.81	7.35	6.33	7.73	8.04	7.84	12.00
	N.A.	1.17	2.56	2.26	1.47	0	0.91	1.32	0.63	1.33
<p>＜Q49＞今、行政改革をめぐる議論が展開されていますが、次の項目について、あなたが望む行政改革に○印をつけてください（複数回答可）。</p> <p>1. 税制について</p> <p>①大型消費税の導入によって財源を確保する ②グリーンカード制の積極的運用をはかる ③累進課税を強化する（累進率を高める） ④源泉徴収制度を廃止し、自主申告にする ⑤大企業に優遇な税制を是正する ⑥その他（ ） ⑦わからない</p> <p>2. 補助金の見直しについて</p> <p>①一律に削減する ②経済発展のために効率的に運用する ③高級官僚の天下り先となっている公社・公団に対する補助金を削減する ④大企業に対する補助金を廃止・縮少する ⑤地方自治体への交付金を増額する ⑥教育・福祉にたいする補助金を増額する ⑦見直しの必要なし ⑧その他（ ） ⑨わからない</p>	①	2.55	2.56	3.02	2.21	3.17	3.64	2.93	1.88	0
	②	5.24	5.13	8.68	4.04	5.88	4.09	5.68	3.13	8.00
	③	30.94	34.62	37.36	36.03	27.60	27.27	32.64	23.20	40.00
	④	3.86	7.69	4.91	2.21	5.43	2.27	3.97	2.51	8.00
	⑤	63.96	65.38	71.70	66.18	65.61	66.82	67.46	52.04	65.33
	⑥	2.89	7.69	3.02	2.94	3.62	2.27	3.31	0.94	5.33
	⑦	19.57	15.38	12.08	18.38	17.65	19.55	16.75	30.09	14.67
	N.A.	1.17	2.56	1.13	1.47	0.90	1.36	1.32	0.94	0
	①	1.65	2.56	3.40	1.47	1.36	1.36	1.99	0.63	1.33
	②	21.71	20.51	30.57	21.32	23.53	19.09	23.65	15.36	21.33
	③	43.42	48.72	51.32	42.28	45.25	42.73	45.70	34.80	48.00
	④	43.56	44.87	46.79	45.22	41.18	46.36	44.94	37.62	49.33
	⑤	25.36	30.77	25.28	30.15	23.08	23.18	26.02	22.57	28.00
⑥	54.31	61.54	41.89	61.76	50.68	52.27	52.41	62.38	46.67	
⑦	0.14	0	0	0	0.45	0.45	0.19	0	0	
⑧	0.90	1.28	0.38	0.74	2.71	0.45	1.04	0.31	1.33	
⑨	12.68	8.97	9.81	12.87	11.76	16.82	12.39	14.11	10.67	
N.A.	1.45	2.56	1.51	2.21	0.45	1.82	1.61	0.94	1.33	

	全 体	高 知 大 学						高 知	高 知	
		人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学	
3. 行政機構について ①行政（内閣）機能を強化する ②経費削減のため、公務員の定員・行政機構を一律に削減する ③自衛隊を除く公務員の定員を大幅に削減する ④自衛隊の定員を大幅に削減する ⑤タテ割り行政のムダをなくす ⑥住民福祉にかんする事務を原則的に地方へ委譲する ⑦国家警察を廃し、自治体警察にする ⑧地方自治体への国の機関委任事務を原則的に廃止する ⑨地方自治制度を廃止して道州制をしなく ⑩その他（ ） ⑪わからない	①	6.96	2.56	7.55	7.72	7.69	6.36	7.00	7.52	4.00
	②	16.26	14.10	24.53	13.24	18.10	14.09	17.41	13.79	10.67
	③	3.72	0	6.42	2.57	5.88	2.73	4.07	2.19	5.33
	④	33.29	41.03	24.91	33.09	31.67	38.18	32.36	34.17	42.67
	⑤	34.18	32.05	45.66	34.93	34.84	33.18	36.99	24.76	34.67
	⑥	14.33	11.54	22.64	16.18	11.76	17.27	16.75	6.27	14.67
	⑦	3.24	3.85	3.40	5.51	4.07	2.27	3.88	0.94	4.00
	⑧	6.55	8.97	9.06	6.99	5.88	4.55	6.91	3.13	16.00
	⑨	0.48	1.28	0.75	0.37	0.90	0.45	0.66	0	0
	⑩	1.03	0	1.13	0.37	0.90	1.82	0.95	0.94	2.67
	⑪	24.12	28.21	14.34	26.84	21.27	23.18	21.85	32.60	20.00
N.A.	2.07	2.56	1.89	3.31	1.36	2.73	2.37	1.57	0	
4. 公社・公団・特殊法人について ①高級官僚の天下りを規制する ②細分化された同種業務の整理統合をはかる ③専売・電々・国鉄を民間に移行する ④専売・電々・国鉄の民間移行ではなく、経営を民主化する ⑤公営ギャンブルを廃止する ⑥その他（ ） ⑦わからない	①	60.85	60.26	71.32	60.29	64.25	61.36	64.14	47.96	69.33
	②	27.02	28.21	33.58	22.06	28.96	28.64	28.19	20.69	37.33
	③	6.62	8.97	11.70	3.31	7.24	9.09	7.85	2.19	8.00
	④	19.43	17.95	24.15	22.79	22.62	13.64	20.91	15.36	16.00
	⑤	14.27	21.79	8.30	14.71	12.67	12.27	12.68	20.06	12.00
	⑥	0.48	1.28	1.51	0.37	0	0	0.57	0.31	0
	⑦	17.57	15.38	7.92	20.59	16.74	14.55	14.95	26.96	14.67
	N.A.	1.59	2.56	1.89	1.47	0.90	2.73	1.80	1.25	0
5. 公共事業について ①高速道路・新幹線整備計画など大型プロジェクトを積極的に推進する ②高速道路・新幹線整備計画など大型プロジェクトを再検討する ③不正入札を防止する ④その他（ ） ⑤わからない	①	16.88	10.26	23.40	16.18	18.55	18.64	18.54	11.60	16.00
	②	45.14	50.00	46.04	46.32	47.96	43.64	46.26	42.95	38.67
	③	42.45	46.15	45.28	41.18	42.99	44.55	43.61	36.99	49.33
	④	1.03	1.28	1.51	0.74	1.36	0.91	1.14	0.31	2.67
	⑤	15.64	15.38	8.30	16.54	13.57	12.73	13.06	23.51	18.67
	N.A.	1.79	5.13	1.89	1.84	0.45	2.73	1.99	1.25	1.33
6. 行政への参加について ①その必要はない ②行政監視のためのオンブズマン制度を導入する ③情報公開を推進する ④その他（ ） ⑤わからない	①	1.86	1.28	1.89	1.47	2.26	2.73	1.99	0.94	4.00
	②	15.85	15.38	20.75	13.97	21.27	15.45	17.60	8.78	21.33
	③	66.09	67.95	72.45	69.12	65.61	58.64	66.98	62.70	68.00
	④	0.14	1.28	0	0	0	0	0.09	0.31	0
	⑤	23.23	25.64	15.47	20.59	22.62	26.82	21.38	30.41	18.67
	N.A.	2.07	3.85	2.26	2.94	0.90	2.73	2.37	1.57	0



	全 体	高 知 大 学						高 知	高 知	
		人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学	
<p>&lt;Q50&gt;地方自治は、地方の行政について、住民が構成員である団体を通して、住民自らの手で処理するために設けられた制度です。</p> <p>1. あなたはこのような地方自治の原則についてどう思いますか。 ①必要 ②不要 ③わからない</p> <p>2. あなたは、この地方自治の原則が現実の地方行政に貫かれていると思いますか。 ④貫かれている ⑤空洞化している ⑥いちがいにいえない ⑦わからない</p> <p>(SQ)⑤と回答した人だけ答えてください。では、どのような点についてそう思いますか(複数回答可)。 ①財政が貧困である ②国からの機関委任事務が多い ③住民の意識が弱い ④行政担当者が中央直結の行政を行っている ⑤自治省の幹部が、都道府県の知事になる事例が増えている ⑥その他</p>	①	89.10	91.03	91.32	91.18	89.14	86.36	89.78	86.79	89.33
	②	1.03	1.28	0.75	1.10	0.90	1.36	1.04	0.94	1.33
	③	8.07	6.41	5.66	5.51	9.50	10.45	7.47	9.75	9.33
	N.A.	1.79	1.28	2.26	2.21	0.45	1.82	1.70	2.52	0
	④	2.42	2.56	2.26	1.47	1.81	2.27	1.99	4.09	1.35
	⑤	41.61	46.15	48.68	42.28	44.80	35.91	43.42	33.96	48.65
	⑥	40.65	37.18	36.98	43.01	37.10	45.45	40.30	41.19	43.24
	⑦	13.87	12.82	10.57	11.76	15.38	14.55	12.87	18.87	6.76
	N.A.	1.45	1.28	1.51	1.47	0.90	1.82	1.42	1.89	0
	①	49.42	44.44	48.84	53.04	50.51	51.90	50.54	40.74	61.11
	②	41.29	36.11	44.96	43.48	38.38	32.91	40.31	37.96	63.89
	③	64.18	63.89	58.14	63.48	72.73	70.89	65.14	62.96	55.56
	④	47.10	58.33	50.39	49.57	35.35	40.51	45.75	50.00	55.56
	⑤	16.42	19.44	17.83	12.17	15.15	20.25	16.34	12.96	27.78
⑥	1.49	2.78	2.33	0.87	2.02	0	1.53	0.93	2.78	
N.A.	1.99	0	2.33	0	2.02	2.53	1.53	4.63	0	
<p>&lt;Q51&gt; 1. 20才未満の人に あなたは、選挙権が与えられたら、選挙の際には投票に行きますか。 ①必ず投票に行くつもりである ②だいたい投票に行くつもりである ③ほとんど投票には行かないだろう ④投票には行かない ⑤わからない</p> <p>2. 20才以上の人に (1)あなたはこれまで、選挙の際に投票に行きましたか。 ①必ず投票に行った ②だいたい投票に行った ③投票に行ったことはある ④投票に行ったことはないが、今後行くつもりだ ⑤投票に行かないことにしている</p> <p>(2)前回の選挙(昨年6月の衆参ダブル選挙)のとき、投票をしましたか。 ①した ②しなかった ③昨年6月には選挙権がなかった</p>	①	50.82	46.15	48.28	54.95	53.45	49.09	51.59	48.78	51.43
	②	38.49	38.46	37.93	36.94	35.34	30.91	35.94	45.12	37.14
	③	6.09	7.69	3.45	4.50	7.76	12.73	6.60	4.88	5.71
	④	0.99	0	2.30	0	0	1.82	0.73	0.61	5.71
	⑤	3.45	7.69	8.05	2.70	3.45	5.45	4.89	0.61	0
	N.A.	0.16	0	0	0.90	0	0	0.24	0	0
	①	25.79	27.03	21.18	27.63	25.25	20.00	23.49	29.86	47.37
	②	11.82	8.11	12.94	11.18	9.09	14.84	12.07	6.94	26.32
	③	5.28	5.41	2.35	3.29	7.07	9.03	5.22	5.56	5.26
	④	51.95	54.05	60.59	53.29	46.46	50.32	53.51	53.47	21.05
	⑤	2.89	2.70	1.76	2.63	8.08	2.58	3.26	2.08	0
	N.A.	2.26	2.70	1.18	1.97	4.04	3.23	2.45	2.08	0
	①	36.16	37.84	29.41	38.82	32.32	30.32	32.95	41.43	68.42
	②	31.48	16.22	35.88	32.24	36.36	41.94	35.40	19.29	13.16
③	29.46	43.24	29.41	28.95	31.31	21.94	28.55	37.86	13.16	
N.A.	2.91	2.70	5.29	0	0	5.81	3.10	1.43	5.26	

	全 体	高 知 大 学						高 知	高 知	
		人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学	
<Q52>あなたは、何を主要な判断基準にして候補者を選びますか。 ①候補者の人物 ②候補者の政策 ③候補者が所属する政党の政策 ④知人にたのまれて ⑤家族と相談して ⑥いちがいに言えない ⑦その他( ) ⑧わからない	①	25.12	16.46	26.25	24.92	26.02	20.75	24.04	29.58	21.25
	②	31.23	36.71	29.90	33.55	33.33	26.14	31.22	30.99	32.50
	③	24.06	24.05	26.91	21.93	20.33	29.05	24.55	21.69	27.50
	④	1.12	1.27	0.33	1.99	0.81	2.49	1.37	0.56	0
	⑤	1.18	0	0	1.33	1.22	0.83	0.77	2.54	1.25
	⑥	10.97	12.66	11.30	11.96	8.54	11.62	11.04	10.70	11.25
	⑦	1.81	5.06	1.33	0.66	4.88	1.24	2.14	0.56	2.50
	⑧	2.87	2.53	2.33	2.33	3.66	4.56	3.08	2.25	2.50
	N.A.	1.62	1.27	1.66	1.33	1.22	3.32	1.80	1.13	1.25
<Q53>選挙において、すべての有権者は、実際に投票の自由を保障されていると思いますか。 ①思う ②思わない ③いちがいに言えない ④わからない  (SQ)②③と回答した人だけ答えてください。では、どういう点でそう思いますか(複数回答可)。 ①知人からたのまれると、不本意でもいやとは言えない ②地域のボス・有力者が目を光らせている ③企業ぐるみ選挙の実態がある ④労働組合によって、一党支持の決定がなされている ⑤買収が行われている ⑥その他( )	①	41.45	47.44	41.51	41.18	50.23	44.55	44.37	31.45	42.67
	②	24.48	29.49	28.68	27.21	20.81	23.18	25.54	20.75	25.33
	③	28.55	20.51	25.28	26.47	23.08	25.91	24.88	41.19	26.67
	④	4.76	2.56	3.77	4.04	5.43	4.55	4.26	6.29	5.33
	N.A.	0.76	0	0.75	1.10	0.45	1.82	0.95	0.31	0
	①	27.31	28.21	27.27	28.08	23.71	24.07	26.27	28.93	33.33
	②	24.84	30.77	27.97	23.29	36.08	19.44	26.64	19.29	28.21
	③	62.29	56.41	75.52	63.70	60.82	66.67	66.42	51.78	58.97
	④	47.85	48.72	51.05	44.52	51.55	52.78	49.53	42.13	53.85
⑤	59.04	79.49	57.34	61.64	59.79	52.78	59.66	56.85	61.54	
⑥	2.73	2.56	2.10	2.05	2.06	3.70	2.44	4.06	0	
N.A.	0.91	0	2.10	1.37	0	1.85	1.31	0	0	
<Q54>国会は国民の代表機関ですが、実際に国民の意思が国会に反映していると思いますか。 ①思う ②思わない ③いちがいに言えない ④わからない  (SQ)②③と回答した人だけ答えてください。では、その原因は何だと思いますか(複数回答可)。 ①議員は当選してしまえば全く選挙民に拘束されていない ②選挙活動に大きな制限があるため、選挙民と候補者の対話ができない ③都市部と農村部で一票の重みに大きな差がある ④選挙民が候補者の政策をよく知らずに投票している ⑤政治に無関心な人が多い ⑥棄権する人が多い ⑦その他( ) ⑧わからない	①	2.07	2.56	2.26	1.10	3.60	1.82	2.17	1.57	2.67
	②	66.30	71.79	71.32	67.65	63.06	67.27	67.86	61.00	66.67
	③	27.08	21.79	22.26	27.21	29.28	25.00	25.52	32.70	25.33
	④	3.03	2.56	1.89	2.57	3.60	2.73	2.65	3.77	5.33
	N.A.	1.52	1.28	2.26	1.47	0.45	3.18	1.80	0.94	0
	①	70.41	68.49	76.21	72.48	70.24	69.46	72.06	65.77	66.67
	②	23.91	15.07	22.98	21.71	24.88	24.14	22.67	26.17	31.88
	③	22.80	21.92	23.39	24.42	18.05	26.11	22.98	21.81	24.64
	④	41.62	43.84	43.15	43.41	40.98	34.98	41.09	41.28	50.72
⑤	55.42	58.90	54.03	60.85	52.20	46.80	54.35	58.05	59.42	
⑥	16.90	20.55	13.31	22.48	16.10	15.27	17.21	16.11	15.94	
⑦	3.62	1.37	2.02	3.88	5.85	6.40	4.15	1.68	4.35	
⑧	1.70	0	0.40	1.55	0.98	3.45	1.42	2.35	2.90	
N.A.	1.18	2.74	0	1.94	1.95	0.99	1.32	1.01	0	

		全 体	高 知 大 学					高 知 女子大学	高 知 短期大学	
			人文学部 文 学 科	人文学部 経 済 学 科	教育学部	理 学 部	農 学 部			小 計
<Q55>今の選挙制度(選挙区のある方)をどう思いますか。 ①現行のままでよい ②基本的に現行のままで、一票の価値が平等になるように部分的に修正すればよい ③小選挙区制にすべきである ④比例代表制にすべきである ⑤その他( ) ⑥わからない	①	6.91	7.69	4.10	7.30	12.16	9.91	8.08	3.13	6.58
	②	60.78	60.26	64.55	62.77	55.86	51.35	59.25	67.19	55.26
	③	3.35	1.28	5.97	2.19	2.25	4.95	3.66	2.50	2.63
	④	14.24	14.10	16.79	12.04	14.41	14.86	14.46	11.88	21.05
	⑤	0.34	0	0.37	0.36	0.90	0.45	0.47	0	0
	⑥	13.28	16.67	7.09	13.87	13.51	16.67	12.86	14.69	13.16
	N.A.	1.10	0	1.12	1.46	0.90	1.80	1.22	0.63	1.32
<Q56>選挙活動のあり方についてどう思いますか。 ①今のままでよい ②変えた方がよい ③わからない  もっと規制すべきこと ①買収・政治献金 ②戸別訪問 ③ビラ・看板・ポスター ④騒音・宣伝カー・街頭演説 ⑤その他  もっと自由にすべきこと ①政治資金 ②戸別訪問 ③ビラ・看板・ポスター ④宣伝カー・街頭演説・演説会 ⑤公務員の政治活動の自由(の保障) ⑥その他	①	26.29	19.23	28.68	23.90	33.94	25.45	27.15	24.29	22.67
	②	39.96	44.87	44.15	40.81	38.01	38.18	40.78	36.28	44.00
	③	31.88	34.62	24.91	33.46	27.15	33.64	30.18	37.85	30.67
	N.A.	1.86	1.28	2.26	1.84	0.90	2.73	1.89	1.58	2.67
	①	36.31	41.38	28.43	37.61	40.51	34.15	35.41	41.67	27.78
	②	2.72	0	0	2.75	0	6.10	2.00	5.21	5.56
	③	2.91	3.45	3.92	0.92	6.33	4.88	3.74	0	0
④	19.03	27.59	20.59	20.18	13.92	18.29	19.20	18.75	16.67	
⑤	39.03	27.59	47.06	38.53	39.24	36.59	39.65	34.38	50.00	
①	0.93	0	0	2.44	0	0	0.65	2.56	0	
②	26.05	54.55	30.00	17.07	6.25	26.67	22.73	30.77	40.91	
③	9.30	0	10.00	9.76	21.88	3.33	10.39	7.69	4.55	
④	28.37	18.18	17.50	36.59	34.38	30.00	28.57	35.90	13.64	
⑤	0.93	0	0	2.44	0	0	0.65	0	4.55	
⑥	34.42	27.27	42.50	31.71	37.50	40.00	37.01	23.08	36.36	
<Q57>憲法第41条は、国会を国権の最高機関と定めていますが、あなたは現実には国会が国権の最高機関としての位置にあると思いますか。 ①国権の最高機関としての位置にある ②国権の最高機関としての位置にあるとはいえない ③わからない  (SQ)②と回答した人だけ教えてください。では、どういう点でそう思いますか(複数回答可)。 ①多数党が数による支配を行っている ②行政権(政府)が実質的に優位にある ③国会の審議が形式化している ④野党の政権担当能力が弱い(例えば、議員提出による法案の数がかきわめて少ない) ⑤その他( ) ⑥わからない	①	34.03	29.49	33.96	30.88	35.75	38.18	34.06	36.45	22.86
	②	45.86	52.56	52.08	46.69	47.51	44.55	48.25	34.84	58.57
	③	17.12	16.67	12.08	18.38	12.67	11.36	14.00	27.42	18.57
	N.A.	2.99	1.28	1.89	4.04	4.07	5.91	3.69	1.29	0
	①	68.13	73.17	63.77	70.87	63.81	67.35	66.86	68.52	82.93
	②	48.41	36.59	52.90	51.97	51.43	39.80	48.63	44.44	56.10
	③	40.82	36.59	45.65	41.73	39.05	35.71	40.59	37.96	51.22
④	37.48	41.46	36.96	36.22	37.14	35.71	37.06	34.26	51.22	
⑤	4.10	7.32	2.17	4.72	7.62	5.10	4.90	1.85	0	
⑥	0.91	0	0	0.79	0	2.04	0.59	1.85	2.44	
N.A.	1.21	2.44	2.90	0.79	0.95	1.02	1.57	0	0	

	全 体	高 知 大 学						高 知 女子大学	高 知 短期大学	
		人文学部 文 学 科	人文学部 経 済 学 科	教育学部	理 学 部	農 学 部	小 計			
<p>&lt;Q58&gt; 最高裁判所の裁判官には国民審査の制度があります。1. 国民審査は、司法を主権者である国民の監視のもとにおくという、司法の民主主義にとって重要な意義をもっていますが、今の国民審査は本来の目的を十分に果たしていると思いますか。</p> <p>①思う ②思わない ③わからない</p> <p>2. 国民審査制度は、どうあるべきだと思いますか。</p> <p>①今のままでよい ②あまり意味がないから制度自体をやめたらよい ③改善すべきである ④わからない</p>	①	8.07	8.97	5.28	8.82	8.60	9.55	8.04	9.43	2.70
	②	69.50	67.95	77.36	65.07	70.14	65.45	69.54	65.41	86.49
	③	21.19	23.08	15.09	24.63	20.36	23.64	21.00	24.21	10.81
	N.A.	1.24	0	2.26	1.47	0.90	1.36	1.42	0.94	0
	①	11.07	10.26	7.55	12.87	10.86	11.82	10.69	13.92	4.11
	②	7.33	6.41	9.43	7.72	4.98	6.36	7.19	8.54	4.11
	③	63.00	66.67	66.42	58.82	66.97	59.09	63.10	57.59	84.93
	④	15.91	16.67	12.45	15.44	15.84	18.64	15.52	19.30	6.85
	N.A.	2.70	0	4.15	5.15	1.36	4.09	3.50	0.63	0
	①	11.60	11.54	16.98	6.99	14.48	10.00	12.11	9.49	13.33
<p>&lt;Q59&gt; 主権者である国民の意志を起訴の段階で検察権に反映させる方法として、検察審査会制度があることを知っていますか。</p> <p>①知っている ②知らない</p> <p>(S.Q)①と回答した人だけ答えてください。では、何によって知りましたか。</p> <p>①新聞等に報道された具体的事例を通して ②中学・高校の教科書 ③学校 ④家族 ⑤友人 ⑥その他( )</p>	②	86.40	85.90	79.25	91.91	82.35	87.73	85.34	89.87	86.67
	N.A.	2.00	2.56	3.77	1.10	3.17	2.27	2.55	0.63	0
	①	28.30	20.00	34.92	39.13	11.63	39.29	29.17	20.59	40.00
	②	36.32	30.00	28.57	26.09	53.49	28.57	35.12	44.12	30.00
	③	16.51	10.00	14.29	13.04	20.93	17.86	16.07	20.59	10.00
	④	3.30	10.00	3.17	4.35	2.33	3.57	3.57	2.94	0
	⑤	2.36	0	1.59	4.35	2.33	3.57	2.38	2.94	0
	⑥	6.13	30.00	6.35	4.35	0	7.14	5.95	2.94	20.00
	N.A.	7.08	0	11.11	8.70	9.30	0	7.74	5.88	0
	<p>&lt;Q60&gt; 今、憲法改正をめぐる議論が活発に行なわれています。あなたは改憲・護憲についてどのような意見をもっていますか。</p> <p>①現行憲法を擁護し、完全実施すべきだ ②現行憲法を擁護し、平和的民主的条項を完全実施すべきだ ③さしあたって改正する必要はない ④改正すべきだ(解釈改憲も含む) ⑤もっと民主的な憲法に改正すべきだ</p> <p>(S.Q)④と回答した人にうかがいます。その理由を具体的に答えてください。</p> <p>①現行憲法を全面改正する(天皇を元首化する、9条を改正し軍隊をもてるようにする、自由権を制限する、義務条項を付加するなど) ②部分的に改正する(自衛権を明確化する、公共性を強調する、首相を公選にするなど) ③条文は改正せず、解釈で対応する(自衛隊は合憲、天皇の元首的地位など)</p>	①	10.45	16.67	9.74	8.00	12.67	11.36	10.73	7.55
②		44.54	46.15	38.95	49.45	39.82	41.82	42.94	49.69	45.33
③		24.26	21.79	25.84	25.82	26.24	21.36	24.67	25.47	13.33
④		11.07	10.26	12.73	8.73	10.86	14.09	11.39	9.75	12.00
⑤		8.38	3.85	11.24	7.27	9.05	9.55	8.85	6.92	8.00
N.A.		1.31	1.28	1.50	0.73	1.36	1.82	1.41	0.63	2.67
①		5.63	12.50	5.88	4.17	4.17	9.68	6.61	3.23	0
②		76.88	75.00	79.41	70.83	79.17	77.42	76.86	77.42	75.00
③		15.63	12.50	14.71	20.83	12.50	9.68	14.05	19.35	25.00
N.A.		1.88	0	0	4.17	4.17	3.23	2.48	0	0

	全 体	高 知 大 学						高 知	高 知	
		人文学部 文学科	人文学部 経済学科	教育学部	理学部	農学部	小計	女子大学	短期大学	
<Q61>公務員には、憲法を尊重し擁護する義務（憲法第99条）があります。 1. 政府はこれまで憲法を尊重・擁護してきたと思いますか。 ①尊重・擁護してきた ②尊重・擁護していない ③じゅうりんしてきた ④いちがいにいえない ⑤わからない	①	8.48	7.69	10.57	6.62	9.05	10.00	8.89	7.52	6.67
	②	24.40	35.90	22.26	26.84	28.51	25.45	26.49	15.05	34.67
	③	8.61	11.54	9.43	8.46	9.95	10.91	9.74	5.96	4.00
	④	45.00	39.74	43.77	45.22	41.18	41.82	42.86	52.35	44.00
	⑤	12.47	5.13	12.08	11.40	10.86	10.91	10.88	18.18	10.67
	N.A.	1.03	0	1.89	1.47	0.45	0.91	1.14	0.94	0
2. 最高裁判所は、憲法擁護の役割を果たしてきたと思いますか。 ①果たしてきた ②果していない ③いちがいにいえない ④わからない	①	25.71	25.64	29.06	25.74	25.79	29.09	27.25	21.94	20.00
	②	14.27	16.67	15.09	11.76	16.29	19.55	15.61	7.21	25.33
	③	39.28	39.74	34.72	43.01	40.72	32.27	37.94	44.51	36.00
	④	19.64	16.67	18.87	18.38	16.29	18.18	17.88	25.71	18.67
	N.A.	1.10	1.28	2.26	1.10	0.90	0.91	1.32	0.63	0
	<Q62>あなたは将来、どのような社会体制をのぞみますか。 ①現体制でよい ②現体制を維持しつつ、部分的に改良・修正する ③現体制を大幅に改良・修正する ④現体制を根本的に変革し、社会主義社会にする ⑤その他( ) ⑥わからない	①	4.96	2.56	4.91	1.47	6.33	8.64	4.92	5.33
②		67.33	62.82	73.21	72.06	61.09	57.73	66.41	72.41	58.67
③		13.37	15.38	10.19	12.13	15.84	17.73	13.81	10.66	18.67
④		6.00	8.97	3.77	6.99	6.33	8.64	6.53	2.82	12.00
⑤		2.27	5.13	1.89	1.84	3.62	2.27	2.55	1.25	2.67
⑥		5.24	2.56	5.28	4.41	5.88	4.55	4.82	6.90	4.00
N.A.		0.83	2.56	0.75	1.10	0.90	0.45	0.95	0.63	0

### 3 男女別集計表

		全 体	高 知 大 学		高 知	高知短期大学	
			男	女	女子大学	男	女
<F 2> 学年。 ① 1 回生 ② 2 回生 ③ 3 回 生 ④ 4 回生 ⑤ 5 回生以上	①		24.10	25.55	38.87	58.33	84.62
	②		20.38	28.83	19.12	37.50	11.54
	③		25.26	20.07	22.26	2.08	3.85
	④		25.00	24.09	19.12	—	—
	⑤		5.26	1.46	0	—	—
	N.A.		0	0	0.63	2.08	0
<F 7> あなたの家庭の生活水準に ついて。 ① 上流の上 ② 上流の下 ③ 中流の上 ④ 中流の下 ⑤ 下 流の上 ⑥ 下流の下	①	0.69	1.28	0.73	1.54	0	0
	②	0.69	1.02	0.36	0.31	0	0
	③	39.08	40.05	42.55	38.27	14.58	23.08
	④	43.82	41.45	44.36	48.77	37.50	46.15
	⑤	11.81	12.88	8.73	7.72	29.17	26.92
	⑥	1.72	1.91	0.73	0.93	8.33	3.85
	N.A.	2.20	1.40	2.55	2.47	10.42	0
<F 10> 支持政党。 ① 自民党 ② 社会党 ③ 公明 党 ④ 民社党 ⑤ 共産党 ⑥ 新自由クラブ ⑦ 社会民主連 合 ⑧ 革新自由連合 ⑨ 期待 できる政党がない ⑩ 関心が ない ⑪ わからない	①	16.51	17.82	14.29			
	②	6.33	6.67	6.23			
	③	1.10	1.15	0			
	④	1.03	1.67	0.37			
	⑤	7.63	9.23	8.06			
	⑥	0.76	1.03	1.10			
	⑦	0.48	0.51	0.37			
	⑧	0.48	0.51	0			
	⑨	37.41	40.77	34.80			
	⑩	15.96	13.08	19.41			
	⑪	11.07	6.41	15.02			
	N.A.	1.24	1.15	0.37			
<Q 1> 日本国憲法を読んだことが ありますか。 ① 詳しく読んだ ② ひととお り読んだ ③ 一部読んだ ④ 読んだことがない	①	6.48	7.02	7.30	3.13	14.58	7.69
	②	26.48	26.31	24.45	23.82	47.92	42.31
	③	62.83	60.54	64.96	71.47	33.33	50.00
	④	3.72	4.98	2.92	1.57	4.17	0
	N.A.	0.48	1.15	0.36	0	0	0

		全 体	高 知 大 学		高 知 女子大学	高知短期大学	
			男	女		男	女
(SQ) ①②③に○印と回答した人だけ答えてください。どういうきっかけで読みましたか。 ①学校で習った ②先生にすすめられて ③家族にすすめられて ④自分で関心をもって ⑤その他 ( ) ⑥わからない	①	81.45	77.87	85.07	89.81	57.78	81.48
	②	1.92	2.27	1.87	1.27	2.22	0
	③	0.07	0	0.37	0	0	0
	④	12.58	16.13	8.21	5.73	31.11	7.41
	⑤	3.34	2.80	4.10	2.55	8.89	11.11
	⑥	0.50	0.80	0.37	0.32	0	0
	N.A.	0.14	0.13	0	0.32	0	0
<Q 2>あなたは大学入学以前に学校で平和教育・憲法教育を受けたことがありますか。うけたことがあるとすれば、どの段階の学校ですか。 ①ある (小学校・中学校・高等学校) ②ない ③わからない	①	40.48	39.28	40.59	41.51	54.17	34.62
	②	32.97	35.94	29.52	29.87	29.17	30.77
	③	24.34	23.23	27.68	26.10	16.67	34.62
	N.A.	2.21	1.54	2.21	2.52	0	0
	小	18.23	19.28	18.18	16.67	11.54	11.11
	中	58.94	61.76	55.45	59.09	53.85	22.22
	高	47.19	43.79	56.36	46.21	46.15	55.56
N.A.	2.56	2.61	0	3.03	7.69	11.11	
<Q 3>日本国憲法はいつできましたか。 公布されたのはいつですか 年月日 施行されたのはいつですか 年月日 ①西暦 ②元号 ③年代の記入なし	①	41.92	38.35	50.18	45.57	27.08	50.00
	②	27.97	27.28	28.21	28.16	39.58	26.92
	③	30.11	34.36	21.61	26.27	33.34	23.08
<Q 4>日本国憲法の基本原理には、 どういふものがありますか。 ①国民主権、主権在民 ②平和主義、戦争放棄 ③基本的人権の尊重 ④平等(権) ⑤三権分立 ⑥民主主義 ⑦自由(主義) ⑧地方自治 ⑨議会制民主主義 ⑩象徴天皇制 ⑪国家主権 ⑫その他	①	73.12	70.77	79.85	74.92	60.42	80.77
	②	83.12	81.28	89.01	84.33	79.17	76.92
	③	78.98	77.18	83.52	79.94	68.75	80.77
	④	5.65	4.10	6.96	8.15	6.25	7.69
	⑤	4.00	4.87	2.20	3.13	6.25	3.85
	⑥	3.45	3.85	3.66	2.51	2.08	3.85
	⑦	3.38	3.97	3.30	4.39	2.08	7.69
	⑧	1.17	1.28	1.83	0.31	2.08	0
	⑨	1.31	1.67	0.73	0.63	2.08	3.85
	⑩	1.24	0.90	1.83	1.25	2.08	3.85
	⑪	0.62	0.64	1.10	0.31	0	0
	⑫	1.93	2.31	1.47	1.57	2.08	0



		全 体	高 知 大 学		高 知 女子大学	高知短期大学	
			男	女		男	女
<Q 5>最近あなたが読んだり聞いたりした憲法にかかわる問題にはどのようなものがありますか。いくつか挙げてください。 ①平和、軍事、9条関係、安保、核問題 ②人権問題 ③憲法改正問題 ④教育問題 ⑤参政権 ⑥その他	①	54.93	55.13	56.78	54.55	47.92	53.85
	②	2.41	3.21	1.83	0.94	4.17	0
	③	17.57	16.79	22.34	15.99	22.92	11.54
	④	5.38	3.46	8.42	6.90	8.33	3.85
	⑤	0.83	1.15	0.37	0.31	2.08	0
	⑥	8.34	8.46	8.06	7.52	10.42	15.38
<Q 6>あなたは天皇(皇室)に対して、どんな感情をもっていますか。 ①崇拝の念をもつ ②親しみを感ずる ③親しみも反感もない ④反感をもつ ⑤憎悪の念をもつ ⑥その他( ) ⑦わからない	①	3.30	3.97	1.11	3.44	6.25	0
	②	7.83	8.46	8.49	7.50	0	3.85
	③	59.00	55.51	61.99	66.88	50.00	69.23
	④	13.80	15.26	14.39	8.44	25.00	15.38
	⑤	2.68	4.10	0.37	1.25	2.08	3.85
	⑥	8.52	8.72	10.33	6.56	12.50	3.85
	⑦	3.98	3.08	3.32	5.94	4.17	3.85
	N.A.	0.89	0.90	0	0	0	0
<Q 7>憲法第1条によれば、天皇は、日本国の象徴であり国民統合の象徴であつて、その地位は主権者国民の総意に基づくこととされていますが、あなたは、この象徴天皇制について、どう思いますか。該当するものにすべて○印をつけてください。 ①国のまとも、国民の心のよりどころである ②天皇は万世一系だから、象徴となるのにふさわしい ③国民の親近感を高めるよう、天皇はもっと積極的に行動すべきだ ④世襲であることに疑問を感ずる ⑤国民の税金でぜいたくに暮らしているのに反感を覚える ⑥今の天皇は政治的に利用されていると思う ⑦憲法上、天皇制は戦前と戦後で全くその意味が転換しているのに、今の天皇(裕仁)が戦前からずっと天皇の地位にあるのはおかしい ⑧天皇は戦争責任者、戦争犯罪者であるから、今の平和主義の憲法のもとで象徴となるのはおかしい ⑨考えたことがない ⑩その他( ) ⑪わからない	①	14.89	14.36	11.36	16.93	14.58	15.38
	②	6.55	8.46	4.03	5.02	2.08	3.85
	③	11.23	10.77	13.19	11.91	4.17	7.69
	④	18.61	17.31	19.41	21.00	18.75	15.38
	⑤	26.19	25.26	29.67	25.39	20.83	34.62
	⑥	22.67	23.08	28.21	16.93	20.83	26.92
	⑦	13.99	15.00	11.36	11.91	18.75	26.92
	⑧	17.71	20.26	16.48	11.60	20.83	19.23
	⑨	13.65	12.18	11.36	19.12	16.67	7.69
	⑩	10.34	12.18	9.89	6.27	14.58	3.85
	⑪	4.27	3.46	3.30	7.21	4.17	3.85
N.A.	1.10	0.90	1.10	0.31	2.08	3.85	
<Q 8>天皇制は将来どのようにあるべきだと思いますか。 ①存続 ②あつてもなくてもよい ③廃止 ④わからない	①	31.17	29.65	30.77	36.16	29.17	23.08
	②	32.69	31.71	35.53	33.96	27.08	26.92
	③	27.93	31.84	24.18	19.81	35.42	38.46
	④	7.59	5.91	9.16	10.06	8.33	11.54
	N.A.	0.62	0.90	0.37	0	0	0

		全 体	高 知 大 学		高 知 女子大学	高知短期大学	
			男	女		男	女
(SQ1)①と答えた人は、その形式について答えてください。 ①もつと形式的なものにする ②今の象徴のままでよい ③天皇を元首にして、もう少し実質的な権限・政治的な力を与える ④戦前のような主権者の地位にもどす ⑤その他( ) ⑥わからない	①	11.18	12.66	7.06	11.40	21.43	0
	②	78.49	78.48	85.88	78.95	71.43	100.00
	③	1.29	1.27	1.18	1.75	0	0
	④	0.86	1.69	0	0	0	0
	⑤	3.44	4.22	0	2.63	7.14	0
	⑥	2.80	1.27	4.71	4.39	0	0
	N.A.	1.94	0.42	1.18	0.88	0	0
(SQ2)③と答えた人は、その理由として、次に挙げたもののうち該当するものにすべて○印をつけてください。 ①天皇(皇室)がさらいだから ②天皇には自由がなくてかわいそうだから ③天皇(皇室)制を存置すると莫大な費用がかかり税金のむだ使いになるから ④天皇が政治的に利用されることを恐れるから ⑤天皇は特別の身分であり、平等の原則に反するから ⑥国民の総意にもとづいて象徴となるべきものが、国民の意志とかかわりなく世襲されるのはおかしいから ⑦国民主権の原理とあいれいなから ⑧天皇制があると戦前への逆行を促すおそれがあるから ⑨その他( ) ⑩わからない	①	11.36	13.31	6.06	9.52	5.88	10.00
	②	13.33	12.90	12.12	17.46	11.76	10.00
	③	46.17	41.53	59.09	49.21	52.94	40.00
	④	43.46	46.37	36.36	39.68	47.06	30.00
	⑤	51.60	50.40	48.48	57.14	70.59	30.00
	⑥	45.19	47.98	39.39	41.27	41.18	40.00
	⑦	28.15	30.24	25.76	19.05	35.29	40.00
	⑧	37.78	40.73	40.91	25.40	41.18	20.00
	⑨	5.93	5.24	4.55	7.94	17.65	0
	N.A.	0.25	0	1.52	0	0	0
<Q 9>卒業式、入学式などで「君が代」をうたい、「日の丸」を掲げることにどう思いますか。 ①よい ②わるい ③いちがいに言えない ④わからない	①	22.60	24.55	17.65	23.49	20.83	11.54
	②	15.55	17.10	15.81	12.70	12.50	11.54
	③	53.42	51.93	57.72	53.33	54.17	53.85
	④	7.53	5.53	8.09	10.48	10.42	23.08
	N.A.	0.90	0.90	0.74	0	2.08	0
(SQ1)①と回答した人だけ答えてください。その理由は何ですか(複数回答可)。 ①親しみもてる ②厳肅な雰囲気になる ③日本を象徴するものとしてよい ④国のまとまりの中心、国民の心よりどころとして不可欠なものだ ⑤国歌・国旗だから当然である ⑥国歌・国旗でもないが、国民に親しまれているから ⑦ただ、なんとなく ⑧その他( )	①	8.87	10.47	10.42	5.41	0	0
	②	44.95	37.70	64.58	54.05	40.00	0
	③	41.90	40.84	50.00	41.89	10.00	66.67
	④	22.32	27.75	12.50	17.57	0	0
	⑤	45.57	48.17	37.50	40.54	60.00	66.67
	⑥	7.65	8.90	8.33	4.05	0	33.33
	⑦	3.67	2.62	6.25	5.41	0	0
	N.A.	4.59	3.66	6.25	4.05	20.00	0
	0.61	0.52	2.08	0	0	0	

		全 体	高 知 大 学		高 知 女子大学	高知短期大学	
			男	女		男	女
(SQ2) ②と回答した人だけ答えてください。その理由は何ですか(複数回答可)。 ①時代遅れで感覚にあわない ②戦争を思いおこさせるのでいやだ ③特定のイデオロギーと結びついているから ④戦前の軍国主義国家を連想させる ⑤国民の思想的統合をはかろうとするものだ ⑥国歌でも国旗でもないから ⑦ただ、なんとなく ⑧その他( )	①	16.00	18.05	13.95	15.00	0	0
	②	18.22	20.30	16.28	17.50	0	0
	③	52.44	54.14	51.16	55.00	16.67	33.33
	④	49.78	46.62	60.47	52.50	33.33	33.33
	⑤	42.67	46.62	41.86	32.50	33.33	33.33
	⑥	35.56	42.11	27.91	25.00	33.33	0
	⑦	2.22	2.26	2.33	2.50	0	0
	⑧	13.33	12.03	13.95	12.50	33.33	33.33
	N.A.	0.44	0	2.33	0	0	0
<Q10> 憲法第9条には、自衛のためという名目でも再軍備や戦争を禁じているという説と、自衛のための軍備は禁じられていないという説があります。あなたはどちらの意見ですか。 ①自衛のためでも再軍備や戦争を禁じている ②自衛のための軍備は禁じられていない ③わからない	①	55.57	54.83	59.34	54.55	60.42	51.85
	②	34.11	37.71	27.84	32.29	29.17	29.63
	③	9.49	7.21	11.36	12.85	8.33	18.52
	N.A.	0.83	0.26	1.47	0.31	2.08	0
<Q11> 自衛隊は憲法に違反した存在だと思いますか。 ①違反している ②違反していない ③わからない	①	49.72	53.30	49.63	39.75	70.21	46.15
	②	30.18	30.92	29.26	31.55	21.28	26.92
	③	18.92	15.27	19.63	28.71	8.51	26.92
	N.A.	1.17	0.52	1.48	0	0	0
<Q12> 自衛隊の果たしている役割は何だと思いますか(複数回答可)。 ①外国への侵略の準備 ②外国からの侵略の防止 ③国内の治安対策 ④災害などの民生協力 ⑤対米協力 ⑥自由陣営の防衛 ⑦その他( ) ⑧わからない	①	8.82	9.36	10.26	6.90	8.33	0
	②	44.31	45.77	39.19	44.51	41.67	57.69
	③	39.56	33.85	46.89	47.34	31.25	46.15
	④	64.99	63.97	69.96	61.13	72.92	65.38
	⑤	34.05	35.64	37.73	26.65	41.67	23.08
	⑥	15.09	18.97	11.72	7.21	20.83	15.38
	⑦	5.17	7.44	3.66	1.57	4.17	0
	⑧	2.07	1.67	1.47	3.13	2.08	7.69
	N.A.	0.28	0	1.10	0	0	0
<Q13> あなたは軍専力としての今の自衛隊が必要だと思いますか。 ①必要 ②不要 ③わからない	①	31.45	37.53	20.15	26.25	35.42	30.77
	②	51.75	51.41	55.68	48.44	54.17	61.54
	③	16.45	11.05	23.44	25.31	8.33	7.69
	N.A.	0.34	0	0.73	0	2.08	0

		全 体	高 知 大 学		高 知	高知短期大学	
			男	女	女子大学	男	女
(SQ1)①と回答した人だけ答えてください。その理由は何ですか(複数回答可)。 ①いつでも戦争ができるように ②自分の国は自分で守るべきだから ③侵略の危険が増大しているから ④国連による安全保障だけでは不十分だから ⑤その他( )	①	1.31	1.71	1.82	0	0	0
	②	73.52	76.71	67.27	67.86	76.47	50.00
	③	33.26	31.16	36.36	35.71	35.29	62.50
	④	31.95	31.16	29.09	36.90	35.29	25.00
	⑤	4.60	3.42	1.82	9.52	11.76	0
	N.A.	0	0	0	0	0	0
(SQ2)②と回答した人だけ答えてください。その理由は何ですか(複数回答可)。 ①憲法が戦争放棄を規定しているから ②戦争にまきこまれやすいから ③他の国を侵略しないとも限らないから ④今の自衛隊は本当に国民のためのものでないから ⑤国連による安全保障に信頼しているから ⑥その他( )	①	53.59	48.25	59.21	60.00	65.38	50.00
	②	33.91	32.25	40.13	32.26	26.92	31.25
	③	21.81	21.50	21.05	21.94	7.69	43.75
	④	47.34	49.75	46.05	41.94	50.00	50.00
	⑤	6.91	8.50	5.92	5.16	3.85	0
	⑥	13.96	18.75	9.21	5.16	23.08	6.25
N.A.	0.53	0.75	0.66	0	0	0	
<Q14>将来、自衛隊をどうすべきであると思いますか。 ①増強する ②今のままでよい ③縮少する ④廃止する ⑤その他( )	①	10.94	14.54	4.40	7.50	14.29	7.41
	②	31.05	28.44	32.60	37.81	20.41	33.33
	③	25.85	21.30	32.60	31.25	20.41	37.04
	④	23.19	26.40	21.61	15.63	34.69	18.52
	⑤	7.87	8.55	6.59	7.19	10.20	3.70
	N.A.	1.09	0.77	2.20	0.63	0	0
<Q15>将来、徴兵制が実施されたら、あなたはどうしますか。 ①喜んで応じる ②しかたなく応じる ③いやだから逃げまわる ④反対運動に参加する ⑤個人として戦争に反対して忌避する ⑥その他( ) ⑦わからない	①	2.16	3.50	0.71	0.62	0	0
	②	11.05	13.98	6.79	7.45	12.50	7.69
	③	12.06	13.98	9.64	10.56	8.33	7.69
	④	43.73	40.32	53.93	43.79	41.67	46.15
	⑤	16.24	14.98	15.00	20.19	14.58	15.38
	⑥	2.96	3.37	2.50	1.86	8.33	0
	⑦	11.59	9.86	10.36	15.53	14.58	23.08
N.A.	0.20	0	1.07	0	0	0	
<Q16>あなたは、日米安全保障条約について知っていますか。 ①よく知っている ②一応知っている ③あまり知らない ④全く知らない	①	4.68	5.26	3.66	2.81	8.51	3.85
	②	57.08	59.31	53.85	54.38	53.19	65.38
	③	34.39	30.42	41.03	39.06	38.30	30.77
	④	3.71	5.01	1.10	3.44	0	0
	N.A.	0.14	0	0.37	0.31	0	0

		全 体	高 知 大 学		高 知 女子大学	高知短期大学	
			男	女		男	女
<Q17> 日米安全保障条約によつて、日本にはアメリカの軍事基地がありますが、あなたはどう思いますか。 ①好ましい ②好ましくないがやむをえない ③反対 ④わからない	①	1.58	2.31	1.10	0.63	0	0
	②	31.77	36.97	21.98	26.96	39.58	26.92
	③	61.35	57.89	69.96	62.70	60.42	65.38
	④	5.16	2.82	6.59	9.40	0	7.69
	N.A.	0.14	0	0.37	0.31	0	0
(SQ1)①②と回答した人だけ答えてください。理由は何ですか(複数回答可)。 ①日本の防衛のため ②自由陣営の防衛のため ③共産主義化を防ぐため ④侵略を防ぐため ⑤自衛隊では弱体だから ⑥治安維持のため ⑦その他( )	①	44.33	47.39	42.86	35.23	57.89	14.29
	②	27.22	27.12	20.63	32.95	26.32	14.29
	③	9.48	12.09	6.35	5.68	0	0
	④	28.45	30.72	25.40	23.86	31.58	0
	⑤	29.90	33.99	15.87	21.59	42.11	42.86
	⑥	8.66	5.23	12.70	19.32	0	14.29
	⑦	14.02	13.40	15.87	12.50	21.05	28.57
	N.A.	0.62	0.33	0	2.27	0	0
(SQ2)③と回答した人だけ答えてください。理由は何ですか(複数回答可)。 ①戦争にまきこまれるから ②日本は独立国だから ③日本が戦場になるおそれがあるから ④憲法の平和主義の原則に反するから ⑤戦争に反対だから ⑥日本国民の利益を守ってくれるわけではないから ⑦その他( )	①	43.83	45.68	43.98	42.50	37.93	29.41
	②	40.25	46.34	30.89	35.00	44.83	29.41
	③	51.23	49.89	51.83	54.00	41.38	70.59
	④	51.91	49.45	54.97	53.50	62.07	47.06
	⑤	53.14	50.78	58.12	52.50	51.72	64.71
	⑥	31.39	37.69	28.80	19.00	41.38	23.53
	⑦	4.93	6.87	4.19	1.50	6.90	0
	N.A.	0.11	0	0	0.50	0	0
<Q18>あなたは、憲法第9条を改正すべきだと思いますか。 ①改正すべきである ②改正すべきでない ③わからない	①	18.09	19.40	14.87	17.35	23.40	15.38
	②	56.91	59.51	59.48	47.95	68.09	61.54
	③	23.34	20.05	24.54	33.75	8.51	23.08
	N.A.	1.66	1.03	1.12	0.95	0	0

		全 体	高 知 大 学		高 知 女子大学	高知短期大学	
			男	女		男	女
<Q19>あなたは、日本の安全保障は将来どうあるべきだと思いますか。該当するものすべてに○印をつけてください。 ①日本を中立国にし、かつ非武装でいるべきである ②日本を中立国にし、自衛を行なう ③自衛隊だけで国を守れるよう、自衛隊を軍隊にし、強化する ④自衛隊は保持しつつ、日米安全保障条約を当面存続させ、有事の際のみ米軍の駐留を求める ⑤日米安全保障条約を存続・強化する ⑥東南アジア諸国と地域的安全保障体制をつくる ⑦国連による集団安全保障体制を確立する ⑧ソ連と平和条約を結ぶ ⑨今のままでよい ⑩さしあたりは考えたくない ⑪わからない	①	39.08	35.38	46.52	41.38	37.50	46.15
	②	33.01	35.13	31.87	28.53	35.42	26.92
	③	3.72	5.38	1.10	1.57	2.08	0
	④	7.37	9.10	4.40	5.64	10.42	0
	⑤	3.03	3.46	2.93	2.19	4.17	0
	⑥	12.61	14.87	8.06	10.03	14.58	19.23
	⑦	38.11	37.56	42.12	36.05	31.25	53.85
	⑧	7.58	8.97	6.59	5.64	6.25	0
	⑨	1.72	2.31	0.73	1.25	0	3.85
	⑩	5.17	5.13	5.49	5.64	4.17	0
	⑪	4.55	3.46	3.30	6.90	4.17	11.54
	N.A.	0.76	0.38	1.83	0.94	0	0
<Q20> 次に挙げる基本的人権は、保障されていると思いますか。それぞれについて回答してください。 1. 法の下での平等 ①十分保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	3.31	4.23	2.19	2.20		
	②	46.14	46.67	44.89	46.86		
	③	42.49	41.03	45.62	42.77		
	④	4.20	4.74	3.65	3.46		
	⑤	3.65	3.33	3.65	4.72		
	N.A.	0.21	0	0	0		
2. 身体的自由 ①十分保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	11.03	10.51	13.24	11.29		
	②	62.99	62.69	62.13	63.64		
	③	20.12	20.13	19.85	20.38		
	④	1.17	1.15	1.84	0.63		
	⑤	4.27	5.38	2.21	4.08		
	N.A.	0.41	0.13	0.74	0		
3. 思想・良心の自由 ①十分保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	16.23	18.14	16.55	11.84		
	②	53.58	50.96	51.80	60.44		
	③	25.45	24.39	28.78	26.48		
	④	3.03	4.21	1.80	0.93		
	⑤	1.51	2.17	1.08	0.31		
	N.A.	0.21	0.13	0	0		
4. 信教の自由 ①十分保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	37.47	40.03	37.59	34.48		
	②	51.79	47.57	54.01	57.99		
	③	7.30	7.42	7.66	5.96		
	④	0.62	0.90	0	0.31		
	⑤	2.69	3.96	0.73	1.25		
	N.A.	0.14	0.13	0	0		

		全 体	高 知 大 学		高 知	高知短期大学	
			男	女	女子大学	男	女
5. 集会・結社・表現の自由	①十分保障されている	11.10	11.54	13.92	8.46		
	②だいたい保障されている	51.07	47.82	54.58	56.11		
	③あまり保障されていない	32.80	34.62	29.30	31.03		
	④全く保障されていない	2.48	3.33	0.73	0.94		
	⑤わからない	2.48	2.69	1.47	3.13		
	N.A.	0.07	0	0	0.31		
6. 通信の秘密	①十分保障されている	11.85	12.04	13.55	8.78		
	②だいたい保障されている	51.55	51.73	47.99	56.43		
	③あまり保障されていない	24.05	24.46	24.91	21.94		
	④全く保障されていない	2.69	3.46	1.83	0.94		
	⑤わからない	9.79	8.32	11.36	11.91		
	N.A.	0.07	0	0.37	0		
7. 居住・移転・職業選択の自由	①十分保障されている	13.21	15.56	10.26	10.34		
	②だいたい保障されている	48.38	47.19	46.89	50.78		
	③あまり保障されていない	33.04	30.36	39.93	34.48		
	④全く保障されていない	2.68	3.44	1.47	2.19		
	⑤わからない	1.86	2.55	0.73	1.25		
	N.A.	0.83	0.89	0.73	0.94		
8. 学問の自由	①十分保障されている	19.92	22.34	16.12	18.81		
	②だいたい保障されている	49.90	46.85	49.82	57.37		
	③あまり保障されていない	26.12	25.42	31.14	21.94		
	④全く保障されていない	2.34	3.47	1.10	0.94		
	⑤わからない	1.03	1.03	1.47	0.63		
	N.A.	0.69	0.90	0.37	0.31		
9. 両性の平等	①十分保障されている	2.69	4.24	1.10	0.94		
	②だいたい保障されている	28.39	36.07	17.22	20.38		
	③あまり保障されていない	57.27	49.29	68.50	66.46		
	④全く保障されていない	8.20	6.29	11.72	9.40		
	⑤わからない	2.69	3.21	1.10	2.51		
	N.A.	0.76	0.90	0.37	0.31		
10. 健康で文化的な最低限度の生活	①十分保障されている	3.38	3.85	2.20	3.45		
	②だいたい保障されている	39.90	35.04	40.66	52.35		
	③あまり保障されていない	45.21	47.37	47.99	37.93		
	④全く保障されていない	7.58	9.37	5.49	3.45		
	⑤わからない	3.31	3.72	3.30	2.19		
	N.A.	0.62	0.64	0.37	0.63		

		全 体	高 知 大 学		高 知 女子大学	高知短期大学	
			男	女		男	女
11. 教育を受ける権利 ①十分保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	14.73	16.28	12.00	14.69		
	②	56.09	52.05	55.27	65.31		
	③	24.29	25.13	30.55	17.50		
	④	3.03	4.36	1.45	0.94		
	⑤	1.10	1.54	0.36	0.94		
	N.A.	0.76	0.64	0.36	0.63		
12. 勤労の権利 ①十分保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	6.00	7.19	3.30	6.27		
	②	55.75	54.94	56.41	58.62		
	③	30.88	29.14	34.07	30.72		
	④	2.69	3.72	1.47	0.63		
	⑤	4.00	4.36	4.40	2.82		
	N.A.	0.69	0.64	0.37	0.94		
13. 勤労者の団結権・団体交渉権・団体行動権 ①十分保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	5.66	6.28	5.49	4.72		
	②	42.90	42.95	46.52	44.65		
	③	37.17	38.08	36.26	32.39		
	④	4.00	4.87	1.47	1.57		
	⑤	9.52	7.18	9.52	16.04		
	N.A.	0.76	0.64	0.73	0.63		
14. 財産権 ①十分保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	11.78	13.99	9.12	9.40		
	②	56.51	55.71	59.49	55.17		
	③	14.68	15.92	14.23	11.91		
	④	1.59	1.93	1.09	0.94		
	⑤	14.61	11.81	15.69	21.63		
	N.A.	0.83	0.64	0.36	0.94		
15. 選挙権 ①十分保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	40.66	43.65	37.45	38.24		
	②	46.45	42.11	52.00	51.10		
	③	7.72	9.11	6.91	5.33		
	④	1.24	1.67	0	0.63		
	⑤	3.31	2.82	3.27	4.39		
	N.A.	0.62	0.64	0.36	0.31		
16. 請願権 ①十分保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	9.37	9.23	8.42	10.97		
	②	43.56	45.13	46.89	40.13		
	③	26.53	28.08	22.34	23.82		
	④	2.41	2.82	0.73	2.51		
	⑤	17.37	13.97	21.25	21.94		
	N.A.	0.76	0.77	0.37	0.63		



		全 体	高 知 大 学		高 知	高知短期大学	
			男	女	女子大学	男	女
17. 裁判を受ける権利 ①十分保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	14.06	17.59	8.06	10.97		
	②	47.00	45.96	49.08	49.53		
	③	23.09	22.21	27.47	21.00		
	④	2.76	3.47	1.83	0.63		
	⑤	12.41	10.01	13.19	17.55		
	N.A.	0.69	0.77	0.37	0.31		
<Q21>あなたの言論の自由やその他の表現の自由、思想、良心、宗教の自由が抑圧されたとしたら、あなたならどうしますか。 ①憲法で保障された権利だから裁判所に訴える ②裁判に訴えたいが、手続が面倒だし、金と時間がかかりすぎるから好まない ③多少自分に不利になっても、「裁判された」にだけはしたくない ④その他 ( ) ⑤わからない	①	36.55	41.49	28.21	29.69	52.08	30.77
	②	41.02	38.80	46.52	42.19	31.25	50.00
	③	5.78	3.71	8.42	8.13	6.25	11.54
	④	4.40	5.38	4.76	2.19	4.17	0
	⑤	11.70	9.99	11.72	17.50	6.25	7.69
	N.A.	0.55	0.64	0.37	0.31	0	0
<Q22> 国民の権利・自由は、濫用してはならず、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任がある(憲法第12条)とされていますが、公共の福祉と個人の基本的な権利との関係について、あなたは次の説明のどれに賛成ですか。 ①個人の権利・自由を社会全体の利益の見地から制約すること ②個人や企業集団のもっている特定の自由をより多くの人々の権利を守るために制約すること ③自分の権利を主張したり行使することにより、相手の自由や権利が侵害されないようにすること ④その他 ( ) ⑤わからない	①	15.97	16.65	16.36	13.52	18.75	15.38
	②	22.37	21.64	21.82	24.21	27.08	23.08
	③	49.21	48.78	51.64	49.69	39.58	50.00
	④	0.96	1.41	0.73	0	2.08	0
	⑤	10.39	10.50	8.36	11.64	10.42	11.54
	N.A.	1.10	1.02	1.09	0.94	2.08	0
<Q23>あなたは家庭や学校や地域など、あなたの身の回りの生活の中で、不平等な扱いを受けたり差別されたと感じることがありますか。 ①よく感じる ②少しは感じる ③ほとんど感じない ④全然感じない	①	4.14	3.77	3.69	4.70	8.33	7.69
	②	16.13	13.51	18.08	18.18	22.92	42.31
	③	62.65	64.94	59.78	64.26	56.25	46.15
	④	15.58	17.14	18.08	11.91	10.42	3.85
	⑤	1.52	0.65	0.37	0.94	2.08	0
	N.A.						
(SQ)①②と回答した人は、3つ以内で具体的に書いてください。 ①男女差別 ②教育・学歴 ③家族・家庭問題(家族構成員間での不平等) ④母子・父子家庭への差別 ⑤部落差別 ⑥地域格差 ⑦経済力による差別 ⑧その他	①	23.13	3.76	40.68	43.84	0	53.85
	②	18.03	21.80	16.95	15.07	20.00	0
	③	8.84	9.02	13.56	6.85	0	15.38
	④	2.38	0.75	1.69	2.74	0	0
	⑤	6.80	6.02	10.17	2.74	30.00	0
	⑥	4.08	6.77	1.69	2.74	0	0
	⑦	5.44	7.52	6.78	0	0	7.69
	⑧	30.27	34.59	35.59	17.81	50.00	23.08

		全 体	高 知 大 学		高 知 女子大学	高知短期大学	
			男	女		男	女
<p>&lt;Q24&gt;次に挙げる現行制度のうちで、あなたが「法の下での平等」に反すると思うものについて、すべてに○印をつけてください。</p> <p>①20歳に達しない者には選挙権が与えられていないこと  ②労働条件を定める際に、女子に対して特別の保護規定を設けていること  ③経済上の能力や所得差に応じて納税負担の軽重を定めていること  ④父母、祖父母など尊属を殺した場合には、一般の殺人よりも重い刑罰を定めていること  ⑤父親が日本国民である場合に、子どもは生まれながらに日本国民となるが、母親が日本国民であっても、父親が外国籍をもつ場合には、日本で生まれ生活している、子どもは日本国民とはなれないこと  ⑥天皇・皇室を置いていること  ⑦選挙人が23万人しかないのに3人の議員が選出されているのに対し、選挙人が144万人もいるのに4人の議員しか選出されないこと  ⑧ストライキが一般の労働者には認められていて、公務員には禁止されていること</p>	①	4.62	6.15	3.30	2.51	2.08	3.85
	②	13.37	14.62	8.42	15.99	2.08	11.54
	③	5.44	6.67	3.66	3.45	8.33	3.85
	④	23.71	25.13	20.88	22.26	20.83	34.62
	⑤	67.95	64.49	73.63	73.67	60.42	57.69
	⑥	33.84	35.38	35.53	26.96	41.67	42.31
	⑦	64.71	67.18	64.10	61.44	58.33	50.00
	⑧	44.80	44.87	46.89	37.30	70.83	65.38
	N.A.	3.45	3.72	2.93	3.45	2.08	7.69
	⑨						
	⑩						
	⑪						
<p>&lt;Q25&gt;もしあなたが就職して、職場で、あなたの思想・信条を理由に、他の人と比べて著しく不利益な取扱いを使用者がらうけたとしたら、あなたは どうしますか(複数回答可)。</p> <p>①雇われているのだから、どんな扱いをうけても文句は言えない  ②資本主義の世の中だから、使用者が思想・信条によって差別するのはむりもない  ③誤解をうけないように、行動に気をつける  ④使用者にとって好ましくない思想・信条をすてる  ⑤思想・信条を変えたくないから職場をすてる  ⑥思想・信条による差別は許せないが、事を荒だてたくないのがまん  ⑦使用者に抗議する  ⑧労働組合に援助を求める  ⑨労働基準局に訴える  ⑩裁判に訴える  ⑪その他( )  ⑫わからない</p>	①	2.41	3.46	1.47	1.25	0	0
	②	7.31	9.87	5.13	4.39	2.08	0
	③	30.60	29.23	33.33	32.29	22.92	34.62
	④	1.59	2.69	0.37	0.31	0	0
	⑤	16.68	17.69	13.19	17.55	10.42	19.23
	⑥	28.46	26.67	31.87	33.86	8.33	15.38
	⑦	33.98	38.33	28.21	24.45	58.33	34.62
	⑧	23.64	24.36	24.18	18.81	35.42	26.92
	⑨	24.33	19.36	14.65	13.48	25.00	19.23
	⑩	12.54	14.74	9.16	9.40	16.67	11.54
	⑪	2.48	3.59	2.20	1.57	2.08	0
	⑫	8.13	6.92	12.09	9.09	4.17	3.85
N.A.	0.55	0.38	0	0.94	2.08	3.85	
<p>&lt;Q26&gt;靖国神社の国営化や、首相をはじめ政府関係の靖国神社への公式参拝を求める動きがありますが、あなたは どう思いますか(複数回答可)。</p> <p>①当然であり、推進すべきである  ②一々目くじらをたてることはしない  ③戦前に戻るようではいやだ  ④政教分離の原則に反する  ⑤反対である  ⑥わからない  ⑦そのような動きについては、知らない</p>	①	2.76	3.08	1.47	3.45	0	3.85
	②	33.77	34.87	28.57	38.24	31.25	7.69
	③	17.78	18.46	20.15	14.11	12.50	23.08
	④	36.25	36.79	37.00	33.23	43.75	30.77
	⑤	31.43	35.00	35.53	19.75	29.17	23.08
	⑥	12.06	10.64	12.45	13.79	8.33	38.46
	⑦	3.38	2.69	4.40	4.70	0	3.85
N.A.	0.69	0.51	0.37	0.94	2.08	0	

		全 体	高 知 大 学		高 知 女子大学	高知短期大学	
			男	女		男	女
<p>&lt;Q27&gt;現在、教科書検定の合意性をめぐっておこなわれている、いわゆる「教科書裁判」について知っていますか。 ①よく知っている ②多少は知っている ③あまり知らない ④全く知らない</p>	①	8.88	10.80	8.06	5.33	10.64	7.69
	②	53.93	52.57	54.95	57.99	44.68	61.54
	③	29.75	29.69	30.77	28.21	42.55	23.08
	④	6.68	6.68	6.23	7.52	0	7.69
	N.A.	0.76	0.26	0	0.94	2.13	0
<p>&lt;Q28&gt;文部省による教科書検定制度について、どう思いますか(複数回答可)。 ①さらにすすんで国定教科書を作るべきである ②教科書は重要だから、国が教科書の内容に責任をもつのは当然である ③誤字や脱字の訂正、かなづかいの統一など、技術的な事項にかぎった検定ならよい ④教科書の作成は教育関係者にまかせるべきである ⑤出版される前に、国が修正を指示するのは、憲法で禁止された検閲にあたる ⑥教科書執筆者の研究内容にまで立ち入ることになり、学問の自由を侵害するものである ⑦教育内容に国が介入すること、は、教育の自由を反すること ⑧その他( ) ⑨わからない</p>	①	1.45	1.92	0.37	1.25	2.08	0
	②	20.95	22.69	16.48	21.32	20.83	15.38
	③	47.76	43.85	59.71	47.65	41.67	53.85
	④	45.69	46.41	47.62	42.32	45.83	42.31
	⑤	27.43	30.38	27.11	19.44	33.33	23.08
	⑥	35.15	37.95	31.14	31.66	37.50	34.62
	⑦	37.90	39.23	39.93	32.92	33.33	42.31
	⑧	3.65	4.62	2.20	3.13	0	0
	⑨	5.10	4.62	5.49	6.27	4.17	7.69
N.A.	0.55	0.51	0	0.94	2.08	0	
<p>&lt;Q29&gt; 文学作品、例えばD.H.ロレンス作「チャタレー夫人の恋人」という小説を、わいせつ文書であるという理由から、その出版・販売を処罰することについて、どう思いますか。 ①わいせつ文書には出版の自由の保障はなく、処罰されるのは当然である ②芸術作品はわいせつとは考えられないから、わいせつを理由に処罰することは、出版の自由を反する ③何がわいせつかは、時代や人によって判断が異なるので、わいせつというあいまいな概念を基準にして、処罰するのはおかしい ④わいせつ文書にも出版の自由の保障があるから、その規制は刑罰でなく、社会的批判にゆだねるべきだ ⑤どんなものも出版することも自由だ ⑥その他( ) ⑦わからない</p>	①	1.84	1.84	0.94	2.56	3.64	0
	②	12.51	14.36	9.09	11.11	12.73	9.68
	③	53.32	50.54	56.74	58.12	60.00	35.48
	④	22.12	21.71	24.76	20.23	12.73	41.94
	⑤	4.33	6.05	2.82	1.42	3.64	6.45
	⑥	1.07	1.40	0.63	0.85	1.82	0
	⑦	4.51	4.00	5.02	4.84	5.45	6.45
N.A.	0.30	0.11	0	0.85	0	0	
<p>&lt;Q30&gt;あなたはデモについてどう思いますか。 ①デモは表現の一つの手段だから、どんな形態でもやってもよい ②デモは表現の一つの手段だが、平穏な形態でやるべきだ ③デモは、交通を妨げるなど、市民の迷惑になるので表現の手段としては適当でない ④わからない</p>	①	5.76	7.92	2.57	2.50	8.33	7.69
	②	67.28	65.39	76.10	65.00	75.00	57.69
	③	20.44	20.95	17.65	23.44	12.50	15.38
	④	5.76	5.11	3.31	8.44	4.17	19.23
N.A.	0.75	0.64	0.37	0.63	0	0	

		全 体	高 知 大 学		高 知 女子大学	高知短期大学	
			男	女		男	女
<Q31>あなたは、社会や政治に対する自分の意見や不満をデモやピラ配布などで表現しようと思いませんか。 ①思う ②思わない ③わからない	①	12.34	15.06	10.99	5.97	20.83	11.54
	②	64.62	63.84	64.84	67.30	62.50	57.69
	③	22.48	20.85	23.81	26.10	16.67	30.77
	N.A.	0.55	0.26	0.37	0.63	0	0
<Q32>デモは、現在、公安条例によって規制されています。デモ行進が行なわれる場所には、警察・機動隊が出動しています。これについてあなたは、どう思いますか(複数回答可)。 ①デモの気分をそがれる ②なんとなく無気味でいやだ ③機動隊の威圧感を感じるので、参加したくなくなる ④機動隊が出ているとなんとなく困っている気分になる ⑤デモ行進は一般の交通を妨げるので、デモ隊を規制するのは当然である ⑥デモ隊は常に暴徒と化す危険があるので、警察は厳重に警戒すべきである ⑦デモ行進と一般の交通とをスムーズに通すために、交通規制を行なうのに必要である ⑧デモ隊の安全のための交通規制に警察はいてもよいが、機動隊は不要である ⑨表現の一つの手段としてのデモに警察・機動隊はそもそも出動する必要はない ⑩別に気にならない ⑪わからない	①	2.41	3.21	2.20	0.94	2.08	0
	②	21.23	21.03	24.91	20.06	14.58	15.38
	③	10.96	11.67	11.36	10.66	2.08	3.85
	④	11.72	9.23	11.72	17.24	14.58	15.38
	⑤	25.84	27.05	20.51	26.65	27.08	38.46
	⑥	16.20	17.44	13.19	15.99	14.58	15.38
	⑦	35.22	36.41	30.77	36.68	39.58	23.08
	⑧	35.01	32.69	42.86	31.97	39.58	46.15
	⑨	10.06	11.92	9.89	5.64	14.58	3.85
	⑩	4.27	5.13	3.66	3.13	4.17	3.85
	⑪	6.20	6.03	6.23	6.27	2.08	15.38
N.A.	0.55	0.38	0.37	0.31	0	0	
<Q33>憲法上、「言論・出版・表現の自由」が保障されていますが、あなたはどんなことでも発言したり、文書に書いたことが許されると思いませんか。 ①どんなことでも許される ②一定の限界がある ③わからない	①	6.48	8.35	3.66	4.40	6.25	3.85
	②	89.17	87.15	93.04	90.57	93.75	96.15
	③	4.14	4.37	3.30	5.03	0	0
	N.A.	0.21	0.13	0	0	0	0
(SQ)②と回答した人だけ教えてください。その限界とはどんな場合でしょうか。 ①社会の風紀を乱すような映画・雑誌・本 ②きわめて過激な政治的意見 ③プライバシーを侵害するようなもの ④その他( )	①	18.68	17.80	20.49	19.57	16.00	18.52
	②	7.10	8.77	5.30	4.97	8.00	3.70
	③	70.78	69.76	71.02	72.67	74.00	74.07
	④	3.17	3.66	2.47	2.80	2.00	3.70
	N.A.	0.28	0	0.71	0	0	0
<Q34>憲法第25条が権利として保障している「健康で文化的な最低限度の生活」について、わが国では、どの程度実現していると思いませんか。 ①十分に実現している ②ある程度実現している ③あまり実現していない ④全く実現していない ⑤わからない	①	1.86	2.05	0.73	1.88	6.12	0
	②	47.76	45.06	51.46	54.55	32.65	34.62
	③	43.63	45.19	40.88	40.13	53.06	53.85
	④	3.37	4.62	2.19	0.63	8.16	3.85
	⑤	2.96	2.95	4.01	2.19	0	7.69
N.A.	0.41	0.13	0.73	0.63	0	0	

		全 体	高 知 大 学		高 知 女子大学	高知短期大学	
			男	女		男	女
(SQ) ③④と回答した人だけ 答えてください。では、どのよ うにしたらよいと思いますか。 ①自らの努力で生活水準の向 上をめざす ②社会の中で、 お互いに助け合うべきである ③国家が責任をもつべきであ る ④その他 ( ) ⑤ わからない	①	8.09	11.17	3.25	4.58	10.34	5.26
	②	29.65	32.21	24.39	37.40	13.79	10.53
	③	55.60	49.87	68.29	47.33	68.97	73.68
	④	2.27	3.12	1.63	2.29	3.45	6.67
	⑤	3.83	3.12	1.63	8.40	3.45	6.67
	N.A.	0.57	0.52	0.81	0	0	0
<Q35> 国鉄新幹線や大阪空港など の公共輸送機関の騒音などに よる公害が問題となっていま すが、どのように解決すべき であると思いますか(2つ以 内で複数回答可)。 ①公共輸送は重要なので、周 辺住民は我慢しなければなら ない ②利用者(乗客)が、 公害防止費用を負担すべきで ある(割増運賃など) ③企 業(国鉄や航空会社)の責任 で解決すべきである ④国 の責任で解決すべきである ⑤ わからない	①	4.14	4.23	3.30	5.33	0	0
	②	14.06	17.56	9.52	9.72	10.42	15.38
	③	53.00	55.90	54.21	45.77	47.92	46.15
	④	66.78	64.10	69.96	69.28	75.00	65.38
	⑤	5.24	3.97	5.86	6.58	12.50	7.69
	N.A.	0.62	0.26	1.10	0.63	0	0
<Q36> 現在のわが国において「能 力に応じてひとしく教育を受 ける権利」が保障されている と思いますか。 ①保障されている ②だいた い保障されている ③あまり 保障されていない ④全く保 障されていない ⑤わからな い	①	4.96	6.53	2.56	4.08	2.08	0
	②	55.54	53.91	54.58	61.13	54.17	50.00
	③	30.63	29.83	36.26	27.59	31.25	34.62
	④	3.99	4.87	3.30	1.57	8.33	3.85
	⑤	3.99	4.23	1.47	5.02	4.17	11.54
	N.A.	0.89	0.64	1.83	0.63	0	0
③④と回答した人だけ答えて ください。その最大の理由と 思われるものを、1つ記入し てください。 ①経済力 ②性別 ③障害者 ④学歴 ⑤共通一次(受験制 度) ⑥その他	①	58.02	56.40	52.88	71.11	50.00	71.43
	②	0.42	0	0	0	0	0
	③	10.13	9.60	15.38	6.67	11.11	0
	④	2.74	2.80	3.85	1.11	5.56	0
	⑤	6.75	8.40	5.77	4.44	5.56	0
	⑥	21.94	22.80	22.12	16.67	27.78	28.57
(SQ)あなた自身について、「能 力に応じてひとしく教育を受 ける権利」が保障されている (保障されてきた)と思いま すか。 ①保障されている ②だいた い保障されている ③あまり 保障されていない ④全く保 障されていない ⑤わからな い	①	33.04	29.67	41.76	36.05	27.08	15.38
	②	53.96	57.03	47.62	52.66	50.00	53.85
	③	6.54	6.27	6.23	5.96	12.50	15.38
	④	0.83	1.02	0.37	0	4.17	3.85
	⑤	3.44	3.58	1.83	3.13	6.25	11.54
	N.A.	2.20	2.43	2.20	2.19	0	0

		全 体	高 知 大 学		高 知 女子大学	高知短期大学	
			男	女		男	女
③④と回答した人だけ答えてください。その最大の理由と思われるものを、1つ記入してください。 ①経済力 ②性別 ③障害者 ④学歴 ⑤共通一次（受験制度） ⑥その他	①	41.11	39.58	28.57	37.50	66.67	100.00
	②	1.11	0	0	6.25	0	0
	③	1.11	0	7.14	0	0	0
	④	3.33	2.08	14.29	0	0	0
	⑤	12.22	14.58	14.29	12.50	0	0
	⑥	41.11	43.75	35.71	43.75	33.33	0
<Q37>義務教育・高校教育・大学教育の教育費（授業料および教材費）について、どのような形で負担すべきだと思いますか。義務教育・高校教育・大学教育のそれぞれについて、右の選択肢の番号を記入してください。 ①完全に無償 ②無償が原則だが、一部自己負担 ③自己負担が原則だが、一部公的負担 ④全面的に自己負担	①	80.80	81.67	81.95	77.04	85.42	76.92
	②	16.66	15.90	14.80	21.38	8.33	15.38
	③	0.62	0.38	0.72	0.63	2.08	3.85
	④	0.48	0.26	1.44	0.31	2.08	0
	N.A.	1.45	1.79	1.08	0.63	2.08	3.85
	①	13.30	16.97	9.96	7.23	10.42	19.23
	②	42.25	42.29	46.13	37.74	50.00	50.00
	③	40.80	36.38	42.07	52.83	37.50	26.92
	④	2.00	2.83	1.11	1.26	0	0
	N.A.	1.65	1.54	0.74	0.94	2.08	3.85
	①	7.72	9.78	7.35	3.79	4.17	7.69
	②	19.99	21.62	23.16	11.99	27.08	23.08
	③	59.96	55.86	62.87	69.72	60.42	46.15
	④	10.61	11.20	5.88	13.56	6.25	19.23
	N.A.	1.72	1.54	0.74	0.95	2.08	3.85
<Q38>あなたが就職して、労働者となり、労働組合に加入しているとして、 1. 労働組合の方針と使用者の指示（業務命令）が対立した場合、あなたはどうしますか。 ①使用者の指示（業務命令）に従う ②労働組合の方針に従う ③いちがいにいえない ④わからない 2. あなたの意見と、労働組合員の多数意見との対立が激しくなった場合、あなたは どうしますか。 ①組合を脱退して意見を同じくする者だけで別の組合をつくる ②組合を脱退して自由に行動する ③多数意見を尊重しつつ、組合内で自分の意見が取り入れられるようにはたらきかける ④黙っている ⑤その他（ ） ⑥わからない	①	3.10	3.47	1.47	3.76	4.17	0
	②	20.45	22.08	16.54	15.05	43.75	38.46
	③	66.39	65.73	70.59	68.97	47.92	50.00
	④	8.40	7.19	10.29	10.34	4.17	11.54
	N.A.	1.65	1.54	1.10	1.88	0	0
	①	4.81	5.61	3.66	4.08	6.25	0
	②	18.63	22.19	16.12	13.48	14.58	7.69
	③	52.99	53.57	53.85	49.53	60.42	53.85
	④	5.91	4.34	7.33	8.15	6.25	7.69
	⑤	0.76	0.89	1.47	0	0	0
⑥	15.46	11.86	16.48	22.88	12.50	30.77	
N.A.	1.44	1.53	1.10	1.88	0	0	

		全 体	高 知 大 学		高 知 女子大学	高知短期大学	
			男	女		男	女
<p>&lt;Q39&gt; 憲法第28条は「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と定めていますが、公務員や公共企業体の職員は、法律（国家公務員法や公共企業体等労働関係法など）によって、争議行為（ストライキなど）が禁止されています。これについてどう思いますか。 ①公務員にも争議行為は認められるべきだ ②公務員には争議行為は禁止されるべきだ ③わからない</p>	①	48.69	49.48	50.92	41.69	72.34	61.54
	②	29.10	32.95	26.37	24.76	19.15	15.38
	③	20.41	15.89	21.61	32.29	8.51	23.08
	N.A.	1.79	1.68	1.10	1.25	0	0
<p>(SQ1) ①と回答した人だけ答えてください。ではどのような形で認められると思いますか。 ①すべての公務員・公共企業体職員に、全面的に認められる ②すべての公務員・公共企業体職員に認められるが、予告期間などの一定の制約がある ③警察官など一部の職種を除いて、全面的に認められる ④警察官など一部の職種を除いて認められるが、予告期間などの一定の制約がある ⑤わからない</p>	①	10.88	12.53	9.42	5.22	20.59	12.50
	②	32.20	31.85	32.61	32.84	23.53	50.00
	③	12.01	15.67	5.80	8.96	11.76	6.25
	④	42.23	37.60	50.00	49.25	44.12	31.25
	⑤	2.40	2.35	2.17	3.73	0	0
N.A.	0.28	0	0	0	0	0	
<p>(SQ2) ②と回答した人だけ答えてください。その理由は何ですか。 ①公務員は「全体の奉仕者」だから ②公務員が争議行為をすると、行政がマヒするから ③法律がそうになっているのだから ④公務員は、国民の税金で雇われているのだから ⑤わからない</p>	①	34.99	38.20	24.32	34.15	45.45	25.00
	②	46.50	44.57	56.76	46.34	36.36	25.00
	③	1.81	1.87	1.35	1.22	9.09	0
	④	16.48	15.36	16.22	18.29	9.09	50.00
	⑤	0	0	0	0	0	0
N.A.	0.23	0	1.35	0	0	0	
<p>&lt;Q40&gt; 交通機関のストライキや長期ストなど国民生活にかかわるようなストライキについて、あなたはどうか考えますか。 ①国民に迷惑をかけるようなストライキは絶対にやるべきでない ②国民生活とストライキの必要性のバランスを考えながらやっていけばよい ③ストライキは労働者の基本的人権だから、国民に迷惑がかかってもやるべきだ ④わからない</p>	①	24.40	24.74	23.36	25.08	16.67	26.92
	②	66.51	63.97	71.90	68.34	68.75	57.69
	③	5.03	6.54	2.55	2.51	14.58	7.69
	④	2.48	2.82	1.09	2.82	0	7.69
	N.A.	1.59	1.92	1.09	1.25	0	0
<p>&lt;Q41&gt; 都市計画のために、あなたの土地や家屋の立退が要求されているとします。あなたはどうか考えますか。 ①受け入れる ②補償の程度により考える ③計画の内容・性格により考える ④拒否する ⑤わからない</p>	①	2.85	3.54	1.79	1.85	2.04	7.41
	②	40.04	43.62	38.71	33.54	32.65	40.74
	③	46.88	42.48	51.61	53.54	51.02	44.44
	④	6.23	6.19	4.66	7.38	10.20	0
	⑤	3.25	3.41	3.23	3.08	0	7.41
N.A.	0.75	0.76	0	0.62	4.08	0	

		全 体	高 知 大 学		高 知 女子大学	高知短期大学	
			男	女		男	女
(SQ1)①と回答した人だけ答えてください。その理由は何ですか。 ①社会のためには当然であるから ②反対しても無駄だから ③補償があるから ④法律で定められているから ⑤その他( ) ⑥わからない	①	62.50	78.57	25.00	20.00	100.00	0
	②	25.00	14.29	75.00	60.00	0	0
	③	12.50	7.14	0	20.00	0	100.00
	④	0	0	0	0	0	0
	⑤	0	0	0	0	0	0
	⑥	0	0	0	0	0	0
	N.A.	0	0	0	0	0	0
(SQ2)④と回答した人だけ答えてください。その理由は何ですか。 ①財産は自分の権利だから ②補償は不十分だから ③今後の生活に不安だから ④住み慣れた土地・家と離れたくないから ⑤その他( ) ⑥わからない	①	30.00	35.42	25.00	12.50	60.00	—
	②	11.11	12.50	0	12.50	20.00	—
	③	5.56	4.17	8.33	8.33	0	—
	④	50.00	47.92	66.67	58.33	0	—
	⑤	2.22	0	0	4.17	20.00	—
	⑥	1.11	0	0	4.17	0	—
	N.A.	0	0	0	0	0	—
<Q42>刑事被告人には弁護人を依頼する権利が保障されていますか、弁護人なしでも裁判をおこなうことができるように、法改正をしようとの動きがあることについて、知っていますか。 ①知っている ②聞いたことはある ③知らない	①	16.82	20.54	12.50	10.66	27.08	11.54
	②	18.61	20.92	18.75	12.23	20.83	15.38
	③	63.96	57.89	68.75	76.49	52.08	73.08
	N.A.	0.62	0.64	0	0.63	0	0
(SQ)そのことについてどう思いますか。 ①訴訟の審理を促進するためには、弁護人なしでも裁判を積極的に進めるべきだ ②訴訟の審理を促進するためには、弁護人なしの裁判もやむをえない ③弁護人なしでは一般の国民は自由に法廷で発言することができないから、裁判にとって弁護人は不可欠である ④わからない	①	3.55	4.30	2.23	2.27	8.89	4.00
	②	7.10	7.82	6.32	7.14	4.44	4.00
	③	67.27	70.53	62.83	64.61	77.78	68.00
	④	20.13	66.43	28.25	25.32	8.89	16.00
	N.A.	1.95	0.91	0.37	0.65	0	8.00
<Q43>裁判を受ける権利は実際に保障されていると思いますか。 ①保障されている ②保障されているとはいえない ③わからない	①	23.24	29.56	11.76	16.35	37.50	11.54
	②	50.00	47.43	59.93	48.11	50.00	46.15
	③	26.14	22.37	28.31	35.22	12.50	38.46
	N.A.	0.62	0.64	0	0.31	0	3.85



		全 体	高 知 大 学		高 知	高知短期大学	
			男	女	女子大学	男	女
(SQ) ②と回答した人だけ答えてください。ではどういう点でそう思いますか(複数回答可)。 ①裁判にはお金がかかりすぎる ②裁判には時間がかかりすぎる ③どのようにして訴訟事件にしたらよいかわからない ④めんどうだから、結局うやむやにしよう ⑤訴訟事件にするということは、大それたことという印象を与えるため足がふみ出せない ⑥信頼できる弁護士がいらない ⑦公正な裁判がなされるかどうかについて裁判所や裁判官を信頼できない ⑧個人の基本的な人権の問題については、最高裁判所にいったら結局負けてしまう ⑨その他	①	89.66	91.87	87.73	88.24	83.33	75.00
	②	78.62	81.57	76.07	73.20	91.67	58.33
	③	24.28	26.29	22.70	20.26	29.17	25.00
	④	39.45	35.50	47.24	41.83	29.17	33.33
	⑤	30.34	23.85	33.13	43.79	29.17	16.67
	⑥	6.76	5.69	7.36	6.54	8.33	25.00
	⑦	25.52	26.29	22.09	24.84	33.33	33.33
	⑧	14.07	15.72	8.59	12.42	12.50	50.00
	⑨	0.97	1.63	0	0.65	0	0
	N.A.	0.28	0	0	0	0	0
<Q44> 憲法は、拷問・脅迫による自白を禁止していますが、現在、取調べの段階で実際に拷問や脅迫が行なわれていると思いますか。 ①思う ②思わない ③わからない	①	53.41	57.25	47.25	50.63	45.83	53.85
	②	10.34	11.55	11.36	7.23	8.33	3.85
	③	35.49	30.42	41.03	41.82	45.83	38.46
	N.A.	0.76	0.77	0.37	0.31	0	3.85
<Q45> 徳島ラジオ商殺し事件や財田川事件など、えん罪事件が大きく問題になっていますが、これらの事件の内容を知っていますか。 ①知っている ②事件について聞いたことはある ③知らない	①	47.73	46.40	50.92	48.75	43.75	53.85
	②	42.98	43.06	41.70	43.44	50.00	42.31
	③	8.33	9.77	7.01	7.19	4.17	3.85
	N.A.	0.96	0.77	0.37	0.63	2.08	0
(SQ) ①②と回答した人だけ答えてください(複数回答可)。では、何によって知りましたか。 ①新聞・テレビ・ラジオなどのニュース ②新聞の解説 ③テレビ・ラジオの特集番組 ④本 ⑤週刊誌 ⑥学校の先生 ⑦友人 ⑧家族 ⑨その他( )	①	92.56	94.40	91.63	90.17	95.56	80.00
	②	43.74	45.40	48.61	36.27	37.78	44.00
	③	32.04	29.89	33.47	34.24	35.56	52.00
	④	6.38	6.61	4.38	6.44	11.11	12.00
	⑤	7.97	11.21	4.38	4.07	11.11	12.00
	⑥	9.26	5.89	8.76	17.29	13.33	8.00
	⑦	2.28	1.87	2.39	3.39	2.22	4.00
	⑧	3.57	1.87	6.37	5.76	2.22	0
	⑨	0.76	0.43	1.59	0.34	2.22	4.00
	N.A.	0.15	0.14	0.40	0	0	0
<Q46> 近年、かなりの地方自治体で、電算機(コンピューター)による住民記録の処理が行なわれています。住民サービスの向上とプライバシーの保護との関係で、電算機導入について、あなたはどのような意見を持っていますか。 ①電算機を導入してよい ②電算機を導入すべきでない ③わからない	①	63.60	69.23	61.09	52.05	65.96	57.69
	②	8.49	7.82	8.00	9.78	12.77	3.85
	③	26.93	21.92	29.82	37.54	19.15	38.46
	N.A.	0.97	1.03	1.09	0.63	2.13	0

		全 体	高 知 大 学		高 知 女子大学	高知短期大学	
			男	女		男	女
(SQ) ①と回答した人だけ教えてください。電算機の利用について、どうあるべきだと思いますか(複数回答可)。 ①事務の効率化のためには、あらゆる情報を記録しておくべきだ ②だれでも自由に情報を入手できるようにすべきだ ③政府の利用は禁止する ④第三者の私的な利用は禁止する ⑤当該地方自治体の事務処理のため以外には利用させない ⑥思想・信条・信仰・人権・社会的身分・犯罪など、プライバシーを侵すおそれのある事項は記載を禁止する ⑦住民も参加した情報の管理のための制度をつくる ⑧その他( )	①	34.85	40.00	26.19	25.45	41.94	33.33
	②	6.51	7.22	5.36	6.06	0	13.33
	③	22.58	23.89	24.40	15.76	29.03	20.00
	④	75.57	74.63	76.79	76.97	77.42	80.00
	⑤	41.91	39.81	46.43	38.18	67.74	60.00
	⑥	59.93	60.00	61.31	54.55	70.97	80.00
	⑦	17.92	19.81	15.48	13.33	22.58	20.00
	⑧	0.33	0.37	0	0.61	0	0
	N.A.	0.22	0.37	0	0	0	0
<Q47>憲法第17条により、公務員の不法行為によって損害をうけたとき、国または地方公共団体に賠償を求めることができ、もし将来あなたの子どもが、学校(公立)で事故にあったとき、あなたは、国または地方公共団体、あるいは教師を相手とって損害の賠償を求めますか。 ①損害賠償を求めると ②損害賠償を求めない ③いちがいにいえない ④わからない	①	27.91	30.42	21.32	23.51	52.08	26.92
	②	2.27	2.31	2.57	2.51	0	0
	③	63.47	61.75	70.96	66.14	39.58	57.69
	④	5.38	4.62	4.41	7.21	6.25	15.38
	N.A.	0.96	0.90	0.74	0.63	2.08	0
(SQ) ②と回答した人だけ教えてください。それは何故ですか。 ①もともと裁判官は好きなこと ②教師との対立に至ることとは避けたい ③教育の場に争いをもちこみたくない ④大したことではないから ⑤わずらわしい ⑥いちがいにいえない ⑦その他( )	①	9.09	11.76	0	12.50	—	—
	②	0	0	0	0	—	—
	③	42.42	41.18	42.86	50.00	—	—
	④	18.18	29.41	14.29	0	—	—
	⑤	6.06	0	14.29	12.50	—	—
	⑥	12.12	5.88	28.57	12.50	—	—
	⑦	9.09	11.76	0	12.50	—	—
	N.A.	3.03	0	0	0	—	—

		全 体	高 知 大 学		高 知	高知短期大学	
			男	女	女子大学	男	女
<p>&lt;Q48&gt;あなたが国や地方自治体の行政について、さまざまな要求や苦情をもっている場合に、その要求や苦情をどのような手段で解決しようと思えますか（複数回答可）。</p> <p>①言っても仕方がないから何もしない ②マスコミに投書する ③行政（市町村役場の窓口）に相談する ④有力者に相談する ⑤議員に相談する ⑥住民運動をおこす ⑦議会に請願する ⑧次の選挙で解決してくれそうな人に投票する ⑨リコール運動をする ⑩自分が議員になって解決する ⑪その他（ ） ⑫わからない</p>	①	12.75	11.28	13.19	16.30	8.33	15.38
	②	33.15	32.95	32.23	37.62	18.75	34.62
	③	41.56	41.92	43.22	38.24	50.00	42.31
	④	8.27	9.49	7.69	6.58	4.17	3.85
	⑤	10.61	12.44	8.06	8.15	14.58	3.85
	⑥	22.67	25.90	22.71	15.36	27.08	7.69
	⑦	14.40	16.41	10.26	12.23	20.83	7.69
	⑧	31.43	31.67	35.90	27.90	25.00	26.92
	⑨	8.68	10.77	5.49	6.58	4.17	7.69
	⑩	2.00	2.95	0	1.57	2.08	0
	⑪	0.69	0.77	0	0.63	4.17	0
	⑫	8.20	8.21	7.33	7.84	10.42	15.38
N.A.	1.17	1.15	0.37	0.63	2.08	0	
<p>&lt;Q49&gt;今、行政改革をめぐる議論が展開されていますが、次の項目について、あなたが望む行政改革に○印をつけてください（複数回答可）。</p> <p>1. 税制について</p> <p>①大型消費税の導入によって財源を確保する ②グリーンカード制の積極的運用をはかる ③累進課税を強化する（累進率を高める） ④源泉徴収制度を廃止し、自主申告にする ⑤大企業に優遇な税制を是正する ⑥その他（ ） ⑦わからない</p> <p>2. 補助金の見直しについて</p> <p>①一律に削減する ②経済発展のために効率的に運用する ③高級官僚の天下り先となっている公社・公団に対する補助金を削減する ④大企業に対する補助金を廃止・縮小する ⑤地方自治体への交付金を増額する ⑥教育・福祉にたいする補助金を増額する ⑦見直しの必要なし ⑧その他（ ） ⑨わからない</p>	①	2.55	3.21	3.30	1.88	0	0
	②	5.24	6.41	3.66	3.13	12.50	0
	③	30.94	33.08	31.87	23.20	47.92	26.92
	④	3.86	4.36	2.93	2.51	6.25	7.69
	⑤	63.96	68.72	64.10	52.04	70.83	53.85
	⑥	2.89	3.46	2.56	0.94	8.33	0
	⑦	19.57	15.26	21.25	30.09	4.17	34.62
	N.A.	1.17	1.15	1.10	0.94	0	0
	①	1.65	2.18	1.10	0.63	0	3.85
	②	21.71	25.13	19.78	15.36	25.00	15.38
	③	43.42	48.59	38.10	34.80	50.00	42.30
	④	43.56	45.38	43.96	37.62	54.17	42.30
⑤	25.36	25.00	29.30	22.57	27.08	30.77	
⑥	54.31	48.72	63.37	62.38	39.58	57.69	
⑦	0.14	0.26	0	0	0	0	
⑧	0.90	1.28	0.37	0.31	2.08	0	
⑨	12.68	12.05	13.92	14.11	8.33	15.38	
N.A.	1.45	0.90	1.10	0.94	0	3.85	

		全 体	高 知 大 学		高 知 女子大学	高知短期大学	
			男	女		男	女
			<b>3. 行政機構について</b> ①行政（内閣）機能を強化する ②経費削減のため、公務員の定員・行政機構を一律に削減する ③自衛隊を除く公務員の定員を大幅に削減する ④自衛隊の定員を大幅に削減する ⑤タテ割り行政のムダをなくす ⑥住民福祉にかんする事務を原則的に地方へ委譲する ⑦国家警察を廃し、自治体警察にする ⑧地方自治体への国の機関委理事務を原則的に廃止する ⑨地方自治制度を廃止して道州制をしく ⑩その他（ ） ⑪わからない				
①	6.96	7.44	5.86	7.52	4.17	3.85	
②	16.26	18.85	13.55	13.79	12.50	7.69	
③	3.72	4.74	2.20	2.19	6.25	3.85	
④	33.29	31.15	35.90	34.17	41.67	42.31	
⑤	34.18	37.56	34.80	24.76	37.50	30.77	
⑥	14.33	18.46	12.09	6.27	20.83	3.85	
⑦	3.24	4.87	1.83	0.94	6.25	0	
⑧	6.55	7.44	5.49	3.13	14.58	15.38	
⑨	0.48	0.77	0.37	0	0	0	
⑩	1.03	1.28	0	0.94	2.08	3.85	
⑪	24.12	19.87	27.84	32.60	10.42	38.46	
N.A.	2.07	1.67	2.56	1.57	0	0	
<b>4. 公社・公団・特殊法人について</b> ①高級官僚の天下りを規制する ②細分化された同種業務の整理統合をはかる ③専売・電々・国鉄を民間に移行する ④専売・電々・国鉄の民間移行ではなく、経営を民主化する ⑤公営ギャンブルを廃止する ⑥その他（ ） ⑦わからない							
①	60.85	66.79	57.14	47.96	77.08	53.85	
②	27.02	30.13	23.08	20.69	43.75	26.92	
③	6.62	8.97	4.40	2.19	6.25	7.69	
④	19.43	21.79	18.32	15.36	16.67	15.38	
⑤	14.27	10.77	18.32	20.06	8.33	15.38	
⑥	0.48	0.77	0.37	0.31	0	0	
⑦	17.57	11.79	24.18	26.96	6.25	30.77	
N.A.	1.59	2.05	1.10	1.25	0	0	
<b>5. 公共事業について</b> ①高速道路・新幹線整備計画など大型プロジェクトを積極的に推進する ②高速道路・新幹線整備計画など大型プロジェクトを再検討する ③不正入札を防止する ④その他（ ） ⑤わからない							
①	16.88	20.77	12.09	11.60	20.83	7.69	
②	45.14	45.51	48.72	42.95	50.00	15.38	
③	42.45	45.38	38.83	36.99	50.00	50.00	
④	1.03	1.41	0.37	0.31	4.17	0	
⑤	15.64	11.28	18.68	23.51	6.25	42.31	
N.A.	1.79	1.92	1.83	1.25	0	3.85	
<b>6. 行政への参加について</b> ①その必要はない ②行政監視のためのオンブズマン制度を導入する ③情報公開を推進する ④その他（ ） ⑤わからない							
①	1.86	2.31	1.10	0.94	2.08	7.69	
②	15.85	19.62	12.09	8.78	22.92	15.38	
③	66.09	67.56	65.20	62.70	72.92	57.69	
④	0.14	0.13	0	0.31	0	0	
⑤	23.23	19.49	27.47	30.41	16.67	23.08	
N.A.	2.07	1.92	1.83	1.57	0	0	

		全 体	高 知 大 学		高 知 女子大学	高知短期大学	
			男	女		男	女
<p>&lt;Q50&gt; 地方自治は、地方の行政について、住民が構成員である団体を通して、住民自らの手で処理するために設けられた制度です。</p> <p>1. あなたはこのような地方自治の原則についてどう思いますか。 ①必要 ②不要 ③わからない</p> <p>2. あなたは、この地方自治の原則が現実の地方行政に買われていると思いますか。 ④買われている ⑤空洞化している ⑥いちがいにいいない ⑦わからない</p> <p>(SQ) ⑤と回答した人だけ教えてください。では、どのような点についてそう思いますか(複数回答可)。 ①財政が貧困である ②国からの機関委任事務が多い ③住民の意識が弱い ④行政担当者が中央直結の行政を行なっている ⑤自治省の幹部が、都道府県の知事になる事例が増えている ⑥その他( )</p>	①	89.10	89.45	91.91	86.79	95.83	76.92
	②	1.03	1.16	1.10	0.94	0	3.85
	③	8.07	8.11	5.88	9.75	4.17	19.23
	N.A.	1.79	1.29	1.10	2.52	0	0
	④	2.42	2.31	1.10	4.09	0	3.85
	⑤	41.61	44.67	39.56	33.96	57.45	30.77
	⑥	40.65	39.92	41.76	41.19	38.30	53.85
	⑦	13.87	11.68	16.48	18.87	4.26	11.54
	N.A.	1.45	1.41	1.10	1.89	0	0
	①	49.42	50.57	50.00	40.74	59.26	75.00
	②	41.29	38.79	45.37	37.96	66.67	50.00
	③	64.18	64.08	67.59	62.96	55.56	50.00
	④	47.10	45.11	48.15	50.00	59.26	37.50
	⑤	16.42	17.24	12.96	12.96	29.63	25.00
⑥	1.49	1.15	2.78	0.93	0	12.50	
N.A.	1.99	1.15	0	4.63	0	0	
<p>&lt;Q51&gt; 1. 20才未満の人にあなたは、選挙権が与えられたら、選挙の際には投票に行きますか。 ①必ず投票に行くつもりである ②だいたい投票に行くつもりである ③ほとんど投票には行かないだろう ④投票には行かない ⑤わからない</p> <p>2. 20才以上の人に(2)前回の選挙(昨年6月の衆参ダブル選挙)のとき、投票をしましたか。 ①した ②しなかった</p>	①	50.82	51.24	51.59	48.78	45.00	57.14
	②	38.49	36.04	35.71	45.12	40.00	35.71
	③	6.09	6.01	8.73	4.88	10.00	0
	④	0.99	1.06	0	0.61	5.00	7.14
	⑤	3.45	5.65	3.17	0.61	0	0
	N.A.	0.16	0	0.79	0	0	0
	①	51.25	46.78	43.48	66.67	80.00	75.00
	②	44.62	48.54	54.35	31.03	16.00	12.50
	N.A.	4.12	4.68	2.17	2.30	4.00	12.50
	<p>&lt;Q52&gt;あなたは、何を主要な判断基準にして候補者を選びますか。 ①候補者の人物 ②候補者の政策 ③候補者が所属する政党の政策 ④知人にたのまれて ⑤家族と相談して ⑥いちがいに言えない ⑦その他( ) ⑧わからない</p>	①	25.12	25.49	19.45	29.58	25.00
②		31.23	27.77	41.30	30.99	35.42	30.77
③		24.06	25.49	20.82	21.69	31.25	26.92
④		1.12	1.37	1.02	0.56	0	0
⑤		1.18	0.57	1.71	2.54	0	3.85
⑥		10.97	12.00	9.22	10.70	10.42	15.38
⑦		1.81	2.40	1.71	0.56	2.08	3.85
⑧		2.87	3.20	2.73	2.25	2.08	3.85
N.A.		1.62	1.71	2.05	1.13	0	3.85

		全 体	高 知 大 学		高 知 女子大学	高知短期大学	
			男	女		男	女
<Q53>選挙において、すべての有権者は、実際に、投票の自由を保障されていると思いますか。 ①思う ②思わない ③いちがいに言えない ④わからない	①	41.45	45.38	41.76	31.45	44.90	38.46
	②	24.48	23.59	30.40	20.75	24.49	23.08
	③	28.55	25.64	23.44	41.19	24.49	34.62
	④	4.76	4.49	3.30	6.29	6.12	3.85
	N.A.	0.76	0.90	1.10	0.31	0	0
	(SQ)②③と回答した人だけ答えてください。では、どういふ点でそう思いますか(複数回答可)。 ①知人からたのまれると、不本意でもいやとは言えない ②地域のボス・有力者が目を光らせている ③企業ぐるみ選挙の実態がある ④労働組合によって、一党支持の決定がなされている ⑤買収が行われている ⑥その他( )	①	27.31	24.48	31.29	28.93	25.00
②	24.84	28.39	22.45	19.29	29.17	26.67	
③	62.29	70.05	58.50	51.78	66.67	40.00	
④	47.85	54.17	38.78	42.13	58.33	40.00	
⑤	59.04	59.11	63.95	56.85	54.17	66.67	
⑥	2.73	2.34	2.72	4.06	0	0	
N.A.	0.91	0.26	0	0	0	0	
<Q54>国会は国民の代表機関ですが、実際に国民の意思が国会に反映していると思いますか。 ①思う ②思わない ③いちがいに言えない ④わからない	①	2.07	2.56	1.10	1.57	4.17	0
	②	66.30	68.08	69.12	61.00	70.83	57.69
	③	27.08	25.64	26.10	32.70	22.92	30.77
	④	3.03	2.82	2.57	3.77	2.08	11.54
	N.A.	1.52	0.90	1.10	0.94	0	0
	(SQ)②③と回答した人だけ答えてください。では、その原因は何だと思えますか(複数回答可)。 ①議員は当選してしまえば全く選挙民に拘束されていない ②選挙活動に大きな制限があるため、選挙民と候補者の対話ができない ③都市部と農村部で一票の重みに大きな差がある ④選挙民が候補者の政策をよく知らずに投票している ⑤政治に無関心な人が多い ⑥棄権する人が多い ⑦その他( ) ⑧わからない	①	70.41	71.96	72.97	65.77	68.89
②	23.91	23.39	20.08	26.17	24.44	47.83	
③	22.80	22.71	23.17	21.81	26.67	17.39	
④	41.62	40.77	41.31	41.28	53.33	47.83	
⑤	55.42	51.85	60.23	58.05	57.78	60.87	
⑥	16.90	15.60	21.62	16.11	17.78	13.04	
⑦	3.62	4.38	3.47	1.68	4.44	4.35	
⑧	1.70	1.64	0.77	2.35	0	8.70	
N.A.	1.18	0.14	1.93	1.01	0	0	
<Q55>今の選挙制度(選挙区のあり方)をどう思いますか。 ①現行のままよい ②基本的に現行のまま、一票の価値が平等になるように部分的に修正すればよい ③小選挙区制にすべきである ④比例代表制にすべきである ⑤その他( ) ⑥わからない	①	6.91	7.88	8.70	3.13	2.04	15.38
	②	60.78	60.10	57.25	67.19	57.14	53.85
	③	3.35	4.19	2.17	2.50	2.04	3.85
	④	14.24	14.36	14.13	11.88	26.53	7.69
	⑤	0.34	0.64	0	0	0	0
	⑥	13.28	11.56	16.30	14.69	10.20	19.23
	N.A.	1.10	1.27	1.45	0.63	2.04	0

		全 体	高 知 大 学		高 知	高知短期大学	
			男	女	女子大学	男	女
<Q56>選挙活動のあり方について どう思いますか。 ①今のままでよい ②変えた 方がよい ③わからない	①	26.29	29.09	21.69	24.29	25.00	19.23
	②	39.96	41.06	40.81	36.28	50.00	30.77
	③	31.88	28.44	36.03	37.85	22.92	46.15
	N.A.	1.86	1.42	1.47	1.58	2.08	3.85
もっと規制すべきこと ①買収・政治献金 ②戸別訪 問 ③ビラ・看板・ポスター ④騒音・宣伝カー・街頭演説 ⑤その他	①	36.31	36.08	34.26	41.67	35.71	0
	②	2.72	1.37	3.70	5.21	7.14	0
	③	2.91	4.81	0.93	0	0	0
	④	19.03	16.49	25.93	18.75	14.29	25.00
	⑤	39.03	41.24	35.19	34.38	42.86	75.00
もっと自由にすべきこと ①政治資金 ②戸別訪問 ③ビ ラ・看板・ポスター ④宣伝 カー・街頭演説・演説会 ⑤公 務員の政治活動の自由(の保障) ⑥その他	①	0.93	0	2.50	2.56	0	0
	②	26.05	23.68	20.00	30.77	4.18	40.00
	③	9.30	9.65	12.50	7.69	5.88	0
	④	28.37	26.32	35.00	35.90	17.65	0
	⑤	0.93	0.88	0	0	5.88	0
	⑥	34.42	39.47	30.00	23.08	29.41	60.00
<Q57>憲法第41条は、国会を国権 の最高機関と定めていま すが、あなたは現実 に国会が国権の最高 機関としての位置に あると思いますか。 ①国権の最高機関と しての位置にある ② 国権の最高機関とし ての位置にあるとい えない ③わからない	①	34.03	37.06	29.00	36.45	26.09	17.39
	②	45.86	49.93	47.21	34.84	60.87	52.17
	③	17.12	11.56	22.30	27.42	13.04	30.43
	N.A.	2.99	1.45	1.49	1.29	0	0
(SQ)②と回答した人 だけ教えてください。 では、どういう点で そう思いますか(複数 回答可)。 ①多数党が数による 支配を行っている ② 行政権(政府)が実質 的に優位にある ③国 会の審議が形式化し ている ④野党の政権 担当能力が弱い(例 えば、議員提出によ る法案の数がきわめ て少ない) ⑤その他 ( ) ⑥わからない	①	68.13	66.84	66.14	68.52	85.71	83.33
	②	48.41	49.47	47.24	44.44	53.57	58.33
	③	40.82	38.42	47.24	37.96	42.86	66.67
	④	37.48	36.58	38.58	34.26	46.43	58.33
	⑤	4.10	6.05	2.36	1.85	0	0
	⑥	0.91	0.53	0.79	1.85	0	8.33
<Q58>最高裁判所の裁判官には 国民審査の制度があ ります。 1. 国民審査は、司法 者である国民の監視 のもとにおくという 司法の民主主義にと って重要な意義をも っていますが、今の 国民審査は本来の目 的を十分に果たして いると思いますか。 ①思う ②思わない ③ わからない	①	8.07	7.99	8.06	9.43	4.26	0
	②	69.50	70.62	67.40	65.41	89.36	80.77
	③	21.19	20.23	23.81	24.21	6.38	19.23
	N.A.	1.24	1.16	0.73	0.94	0	0

		全 体	高 知 大 学		高 知 女子大学	高知短期大学	
			男	女		男	女
2. 国民審査制度は、どうあるべきだと思いますか。 ①今のままでよい ②あまり意味がないから制度自体をやめたらよい ③改善すべきである ④わからない	①	11.07	10.91	10.82	13.92	4.26	4.00
	②	7.33	7.27	7.46	8.54	2.13	8.00
	③	63.00	65.06	63.81	57.59	89.36	76.00
	④	15.91	15.32	17.54	19.30	4.26	12.00
	N.A.	2.70	1.43	0.37	0.63	0	0
〈Q59〉主権者である国民の意志を起訴の段階で検察権に反映させる方法として、検察審査会制度があることを知っていますか。 ①知っている ②知らない  (SQ)①と回答した人だけ答えてください。では、何によって知りましたか。 ①新聞等に報道された具体的事例を通して ②中学・高校の教科書 ③学校 ④家族 ⑤友人 ⑥その他( )	①	11.60	13.15	9.67	9.49	16.67	7.69
	②	86.40	85.55	89.96	89.87	83.33	92.31
	N.A.	2.00	1.30	0.37	0.63	0	0
	①	28.30	34.40	15.38	20.59	37.50	50.00
	②	36.32	27.20	50.00	44.12	25.00	50.00
	③	16.51	16.80	23.08	20.59	12.50	0
	④	3.30	2.40	3.85	2.94	0	0
	⑤	2.36	1.60	3.85	2.94	0	0
	⑥	6.13	7.20	3.85	2.94	25.00	0
	N.A.	7.08	10.40	0	5.88	0	0
〈Q60〉今、憲法改正をめぐる議論が活発に行なわれています。あなたは改憲・護憲についてどのような意見をもっていますか。 ①現行憲法を擁護し、完全実施すべきだ ②現行憲法を擁護し、平和的民主的条項を完全実施すべきだ ③さしあたって改正する必要はない ④改正すべきだ(解釈改憲も含む) ⑤もっと民主的な憲法に改正すべきだ  (SQ)④と回答した人にうかがいます。その理由を具体的に答えてください。 ①現行憲法を全面改正する(天皇を元首化する、9条を改正し軍隊をもてるようにする、自由権を制限する、義務条項を付加するなど) ②部分的に改正する(自衛権を明確化する、公共性を強調する、首相を公選にするなど) ③条文は改正せず、解釈で対応する、(自衛隊は合憲、天皇の元首的地位など)	①	10.45	10.86	10.55	7.55	27.08	3.85
	②	44.54	40.74	49.82	49.69	35.42	61.54
	③	24.26	24.52	25.45	25.47	14.58	11.54
	④	11.07	12.26	8.00	9.75	16.67	3.85
	⑤	8.38	10.09	5.45	6.92	6.25	11.54
	N.A.	1.31	1.53	0.73	0.63	0	7.69
	①	5.63	8.42	0	3.23	0	0
	②	76.88	75.79	81.82	77.42	71.43	100.00
	③	15.63	13.68	18.18	19.35	28.57	0
	N.A.	1.88	2.11	0	0	0	0
〈Q61〉公務員には、憲法を尊重し擁護する義務(憲法第99条)があります。 1. 政府はこれまで憲法を尊重・擁護してきたと思いますか。 ①尊重・擁護してきた ②尊重・擁護していない ③じゅうりんとしてきた ④いちがいがいえない ⑤わからない	①	8.48	9.71	6.62	7.52	6.25	7.69
	②	24.40	27.20	24.26	15.05	37.50	26.92
	③	8.61	10.09	8.46	5.96	6.25	0
	④	45.00	41.51	47.06	52.35	41.67	50.00
	⑤	12.47	10.09	13.24	18.18	8.33	15.38
	N.A.	1.03	1.40	0.37	0.94	0	0



		全 体	高 知 大 学		高 知	高知短期大学	
			男	女	女子大学	男	女
2. 最高裁判所は、憲法擁護の役割を果たしてきたと思いますか。 ①果してきた ②果していない ③いちがいにいいない ④わからない	①	25.71	27.80	26.10	21.94	20.83	19.23
	②	14.27	18.15	8.46	7.21	25.00	26.92
	③	39.28	36.29	43.01	44.51	41.67	23.08
	④	19.64	16.60	22.43	25.71	12.50	30.77
	N.A.	1.10	1.16	0	0.63	0	0
<Q62>あなたは将来、どのような社会体制をのぞみますか。 ①現体制でよい ②現体制を維持しつつ、部分的に改良・修正する ③現体制を大幅に改良・修正する ④現体制を根本的に変革し、社会主義社会にする ⑤その他( ) ⑥わからない	①	4.96	6.01	1.83	5.33	0	11.54
	②	67.33	64.71	70.33	72.41	62.50	53.85
	③	13.37	14.58	12.09	10.66	22.92	7.69
	④	6.00	6.39	6.96	2.82	12.50	11.54
	⑤	2.27	2.94	1.47	1.25	2.08	3.85
	⑥	5.24	4.48	5.86	6.90	0	11.54
	N.A.	0.83	0.90	1.47	0.63	0	0

## 4 学年別集計表

		全 体	高 知 大 学					高 知 女 子 大 学				高 知 短 期 大 学		
			1回生	2回生	3回生	4回生	5回生 以上	1回生	2回生	3回生	4回生	1回生	2回生	
<p>&lt;F10&gt; 支持政党。</p> <p>①自民党 ②社会党 ③公明党 ④民社党 ⑤共産党 ⑥新自由 クラブ ⑦社会民主連合 ⑧革 新自由連合 ⑨期待できる政党 がない ⑩関心がない ⑪わか らない</p>	①	16.51	19.77	17.15	14.29	18.01	6.52							
	②	6.33	8.53	6.28	3.97	6.51	10.87							
	③	1.10	1.16	0	0.79	1.15	2.17							
	④	1.03	2.33	1.26	1.19	0.77	0							
	⑤	7.63	4.26	9.62	10.71	10.34	13.04							
	⑥	0.76	0.78	1.67	0.79	1.15	0							
	⑦	0.48	0.39	0	1.19	0.38	0							
	⑧	0.48	0.39	0	0.40	0.77	0							
	⑨	37.41	37.60	35.15	40.48	41.00	50.00							
	⑩	15.96	13.18	15.06	19.05	13.41	10.87							
	⑪	11.07	10.85	12.97	5.95	5.36	6.52							
	N.A.	1.24	0.78	0.84	1.19	1.15	0							
<p>&lt;Q1&gt; 日本国憲法を読んだことがあ りますか。</p> <p>①詳しく読んだ ②ひととおり 読んだ ③一部読んだ ④読ん だことがない</p> <p>(SQ)①②③に○印と回答した人 だけ教えてください。どうい うきっかけで読みましたか。</p> <p>①学校で習った ②先生にすす められて ③家族にすすめられ て ④自分で関心をもって ⑤ その他( ) ⑥わからない</p>	①	6.48	7.72	4.20	7.14	8.43	11.11	5.65	3.23	1.37	0	12.00	9.52	
	②	26.48	31.27	29.83	20.63	22.61	22.22	25.81	29.03	13.70	26.23	38.00	66.67	
	③	62.83	55.21	62.18	65.48	65.13	64.44	66.94	67.74	82.19	72.13	48.00	19.05	
	④	3.72	5.79	3.78	5.56	3.07	2.22	1.61	0	2.74	1.64	2.00	4.76	
	N.A.	0.48	0	0	1.19	0.77	0	0	0	0	0	0	0	
	①	81.45	84.96	86.32	80.33	70.23	62.22	91.13	95.16	88.73	82.76	73.47	55.00	
	②	1.92	2.44	0.85	1.26	3.44	4.44	1.61	0	1.41	1.72	2.04	0	
	③	0.07	0.41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	④	12.58	10.98	11.54	14.23	16.03	28.89	3.23	4.84	7.04	10.34	12.24	40.00	
	⑤	3.34	0.81	0.85	2.93	7.63	4.44	2.42	0	2.82	5.17	12.24	5.00	
⑥	0.50	0	0	0.84	1.91	0	0.81	0	0	0	0	0		
N.A.	0.14	0.41	0.43	0.42	0.76	0	0.81	0	0	0	0	0		
<p>&lt;Q2&gt; あなたは大学入学以前に学校 で平和教育・憲法教育をうけた ことがありますか。うけたこと があるとすれば、どの段階の学 校ですか。</p> <p>①ある(小学校・中学校・高等 学校) ②ない ③わからない</p>	①	40.48	39.06	45.38	41.67	35.38	31.11	49.59	44.26	33.33	32.79	42.00	57.14	
	②	32.97	36.72	30.67	28.97	40.00	35.56	23.58	26.23	34.72	40.98	28.00	33.33	
	③	24.34	22.66	23.95	24.60	23.85	33.33	25.20	27.87	27.78	22.95	30.00	9.52	
	N.A.	2.21	1.56	0	4.76	0.77	0	1.63	1.64	4.17	3.28	0	0	
	小	18.23	24.00	14.87	17.14	19.57	28.57	21.31	14.81	20.83	5.00	42.86	58.33	
	中	58.94	55.00	53.70	67.62	64.13	64.29	44.26	74.07	75.00	70.00	47.62	41.67	
	高	47.19	52.00	55.56	38.10	42.39	42.86	55.74	37.04	41.67	40.00	14.29	0	
	N.A.	2.56	1.00	0.93	4.76	1.09	0	3.28	0	4.17	5.00	0	0	
	<p>&lt;Q3&gt; 日本国憲法はいつできましたか。 公布されたのはいつですか 年月日 施行されたのはいつですか 年月日 ①西暦 ②元号 ③年代の記入なし</p>	①	41.92	50.57	35.29	35.48	43.13	42.22	63.71	29.51	33.80	39.34	36.00	33.33
		②	27.97	19.92	28.15	27.42	35.50	24.44	14.52	34.43	28.17	47.54	36.00	38.10
③		30.11	29.50	36.55	37.10	21.37	33.33	21.77	36.07	38.03	13.11	28.00	28.57	

	全 体	高 知 大 学					高 知 女 子 大 学				高 知 短期大学		
		1回生	2回生	3回生	4回生	5回生 以上	1回生	2回生	3回生	4回生	1回生	2回生	
<p>&lt;Q 4&gt; 日本国憲法の基本原理にはどのようなものがありますか。</p> <p>① 国民主権、主権在民 ② 平和主義、戦争放棄 ③ 基本的人権の尊重 ④ 平等（権） ⑤ 三権分立 ⑥ 民主主義 ⑦ 自由（主義） ⑧ 地方自治 ⑨ 議会制民主主義 ⑩ 象徴天皇制 ⑪ 国家主権 ⑫ その他</p>	①	73.12	76.83	68.07	70.92	77.48	68.89	78.23	77.05	70.42	77.05	70.00	66.67
	②	83.12	83.01	81.93	82.47	85.11	86.67	88.71	80.33	84.51	86.89	78.00	85.71
	③	78.98	82.24	77.31	75.70	82.44	75.56	87.90	75.41	80.28	75.41	78.00	66.67
	④	5.65	2.70	5.04	7.57	2.67	13.33	6.45	1.64	14.08	11.48	10.00	0
	⑤	4.00	2.32	3.36	5.58	5.34	4.44	3.23	1.64	1.41	4.92	6.00	4.76
	⑥	3.45	3.47	4.20	3.19	4.96	2.22	1.61	1.64	4.23	3.28	2.00	4.76
	⑦	3.38	2.32	4.20	4.78	3.44	8.89	4.84	0	4.23	8.20	6.00	0
	⑧	1.17	0.39	0.42	2.39	1.53	6.67	0	0	0	1.64	0	0
	⑨	1.31	0.39	0.42	2.39	1.53	6.67	0.81	1.64	0	0	2.00	0
	⑩	1.24	0.39	1.68	1.59	1.53	0	0.81	0	1.41	3.28	4.00	0
	⑪	0.62	0.39	0.42	0	0.76	8.89	0	0	0	1.64	0	0
	⑫	1.93	0.39	2.52	1.99	2.67	8.89	0.81	0	2.82	3.28	0	4.76
<p>&lt;Q 5&gt; 最近あなたが読んだり聞いた りした憲法にかかわる問題には どのようなものがありますか。 いくつか挙げてください。</p> <p>① 平和、軍事、9条関係、安保、 核問題 ② 人権問題 ③ 憲法改正 問題 ④ 教育問題 ⑤ 参政権 ⑥ その他</p>	①	54.93	59.07	55.04	54.98	52.67	57.78	60.48	44.26	63.38	45.90	56.00	38.10
	②	2.41	1.54	1.68	2.79	4.58	6.67	0	3.28	0	1.64	2.00	0
	③	17.57	16.60	11.76	19.92	22.14	28.89	15.32	18.03	14.08	19.67	16.00	23.81
	④	5.38	2.32	4.62	5.18	5.34	13.33	4.03	4.92	9.86	11.48	4.00	14.29
	⑤	0.83	0.39	0.42	0.40	2.29	2.22	0.81	0	0	0	0	4.76
	⑥	8.34	9.27	7.98	8.37	7.63	8.89	5.65	11.48	2.82	13.11	12.00	14.29
<p>&lt;Q 6&gt; あなたは天皇（皇室）に対し て、どんな感情をもっています か。</p> <p>① 崇拜の念をもつ ② 親しみを感じ る ③ 親しみも反感もない ④ 反感をもつ ⑤ 憎悪の念をも つ ⑥ その他（ ） ⑦ わ からない</p>	①	3.30	5.04	4.62	0.80	3.03	0	4.03	6.56	1.35	1.61	4.00	4.76
	②	7.83	7.75	7.98	7.57	10.23	8.89	4.84	9.84	5.41	12.90	2.00	0
	③	59.00	53.10	57.14	59.76	57.95	55.56	67.74	60.66	68.92	70.97	66.00	38.10
	④	13.80	18.60	12.61	15.14	13.26	17.78	6.45	11.48	10.81	4.84	12.00	38.10
	⑤	2.68	2.33	2.10	3.98	3.79	4.40	1.61	1.64	1.35	0	2.00	4.76
	⑥	8.52	9.69	10.50	8.37	7.95	11.11	8.87	6.56	5.41	3.23	10.00	9.52
	⑦	5.36	3.10	5.04	3.19	3.03	0	6.45	3.28	6.76	6.45	4.00	4.76
	N.A.	0.89	0.39	0	1.20	0.76	2.22	0	0	0	0	0	0

	全 体	高 知 大 学					高 知 女 子 大 学				高 知 短 期 大 学		
		1回生	2回生	3回生	4回生	5回生 以上	1回生	2回生	3回生	4回生	1回生	2回生	
		<p>&lt;Q 7&gt;憲法第1条によれば、天皇は、日本国の象徴であり国民統合の象徴であって、その地位は主権者国民の総意に基づくこととされていますが、あなたは、この象徴天皇制について、どう思いますか。該当するものすべて○印をつけてください。</p> <p>①国のまことと、国民の心のよりどころである ②天皇は万世一系だから、象徴となるのにふさわしい ③国民の親近感を高めるよう、天皇はもっと積極的に行動すべきだ ④世襲であることに疑問を感じる ⑤国民の税金でぜいたくに暮らしているのに反感を覚える ⑥今の天皇は政治的に利用されていると思う ⑦憲法上、天皇制は戦前と戦後で全くその意味が転換しているのに、今の天皇（裕仁）が戦前からずっと天皇の地位にあるのはおかしい ⑧天皇は戦争責任者、戦争犯罪者であるから、今の平和主義の憲法のもとで象徴となるのはおかしい ⑨考えたことがない ⑩その他 ⑪わからない</p>	①	14.89	15.83	15.97	11.16	15.65	20.00	13.71	22.95	15.49	21.31
②	6.55	8.88	8.40	4.38	8.02	4.44	5.65	8.20	2.82	3.28	4.00	0	
③	11.23	13.51	10.50	8.37	12.98	13.33	14.52	6.56	11.27	13.11	4.00	9.52	
④	18.61	23.17	13.87	21.12	14.12	13.33	21.77	13.11	19.72	27.87	14.00	28.57	
⑤	26.19	31.27	27.31	24.70	22.14	28.89	27.42	29.51	23.94	19.67	26.00	28.57	
⑥	22.67	16.22	24.37	29.88	26.34	31.11	14.52	19.67	19.72	16.39	24.00	19.05	
⑦	13.99	12.74	14.29	15.54	13.74	13.33	13.71	8.20	11.27	14.75	20.00	28.57	
⑧	17.71	17.76	18.49	22.31	18.32	24.44	12.10	13.11	12.68	9.84	12.00	33.33	
⑨	13.65	9.65	10.08	12.75	16.03	8.89	21.77	18.03	16.90	18.03	18.00	4.76	
⑩	10.34	10.81	13.45	13.15	11.07	8.89	4.84	9.84	7.04	4.92	4.00	23.81	
⑪	4.27	6.56	2.94	1.20	2.67	4.44	6.45	3.28	14.08	4.92	4.00	4.76	
N.A.	1.10	0	1.26	1.20	1.15	2.22	0	0	1.41	0	2.00	4.76	
<p>&lt;Q 8&gt;天皇制は将来どのような形にありたいと思いますか。</p> <p>①存続 ②あってもなくてもよい ③廃止 ④わからない</p>	①	31.17	30.38	29.54	28.17	30.15	35.56	32.52	40.32	36.99	39.34	30.00	23.81
②	32.69	30.00	35.86	37.70	30.15	20.00	38.21	24.19	31.51	37.70	36.00	9.52	
③	27.93	31.15	26.16	28.17	31.30	40.00	18.70	22.58	23.29	14.75	24.00	57.14	
④	7.59	7.31	8.02	4.37	8.40	4.44	10.57	12.90	8.22	8.20	10.00	9.52	
N.A.	0.62	1.15	0.42	1.59	0	0	0	0	0	0	0	0	
<p>(SQ1)①と答えた人は、その形式について教えてください。</p> <p>①もっと形式的なものにする ②今の象徴のままでもよい ③天皇を元首にして、もう少し実質的な権限・政治的な力を与える ④戦前のような主権者の地位にもどす ⑤その他 ⑥わからない</p>	①	11.18	8.43	14.08	13.16	11.39	0	12.50	8.00	11.54	12.50	13.33	20.00
②	78.49	78.31	77.46	75.00	84.81	88.24	80.00	88.00	73.08	75.00	86.67	60.00	
③	1.29	1.20	0	0	2.53	5.88	5.00	0	0	0	0	0	
④	0.86	2.41	1.41	1.32	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑤	3.44	3.61	1.41	7.89	1.27	0	0	0	7.69	4.17	0	20.00	
⑥	2.80	2.41	5.63	1.32	0	0	2.50	0	7.69	8.33	0	0	
N.A.	1.94	3.61	0	1.32	0	5.88	0	4.00	0	0	0	0	

	全 体	高 知 大 学					高知女子大学				高 知 短期大学		
		1回生	2回生	3回生	4回生	5回生 以上	1回生	2回生	3回生	4回生	1回生	2回生	
		(SQ2)③と答えた人は、その理由として、次に挙げたものうち該当するものにすべて○印をつけてください。 ①天皇(皇室)がきらいだから ②天皇には自由がなくてかわいそうだから ③天皇(皇室)制を存置すると莫大な費用がかかり税金のむだ使いになるから ④天皇が政治的に利用されることを恐れるから ⑤天皇は特別の身分であり、平等の原則に反するから ⑥国民の総意にもとづいて象徴となるべきものが、国民の意志とかかわりなく世襲されるのはおかしいから ⑦国民主権の原理とあいれないから ⑧天皇制があると戦前の逆行を促すおそれがあるから ⑨その他( ) ⑩わからない	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ N.A.	11.36 13.33 46.17 43.46 51.60 45.19 28.15 37.78 5.93 0.49 0.25	16.05 8.64 50.62 39.51 49.38 49.38 25.93 33.33 3.70 0 0	9.68 17.74 38.71 40.32 46.77 40.32 24.19 27.42 7.04 0 1.41	14.08 9.86 43.66 53.52 53.66 47.89 33.80 47.89 7.04 0 0	8.54 22.22 66.67 33.33 38.89 44.44 33.33 50.00 5.56 0 0	11.11 26.09 56.52 17.39 65.22 52.17 17.39 35.71 4.35 0 0	8.70 14.29 50.00 35.71 57.14 28.57 0 29.41 14.29 0 0	7.14 5.88 41.18 58.82 35.29 41.18 35.29 22.22 11.76 0 0	11.76 22.22 44.44 66.67 77.78 33.33 22.22 22.22 0 0 0	11.11 16.67 33.33 33.33 33.33 41.67 25.00 25.00 8.33 0 0
<Q9>卒業式、入学式などで「君が代」をうたい、「日の丸」を掲げることについてどう思いますか。 ①よい ②わるい ③いちがい に言えない ④わからない	① ② ③ ④ N.A.	22.60 15.55 53.42 7.53 0.90	25.58 12.40 54.65 6.20 1.16	25.63 18.91 47.48 7.56 0.42	17.13 18.73 56.18 6.37 1.59	22.26 16.60 54.34 4.91 1.89	22.22 17.78 55.56 4.44 0	22.31 9.09 55.37 13.22 0	32.26 11.29 46.77 9.68 0	16.67 19.44 55.56 8.33 0	24.59 13.11 54.10 8.20 2.00	14.00 6.00 60.00 18.00 0	28.57 19.05 42.86 9.52 0
(SQ1)①と回答した人だけ教えてください。その理由は何ですか(複数回答可)。 ①親しみがもてる ②厳肅な雰囲気になる ③日本を象徴するものとしてよい ④国のまことの中心、国民の心よりどころとして不可欠なものだ ⑤国歌・国旗だから当然である ⑥国歌・国旗でもないが、国民に親しまれているから ⑦ただ、なんとなく ⑧その他( )	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ N.A.	8.87 44.95 41.90 22.32 45.57 7.65 3.67 4.59 0.61	12.12 53.03 37.88 25.76 53.03 6.06 1.52 7.58 0	4.92 32.79 50.82 20.93 50.82 13.11 1.64 3.28 2.33	13.95 46.51 41.86 20.93 48.84 9.30 6.98 4.65 1.69	8.47 42.37 37.29 25.42 28.81 6.78 5.08 1.69 1.69	40.00 30.00 60.00 40.00 60.00 10.00 0 0 0	3.70 62.96 37.04 25.93 55.56 3.70 3.70 3.70 0	5.00 45.00 35.00 5.00 30.00 0 10.00 5.00 0	16.67 50.00 50.00 16.67 33.33 0 0 0 0	0 53.33 53.33 20.00 33.33 13.33 6.67 6.67 0	0 42.86 28.57 0 71.43 14.29 0 0 0	0 16.67 16.67 0 50.00 0 0 33.33 0
(SQ2)②と回答した人だけ教えてください。その理由は何ですか(複数回答可)。 ①時代遅れで感覚にあわない ②戦争を思いおこさせるのでいやだ ③特定のイデオロギーと結びついているから ④戦前の軍国主義国家を連想させる ⑤国民の思想的統合をはかるうとするものだ ⑥国歌でも国旗でもないから ⑦ただ、なんとなく ⑧その他( )	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ N.A.	16.00 18.22 52.44 49.78 42.67 35.56 2.22 13.33 0.44	21.88 21.88 43.75 68.75 43.75 31.25 3.13 15.63 3.13	20.00 13.33 48.89 42.22 40.00 33.33 0 13.33 2.22	12.77 23.40 57.45 44.68 44.68 40.43 4.26 12.77 0	15.91 15.91 56.82 52.27 52.27 43.18 2.27 9.09 0	25.00 37.50 75.00 62.50 62.50 62.50 0 12.50 0	27.27 18.18 54.55 54.55 27.27 18.18 0 0 0	0 0 71.43 57.14 0 28.57 0 42.86 0	21.43 35.71 50.00 57.14 50.00 28.57 0 7.14 0	0 0 50.00 37.50 37.50 25.00 12.50 12.50 0	0 0 0 33.33 33.33 0 0 66.67 0	0 0 25.00 25.00 25.00 25.00 0 25.00 0

		全 体	高 知 大 学					高知女子大学				高 知 短期大学	
			1回生	2回生	3回生	4回生	5回生 以上	1回生	2回生	3回生	4回生	1回生	2回生
			<p>&lt;Q10&gt;憲法第9条には、自衛のためという名目でも再軍備や戦争を禁じているという説と、自衛のための軍備は禁じられていないという説がありますが、あなたはどちらの意見ですか。 ①自衛のためでも再軍備や戦争を禁じている ②自衛のための軍備は禁じられていない ③わからない</p>	①	55.57	56.37	54.17	55.38	55.73	60.87	58.87	58.06	53.42
②	34.11	35.52	33.75	37.45	33.97	30.43	29.03	30.65	32.88	36.07	29.41	28.57	
③	9.49	7.34	10.83	6.77	9.54	4.35	12.10	11.29	13.33	16.39	15.69	4.76	
N.A.	0.83	0.77	1.25	0.40	0.76	4.35	0	0	1.37	0	0	4.76	
<p>&lt;Q11&gt;自衛隊は憲法に違反した存在だと思いますか。 ①違反している ②違反していない ③わからない</p>	①	49.72	53.17	53.36	51.19	48.68	61.70	41.94	47.54	38.89	29.51	52.00	85.00
②	30.18	30.56	29.83	32.94	29.43	25.53	29.84	31.15	31.94	37.70	30.00	10.00	
③	18.92	13.48	16.39	15.08	21.13	10.64	28.23	21.31	29.17	32.79	18.00	5.00	
N.A.	1.17	0.79	0.42	0.79	0.75	2.13	0	0	0	0	0	0	
<p>&lt;Q12&gt;自衛隊の果たしている役割は何だと思えますか(複数回答可)。 ①外国への侵略の準備 ②外国からの侵略の防止 ③国内の治安対策 ④災害などの民生協力 ⑤対米協力 ⑥自由陣営の防衛 ⑦その他( ) ⑧わからない</p>	①	8.82	7.34	7.56	12.75	11.07	6.67	4.03	8.20	11.27	6.56	4.00	9.52
②	44.31	44.40	51.68	43.03	37.79	42.22	46.77	47.54	39.44	45.90	48.00	47.62	
③	39.56	37.84	33.19	40.24	38.55	33.33	42.74	52.46	53.52	44.26	32.00	42.86	
④	64.99	68.73	62.18	66.93	63.36	75.56	54.84	63.93	63.38	72.13	70.00	76.19	
⑤	34.05	34.75	36.13	39.04	34.35	40.00	25.81	31.15	30.99	21.31	36.00	28.57	
⑥	15.09	13.13	17.65	20.72	17.18	20.00	7.26	3.28	9.86	8.20	18.00	19.05	
⑦	5.17	5.79	7.56	6.77	6.11	8.89	1.61	3.28	0	1.64	2.00	4.76	
⑧	2.07	1.54	2.52	0.40	1.91	2.22	4.03	3.28	2.82	1.64	6.00	0	
N.A.	0.28	0	0.84	0.40	0.38	0	0	0	0	0	0	0	
<p>&lt;Q13&gt;あなたは軍事力としての今の自衛隊が必要だと思いますか。 ①必要 ②不要 ③わからない</p>	①	31.45	34.50	33.76	35.32	28.95	28.89	29.84	24.19	26.03	21.31	32.00	38.10
②	51.75	52.33	52.74	52.78	51.50	57.78	45.97	54.84	46.58	47.54	58.00	52.38	
③	16.45	13.18	13.50	11.51	19.17	13.33	24.19	20.97	27.40	31.15	10.00	4.76	
N.A.	0.34	0	0	0.40	0.38	0	0	0	0	0	0	4.76	
<p>(SQ1)①と回答した人だけ答えてください。その理由は何ですか(複数回答可)。 ①いつでも戦争ができるようになるから ②自分の国は自分で守るべきだから ③侵略の危険が増大しているから ④国連による安全保障だけでは不十分だから ⑤その他( )</p>	①	1.31	3.37	1.25	2.25	0	0	0	0	0	0	0	
②	73.52	73.03	77.50	75.28	74.03	76.92	62.16	66.67	78.95	69.23	62.50	87.50	
③	33.26	35.96	30.00	31.46	29.87	30.77	35.14	33.33	42.11	30.77	62.50	12.50	
④	31.95	24.72	30.00	34.83	31.17	46.15	32.43	20.00	52.63	38.46	25.00	37.50	
⑤	4.60	2.25	3.75	6.74	0	0	10.81	6.67	10.53	7.69	0	25.00	
N.A.	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
<p>(SQ2)②と回答した人だけ答えてください。その理由は何ですか(複数回答可)。 ①憲法が戦争放棄を規定しているから ②戦争にまきこまれやすいから ③他の国を侵略しないとも限らないから ④今の自衛隊は本当に国民のためのものではないから ⑤国連による安全保障に信頼しているから ⑥その他( )</p>	①	53.59	55.56	52.80	46.62	46.72	65.38	68.42	52.94	55.88	58.62	48.28	81.82
②	33.91	31.11	36.00	39.10	29.93	46.15	42.11	35.29	20.59	24.14	24.14	27.27	
③	21.81	23.70	22.40	24.06	16.79	15.38	24.56	20.59	26.47	13.79	27.59	9.09	
④	47.34	42.22	48.00	54.14	51.09	38.46	45.61	26.47	41.18	55.17	51.72	36.36	
⑤	6.91	6.67	7.20	6.02	9.49	15.38	0	2.94	11.76	10.34	3.45	0	
⑥	13.96	17.78	13.60	20.30	12.41	15.38	0	11.76	8.82	3.45	17.24	9.09	
N.A.	0.53	0.74	1.60	0.75	0	0	0	0	0	0	0	0	

	全 体	高 知 大 学					高 知 女 子 大 学				高 知 短 期 大 学		
		1回生	2回生	3回生	4回生	5回生 以 上	1回生	2回生	3回生	4回生	1回生	2回生	
<p>&lt;Q14&gt;将来、自衛隊をどうすべきであると思いますか。 ①増強する ②今のままでよい ③縮少する ④廃止する ⑤その他( )</p>	①	10.94	12.26	14.11	12.65	8.89	8.51	9.76	9.68	2.70	7.94	13.46	9.52
	②	31.05	28.74	31.12	25.30	32.59	25.53	35.77	37.10	40.54	36.51	26.92	23.81
	③	25.85	24.14	21.58	22.92	29.26	29.79	33.33	29.03	31.08	31.75	30.77	9.52
	④	23.19	25.29	24.07	27.27	23.33	21.28	18.70	17.74	9.46	14.29	25.00	42.86
	⑤	7.87	8.81	7.88	10.28	4.44	12.77	2.44	6.45	14.86	7.94	3.85	14.29
	N.A.	1.09	0.77	1.24	1.58	1.48	2.13	0	0	1.35	1.59	0	0
<p>&lt;Q15&gt;将来、徴兵制が実施されたら、あなたはどうしますか。 ①喜んで応じる ②しかたなく応じる ③いやだから逃げまわる ④反対運動に参加する ⑤個人として戦争に反対して忌避する ⑥その他( ) ⑦わからない</p>	①	2.16	3.79	2.85	2.26	2.18	4.35	1.59	0	0	0	0	0
	②	11.05	10.98	12.20	14.93	12.00	15.22	7.14	11.48	6.76	4.84	12.00	16.67
	③	12.06	12.50	12.20	15.38	11.64	21.74	9.52	13.11	9.46	9.68	8.00	16.67
	④	43.73	45.83	41.06	52.49	44.36	32.61	42.86	42.62	41.89	48.39	38.00	16.67
	⑤	16.24	15.53	13.01	1.81	17.45	10.87	23.02	16.39	24.32	14.52	16.00	16.67
	⑥	2.96	3.03	5.69	3.17	1.82	0	1.59	1.64	2.70	1.61	4.00	16.67
	⑦	11.59	8.33	13.01	9.50	9.82	15.22	14.29	14.75	14.86	20.97	22.00	16.67
N.A.	0.20	0	0	0.45	0.73	0	0	0	0	0	0	0	
<p>&lt;Q16&gt;あなたは、日米安全保障条約について知っていますか。 ①よく知っている ②一応知っている ③あまり知らない ④全く知らない</p>	①	4.68	1.93	7.02	5.51	7.95	4.44	3.23	3.17	0	4.92	6.12	4.76
	②	57.08	57.53	56.20	60.24	54.92	62.22	52.42	53.97	58.90	52.46	57.14	61.90
	③	34.39	35.14	32.23	30.71	33.33	33.33	39.52	41.27	35.62	40.98	36.73	33.33
	④	3.71	5.41	4.55	3.54	3.41	0	4.84	1.59	4.11	1.64	0	0
	N.A.	0.14	0	0	0	0.38	0	0	0	1.37	0	0	0
<p>&lt;Q17&gt; 日米安全保障条約によって、日本にはアメリカの軍事基地がありますが、あなたはどう思いますか。 ①好ましい ②好ましくないがやむをえない ③反対 ④わからない</p>	①	1.58	2.29	2.94	2.37	0.75	0	0.81	0	1.35	0	0	0
	②	31.77	31.68	33.19	33.99	31.72	35.56	19.51	32.26	33.78	29.51	40.00	28.57
	③	61.35	61.83	58.40	60.87	60.07	64.44	76.42	53.23	52.70	54.10	58.00	66.67
	④	5.16	3.82	5.46	2.77	7.09	0	2.44	14.52	12.16	16.39	2.00	4.76
	N.A.	0.14	0.38	0	0	0.37	0	0.81	0	0	0	0	0
<p>(SQ1)①②と回答した人だけ教えてください。理由は何ですか(複数回答可)。 ①日本の防衛のため ②自由陣営の防衛のため ③共産主義化を防ぐため ④侵略を防ぐため ⑤自衛隊では弱体だから ⑥治安維持のため ⑦その他( )</p>	①	44.33	53.93	41.86	46.74	42.53	50.00	24.00	40.00	30.77	50.00	40.00	66.67
	②	27.22	22.47	25.58	26.09	29.89	31.25	40.00	30.00	23.08	38.89	15.00	50.00
	③	9.48	12.36	12.79	7.61	12.64	6.25	8.00	5.00	3.85	5.56	0	0
	④	28.45	26.97	34.88	28.26	25.29	50.00	28.00	20.00	19.23	27.78	25.00	16.67
	⑤	29.90	39.33	36.05	25.00	22.99	31.25	16.00	30.00	19.23	22.22	45.00	33.33
	⑥	8.66	5.62	6.98	4.35	10.34	0	32.00	15.00	23.08	5.56	5.00	0
	⑦	14.02	8.99	15.12	18.48	11.49	18.75	4.00	15.00	26.92	0	25.00	16.67
	N.A.	0.62	0	1.16	0	0	0	0	5.00	3.85	0	0	0



	全 体	高 知 大 学					高知女子大学				高 知 短期大学		
		1回生	2回生	3回生	4回生	5回生 以上	1回生	2回生	3回生	4回生	1回生	2回生	
		(SQ2) ③と回答した人だけ答えてください。理由は何ですか(複数回答可)。 ①戦争にまきこまれるから ②日本は独立国だから ③日本が戦場になるおそれがあるから ④憲法の平和主義の原則に反するから ⑤戦争に反対だから ⑥日本国民の利益を守ってくれるわけではないから ⑦その他( )	①	43.83	48.77	46.04	46.75	39.13	44.83	43.62	42.42	48.72	33.33
	②	40.25	37.04	42.45	50.00	37.27	48.28	36.17	27.27	35.90	39.39	34.48	50.00
	③	51.23	53.09	47.48	52.60	47.20	55.17	59.57	54.55	56.41	36.36	48.28	50.00
	④	51.91	50.62	48.92	46.10	57.14	55.17	48.94	39.39	66.67	60.61	55.17	64.29
	⑤	53.14	54.32	51.08	53.25	52.80	51.72	59.57	51.52	48.72	36.36	58.62	50.00
	⑥	31.39	37.04	30.94	36.36	33.54	44.83	11.70	24.24	28.21	21.21	31.03	42.86
	⑦	4.93	4.94	7.19	9.09	3.73	3.45	0	3.03	2.56	3.03	0	14.29
	N.A.	0.11	0	0	0	0	0	0	0	0	3.03	0	0
＜Q18＞あなたは、憲法第9条を改正すべきだと思いますか。 ①改正すべきである ②改正すべきでない ③わからない	①	18.09	21.88	18.83	15.66	16.09	20.00	14.63	21.31	21.92	13.11	16.00	33.33
	②	56.91	58.59	55.65	61.04	62.07	60.00	56.91	47.54	38.36	45.90	68.00	61.90
	③	23.34	18.75	24.27	22.89	20.31	17.78	28.46	29.51	38.36	39.34	16.00	4.76
	N.A.	1.66	0.78	1.26	0.40	1.53	2.22	0	1.64	1.37	1.64	0	0
＜Q19＞あなたは、日本の安全保障は将来どうあるべきだと思いますか。該当するものすべてに○印をつけてください。 ①日本を中立国にし、かつ非武装でいるべきである ②日本を中立国にし、自衛を行なう ③自衛隊だけで国を守れるよう、自衛隊を軍隊にし、強化する ④自衛隊は保持しつつ、日米安全保障条約を当面存続させ、有事の際のみ米軍の駐留を求める ⑤日米安全保障条約を存続・強化する ⑥東南アジア諸国と地域的安全保障体制をつくる ⑦国連による集団安全保障体制を確立する ⑧ソ連と平和条約を結ぶ ⑨今のままでよい ⑩さしあたりは考えたくない ⑪わからない	①	39.08	40.15	36.13	39.04	38.93	31.11	41.94	49.18	42.25	32.79	38.00	47.62
	②	33.01	33.98	32.35	39.84	30.92	37.78	31.45	22.95	28.17	27.87	32.00	33.33
	③	3.72	3.47	5.46	5.98	4.20	6.67	4.03	1.64	0	1.64	0	4.76
	④	7.37	8.49	7.98	7.57	8.02	8.89	3.23	9.84	7.04	6.56	8.00	4.76
	⑤	3.03	1.93	3.36	5.18	3.44	2.22	2.42	3.28	1.41	1.64	4.00	0
	⑥	12.61	12.36	15.55	12.75	10.69	22.22	9.68	8.20	14.08	8.20	22.00	4.76
	⑦	38.11	34.75	37.82	38.65	41.22	51.11	28.23	40.98	38.03	44.26	44.00	28.57
	⑧	7.58	8.49	8.40	7.57	7.63	17.78	4.84	8.20	5.63	4.92	6.00	0
	⑨	1.72	1.16	2.10	1.99	2.67	0	0.81	0	1.41	3.28	2.00	0
	⑩	5.17	5.79	7.14	3.98	7.63	6.67	2.42	9.84	7.04	6.56	4.00	0
	⑪	4.55	4.25	5.04	4.78	3.05	2.22	8.06	6.56	9.86	1.64	6.00	9.52
	N.A.	0.76	1.16	0.84	0.80	0.38	2.22	0.81	0	0	3.28	0	0
＜Q21＞あなたの言論の自由やその他の表現の自由、思想、良心、宗教の自由が抑圧されたとしたら、あなたならどうしますか。 ①憲法で保障された権利だから裁判所に訴える ②裁判に訴えたいが、手続が面倒だし、金と時間がかかりすぎるから好まない ③多少自分に不利になっても、「裁判された」にだけはしたくない ④その他( ) ⑤わからない	①	36.55	42.47	36.40	35.86	36.70	35.56	37.10	32.26	16.44	29.51	42.00	47.62
	②	41.02	39.00	42.68	42.23	39.70	42.22	41.94	35.48	47.95	40.98	38.00	38.10
	③	5.78	5.02	4.60	4.38	6.74	0	5.65	9.68	6.85	11.48	10.00	4.76
	④	4.40	6.18	5.02	3.98	4.49	11.11	0.81	3.23	2.74	3.28	0	9.52
	⑤	11.70	6.95	11.30	11.95	12.36	8.89	14.52	19.35	24.66	14.75	10.00	0
	N.A.	0.55	0.39	0	1.59	0	2.22	0	0	1.37	0	0	0

		全 体	高 知 大 学					高 知 女 子 大 学				高 知 短 期 大 学	
			1回生	2回生	3回生	4回生	5回生 以 上	1回生	2回生	3回生	4回生	1回生	2回生
			<Q22> 国民の権利・自由は、濫用してはならず、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任がある（憲法第12条）とされていますが、公共の福祉と個人の基本的な権利との関係について、あなたは次の説明のどれに賛成ですか。 ①個人の権利・自由を社会全体の利益の見地から制約すること ②個人や企業集団のもっている特定の自由をより多くの人々の権利を守るために制約すること ③自分の権利を主張したり行使することにより、相手の自由や権利が侵害されないようにすること ④その他（ ） ⑤わからない	① ② ③ ④ ⑤ N.A.	15.97 22.37 49.21 0.96 10.39 1.10	16.99 18.92 50.97 1.54 10.81 0.77	17.92 19.58 50.42 1.25 10.42 0.42	10.32 23.02 53.57 1.19 9.92 1.98	20.75 24.91 44.15 0.38 9.43 0.38	15.56 24.44 44.44 4.44 6.67 4.44	14.52 20.97 56.45 0 8.06 0	11.29 27.42 46.77 0 14.52 0	15.49 25.35 45.07 0 12.68 1.41
<Q24> 次に挙げる現行制度のうち、あなたが「法の下での平等」に反すると思うものについて、すべてに○印をつけてください。 ①20歳に達しない者には選挙権が与えられていないこと ②労働条件を定める際に、女子に対して特別の保護規定をおいていること ③経済上の能力や所得差に応じて納税負担の轻重を定めていること ④父母、祖父母など尊属を殺した場合に、一般の殺人よりも重い刑罰を定めていること ⑤父親が日本国民である場合に、子どもは生まれながらに日本国民となるが、母親が日本国民であっても、父親が外国籍をもつ場合には、子どもは日本国民とはなれないこと ⑥天皇・皇室を置いていること ⑦選挙人が23万人しかないのに3人の議員が選出されているのに対し、選挙人が144万人もいるのに4人の議員しか選出されないこと ⑧ストライキが一般の労働者には認められていて、公務員には禁止されていること	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ N.A.	4.62 13.37 5.44 23.71 67.95 33.84 64.71 44.80 3.45	6.56 8.88 7.72 26.64 71.43 32.82 66.41 38.61 3.09	4.62 14.71 4.20 25.63 65.55 36.13 65.55 44.54 3.78	5.58 13.94 4.78 22.71 68.53 39.44 68.53 54.18 3.59	3.82 14.89 7.25 20.99 61.45 33.21 64.50 42.37 3.82	11.11 11.11 4.44 24.44 68.89 37.78 71.11 60.00 2.22	2.42 15.32 2.42 29.84 75.81 34.68 70.97 41.13 1.61	3.28 16.39 3.28 27.87 70.49 27.87 59.02 36.07 8.20	2.82 15.49 4.23 11.27 77.46 23.94 57.75 38.03 4.23	1.64 18.03 6.56 14.75 70.49 13.11 50.82 31.15 1.64	4.00 4.00 8.00 18.00 58.00 36.00 50.00 68.00 4.00	0 4.76 4.76 47.62 66.67 47.62 66.67 71.43 4.76
<Q25> もしあなたが就職して、職場で、あなたの思想・信条を理由に、他の人と比べて著しく不利益な取扱いを使用者からうけたとしたら、あなたはどのようにしますか（複数回答可）。 ①雇われているのだから、どんな扱いをうけても文句はいえない ②資本主義の世の中だから、使用者が思想・信条によって差別するのはむりもない ③誤解をうけないよう、行動に気をつける ④使用者にとっ好まない思想・信条をすてる ⑤思想・信条を変えたくないが、事から職場をすてる ⑥思想・信条による差別は許せないが、事荒だてたくないのがまんする ⑦使用者に抗議する ⑧労働組合に援助を求める ⑨労働基準局に訴える ⑩裁判に訴える ⑪その他（ ） ⑫わからない	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ N.A.	2.41 7.31 30.60 1.59 16.68 28.46 33.98 23.64 24.33 12.54 2.48 8.13 0.55	4.63 4.63 25.87 1.54 17.37 25.48 38.22 23.55 22.39 11.97 3.86 7.34 0	2.94 10.08 31.51 2.94 20.59 31.93 32.35 24.37 14.29 13.45 3.36 10.08 0	2.39 11.55 31.08 1.59 18.33 31.47 36.65 26.29 18.33 16.33 1.99 8.76 0.40	1.91 8.40 32.82 2.67 9.54 25.57 34.35 20.61 14.89 9.92 3.05 7.25 0.76	2.22 8.89 33.33 0 20.00 20.00 27.42 37.78 31.11 22.22 4.44 6.67 0	0.81 8.06 29.03 0.81 17.74 34.68 29.51 19.35 18.55 10.48 0.81 8.06 0	1.64 3.28 31.15 0 21.31 31.15 22.54 18.03 11.48 9.84 1.64 6.56 3.28	1.41 1.41 32.39 0 16.90 30.99 22.54 14.08 8.45 5.63 4.23 15.49 0	1.64 1.64 39.34 0 14.75 40.98 18.03 24.59 11.48 11.48 0 6.56 1.64	0 0 32.00 0 10.00 12.00 48.00 28.00 20.00 10.00 0 4.00 2.00	0 0 19.05 0 19.05 9.52 57.14 42.86 23.81 23.81 4.76 4.76 4.76

	全 体	高 知 大 学					高 知 女 子 大 学				高 知 短 期 大 学	
		1回生	2回生	3回生	4回生	5回生 以 上	1回生	2回生	3回生	4回生	1回生	2回生
		<p>&lt;Q26&gt;靖国神社の国営化や、首相をはじめ政府関係の靖国神社への公式参拝を求める動きがありますが、あなたはどのように思いますか(複数回答可)。</p> <p>①当然であり、推進すべきである ②一々目くじらをたてることではない ③戦前に戻るようではない ④政教分離の原則に反する ⑤反対である ⑥わからない ⑦そのような動きについては、知らない</p>	① 2.76	3.86	3.78	1.99	1.15	2.22	5.65	3.28	2.82	0
② 33.77	35.52	36.55	32.67	29.01	33.33	37.90	47.54	33.80	39.34	28.00	14.29	
③ 17.78	15.83	15.97	21.51	20.23	28.89	12.90	18.03	19.72	6.56	16.00	14.29	
④ 36.25	30.12	31.93	37.85	43.51	57.78	30.65	31.15	39.44	34.43	36.00	52.38	
⑤ 31.43	33.20	33.19	35.06	37.02	46.67	19.35	21.31	15.49	24.59	20.00	42.86	
⑥ 12.06	12.36	13.03	8.37	11.83	4.44	12.10	9.84	16.90	14.75	24.00	4.76	
⑦ 3.38	3.47	2.52	5.98	1.15	0	5.65	1.64	4.23	4.92	2.00	0	
N.A.	0.69	0.39	0	0.80	0.76	0	0.81	1.64	0	1.64	0	4.76
<p>&lt;Q27&gt;現在、教科書検定の合憲性をめぐっておこなわれている、いわゆる「教科書裁判」について知っていますか。</p> <p>①よく知っている ②多少は知っている ③あまり知らない ④全く知らない</p>	① 8.88	9.77	6.67	10.36	11.83	17.78	3.23	8.06	2.78	9.84	10.20	4.76
② 53.93	50.00	59.17	54.18	51.15	44.44	56.45	66.13	59.72	49.18	48.98	57.14	
③ 29.75	33.20	28.33	27.89	30.15	31.11	28.23	16.13	33.33	36.07	36.73	33.33	
④ 6.68	7.03	5.83	7.17	6.49	6.67	11.29	8.06	4.17	3.28	4.08	0	
N.A.	0.76	0	0	0.40	0.38	0	0.81	1.61	0	1.64	0	4.76
<p>&lt;Q28&gt;文部省による教科書検定制度的について、どう思いますか(複数回答可)。</p> <p>①さらにすすんで国定教科書を作るべきである ②教科書は重要だから、国が教科書の内容に責任をもつのは当然である ③誤字や脱字の訂正、かなづかいの統一など、技術的な事項にかぎった検定ならよい ④教科書の作成は教育関係者にまかせるべきである ⑤出版される前に、国が修正を指示するのは、憲法で禁止された検閲にあたる ⑥教科書執筆者の研究内容にまで立ち入ることになり、学問の自由を侵害するものである ⑦教育内容に国が介入することは、教育の自由に対する ⑧その他( ) ⑨わからない</p>	① 1.45	1.16	2.52	0.80	1.91	0	1.61	3.28	0	1.64	2.00	0
② 20.95	25.87	18.49	19.12	20.23	22.22	19.35	22.95	21.13	26.23	28.00	0	
③ 47.76	48.26	53.36	51.79	40.84	37.78	48.39	49.18	50.70	42.62	46.00	52.38	
④ 45.69	38.22	47.06	48.61	51.91	55.56	42.74	32.79	46.48	45.90	44.00	42.86	
⑤ 27.43	24.71	31.51	34.26	25.19	46.67	19.35	24.59	21.13	13.11	22.00	42.86	
⑥ 35.15	37.45	38.66	37.45	30.15	44.44	29.03	36.07	35.21	27.87	40.00	28.57	
⑦ 37.90	35.14	41.18	41.83	37.02	60.00	35.48	26.23	33.80	34.43	36.00	33.33	
⑧ 3.65	5.02	3.36	4.78	2.67	4.44	4.03	3.28	1.41	3.28	0	0	
⑨ 5.10	5.41	5.04	4.78	3.82	2.22	7.26	6.56	7.04	3.28	8.00	0	
N.A.	0.55	0	0	0.40	0.38	0	0.81	1.64	0	1.64	0	4.76
<p>&lt;Q29&gt;文学作品、例えばD. H. ロレンス作「チャタレー夫人の恋人」という小説を、わいせつ文書であるという理由から、その出版・販売を処罰することについて、どう思いますか。</p> <p>①わいせつ文書には出版の自由の保障はなく、処罰されるのは当然である ②芸術作品はわいせつとは考えられないから、わいせつを理由に処罰することは、出版の自由に対する ③何がわいせつかは、時代や人によって判断が異なるので、わいせつというあいまいな概念を基準にして、処罰するのはおかしい ④わいせつ文書にも出版の自由の保障があるから、その規制は刑罰ではなく、社会的批判にゆだねるべきだ ⑤どんなものを出版することも自由である ⑥その他( ) ⑦わからない</p>	① 1.84	2.05	2.10	1.30	0.97	1.92	3.79	1.45	3.66	0	1.79	3.70
② 12.51	13.36	13.29	13.96	11.65	11.54	9.85	14.49	12.20	8.82	8.93	14.81	
③ 53.32	55.48	47.90	47.73	56.31	57.69	56.06	59.42	64.63	52.94	51.79	55.56	
④ 22.12	21.92	22.73	24.35	21.68	19.23	21.97	18.84	14.63	25.00	28.57	7.41	
⑤ 4.33	3.77	5.59	7.47	3.88	5.77	1.52	2.90	0	1.47	3.57	7.41	
⑥ 1.07	0.68	2.10	0.97	0.97	0	0.76	0	0	2.94	0	3.70	
⑦ 4.51	2.74	6.29	4.22	4.21	3.85	5.30	2.90	3.66	7.35	5.36	7.41	
N.A.	0.30	0	0	0	0.32	0	0.76	0	1.22	1.47	0	0

		全 体	高 知 大 学					高 知 女 子 大 学				高 知 短期大学	
			1回生	2回生	3回生	4回生	5回生 以上	1回生	2回生	3回生	4回生	1回生	2回生
			<Q30>あなたはデモについてどう 思いますか。 ①デモは表現の一つの手段だから、 どんな形態でもやってよい ②デモは表現の一つの手段だが、 平穏な形態でやるべきだ ③デモは、交通を妨げるなど、 市民の迷惑になるので表現の手 段としては適当でない ④わか らない	① ② ③ ④ N.A.	5.76 67.28 20.44 5.76 0.75	6.98 70.16 20.93 1.94 0	7.50 61.25 24.17 6.67 0.42	6.75 71.43 16.27 5.16 0.40	4.96 69.08 19.47 5.73 0.76	8.70 67.39 19.57 2.17 2.17	3.20 58.40 27.20 10.40 0.80	3.23 66.13 24.19 6.45 0	1.39 70.83 15.28 11.11 1.39
<Q31>あなたは、社会や政治に対す る自分の意見や不満をデモやピ ラ配布などで表現しようと思 いますか。 ①思う ②思わない ③わから ない	① ② ③ N.A.	12.34 64.62 22.48 0.55	9.73 71.60 18.68 0	12.61 66.39 20.59 0.42	16.73 62.55 20.32 0.40	15.27 58.40 25.95 0.38	22.22 53.33 24.44 0	2.42 74.19 22.58 0.81	8.20 65.57 26.23 0	5.48 61.64 31.51 1.37	11.48 62.30 26.23 0	12.00 60.00 28.00 0	28.57 61.90 9.52 0
<Q32>デモは、現在、公安条例によ って規制されています。デモ行進 が行なわれる場所には、警察・ 機動隊が出動しています。これ について、あなたはどう思いま すか（複数回答可）。 ①デモの気分をそがれる ②な んとも無気味でいやだ ③機 動隊の威圧感を感じるので、参 加したくなくなる ④機動隊が 出ているとなんとなく困ってい る気分になる ⑤デモ行進は一 般の交通を妨げるので、デモ隊 を規制するのは当然である ⑥ デモ隊は常に暴徒と化す危険が あるので、警察は厳重に警戒す べきである ⑦デモ行進と一般 の交通とをスムーズに通すため に、交通規制を行なうのに必要 である ⑧デモ隊の安全のため の交通規制に警察はいてもよい が、機動隊は不要である ⑨表 現の一つの手段としてのデモに 警察・機動隊はそもそも出動す る必要はない ⑩別に気になら ない ⑪わからない	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ N.A.	2.41 21.23 10.96 11.72 25.84 16.20 35.22 35.01 10.06 4.27 6.20 0.55	3.47 20.85 12.36 11.58 28.19 23.94 36.29 32.43 11.58 5.41 4.63 0.39	3.78 20.17 11.34 5.88 26.89 17.23 31.93 32.77 10.50 4.62 7.98 0	2.79 28.29 15.14 14.74 22.31 11.55 34.66 33.47 12.75 4.78 5.18 0.40	1.91 17.94 7.63 7.25 24.05 12.60 36.64 40.84 9.92 3.82 7.25 0.76	2.22 28.89 11.11 8.89 24.44 15.56 35.56 44.44 15.56 6.67 4.44 0	0.81 20.97 15.32 19.35 33.06 20.16 45.90 33.06 6.45 8.20 5.65 0.81	1.64 9.84 8.20 16.39 32.79 16.39 45.90 24.59 8.20 8.20 3.28 0	0 29.58 7.04 18.31 9.86 7.04 36.62 40.85 8.20 0 4.23 0	1.64 18.03 8.20 13.11 27.87 19.67 36.07 27.87 6.00 3.28 13.11 0	2.00 14.00 4.00 14.00 38.00 14.00 36.00 40.00 14.29 4.00 8.00 0	0 19.05 0 19.05 14.29 14.29 33.33 47.62 14.29 4.76 4.76 0
<Q33> 憲法上、「言論・出版・表現 の自由」が保障されていますが、 あなたはどんなことでも発言し たり、文書に書いたりすること が許されると思いますか。 ①どんなことでも許される ② 一定の限界がある ③わから ない	① ② ③ N.A.	6.48 89.17 4.14 0.21	5.81 91.86 2.33 0	6.30 88.66 5.04 0	7.97 87.25 4.78 0.38	7.25 87.79 4.58 0	13.33 82.22 4.44 0	4.07 89.43 6.50 0	3.23 93.55 3.23 0	4.11 91.78 4.11 0	6.56 88.52 4.92 0	4.00 96.00 0 0	9.52 90.48 0 0
(SQ)②と回答した人だけ答えて ください。その限界とはどんな 場合でしょうか。 ①社会の風紀を乱すような映 画・雑誌・本 ②きわめて過激 な政治的意見 ③プライバシー を侵害するようなもの ④その 他（ ）	① ② ③ ④ N.A.	18.68 7.10 70.78 3.17 0.28	19.05 6.96 69.60 4.03 0.37	15.61 8.44 73.84 2.11 0	17.89 8.94 71.14 1.63 0.41	20.75 8.30 64.91 5.66 0.38	16.67 7.14 76.19 0 0	16.67 5.00 76.67 0.83 0.83	12.90 3.23 82.26 1.61 0	28.21 3.85 65.38 2.56 0	20.00 9.23 63.08 7.69 0	18.87 3.77 73.58 3.77 0	14.29 14.29 71.43 0 0

	全 体	高 知 大 学					高 知 女 子 大 学				高 知 短 期 大 学		
		1回生	2回生	3回生	4回生	5回生 以 上	1回生	2回生	3回生	4回生	1回生	2回生	
		<p>&lt;Q34&gt;憲法第25条が権利として保障している「健康で文化的な最低限度の生活」について、わが国では、どの程度実現していると思いますか。 ①十分に実現している ②ある程度実現している ③あまり実現していない ④全く実現していない ⑤わからない</p> <p>(SQ)③④と回答した人だけ答えてください。ではどのようにしたらよいと思いますか。 ①自らの努力で生活水準の向上をめざす ②社会の中で、お互いに助け合うべきである ③国家が責任をもつべきである ④その他 ( ) ⑤わからない</p>	①	1.86	0.38	1.69	2.38	2.67	0	2.42	1.61	0	3.28
②	47.76	50.38	48.95	48.41	41.22	37.78	50.00	66.13	52.05	52.46	38.00	22.73	
③	43.63	41.54	40.08	41.27	50.76	55.56	45.16	29.03	41.10	42.62	50.00	63.64	
④	3.37	4.23	3.38	4.37	3.44	6.67	0.81	0	1.37	0	4.00	9.09	
⑤	2.96	3.08	5.49	3.17	1.91	0	0.81	3.23	4.11	1.64	4.00	0	
N.A.	0.41	0.38	0.42	0.40	0	0	0.81	0	1.37	0	0	0	
①	8.09	4.62	13.39	9.76	8.39	10.71	1.75	5.26	9.68	3.70	6.67	12.50	
②	29.65	30.00	24.11	26.02	32.90	17.86	38.60	26.32	32.26	48.15	16.67	6.25	
③	55.60	50.77	58.93	56.91	51.61	60.71	49.12	63.16	48.39	29.63	66.67	75.00	
④	2.27	3.08	1.79	1.63	3.87	7.14	1.75	0	3.23	3.70	6.67	0	
⑤	3.83	4.62	0.89	4.07	1.94	3.57	7.02	5.26	6.45	14.81	3.33	6.25	
N.A.	0.57	6.92	0.89	1.63	1.29	0	1.75	0	0	0	0	0	
<p>&lt;Q35&gt;国鉄新幹線や大阪空港などの公共輸送機関の騒音などによる公害が問題となっていますが、どのように解決すべきであるとご思いますか(2つ以内で複数回答可)。 ①公共輸送は重要なので、周辺住民は我慢しなければならない ②利用者(乗客)が、公害防止費用を負担すべきである(割増運賃など) ③企業(国鉄や航空会社)の責任で解決すべきである ④国の責任で解決すべきである ⑤わからない</p>	①	4.14	3.86	6.30	3.98	2.67	0	3.23	9.84	4.23	8.20	0	0
②	14.06	16.22	15.55	14.34	13.74	26.67	8.87	14.75	5.63	11.48	12.00	14.29	
③	53.00	58.30	47.06	62.55	55.34	48.89	50.00	47.54	38.03	47.54	48.00	47.62	
④	66.78	62.16	68.91	64.54	66.03	73.33	70.16	67.21	70.42	67.21	68.00	76.19	
⑤	5.24	1.93	5.46	4.78	5.73	4.44	3.23	3.28	12.68	11.48	14.00	4.76	
N.A.	0.62	0.39	0.42	0.80	0.38	0	0.81	0	1.41	0	0	0	
<p>&lt;Q36&gt;現在のわが国において「能力に応じてひとしく教育を受ける権利」が保障されていると思いますか。 ①保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない</p> <p>③④と回答した人だけ答えてください。その最大の理由と思われるものを、1つ記入してください。 ①経済力 ②性別 ③障害者 ④学歴 ⑤共通一次(受験制度) ⑥その他</p>	①	4.96	7.31	4.60	3.95	5.73	6.67	2.42	9.68	1.37	4.92	2.00	0
②	55.54	62.31	49.79	50.99	54.20	46.67	60.48	64.52	63.01	55.74	52.00	57.14	
③	30.63	25.00	34.73	33.99	32.06	35.56	29.03	24.19	24.66	32.79	34.00	28.57	
④	3.99	1.92	5.02	6.72	3.82	6.67	0.81	0	2.74	3.28	4.00	9.52	
⑤	3.99	3.08	5.02	3.16	3.05	2.22	6.45	1.61	6.85	3.28	8.00	4.76	
N.A.	0.89	0.38	0.84	1.19	1.15	2.22	0.81	0	1.37	0	0	0	
①	58.02	57.97	53.41	55.45	55.56	44.44	78.95	62.50	62.50	66.67	50.00	57.14	
②	0.42	2.90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
③	10.13	4.35	10.23	8.91	20.99	11.11	5.26	6.25	12.50	4.76	6.25	14.29	
④	2.74	4.35	2.27	1.98	2.47	11.11	0	6.25	0	0	6.25	0	
⑤	6.75	5.80	6.82	9.90	6.17	11.11	5.26	18.75	0	0	6.25	0	
⑥	21.94	24.64	27.27	23.76	14.81	22.22	10.53	6.25	25.00	28.57	31.25	28.57	

	全 体	高 知 大 学					高 知 女 子 大 学				高 知 短 期 大 学		
		1回生	2回生	3回生	4回生	5回生 以上	1回生	2回生	3回生	4回生	1回生	2回生	
		(SQ) あなた自身について、「能力に応じてひとしく教育を受ける権利」が保障されている(保障されてきた)と思いますか。 ①保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	33.04	38.61	29.41	28.85	33.58	31.11	40.32	41.94	34.25	24.59
	②	53.96	52.51	56.72	58.89	50.57	53.33	50.00	48.39	50.68	63.93	56.00	57.14
	③	6.54	5.79	7.14	5.53	7.17	6.67	4.84	6.45	8.22	4.92	12.00	28.57
	④	0.83	0	0.84	1.58	0.38	4.44	0	0	0	0	2.00	9.52
	⑤	3.44	1.93	3.78	3.16	4.15	2.22	4.03	1.61	4.11	1.64	10.00	4.76
	N.A.	2.20	1.16	2.10	1.98	4.15	2.22	0.81	1.61	2.74	4.92	0	0
③④と回答した人だけ教えてください。その最大の理由と思われるものを、1つ記入してください。	①	41.11	25.00	37.50	46.67	33.33	40.00	75.00	0	25.00	50.00	66.67	66.67
	②	1.11	0	0	0	0	0	0	0	0	25.00	0	0
	③	1.11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
①経済力 ②性別 ③障害者 ④学歴 ⑤共通一次(受験制度) ⑥その他	④	3.33	16.67	0	0	0	20.00	0	0	0	0	0	0
	⑤	12.22	8.33	18.75	13.33	13.33	20.00	25.00	0	25.00	0	0	0
	⑥	41.11	50.00	43.75	40.00	46.67	20.00	0	100.0	50.00	25.00	33.33	33.33
<Q37>義務教育・高校教育・ 大学教育の教育費(授業料 および教材費)について、 どのような形で負担すべき だと思いますか。義務教育・ 高校教育・大学教育のそれ ぞれについて、右の選択肢の 番号を記入してください。 ①完全に無償 ②無償が原則 だが、一部自己負担 ③自己 負担が原則だが、一部公的 負担 ④全面的に自己負担	①	80.80	80.38	83.19	81.18	80.61	88.89	74.80	70.97	77.03	85.25	78.00	90.48
	②	16.66	17.31	14.29	16.08	16.73	6.67	25.20	24.19	20.27	14.75	14.00	4.76
	③	0.62	0.77	0.84	0.39	0	0	0	3.23	0	0	4.00	0
	④	0.48	0.77	0.42	0.78	0.38	0	0	1.61	0	0	0	4.76
	N.A.	1.45	0.77	1.26	1.57	2.28	4.44	0	0	2.70	0	4.00	0
	①	13.30	12.79	16.39	11.95	17.94	23.26	11.29	4.84	2.74	6.56	10.00	23.81
	②	42.25	40.70	43.70	45.02	40.84	58.14	35.48	33.87	45.21	37.70	54.00	38.10
	③	40.80	43.02	35.71	39.44	37.40	16.28	51.61	59.68	49.32	52.46	32.00	38.10
	④	2.00	3.10	3.36	1.99	1.53	0	0.81	1.61	0	3.28	0	0
	N.A.	1.65	0.39	0.84	1.59	2.29	2.33	0.81	0	2.74	0	4.00	0
	①	7.72	8.95	10.50	5.98	10.31	13.64	-6.45	1.61	1.37	3.33	6.00	4.76
	②	19.99	18.29	25.63	21.51	20.61	34.09	13.71	16.13	10.96	6.67	20.00	42.86
	③	59.96	61.87	51.26	63.75	55.34	50.00	70.97	67.74	73.97	63.33	60.00	42.86
	④	10.61	10.51	11.76	7.17	11.45	0	8.06	14.52	10.96	26.67	10.00	9.52
	N.A.	1.72	0.39	0.84	1.59	2.29	2.27	0.81	0	2.74	0	4.00	0
<Q38>あなたが就職して、労働者 となり、労働組合に加入して いますか。 1.労働組合の方針と使用者の 指示(業務命令)が対立した 場合、あなたはどうしますか。 ①使用者の指示(業務命令)に 従う ②労働組合の方針に従 う ③いれがいにいえない ④わ からない	①	3.10	2.33	3.36	1.59	4.58	2.27	4.84	8.06	0	1.64	4.00	0
	②	20.45	18.99	18.07	22.62	21.76	25.00	10.48	16.13	17.81	19.67	34.00	61.90
	③	66.39	70.93	66.39	67.06	63.74	68.18	70.16	62.90	69.86	72.13	54.00	33.33
	④	8.40	5.81	11.34	6.75	9.16	2.27	12.90	11.29	8.22	6.56	8.00	4.76
	N.A.	1.65	1.94	0.84	1.98	0.76	2.27	1.61	1.61	4.11	0	0	0

		全		高 知 大 学					高 知 女 子 大 学				高 知 短 期 大 学	
		体	1回生	2回生	3回生	4回生	5回生以上	1回生	2回生	3回生	4回生	1回生	2回生	
2. あなたの意見と、労働組合員の多数意見との対立が激しくなった場合、あなたはどうしますか。 ①組合を脱退して意見を同じくする者だけで別の組合をつくる ②組合を脱退して自由に行動する ③多数意見を尊重しつつ、組合内で自分の意見が取り入れられるようにはたらきかける ④黙っている ⑤その他( ) ⑥わからない	①	4.81	5.41	7.47	5.14	3.05	2.22	4.84	8.06	1.37	1.64	4.00	4.76	
	②	18.63	19.31	20.75	20.95	21.37	22.22	12.90	17.74	10.96	11.48	6.00	28.57	
	③	52.99	55.60	46.47	52.57	58.40	57.78	50.81	41.94	52.05	54.10	58.00	57.14	
	④	5.91	5.79	5.39	5.53	4.58	2.22	5.65	6.45	12.33	9.84	10.00	0	
	⑤	0.76	1.16	1.24	0.40	1.15	2.22	0	0	0	0	0	0	
	⑥	15.46	10.81	17.84	13.44	10.69	11.11	24.19	22.58	20.55	22.95	22.00	9.52	
	N.A.	1.44	1.93	0.83	1.98	0.76	2.22	1.61	3.23	2.74	0	0	0	
<Q39> 憲法第28条は「労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と定めていますが、公務員や公共企業体の職員は、法律(国家公務員法や公共企業体等労働関係法など)によって、争議行為(ストライキなど)が禁止されています。これについてあなたはどう思いますか。 ①公務員にも争議行為は認められるべきだ ②公務員には争議行為は禁止されるべきだ ③わからない	①	48.69	42.25	49.79	55.78	48.65	66.67	44.35	51.61	36.49	34.43	67.35	76.19	
	②	29.10	37.21	34.18	25.10	29.73	24.44	27.42	14.52	27.03	27.87	14.29	19.05	
	③	20.41	18.99	15.19	16.73	20.46	6.67	26.61	32.26	35.14	37.70	18.37	4.76	
	④	0.28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	N.A.	1.79	1.55	0.84	2.39	1.16	2.22	1.61	1.61	1.35	0	0	0	
(SQ1) ①と回答した人だけ答えください。ではどのような形で認められると思いますか。 ①すべての公務員・公共企業体職員に、全面的に認められる ②すべての公務員・公共企業体などに認められるが、予告期間などの一定の制約はある ③警察官など一部の職種を除いて、全面的に認められる ④警察官など一部の職種を除いて認められるが、予告期間などの一定の制約がある ⑤わからない	①	10.88	14.15	11.76	9.93	9.52	20.00	7.14	3.13	3.85	4.76	18.18	12.50	
	②	32.20	31.13	27.73	36.88	33.33	23.33	26.79	28.13	38.46	52.38	30.30	37.50	
	③	12.01	12.26	18.49	10.64	13.49	3.33	7.14	15.63	7.69	4.76	12.12	6.25	
	④	42.23	40.57	41.18	41.13	38.89	46.67	55.36	50.00	46.15	33.33	39.39	43.75	
	N.A.	0.28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(SQ2) ②と回答した人だけ答えください。その理由は何ですか。 ①公務員は「全体の奉仕者」だから ②公務員が争議行為をすると、行政がマヒするから ③法律がそうなっているのだから ④公務員は、国民の税金で雇われているのだから ⑤わからない	①	34.99	31.68	30.59	34.33	44.30	45.45	41.18	44.44	18.18	33.33	57.14	25.00	
	②	46.50	50.50	51.76	43.28	44.30	27.27	47.06	33.33	54.55	44.44	42.86	25.00	
	③	1.81	0.99	2.35	1.49	2.53	0	0	0	4.55	0	0	25.00	
	④	16.48	16.83	15.29	20.90	7.59	27.27	11.76	22.22	22.73	22.22	0	25.00	
	⑤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
N.A.	0.23	0	0	0	1.27	0	0	0	0	0	0	0		
<Q40> 交通機関のストライキや長期ストなど国民生活にかかわるようなストライキについて、あなたはどうか考えますか。 ①国民に迷惑をかけるようなストライキは絶対にやるべきでない ②国民生活とストライキの必要性のバランスを考えながらやっていけばよい ③ストライキは労働者の基本的人権だから、国民に迷惑がかかってもやるべきだ ④わからない	①	24.40	27.03	27.43	20.16	23.19	23.91	27.42	17.74	21.62	29.51	22.00	19.05	
	②	66.51	64.09	61.60	70.36	67.30	67.39	66.13	72.58	72.97	65.57	64.00	61.90	
	③	5.03	4.63	6.33	5.93	5.32	6.52	1.61	6.45	1.35	1.64	10.00	19.05	
	④	2.48	2.32	3.38	1.58	2.66	0	3.23	1.61	2.70	3.28	4.00	0	
	N.A.	1.59	1.93	1.27	1.98	1.52	2.17	1.61	1.61	1.35	0	0	0	

		全		高 知 大 学					高 知 女 子 大 学				高 知 短 期 大 学	
		体	1回生	2回生	3回生	4回生	5回生以上	1回生	2回生	3回生	4回生	1回生	2回生	
<p>&lt;Q41&gt;都市計画のために、あなたの土地や家屋の立退が要求されているとします。あなたはどのようにしますか。</p> <p>①受け入れる ②補償の程度により考える ③計画の内容・性格により考える ④拒否する ⑤わからない</p>	①	2.85	2.67	2.05	3.89	3.77	2.13	3.20	0	0	3.17	5.88	0	
	②	40.04	41.22	38.52	50.97	40.38	31.91	36.00	30.65	38.96	26.98	33.33	40.91	
	③	46.88	46.56	47.54	35.80	46.79	57.45	48.00	54.84	51.95	65.08	54.90	36.36	
	④	6.23	7.25	8.20	5.45	3.77	0	7.20	11.29	6.49	3.17	1.96	13.64	
	⑤	3.25	2.29	3.69	3.11	4.15	6.38	4.80	3.23	1.30	1.59	3.92	0	
	N.A.	0.75	0	0	0.78	1.13	2.13	0.80	0	1.30	0	0	9.09	
<p>(SQ1)①と回答した人だけ答えてください。その理由は何ですか。</p> <p>①社会のためには当然であるから ②反対しても無駄だから ③補償があるから ④法律で定められているから ⑤その他 ( ) ⑥わからない</p>	①	62.50	85.71	80.00	55.56	70.00	100.0	0	-	-	50.00	33.33	-	
	②	25.00	14.29	20.00	22.22	30.00	0	66.67	-	-	50.00	0	-	
	③	12.50	0	0	22.22	0	0	33.33	-	-	0	66.67	-	
	④	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	-	
	⑤	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	-	
	⑥	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	-	
N.A.	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	-		
<p>(SQ2)④と回答した人だけ答えてください。その理由は何ですか。</p> <p>①財産は自分の権利だから ②補償は不十分だから ③今後の生活に不安だから ④住み慣れた土地・家と離れたくないから ⑤その他 ( ) ⑥わからない</p>	①	30.00	50.00	23.81	25.00	40.00	-	22.22	14.29	0	0	100.0	33.33	
	②	11.11	11.11	9.52	16.67	0	-	11.11	14.29	20.00	0	0	33.33	
	③	5.56	5.56	9.52	0	0	-	11.11	0	20.00	0	0	0	
	④	50.00	33.33	57.14	58.33	60.00	-	55.56	71.43	40.00	100.0	0	0	
	⑤	2.22	0	0	0	0	-	0	0	20.00	0	0	33.33	
	⑥	1.11	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	
N.A.	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0		
<p>&lt;Q42&gt;刑事被告人には弁護人を依頼する権利が保障されていますが、弁護人なしでも裁判をおこなうことができるように、法改正をしようとの動きがあることについて、知っていますか。</p> <p>①知っている ②聞いたことはある ③知らない</p>	①	16.82	13.90	13.45	17.53	25.67	33.33	5.60	11.29	10.96	19.67	16.00	33.33	
	②	18.61	12.74	14.29	27.89	26.44	20.00	8.80	9.68	9.59	24.59	18.00	23.81	
	③	63.96	73.36	72.27	54.18	46.74	44.44	84.00	79.03	79.45	55.74	66.00	42.86	
	N.A.	0.62	0	0	0.40	1.15	2.22	1.60	0	0	0	0	0	
<p>(SQ)そのことについて、どう思いますか。</p> <p>①訴訟の審理を促進するためには、弁護人なしでも裁判を積極的に進めるべきだ ②訴訟の審理を促進するためには、弁護人なしの裁判もやむをえない ③弁護人なしでは一般の国民は自由に法廷で発言することができないから、裁判にとって弁護人は不可欠である ④わからない</p>	①	3.55	4.67	3.81	4.07	3.10	0	2.56	1.61	2.78	1.69	4.17	15.00	
	②	7.10	8.95	6.78	7.32	7.36	4.55	5.98	11.29	2.78	10.17	4.17	0	
	③	67.27	62.65	63.98	71.14	73.64	79.55	65.81	56.45	66.67	69.49	79.17	65.00	
	④	20.13	23.74	24.58	15.85	15.12	15.91	24.79	30.65	26.39	18.64	10.42	15.00	
	N.A.	1.95	0	0.85	1.63	0.78	0	0.85	0	1.39	0	2.08	5.00	
<p>&lt;Q43&gt;裁判を受ける権利は実際に保障されていると思いますか。</p> <p>①保障されている ②保障されていない ③わからない</p>	①	23.24	27.63	24.79	22.62	25.19	24.44	20.97	17.74	12.33	8.33	30.00	23.81	
	②	50.00	52.53	44.96	54.76	48.47	60.00	52.42	50.00	43.84	45.00	46.00	52.38	
	③	26.14	19.84	30.25	21.83	25.57	13.33	25.81	32.26	43.84	46.67	22.00	23.81	
	N.A.	0.62	0	0	0.79	0.76	2.22	0.81	0	0	0	2.00	0	



	全 体	高 知 大 学					高 知 女 子 大 学				高 知 短 期 大 学		
		1回生	2回生	3回生	4回生	5回生 以 上	1回生	2回生	3回生	4回生	1回生	2回生	
		(SQ) ②と回答した人だけ答えてください。では、どういふ点でそう思いますか(複数回答可)。 ①裁判にはお金がかかりすぎる ②裁判には時間がかかりすぎる ③どのようにして訴訟事件にしたらよいかわからない ④めんどうだから、結局うやむやにしてしまう ⑤訴訟事件にするという印象を与えるため足がふみ出せない ⑥信頼できる弁護士がいらない ⑦公正な裁判がなされるかどうかについて裁判所や裁判官を信頼できない ⑧個人の基本的人権の問題については、最高裁判所になったら結局負けてしまう ⑨その他	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ N.A.	89.66 78.62 24.28 39.45 30.34 6.76 25.52 14.07 0.97 0.28	93.33 77.78 24.44 40.00 28.15 5.19 22.22 11.11 2.22 3.70	86.92 79.44 28.04 36.45 25.23 9.35 20.56 13.08 0.93 0.93	92.75 84.06 23.19 44.20 28.26 6.52 27.54 15.22 0.72 1.45	90.55 76.38 25.98 37.80 28.35 7.09 33.86 12.60 1.57 0.79	96.30 96.30 33.33 37.04 14.81 3.70 25.93 25.93 3.70 0	92.31 76.92 21.54 43.08 49.23 9.23 35.38 18.46 0 0	83.87 67.74 19.35 41.94 35.48 9.68 19.35 12.90 0 0	87.50 68.75 18.75 46.88 37.50 0 18.75 6.25 0 0	88.89 81.48 22.22 33.33 48.15 3.70 18.52 7.41 3.70 0
<Q44> 憲法は、拷問・脅迫による自白を禁止していますが、現在、取調べの段階で実際に拷問や脅迫が行なわれていると思いますか。 ①思う ②思わない ③わからない	① ② ③ N.A.	53.41 10.34 35.49 0.76	54.23 12.69 32.69 0.38	48.95 11.81 38.82 0.42	61.11 9.52 28.57 0.79	54.79 10.34 34.10 0.77	53.33 20.00 24.44 2.22	50.81 8.06 40.32 0.81	65.57 8.20 26.23 0	46.58 5.48 47.95 0	42.62 6.56 50.82 0	46.00 4.00 48.00 2.00	52.38 14.29 33.33 0
<Q45> 徳島ラジオ商殺し事件や財田川事件など、えん罪事件が大きく問題になっていますが、これらの事件の内容を知っていますか。 ①知っている ②事件について聞いたことはある ③知らない	① ② ③ N.A.	47.73 42.98 8.33 0.96	42.02 47.47 10.12 0.39	52.32 37.13 10.55 0	46.83 41.67 9.52 1.98	47.89 44.44 7.28 0.38	57.78 40.00 2.22 0	54.40 40.80 4.00 0.80	48.39 45.16 6.45 0	43.84 46.58 9.59 0	42.62 44.26 11.48 1.64	48.00 52.00 0 0	38.10 42.86 14.29 4.76
(SQ) ①②と回答した人だけ答えて下さい(複数回答可)。では、何によって知りましたか。 ①新聞・テレビ・ラジオなどのニュース ②新聞の解説 ③テレビ・ラジオの特集番組 ④本 ⑤週刊誌 ⑥学校の先生 ⑦友人 ⑧家族 ⑨その他( )	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ N.A.	92.56 43.74 32.04 6.38 7.97 9.26 2.28 3.57 0.76 0.15	93.04 41.30 29.57 3.91 7.83 7.39 1.74 4.78 0.87 0.87	91.51 49.53 36.32 6.60 10.85 10.38 0.94 6.13 0.94 0.47	95.07 51.12 26.46 8.52 8.52 4.93 3.14 0.45 0.45 1.79	95.85 43.98 28.22 5.39 8.71 5.81 2.07 1.66 0.41 0	93.18 47.73 45.45 4.55 13.64 0 2.27 0 2.27 0	92.44 38.66 41.18 4.20 1.68 23.53 2.52 5.88 0 0	87.93 27.59 25.86 10.34 5.17 18.97 3.45 6.90 0 0	90.91 39.39 22.73 9.09 4.55 13.64 3.03 3.03 1.52 0	83.64 32.73 40.00 5.45 7.27 7.27 7.27 9.09 0 0	88.00 46.00 46.00 10.00 12.00 12.00 4.00 2.00 4.00 0	94.12 23.53 23.53 17.65 11.76 11.76 0 0 0 0
<Q46> 近年、かなりの地方自治体で、電算機(コンピューター)による住民記録の処理が行なわれています。住民サービスの向上とプライバシーの保護との関係で、電算機導入について、あなたはどのような意見を持っていますか。 ①電算機を導入してよい ②電算機を導入すべきでない ③わからない	① ② ③ N.A.	63.60 8.49 26.93 0.97	66.80 7.34 25.10 0.77	65.55 7.14 27.31 0	66.53 9.56 21.12 2.79	69.96 7.98 21.29 0.76	63.04 6.52 28.26 2.17	46.34 13.82 39.02 0.81	64.52 6.45 29.03 0	48.61 8.33 43.06 0	54.10 8.20 36.07 1.64	65.31 8.16 26.53 0	52.38 14.29 28.57 4.76

	全 体	高 知 大 学					高 知 女 子 大 学				高 知 短期大学		
		1回生	2回生	3回生	4回生	5回生 以上	1回生	2回生	3回生	4回生	1回生	2回生	
		(SQ) ①と回答した人だけ答えてください。電算機の利用について、どうあるべきだと思いますか(複数回答可)。 ①事務の効率化のためには、あらゆる情報を記録しておくべきだ ②だれでも自由に情報を手でできるようにすべきだ ③政府の利用は禁止する ④第三者の私的な利用は禁止する ⑤当該地方自治体の事務処理のため以外には利用させない ⑥思想・信条・信仰・人権・社会的身分・犯罪など、プライバシーを授すおそれのある事項は記載を禁止する ⑦住民も参加した情報の管理のための制度をつくる ⑧その他( )	①	34.85	34.10	35.90	37.72	40.22	31.03	21.05	32.50	20.00	30.30
	②	6.51	5.78	4.49	9.58	7.07	13.79	5.26	7.50	2.86	9.09	3.13	9.09
	③	22.58	24.28	27.56	23.95	22.28	17.24	14.04	12.50	34.29	6.06	25.00	18.18
	④	75.57	83.82	71.15	76.65	71.20	65.52	73.68	67.50	97.14	72.73	81.25	72.73
	⑤	41.91	38.15	37.82	47.90	40.22	51.72	38.60	37.50	31.43	45.45	71.88	45.45
	⑥	59.93	64.74	55.13	62.87	58.15	65.52	59.65	55.00	57.14	42.42	78.13	63.63
	⑦	17.92	15.03	19.23	16.77	20.65	41.38	17.54	12.50	11.43	12.12	21.88	18.18
	⑧	0.33	0	0.64	0.60	0	0	0	0	0	3.03	0	0
	N.A.	0.22	1.16	0.64	2.99	0	0	0	0	0	0	0	0
<Q47>憲法第17条により、公務員の不法行為によって損害を受けたとき、国または地方公共団体に賠償を求めることができます。もし将来あなたの子どもの、学校(公立)で事故があったとき、あなたは、国または地方公共団体、あるいは教師を相手として損害の賠償を求めますか。 ①損害賠償を求める ②損害賠償を求めない ③いちがいにいえない ④わからない	①	27.91	24.81	29.11	28.69	30.80	24.44	28.00	29.51	17.81	16.39	36.00	57.14
	②	2.27	4.26	2.53	1.99	0.76	2.22	4.80	3.28	0	0	0	0
	③	63.47	66.28	63.71	64.14	60.84	71.11	58.40	57.38	75.34	78.69	54.00	28.57
	④	5.38	3.88	4.64	3.19	7.22	0	8.00	9.84	6.85	3.28	10.00	9.52
	N.A.	0.96	0.78	0	1.99	0.38	2.22	0.80	0	0	1.64	0	4.76
(SQ)②と回答した人だけ答えてください。それは何故ですか。 ①もともと裁判ごたは好まない ②教師との対立に至ることは避けたい ③教育の場に争いを持ちこみたくない ④大したことではないから ⑤わずらわしい ⑥いちがいにいえない ⑦その他( )	①	9.09	9.09	0	0	0	0	0	50.00	-	-	-	-
	②	0	0	0	0	16.67	0	12.50	0	-	-	-	-
	③	42.42	27.27	25.00	10.00	50.00	0	50.00	0	-	-	-	-
	④	18.18	9.09	25.00	20.00	16.67	100.0	12.50	0	-	-	-	-
	⑤	6.06	9.09	0	0	0	0	12.50	0	-	-	-	-
	⑥	12.12	9.09	12.50	0	16.67	0	0	50.00	-	-	-	-
	⑦	9.09	0	12.50	20.00	0	0	12.50	0	-	-	-	-
	N.A.	3.03	36.36	25.00	50.00	0	0	0	0	-	-	-	-
<Q48>あなたが国や地方自治体の行政について、さまざまな要求や苦情をもっている場合に、その要求や苦情をどのような手段で解決しようと思いますか(複数回答可)。 ①言っても仕方がないから何もしない ②マスコミに投書する ③行政(市町村役場の窓口)に相談する ④有力者に相談する ⑤議員に相談する ⑥住民運動をおこす ⑦議会に請願する ⑧次の選挙で解決してくれそうな人に投票する ⑨リコール運動をする ⑩自分が議員になって解決する ⑪その他( ) ⑫わからない	①	12.75	12.36	13.87	12.35	9.92	4.44	16.13	13.11	16.90	19.67	12.00	9.52
	②	33.15	34.75	31.93	31.87	31.68	37.78	37.90	45.90	36.62	31.15	20.00	33.33
	③	41.56	40.93	38.24	39.44	48.47	51.11	36.29	39.34	35.21	44.26	50.00	42.86
	④	8.27	8.49	12.18	7.97	7.63	11.11	3.23	9.84	9.86	6.56	6.00	0
	⑤	10.61	9.27	10.50	11.55	12.98	15.56	9.68	6.56	7.04	8.20	8.00	14.29
	⑥	22.67	24.32	28.15	23.51	23.66	31.11	16.94	18.03	7.04	19.67	18.00	23.81
	⑦	14.40	16.60	15.13	12.75	14.12	20.00	14.52	9.84	12.68	9.84	16.00	14.29
	⑧	31.43	28.19	29.41	37.45	35.50	37.78	25.00	24.59	40.85	22.95	26.00	23.81
	⑨	8.68	9.65	10.08	8.76	8.02	15.56	6.45	9.84	4.23	6.56	6.00	0
	⑩	2.00	2.32	1.26	2.79	2.29	2.22	0.81	4.92	1.41	0	2.00	0
	⑪	0.69	0	0.84	0.80	0.38	2.22	0	0	0	3.28	0	4.76
	⑫	8.20	8.49	8.82	8.76	7.63	0	8.06	8.20	8.45	6.56	14.00	9.52
	N.A.	1.17	0.39	0.84	1.99	0.38	2.22	0.81	0	0	1.64	0	4.76

	全 体	高 知 大 学					高知女子大学				高 知 短期大学		
		1回生	2回生	3回生	4回生	5回生 以上	1回生	2回生	3回生	4回生	1回生	2回生	
		<p>＜Q49＞今、行政改革をめぐる議論が展開されていますが、次の項目について、あなたが望む行政改革に○印をつけてください（複数回答可）。</p> <p>1. 税制について  ①大型消費税の導入によって財源を確保する ②グリーンカード制の積極的運用をはかる ③累進課税を強化する（累進率を高める） ④源泉徴収制度を廃止し、自主申告にする ⑤大企業に優遇な税制を是正する ⑥その他（ ） ⑦わからない</p> <p>2. 補助金の見直しについて  ①一律に削減する ②経済発展のために効率的に運用する ③高級官僚の天下り先となっている公社・公団に対する補助金を削減する ④大企業に対する補助金を廃止・縮少する ⑤地方自治体への交付金を増額する ⑥教育・福祉にたいする補助金を増額する ⑦見直しの必要なし ⑧その他（ ） ⑨わからない</p> <p>3. 行政機構について  ①行政（内閣）機能を強化する ②経費削減のため、公務員を定員の半分に削減する ③自衛隊を除く公務員の定員を大幅に削減する ④自衛隊の定員を大幅に削減する ⑤タテ割り行政のムダをなくす ⑥住民福祉にかんする事務を原則的に地方へ委譲する ⑦国家警察を廃止し、自治体警察にする ⑧地方自治体への国の機関委任事務を原則的に廃止する ⑨地方自治制度を廃止して道州制をしく ⑩その他（ ） ⑪わからない</p>	①	2.55	5.02	1.26	3.59	2.67	0	1.61	3.28	2.82	0
②	5.24	7.34	4.62	5.58	5.73	2.22	2.42	3.28	1.41	6.56	6.00	14.29	
③	30.94	35.52	31.93	27.09	34.73	40.00	30.65	14.75	21.13	18.03	44.00	33.33	
④	3.86	4.25	3.78	3.98	3.44	6.67	3.23	3.28	1.41	1.64	6.00	4.76	
⑤	63.96	59.46	67.23	72.11	68.32	86.67	47.58	59.02	60.56	47.54	62.00	71.43	
⑥	2.89	2.70	5.46	3.59	1.91	0	0	0	1.41	3.28	4.00	9.52	
⑦	19.57	20.08	19.33	13.15	17.18	4.44	29.84	29.51	29.58	31.15	18.00	4.76	
N.A.	1.17	1.16	0	1.59	1.53	2.22	0.81	0	1.41	1.64	0	0	
①	1.65	1.93	2.10	2.39	1.91	0	0.81	1.64	0	0	0	4.76	
②	21.71	26.25	21.43	19.92	27.10	22.22	13.71	14.75	15.49	19.67	24.00	19.05	
③	43.42	45.17	41.60	49.40	44.27	60.00	35.48	39.34	38.03	24.59	48.00	42.86	
④	43.56	39.77	44.12	50.60	44.27	53.33	40.32	27.87	43.66	36.07	46.00	57.14	
⑤	25.36	24.32	23.95	26.69	28.24	31.11	25.00	14.75	21.13	24.59	32.00	19.05	
⑥	54.31	49.42	53.36	49.00	55.34	66.67	64.52	67.21	63.38	52.46	48.00	42.86	
⑦	0.14	0	0.42	0.40	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑧	0.90	1.16	0.42	1.20	1.15	2.22	0	0	0	1.64	2.00	0	
⑨	12.68	11.58	16.39	13.94	10.69	2.22	12.10	16.39	11.27	19.67	14.00	4.76	
N.A.	1.45	0.39	0	1.99	1.15	2.22	0.81	0	1.41	1.64	0	0	
①	6.96	6.56	8.82	9.16	5.34	0	6.45	8.20	5.63	11.48	6.00	0	
②	16.26	19.69	14.29	18.33	17.18	17.78	8.87	21.31	15.49	13.11	14.00	4.76	
③	3.72	5.79	4.20	3.59	3.44	0	4.03	1.64	1.41	1.64	4.00	4.76	
④	33.29	31.27	31.51	31.87	34.73	33.33	37.10	32.79	33.80	29.51	40.00	42.86	
⑤	34.18	36.68	33.19	41.83	33.59	48.89	28.23	29.51	19.72	19.67	32.00	42.86	
⑥	14.33	17.76	12.18	19.92	15.65	24.44	7.26	3.28	4.23	9.84	10.00	19.05	
⑦	3.24	1.54	3.36	6.77	2.29	13.33	2.42	0	0	0	0	9.52	
⑧	6.55	8.49	5.04	8.37	4.20	15.56	5.65	3.28	0	1.64	12.00	14.29	
⑨	0.48	0.77	0.84	0.80	0	2.22	0	0	0	0	0	0	
⑩	1.03	0.77	0.84	1.20	0.76	2.22	0.81	1.64	0	1.64	2.00	4.76	
⑪	24.12	20.08	26.05	16.73	25.57	17.78	27.42	27.87	38.03	40.98	26.00	9.52	
N.A.	2.07	1.16	2.10	2.39	1.91	2.22	1.61	0	2.82	1.64	0	0	

	全 体	高 知 大 学					高 知 女 子 大 学				高 知 短期大学		
		1回生	2回生	3回生	4回生	5回生 以上	1回生	2回生	3回生	4回生	1回生	2回生	
<p>4. 公社・公団・特殊法人について</p> <p>①高級官僚の天下りを規制する ②細分化された同種業務の整理統合をはかる ③専売・電々・国鉄を民間に移行する ④専売・電々・国鉄の民間移行ではなく、経営を民主化する ⑤公営ギャンブルを廃止する ⑥その他( ) ⑦わからない</p>	①	60.85	62.55	59.66	68.53	63.74	75.56	50.81	50.82	49.30	39.34	62.00	85.71
	②	27.02	22.01	26.05	35.06	27.48	42.22	17.74	26.23	18.31	24.59	40.00	33.33
	③	6.62	9.27	5.46	8.37	8.40	6.67	4.03	0	0	3.28	8.00	4.76
	④	19.43	16.99	17.65	18.33	28.24	33.33	13.71	16.39	9.86	26.23	14.00	14.29
	⑤	14.27	15.83	15.97	9.96	9.54	11.11	23.39	22.95	19.72	11.48	6.00	9.52
	⑥	0.48	0.77	0.84	0.40	0	4.44	0	0	1.41	0	0	0
	⑦	17.57	14.67	20.17	13.15	13.74	8.89	23.39	21.31	35.21	31.15	18.00	9.52
	N.A.	1.59	0.77	0.84	2.79	2.29	2.22	0.81	0	1.41	1.64	0	0
<p>5. 公共事業について</p> <p>①高速道路・新幹線整備計画など大型プロジェクトを積極的に推進する ②高速道路・新幹線整備計画など大型プロジェクトを再検討する ③不正入札を防止する ④その他( ) ⑤わからない</p>	①	16.88	20.08	21.01	21.91	14.12	4.44	12.10	13.11	11.27	8.20	10.00	33.33
	②	45.14	43.63	41.18	48.61	47.71	68.89	44.35	39.34	39.44	47.54	34.00	42.86
	③	42.45	45.17	40.34	43.03	44.27	51.11	35.48	34.43	39.44	40.98	50.00	47.62
	④	1.03	0.77	0.84	1.20	1.15	4.44	0.81	0	0	0	2.00	4.76
	⑤	15.64	11.58	15.97	11.16	15.65	4.44	19.35	26.23	29.58	22.95	24.00	4.76
	N.A.	1.79	1.54	0.84	2.39	2.29	2.22	0.81	0	2.82	1.64	0	4.76
<p>6. 行政への参加について</p> <p>①その必要はない ②行政監視のためのオンブズマン制度を導入する ③情報公開を推進する ④その他( ) ⑤わからない</p>	①	1.86	3.09	2.10	2.39	0.76	0	0	1.64	1.41	1.64	4.00	4.76
	②	15.85	18.53	14.71	17.53	18.70	22.22	8.87	13.11	7.04	6.56	12.00	38.10
	③	66.09	64.48	62.61	70.12	69.08	77.78	66.94	60.66	69.01	52.46	64.00	76.19
	④	0.14	0	0	0.40	0	0	0	1.64	0	0	0	0
	⑤	23.23	23.17	27.31	19.12	17.56	15.56	26.61	31.15	25.35	42.62	24.00	4.76
	N.A.	2.07	0.77	2.10	1.99	2.67	2.22	1.61	0	1.41	1.64	0	0
<p>&lt;Q50&gt;地方自治は、地方の行政について、住民が構成員である団体を通して、住民自らの手で処理するために設けられた制度です。</p> <p>1. あなたはこのような地方自治の原則についてどう思いますか ①必要 ②不要 ③わからない</p> <p>2. あなたは、この地方自治の原則が現実の地方行政に貫かれていると思いますか。 ④貫かれている ⑤空洞化している ⑥いちがいにいえない ⑦わからない</p>	①	89.10	93.82	88.61	90.76	88.55	84.09	88.62	88.52	81.08	88.52	90.00	90.48
	②	1.03	0.39	2.11	0	1.15	4.55	1.63	0	1.35	0	0	4.76
	③	8.07	5.41	8.86	6.43	9.16	9.09	7.32	9.84	14.86	9.84	10.00	4.76
	N.A.	1.79	0.39	0.42	2.81	1.15	2.27	2.44	1.64	2.70	1.64	0	0
	④	2.42	1.54	2.94	2.39	1.15	2.27	4.03	3.33	6.76	1.64	2.00	0
	⑤	41.61	48.46	39.92	43.43	40.84	45.45	38.71	28.33	29.73	36.07	42.00	60.00
	⑥	40.65	40.77	38.24	41.04	42.75	34.09	41.13	46.67	37.84	39.34	50.00	30.00
	⑦	13.87	8.85	18.49	9.96	14.12	15.91	13.71	21.67	24.32	21.31	6.00	10.00
N.A.	1.45	0.38	0.42	3.19	1.15	2.27	2.42	0	1.35	1.64	0	0	

	全 体	高 知 大 学					高 知 女 子 大 学				高 知 短 期 大 学		
		1回生	2回生	3回生	4回生	5回生 以上	1回生	2回生	3回生	4回生	1回生	2回生	
(SQ) ⑤と回答した人だけ答えてください。では、どのような点についてそう思いますか(複数回答可)。 ①財政が貧困である ②国からの機関委任事務が多い ③住民の意識が弱い ④行政担当者が中央直結の行政を行っている ⑤自治省の幹部が、都道府県の知事になる事例が増えている ⑥その他( )	①	49.42	52.38	55.79	55.05	39.25	45.00	54.17	17.65	36.36	36.36	61.90	58.33
	②	41.29	47.62	33.68	40.37	35.51	55.00	54.17	35.29	27.27	18.18	57.14	66.67
	③	64.18	66.67	68.42	64.22	63.55	70.00	70.83	58.82	59.09	50.00	52.38	58.33
	④	47.10	32.54	40.00	51.38	57.01	80.00	37.50	58.82	59.09	59.09	42.86	66.67
	⑤	16.42	14.29	21.05	13.76	14.95	35.00	10.42	17.65	9.09	18.18	23.81	33.33
	⑥	1.49	0.79	1.05	1.83	2.80	5.00	0	0	0	4.55	4.76	0
	N.A.	1.99	6.35	1.05	3.67	3.74	0	4.17	0	4.55	4.55	0	0
<Q52>あなたは、何を主要な判断基準にして候補者を選びますか。 ①候補者の人物 ②候補者の政策 ③候補者が所属する政党の政策 ④知人にたのまれて ⑤家族と相談して ⑥いちがいに言えない ⑦その他( ) ⑧わからない	①	25.12	27.84	25.56	22.30	19.80	28.00	30.60	29.69	26.97	31.43	25.45	14.29
	②	31.23	34.07	39.63	24.46	30.54	14.00	35.07	29.69	28.09	25.71	34.55	28.57
	③	24.06	18.32	22.22	26.26	29.19	30.00	19.40	18.75	25.84	22.86	23.64	33.33
	④	1.12	1.10	0.37	0.36	3.02	4.00	0.75	1.56	0	0	0	0
	⑤	1.18	0.73	0	0.72	2.01	0	2.24	6.25	1.12	1.43	1.82	0
	⑥	10.97	11.72	7.04	14.03	10.40	18.00	8.96	9.38	12.36	15.71	10.91	9.52
	⑦	1.81	1.47	0.74	3.60	2.35	4.00	0.75	1.56	1.12	0	1.82	4.76
	⑧	2.87	2.93	2.96	5.04	1.68	2.00	0.75	1.56	4.49	1.43	0	9.52
	N.A.	1.62	1.83	1.48	3.24	1.01	0	1.49	1.56	0	1.43	1.82	0
<Q53>選挙において、すべての有権者は、実際に、投票の自由を保障されていると思いますか。 ①思う ②思わない ③いちがいに言えない ④わからない	①	41.45	47.10	49.58	40.08	41.44	44.44	30.40	36.07	29.73	28.33	50.00	28.57
	②	24.48	20.85	21.43	27.38	31.56	24.44	22.40	18.03	24.32	20.00	20.00	28.57
	③	28.55	28.19	23.53	26.59	21.29	26.67	40.00	40.98	39.19	45.00	28.00	28.57
	④	4.76	3.86	5.04	3.57	4.56	4.44	7.20	3.28	6.76	6.67	2.00	14.29
	N.A.	0.76	0	0.42	2.38	1.14	0	0	1.64	0	0	0	0
(SQ)②③と回答した人だけ答えてください。では、どのような点でそう思いますか(複数回答可)。 ①知人からたのまれると、不本意でもいやとは言えない ②地域のボス・有力者が目を光らせている ③企業ぐるみ選挙の実態がある ④労働組合によって、一党支持の決定がなされている ⑤買収が横行している ⑥その他( )	①	27.31	23.62	26.17	27.21	28.78	21.74	26.92	27.78	25.53	33.33	41.67	16.67
	②	24.84	26.77	28.04	26.47	27.34	30.43	21.79	27.78	12.77	12.82	25.00	25.00
	③	62.29	60.63	58.88	73.53	69.78	86.96	43.59	52.78	59.57	61.54	54.17	58.33
	④	47.85	48.03	45.79	53.68	48.20	65.22	41.03	36.11	40.43	53.85	33.33	83.33
	⑤	59.04	61.42	64.49	52.94	60.43	78.26	58.97	72.22	48.94	43.59	58.33	58.33
	⑥	2.73	1.57	4.67	1.47	2.16	8.70	6.41	5.56	2.13	0	0	0
	N.A.	0.91	5.51	1.87	2.94	0	0	1.28	2.78	0	0	0	0
<Q54>国会は国民の代表機関ですが、実際に国民の意思が国会に反映していると思いますか。 ①思う ②思わない ③いちがいに言えない ④わからない	①	2.07	3.10	3.36	1.57	1.15	0	1.60	3.28	1.33	0	2.00	4.76
	②	66.30	71.32	64.29	70.87	66.15	71.11	65.60	55.74	64.00	52.54	62.00	76.19
	③	27.08	24.42	26.47	23.23	28.85	26.67	31.20	34.43	28.00	38.98	30.00	14.29
	④	3.03	1.16	5.46	1.97	2.69	2.22	1.60	4.92	5.33	6.78	6.00	4.76
	N.A.	1.52	0	0.42	2.36	1.15	0	0	1.64	1.33	1.69	0	0

	全 体	高 知 大 学					高知女子大学				高 知 短期大学		
		1回生	2回生	3回生	4回生	5回生 以上	1回生	2回生	3回生	4回生	1回生	2回生	
		(SQ) ②③と回答した人だけ答えてください。では、その原因は何だと思いますか(複数回答可) ①議員は当選してしまえば全く選挙民に拘束されていない ②選挙活動に大きな制限があるため、選挙民と候補者の対話ができない ③都市と農村部で一票の重みに大きな差がある ④選挙民が候補者の政策をよく知らずに投票している ⑤政治に無関心な人が多い ⑥棄権する人が多い ⑦その他( ) ⑧わからない	①	70.41	76.11	70.37	76.57	69.64	56.82	66.94	60.00	68.12	64.81
	②	23.91	22.27	25.93	23.43	20.65	20.45	19.83	36.36	23.19	33.33	30.43	31.58
	③	22.80	24.70	20.37	22.59	21.46	34.09	23.97	25.45	18.84	16.67	26.09	15.79
	④	41.62	38.46	37.04	43.51	45.75	29.55	38.02	38.18	44.93	48.15	43.48	68.42
	⑤	55.42	57.89	55.56	54.81	50.61	45.45	64.46	60.00	49.28	48.15	60.87	57.89
	⑥	16.90	21.05	12.96	18.41	14.57	20.45	14.88	29.09	7.25	16.67	15.22	15.79
	⑦	3.62	2.83	2.78	5.44	4.45	9.09	1.65	0	2.90	1.85	2.17	10.53
	⑧	1.70	1.21	1.39	1.26	2.83	2.27	0.83	3.64	4.35	1.85	4.35	0
	N.A.	1.18	1.62	0.93	1.67	0.40	0	0	0	0	3.70	0	0
<Q55>今の選挙制度(選挙区のあり方)をどう思いますか。 ①現行のままよい ②基本的には現行のまま、一票の価値が平等になるように部分的に修正すればよい ③小選挙区制にすべきである ④比例代表制にすべきである ⑤その他( ) ⑥わからない	①	6.91	9.54	8.30	7.84	7.25	4.35	3.20	6.56	1.39	0	7.84	0
	②	60.78	54.58	56.43	64.31	61.07	63.04	70.40	67.21	63.89	65.57	62.75	42.86
	③	3.35	3.44	2.90	3.53	4.96	2.17	3.20	3.28	0	3.28	1.96	4.76
	④	14.24	19.85	15.35	10.20	11.45	17.39	11.20	9.84	15.28	11.48	15.69	28.57
	⑤	0.34	0	0.41	0.39	0.76	2.17	0	0	0	0	0	0
	⑥	13.28	12.21	15.77	10.98	13.74	6.52	12.00	11.48	19.44	18.03	11.76	19.05
	N.A.	1.10	0.38	0.83	2.75	0.76	4.35	0	1.64	0	1.64	0	4.76
<Q56>選挙活動のあり方についてどう思いますか。 ①今のままでよい ②変えた方がよい ③わからない	①	26.29	28.19	23.11	30.28	29.89	13.95	26.02	27.87	22.22	20.34	22.00	28.57
	②	39.96	39.38	40.76	39.44	39.85	65.12	40.65	36.07	36.11	30.51	40.00	47.62
	③	31.88	32.05	35.71	27.09	28.35	20.93	33.33	32.79	40.28	47.46	36.00	19.05
	N.A.	1.86	0.39	0.42	3.19	1.92	0	0	3.28	1.39	1.69	2.00	4.76
もっと規制すべきこと ①買収・政治献金 ②戸別訪問 ③ビラ・看板・ポスター ④騒音・宣伝カー・街頭演説 ⑤その他	①	36.31	32.32	42.39	35.16	28.16	38.71	41.86	33.33	47.83	40.00	20.00	50.00
	②	2.72	2.02	1.09	4.40	2.91	0	6.98	4.76	4.35	6.67	6.67	0
	③	2.91	3.03	2.17	3.30	6.80	0	0	0	0	0	0	0
	④	19.03	19.19	19.57	20.88	21.36	19.35	23.26	23.81	13.04	13.33	20.00	0
	⑤	39.03	43.43	34.78	36.26	40.78	41.94	27.91	38.10	34.78	40.00	53.33	50.00
もっと自由にすべきこと ①政治資金 ②戸別訪問 ③ビラ・看板・ポスター ④宣伝カー・街頭演説・演説会 ⑤公務員の政治活動の自由(の保障) ⑥その他	①	0.93	8.11	10.00	6.25	10.87	0	23.53	0	0	0	0	0
	②	26.05	32.43	17.50	15.63	19.57	21.43	41.18	25.00	15.38	25.00	27.27	62.50
	③	9.30	10.81	10.00	6.25	10.87	7.14	5.88	12.50	7.69	0	9.09	0
	④	28.37	18.92	30.00	31.25	23.91	28.57	11.76	37.50	46.15	75.00	9.09	12.50
	⑤	0.93	0	0	0	2.17	0	0	0	0	0	0	12.50
	⑥	34.42	29.73	32.50	40.63	32.61	42.86	17.65	25.00	30.77	0	54.55	12.50
<Q57>憲法第41条は、国会を国権の最高機関と定めていますが、あなたは現実には国会が国権の最高機関としての位置にあると思いますか。 ①国権の最高機関としての位置にある ②国権の最高機関としての位置にあるとはいえない ③わからない	①	34.03	32.82	36.96	31.45	34.92	25.58	39.50	37.93	29.58	36.07	28.89	10.00
	②	45.86	49.02	43.91	50.81	50.40	67.44	36.97	29.31	38.03	34.43	53.33	65.00
	③	17.12	11.76	18.70	15.32	13.49	6.98	22.69	29.31	32.39	27.87	17.78	25.00
	N.A.	2.99	0.39	0.43	2.42	1.19	0	0.84	3.45	0	1.64	0	0

	全 体	高 知 大 学					高知女子大学				高 知 短期大学		
		1回生	2回生	3回生	4回生	5回生 以上	1回生	2回生	3回生	4回生	1回生	2回生	
		(SQ) ②と回答した人だけ答えてください。では、どのような点でそう思いますか(複数回答可)。 ①多数党が数による支配を行っている ②行政権(政府)が実質的に優位にある ③国会の審議が形式化している ④野党の政権担当能力が弱い(例えば、議員提出による法案の数がきわめて少ない) ⑤その他( ) ⑥わからない	①	68.13	72.00	70.30	68.25	65.35	58.62	68.18	94.12	70.37	52.38
	②	48.41	48.80	52.48	50.00	49.61	51.72	45.45	41.18	51.85	47.62	50.00	69.23
	③	40.82	35.20	40.59	41.27	45.67	58.62	43.18	29.41	22.22	61.90	54.17	46.15
	④	37.48	44.00	32.67	34.13	39.37	44.83	29.55	41.18	44.44	38.10	62.50	30.77
	⑤	4.10	5.60	3.96	7.14	3.15	10.34	2.27	0	0	4.76	0	0
	⑥	0.91	0.80	1.98	0	2.36	0	6.82	0	0	4.76	4.17	0
	N.A.	1.21	4.80	0.99	2.38	0.79	0	0	0	0	4.76	0	0
<Q58>最高裁判所の裁判官には国民審査の制度があります。 1. 国民審査は、司法を主権者である国民の監視のもとにおくという、司法の民主主義にとって重要な意義をもっていますが、今の国民審査は本来の目的を十分に果たしていると思いますか。 ①思う ②思わない ③わからない	①	8.07	7.75	8.82	7.54	8.85	4.55	8.06	14.75	8.33	8.33	2.04	4.76
	②	69.50	70.93	71.43	70.63	64.23	81.82	73.39	57.38	58.33	68.33	83.67	90.48
	③	21.19	21.32	19.75	20.24	24.62	11.36	18.55	26.23	33.33	21.67	14.29	4.76
	N.A.	1.24	0	0	1.59	2.31	2.27	0	1.64	0	1.67	0	0
2. 国民審査制度は、どうあるべきだと思いますか。 ①今のままでよい ②あまり意味がないから制度自体をやめたらい ③改善すべきである ④わからない	①	11.07	11.90	11.02	10.00	11.24	8.89	9.60	11.86	19.72	18.03	4.17	4.76
	②	7.33	7.54	10.59	6.80	4.65	6.67	8.80	3.39	5.63	16.39	4.17	4.76
	③	63.00	67.06	61.44	65.60	62.40	75.56	66.40	55.93	47.89	54.10	81.25	90.48
	④	15.91	13.10	16.95	16.00	19.38	6.67	14.40	28.81	26.76	9.84	10.42	0
	N.A.	2.70	0.40	0	1.60	2.33	2.22	0.80	0	0	1.64	0	0
<Q59>主権者である国民の意志を起訴の段階で検察権に反映させる方法として、検察審査会制度があることを知っていますか。 ①知っている ②知らない	①	11.60	19.95	10.82	10.12	13.51	15.56	9.92	14.52	5.56	8.20	12.00	9.52
	②	86.40	86.05	88.74	88.26	84.17	84.44	90.08	85.48	94.44	90.16	88.00	90.48
	N.A.	2.00	0	0.43	1.62	2.32	0	0	0	0	1.64	0	0
(SQ)①と回答した人だけ答えてください。では、何によって知りましたか。 ①新聞等に報道された具体的事例を通して ②中学・高校の教科書 ③学校 ④家族 ⑤友人 ⑥その他( )	①	28.30	15.69	31.43	39.39	34.09	28.57	14.29	37.50	20.00	16.67	50.00	0
	②	36.32	35.29	51.43	33.33	29.55	0	57.14	25.00	60.00	33.33	16.67	50.00
	③	16.51	19.61	5.71	12.12	20.45	42.86	21.43	25.00	0	33.33	16.67	0
	④	3.30	3.92	5.71	3.03	2.27	0	7.14	0	0	0	0	0
	⑤	2.36	5.88	2.86	0	0	0	0	0	20.00	0	0	0
	⑥	6.13	5.88	0	3.03	9.09	28.57	0	12.50	0	0	16.67	50.00
	N.A.	7.08	13.73	2.86	9.09	4.55	0	0	0	0	16.67	0	0
<Q60>今、憲法改正をめぐる議論が活発に行なわれています。あなたは改憲・護憲についてどのような意見をもっていますか。 ①現行憲法を擁護し、完全実施すべきだ ②現行憲法を擁護し、平和的民主的条項を完全実施すべきだ ③さしあたって改正する必要はない ④改正すべきだ(解釈改憲も含む) ⑤もっと民主的な憲法に改正すべきだ	①	10.45	10.81	12.03	9.56	10.98	8.89	11.29	6.67	5.56	3.28	18.00	23.81
	②	44.54	42.08	40.25	47.01	42.42	44.44	50.00	41.67	52.78	54.10	46.00	38.10
	③	24.26	26.64	24.07	21.51	26.89	24.44	25.81	21.67	27.78	26.23	12.00	14.29
	④	11.07	12.74	15.35	9.56	7.58	11.11	5.65	20.00	8.33	9.84	10.00	19.05
	⑤	8.38	7.72	6.64	10.76	10.23	8.89	7.26	10.00	5.56	4.92	10.00	4.76
	N.A.	1.31	0	1.66	1.59	1.89	2.22	0	0	0	1.64	4.00	0

		全 体	高 知 大 学					高 知 女 子 大 学				高 知 短 期 大 学	
			1回生	2回生	3回生	4回生	5回生 以 上	1回生	2回生	3回生	4回生	1回生	2回生
			(SQ) ④と回答した人にうかが います。その理由を具体的に答 えてください。 ①現行憲法を全面改正する(天 皇を元首化する、9条を改正し 軍隊をもてるようにする、自由 権を制限する、義務条項を付加 するなど) ②部分的に改正す る(自衛権を明確化する、公共 性を強調する、首相を公選にす るなど) ③条文は改正せず、 解釈で対応する(自衛隊は合憲、 天皇の元首的地位など)	① ② ③ N.A.	5.63 76.88 15.63 1.88	7.89 65.79 10.53 15.79	7.69 71.79 12.82 7.69	6.45 67.74 16.13 9.68	4.17 66.67 25.00 4.17	0 60.00 20.00 20.00	14.29 57.14 28.57 0	0 83.33 16.67 0	0 83.33 16.67 0
<Q61>公務員には、憲法を尊重し擁 護する義務(憲法第99条)があ ります。 1. 政府はこれまで憲法を尊 重・擁護してきたと思いますか。 ①尊重・擁護してきた ②尊 重・擁護していない ③じゅう りんしてきた ④いちがいにい えない ⑤わからない	① ② ③ ④ ⑤ N.A.	8.48 24.40 8.61 45.00 12.47 1.03	11.63 26.36 7.75 45.35 8.91 0	6.28 25.52 8.79 43.51 15.90 0	8.27 27.56 10.24 43.70 8.66 1.57	9.89 25.86 10.65 39.16 11.79 2.66	4.44 28.89 17.78 40.00 6.67 2.22	4.84 16.94 7.26 52.42 18.55 0	14.75 8.20 8.20 49.18 18.03 1.64	2.78 18.06 2.78 52.78 23.61 0	11.48 16.39 4.92 54.10 11.48 1.64	8.00 24.00 2.00 56.00 10.00 0	4.76 61.90 4.76 14.29 14.29 0
2. 最高裁判所は、憲法擁護の 役割を果たしてきたと思いま すか。 ①果たしてきた ②果たしてい ない ③いちがいにいえない ④わ からない	① ② ③ ④ N.A.	25.71 14.27 39.28 19.64 1.10	25.10 13.73 44.71 16.47 0	31.80 16.32 31.80 20.08 0	25.50 16.33 41.43 15.54 1.20	27.48 14.12 34.73 21.76 1.91	26.67 26.67 33.33 11.11 2.22	20.16 7.26 46.77 25.81 0	27.87 8.20 45.90 18.03 0	19.44 6.94 43.06 30.56 0	21.31 6.56 42.62 27.87 1.64	20.00 18.00 38.00 24.00 0	19.05 42.86 28.57 9.52 0
<Q62>あなたは将来、どのような社 会体制をのぞみますか。 ①現体制でよい ②現体制を維 持しつつ、部分的に改良・修正 する ③現体制を大幅に改良・ 修正する ④現体制を根本的に 変革し、社会主義社会にする ⑤その他( ) ⑥わから ない	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ N.A.	4.96 67.33 13.37 6.00 2.27 5.24 0.83	4.25 72.20 11.20 2.70 3.47 5.79 0.39	5.46 64.29 15.55 7.14 2.94 4.20 0.42	4.35 63.24 15.42 7.91 1.58 5.53 1.98	5.32 66.16 12.93 6.84 2.66 4.56 1.52	6.67 60.00 17.78 15.56 0 0 0	6.45 73.39 11.29 2.42 0 6.45 0	4.92 80.33 11.48 0 1.64 1.64 0	4.17 70.83 9.72 4.17 1.39 9.72 0	4.92 65.57 9.84 4.92 3.28 9.84 1.64	6.00 70.00 10.00 6.00 2.00 6.00 0	0 42.86 33.33 19.05 4.76 0 0



## 5 憲法教育，西曆・元号別集計表

	全 体	Q2：悪法教育を受けたことがあるか								
		高 知 大 学				高 知 女 子 大 学				
		あ る	な い	わからない	N.A.	あ る	な い	わからない	N.A.	
<F2> 学年。 ①1回生 ②2回生 ③3回生 ④4回生 ⑤5回生以上	①		23.81	26.11	22.75	21.05	45.86	30.53	37.35	25.00
	②		25.71	20.28	22.75	0	20.30	16.84	20.48	12.50
	③		25.00	20.28	24.31	63.16	18.05	26.32	24.10	37.50
	④		21.90	28.89	24.71	10.53	15.04	26.32	16.87	25.00
	⑤		3.33	4.44	5.49	0	0	0	0	0
	N.A.		0.24	0	0	5.26	0.75	0	1.20	0
<F3> 性別。 ①男 ②女	①	57.06	74.82	77.78	70.59	63.16	-	-	-	-
	②	42.59	24.45	22.22	29.41	31.58	100.00	100.00	100.00	100.00
	N.A.	0.34	0.73	0	0	5.26	-	-	-	-
<F4> 出身地。 ①高知 ②高知以外の四国 ③九州 ④中国 ⑤近畿 ⑥中部 ⑦関東以北	①	29.96	23.71	23.01	23.17	31.58				
	②	25.90	18.54	24.11	22.01	15.79				
	③	9.57	13.62	11.23	8.49	15.79				
	④	13.57	17.84	15.62	16.60	10.53				
	⑤	13.02	15.49	14.25	20.08	10.53				
	⑥	5.37	6.81	9.59	5.02	10.53				
	⑦	1.03	1.64	1.10	1.16	0				
	N.A.	1.58	2.35	1.10	3.47	5.26				
<F5> 出身高校について。 ①国公立の、いわゆる進学高校 ②私立の、いわゆる進学高校 ③特にいわゆる進学校でない、 国公立の高校で、普通科 ④特 ④特にいわゆる進学校でない、私立 ⑤の高校で、普通科 ⑤国公立の、 ⑥普通科以外の高校 ⑥私立の、 ⑦普通科以外の高校 ⑦定時制 ⑧検定	①	57.98	64.15	58.08	53.58	66.67				
	②	11.42	9.20	12.05	12.45	9.52				
	③	24.35	21.70	23.56	25.66	9.52				
	④	2.48	2.36	3.29	4.15	0				
	⑤	2.54	1.65	3.01	2.26	4.76				
	⑥	0	0.24	0	0	0				
	⑦	0.41	0	0	1.13	0				
	⑧	0.07	0.47	0	0.38	0				
	N.A.	0.76	0.24	0	0.38	9.52				
<F7> あなたの家庭の生活水準につ いて。 ①上流の上 ②上流の下 ③中 ③流の上 ④中流の下 ⑤下流の ④上 ⑥下流の下	①	0.69								
	②	0.69								
	③	39.08								
	④	43.82								
	⑤	11.81								
	N.A.	2.20								

				Q3：西暦・元号の使用								
高知短期大学				高知大学			高知女子大学			高知短期大学		
ある	ない	わからない	N.A.	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし
58.33	63.64	88.24	—	30.28	17.93	23.40	54.48	20.22	31.76	66.67	69.23	63.64
33.33	31.82	11.76	—	19.27	23.10	26.44	12.41	23.60	25.88	25.93	30.77	27.27
5.56	0	0	—	20.18	23.45	27.96	16.55	22.47	31.76	3.70	0	4.55
—	—	—	—	25.92	31.72	17.02	16.55	32.58	9.41	—	—	—
—	—	—	—	4.36	3.79	4.56	0	0	0	—	—	—
2.78	4.55	0	—	0	0	0.61	0	1.12	1.18	3.70	0	4.55
72.22	63.64	47.06	—	68.35	73.10	81.40	—	—	—	50.00	73.08	72.73
25.00	36.36	52.94	—	31.42	26.55	17.99	100.00	100.00	100.00	50.00	26.93	27.27
2.78	0	0	—	0.23	0.34	0.61	—	—	—	—	—	—
				0.91	1.36	1.21						
				0.46	1.36	0.91						
				40.32	42.18	39.70						
				44.19	40.14	41.52						
				12.30	11.90	11.21						
				0.91	1.36	2.73						
				0.91	1.70	2.73						

		全 体	Q 2：憲法教育をうけたことがあるか							
			高 知 大 学				高 知 女 子 大 学			
			あ る	な い	わ か ら ない	N.A.	あ る	な い	わ か ら ない	N.A.
<F10> 支持政党。 ①自民党 ②社会党 ③公明党 ④民社党 ⑤共産党 ⑥新自由 クラブ ⑦社会民主連合 ⑧革 新自由連合 ⑨期待できる政党 がない ⑩関心がない ⑪わか らない	①	16.51					14.39	13.68	24.10	12.50
	②	6.33					5.30	2.11	8.43	0
	③	1.10					1.52	0	2.41	12.50
	④	1.03					0	0	0	0
	⑤	7.63					4.55	4.21	1.20	0
	⑥	0.76					0	0	0	0
	⑦	0.48					0	0	0	0
	⑧	0.48					0	0	0	0
	⑨	37.41					34.09	33.68	32.53	12.50
	⑩	15.96					18.18	20.00	21.69	37.50
	⑪	11.07					21.21	24.21	9.64	25.00
N.A.	1.24					0.76	2.11	0	0	
<Q 1> 日本国憲法を読んだことがあ りますか。 ①詳しく読んだ ②ひととおり 読んだ ③一部読んだ ④読ん だことがない	①	6.48	10.19	5.52	4.30	5.26	2.27	5.26	2.41	0
	②	26.48	31.75	22.65	19.53	21.05	27.27	21.05	19.28	37.50
	③	62.83	55.69	64.36	69.53	42.11	69.70	71.58	75.90	62.50
	④	3.72	1.66	6.91	5.86	0	0.76	2.11	2.41	0
	N.A.	0.48	0.71	0.55	0.78	31.58	0	0	0	0
(SQ)①②③に○印と回答した人 だけ教えてください。どうい うきっかけで読みましたか。 ①学校で習った ②先生にすす められて ③家族にすすめられ て ④自分で関心をもって ⑤ その他( ) ⑥わからない	①	81.45	79.47	77.06	84.84	84.62	93.08	82.61	95.06	100.00
	②	1.92	1.43	3.24	2.46	0	2.31	1.09	0	0
	③	0.07	0	0	0	7.69	0	0	0	0
	④	12.58	15.51	15.29	9.84	0	3.85	9.78	3.70	0
	⑤	3.34	3.34	3.82	1.64	0	0.77	6.52	1.23	0
	⑥	0.50	0.24	0.59	1.23	0	0	0	0	0
	N.A.	0.14	0	0	0	7.69	0	0	0	0
<Q 2> あなたは大学入学以前に学校 で平和教育・憲法教育をうけた ことがありますか。 ①ある ②ない ③わからない	①	40.48								
	②	32.97								
	③	24.34								
	N.A.	2.21								
<Q 3> 日本国憲法はいつきました か。 公布されたのはいつですか 年 月 日 施行されたのはいつですか 年 月 日 ①西暦 ②元号 ③年代の記入なし	①	41.92	40.71	44.66	38.04	47.37	50.38	42.55	42.17	37.50
	②	27.97	28.81	26.40	26.67	21.05	27.48	29.79	27.71	25.00
	③	30.11	30.48	28.93	35.29	31.58	22.14	27.66	30.12	37.50

				Q3：西暦・元号の使用								
高知短期大学				高知大学			高知女子大学			高知短期大学		
ある	ない	わからない	N.A.	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし
13.89	9.09	5.88	—	16.36	19.93	14.67	18.75	12.36	18.07	14.81	7.69	9.09
8.33	13.64	5.88	—	8.99	6.87	2.99	3.47	6.74	6.02	11.11	7.69	9.09
5.56	0	0	—	0.23	1.37	1.20	0.69	3.37	1.20	0	7.69	0
0	4.55	0	—	0.46	1.37	2.40	0	0	0	0	3.85	0
5.56	13.64	5.88	—	11.29	5.15	8.98	4.17	3.37	2.41	11.11	7.69	4.55
0	0	0	—	1.15	1.03	0.90	0	0	0	0	0	0
0	4.55	5.88	—	0.46	1.03	0	0	0	0	3.70	0	4.55
2.78	4.55	5.88	—	0.23	1.03	0	0	0	0	0	7.69	4.55
44.44	18.18	23.53	—	38.71	38.14	40.72	33.33	42.70	21.69	33.33	42.31	18.18
13.89	9.09	17.65	—	14.06	12.71	17.66	18.06	17.98	26.51	11.11	11.54	18.18
2.78	13.64	29.41	—	8.06	9.97	8.08	21.53	13.48	20.48	11.11	3.85	22.73
2.78	9.09	0	—	0	1.37	2.40	0	0	3.61	3.70	0	9.09
13.89	13.64	5.88	—	10.78	6.53	2.74	4.86	3.37	0	11.11	23.08	0
52.78	40.91	41.18	—	27.06	30.58	19.76	22.92	37.08	10.84	48.15	38.46	54.55
27.78	45.45	52.94	—	60.09	59.45	66.26	71.53	58.43	85.54	40.74	34.62	40.91
5.56	0	0	—	1.83	3.09	9.12	0.69	1.12	3.61	0	3.85	4.55
0	0	0	—	0.23	0.34	2.13	0	0	0	0	0	0
67.65	50.00	88.24	—	75.23	81.34	85.23	91.49	89.77	90.00	74.07	69.23	55.00
0	4.55	0	—	3.44	1.41	1.01	2.13	0	1.25	3.70	0	0
0	0	0	—	0.23	0	0	0	0	0	0	0	0
23.53	31.82	5.88	—	16.97	14.08	10.07	4.96	6.82	5.00	14.81	23.08	30.00
5.88	18.18	5.88	—	3.44	2.82	2.68	1.42	3.41	3.75	7.41	7.69	15.00
0	0	0	—	0.46	0.35	1.01	0	0	0	0	0	0
0	0	0	—	0.23	0	0	0	0	0	0	0	0
				39.22	42.16	39.14	45.83	40.45	34.94	44.45	50.00	50.00
				36.47	32.75	31.50	27.78	31.46	31.33	25.93	26.92	36.36
				22.25	23.69	27.52	24.31	25.84	30.12	29.63	23.08	13.64
				2.06	1.39	1.83	2.08	2.25	3.61	0	0	0
33.33	31.82	47.06	—									
36.11	31.82	35.29	—									
30.56	36.36	17.65	—									

		全 体	Q2：憲法教育をうけたことがあるか							
			高 知 大 学				高 知 女 子 大 学			
			あ る	な い	わ か ら ない	N.A.	あ る	な い	わ か ら ない	N.A.
<p>&lt;Q4&gt; 日本国憲法の基本原理にはどういうものがありますか。</p> <p>①国民主権、主権在民 ②平和主義、戦争放棄 ③基本的人権の尊重 ④平等(権) ⑤三権分立 ⑥民主主義 ⑦自由(主義) ⑧地方自治 ⑨議会制民主主義 ⑩象徴天皇制 ⑪国家主権 ⑫その他</p>	①	73.12	75.18	71.75	73.52	45.83	77.27	70.53	77.11	62.50
	②	83.12	86.40	79.50	85.77	45.83	87.88	78.95	85.54	75.00
	③	78.98	80.91	75.90	82.21	54.17	86.36	73.68	78.31	62.50
	④	5.65	3.34	4.99	6.72	4.17	7.58	8.42	7.23	25.00
	⑤	4.00	3.58	4.43	4.74	4.17	1.52	2.11	7.23	0
	⑥	3.45	4.77	3.32	3.16	0	2.27	3.61	2.41	0
	⑦	3.38	3.34	3.05	2.77	0	5.30	3.16	3.61	12.50
	⑧	1.17	1.91	0.83	1.19	4.17	0	1.05	0	0
	⑨	1.31	1.91	1.39	0.79	0	0.76	1.05	0	0
	⑩	1.24	1.43	0.83	1.19	0	0.76	2.11	1.20	0
	⑪	0.62	0.95	0.55	0.79	0	0.76	0	0	0
	⑫	1.93	2.15	1.94	2.37	0	2.27	1.05	1.20	0
<p>&lt;Q5&gt; 最近あなたが読んだり聞いた憲法にかかわる問題にはどのようなものがありますか。いくつか挙げてください。</p> <p>①平和、軍事、9条関係、安保、核問題 ②人権問題 ③憲法改正問題 ④教育問題 ⑤参政権 ⑥その他</p>	①	54.93	60.62	52.91	49.80	45.83	62.88	43.16	55.42	37.50
	②	2.41	4.30	1.94	1.58	0	0.76	1.05	1.20	0
	③	17.57	19.33	17.45	17.00	16.67	12.88	16.84	20.48	12.50
	④	5.38	4.53	4.43	5.53	4.17	9.85	7.37	2.41	0
	⑤	0.83	0.95	0.83	1.19	0	0.76	0	0	0
	⑥	8.34	9.31	8.59	6.72	4.17	11.36	5.26	3.61	12.50
<p>&lt;Q6&gt; あなたは天皇(皇室)に対して、どんな感情をもっていますか。</p> <p>①崇拜の念をもつ ②親しみを感ずる ③親しみも反感もない ④反感をもつ ⑤憎悪の念をもつ ⑥その他( ) ⑦わからない</p>	①	3.30	3.12	4.68	1.56	0	4.51	4.30	0	12.50
	②	7.83	7.19	9.64	7.78	15.79	6.02	5.38	13.25	0
	③	59.00	55.88	56.47	61.48	31.58	67.67	68.82	63.86	75.00
	④	13.80	16.07	15.70	12.06	15.79	6.02	13.98	7.23	0
	⑤	2.68	3.60	3.31	2.33	0	1.50	2.15	0	0
	⑥	8.52	10.79	6.61	9.73	5.26	9.77	2.15	7.23	0
	⑦	3.98	3.36	3.03	5.06	0	4.51	5.38	8.43	12.50
N.A.	0.89	0	0.55	0	31.58	0	0	0	0	

				Q3：西暦・元号の使用								
高知短期大学				高知大学			高知女子大学			高知短期大学		
ある	ない	わからない	N.A.	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし
69.44	68.18	64.71	—	86.70	75.52	52.27	84.03	78.65	55.42	88.89	76.92	31.82
80.56	77.27	76.47	—	93.35	85.86	66.67	94.44	87.64	63.86	92.59	88.46	50.00
72.22	72.73	76.47	—	89.91	83.79	59.82	90.97	83.15	57.83	88.89	76.92	50.00
2.78	13.64	5.88	—	3.90	6.55	4.53	6.94	6.74	10.84	3.70	11.54	4.55
5.56	4.55	5.88	—	2.98	6.21	3.63	1.39	2.25	7.23	7.41	7.69	0
2.78	0	5.88	—	2.75	5.17	3.93	1.39	4.49	2.41	3.70	0	4.55
2.78	9.09	0	—	2.75	4.48	2.42	2.78	3.37	7.23	3.70	3.85	4.55
2.78	0	0	—	2.75	0	0.91	0.69	0	0	3.70	0	0
5.56	0	0	—	2.29	0.69	0.91	0	2.25	0	7.41	0	0
2.78	0	5.88	—	0.92	1.72	0.91	1.39	1.12	1.20	0	7.69	0
0	0	0	—	1.15	0.34	0.60	0	0	0	0	0	0
2.78	0	0	—	1.38	2.76	2.72	0.69	1.12	2.41	0	0	4.55
50.00	45.45	58.82	—	63.53	56.21	43.50	52.78	62.92	48.19	70.37	61.54	13.64
5.56	0	0	—	3.21	3.45	1.81	0.69	2.25	0	7.41	0	0
19.44	22.73	11.76	—	19.50	20.00	14.50	19.44	17.98	7.23	25.93	19.23	9.09
11.11	9.09	0	—	6.42	6.90	0.91	4.17	12.36	6.02	7.41	7.69	9.09
2.78	0	0	—	1.38	0.69	0.60	0	0	1.20	0	3.85	0
8.33	22.73	5.88	—	9.40	8.97	6.65	7.64	10.11	4.82	14.81	15.38	4.55
2.78	9.09	0	—	2.29	5.88	2.14	3.47	1.11	6.02	3.70	3.85	4.55
2.78	0	0	—	8.26	11.42	6.12	5.56	8.89	9.64	3.70	0	0
58.33	45.45	70.59	—	54.82	57.09	59.94	66.67	66.67	66.27	59.26	61.54	50.00
19.44	22.73	23.53	—	16.74	11.07	15.90	7.64	10.00	8.43	25.93	19.23	18.18
2.78	4.55	0	—	3.67	2.77	2.75	2.08	1.11	0	3.70	3.85	0
13.89	9.09	0	—	10.32	9.69	7.03	6.25	7.78	6.02	3.70	11.54	13.64
0	9.09	5.88	—	3.67	1.73	4.28	8.33	4.44	3.61	0	0	13.64
0	0	0	—	0.23	0.35	1.83	0	0	0	0	0	0

	全 体	Q 2 : 憲法教育を受けたことがあるか								
		高 知 大 学				高 知 女 子 大 学				
		あ る	な い	わ か ら ない	N.A.	あ る	な い	わ か ら ない	N.A.	
<p>&lt;Q 7&gt; 憲法第1条によれば、天皇は、日本国の象徴であり国民統合の象徴であって、その地位は主権者国民の総意に基づくこととされていますが、あなたは、この象徴天皇制について、どう思いますか。該当するものすべて○印をつけてください。</p> <p>①国のまとまり、国民の心のよりのところである ②天皇は万世一系だから、象徴となるのにふさわしい ③国民の親近感を高めるよう、天皇はもっと積極的に行動すべきだ ④世襲であることに疑問を感じる ⑤国民の税金でせいたくに暮しているのに反感を覚える ⑥今の天皇は政治的に利用されていると思う ⑦憲法上、天皇制は戦前と戦後で全くその意味が転換しているのに、今の天皇(裕仁)が戦前からずっと天皇の地位にあるのはおかしい ⑧天皇は戦争責任者、戦争犯罪者であるから、今の平和主義の憲法のもとで象徴となるのはおかしい ⑨考えたことがない ⑩その他( ) ⑪わからない</p>	①	14.89	15.04	16.90	12.25	8.33	15.91	17.89	18.07	12.50
	②	6.55	6.92	9.14	5.93	0	7.58	1.05	6.02	0
	③	11.23	10.50	12.19	12.25	8.33	12.88	9.47	13.25	12.50
	④	18.61	18.85	17.17	18.18	8.33	21.97	21.05	19.28	12.50
	⑤	26.19	30.07	26.59	22.13	8.33	28.79	23.16	22.89	12.50
	⑥	22.67	28.64	22.71	20.55	12.50	18.18	16.84	14.46	25.00
	⑦	13.99	16.47	13.02	12.25	4.17	12.12	10.53	14.46	0
	⑧	17.71	22.91	19.67	14.23	4.17	12.12	14.74	6.02	25.00
	⑨	13.65	9.07	13.02	16.60	4.17	16.67	23.16	20.48	0
	⑩	10.34	13.13	9.14	14.23	12.50	7.58	5.26	6.02	0
	N.A.	1.10	0	1.11	0.79	25.00	0	0	1.20	0
<p>&lt;Q 8&gt; 天皇制は将来どのようにあるべきだと思いますか。</p> <p>①存続 ②あってもなくてもよい ③廃止 ④わからない</p>	①	31.17	28.57	29.36	30.20	52.63	33.33	38.95	37.80	37.50
	②	32.69	31.19	33.80	34.90	26.32	37.12	28.42	32.93	50.00
	③	27.93	32.86	30.75	24.31	15.79	20.45	21.05	19.51	0
	④	7.59	6.43	5.54	9.80	0	9.09	11.58	9.76	12.50
	N.A.	0.62	0.95	0.55	0.78	5.26	0	0	0	0
<p>(SQ1) ①と答えた人は、その形式について教えてください。</p> <p>①もっと形式的なものにする ②今の象徴のままでよい ③天皇を元首にして、もう少し実質的な権限・政治的な力を与える ④戦前のような主権者の地位にもどす ⑤その他( ) ⑥わからない</p>	①	11.18	11.20	9.17	13.75	0	13.95	13.51	3.23	50.00
	②	78.49	76.80	81.65	77.50	90.00	76.74	83.78	80.65	50.00
	③	1.29	0	1.83	2.50	0	2.33	0	3.23	0
	④	0.86	3.20	0.92	0	0	0	0	0	0
	⑤	3.44	4.00	2.75	2.50	10.00	2.33	0	6.45	0
	⑥	2.80	4.00	0.92	2.50	0	4.65	2.70	6.45	0
	N.A.	1.94	0.80	2.75	1.25	0	0	0	0	0



				Q3：西暦・元号の使用								
高知短期大学				高知大学			高知女子大学			高知短期大学		
ある	ない	わからない	N.A.	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし
16.67	9.38	11.76	—	13.99	18.62	10.88	14.58	19.10	19.28	18.52	19.23	4.55
0	3.13	5.88	—	6.42	10.34	6.04	4.86	2.25	8.43	3.70	0	4.55
5.56	3.13	5.88	—	13.76	11.72	8.16	16.67	7.87	7.23	11.11	0	4.55
22.22	12.50	11.76	—	19.04	16.55	16.92	24.31	19.10	16.87	22.22	19.23	13.64
33.33	15.63	17.65	—	25.69	25.52	28.10	25.69	23.60	26.51	29.63	34.62	13.64
33.33	6.25	23.53	—	27.52	20.69	23.56	15.97	19.10	16.87	37.04	19.23	13.64
19.44	18.75	23.53	—	14.91	12.07	14.50	15.97	8.99	8.43	25.93	30.77	9.09
22.22	15.63	17.65	—	21.10	15.52	19.64	11.11	13.48	10.84	25.93	23.08	13.64
8.33	9.38	23.53	—	10.32	11.72	13.90	18.06	21.35	19.28	11.11	15.38	13.64
13.89	6.25	5.88	—	10.55	13.10	11.18	4.86	6.74	8.43	22.22	3.85	4.55
2.78	3.13	5.88	—	3.44	4.48	2.42	9.72	6.74	2.41	0	0	13.64
0	6.25	0	—	0	0.69	2.72	0.69	0	0	0	0	9.09
30.56	18.18	29.41	—	28.44	35.64	26.91	36.36	38.20	32.53	33.33	26.92	18.18
30.56	22.73	23.53	—	32.34	36.33	30.28	32.87	33.71	36.14	25.93	26.92	27.27
33.33	50.00	29.41	—	32.80	22.84	32.11	17.48	21.35	22.89	33.33	38.46	40.91
5.56	9.09	17.65	—	5.73	4.84	9.48	13.29	6.74	8.43	7.41	7.69	13.64
0	0	0	—	0.69	0.35	1.22	0	0	0	0	0	0
18.18	25.00	0	—	10.85	9.26	12.36	15.69	8.82	3.85	0	0	75.00
72.73	75.00	100.00	—	80.62	76.85	80.90	72.55	82.35	92.31	88.89	100.00	25.00
0	0	0	—	0.78	2.78	0	1.96	2.94	0	0	0	0
0	0	0	—	1.55	1.85	0	0	0	0	0	0	0
9.09	0	0	—	2.33	5.56	2.25	3.92	0	3.85	11.11	0	0
0	0	0	—	1.55	1.85	4.49	5.88	5.88	0	0	0	0
0	0	0	—	2.33	1.85	0	0	0	0	0	0	0

		全 体	Q 2 : 憲法教育をうけたことがあるか							
			高 知 大 学				高 知 女 子 大 学			
			あ る	な い	わ か ら な い	N.A.	あ る	な い	わ か ら な い	N.A.
(SQ2) ③と答えた人は、その理由として、次に挙げたもののうち該当するものすべて○印をつけてください。 ①天皇(皇室)がきらいだから ②天皇には自由がなくてかわいそうだから ③天皇(皇室)制を存置すると莫大な費用がかかる税金のむだ使いになるから ④天皇が政治的に利用されることを恐れるから ⑤天皇は特別の身分であり、平等の原則に反するから ⑥国民の総意にもとづいて象徴となるべきものが、国民の意志とかかわりなく世襲されるのはおかしいから ⑦国民主権の原理とあいれないから ⑧天皇制があると戦前への逆行を促すおそれがあるから ⑨その他( ) ⑩わからない	①	11.36	14.49	11.71	8.06	0	7.41	20.00	0	—
	②	13.33	11.59	12.61	16.13	0	11.11	10.00	37.50	—
	③	46.17	44.20	47.75	45.16	0	40.74	60.00	50.00	—
	④	43.46	52.17	40.54	37.10	33.33	33.33	50.00	37.50	—
	⑤	51.60	52.17	48.65	50.00	0	55.56	50.00	68.75	—
	⑥	45.19	47.10	39.64	56.45	33.33	48.15	35.00	37.50	—
	⑦	28.15	31.16	29.73	25.81	0	11.11	40.00	6.25	—
	⑧	37.78	40.58	45.05	33.87	33.33	18.52	30.00	31.25	—
	⑨	5.93	7.25	3.60	4.84	0	7.41	10.00	6.25	—
	⑩	0.49	0	1.80	1.61	0	0	0	0	—
N.A.	0.25	0	0	0	33.33	0	0	0	—	
<Q 9> 卒業式、入学式などで「君が代」をうたい、「日の丸」を掲げることについてどう思いますか。 ①よい ②わるい ③いちがいに言えない ④わからない	①	22.60	20.57	27.22	19.22	31.58	18.46	28.72	26.83	12.50
	②	15.55	19.15	16.11	14.12	5.26	10.77	13.83	15.85	0
	③	53.42	53.66	49.72	56.86	63.16	57.69	51.06	47.56	75.00
	④	7.53	4.96	6.39	8.24	0	13.08	6.38	9.76	12.50
	N.A.	0.90	1.65	0.56	1.57	0	0	0	0	0
(SQ1) ①と回答した人だけ教えてください。その理由は何ですか(複数回答可)。 ①親しみももてる ②厳肅な雰囲気になる ③日本を象徴するものとしてよい ④国のままとまりの中心、国民の心のよりどころとして不可欠なものだ ⑤国歌・国旗だから当然である ⑥国歌・国旗でもないが、国民に親しまれているから ⑦ただ、なんとなく ⑧その他( )	①	8.87	11.49	9.18	14.29	0	0	0	18.18	0
	②	44.95	49.43	37.76	42.86	50.00	50.00	62.96	50.00	0
	③	41.90	41.38	38.78	55.10	50.00	45.83	29.63	54.55	0
	④	22.32	26.44	23.47	22.45	50.00	25.00	14.81	13.64	0
	⑤	45.57	51.72	43.88	42.86	33.33	50.00	25.93	45.45	100.00
	⑥	7.65	10.34	8.16	6.12	16.67	0	11.11	0	0
	⑦	3.67	1.15	5.10	4.08	0	0	11.11	4.55	0
	⑧	4.59	5.75	2.04	6.12	0	0	11.11	0	0
	N.A.	0.61	0	2.04	0	0	0	0	0	0
(SQ2) ②と回答した人だけ教えてください。その理由は何ですか(複数回答可)。 ①時代遅れで感覚にあわない ②戦争を思いおこさせるのでいやだ ③特定のイデオロギーと結びついているから ④戦前の軍国主義国家を連想させる ⑤国民の思想的統合をはかろうとするものだから ⑥国歌でも国旗でもないから ⑦ただ、なんとなく ⑧その他( )	①	16.00	17.28	18.97	22.22	0	14.29	7.69	23.08	—
	②	18.22	27.16	8.62	16.67	100.00	7.14	23.08	23.08	—
	③	52.44	48.15	60.34	55.56	0	57.14	46.15	61.54	—
	④	49.78	50.62	50.00	52.78	100.00	35.71	61.54	61.54	—
	⑤	42.67	46.91	44.83	41.67	100.00	28.57	38.46	30.77	—
	⑥	35.56	41.98	37.93	33.33	0	14.29	30.77	30.77	—
	⑦	2.22	3.70	1.72	0	0	0	0	7.69	—
	⑧	13.33	13.58	10.34	13.89	0	7.14	7.69	23.08	—
	N.A.	0.44	0	3.45	0	0	0	0	0	—

				Q3：西暦・元号の使用								
高知短期大学				高知大学			高知女子大学			高知短期大学		
ある	ない	わからない	N.A.	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし
8.33	9.09	0	—	12.59	6.06	14.29	8.00	15.79	5.26	0	20.00	0
8.33	18.18	0	—	12.59	13.64	14.29	32.00	0	15.79	0	20.00	11.11
66.67	45.45	20.00	—	45.45	45.45	44.76	56.00	47.37	42.11	55.56	60.00	33.33
58.33	45.45	0	—	50.35	43.94	37.14	40.00	36.84	42.11	55.56	50.00	22.22
75.00	54.55	20.00	—	51.75	48.48	47.62	60.00	63.16	47.37	77.78	40.00	55.56
41.67	54.55	20.00	—	48.25	43.94	45.71	52.00	26.32	42.11	33.33	70.00	22.22
41.67	45.45	0	—	32.87	28.79	24.76	16.00	15.79	26.32	22.22	30.00	55.56
33.33	27.27	40.00	—	55.94	33.33	26.67	32.00	10.53	31.58	33.33	50.00	11.11
16.67	9.09	0	—	4.20	3.03	7.62	0	10.53	15.79	11.11	20.00	0
0	0	0	—	0.70	1.52	0.95	0	0	0	0	0	0
0	0	0	—	0.70	0	0	0	0	0	0	0	0
22.22	18.18	5.88	—	22.02	24.39	22.63	21.13	25.00	25.61	11.11	26.92	13.64
8.33	27.27	0	—	20.64	11.85	15.90	15.49	9.09	12.20	7.41	15.38	13.64
58.33	54.55	47.06	—	51.83	57.49	51.68	52.11	53.41	56.10	62.96	46.15	54.55
8.33	0	47.06	—	4.82	5.57	8.56	11.27	12.50	6.10	14.81	11.54	18.18
2.78	0	0	—	0.69	0.70	1.22	0	0	0	3.70	0	0
0	0	0	—	15.63	5.71	8.11	3.33	9.09	4.76	0	0	0
25.00	50.00	0	—	41.67	45.71	41.89	56.67	40.91	61.90	0	42.86	33.33
37.50	0	0	—	45.83	41.43	40.54	43.33	45.45	33.33	33.33	28.57	0
0	0	0	—	28.13	22.86	22.97	13.33	31.82	9.52	0	0	0
50.00	75.00	100.00	—	46.88	38.57	54.05	50.00	31.82	38.10	100.00	28.57	100.00
12.50	0	0	—	9.38	8.57	8.11	6.67	4.55	0	0	14.29	0
0	0	0	—	3.13	2.86	4.05	6.67	4.55	4.76	0	0	0
25.00	0	0	—	5.21	2.86	4.05	6.67	4.55	0	0	28.57	0
0	0	0	—	2.08	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	—	—	20.00	17.65	13.46	13.64	12.50	20.00	0	0	0
0	0	—	—	22.22	17.65	17.31	9.09	12.50	40.00	0	0	0
33.33	16.67	—	—	58.89	64.71	40.38	59.09	37.50	60.00	50.00	25.00	0
66.67	16.67	—	—	57.78	47.06	42.31	54.55	37.50	60.00	50.00	50.00	0
33.33	33.33	—	—	47.78	55.88	38.46	27.27	37.50	40.00	100.00	0	33.33
0	33.33	—	—	41.11	38.24	32.69	18.18	37.50	30.00	0	25.00	33.33
0	0	—	—	4.44	0	0	4.55	0	0	0	0	0
66.67	16.67	—	—	7.78	14.71	21.15	9.09	12.50	20.00	0	50.00	33.33
0	0	—	—	1.11	0	1.92	0	0	0	0	0	0

	全 体	Q2：憲法教育を受けたことがあるか								
		高 知 大 学				高 知 女 子 大 学				
		あ る	な い	わ か ら ない	N.A.	あ る	な い	わ か ら ない	N.A.	
<p>&lt;Q10&gt;憲法第9条には、自衛のためという名目でも再軍備や戦争を禁じているという説と、自衛のための軍備は禁じられていないという説がありますが、あなたはどちらの意見ですか。 ①自衛のためでも再軍備や戦争を禁じている ②自衛のための軍備は禁じられていない ③わからない</p>	①	55.57	59.38	52.50	53.70	57.89	62.12	42.11	56.63	50.00
	②	34.11	33.73	37.78	33.07	42.11	29.55	41.05	27.71	25.00
	③	9.49	5.94	8.33	12.84	0	8.33	16.84	14.46	25.00
	N.A.	0.83	0.95	1.39	0.39	0	0	0	1.20	0
<p>&lt;Q11&gt;自衛隊は憲法に違反した存在だと思いますか。 ①違反している ②違反していない ③わからない</p>	①	49.72	57.89	47.77	48.83	42.11	46.56	27.66	42.17	37.50
	②	30.18	27.75	35.20	28.13	52.63	25.95	43.62	25.30	50.00
	③	18.92	14.11	16.20	21.48	5.26	27.48	28.72	32.53	12.50
	N.A.	1.17	0.24	0.84	1.56	0	0	0	0	0
<p>&lt;Q12&gt;自衛隊の果たしている役割は何だと思いますか（複数回答可）。 ①外国への侵略の準備 ②外国からの侵略の防止 ③国内の治安対策 ④災害などの民生協力 ⑤対米協力 ⑥自由陣営の防衛 ⑦その他（ ） ⑧わからない</p>	①	8.82	9.79	10.53	8.30	4.17	5.30	7.37	9.64	0
	②	44.31	46.78	42.11	43.87	29.17	42.42	46.32	46.99	37.50
	③	39.56	35.32	37.12	40.71	37.50	46.97	47.37	46.99	62.50
	④	64.99	61.34	68.98	68.38	54.17	65.15	58.95	55.42	75.00
	⑤	34.05	39.62	33.80	33.60	33.33	31.82	20.00	28.92	0
	⑥	15.09	18.38	16.62	16.21	12.50	6.06	9.47	6.02	12.50
	⑦	5.17	7.16	5.26	7.11	0	1.52	2.11	1.20	0
	⑧	2.07	0.72	0.83	4.35	0	1.52	2.11	6.02	12.50
	N.A.	0.28	0.48	0.28	0.40	0	0	0	0	0
<p>&lt;Q13&gt;あなたは軍専力としての今の自衛隊が必要だと思いますか。 ①必要 ②不要 ③わからない</p>	①	31.45	31.58	35.73	29.41	57.89	23.48	27.37	30.12	25.00
	②	51.75	55.26	52.35	49.80	36.84	53.79	45.26	42.17	62.50
	③	16.45	13.16	11.63	20.39	5.26	22.73	27.37	27.71	12.50
	N.A.	0.34	0	0.28	0.39	0	0	0	0	0
<p>(SQ1)①と回答した人だけ教えてください。その理由は何ですか（複数回答可）。 ①いつでも戦争ができるように ②自分の国は自分で守るべきだから ③侵略の危険が増大しているから ④国連による安全保障だけでは不十分だから ⑤その他（ ）</p>	①	1.31	2.27	2.33	1.33	0	0	0	0	0
	②	73.52	73.48	82.95	65.33	81.82	58.06	73.08	72.00	100.00
	③	33.26	29.55	31.01	40.00	9.09	32.26	34.62	40.00	50.00
	④	31.95	34.09	25.58	36.00	9.09	35.48	50.00	28.00	0
	⑤	4.60	4.55	2.33	1.33	9.09	12.90	11.54	4.00	0
	N.A.	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<p>(SQ2)②と回答した人だけ教えてください。その理由は何ですか（複数回答可）。 ①憲法が戦争放棄を規定しているから ②戦争にまきこまれやすいから ③他の国を侵略しないとも限らないから ④今の自衛隊は本当に国民のためのものでないから ⑤国連による安全保障に信頼しているから ⑥その他（ ）</p>	①	53.59	51.95	52.38	46.46	71.43	61.97	62.79	54.29	60.00
	②	33.91	34.20	37.57	30.71	42.86	28.17	37.21	37.14	20.00
	③	21.81	23.38	21.69	17.32	42.86	16.90	30.23	22.86	20.00
	④	47.34	49.78	48.68	47.24	28.57	39.44	44.19	51.43	0
	⑤	6.91	8.66	5.82	9.45	0	8.45	2.33	2.86	0
	⑥	13.96	16.88	12.17	21.26	0	7.04	2.33	5.71	0
	N.A.	0.53	0.87	0.53	0.79	0	0	0	0	0

				Q3：西暦・元号の使用								
高知短期大学				高知大学			高知女子大学			高知短期大学		
ある	ない	わからない	N.A.	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし
61.11	59.09	50.00	—	58.81	54.42	53.05	54.86	56.18	51.81	51.85	73.08	47.83
30.56	31.82	22.22	—	33.18	38.78	34.15	31.94	35.96	28.92	37.04	15.38	34.78
5.56	9.09	27.78	—	7.55	5.78	11.59	13.19	7.87	18.07	7.41	11.54	17.39
2.78	0	0	—	0.46	1.02	1.22	0	0	1.20	3.70	0	0
69.44	66.67	41.18	—	55.96	52.58	46.60	40.14	38.20	40.96	61.54	73.08	50.00
16.67	28.57	29.41	—	28.44	31.62	32.72	32.39	33.71	27.71	26.92	15.38	27.27
13.89	4.76	29.41	—	15.37	14.78	19.44	27.46	28.09	31.33	11.54	11.54	22.73
0	0	0	—	0.23	1.03	1.23	0	0	0	0	0	0
5.56	9.09	5.88	—	10.78	6.55	10.27	4.17	4.49	14.46	3.70	11.54	4.55
41.67	50.00	52.94	—	42.43	46.21	43.81	44.44	44.94	43.37	48.15	61.54	27.27
33.33	40.91	35.29	—	38.53	34.48	38.67	47.92	48.31	46.99	29.63	38.46	40.91
69.44	68.18	76.47	—	67.20	66.90	63.14	59.72	65.17	59.04	66.67	76.92	68.18
30.56	45.45	35.29	—	37.84	36.21	33.53	24.31	26.97	31.33	40.74	38.46	27.27
19.44	31.82	5.88	—	16.74	17.59	16.62	4.86	11.24	7.23	18.52	23.08	18.18
2.78	4.55	0	—	6.42	5.17	7.85	2.08	0	2.41	0	7.69	0
0	0	17.65	—	0.92	1.38	2.72	4.17	1.12	3.61	3.70	3.85	4.55
0	0	0	—	0.69	0.34	0.60	0	0	0	0	0	0
38.89	22.73	35.29	—	30.66	35.05	33.23	26.39	29.21	22.89	29.63	30.77	40.91
55.56	72.73	41.18	—	54.46	50.17	52.44	47.92	43.82	55.42	59.26	61.54	50.00
2.78	4.55	23.53	—	14.65	14.43	14.33	25.69	26.97	21.69	7.41	7.69	9.09
2.78	0	0	—	0.23	0.34	0	0	0	0	3.70	0	0
0	0	0	—	0.75	2.94	2.75	0	0	0	0	0	0
71.43	60.00	66.67	—	73.13	84.31	70.64	65.79	69.23	73.68	75.00	62.50	66.67
35.71	40.00	66.67	—	36.57	24.51	32.11	28.95	50.00	31.58	75.00	37.50	22.22
42.86	20.00	16.67	—	30.60	24.51	35.78	26.32	46.15	42.11	50.00	12.50	33.33
14.29	0	0	—	3.73	3.92	2.75	13.16	7.69	5.26	0	12.50	11.11
0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70.00	50.00	57.14	—	58.40	46.58	44.77	56.52	61.54	65.22	62.50	56.25	63.64
30.00	31.25	28.57	—	34.87	34.25	34.30	33.33	30.77	32.61	25.00	37.50	27.27
20.00	25.00	28.57	—	24.37	16.44	22.09	17.39	25.64	26.09	25.00	31.25	9.09
55.00	37.50	71.43	—	48.32	47.95	48.26	47.83	38.46	36.96	50.00	56.25	45.45
0	6.25	0	—	5.88	8.90	9.30	4.35	7.69	4.35	6.25	0	0
25.00	12.50	0	—	14.29	17.81	16.86	5.80	2.56	6.52	6.25	18.75	27.27
0	0	0	—	0.42	0.68	1.16	0	0	0	0	0	0

	全 体	Q2: 憲法教育を受けたことがあるか								
		高 知 大 学				高 知 女 子 大 学				
		あ る	な い	わ か ら ない	N.A.	あ る	な い	わ か ら ない	N.A.	
<Q14> 将来、自衛隊をどうすべきだと思いますか。 ① 増強する ② 今のままでよい ③ 縮少する ④ 廃止する ⑤ その他( )	①	10.94	9.20	15.24	11.28	15.79	7.58	8.42	7.14	0
	②	31.05	28.54	30.47	30.35	31.58	28.03	46.32	40.48	62.50
	③	25.85	21.70	26.59	25.68	21.05	36.36	25.26	32.14	12.50
	④	23.19	29.72	21.61	23.35	10.53	22.73	7.37	13.10	25.00
	⑤	7.87	9.67	5.54	7.39	21.05	5.30	10.53	7.14	0
	N.A.	1.09	1.18	0.55	1.95	0	0	2.11	0	0
<Q15> 将来、徴兵制が実施されたら、あなたはどのようにしますか。 ① 喜んで応じる ② しかたなく応じる ③ いやだから逃げまわる ④ 反対運動に参加する ⑤ 個人として戦争に反対して忌避する ⑥ その他( ) ⑦ わからない	①	2.16	2.51	2.99	1.92	10.53	0.75	1.04	0	0
	②	11.05	10.73	13.86	11.15	21.05	5.22	8.33	9.64	12.50
	③	12.06	10.27	15.49	14.62	0	8.96	10.42	12.05	25.00
	④	43.73	48.86	41.03	38.46	47.37	47.76	40.63	42.17	25.00
	⑤	16.24	15.98	13.59	16.92	0	19.40	18.75	22.89	25.00
	⑥	2.96	2.97	2.99	3.08	5.26	2.24	3.13	0	0
	⑦	11.59	8.68	9.78	13.08	15.79	15.07	17.71	13.25	12.50
	N.A.	0.20	0	0.27	0.77	0	0	0	0	0
<Q16> あなたは、日米安全保障条約について知っていますか。 ① よく知っている ② 一応知っている ③ あまり知らない ④ 全く知らない	①	4.68	6.89	4.43	3.88	5.26	3.01	3.16	3.57	0
	②	57.08	59.14	60.11	53.10	63.16	63.16	49.47	45.24	62.50
	③	34.39	30.88	31.02	37.21	31.58	31.58	44.21	44.05	37.50
	④	3.71	3.09	4.43	5.43	0	2.26	3.16	5.95	0
	N.A.	0.14	0	0	0.39	0	0	0	1.19	0
<Q17> 日米安全保障条約によって、日本にはアメリカの軍事基地がありますが、あなたはどのように思いますか。 ① 好ましい ② 好ましくないがやむをえない ③ 反対 ④ わからない	①	1.58	1.43	2.22	2.72	0	0	2.08	0	0
	②	31.77	31.59	36.84	29.96	36.84	21.21	32.29	28.05	50.00
	③	61.35	64.61	56.51	60.31	57.89	69.70	57.29	59.76	37.50
	④	5.16	2.38	4.43	6.61	5.26	8.33	8.33	12.20	12.50
	N.A.	0.14	0	0	0.39	0	0.76	0	0	0
(SQ1) ①②と回答した人だけ答えてください。理由はなぜですか(複数回答可)。 ① 日本の防衛のため ② 自由陣営の防衛のため ③ 共産主義化を防ぐため ④ 侵略を防ぐため ⑤ 自衛隊では弱体だから ⑥ 治安維持のため ⑦ その他( )	①	44.33	42.45	50.35	50.00	42.86	25.00	42.42	39.13	25.00
	②	27.22	27.34	26.24	25.00	28.57	46.43	21.21	34.78	25.00
	③	9.48	10.79	12.77	9.52	14.29	7.14	3.03	8.70	0
	④	28.45	29.50	32.62	32.14	0	21.43	27.27	21.74	25.00
	⑤	29.90	30.22	31.21	33.33	28.57	17.86	24.24	26.09	0
	⑥	8.66	3.60	10.64	3.57	14.29	10.71	21.21	21.74	50.00
	⑦	14.02	14.39	7.09	22.62	0	14.29	15.15	8.70	0
	N.A.	0.62	0.72	0	0	0	3.57	3.03	0	0

				Q3：西暦・元号の使用								
高知短期大学				高知大学			高知女子大学			高知短期大学		
ある	ない	わからない	N.A.	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし
16.67	4.55	10.53	—	9.57	11.99	14.71	6.94	8.89	7.23	14.81	14.81	4.35
16.67	27.27	36.84	—	30.30	31.85	26.43	37.50	38.89	36.14	18.52	18.52	39.13
19.44	27.27	36.84	—	25.74	23.29	23.72	33.33	30.00	28.92	22.22	33.33	21.74
38.89	36.36	5.26	—	25.97	24.66	24.02	16.67	15.56	14.46	33.33	29.63	26.09
8.33	4.55	10.53	—	7.97	7.53	8.71	5.56	6.67	10.84	11.11	3.70	8.70
0	0	0	—	0.46	0.68	2.40	0	0	2.41	0	0	0
0	0	0	—	1.77	4.41	2.65	0	0	2.35	0	0	0
11.11	9.09	11.76	—	11.92	11.19	12.68	4.86	10.00	9.41	11.11	7.69	13.64
13.89	0	5.88	—	11.92	12.88	14.16	11.81	8.89	10.59	7.41	7.69	9.09
44.44	40.91	47.06	—	46.36	44.41	39.82	44.44	43.33	42.35	44.44	53.85	31.82
8.33	36.36	0	—	14.35	14.24	17.11	22.22	13.33	23.53	7.41	15.38	22.73
5.56	4.55	5.88	—	2.87	2.71	3.83	0.69	5.56	0	3.70	7.69	4.55
16.67	9.09	29.41	—	10.60	9.83	9.44	15.97	18.89	11.76	25.93	7.69	18.18
0	0	0	—	0.22	0.34	0.29	0	0	0	0	0	0
8.33	4.76	5.88	—	7.31	3.42	4.24	4.14	2.25	1.20	7.41	7.69	4.76
61.11	57.14	52.94	—	61.87	59.25	50.30	53.79	64.04	45.78	66.67	50.00	57.14
30.56	38.10	41.18	—	27.40	35.96	38.18	37.24	31.46	49.40	25.93	42.31	38.10
0	0	0	—	3.20	1.37	7.27	4.14	2.25	3.61	0	0	0
0	0	0	—	0.23	0	0	0.69	0	0	0	0	0
0	0	0	—	0.69	3.09	2.74	0.70	0	1.19	0	0	0
38.89	27.27	35.29	—	33.87	34.36	30.09	23.08	28.09	33.33	33.33	23.08	50.00
58.33	72.73	58.82	—	62.24	58.08	62.31	69.23	57.30	57.14	62.96	73.08	50.00
2.78	0	5.88	—	2.97	4.47	4.86	6.29	14.61	8.33	3.70	3.85	0
0	0	0	—	0.23	0	0	0.70	0	0	0	0	0
42.86	83.33	16.67	—	47.68	41.28	48.15	23.53	56.00	31.03	55.56	33.33	45.45
42.86	0	0	—	29.14	26.61	22.22	35.29	24.00	37.93	33.33	33.33	9.09
0	0	0	—	12.58	14.68	5.56	5.88	4.00	6.90	0	0	0
28.57	16.67	16.67	—	28.48	30.28	31.48	23.53	32.00	17.24	33.33	16.67	18.18
42.86	50.00	33.33	—	31.13	28.44	32.41	11.76	36.00	20.69	55.56	16.67	45.45
0	0	16.67	—	5.30	8.26	6.48	20.59	12.00	24.14	0	0	9.09
14.29	16.67	50.00	—	15.23	14.68	11.11	11.76	12.00	13.79	22.22	50.00	9.09
0	0	0	—	0	0	0.93	0	0	6.90	0	0	0

	全 体	Q 2 : 憲法教育をうけたことがあるか								
		高 知 大 学				高 知 女 子 大 学				
		あ る	な い	わ か ら な い	N.A.	あ る	な い	わ か ら な い	N.A.	
(SQ2) ③と回答した人だけ答えてください。理由は何ですか(複数回答可)。 ①戦争にまきこまれるから ②日本は独立国だから ③日本が戦場になるおそれがあるから ④憲法の平和主義の原則に反するから ⑤戦争に反対だから ⑥日本国民の利益を守ってくれるわけではないから ⑦その他( )	①	43.83	47.79	46.08	40.00	36.36	41.30	41.82	48.98	0
	②	40.25	44.12	41.67	38.71	45.45	38.04	34.55	30.61	33.33
	③	51.23	54.04	48.53	47.10	36.36	56.52	43.64	59.18	66.67
	④	51.91	54.78	52.45	42.58	45.45	58.70	54.55	44.90	33.33
	⑤	53.14	56.25	49.02	52.26	63.64	55.43	41.82	59.18	33.33
	⑥	31.39	37.13	35.78	28.39	54.55	16.30	21.82	20.41	33.33
	⑦	4.93	6.99	4.41	7.10	0	0	5.45	0	0
	N.A.	0.11	0	0	0	0	0	1.82	0	0
<Q18>あなたは、憲法第9条を改正すべきだと思いますか。 ①改正すべきである ②改正すべきでない ③わからない	①	18.09	19.42	18.49	16.93	22.22	22.90	13.68	12.20	25.00
	②	56.91	64.75	58.82	50.39	66.67	50.38	46.32	46.34	37.50
	③	23.34	14.63	21.57	31.89	11.11	25.95	38.95	40.24	37.50
	N.A.	1.66	1.20	1.12	0.79	0	0.76	1.05	1.22	0
<Q19>あなたは、日本の安全保障は将来どうあるべきだと思いますか。該当するものすべてに○印をつけてください。 ①日本を中立国にし、かつ非武装でいるべきである ②日本を中立国にし、自衛を行なう ③自衛隊だけで国を守るよう、自衛隊を軍隊にし、強化する ④自衛隊は保持しつつ、日米安全保障条約を当面存続させ、有事の際のみ米軍の駐留を求め、日米安全保障条約を存続・強化する ⑤東南アジア諸国と地域的安全保障体制をつくる ⑥ソ連と平和条約を結ぶ ⑦今までのままでよい ⑧さしあたりは考えたくない ⑨わからない	①	39.08	41.29	34.90	39.13	16.67	50.76	36.84	31.33	37.50
	②	33.01	34.61	34.90	31.62	45.83	25.00	30.53	33.73	12.50
	③	3.72	3.82	5.82	4.35	0	3.03	0	1.20	0
	④	7.37	7.88	8.86	7.51	8.33	4.55	6.32	6.02	12.50
	⑤	3.03	2.15	4.16	4.35	0	0.76	4.21	2.41	0
	⑥	12.61	11.22	16.90	11.86	4.17	9.85	10.53	9.64	12.50
	⑦	38.11	40.57	36.01	38.74	33.33	42.42	34.74	28.92	25.00
	⑧	7.58	10.50	8.59	5.14	4.17	4.55	6.32	7.23	0
	⑨	1.72	2.86	1.66	0.79	0	0.76	2.11	1.20	0
	⑩	5.17	3.82	6.93	6.32	0	2.27	6.32	10.84	0
	⑪	4.55	2.39	2.49	9.49	0	5.30	8.42	6.02	25.00
N.A.	0.76	0.48	0.55	1.58	0	0.76	2.11	0	0	
<Q21>あなたの言論の自由やその他の表現の自由、思想、良心、宗教の自由が抑圧されたとしたら、あなたならどうしますか。 ①憲法で保障された権利だから裁判所に訴える ②裁判に訴えたいが、手続が面倒だし、金と時間がかかりすぎるから好まない ③多少自分に不利になっても、「裁判された」にだけはほくない ④その他( ) ⑤わからない	①	36.55	42.00	37.95	29.57	57.89	29.55	29.47	30.95	12.50
	②	41.02	41.53	40.17	43.58	10.58	43.94	38.95	41.67	62.50
	③	5.78	4.77	5.26	4.67	5.26	6.06	12.63	7.14	0
	④	4.40	3.58	6.37	5.45	15.79	2.27	2.11	2.38	0
	⑤	11.70	7.88	9.97	15.56	5.26	18.18	15.79	17.86	25.00
N.A.	0.55	0.24	0.28	1.17	5.26	0	1.05	0	0	



				Q3：西暦・元号の使用								
高知短期大学				高知大学			高知女子大学			高知短期大学		
ある	ない	わからない	N.A.	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし
28.57	37.50	40.00	—	50.74	38.46	43.41	37.37	50.98	45.83	23.53	42.11	36.36
38.10	43.75	40.00	—	38.60	39.64	47.80	31.31	50.98	27.08	29.41	52.63	36.36
57.14	56.25	40.00	—	55.51	46.15	47.32	56.57	47.06	54.17	64.71	57.89	27.27
57.14	68.75	40.00	—	55.88	51.48	43.90	53.54	58.82	50.00	58.82	68.42	36.36
61.90	62.50	40.00	—	56.99	47.93	53.17	55.56	43.14	54.17	58.82	68.42	36.36
33.33	37.50	30.00	—	39.71	30.18	32.68	18.18	19.61	20.83	17.65	52.63	27.27
9.52	0	0	—	4.04	7.10	7.80	0	3.92	2.08	0	10.53	0
0	0	0	—	0	0	0	0	0	2.08	0	0	0
19.44	28.57	11.76	—	14.88	19.24	21.60	15.28	19.32	18.29	18.52	26.92	14.29
75.00	61.90	52.94	—	64.65	63.92	49.69	51.39	50.00	39.02	70.37	69.23	57.14
5.56	9.52	35.29	—	19.30	16.49	27.16	32.64	30.68	40.24	11.11	3.85	28.57
0	0	0	—	1.16	0.34	1.54	0.69	0	2.44	0	0	0
41.67	45.45	35.29	—	40.60	38.97	35.35	36.81	47.19	42.17	40.74	46.15	36.36
36.11	27.27	29.41	—	35.09	31.03	36.25	27.78	29.21	31.33	37.04	34.62	22.73
2.78	0	0	—	2.06	4.83	7.55	2.78	1.12	0	0	3.85	0
5.56	4.55	11.76	—	8.94	6.21	7.55	6.94	6.74	2.41	3.70	7.69	9.09
2.78	0	5.88	—	2.52	4.83	3.02	2.08	1.12	3.61	3.70	3.85	0
8.33	22.73	23.53	—	13.07	14.48	12.08	11.81	6.74	10.84	11.11	19.23	18.18
52.78	31.82	23.53	—	41.74	36.55	36.56	31.25	49.44	30.12	37.04	50.00	31.82
2.78	0	11.76	—	8.94	8.28	7.85	8.33	3.37	3.61	0	11.54	0
0	0	5.88	—	1.61	1.38	2.72	2.08	0	1.20	0	0	4.55
0	4.55	5.88	—	4.36	5.86	5.44	2.78	4.49	12.05	0	3.85	4.55
2.78	4.55	17.65	—	2.29	3.45	4.83	7.64	4.49	7.23	11.11	3.85	4.55
0	0	0	—	1.15	0.34	0.60	0.69	1.12	1.20	0	0	0
50.00	45.45	35.29	—	39.59	40.34	33.84	37.50	24.72	21.43	55.56	42.31	36.36
36.11	36.36	41.18	—	38.22	39.66	45.62	39.58	34.83	53.57	29.63	42.31	40.91
5.56	9.09	11.76	—	6.64	3.45	3.93	9.03	7.87	7.14	7.41	7.69	9.09
2.78	4.55	0	—	5.49	6.55	3.63	0	6.74	1.19	0	3.85	4.55
5.56	4.55	11.76	—	9.61	8.97	12.39	13.89	25.84	15.48	7.41	3.85	9.09
0	0	0	—	0.46	1.03	0.60	0	0	1.19	0	0	0

	全 体	Q 2 : 憲法教育を受けたことがあるか								
		高 知 大 学				高 知 女 子 大 学				
		あ る	な い	わ か ら な い	N.A.	あ る	な い	わ か ら な い	N.A.	
<p>&lt;Q22&gt; 国民の権利・自由は、濫用してはならず、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任がある(憲法第12条)とされていますが、公共の福祉と個人の基本的な権利との関係について、あなたは次の説明のどれに賛成ですか。</p> <p>①個人の権利・自由を社会全体の利益の見地から制約すること ②個人や企業集団のもっている特定の自由をより多くの人々の権利を守るために制約すること ③自分の権利を主張したり行使することにより、相手の自由や権利が侵害されないようにすること ④その他( ) ⑤わからない</p>	①	15.97	19.81	15.00	13.51	15.79	13.74	11.58	14.46	25.00
	②	22.37	19.57	23.33	23.17	15.79	30.53	26.32	13.25	12.50
	③	49.21	51.55	49.17	45.95	57.89	47.33	49.47	53.01	50.00
	④	0.96	0.72	1.11	1.93	0	0	0	0	0
	⑤	10.39	7.88	10.28	13.51	5.26	7.63	10.53	19.28	12.50
N.A.	1.10	0.48	1.11	1.93	5.26	0.76	2.11	0	0	
<p>&lt;Q25&gt; もしあなたが就職して、職場で、あなたの思想・信条を理由に、他の人と比べて著しく不利益な取扱いを使用者からうけたとしたら、あなたは どう思いますか(複数回答可)。</p> <p>①雇われているのだから、どんな扱いをうけても文句はいえな ②資本主義の世の中だから、使用者が思想・信条によって差別するのはむりもない ③誤解をうけないよう、行動に気をつける ④使用者にとつて好ましくない思想・信条をすて ⑤思想・信条を変えたくないから職場をすてる ⑥思想・信条による差別は許せないが、事を荒だてたくないのだから ⑦使用者に抗議する ⑧労働組合に援助を求める ⑨労働基準局に訴える ⑩裁判に訴える ⑪その他( ) ⑫わからない</p>	①	2.41	1.91	4.43	2.77	0	0.76	2.11	1.20	0
	②	7.31	8.11	8.86	9.49	0	3.79	2.11	8.43	0
	③	30.60	30.07	30.47	30.83	20.83	27.27	35.79	33.73	62.50
	④	1.59	1.67	2.77	1.98	0	0	0	1.20	0
	⑤	16.68	13.84	20.78	16.60	12.50	16.67	16.84	20.48	12.50
	⑥	28.46	27.21	28.81	29.25	20.83	39.39	26.32	37.35	0
	⑦	33.98	40.57	32.41	32.41	29.17	24.24	23.16	22.89	50.00
	⑧	23.64	28.88	21.33	21.74	20.83	19.70	20.00	15.66	12.50
	⑨	24.33	21.00	16.07	16.21	16.67	15.91	13.68	10.84	0
	⑩	12.54	14.56	11.63	12.25	25.00	9.09	14.74	3.61	12.50
	⑪	2.48	2.86	2.49	4.74	0	1.52	1.05	2.41	0
	⑫	8.13	5.97	9.97	10.28	4.17	7.58	13.68	7.23	0
N.A.	0.55	0.48	0.28	0	0	0.76	1.05	1.20	0	
<p>&lt;Q26&gt; 靖国神社の国営化や、首相をはじめ政府関係の靖国神社への公式参拝を求める動きがありますが、あなたは どう思いますか(複数回答可)。</p> <p>①当然であり、推進すべきである ②一々目くじらをたてることではない ③戦前に戻るようではない ④政教分離の原則に反する ⑤反対である ⑥わからない ⑦そのような動きについては、知らない</p>	①	2.76	3.10	3.05	1.58	0	4.55	1.05	4.82	0
	②	33.77	29.36	36.57	35.57	33.33	43.94	35.79	34.94	12.50
	③	17.78	21.96	17.45	16.60	12.50	16.67	14.74	10.84	0
	④	36.25	44.63	32.41	31.23	25.00	30.30	35.79	33.73	50.00
	⑤	31.43	40.10	30.47	34.78	20.83	21.21	20.00	18.07	12.50
	⑥	12.06	7.88	11.63	15.81	4.17	13.64	13.68	12.05	25.00
	⑦	3.38	2.63	3.60	3.16	4.17	3.03	6.32	6.02	0
N.A.	0.69	0.48	0.55	0.40	0	0.76	1.05	1.20	0	
<p>&lt;Q27&gt; 現在、教科書検定の合憲性をめぐっておこなわれている、いわゆる「教科書裁判」について知っていますか。</p> <p>①よく知っている ②多少は知っている ③あまり知らない ④全く知らない</p>	①	8.88	12.23	9.72	7.36	0	5.30	7.37	3.61	0
	②	53.93	55.64	46.94	55.81	78.95	55.30	60.00	57.83	75.00
	③	29.75	29.02	33.61	27.91	15.79	31.82	22.11	30.12	25.00
	④	6.68	2.88	9.44	8.91	5.26	6.82	9.47	7.23	0
N.A.	0.76	0.24	0.28	0	0	0.76	1.05	1.20	0	

				Q3：西暦・元号の使用								
高知短期大学				高知大学			高知女子大学			高知短期大学		
ある	ない	わからない	N.A.	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし
16.67	22.73	11.76	—	16.36	19.03	14.80	15.97	13.48	9.76	14.81	11.54	27.27
16.67	31.82	35.29	—	23.18	20.76	20.24	24.31	20.22	28.05	22.22	30.77	22.73
61.11	31.82	23.53	—	51.82	48.44	47.13	47.92	56.18	45.12	51.85	46.15	31.82
0	4.55	0	—	1.36	1.73	0.60	0	0	0	0	0	4.55
5.56	9.09	23.53	—	6.59	8.65	15.71	11.81	10.11	13.41	11.11	7.69	13.64
0	0	5.88	—	0.68	1.38	1.51	0	0	3.66	0	3.85	0
0	0	0	—	2.98	2.41	3.32	0	4.99	0	0	0	0
0	4.55	0	—	8.03	6.90	10.88	6.25	5.62	0	0	0	4.55
16.67	31.82	41.18	—	30.50	32.07	28.70	34.03	32.58	30.12	25.93	30.77	22.73
0	0	0	—	1.61	3.10	1.81	0.69	0	0	0	0	0
19.44	9.09	5.88	—	15.60	16.90	17.82	18.06	13.48	21.69	11.11	15.38	13.64
8.33	9.09	17.65	—	28.21	28.62	27.49	35.42	31.46	33.73	11.11	7.69	13.64
50.00	50.00	47.06	—	39.91	33.79	32.02	25.69	28.09	18.07	51.85	61.54	31.82
30.56	27.27	47.06	—	27.75	20.00	23.87	16.67	23.60	16.87	37.04	30.77	31.82
25.00	22.73	23.53	—	20.64	19.31	13.90	12.50	13.48	15.66	29.63	11.54	31.82
22.22	13.64	5.88	—	16.74	11.38	10.27	7.64	12.36	9.64	18.52	19.23	9.09
2.78	0	0	—	2.52	5.17	1.21	0.69	3.37	1.20	0	3.85	0
2.78	0	11.76	—	7.57	9.31	7.85	8.33	8.99	9.64	3.70	3.85	4.55
2.78	4.55	0	—	0.23	0.34	0.30	0.69	1.12	1.20	0	0	9.09
0	4.55	0	—	2.52	3.79	1.81	3.47	1.12	6.02	0	3.85	0
22.22	31.82	11.76	—	32.34	33.45	34.14	38.19	38.20	38.55	18.52	23.08	27.27
13.89	22.73	11.65	—	23.17	16.90	15.11	11.11	15.73	18.07	18.52	23.08	9.09
44.44	45.45	23.53	—	40.14	37.59	32.02	32.64	30.34	37.35	44.44	46.15	27.27
30.56	18.18	35.29	—	36.93	30.69	36.86	22.92	22.47	12.05	37.04	38.46	4.55
16.67	4.55	41.18	—	12.84	8.97	10.57	11.11	15.73	14.46	18.52	3.85	36.36
2.78	0	0	—	2.29	2.07	5.14	6.25	4.49	2.41	0	0	4.55
2.78	0	0	—	0.23	0.34	1.21	0.69	1.12	1.20	0	0	4.55
5.71	18.18	5.88	—	11.32	12.03	6.27	6.25	5.62	3.61	11.11	12.00	4.55
54.29	54.55	41.18	—	55.89	54.30	47.76	59.03	61.80	53.01	59.26	44.00	50.00
31.43	27.27	52.94	—	27.48	28.87	33.73	25.69	28.09	31.33	25.93	44.00	36.36
5.71	0	0	—	5.31	4.81	10.15	8.33	3.37	10.84	3.70	0	4.55
2.86	0	0	—	0	0	2.09	0.69	1.12	1.20	0	0	4.55

		全 体	Q2：憲法教育を受けたことがあるか							
			高 知 大 学				高 知 女 子 大 学			
			あ る	な い	わ か ら ない	N.A.	あ る	な い	わ か ら ない	N.A.
<p>＜Q28＞文部省による教科書検定制度について、どう思いますか（複数回答可）。</p> <p>①さらにすすんで国定教科書を作るべきである ②教科書は重要だから、国が教科書の内容に責任をもつのは当然である ③誤字や脱字の訂正、かなづかいの統一など、技術的な事項にかぎった検定ならよい ④教科書の作成は教育関係者にまかせるべきである ⑤出版される前に、国が修正を指示するのは、憲法で禁止された検閲にあたる ⑥教科書執筆者の研究内容にまで立ち入ることになり、学問の自由を侵害するものである ⑦教育内容に国が介入することは、教育の自由に反する ⑧その他（ ） ⑨わからない</p>	①	1.45	1.67	2.22	0.40	0	1.52	1.05	1.20	0
	②	20.95	19.57	23.55	18.97	16.67	23.48	20.00	20.48	12.50
	③	47.76	50.12	40.72	54.15	41.67	43.94	48.42	50.60	75.00
	④	45.69	49.16	41.00	50.99	50.00	40.91	41.05	48.19	25.00
	⑤	27.43	33.89	26.32	27.67	16.67	21.21	17.89	19.28	12.50
	⑥	35.15	36.52	35.73	36.36	29.17	32.58	31.58	28.92	37.50
	⑦	37.90	44.15	38.23	35.57	16.67	35.61	28.42	37.35	0
	⑧	3.65	4.53	3.60	3.95	0	3.03	1.05	6.02	0
	⑨	5.10	4.06	4.71	6.32	0	5.30	8.42	4.82	12.50
N.A.	0.55	0.48	0	0	0	0.76	1.05	1.20	0	
<p>＜Q31＞あなたは、社会や政治に対する自分の意見や不満をデモやビラ配布などで表現しようと思いませんか。</p> <p>①思う ②思わない ③わからない</p>	①	12.34	15.79	12.57	13.23	10.53	6.11	8.42	3.61	0
	②	64.62	61.48	68.44	62.65	73.68	65.65	65.26	69.88	87.50
	③	22.48	22.25	18.99	24.12	10.53	27.48	26.32	25.30	12.50
	N.A.	0.55	0.48	0	0	5.26	0.76	0	1.20	0
<p>＜Q34＞憲法第25条が権利として保障している「健康で文化的な最低限度の生活」について、わが国では、どの程度実現していると思いますか。</p> <p>①十分に実現している ②ある程度実現している ③あまり実現していない ④全く実現していない ⑤わからない</p> <p>(SQ)③④と回答した人だけ教えてください。では、どのようにしたらよいと思いますか。</p> <p>①自らの努力で生活水準の向上をめざす ②社会の中で、お互いに助け合うべきである ③国が責任をもつべきである ④その他（ ） ⑤わからない</p>	①	1.86	1.43	2.23	1.95	0	3.79	1.05	0	0
	②	47.76	46.19	47.91	45.53	52.63	59.09	47.37	56.63	50.00
	③	43.63	44.05	41.78	47.08	42.11	34.09	48.42	38.55	50.00
	④	3.37	4.76	4.74	1.56	5.26	0	1.05	1.20	0
	⑤	2.96	2.86	3.34	3.89	0	1.52	2.11	3.61	0
	N.A.	0.41	0.71	0	0	0	1.52	0	0	0
	①	8.09	7.27	11.60	6.43	22.22	0	4.35	9.09	25.00
	②	29.65	26.82	27.07	31.43	22.22	39.58	43.48	27.27	25.00
	③	55.60	56.82	53.04	54.29	33.33	50.00	45.65	45.45	25.00
	④	2.27	2.27	4.42	3.57	0	4.17	0	3.03	0
⑤	3.83	3.18	2.21	2.14	22.22	4.17	6.52	15.15	25.00	
N.A.	0.57	3.64	1.66	2.14	0	2.08	0	0	0	
<p>＜Q35＞国鉄新幹線や大阪空港などの公共輸送機関の騒音などによる公害が問題となっていますが、どのように解決すべきだと思いますか（2つ以内で複数回答可）。</p> <p>①公共輸送は重要なので、周辺住民は我慢しなければならない ②利用者（乗客）が、公害防止費用を負担すべきである（割増運賃など） ③企業（国鉄や航空会社）の責任で解決すべきである ④国の責任で解決すべきである ⑤わからない</p>	①	4.14	3.34	4.99	3.56	8.33	4.55	5.26	4.82	25.00
	②	14.06	18.14	12.19	15.02	25.00	9.09	10.53	8.43	25.00
	③	53.00	57.52	51.52	58.89	45.83	47.73	48.42	40.96	25.00
	④	66.78	64.92	67.31	65.61	45.83	65.91	67.37	75.90	75.00
	⑤	5.24	3.34	3.88	7.11	4.17	8.33	5.26	4.82	12.50
N.A.	0.62	0.95	0.28	0	0	1.52	0	0	0	

				Q3：西暦・元号の使用								
高知短期大学				高知大学			高知女子大学			高知短期大学		
ある	ない	わからない	N.A.	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし
2.78	0	0	—	1.15	2.41	1.21	1.39	1.12	1.20	3.70	0	0
25.00	9.09	17.65	—	22.25	19.66	20.54	22.22	26.97	14.46	14.81	19.23	22.73
36.11	59.09	52.94	—	49.08	51.72	42.90	44.44	49.44	53.01	48.15	53.85	36.36
47.22	45.45	41.18	—	44.95	44.83	50.76	43.75	40.45	42.17	40.74	50.00	45.45
30.56	36.36	23.53	—	32.11	28.62	27.19	18.06	21.35	20.48	37.04	30.77	22.73
27.78	54.55	35.29	—	37.84	31.72	37.46	30.56	33.71	31.33	51.85	38.46	18.18
30.56	50.00	35.29	—	40.60	34.83	41.99	36.81	30.34	30.12	51.85	38.46	18.18
0	0	0	—	3.90	4.83	3.63	4.86	0	3.61	0	0	0
2.78	4.55	11.76	—	5.28	2.76	5.74	4.86	5.62	8.43	3.70	3.85	9.09
2.78	0	0	—	0.23	0.34	0.60	0.69	1.12	1.20	0	0	4.55
22.22	13.64	11.76	—	16.32	13.49	11.11	6.25	7.87	3.66	22.22	23.08	4.55
55.56	63.64	70.59	—	62.07	62.63	67.87	65.28	70.79	68.29	55.56	57.69	72.73
22.22	22.73	17.65	—	21.61	23.53	19.52	27.08	21.35	28.05	22.22	19.23	22.73
0	0	0	—	0	0.35	1.50	1.39	0	0	0	0	0
5.41	0	5.88	—	1.83	1.34	1.80	0.69	4.49	1.20	3.70	7.41	0
35.14	31.82	29.41	—	48.17	46.15	44.14	52.08	55.06	57.83	25.93	29.63	45.45
48.65	59.09	58.82	—	42.89	44.15	43.84	45.14	38.20	33.73	55.56	55.56	50.00
8.11	9.09	0	—	4.36	2.68	4.50	0	1.12	1.20	11.11	7.41	0
2.70	0	5.88	—	2.52	5.69	4.80	1.39	1.12	4.82	3.70	0	4.55
0	0	0	—	0.23	0	0.90	0.69	0	1.20	0	0	0
9.09	6.67	8.33	—	5.37	8.11	13.71	3.03	2.86	10.00	16.67	0	8.33
9.09	13.33	16.67	—	26.83	31.08	30.29	40.91	40.00	26.67	11.11	10.53	16.67
72.73	80.00	58.33	—	63.41	52.70	50.29	42.42	51.43	50.00	66.67	84.21	58.33
9.09	0	0	—	1.46	3.38	2.29	1.52	0	6.67	0	5.26	8.33
0	0	16.67	—	2.44	4.05	2.29	10.61	5.71	6.67	5.56	0	8.33
0	0	0	—	0.49	0.68	1.14	1.52	0	0	0	0	0
0	0	0	—	3.21	6.90	2.72	2.78	6.74	7.23	0	0	0
13.89	13.64	5.88	—	15.60	15.17	15.71	6.25	14.61	9.64	14.81	15.38	4.55
50.00	54.55	35.29	—	58.94	52.07	54.08	50.00	48.31	33.73	59.26	46.15	36.36
83.33	63.64	58.82	—	68.35	63.79	63.75	72.92	59.55	74.70	70.37	65.38	81.82
5.56	4.55	29.41	—	2.75	4.83	6.34	4.86	10.11	6.02	7.41	15.38	9.09
0	0	0	—	0.46	0	1.51	0.69	0	1.20	0	0	0

		全 体	Q2：憲法教育をうけたことがあるか							
			高 知 大 学				高 知 女 子 大 学			
			あ る	な い	わ か ら ない	N.A.	あ る	な い	わ か ら ない	N.A.
<p>&lt;Q36&gt; 現在のわが国において「能力に応じてひとしく教育を受ける権利」が保障されていると思いますか。</p> <p>①保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない</p>	①	4.96	6.67	6.37	2.72	0	6.82	3.16	1.20	0
	②	55.54	52.86	55.68	53.70	52.63	58.33	64.21	62.65	50.00
	③	30.63	32.14	28.53	33.85	36.84	26.52	26.32	30.12	37.50
	④	3.99	5.48	4.99	1.95	10.53	1.52	2.11	1.20	0
	⑤	3.99	1.43	3.32	7.39	0	5.30	4.21	4.82	12.50
	N.A.	0.89	1.43	1.11	0.39	0	1.52	0	0	0
<p>(SQ)あなた自身について、「能力に応じてひとしく教育を受ける権利」が保障されている(保障されてきた)と思いますか。</p> <p>①保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない</p>	①	33.04	30.88	33.24	35.66	26.32	34.85	42.11	28.92	50.00
	②	53.96	54.16	54.57	53.10	68.42	56.82	43.16	59.04	37.50
	③	6.54	8.31	5.54	5.04	0	6.06	8.42	3.61	0
	④	0.83	1.19	0.55	0.78	0	0	0	0	0
	⑤	3.44	1.90	3.60	4.65	5.26	0	3.16	7.23	12.50
	N.A.	2.20	3.56	2.49	0.78	0	2.27	3.16	1.20	0
<p>&lt;Q39&gt; 憲法第28条は「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と定めています。公務員や公共企業体の職員は、法律(国家公務員法や公共企業体等労働関係法など)によって、争議行為(ストライキなど)が禁止されています。これについてあなたはどのように思いますか。</p> <p>①公務員にも争議行為は認められるべきだ ②公務員には争議行為は禁止されるべきだ ③わからない</p>	①	48.69	54.94	46.37	46.69	36.84	46.97	38.95	36.14	50.00
	②	29.10	30.60	34.36	27.63	47.37	23.48	29.47	22.89	12.50
	③	20.41	13.49	17.04	24.12	10.53	27.27	31.58	39.76	37.50
	N.A.	1.79	0.96	2.23	1.56	5.26	2.27	0	1.20	0
<p>&lt;Q42&gt; 刑事被告人には弁護人を依頼する権利が保障されていますが、弁護人なしでも裁判をおこなうことができるように、法改正をしようとの動きがあることについて、知っていますか。</p> <p>①知っている ②聞いたことはある ③知らない</p>	①	16.82	21.29	16.94	14.84	26.32	9.09	12.63	12.05	0
	②	18.61	22.49	19.72	18.36	21.05	10.61	10.53	14.46	37.50
	③	63.96	55.98	62.50	66.02	52.63	78.79	76.84	73.49	62.50
	N.A.	0.62	0.24	0.83	0.78	0	1.52	0	0	0
<p>(SQ)そのことについて、どう思いますか。</p> <p>①訴訟の審理を促進するためには、弁護人なしでも裁判を積極的に進めるべきだ ②訴訟の審理を促進するためには、弁護人なしの裁判もやむをえない ③弁護人なしでは一般の国民は自由に法廷で発言することができないから、裁判にとって弁護人は不可欠である ④わからない</p>	①	3.55	3.14	3.40	5.14	0	2.40	2.13	2.47	0
	②	7.10	8.21	7.37	5.93	5.56	4.00	7.45	12.35	0
	③	67.27	72.95	66.86	62.85	83.33	67.20	67.02	59.26	42.86
	④	20.13	15.22	21.53	24.51	11.11	24.80	23.40	25.93	57.14
	N.A.	1.95	0.48	0.85	1.58	0	1.60	0	0	0
<p>&lt;Q45&gt; 徳島ラジオ商殺し事件や財田川事件など、えん罪事件が大きく問題になっていますが、これらの事件の内容を知っていますか。</p> <p>①知っている ②事件について聞いたことはある ③知らない</p>	①	47.73	50.96	48.74	40.86	52.63	50.76	48.42	46.43	50.00
	②	42.98	41.63	38.94	48.64	42.11	40.91	46.32	44.05	37.50
	③	8.33	6.70	11.76	10.12	0	7.58	5.26	8.33	12.50
	N.A.	0.96	0.72	0.56	0.39	5.26	0.76	0	1.19	0

				Q3：西暦・元号の使用								
高知短期大学				高知大学			高知女子大学			高知短期大学		
ある	ない	わからない	N.A.	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし
0	0	5.88	—	3.90	5.84	7.23	2.78	6.74	3.61	0	3.85	0
44.44	59.09	58.82	—	57.11	52.23	51.81	58.33	61.80	63.86	37.04	50.00	72.73
41.67	31.82	17.65	—	33.03	34.71	26.20	29.17	24.72	28.92	48.15	34.62	13.64
11.11	4.55	0	—	4.36	2.41	6.63	2.08	2.25	0	7.41	3.85	9.09
2.78	4.55	17.65	—	0.92	4.12	6.63	6.25	4.49	3.61	7.41	7.69	4.55
0	0	0	—	0.69	0.69	1.81	1.39	0	0	0	0	0
30.56	13.64	23.53	—	34.10	33.33	30.51	31.94	34.83	44.58	14.81	34.62	22.73
41.67	63.64	52.94	—	53.55	57.04	53.78	54.17	53.93	48.19	55.56	42.31	54.55
13.89	18.18	5.88	—	8.01	5.50	4.53	7.64	6.74	2.41	14.81	15.38	9.09
8.33	0	0	—	0.46	0.34	1.81	0	0	0	3.70	0	9.09
5.56	4.55	17.65	—	1.60	3.09	5.44	2.78	2.25	4.82	11.11	7.69	4.55
0	0	0	—	7.29	0.69	3.93	3.47	2.25	0	0	0	0
71.43	77.27	52.94	—	49.42	50.35	48.51	44.44	37.08	43.37	66.67	72.00	68.18
17.14	18.18	17.65	—	31.64	30.90	30.95	26.39	24.72	21.69	22.22	16.00	13.64
11.43	4.55	29.41	—	17.32	17.71	16.96	28.47	37.08	32.53	11.11	12.00	18.18
0	0	0	—	1.62	1.04	3.57	0.69	1.12	2.41	0	0	0
25.00	27.27	5.88	—	22.02	20.00	12.08	8.33	17.98	7.23	22.22	26.92	13.64
22.22	22.73	11.76	—	22.94	20.00	17.52	13.89	12.36	9.64	11.11	23.08	27.27
52.78	50.00	82.35	—	54.59	59.66	69.18	76.39	69.66	83.13	66.67	50.00	59.09
0	0	0	—	0.46	0.34	1.21	1.39	0	0	0	0	0
8.57	5.26	5.88	—	3.48	2.46	4.99	2.88	2.33	1.23	7.69	12.00	0
5.71	5.26	0	—	7.42	9.12	5.57	7.19	10.47	3.70	0	4.00	10.00
80.00	68.42	70.59	—	70.53	68.77	62.76	69.78	60.47	59.26	73.08	76.00	75.00
2.86	21.05	17.65	—	17.87	18.95	21.11	19.42	26.74	34.57	15.38	8.00	10.00
2.86	0	5.88	—	0.70	0.70	5.57	0.72	0	1.23	3.85	0	5.00
44.44	59.09	35.29	—	50.93	49.66	41.19	49.66	50.56	45.78	40.74	57.69	40.91
47.22	36.36	64.71	—	40.51	41.72	45.67	41.38	42.70	46.99	51.85	34.62	59.09
5.56	4.55	0	—	8.10	7.59	11.34	7.59	6.74	7.23	7.41	3.85	0
2.78	0	0	—	0.46	1.03	1.79	1.38	0	0	0	3.85	0

	全 体	Q 2：憲法教育を受けたことがあるか									
		高 知 大 学				高 知 女 子 大 学					
		あ る	な い	わ か ら ない	N.A.	あ る	な い	わ か ら ない	N.A.		
<p>&lt;Q47&gt;憲法第17条により、公務員の不法行為によって損害を受けたとき、国または地方公共団体に賠償を求めることができます。もし将来あなたの子どもが、学校(公立)で事故にあったとき、あなたは、国または地方公共団体、あるいは教師を相手どって損害の賠償を求めますか。</p> <p>①損害賠償を求める ②損害賠償を求めない ③いちがいにいえない ④わからない</p>	①	27.91	29.98	29.44	23.44	36.84	25.56	30.85	12.05	12.50	
	②	2.27	2.40	2.22	1.95	10.53	3.01	2.13	2.41	0	
	③	63.47	64.27	63.06	65.23	47.37	62.41	60.64	78.31	75.00	
	④	5.38	2.40	4.72	8.20	0	8.27	6.38	6.02	12.50	
	N.A.	0.96	0.96	0.56	1.17	5.26	0.75	0	1.20	0	
<p>&lt;Q48&gt;あなたが国や地方自治体の行政について、さまざまな要求や苦情をもっている場合に、その要求や苦情をどのような手段で解決しようと思えますか(複数回答可)。</p> <p>①言っても仕方がないから何もしない ②マスコミに投書する ③行政(市町村役場の窓口)に相談する ④有力者に相談する ⑤議員に相談する ⑥住民運動をおこす ⑦議会に請願する ⑧次の選挙で解決してくれそうな人に投票する ⑨リコール運動をする ⑩自分が議員になって解決する ⑪その他( ) ⑫わからない</p>	①	12.75	11.69	9.70	15.02	8.33	12.88	16.84	21.69	12.50	
	②	33.15	33.41	31.86	33.60	16.67	43.18	37.89	32.53	0	
	③	41.56	43.20	44.04	37.55	29.17	34.09	40.00	39.76	75.00	
	④	8.27	8.83	9.14	9.09	12.50	6.82	7.37	6.02	0	
	⑤	10.61	11.46	12.47	9.88	8.33	7.58	8.42	8.43	12.50	
	⑥	22.67	27.45	24.65	20.16	29.17	18.18	14.74	9.64	25.00	
	⑦	14.40	15.04	14.68	13.83	16.67	10.61	15.79	10.84	12.50	
	⑧	31.43	35.80	30.19	31.62	25.00	28.03	27.37	31.33	0	
	⑨	8.68	8.83	10.25	9.09	8.33	8.33	4.21	7.23	0	
	⑩	2.00	2.63	1.66	1.58	4.17	2.27	1.05	1.20	0	
	⑪	0.69	0.48	0.83	0.40	0	0	1.05	1.20	0	
	⑫	8.20	6.92	8.03	10.28	4.17	7.58	6.32	9.64	12.50	
	N.A.	1.17	0.95	1.11	0.79	4.17	0.76	0	1.20	0	
<p>&lt;Q50&gt;地方自治は、地方の行政について、住民が構成員である団体を通して、住民自らの手で処理するために設けられた制度です。</p> <p>1. あなたはこのような地方自治の原則についてどう思いますか。</p> <p>①必要 ②不要 ③わからない</p>	①	89.10	91.11	90.28	87.84	94.74	88.64	85.26	85.37	87.50	
	②	1.03	0.48	1.67	1.18	0	1.52	1.05	0	0	
	③	8.07	7.21	6.39	10.20	0	6.82	11.58	12.20	12.50	
	N.A.	1.79	1.20	1.67	0.78	5.26	3.03	2.11	2.44	0	
	<p>2. あなたは、この地方自治の原則が現実の地方行政に貫かれていると思いますか。</p> <p>④貫かれている ⑤空洞化している ⑥いちがいにいえない ⑦わからない</p>	④	2.42	1.91	2.23	1.95	0	6.11	2.11	1.22	12.50
		⑤	41.61	46.54	45.13	36.33	45.00	30.53	40.00	35.37	12.50
		⑥	40.65	40.33	39.55	39.45	50.00	42.75	29.47	50.00	62.50
⑦		13.87	10.02	11.42	21.09	0	17.56	26.32	13.41	12.50	
N.A.	1.45	1.19	1.67	1.17	5.00	3.05	2.11	0	0		
<p>(SQ)⑤と回答した人だけ答えてください。では、どのような点についてそう思いますか(複数回答可)。</p> <p>①財政が貧困である ②国からの機関委任事務が多い ③住民の意識が弱い ④行政担当者が中央直結の行政を行なっている ⑤自治省の幹部が、都道府県の知事になる事例が増えている ⑥その他( )</p>	①	49.42	56.41	41.98	51.61	66.67	42.50	36.84	44.83	0	
	②	41.29	44.10	39.51	34.41	33.33	57.50	23.68	31.03	0	
	③	64.18	64.62	64.81	69.89	66.67	60.00	65.79	62.07	100.00	
	④	47.10	42.56	52.47	41.94	44.44	50.00	55.26	41.38	100.00	
	⑤	16.42	20.51	19.14	5.38	11.11	10.00	13.16	17.24	0	
	⑥	1.49	1.54	1.23	3.23	0	0	2.63	0	0	
	N.A.	1.99	3.59	1.23	7.53	11.11	2.50	7.89	3.45	0	



				Q3：西暦・元号の使用								
高知短期大学				高知大学			高知女子大学			高知短期大学		
ある	ない	わからない	N.A.	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし
47.22	45.45	35.29	—	26.61	30.21	30.32	26.39	22.73	19.05	40.74	53.85	36.36
0	0	0	—	2.75	1.74	2.33	1.39	2.27	4.76	0	0	0
41.67	50.00	47.06	—	64.91	63.89	60.93	65.28	71.59	61.90	40.74	42.31	54.55
8.33	4.55	17.65	—	5.28	2.78	4.96	5.56	3.41	14.29	18.52	0	9.09
2.78	0	0	—	0.46	1.39	1.46	1.39	0	0	0	3.85	0
11.11	4.55	17.65	—	10.55	12.07	13.29	15.28	13.48	21.69	11.11	7.69	13.64
25.00	31.82	11.76	—	30.50	36.21	31.72	38.89	42.70	31.33	22.22	38.46	9.09
47.22	68.18	23.53	—	43.81	45.86	36.56	38.19	38.20	37.35	55.56	38.46	50.00
2.78	4.55	5.88	—	6.42	11.72	10.27	6.94	8.99	3.61	0	11.54	0
16.67	9.09	0	—	11.93	11.38	10.57	8.33	7.87	7.23	7.41	15.38	9.09
22.22	22.73	11.76	—	27.06	24.83	22.66	17.36	19.10	7.23	14.81	34.62	9.09
22.22	13.64	11.76	—	17.43	11.38	14.50	18.06	8.99	6.02	14.81	23.08	13.64
30.56	18.18	29.41	—	35.55	31.03	30.82	25.00	32.58	28.92	29.63	15.38	36.36
8.33	9.09	0	—	9.40	7.24	11.48	6.94	10.11	2.41	7.41	3.85	9.09
2.78	0	0	—	1.83	1.72	3.02	1.39	2.25	1.20	0	3.85	0
2.78	4.55	0	—	0.46	0.34	0.91	1.39	0	0	0	3.85	4.55
8.33	4.55	29.41	—	7.57	6.90	9.67	8.33	6.74	8.43	18.52	7.69	9.09
2.78	0	0	—	0.69	1.03	2.42	1.39	0	0	0	3.85	0
86.11	100.00	82.35	—	94.02	90.59	83.58	86.71	93.26	79.52	85.19	92.31	90.91
2.78	0	0	—	1.38	0.35	1.19	1.40	0	1.20	3.70	0	0
11.11	0	17.65	—	3.91	8.71	11.04	9.09	5.62	15.66	11.11	7.69	9.09
0	0	0	—	0.69	0.35	4.18	2.80	1.12	3.61	0	0	0
2.86	0	0	—	0.92	2.42	3.01	4.90	1.12	6.02	0	0	4.55
62.86	36.36	35.29	—	47.25	43.60	38.25	36.36	38.20	26.51	40.74	56.00	50.00
31.43	54.55	52.94	—	39.45	42.21	39.76	42.66	43.82	34.94	51.85	40.00	36.36
2.86	9.09	11.76	—	11.70	11.07	15.96	13.99	16.85	28.92	7.41	4.00	9.09
0	0	0	—	0.69	0.69	3.01	2.10	0	3.61	0	0	0
59.09	75.00	50.00	—	51.46	47.62	51.97	40.38	41.18	40.91	45.45	64.29	72.73
77.27	50.00	33.33	—	46.12	37.30	33.86	36.54	41.18	36.36	63.64	57.14	72.73
59.09	37.50	66.67	—	60.19	66.67	71.65	61.54	61.76	68.18	72.73	42.86	54.55
59.09	62.50	33.33	—	50.97	42.06	40.94	46.15	47.06	63.64	36.36	71.43	54.55
18.18	75.00	0	—	17.48	16.67	14.17	17.31	8.82	9.09	9.09	28.57	45.45
0	12.50	0	—	1.46	1.59	1.57	1.92	0	0	0	7.14	0
0	0	0	—	0	2.38	3.15	1.92	2.94	13.64	0	0	0

		全 体	Q 2 : 憲法教育をうけたことがあるか							
			高 知 大 学				高 知 女 子 大 学			
			あ る	な い	わ か ら な い	N.A.	あ る	な い	わ か ら な い	N.A.
<p>&lt;Q51&gt; 1. 20才未満の人にあなたは、選挙権が与えられたら、選挙の際には投票に行きますか。</p> <p>①必ず投票に行くつもりである ②だいたい投票に行くつもりである ③ほとんど投票には行かないだろう ④投票には行かない ⑤わからない</p>	①	50.82	55.06	51.52	45.74	25.00	46.15	51.28	51.16	33.33
	②	38.49	34.27	38.64	34.04	75.00	46.15	41.03	46.51	66.67
	③	6.09	6.74	4.55	10.64	0	6.41	5.13	2.33	0
	④	0.99	1.12	0	1.06	0	1.28	0	0	0
	⑤	3.45	2.25	5.30	8.51	0	0	2.56	0	0
	N.A.	0.16	0.56	0	0	0	0	0	0	0
	2. 20才以上の人に(②前回の選挙(昨年6月の衆参ダブル選挙)のとき、投票をしましたか。 <p>①した ②しなかった</p>	①	51.25	46.84	47.44	44.25	33.33	54.84	69.44	77.78
②	44.62	49.37	49.36	48.67	66.67	41.94	30.56	16.67	0	
N.A.	4.12	3.80	3.21	7.08	0	3.23	0	5.56	0	
<p>&lt;Q52&gt;あなたは、何を主要な判断基準にして候補者を選びますか。</p> <p>①候補者の人物 ②候補者の政策 ③候補者が所属する政党の政策 ④知人にたのまれて ⑤家族と相談して ⑥いちがいに言えない ⑦その他( ) ⑧わからない</p>	①	25.12	22.63	26.08	23.18	26.09	26.53	33.98	28.42	33.33
	②	31.23	34.27	29.87	27.68	21.74	36.05	28.16	27.37	22.22
	③	24.06	25.22	25.57	21.11	30.43	19.05	21.36	26.32	22.22
	④	1.12	1.51	1.52	1.38	0	0.68	0.97	0	0
	⑤	1.18	0.65	0.76	1.38	0	2.04	1.94	4.21	0
	⑥	10.97	9.48	8.10	17.65	17.39	10.20	12.62	8.42	22.22
	⑦	1.81	2.59	2.53	1.38	0	0.68	0	1.05	0
	⑧	2.87	1.94	4.05	4.15	0	2.72	0.97	3.16	0
	N.A.	1.62	1.72	1.52	2.08	4.35	2.04	0	1.05	0
<p>&lt;Q53&gt;選挙において、すべての有権者は、実際に、投票の自由を保障されていると思いますか。</p> <p>①思う ②思わない ③いちがいに言えない ④わからない</p>	①	41.45	41.90	45.15	47.27	36.84	32.06	29.17	32.53	25.00
	②	24.48	27.14	27.42	19.92	36.84	19.85	19.79	25.30	12.50
	③	28.55	26.19	22.99	25.78	21.05	41.22	40.63	39.76	62.50
	④	4.76	4.05	3.32	6.25	0	6.87	9.38	2.41	0
	N.A.	0.76	0.71	1.11	0.78	5.26	0	1.04	0	0
<p>(SQ)②③と回答した人だけ教えてください。では、どういう点でそう思いますか(複数回答可)。</p> <p>①知人からたのまれると、不本意でもいやとは言えない ②地域のボス・有力者が目を光らせている ③企業ぐるみ選挙の実態がある ④労働組合によって、一党支持の決定がなされている ⑤買収が横行している ⑥その他( )</p>	①	27.31	21.43	30.77	28.21	27.27	28.75	22.41	35.19	33.33
	②	24.84	30.80	26.92	19.66	27.27	20.00	17.24	22.22	0
	③	62.29	68.30	68.68	59.83	72.73	53.75	50.00	48.15	66.67
	④	47.85	50.89	54.40	39.32	54.55	40.00	44.83	44.44	33.33
	⑤	59.04	65.18	56.59	57.26	45.45	56.25	53.45	57.41	83.33
	⑥	2.73	3.13	2.75	0.85	0	3.75	5.17	3.70	0
	N.A.	0.91	3.57	0.55	3.42	0	1.25	1.72	0	0
<p>&lt;Q54&gt; 国会は国民の代表機関ですが、実際に国民の意思が国会に反映していると思いますか。</p> <p>①思う ②思わない ③いちがいに言えない ④わからない</p>	①	2.07	3.08	1.95	1.18	0	0	3.23	2.41	0
	②	66.30	68.72	71.03	63.39	78.95	54.48	64.52	68.67	37.50
	③	27.08	24.64	24.23	29.92	15.79	39.55	26.88	25.30	62.50
	④	3.03	2.84	1.67	4.72	0	5.22	3.23	3.61	0
	N.A.	1.52	0.71	1.11	0.79	5.26	0.75	2.15	0	0

				Q3：西暦・元号の使用								
高知短期大学				高知大学			高知女子大学			高知短期大学		
ある	ない	わからない	N.A.	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし
70.59	60.00	23.08	—	53.23	61.46	41.73	47.78	51.61	47.62	56.25	54.55	37.50
23.53	20.00	61.54	—	39.25	25.00	39.37	46.67	45.16	42.86	25.00	36.36	62.50
0	20.00	7.69	—	3.23	10.42	8.66	5.56	3.23	4.76	6.25	9.09	0
5.88	0	7.69	—	0	1.04	1.57	0	0	2.38	12.50	0	0
0	0	0	—	4.30	2.08	7.87	0	0	2.38	0	0	0
0	0	0	—	0	0	0.79	0	0	0	0	0	0
70.59	92.86	50.00	—	49.42	45.39	42.40	72.41	71.79	50.00	77.78	86.67	66.67
23.53	7.14	0	—	48.26	51.06	49.60	24.14	25.64	50.00	11.11	6.67	33.33
5.88	0	50.00	—	2.33	3.55	8.00	3.45	2.56	0	11.11	6.67	0
25.64	13.04	22.22	—	24.90	20.38	26.10	25.63	34.02	30.53	14.81	30.00	17.39
33.33	39.13	22.22	—	33.95	31.03	27.75	36.88	26.80	25.26	33.33	30.00	34.78
25.64	30.43	27.78	—	26.34	25.71	21.15	23.13	15.46	26.32	22.22	33.33	26.09
0	0	0	—	1.23	1.57	1.37	0.63	1.03	0	0	0	0
0	4.35	0	—	0.82	1.57	0	1.88	5.15	1.05	0	0	4.35
7.69	8.70	22.22	—	7.82	12.54	14.01	10.63	10.31	11.58	22.22	3.33	8.70
2.56	4.35	0	—	2.06	3.13	1.37	0	2.06	0	3.70	3.33	0
5.13	0	0	—	1.65	2.82	5.22	0	4.12	4.21	3.70	0	4.35
0	0	5.56	—	1.23	1.25	3.02	1.25	1.03	1.05	0	0	4.35
41.67	50.00	35.29	—	43.35	46.21	44.11	29.17	34.83	31.33	40.74	42.31	45.45
30.56	22.73	17.65	—	27.75	23.45	24.47	18.06	20.22	26.51	25.93	30.77	18.18
19.44	27.27	41.18	—	26.15	24.48	23.56	44.44	40.45	36.14	29.63	23.08	27.27
8.33	0	5.88	—	2.52	4.83	6.04	8.33	4.49	4.82	3.70	3.85	9.09
0	0	0	—	0.23	1.03	1.81	0	0	1.20	0	0	0
27.78	36.36	40.00	—	27.23	24.46	26.42	26.67	29.63	30.77	26.67	28.57	50.00
38.89	27.27	10.00	—	27.23	25.18	27.04	21.11	22.22	11.54	33.33	35.71	10.00
61.11	63.64	50.00	—	68.94	66.19	62.89	50.00	61.11	44.23	46.67	71.43	60.00
66.67	54.55	30.00	—	51.49	53.24	43.40	38.89	46.30	46.15	46.67	57.14	60.00
66.67	63.64	50.00	—	63.40	57.55	55.97	54.44	61.11	55.77	73.33	50.00	60.00
0	0	0	—	2.98	0	3.77	5.56	1.85	5.77	0	0	0
0	0	0	—	0	0	4.40	1.11	0	1.92	0	0	0
0	4.55	5.88	—	2.29	1.03	3.01	2.80	1.14	0	3.70	3.85	0
72.22	72.73	47.06	—	68.58	64.83	69.58	58.74	60.23	66.67	59.26	76.92	63.64
27.78	18.18	29.41	—	27.29	31.03	18.37	36.36	34.09	23.81	37.04	15.38	22.73
0	4.55	17.65	—	1.61	2.07	4.52	2.10	4.55	5.95	0	3.85	13.64
0	0	0	—	0.23	1.03	4.52	0	0	3.57	0	0	0

	全 体	Q2：憲法教育を受けたことがあるか								
		高 知 大 学				高 知 女 子 大 学				
		あ る	な い	わ か ら ない	N.A.	あ る	な い	わ か ら ない	N.A.	
(SQ) ②③と回答した人だけ答えてください。では、その原因は何だと思えますか(複数回答可)。 ①議員は当選してしまえば全く選挙民に拘束されていない ②選挙活動に大きな制限があるため、選挙民と候補者の対話ができない ③都市部と農村部で④票の重みに大きな差があるため ⑤選挙民が候補者の政策をよく知らずに投票している ⑥政治に無関心な人が多い ⑦棄権する人が多い ⑧その他( ) ⑨わからない	①	70.41	74.62	71.05	71.31	72.22	63.49	61.18	75.64	62.50
	②	23.91	25.13	19.30	22.78	33.33	26.98	21.18	32.05	12.50
	③	22.80	26.40	21.35	20.25	11.11	26.19	22.35	15.38	12.50
	④	41.62	42.13	42.40	37.55	27.78	38.10	47.06	39.74	50.00
	⑤	55.42	52.54	54.68	55.70	50.00	61.90	55.29	55.13	50.00
	⑥	16.90	18.27	15.20	18.14	5.56	15.08	16.47	16.67	25.00
	⑦	3.62	3.55	4.39	4.64	5.56	2.38	2.35	0	0
	⑧	1.70	1.52	1.17	2.95	0	2.38	2.35	1.28	12.50
	N.A.	1.18	1.02	0.88	1.69	0	0.79	1.18	0	0
<Q60>今、憲法改正をめぐる議論が活発に行なわれています。あなたは改憲・護憲についてどのような意見をもっていますか。 ①現行憲法を擁護し、完全実施すべきだ ②現行憲法を擁護し、平和的民主的条項を完全実施すべきだ ③さしあたって改正する必要はない ④改正すべきだ(解釈改憲も含む) ⑤もつと民主的な憲法に改正すべきだ	①	10.45	12.83	11.05	7.36	5.00	9.16	7.37	4.82	12.50
	②	44.54	43.94	44.20	40.31	40.00	47.33	52.63	53.01	12.50
	③	24.26	21.85	22.93	31.01	25.00	25.95	22.11	26.51	50.00
	④	11.07	11.64	11.05	10.85	20.00	9.16	11.58	7.23	25.00
	⑤	8.38	8.55	9.39	8.91	5.00	7.63	5.26	8.43	0
	N.A.	1.31	1.19	1.38	1.55	5.00	0.76	1.05	0	0
<Q61>公務員には、憲法を尊重し擁護する義務(憲法第99条)があります。 1. 政府はこれまで憲法を尊重・擁護してきたと思いますか。 ①尊重・擁護してきた ②尊重・擁護していない ③じゅうりんしてきた ④いちがいにいえない ⑤わからない	①	8.48	8.79	12.71	3.89	10.53	6.06	11.58	6.02	0
	②	24.40	29.69	22.93	26.46	21.05	15.91	17.89	12.05	0
	③	8.61	11.40	10.77	5.84	10.53	6.82	4.21	7.23	0
	④	45.00	42.28	37.85	49.81	47.37	56.82	43.16	54.22	62.50
	⑤	12.47	6.89	14.36	12.84	5.26	12.88	22.11	20.48	37.50
	N.A.	1.03	0.95	1.38	1.17	5.26	1.52	1.05	0	0
2. 最高裁判所は、憲法擁護の役割を果たしてきたと思いますか。 ①果たしてきた ②果していない ③いちがいにいえない ④わからない	①	25.71	28.85	29.44	22.66	27.78	21.97	23.16	19.28	37.50
	②	14.27	18.27	13.33	14.84	11.11	3.79	10.53	9.64	0
	③	39.28	39.42	35.00	38.67	50.00	47.73	37.89	45.78	50.00
	④	19.64	12.74	21.11	22.66	11.11	25.76	27.37	25.30	12.50
	N.A.	1.10	0.72	1.11	1.17	0	0.76	1.05	0	0
	<Q62>あなたは将来、どのような社会体制をのぞみますか。 ①現体制でよい ②現体制を維持しつつ、部分的に改良・修正する ③現体制を大幅に改良・修正する ④現体制を根本的に変革し、社会主義社会にする ⑤その他( ) ⑥わからない	①	4.96	2.63	8.01	5.08	0	5.30	5.26	6.02
②		67.33	66.11	66.57	64.45	89.47	72.73	74.74	68.67	75.00
③		13.37	14.32	12.43	15.63	5.26	12.12	8.42	10.84	12.50
④		6.00	7.88	6.63	4.30	0	1.52	4.21	3.61	0
⑤		2.27	2.63	1.93	3.52	0	0.76	2.11	1.20	0
⑥		5.24	5.49	3.04	6.64	0	6.82	4.21	9.64	12.50
N.A.		0.83	0.95	1.38	0.39	5.26	0.76	1.05	0	0

				Q3：西暦・元号の使用								
高知短期大学				高知大学			高知女子大学			高知短期大学		
ある	ない	わからない	N.A.	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし	西暦	元号	年代の 記入なし
72.22	55.00	69.23	—	69.38	74.10	73.93	67.65	63.86	65.79	50.00	83.33	68.42
25.00	45.00	30.77	—	19.38	23.74	26.37	27.94	24.10	26.32	38.46	20.83	36.84
30.56	25.00	7.69	—	23.92	26.62	18.15	25.00	20.48	17.11	26.92	20.83	26.32
58.33	40.00	46.15	—	44.02	38.85	39.04	36.76	45.78	44.74	34.62	66.67	52.63
61.11	55.00	61.54	—	58.61	50.36	52.05	58.82	55.42	59.21	46.15	70.83	63.16
19.44	15.00	7.69	—	21.05	13.67	15.07	18.38	14.46	14.47	7.69	25.00	15.79
2.78	10.00	0	—	4.07	3.24	5.14	0.74	2.41	2.63	3.85	4.17	5.26
0	0	15.38	—	0.72	1.44	2.40	2.21	3.61	1.32	0	0	10.53
0	0	0	—	0.48	0.72	3.08	0.74	1.20	1.32	0	0	0
25.00	13.64	11.76	—	10.76	13.01	8.71	9.03	6.74	6.10	7.41	26.92	22.73
41.67	50.00	47.06	—	45.08	45.21	38.14	47.22	51.69	51.22	59.26	50.00	22.73
13.89	13.64	11.76	—	22.65	23.29	28.53	29.86	24.72	18.29	11.11	3.85	27.27
13.89	13.64	5.88	—	11.44	10.27	12.31	6.94	13.48	10.98	14.81	11.54	9.09
5.56	4.55	17.65	—	9.38	6.85	9.91	6.94	3.37	10.98	7.41	7.69	9.09
0	4.55	5.88	—	0.69	1.37	2.40	0	0	2.44	0	0	9.09
8.33	9.09	0	—	7.80	11.03	8.46	6.25	12.36	4.82	7.41	7.69	4.55
41.67	40.91	11.76	—	26.83	27.93	24.77	15.97	14.61	14.46	37.04	42.31	22.73
5.56	4.55	0	—	13.53	6.21	7.85	8.33	2.25	6.02	7.41	0	4.55
33.33	45.45	64.71	—	41.51	45.52	42.30	47.92	57.30	53.01	44.44	38.46	50.00
11.11	0	23.53	—	9.63	8.28	14.80	21.53	13.48	18.07	3.70	11.54	18.18
0	0	0	—	0.69	1.03	1.81	0	0	3.61	0	0	0
22.22	9.09	29.41	—	27.48	29.55	24.92	21.53	24.72	20.48	22.22	15.38	22.73
27.78	27.27	17.65	—	16.63	14.43	15.32	10.42	5.62	3.61	29.63	26.92	18.18
27.78	54.55	29.41	—	40.65	39.18	33.33	42.36	46.07	45.78	29.63	50.00	27.27
22.22	9.09	23.53	—	15.24	15.81	23.12	25.69	23.60	27.71	18.52	7.69	31.82
0	0	0	—	0	1.03	3.30	0	0	2.41	0	0	0
5.56	4.55	0	—	5.26	4.12	5.17	4.86	3.37	8.43	7.41	0	4.55
50.00	54.55	82.35	—	67.73	69.42	62.01	72.92	74.16	68.67	62.96	73.08	36.36
27.78	18.18	0	—	11.21	15.46	15.81	10.42	11.24	10.84	11.11	23.08	22.73
16.67	13.64	0	—	8.47	3.44	6.69	4.17	1.12	2.41	11.11	3.85	22.73
0	4.55	5.88	—	1.60	3.09	3.34	0	3.37	1.20	7.41	0	0
0	4.55	11.76	—	4.81	3.44	6.08	7.64	6.74	6.02	0	0	13.64
0	0	0	—	0.92	1.03	0.91	0	0	2.41	0	0	0

## 6 投票行動別集計表

		高 知 大 学										
		Q51 (1): 20才未満							Q51 (2): 20才以上			
		選挙の際には投票に行くか							衆参ダブル選挙のとき投票したか			
		必ず行く	だいたい行く	ほとんど行かない	行かない	わからない	N.A.	した	しなかった	N.A.	必ず行く	
<F2> 学年。 ①1回生 ②2回生 ③3回生 ④4回生 ⑤5回生以上	①	29.84	58.77	57.43	50.00	33.33	60.00	0	1.49	1.38	0	71.25
	②	22.05	38.39	38.51	46.43	66.67	30.00	100.00	2.97	5.99	22.22	25.00
	③	22.33	2.37	4.05	3.57	0	10.00	0	24.75	27.65	50.00	3.75
	④	22.26	0.47	0	0	0	0	0	57.43	56.68	22.22	0
	⑤	3.10	0	0	0	0	0	0	12.87	7.83	5.56	0
	N.A.	0.41	0	0	0	0	0	0	0.50	0.46	0	0
<F3> 性別。 ①男 ②女	①	57.06	69.05	69.39	60.71	100.00	80.00	0	80.00	76.85	88.89	—
	②	42.59	30.95	30.61	39.29	0	20.00	100.00	20.00	23.15	11.11	100.00
<F10> 支持政党。 ①自民党 ②社会党 ③公明党 ④民社党 ⑤共産党 ⑥新自由 クラブ ⑦社会民主連合 ⑧革 新自由連合 ⑨期待できる政党 がない ⑩関心がない ⑪わか らない	①	16.51	18.10	17.12	10.00	33.33	10.00	0	13.93	17.51	10.53	16.05
	②	6.33	10.48	4.11	3.33	0	5.00	0	6.47	5.07	0	11.11
	③	1.10	1.43	0.68	0	0	0	0	1.49	0.46	0	2.47
	④	1.03	1.90	1.37	0	0	0	0	1.00	0.92	5.26	0
	⑤	7.63	11.90	0	13.33	0	0	0	15.92	5.07	15.79	2.46
	⑥	0.76	1.90	0	0	0	0	0	0.50	1.38	0	0
	⑦	0.48	0.48	0	0	0	0	0	0.50	0.92	0	0
	⑧	0.48	0.48	0	0	0	0	0	1.00	0.46	0	0
	⑨	37.41	34.76	40.41	20.00	66.67	40.00	100.00	45.27	39.17	47.37	27.16
	⑩	15.96	11.90	16.44	33.33	0	20.00	0	7.46	21.20	21.05	18.52
	⑪	11.07	6.67	17.81	20.00	0	25.00	0	5.47	6.91	0	22.22
N.A.	1.24	0	2.05	0	0	0	0	1.00	0.92	0	0	
<Q2> あなたは大学入学以前に学校 で平和教育・憲法教育を受けた ことがありますか。 ①ある ②ない ③わからない	①	40.48	46.67	41.50	42.86	66.67	21.05	100.00	36.82	36.11	31.58	45.57
	②	32.97	32.38	34.69	21.43	0	36.84	0	36.82	35.65	26.32	25.32
	③	24.34	20.48	21.77	35.71	33.33	42.11	0	24.88	25.46	42.11	27.85
	N.A.	2.21	0.48	2.04	0	0	0	0	1.49	2.78	0	1.27
<Q3> 日本国憲法はいつできましたか。 公布されたのはいつですか 年 月 日 施行されたのはいつですか 年 月 日 ①西暦 ②元号 ③年代の記入なし	①	41.92	46.92	49.66	22.22	0	40.00	0	42.08	38.25	21.05	54.43
	②	27.97	27.96	16.33	37.04	33.33	10.00	0	31.68	33.18	26.32	20.25
	③	30.11	25.12	34.01	40.74	66.67	50.00	100.00	26.24	28.57	52.63	25.32
<Q8> 天皇制は将来どのようにある べきだと思いますか。 ①存続 ②あってもなくてもよ い ③廃止 ④わからない	①	31.17	31.43	27.89	25.00	25.00	45.00	0	29.21	33.18	38.89	30.00
	②	32.69	31.90	37.41	25.00	50.00	20.00	0	30.20	33.18	16.67	28.75
	③	27.93	32.38	20.41	46.43	25.00	20.00	100.00	34.65	26.27	27.78	28.75
	④	7.59	3.81	12.93	3.57	0	15.00	0	5.94	6.91	16.67	12.50
	N.A.	0.62	0.48	1.36	0	0	0	0	0	0.46	0	0

※ <Q4> 日本国憲法の基本原理 (①国民主権) については、199ページに収録。

高知女子大学					高知短期大学											
Q51 (1): 20才未満					Q51 (2): 20才以上			Q51 (1): 20才未満					Q51 (2): 20才以上			
選挙の際には投票に行くか					衆参ダブル選挙のとき投票したか			選挙の際には投票に行くか					衆参ダブル選挙のとき投票したか			
だいたい行く	ほとんど行かない	行かない	わからない	N.A.	した	しなかった	N.A.	必ず行く	だいたい行く	ほとんど行かない	行かない	わからない	N.A.	した	しなかった	N.A.
67.53	75.00	100.00	100.00	—	0	0	0	77.78	84.62	100.00	0	—	—	57.69	40.00	50.00
27.27	25.00	0	0	—	3.45	0	50.00	16.67	15.38	0	100.00	—	—	34.62	60.00	50.00
5.19	0	0	0	—	15.52	48.15	0	0	0	0	0	—	—	3.85	0	0
0	0	0	0	—	79.31	48.15	50.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0	0	0	0	—	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0	0	0	0	—	1.72	3.70	0	5.56	0	0	0	—	—	3.85	0	0
—	—	—	—	—	—	—	—	52.94	61.54	100.00	50.00	—	—	76.92	80.00	50.00
100.00	100.00	100.00	100.00	—	100.00	100.00	100.00	47.06	38.46	0	50.00	—	—	23.08	20.00	50.00
22.97	37.50	0	0	—	22.41	3.70	0	5.56	7.69	50.00	0	—	—	11.54	20.00	0
4.05	0	0	0	—	3.45	3.70	0	0	0	0	0	—	—	23.08	0	50.00
0	12.50	0	0	—	1.72	0	0	0	0	0	0	—	—	7.69	0	0
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	50.00	0	—	—	0	0	0
0	0	0	0	—	5.17	3.70	50.00	5.56	0	0	0	—	—	15.38	0	50.00
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	20.00	0
0	0	0	0	—	0	0	0	5.56	7.69	0	0	—	—	3.85	0	0
32.43	25.00	0	100.00	—	34.48	48.15	0	50.00	30.77	0	50.00	—	—	26.92	60.00	0
18.92	25.00	100.00	0	—	13.79	18.52	50.00	16.67	30.77	0	50.00	—	—	3.85	0	0
21.62	0	0	0	—	18.97	14.81	0	11.11	23.08	0	0	—	—	0	0	0
0	0	0	0	—	0	7.41	0	5.56	0	0	0	—	—	7.69	0	0
48.65	62.50	100.00	0	—	29.31	48.15	50.00	66.67	30.77	0	50.00	—	—	46.15	80.00	50.00
21.62	25.00	0	100.00	—	43.10	40.74	0	16.67	7.69	50.00	0	—	—	50.00	20.00	0
27.03	12.50	0	0	—	24.14	11.11	50.00	16.67	61.54	50.00	50.00	—	—	3.85	0	50.00
2.70	0	0	0	—	3.45	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0
56.76	62.50	0	0	—	36.21	26.92	50.00	50.00	30.77	50.00	100.00	—	—	26.92	20.00	50.00
18.92	12.50	0	0	—	48.28	38.46	50.00	33.33	30.77	50.00	0	—	—	50.00	20.00	50.00
24.32	25.00	100.00	100.00	—	15.52	34.62	0	16.67	38.46	0	0	—	—	23.08	60.00	0
32.88	62.50	0	100.00	—	36.21	37.04	50.00	27.78	23.08	0	0	—	—	23.08	40.00	100.00
41.10	37.50	100.00	0	—	36.21	29.63	50.00	27.78	38.46	0	0	—	—	30.77	20.00	0
16.44	0	0	0	—	18.97	25.93	0	33.33	15.38	100.00	100.00	—	—	46.15	20.00	0
9.59	0	0	0	—	8.62	7.41	0	11.11	23.08	0	0	—	—	0	20.00	0
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0



		高 知 大 学										
		Q51 (1): 20才未満							Q51 (2): 20才以上			
		選挙の際には投票に行くか							衆参ダブル選挙のとき投票したか			
		必ず行く	だいたい行く	ほとんど行かない	行かない	わからない	N.A.	した	しなかった	N.A.	必ず行く	
<Q9>卒業式、入学式などで「君が代」をうたい、「日の丸」を掲げることについてどう思いますか。 ①よい ②わるい ③いちがいに言えない ④わからない	①	22.60	24.64	23.81	14.29	0	15.79	0	18.23	25.46	22.22	26.25
	②	15.50	18.01	14.29	10.71	20.00	5.26	0	22.17	12.50	11.11	16.25
	③	53.42	51.66	53.74	53.57	40.00	68.42	100.00	52.71	55.56	55.56	50.00
	④	7.53	4.74	7.48	21.43	40.00	10.53	0	5.91	5.09	11.11	7.50
	N.A.	0.90	0.95	0.68	0	0	0	0	0.99	1.39	0	0
<Q10>憲法第9条には、自衛のためという名目でも再軍備や戦争を禁じているという説と、自衛のための軍備は禁じられていないという説がありますが、あなたはどちらの意見ですか。 ①自衛のためでも再軍備や戦争を禁じている ②自衛のための軍備は禁じられていない ③わからない	①	55.57	62.26	51.35	57.14	33.33	47.62	100.00	61.27	50.93	38.89	62.50
	②	34.11	31.13	35.81	35.71	33.33	33.33	0	28.92	41.20	38.89	28.75
	③	9.49	6.13	10.81	7.14	33.33	19.05	0	7.35	7.41	22.22	8.75
	N.A.	0.83	0.47	2.03	0	0	0	0	2.45	0.46	0	0
	<Q11>自衛隊は憲法に違反した存在だと思いませんか。 ①違反している ②違反していない ③わからない	①	49.72	61.24	46.90	37.04	80.00	50.00	100.00	56.16	49.07	38.89
②	30.18	29.19	28.28	37.04	0	25.00	0	25.12	33.80	27.78	28.75	
③	18.92	9.57	22.76	25.93	20.00	25.00	0	16.75	16.67	33.33	18.75	
N.A.	1.17	0	2.07	0	0	0	0	1.97	0.46	0	0	
<Q13>あなたは軍事力としての今の自衛隊が必要だと思いませんか。 ①必要 ②不要 ③わからない	①	31.45	27.27	36.73	35.71	33.33	25.00	0	32.02	35.48	36.84	22.50
	②	51.75	60.77	49.66	42.86	33.33	50.00	100.00	53.20	48.39	36.84	58.75
	③	16.45	11.96	13.61	21.43	33.33	25.00	0	13.79	16.13	26.32	18.75
	N.A.	0.34	0	0	0	0	0	0	0.99	0	0	0
	<Q14>将来、自衛隊をどうすべきだと思いますか。 ①増強する ②今のままでよい ③縮小する ④廃止する ⑤その他( )	①	10.94	9.86	12.93	3.57	0	15.00	0	8.29	14.22	22.22
②	31.05	27.70	30.61	39.29	66.67	25.00	0	30.73	34.40	16.67	31.25	
③	25.85	22.54	27.21	28.57	33.33	35.00	0	22.44	26.61	11.11	36.25	
④	23.19	30.52	20.41	17.86	0	15.00	100.00	28.78	19.72	33.33	21.25	
⑤	7.87	8.45	7.48	10.71	0	10.00	0	7.32	4.59	16.67	2.50	
N.A.	1.09	0.94	1.36	0	0	0	0	2.44	0.46	0	0	
<Q15>将来、徴兵制が実施されたら、あなたはどうしますか。 ①喜んで応じる ②しかたなく応じる ③いやだから逃げまわる ④反対運動に参加する ⑤個人として戦争に反対して忌避する ⑥その他( ) ⑦わからない	①	2.16	5.05	1.35	0	0	0	0	1.91	2.27	0	1.25
	②	11.05	8.72	15.54	7.14	0	9.52	0	16.27	10.45	20.00	3.75
	③	12.06	8.72	14.86	14.29	0	9.52	0	9.57	17.27	5.00	10.00
	④	43.73	55.50	38.51	39.29	33.33	23.81	100.00	45.45	40.45	40.00	57.50
	⑤	16.24	10.09	17.57	21.43	33.33	33.33	0	12.92	14.09	20.00	16.25
	⑥	2.96	3.67	2.70	7.14	33.33	4.76	0	1.91	3.18	5.00	1.25
	⑦	11.59	8.26	9.46	10.71	0	19.05	0	11.00	11.82	10.00	10.00
	N.A.	0.20	0	0	0	0	0	0	0.96	0.45	0	0

高 知 女 子 大 学					高 知 短 期 大 学												
Q51 (1): 20 才 未 満					Q51 (2): 20才以上			Q51 (1): 20 才 未 満						Q51 (2): 20才以上			
選挙の際には投票に行くか					衆参ダブル選挙の とき投票したか			選挙の際には投票に行くか						衆参ダブル選挙の とき投票したか			
だいたい 行く	ほとんど 行かない	行か ない	わから ない	N.A.	した	しな かった	N.A.	必ず 行く	だいたい 行く	ほとんど 行かない	行か ない	わから ない	N.A.	した	しな かった	N.A.	
25.35	0	0	0	—	18.97	18.52	50.00	11.11	23.08	50.00	0	—	—	15.38	40.00	0	
7.04	0	0	0	—	17.24	14.81	0	11.11	0	0	0	—	—	26.92	0	0	
49.30	75.00	100.00	100.00	—	56.90	59.26	0	66.67	46.15	50.00	0	—	—	50.00	40.00	100.00	
18.31	25.00	0	0	—	6.90	7.41	50.00	11.11	30.77	0	100.00	—	—	3.85	20.00	0	
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	3.85	0	0	
52.70	50.00	100.00	0	—	44.83	48.15	100.00	66.67	50.00	50.00	50.00	—	—	65.38	40.00	100.00	
31.08	37.50	0	0	—	36.21	44.44	0	22.22	21.43	50.00	50.00	—	—	30.77	20.00	0	
16.22	12.50	0	100.00	—	18.97	7.41	0	11.11	28.57	0	0	—	—	3.85	20.00	0	
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	20.00	0	
32.43	25.00	100.00	0	—	34.48	29.63	100.00	72.22	46.15	50.00	100.00	—	—	72.00	60.00	100.00	
27.03	62.50	0	0	—	34.48	37.04	0	16.67	23.08	50.00	0	—	—	24.00	20.00	0	
40.54	12.50	0	100.00	—	31.03	33.33	0	11.11	30.77	0	0	—	—	4.00	20.00	0	
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
27.03	50.00	0	0	—	18.97	37.04	0	33.33	46.15	50.00	0	—	—	23.08	20.00	50.00	
39.19	37.50	100.00	0	—	48.28	40.74	0	61.11	38.46	50.00	50.00	—	—	73.08	60.00	50.00	
33.78	12.50	0	100.00	—	32.76	22.22	100.00	5.56	15.38	0	50.00	—	—	3.85	0	0	
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	20.00	0	
9.46	25.00	0	0	—	5.17	10.34	0	21.05	14.29	0	0	—	—	3.85	0	50.00	
43.24	25.00	0	100.00	—	37.93	31.03	0	21.05	42.86	50.00	0	—	—	15.38	20.00	0	
32.43	12.50	0	0	—	32.76	37.93	100.00	21.05	28.57	0	0	—	—	26.92	20.00	50.00	
12.16	37.50	100.00	0	—	15.52	3.45	0	36.84	7.14	50.00	50.00	—	—	42.31	40.00	0	
2.70	0	0	0	—	6.90	17.24	0	0	7.14	0	50.00	—	—	11.54	20.00	0	
0	0	0	0	—	1.72	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
8.00	37.50	0	0	—	6.78	3.70	0	11.11	15.38	50.00	0	—	—	7.69	0	50.00	
13.33	12.50	0	0	—	8.47	11.11	0	5.56	0	0	50.00	—	—	11.54	20.00	0	
26.67	12.50	100.00	100.00	—	50.85	44.44	50.00	44.44	38.46	50.00	50.00	—	—	50.00	20.00	50.00	
29.33	25.00	0	0	—	18.64	14.81	0	11.11	7.69	0	0	—	—	23.08	0	0	
1.33	12.50	0	0	—	0	7.41	0	0	7.69	0	0	—	—	0	40.00	0	
21.33	0	0	0	—	15.25	18.52	50.00	27.78	30.77	0	0	—	—	7.69	20.00	0	
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	

		高 知 大 学										
		Q51 (1): 20 才 未 満							Q51 (2): 20才以上			
		選挙の際には投票に行くか							衆参ダブル選挙の とき投票したか			
		必ず 行く	だいたい 行く	ほとんど 行かない	行か ない	わか ら ない	N.A.	した	し な か った	N.A.	必ず 行く	
<p>&lt;Q17&gt;日米安全保障条約によって、日本にはアメリカの軍事基地がありますが、あなたはどのように思いますか。 ①好ましい ②好ましくないがやむをえない ③反対 ④わからない</p>	①	1.58	1.42	3.38	3.57	33.33	0	0	1.97	0.46	5.56	0
	②	31.77	24.17	36.49	14.29	0	35.00	0	33.50	41.01	33.33	20.25
	③	61.35	71.56	55.41	67.86	33.33	55.00	100.00	61.58	55.30	50.00	75.95
	④	5.16	2.84	4.73	14.29	33.33	10.00	0	2.46	3.23	11.11	3.80
	N.A.	0.14	0	0	0	0	0	0	0.49	0	0	0
<p>&lt;Q18&gt;あなたは、憲法第9条を改正すべきだと思いますか。 ①改正すべきである ②改正すべきでない ③わからない</p>	①	18.09	17.79	14.97	34.48	33.33	31.58	0	13.93	20.00	11.11	20.00
	②	56.91	64.42	56.46	37.93	33.33	42.11	100.00	69.15	54.88	61.11	55.00
	③	23.34	16.83	27.21	27.59	33.33	26.32	0	15.42	24.65	27.78	25.00
	N.A.	1.66	0.96	1.36	0	0	0	0	1.49	0.47	0	0
<p>&lt;Q19&gt;あなたは、日本の安全保障は将来どうあるべきだと思いますか。該当するものすべてに○印をつけてください。 ①日本を中立国にし、かつ非武装でいるべきである ②日本を中立国にし、自衛を行なう ③自衛隊だけで国を守るよう、自衛隊を軍隊にし、強化する ④自衛隊は保持しつつ、日米安全保障条約を当面存続させ、有事の際にのみ米軍の駐留を求める ⑤日米安全保障条約を存続・強化する ⑥東南アジア諸国と地域的安全保障体制をつくる ⑦国連による集団安全保障体制を確立する ⑧ソ連と平和条約を結ぶ ⑨今のままでよい ⑩さしあたりは考えたくない ⑪わからない</p>	①	39.08	45.50	36.05	40.74	33.33	40.00	100.00	39.11	31.80	36.84	50.00
	②	33.01	32.23	34.69	22.22	0	25.00	0	38.12	32.72	21.05	31.25
	③	3.72	4.74	2.04	3.70	0	5.00	0	2.97	4.61	10.53	2.50
	④	7.37	7.11	7.48	3.70	33.33	10.00	0	6.93	9.68	10.53	1.25
	⑤	3.03	1.42	0.68	3.70	0	0	0	2.48	5.53	0	3.75
	⑥	12.61	13.27	8.84	0	33.33	10.00	0	15.35	10.14	15.79	15.00
	⑦	38.11	36.97	39.46	33.33	33.33	15.00	0	40.59	40.09	31.58	36.25
	⑧	7.58	9.95	6.12	3.70	0	0	0	11.39	5.53	10.53	6.25
	⑨	1.72	0.47	2.72	0	0	0	0	1.49	4.61	0	0
	⑩	5.17	5.69	7.48	14.81	33.33	10.00	0	5.45	3.69	0	2.50
	N.A.	4.55	2.37	7.48	7.41	33.33	10.00	0	3.47	3.69	15.79	6.25
⑪	0.76	0.47	1.36	3.70	0	0	0	0	1.38	0	0	
<p>&lt;Q21&gt;あなたの言論の自由やその他の表現の自由、思想、良心、宗教の自由が抑圧されたとしたら、あなたならどうしますか。 ①憲法で保障された権利だから裁判所に訴える ②裁判に訴えたいが、手続が面倒だし、金と時間がかかりすぎるから好まない ③多少自分に不利になっても、「裁判ざた」にだけはしたくない ④その他( ) ⑤わからない</p>	①	36.55	46.92	31.29	25.00	66.67	35.00	0	37.75	36.41	38.89	43.21
	②	41.02	36.02	50.34	60.71	0	30.00	0	37.75	40.09	27.78	35.80
	③	5.78	4.27	6.80	3.57	0	10.00	0	6.86	4.61	0	7.41
	④	4.40	6.64	3.40	7.14	0	0	0	5.88	4.61	5.56	2.47
	⑤	11.70	6.16	8.16	3.57	33.33	25.00	100.00	11.27	12.90	27.78	11.11
N.A.	0.55	0	0	0	0	0	0	0.49	1.38	0	0	

高知女子大学					高知短期大学												
Q51 (1): 20才未満					Q51 (2): 20才以上			Q51 (1): 20才未満						Q51 (2): 20才以上			
選挙の際には投票に行くか					衆参ダブル選挙のとき投票したか			選挙の際には投票に行くか						衆参ダブル選挙のとき投票したか			
だいたい行く	ほとんど行かない	行かない	わからない	N.A.	した	しなかった	N.A.	必ず行く	だいたい行く	ほとんど行かない	行かない	わからない	N.A.	した	しなかった	N.A.	
1.35	0	0	0	—	0	3.70	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
25.68	50.00	0	0	—	25.42	37.04	0	27.78	46.15	50.00	50.00	—	—	23.08	60.00	50.00	
63.51	37.50	100.00	100.00	—	57.63	51.85	100.00	61.11	53.85	50.00	50.00	—	—	76.92	40.00	50.00	
8.11	12.50	0	0	—	16.95	7.41	0	11.11	0	0	0	—	—	0	0	0	
1.35	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
10.96	25.00	0	0	—	12.07	18.52	50.00	22.22	15.38	100.00	50.00	—	—	12.00	20.00	50.00	
52.05	50.00	0	0	—	48.28	40.74	50.00	77.78	61.54	0	50.00	—	—	80.00	80.00	50.00	
35.62	25.00	100.00	100.00	—	37.93	40.74	0	0	23.08	0	0	—	—	8.00	0	0	
1.37	0	0	0	—	1.72	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
33.78	50.00	100.00	100.00	—	36.21	33.33	0	61.11	0	50.00	100.00	—	—	46.15	40.00	50.00	
24.32	50.00	0	0	—	24.14	40.74	50.00	16.67	61.54	0	0	—	—	30.77	20.00	50.00	
4.05	12.50	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	50.00	
9.46	0	0	0	—	5.17	3.70	0	0	7.69	50.00	0	—	—	3.85	0	50.00	
0	0	0	0	—	5.17	0	0	0	7.69	0	0	—	—	3.85	0	0	
2.70	0	0	0	—	8.62	7.41	0	27.78	23.08	0	0	—	—	7.69	20.00	0	
29.73	0	0	100.00	—	41.38	48.15	50.00	61.11	30.77	0	0	—	—	34.62	40.00	50.00	
4.05	12.50	0	0	—	3.45	7.41	0	5.56	7.69	0	0	—	—	3.85	0	0	
1.35	0	0	0	—	1.72	7.41	0	0	7.69	0	0	—	—	0	0	0	
6.76	0	0	0	—	6.90	3.70	0	0	7.69	0	0	—	—	0	0	0	
14.86	0	0	0	—	1.72	0	0	11.11	7.69	0	50.00	—	—	3.85	0	0	
0	0	0	0	—	3.45	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
28.38	12.50	0	0	—	29.31	25.93	0	61.11	46.15	50.00	50.00	—	—	42.31	40.00	50.00	
43.24	87.50	100.00	100.00	—	37.93	44.44	0	27.78	23.08	0	50.00	—	—	53.85	20.00	0	
8.11	0	0	0	—	15.52	11.11	0	0	15.38	50.00	0	—	—	3.85	0	50.00	
0	0	0	0	—	1.72	3.70	50.00	0	0	0	0	—	—	0	40.00	0	
20.27	0	0	0	—	15.52	14.81	50.00	11.11	15.38	0	0	—	—	0	0	0	
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	

		高 知 大 学										
		Q51 (1): 20才未満							Q51 (2): 20才以上			
		選挙の際には投票に行くか							衆参ダブル選挙のとき投票したか			
		必ず行く	だいたい行く	ほとんど行かない	行かない	わからない	N.A.	した	しなかった	N.A.	必ず行く	
<p>&lt;Q25&gt;もしあなたが就職して、職場で、あなたの思想・信条を理由に、他の人と比べて著しく不利な取扱いを使用者からうけたとしたら、あなたはどうしますか(複数回答可)。</p> <p>①雇われているのだから、どんな扱いを受けても文句はいえない ②資本主義の世の中だから、使用者が思想・信条によって差別するのもむりはない ③誤解をうけないよう、行動に気をつける ④使用者にとって好ましくない思想・信条をすてる ⑤思想・信条を変えたくないから職場をすてる ⑥思想・信条による差別は許せないが、事を荒だてたくないのがままする ⑦使用者に抗議する ⑧労働組合に援助を求める ⑨労働基準局に訴える ⑩裁判に訴える ⑪その他( ) ⑫わからない</p>	①	2.41	2.84	4.08	7.41	33.33	5.00	0	1.98	2.76	0	1.25
	②	7.31	5.21	6.80	3.70	0	15.00	0	9.90	11.52	5.26	7.50
	③	30.60	24.64	26.53	25.93	0	50.00	0	32.18	33.64	15.79	23.75
	④	1.59	1.42	2.72	0	33.33	0	0	1.98	2.76	5.26	1.25
	⑤	16.68	18.01	17.01	18.52	66.67	25.00	0	14.85	11.98	26.32	15.00
	⑥	28.46	24.64	35.37	37.04	0	35.00	0	19.80	27.19	36.84	32.50
	⑦	33.98	43.13	30.61	37.04	33.33	5.00	0	46.53	29.03	42.11	32.50
	⑧	23.64	30.33	20.41	25.93	0	0	0	28.71	19.82	15.79	25.00
	⑨	24.33	24.64	18.37	14.81	0	0	0	23.76	12.90	10.53	18.75
	⑩	12.54	16.11	8.16	14.81	33.33	0	0	17.82	8.76	0	15.00
	⑪	2.48	3.32	2.72	7.41	33.33	0	0	2.97	1.84	5.26	2.50
	⑫	8.13	6.16	13.61	7.41	0	15.00	100.00	7.92	9.22	10.53	8.75
	N.A.	0.55	0	0	0	0	0	0	0.50	0.92	0	1.25
<p>&lt;Q26&gt;靖国神社の国営化や、首相をはじめ政府関係の靖国神社への公式参拝を求める動きがありますが、あなたはどう思いますか(複数回答可)。</p> <p>①当然であり、推進すべきである ②一々目くじらを立てることはない ③戦前に戻るようなことはいやだ ④政教分離の原則に反する ⑤反対である ⑥わからない ⑦そのような動きについては、知らない</p>	①	2.76	5.21	2.72	0	0	0	0	1.49	1.84	0	7.50
	②	33.77	29.38	40.14	25.93	66.67	40.00	0	24.26	35.94	36.84	32.50
	③	17.78	19.91	14.29	3.70	0	15.00	0	29.70	17.05	5.26	16.25
	④	36.25	39.34	29.25	22.22	0	15.00	0	49.01	36.87	26.32	35.00
	⑤	31.43	35.55	29.25	37.04	33.33	25.00	100.00	43.56	35.02	36.84	22.50
	⑥	12.06	11.37	12.93	25.93	33.33	20.00	0	8.91	10.60	10.53	11.25
	⑦	3.38	1.42	4.08	7.41	0	10.00	0	1.49	2.30	5.26	7.50
	N.A.	0.69	0	0.68	0	0	0	0	0.50	0.92	0	1.25
<p>&lt;Q28&gt;文部省による教科書検定制度について、どう思いますか(複数回答可)。</p> <p>①さらにすすんで国定教科書をつくるべきである ②教科書は重要だから、国が教科書の内容に責任をもつのは当然である ③誤字や脱字の訂正、かなづかいの統一など、技術的な事項にかぎった検定ならよい ④教科書の作成は教育関係者にまかせべきである ⑤出版される前に、国が修正を指示するのは、憲法で禁止された検閲にあたる ⑥教科書執筆者の研究内容にまで立ち入ることになり、学問の自由を侵害するものである ⑦教育内容に国が介入することは、教育の自由に反する ⑧その他( ) ⑨わからない</p>	①	1.45	1.90	0.68	0	0	0	0	0.99	1.38	0	1.25
	②	20.95	22.27	21.09	25.93	0	25.00	0	20.79	19.35	5.26	20.00
	③	47.76	54.98	48.98	48.15	100.00	40.00	100.00	40.59	43.78	26.32	51.25
	④	45.69	42.65	42.86	37.04	0	30.00	0	47.52	51.15	57.89	38.75
	⑤	27.43	31.28	27.89	22.22	33.33	20.00	0	35.64	25.35	10.53	23.75
	⑥	35.15	39.34	34.69	33.33	0	25.00	0	35.15	30.41	36.84	35.00
	⑦	37.90	39.34	38.10	29.63	33.33	25.00	100.00	44.06	39.17	31.58	32.50
	⑧	3.65	3.32	5.44	7.41	33.33	0	0	7.43	0.92	5.26	6.25
	⑨	5.10	3.79	5.44	11.11	0	15.00	0	3.96	4.15	10.53	2.50
	N.A.	0.55	0	0	0	0	0	0	0	1.38	5.26	1.25

高知女子大学					高知短期大学											
Q51 (1): 20才未満					Q51 (2): 20才以上			Q51 (1): 20才未満					Q51 (2): 20才以上			
選挙の際には投票に行くか					衆参ダブル選挙のとき投票したか			選挙の際には投票に行くか					衆参ダブル選挙のとき投票したか			
だいたい行く	ほとんど行かない	行かない	わからない	N.A.	した	しなかった	N.A.	必ず行く	だいたい行く	ほとんど行かない	行かない	わからない	N.A.	した	しなかった	N.A.
0	0	0	0	—	1.72	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0
5.41	25.00	0	0	—	1.72	0	0	0	0	0	0	—	—	3.85	0	0
33.78	12.50	0	100.00	—	34.48	29.63	50.00	22.22	61.54	50.00	0	—	—	19.23	0	0
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0
18.92	37.50	100.00	0	—	18.97	25.93	0	11.11	0	0	50.00	—	—	11.54	20.00	0
36.49	25.00	0	0	—	31.03	40.74	0	5.56	23.08	0	0	—	—	3.85	20.00	0
20.27	25.00	100.00	0	—	27.59	14.81	0	50.00	46.15	50.00	0	—	—	61.54	40.00	100.00
12.16	25.00	0	0	—	22.41	22.22	0	27.78	23.08	50.00	50.00	—	—	46.15	40.00	50.00
12.16	25.00	100.00	0	—	12.07	14.81	0	38.89	23.08	50.00	0	—	—	15.38	20.00	50.00
5.41	25.00	0	0	—	10.34	18.52	0	27.78	23.08	0	0	—	—	7.69	20.00	50.00
0	0	0	0	—	0	3.70	0	0	0	0	0	—	—	0	20.00	0
9.46	12.50	0	0	—	5.17	0	50.00	5.56	7.69	0	50.00	—	—	0	0	0
1.35	0	0	0	—	1.72	0	0	0	0	0	0	—	—	3.85	0	0
2.70	0	100.00	0	—	0	0	0	5.56	0	0	0	—	—	0	0	0
44.59	75.00	0	0	—	36.21	40.74	50.00	22.22	30.77	100.00	0	—	—	11.54	20.00	0
17.57	0	0	0	—	10.34	11.11	0	11.11	23.08	0	0	—	—	23.08	20.00	0
28.38	12.50	0	100.00	—	32.76	48.15	50.00	50.00	23.08	0	0	—	—	53.85	20.00	50.00
16.22	12.50	0	0	—	22.41	25.93	0	38.89	15.38	0	50.00	—	—	34.62	20.00	50.00
12.16	12.50	0	0	—	17.24	11.11	0	22.22	38.46	0	50.00	—	—	0	20.00	0
2.70	0	0	0	—	5.17	3.70	0	5.56	0	0	0	—	—	0	0	0
1.35	0	0	0	—	1.72	0	0	0	0	0	0	—	—	3.85	0	0
2.70	0	0	0	—	1.72	0	0	0	7.69	0	0	—	—	0	0	0
21.62	25.00	0	0	—	25.86	22.22	50.00	22.22	30.77	100.00	0	—	—	3.85	40.00	0
47.30	12.50	0	100.00	—	48.28	44.44	50.00	50.00	53.85	0	50.00	—	—	53.85	20.00	50.00
39.19	62.50	0	100.00	—	44.83	40.74	50.00	61.11	30.77	0	0	—	—	50.00	20.00	50.00
16.22	12.50	0	0	—	17.24	18.52	0	33.33	15.38	0	50.00	—	—	34.62	40.00	50.00
27.03	37.50	0	0	—	25.86	40.74	0	50.00	23.08	0	0	—	—	53.85	20.00	0
36.49	37.50	0	100.00	—	31.03	48.15	50.00	38.89	23.08	0	100.00	—	—	46.15	20.00	0
2.70	0	0	0	—	1.72	7.41	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0
12.16	0	100.00	0	—	3.45	3.70	0	5.56	7.69	0	0	—	—	3.85	0	0
1.35	0	0	0	—	1.72	0	0	0	0	0	0	—	—	3.85	0	0

	全 体	高 知 大 学										必ず 行く
		Q51 (1): 20才未満							Q51 (2): 20才以上			
		選挙の際には投票に行くか							衆参ダブル選挙の とき投票したか			
		必ず 行く	だいたい 行く	ほとんど 行かない	行か ない	わから ない	N.A.	した	しな かった	N.A.		
<p>&lt;Q31&gt;あなたは、社会や政治に対する自分の意見や不満をデモやビラ配布などで表現しようと思いませんか。 ①思う ②思わない ③わからない</p>	①	12.34	16.19	4.08	14.29	33.33	0	0	23.27	11.06	11.11	7.50
	②	64.62	63.81	75.51	64.29	33.33	85.00	0	57.43	62.67	72.22	67.50
	③	22.48	20.00	19.73	21.43	33.33	15.00	0	19.31	25.81	16.67	23.75
	N.A.	0.55	0	0.68	0	0	0	100.00	0	0.46	0	1.25
<p>&lt;Q34&gt;憲法第25条が権利として保障している「健康で文化的な最低限度の生活」について、わが国では、どの程度実現していると思いますか。 ①十分に実現している ②ある程度実現している ③あまり実現していない ④全く実現していない ⑤わからない</p>	①	1.86	0	0.68	0	0	0	0	3.47	2.30	0	2.50
	②	47.76	48.34	53.06	53.57	0	55.00	100.00	40.59	46.54	38.89	52.50
	③	43.63	41.71	37.41	46.43	100.00	30.00	0	48.02	47.93	38.89	41.25
	④	3.37	4.27	4.08	0	0	0	0	5.45	2.30	11.11	1.25
	⑤	2.96	5.21	3.40	0	0	15.00	0	2.48	0.92	11.11	1.25
	N.A.	0.41	0.47	1.36	0	0	0	0	0	0	0	1.25
<p>(SQ)③④と回答した人だけ教えてください。では、どのようにしたらよいと思いますか。 ①自らの努力で生活水準の向上をめざす ②社会の中で、お互いに助け合うべきである ③国家が責任をもつべきである ④その他( ) ⑤わからない</p>	①	8.09	7.69	4.48	7.69	25.00	0	—	10.26	11.50	15.38	2.86
	②	29.65	25.96	31.34	30.77	25.00	14.29	—	26.50	30.97	23.08	42.86
	③	55.60	56.73	50.75	61.54	25.00	71.43	—	54.70	52.21	46.15	51.43
	④	2.27	1.92	1.49	0	25.00	0	—	3.42	3.54	7.69	0
	⑤	3.83	1.92	7.46	0	0	0	—	4.27	0.88	7.69	0
	N.A.	0.57	5.77	4.48	0	0	14.29	—	0.85	0.88	0	2.86
<p>&lt;Q35&gt;国鉄新幹線や大阪空港などの公共輸送機関の騒音などによる公害が問題となっていますが、どのように解決すべきであると思えますか(2つ以内で複数回答可)。 ①公共輸送は重要なので、周辺住民は我慢しなければならない ②利用者(乗客)が、公害防止費用を負担すべきである(割増運賃など) ③企業(国鉄や航空会社)の責任で解決すべきである ④国の責任で解決すべきである ⑤わからない</p>	①	4.14	5.21	4.76	0	0	5.00	0	2.97	3.23	0	2.50
	②	14.06	16.59	13.61	14.81	33.33	5.00	0	15.84	14.29	26.32	13.75
	③	53.00	56.40	48.30	55.56	66.67	60.00	100.00	55.45	57.14	73.68	46.25
	④	66.78	63.03	68.71	74.07	33.33	50.00	100.00	69.80	64.06	52.63	77.50
	⑤	5.24	3.79	1.36	3.70	33.33	15.00	0	3.96	4.61	15.79	1.25
	N.A.	0.62	0.47	1.36	0	0	0	0	0	0.46	0	1.25
<p>&lt;Q36&gt;現在のわが国において「能力に応じてひとしく教育を受ける権利」が保障されていると思えますか。 ①保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない</p>	①	4.96	5.21	4.73	10.71	0	5.00	0	7.92	4.13	5.56	3.75
	②	55.54	59.24	60.14	46.43	40.00	45.00	0	44.55	60.09	38.89	57.50
	③	30.63	27.49	29.05	35.71	60.00	25.00	100.00	38.61	27.98	38.89	31.25
	④	3.99	5.21	1.35	3.57	0	5.00	0	5.45	3.67	0	1.25
	⑤	3.99	1.90	3.38	3.57	0	20.00	0	2.97	2.75	11.11	5.00
	N.A.	0.89	0.95	1.35	0	0	0	0	0.50	1.38	5.56	1.25

高知女子大学					高知短期大学												
Q51 (1): 20才未満					Q51 (2): 20才以上			Q51 (1): 20才未満					Q51 (2): 20才以上				
選挙の際には投票に行くか					衆参ダブル選挙のとき投票したか			選挙の際には投票に行くか					衆参ダブル選挙のとき投票したか				
だいたい行く	ほとんど行かない	行かない	わからない	N.A.	した	しなかった	N.A.	必ず行く	だいたい行く	ほとんど行かない	行かない	わからない	N.A.	した	しなかった	N.A.	
0	12.50	0	0	—	8.62	11.11	0	5.56	0	0	50.00	—	—	34.62	0	100.00	
78.08	75.00	100.00	100.00	—	65.52	62.96	50.00	66.67	69.23	100.00	50.00	—	—	46.15	100.00	0	
21.92	12.50	0	0	—	24.14	25.93	50.00	27.78	30.77	0	0	—	—	19.23	0	0	
0	0	0	0	—	1.72	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
2.70	0	0	0	—	3.45	0	0	5.56	7.69	0	0	—	—	0	16.67	0	
55.41	75.00	0	100.00	—	51.72	44.44	50.00	22.22	38.46	0	0	—	—	34.62	33.33	100.00	
40.54	25.00	100.00	0	—	41.38	48.15	50.00	55.56	46.15	100.00	100.00	—	—	57.69	33.33	0	
0	0	0	0	—	1.72	0	0	11.11	0	0	0	—	—	7.69	16.67	0	
1.35	0	0	0	—	1.72	3.70	0	5.56	7.69	0	0	—	—	0	0	0	
0	0	0	0	—	0	3.70	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
3.33	0	0	—	—	3.85	14.29	0	16.67	14.29	0	0	—	—	0	33.33	—	
23.33	100.00	0	—	—	38.46	28.57	0	8.33	14.29	0	0	—	—	5.26	33.33	—	
53.33	0	100.00	—	—	38.46	50.00	100.00	75.00	57.14	100.00	50.00	—	—	84.21	33.33	—	
3.33	0	0	—	—	3.85	7.14	0	0	0	0	0	—	—	10.53	0	—	
16.67	0	0	—	—	15.38	0	0	0	14.29	0	50.00	—	—	0	0	—	
0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	—	
5.41	0	0	0	—	5.17	7.41	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
4.05	12.50	100.00	0	—	10.34	11.11	50.00	16.67	7.69	0	50.00	—	—	7.69	0	50.00	
50.00	50.00	0	100.00	—	46.55	51.85	0	44.44	61.54	100.00	0	—	—	53.85	20.00	50.00	
67.57	62.50	100.00	100.00	—	72.41	55.56	50.00	83.33	61.54	0	0	—	—	69.23	100.00	100.00	
5.41	0	0	0	—	6.90	14.81	50.00	11.11	15.38	0	50.00	—	—	7.69	0	0	
0	0	0	0	—	0	3.70	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
2.70	12.50	0	0	—	5.17	0	0	5.56	0	0	0	—	—	0	0	0	
64.86	87.50	100.00	0	—	62.07	40.74	50.00	38.89	53.85	0	50.00	—	—	46.15	100.00	100.00	
27.03	0	0	0	—	22.41	48.15	0	44.44	30.77	50.00	0	—	—	38.46	0	0	
0	0	0	0	—	1.72	7.41	0	0	0	50.00	50.00	—	—	11.54	0	0	
5.41	0	0	100.00	—	6.90	3.70	50.00	11.11	15.38	0	0	—	—	3.85	0	0	
0	0	0	0	—	1.72	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	



		高 知 大 学										
		Q51 (1): 20才未満							Q51 (2): 20才以上			
		選挙の際には投票に行くか							衆参ダブル選挙の とき投票したか			
		必ず 行く	だいたい 行く	ほとんど 行かない	行か ない	わから ない	N.A.	した	しな かった	N.A.	必ず 行く	
(SQ) あなた自身について、「能力に応じてひとしく教育を受ける権利」が保障されている(保障されてきた)と思いますか。 ①保障されている ②だいたい保障されている ③あまり保障されていない ④全く保障されていない ⑤わからない	①	33.04	38.21	31.29	28.57	25.00	35.00	0	28.64	35.32	38.89	42.50
	②	53.96	50.00	59.18	60.71	50.00	55.00	100.00	55.83	51.83	33.33	42.50
	③	6.54	7.55	4.76	3.57	0	5.00	0	9.71	5.50	5.56	10.00
	④	0.83	0.47	0	0	0	0	0	1.46	0	0	0
	⑤	3.44	2.36	2.72	3.57	25.00	5.00	0	2.43	4.13	11.11	3.75
	N.A.	2.20	1.42	2.04	3.57	0	0	0	1.94	3.21	11.11	1.25
<Q39> 憲法第28条は「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と定めていますが、公務員や公共企業体の職員は、法律(国家公務員法や公共企業体等労働関係法など)によって、争議行為(ストライキなど)が禁止されています。これについてあなたはどう思いますか。 ①公務員にも争議行為は認められるべきだ ②公務員には争議行為は禁止されるべきだ ③わからない	①	48.69	55.45	42.47	37.04	33.33	30.00	100.00	53.27	51.15	44.44	53.75
	②	29.10	31.28	36.30	40.74	0	25.00	0	28.64	28.57	33.33	20.00
	③	20.41	13.27	17.12	22.22	66.67	45.00	0	17.59	19.35	16.67	25.00
	N.A.	1.79	0	4.11	0	0	0	0	0.50	0.92	5.56	1.25
<Q48> あなたが国や地方自治体の行政について、さまざまな要求や苦情をもっている場合に、その要求や苦情をどのような手段で解決しようと思いますか(複数回答可)。 ①言っても仕方がないから何もしない ②マスコミに投書する ③行政(市町村役場の窓口)に相談する ④有力者に相談する ⑤議員に相談する ⑥住民運動をおこす ⑦議会に請願する ⑧次の選挙で解決してくれそうな人に投票する ⑨リコール運動をする ⑩自分が議員になって解決する ⑪その他( ) ⑫わからない	①	12.75	8.06	14.29	14.81	66.67	30.00	0	10.40	11.98	0	13.75
	②	33.15	35.55	30.61	37.04	66.67	15.00	100.00	35.64	27.65	26.32	38.75
	③	41.56	40.28	42.18	22.22	100.00	30.00	100.00	47.52	46.54	26.32	48.75
	④	8.27	12.80	6.80	14.81	33.33	5.00	0	4.46	11.52	10.53	6.25
	⑤	10.61	12.32	4.76	11.11	33.33	0	0	16.83	10.14	15.79	12.50
	⑥	22.67	29.38	24.49	18.52	33.33	10.00	100.00	27.23	19.35	15.79	26.25
	⑦	14.40	18.48	14.97	14.81	0	0	0	17.82	9.22	5.26	21.25
	⑧	31.43	31.75	30.61	14.81	66.67	20.00	0	42.08	28.57	10.53	23.75
	⑨	8.68	12.32	7.48	7.41	0	5.00	0	11.39	6.45	10.53	8.75
	⑩	2.00	0.47	1.36	0	33.33	5.00	0	3.96	1.38	0	2.50
	⑪	0.69	0	0	0	0	0	0	0.99	0.92	5.26	0
	⑫	8.20	5.69	9.52	18.52	0	20.00	0	4.95	8.29	26.32	7.50
	N.A.	1.17	0.47	1.36	3.70	0	0	0	0.50	0	5.26	1.25
<Q50> 地方自治は、地方の行政について、住民が構成員である団体を通して、住民自らの手で処理するために設けられた制度です。 1. あなたはこのような地方自治の原則についてどう思いますか。 ①必要 ②不要 ③わからない	①	89.10	94.76	89.12	78.57	50.00	85.00	100.00	91.54	89.35	77.78	91.14
	②	1.03	0.95	0.68	7.14	0	0	0	1.49	1.39	0	1.27
	③	8.07	3.81	10.20	14.29	50.00	15.00	0	6.97	9.26	16.67	6.33
	N.A.	1.79	0.48	0	0	0	0	0	0	0	5.56	1.27

高知女子大学					高知短期大学												
Q51 (1): 20才未満					Q51 (2): 20才以上			Q51 (1): 20才未満					Q51 (2): 20才以上				
選挙の際には投票に行くか					衆参ダブル選挙のとき投票したか			選挙の際には投票に行くか					衆参ダブル選挙のとき投票したか				
だいたい行く	ほとんど行かない	行かない	わからない	N.A.	した	しなかった	N.A.	必ず行く	だいたい行く	ほとんど行かない	行かない	わからない	N.A.	した	しなかった	N.A.	
28.38	87.50	100.00	100.00	—	20.69	40.74	0	33.33	15.38	50.00	0	—	—	23.08	20.00	50.00	
64.86	12.50	0	0	—	67.24	44.44	0	38.89	53.85	50.00	50.00	—	—	46.15	80.00	50.00	
1.35	0	0	0	—	3.45	14.81	0	16.67	0	0	0	—	—	23.08	0	0	
0	0	0	0	—	0	0	0	0	7.69	0	50.00	—	—	3.85	0	0	
5.41	0	0	0	—	1.72	0	0	11.11	23.08	0	0	—	—	3.85	0	0	
0	0	0	0	—	6.90	0	100.00	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
36.49	75.00	0	100.00	—	36.21	44.44	0	70.59	46.15	50.00	0	—	—	80.77	80.00	100.00	
27.03	12.50	100.00	0	—	24.14	33.33	0	11.76	15.38	50.00	100.00	—	—	15.38	20.00	0	
33.78	12.50	0	0	—	39.66	22.22	100.00	17.65	38.46	0	0	—	—	3.85	0	0	
2.70	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
14.86	37.50	100.00	0	—	18.97	29.63	0	11.11	15.38	0	0	—	—	7.69	0	0	
37.84	62.50	0	0	—	31.03	40.74	50.00	27.78	0	0	50.00	—	—	30.77	20.00	0	
31.08	12.50	0	100.00	—	48.28	18.52	0	50.00	23.08	100.00	0	—	—	57.69	80.00	0	
5.41	0	0	0	—	8.62	3.70	0	5.56	7.69	0	0	—	—	3.85	0	0	
6.76	0	0	0	—	8.62	7.41	0	11.11	0	0	0	—	—	19.23	20.00	0	
9.46	0	0	0	—	20.69	14.81	0	22.22	7.69	100.00	0	—	—	23.08	0	50.00	
10.81	0	0	0	—	6.90	7.41	0	16.67	7.69	50.00	0	—	—	23.08	20.00	50.00	
22.97	25.00	0	100.00	—	32.76	25.93	0	22.22	23.08	0	0	—	—	30.77	40.00	50.00	
9.46	0	0	0	—	6.90	7.41	0	16.67	0	0	0	—	—	3.85	0	0	
1.35	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	3.85	0	0	
0	0	0	0	—	1.72	3.70	0	0	0	0	0	—	—	7.69	0	0	
13.51	0	0	0	—	5.17	0	50.00	16.67	30.77	0	50.00	—	—	3.85	0	0	
0	0	0	0	—	1.72	9.43	0	0	0	0	0	—	—	0	20.00	0	
89.19	87.50	0	100.00	—	86.21	88.89	0	94.44	84.62	100.00	0	—	—	92.31	100.00	100.00	
0	0	0	0	—	1.72	0	0	0	0	0	50.00	—	—	0	0	0	
10.81	12.50	100.00	0	—	10.34	7.41	100.00	5.56	15.38	0	50.00	—	—	7.69	0	0	
0	0	0	0	—	1.72	3.70	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	

		高 知 大 学											
		Q51 (1): 20才未満							Q51 (2): 20才以上				
		選挙の際には投票に行くか							衆参ダブル選挙の とき投票したか				
		必ず 行く	だいたい 行く	ほとんど 行かない	行か ない	わから ない	N.A.	した	しな かった	N.A.	必ず 行く		
2. あなたは、この地方自治の原則が現実の地方行政に買かれていると思いますか。 ④買かれている ⑤空洞化している ⑥いちがいにいけない ⑦わからない	④	2.42	2.83	0.68	0	0	0	0	2.99	0.46	0	5.00	
	⑤	41.61	48.11	44.90	35.71	75.00	30.00	0	48.76	37.16	38.89	32.50	
	⑥	40.65	40.57	40.82	35.71	0	30.00	100.00	37.31	45.41	38.89	46.25	
	⑦	13.87	8.02	13.61	28.57	25.00	40.00	0	10.95	16.51	16.67	15.00	
	N.A.	1.45	0.47	0	0	0	0	0	0	0.46	5.56	1.25	
	(SQ)⑤と回答した人だけ答えてください。では、どのような点についてそう思いますか(複数回答可)。 ①財政が貧困である ②国からの機関委任事務が多い ③住民の意識が弱い ④行政担当者が中央直結の行政を行なっている ⑤自治省の幹部が、都道府県の知事になる事例が増えている ⑥その他( )	①	49.42	53.92	57.58	50.00	100.00	50.00	—	46.94	37.04	71.43	50.00
	②	41.29	49.02	34.85	40.00	66.67	33.33	—	45.92	32.10	42.86	46.15	
	③	64.18	63.73	72.73	80.00	33.33	50.00	—	70.41	67.90	28.57	61.54	
	④	47.10	42.16	24.24	50.00	33.33	66.67	—	57.14	53.09	57.14	57.69	
	⑤	16.42	19.61	12.12	10.00	0	16.67	—	19.39	14.81	28.57	7.69	
⑥	1.49	0.98	1.52	10.00	0	0	—	3.06	1.23	0	0		
N.A.	1.99	6.86	3.03	0	0	0	—	1.02	1.23	0	3.85		
<Q52>あなたは、何を主要な判断基準にして候補者を選びますか。 ①候補者の人物 ②候補者の政策 ③候補者が所属する政党の政策 ④知人にたのまれて ⑤家族と相談して ⑥いちがいに言えない ⑦その他( ) ⑧わからない	①	25.12	25.54	31.21	18.18	0	15.00	0	18.75	21.81	31.82	28.57	
	②	31.23	41.56	35.03	27.27	25.00	45.00	0	25.00	28.40	13.64	40.66	
	③	24.06	25.11	14.65	27.27	25.00	10.00	0	35.71	23.46	22.73	21.98	
	④	1.12	0	0.64	3.03	25.00	0	0	4.02	0.82	0	0	
	⑤	1.18	0	1.27	0	0	0	0	1.79	0.82	4.55	3.30	
	⑥	10.97	6.49	12.74	12.12	0	15.00	100.00	9.82	14.81	9.09	3.30	
	⑦	1.81	0.43	0.64	6.06	25.00	0	0	4.02	2.88	0	1.10	
	⑧	2.87	0.43	1.91	3.03	0	15.00	0	0.89	6.58	13.64	1.10	
	N.A.	1.62	0.43	1.91	3.03	0	0	0	0	0.41	4.55	0	
	<Q53>選挙において、すべての有権者は、実際に、投票の自由を保障されていると思いますか。 ①思う ②思わない ③いちがいに言えない ④わからない	①	41.45	49.29	49.66	42.86	33.33	20.00	0	37.13	49.08	16.67	30.86
②		24.48	20.85	16.33	35.71	33.33	15.00	100.00	33.66	28.44	44.44	23.46	
③		28.55	25.59	29.93	17.86	0	40.00	0	22.28	19.27	22.22	43.21	
④		4.76	3.32	4.08	3.57	33.33	25.00	0	6.44	3.21	11.11	1.23	
N.A.		0.76	0.95	0	0	0	0	0	0.50	0	5.56	1.23	
(SQ)②③と回答した人だけ答えてください。では、どういう点でそう思いますか(複数回答可)。 ①知人からたのまれると、不本意でもいやとは言えない ②地域のボス・有力者が目を光らせている ③企業ぐるみ選挙の実態がある ④労働組合によって、一党支持の決定がなされている ⑤買収が行っている ⑥その他( )		①	27.31	24.49	32.35	33.33	0	18.18	0	24.78	27.88	41.67	22.22
②		24.84	26.53	25.00	26.67	100.00	36.36	0	25.66	28.85	16.67	25.93	
③		62.29	67.35	54.41	40.00	100.00	54.55	0	83.19	66.35	58.33	53.70	
④		47.85	57.14	41.18	26.67	100.00	27.27	0	62.83	46.15	16.67	42.59	
⑤		59.04	65.31	69.12	53.33	100.00	63.64	0	62.83	54.81	66.67	59.26	
⑥	2.73	1.02	0	6.67	0	0	100.00	4.42	0	8.33	7.41		
N.A.	0.91	8.16	1.47	6.67	0	0	0	0	0	0	3.70		

高知女子大学					高知短期大学												
Q51 (1): 20才未満					Q51 (2): 20才以上			Q51 (1): 20才未満					Q51 (2): 20才以上				
選挙の際には投票に行くか					衆参ダブル選挙のとき投票したか			選挙の際には投票に行くか					衆参ダブル選挙のとき投票したか				
だいたい行く	ほとんど行かない	行かない	わからない	N.A.	した	しなかった	N.A.	必ず行く	だいたい行く	ほとんど行かない	行かない	わからない	N.A.	した	しなかった	N.A.	
2.67	0	0	0	—	1.72	0	0	0	0	0	0	—	—	0	20.00	0	
40.00	37.50	100.00	0	—	43.10	33.33	50.00	38.89	38.46	50.00	50.00	—	—	68.00	60.00	0	
36.00	37.50	0	100.00	—	36.21	29.63	50.00	55.56	53.85	50.00	0	—	—	28.00	20.00	100.00	
21.33	25.00	0	0	—	17.24	33.33	0	5.56	7.69	0	50.00	—	—	4.00	0	0	
0	0	0	0	—	1.72	3.70	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
53.33	33.33	0	—	—	32.00	33.33	0	42.86	80.00	0	0	—	—	76.47	33.33	—	
60.00	0	0	—	—	24.00	33.33	0	85.71	60.00	0	100.00	—	—	58.82	100.00	—	
70.00	66.67	100.00	—	—	48.00	66.67	100.00	71.43	60.00	100.00	0	—	—	41.18	66.67	—	
26.67	33.33	100.00	—	—	56.00	88.89	0	28.57	20.00	0	0	—	—	88.24	33.33	—	
20.00	0	0	—	—	16.00	0	0	14.29	20.00	100.00	0	—	—	41.18	0	—	
0	0	0	—	—	4.00	0	0	0	0	0	0	—	—	5.88	0	—	
0	0	0	—	—	4.00	11.11	0	0	0	0	0	—	—	0	0	—	
38.46	37.50	0	100.00	—	23.88	37.50	0	20.00	40.00	50.00	0	—	—	23.08	0	0	
28.21	37.50	0	0	—	32.84	21.88	0	55.00	20.00	0	0	—	—	19.23	80.00	0	
19.23	12.50	0	0	—	25.37	25.00	50.00	5.00	26.67	0	0	—	—	50.00	0	100.00	
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
1.28	0	0	0	—	1.49	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
11.54	12.50	100.00	0	—	13.43	3.13	50.00	20.00	6.67	50.00	50.00	—	—	3.85	0	0	
1.28	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	3.85	20.00	0	
0	0	0	0	—	1.49	12.50	0	0	0	0	50.00	—	—	0	0	0	
0	0	0	0	—	1.49	0	0	0	6.67	0	0	—	—	0	0	0	
30.67	37.50	0	0	—	29.82	25.93	50.00	44.44	46.15	100.00	0	—	—	42.31	40.00	0	
14.67	37.50	100.00	0	—	12.28	37.04	50.00	33.33	7.69	0	100.00	—	—	34.62	0	0	
42.67	25.00	0	100.00	—	50.88	33.33	0	22.22	30.77	0	0	—	—	19.23	60.00	100.00	
12.00	0	0	0	—	7.02	3.70	0	0	15.38	0	0	—	—	3.85	0	0	
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
32.56	40.00	100.00	0	—	27.78	36.84	0	40.00	60.00	—	0	—	—	21.43	33.33	50.00	
16.28	20.00	0	0	—	16.67	5.26	0	20.00	20.00	—	100.00	—	—	42.86	0	0	
41.86	0	100.00	0	—	58.33	57.89	0	70.00	60.00	—	50.00	—	—	64.29	66.67	0	
34.88	40.00	100.00	0	—	41.67	52.63	0	70.00	20.00	—	50.00	—	—	64.29	66.67	50.00	
62.79	80.00	100.00	0	—	50.00	42.11	100.00	60.00	40.00	—	100.00	—	—	71.43	66.67	0	
0	20.00	0	100.00	—	0	0	0	0	0	—	0	—	—	0	0	0	
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	—	—	0	0	0	

	全 体	高 知 大 学										
		Q51 (1): 20才未満						Q51 (2): 20才以上				
		選挙の際には投票に行くか						衆参ダブル選挙の とき投票したか				
		必ず 行く	だいたい 行く	ほとんど 行かない	行か ない	わから ない	N.A.	した	しな かった	N.A.	必ず 行く	
<p>&lt;Q54&gt; 国会は国民の代表機関ですが、実際に国民の意志が国会に反映していると思いますか。</p> <p>①思う ②思わない ③いちがいに言えない ④わからない</p> <p>(SQ)②③と回答した人だけ教えてください。では、その原因は何だと思えますか(複数回答可)。</p> <p>①議員は当選してしまえば全く選挙民に拘束されていない ②選挙活動に大きな制限があるため、選挙民と候補者の対話ができない ③都市部と農村部で一票の重みに大きな差がある ④選挙民が候補者の政策をよく知らずに投票している ⑤政治に無関心な人が多い ⑥棄権する人が多い ⑦その他( ) ⑧わからない</p>	①	2.07	2.84	3.40	3.70	0	14.29	0	0.50	1.86	0	2.47
	②	66.30	68.72	66.67	74.07	80.00	42.86	100.00	73.27	66.98	72.22	61.73
	③	27.08	26.07	26.53	14.81	20.00	23.81	0	22.77	30.70	16.67	30.86
	④	3.03	1.42	3.40	7.41	0	19.05	0	2.97	0.47	5.56	3.70
	N.A.	1.52	0.95	0	0	0	0	0	0.50	0	5.56	1.23
	①	70.41	74.50	77.37	70.83	80.00	71.43	0	64.95	72.86	81.25	64.00
	②	23.91	25.00	19.71	29.17	20.00	7.14	0	17.53	22.38	31.25	26.67
	③	22.80	26.50	20.44	20.83	40.00	7.14	0	28.35	21.90	12.50	24.00
	④	41.62	40.50	36.50	50.00	40.00	35.71	0	50.52	33.33	37.50	36.00
	⑤	55.42	56.50	62.04	58.33	60.00	57.14	0	57.22	49.05	37.50	64.00
⑥	16.90	18.00	16.79	20.83	20.00	21.43	0	18.56	13.33	12.50	26.67	
⑦	3.62	2.50	2.19	8.33	20.00	0	0	4.12	4.29	18.75	2.67	
⑧	1.70	0.50	0.73	4.17	0	7.14	0	2.06	2.86	0	1.33	
N.A.	1.18	2.00	2.19	0	0	0	100.00	0.52	0	0	0	
<p>&lt;Q55&gt; 今の選挙制度(選挙区のあり方)をどう思いますか。</p> <p>①現行のままよい ②基本的には現行のまま、一票の価値が平等になるように部分的に修正すればよい ③小選挙区制にすべきである ④比例代表制にすべきである ⑤その他( ) ⑥わからない</p>	①	6.91	13.99	15.29	8.51	11.11	19.23	0	12.57	17.23	9.68	3.70
	②	60.78	0.76	1.96	4.26	0	15.38	0	1.64	0.26	3.23	65.43
	③	3.35	0.51	0	0	0	0	0	0.27	0	3.23	2.47
	④	14.24	37.91	41.57	36.17	33.33	38.46	0	34.43	39.95	41.94	17.28
	⑤	0.34	12.72	10.59	14.89	11.11	3.85	0	9.29	12.27	16.13	0
	⑥	13.28	13.49	10.98	10.64	22.22	3.85	0	15.03	12.01	6.45	9.88
	N.A.	1.10	20.61	19.61	25.53	22.22	19.23	100.00	26.78	18.28	19.35	1.23
<p>&lt;Q57&gt; 憲法第41条は、国会を国権の最高機関と定めています。あなたは現実に国会が国権の最高機関としての位置にあると思いますか。</p> <p>①国権の最高機関としての位置にある ②国権の最高機関としての位置にあるとはいえない ③わからない</p> <p>(SQ)②と回答した人だけ教えてください。では、どういう点でそう思いますか(複数回答可)。</p> <p>①多数党が数による支配を行っている ②行政権(政府)が実質的に優位にある ③国会の審議が形式化している ④野党の政権担当能力が弱い(例えば、議員提出による法案の数が少なくて少ない) ⑤その他( ) ⑥わからない</p>	①	34.03	43.00	31.69	42.86	0	35.00	0	35.23	34.60	33.33	42.11
	②	45.86	46.38	50.00	39.29	60.00	30.00	0	51.30	52.13	44.44	34.21
	③	17.12	9.66	18.31	17.86	40.00	35.00	100.00	12.95	12.80	16.67	21.05
	N.A.	2.99	0.97	0	0	0	0	0	0.52	0.47	5.56	2.63
	①	68.13	77.08	70.42	54.55	33.33	100.00	—	66.67	60.91	75.00	73.08
	②	48.41	43.75	47.89	63.64	100.00	83.33	—	51.52	49.09	25.00	42.31
	③	40.82	33.33	43.66	36.36	33.33	66.67	—	48.48	46.36	25.00	38.46
	④	37.48	43.75	33.80	36.36	100.00	0	—	41.41	44.55	25.00	11.54
	⑤	4.10	4.17	5.63	0	33.33	0	—	6.06	5.45	0	0
	⑥	0.91	1.04	1.41	0	0	0	—	2.02	0.91	0	3.85
N.A.	1.21	5.21	1.41	0	0	16.67	—	0	0.91	0	0	

高知女子大学					高知短期大学											
Q51 (1): 20才未満					Q51 (2): 20才以上			Q51 (1): 20才未満					Q51 (2): 20才以上			
選挙の際には投票に行くか					衆参ダブル選挙のとき投票したか			選挙の際には投票に行くか					衆参ダブル選挙のとき投票したか			
だいたい行く	ほとんど行かない	行かない	わからない	N.A.	した	しなかった	N.A.	必ず行く	だいたい行く	ほとんど行かない	行かない	わからない	N.A.	した	しなかった	N.A.
1.35	0	0	0	—	0	0	0	5.56	0	0	0	—	—	3.85	0	0
60.81	62.50	100.00	100.00	—	50.00	55.56	50.00	55.56	84.62	100.00	50.00	—	—	80.77	40.00	0
33.78	37.50	0	0	—	41.07	37.04	50.00	33.33	0	0	50.00	—	—	15.38	60.00	100.00
4.05	0	0	0	—	7.14	7.41	0	5.56	15.38	0	0	—	—	0	0	0
0	0	0	0	—	1.79	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0
67.14	50.00	100.00	100.00	—	64.71	64.00	50.00	75.00	72.73	100.00	50.00	—	—	60.00	60.00	50.00
21.43	25.00	0	0	—	33.33	28.00	0	50.00	9.09	50.00	0	—	—	36.00	20.00	50.00
22.86	25.00	0	0	—	19.61	20.00	50.00	31.25	18.18	0	0	—	—	32.00	20.00	0
40.00	62.50	0	0	—	45.10	44.00	0	43.75	54.55	0	100.00	—	—	68.00	40.00	0
60.00	62.50	100.00	0	—	49.02	56.00	50.00	56.25	54.55	50.00	50.00	—	—	64.00	40.00	50.00
10.00	0	0	0	—	15.69	12.00	0	25.00	9.09	0	0	—	—	20.00	0	0
0	0	0	0	—	1.96	8.00	0	0	9.09	0	0	—	—	4.00	20.00	0
4.29	0	0	0	—	1.96	0	50.00	0	18.18	0	0	—	—	0	0	0
0	0	0	0	—	3.92	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0
2.70	0	0	0	—	0	3.70	0	16.67	7.69	0	0	—	—	0	0	0
78.38	50.00	0	100.00	—	67.24	48.15	50.00	61.11	53.85	50.00	0	—	—	66.67	40.00	0
1.35	25.00	0	0	—	3.45	3.70	0	5.56	0	0	0	—	—	0	0	50.00
4.05	0	0	0	—	10.34	22.22	50.00	5.56	15.38	50.00	50.00	—	—	25.93	40.00	50.00
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0
13.51	25.00	100.00	0	—	17.24	22.22	0	11.11	23.08	0	50.00	—	—	7.41	0	0
0	0	0	0	—	1.72	0	0	0	0	0	0	—	—	0	20.00	0
34.29	62.50	0	0	—	44.83	25.93	50.00	11.76	15.38	0	0	—	—	30.77	75.00	0
37.14	25.00	0	0	—	25.86	51.85	50.00	64.71	46.15	100.00	50.00	—	—	61.54	25.00	100.00
28.57	12.50	100.00	100.00	—	27.59	22.22	0	23.53	38.46	0	50.00	—	—	7.69	0	0
0	0	0	0	—	1.72	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0
73.08	50.00	—	—	—	53.33	71.43	100.00	63.64	100.00	50.00	0	—	—	93.75	100.00	100.00
50.00	0	—	—	—	40.00	42.86	100.00	54.55	33.33	100.00	0	—	—	62.50	100.00	0
38.46	50.00	—	—	—	53.33	57.14	0	45.45	33.33	50.00	0	—	—	56.25	100.00	100.00
42.31	50.00	—	—	—	46.67	35.71	0	81.82	66.67	0	100.00	—	—	31.25	100.00	0
3.85	0	—	—	—	6.67	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0
3.85	0	—	—	—	0	0	100.00	0	16.67	0	0	—	—	0	0	0
0	0	—	—	—	6.67	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0

		高 知 大 学										
		Q51 (1): 20才未満							Q51 (2): 20才以上			
		選挙の際には投票に行くか						衆参ダブル選挙のとき投票したか				
		必ず行く	だいたい行く	ほとんど行かない	行かない	わからない	N.A.	した	しなかった	N.A.	必ず行く	
<p>&lt;Q60&gt;今、憲法改正をめぐる議論が活発に行なわれています。あなたは改憲・護憲についてどのような意見をもっていますか。</p> <p>①現行憲法を擁護し、完全実施すべきだ ②現行憲法を擁護し、平和的民主的条項を完全実施すべきだ ③さしあたって改正する必要はない ④改正すべきだ(解釈改憲も含む) ⑤もつと民主的な憲法に改正すべきだ</p>	①	10.45	13.08	9.52	14.29	0	5.00	0	12.32	8.29	11.11	14.81
	②	44.54	45.79	43.54	39.29	0	45.00	100.00	41.87	44.24	38.89	46.91
	③	24.26	22.43	29.25	21.43	50.00	20.00	0	27.09	24.42	27.78	19.75
	④	11.07	12.62	10.20	14.29	25.00	10.00	0	8.87	10.60	11.11	9.88
	⑤	8.38	5.61	7.48	10.71	25.00	15.00	0	9.36	11.52	5.56	8.64
	N.A.	1.31	0.47	0	0	0	5.00	0	0.49	0.92	5.56	0
<p>&lt;Q61&gt;公務員には、憲法を尊重し擁護する義務(憲法第99条)があります。</p> <p>1. 政府はこれまで憲法を尊重・擁護してきたと思いますか。</p> <p>①尊重・擁護してきた ②尊重・擁護していない ③じゅうりんしてきた ④いちがいにいえない ⑤わからない</p> <p>2. 最高裁判所は、憲法擁護の役割を果たしてきたと思いますか。</p> <p>①果たしてきた ②果たしていない ③いちがいにいえない ④わからない</p>	①	8.48	8.53	6.80	21.43	33.33	5.00	0	8.87	10.09	5.56	6.25
	②	24.40	31.28	20.41	28.57	0	15.00	100.00	31.53	23.85	33.33	11.25
	③	8.61	8.53	6.80	7.14	0	10.00	0	13.79	8.72	11.11	10.00
	④	45.00	43.13	50.34	28.57	0	40.00	0	33.99	44.95	33.33	55.00
	⑤	12.47	8.53	15.65	14.29	66.67	30.00	0	10.84	11.01	11.11	17.50
	N.A.	1.03	0	0	0	0	0	0	0.99	1.38	5.56	0
	①	25.71	26.32	32.88	22.22	25.00	25.00	0	25.25	29.49	16.67	27.50
	②	14.27	16.75	10.27	18.52	0	15.00	0	22.28	11.98	11.11	8.75
	③	39.28	44.50	35.62	33.33	25.00	20.00	100.00	34.16	38.71	38.89	38.75
	④	19.64	12.44	21.23	25.93	50.00	40.00	0	17.33	19.35	27.78	25.00
N.A.	1.10	0	0	0	0	0	0	0.99	0.46	5.56	0	
<p>&lt;Q62&gt;あなたは将来、どのような社会体制をのぞみますか。</p> <p>①現体制でよい ②現体制を維持しつつ、部分的に改良・修正する ③現体制を大幅に改良・修正する ④現体制を根本的に変革し、社会主義社会にする ⑤その他( ) ⑥わからない</p>	①	4.96	3.32	6.12	3.57	0	5.00	0	3.45	8.26	0	8.75
	②	67.33	70.14	72.11	67.86	33.33	50.00	100.00	63.05	67.89	61.11	71.25
	③	13.37	14.69	10.88	10.71	0	10.00	0	14.29	13.30	22.22	13.75
	④	6.00	5.69	3.40	3.57	0	10.00	0	12.81	5.05	0	3.75
	⑤	2.27	4.74	0.68	7.14	0	0	0	2.96	0.92	5.56	0
	⑥	5.24	0.95	6.80	7.14	66.67	20.00	0	2.96	4.13	11.11	2.50
	N.A.	0.83	0.47	0	0	0	5.00	0	0.49	0.46	0	0

高知女子大学					高知短期大学												
Q51 (1): 20才未満					Q51 (2): 20才以上			Q51 (1): 20才未満					Q51 (2): 20才以上				
選挙の際には投票に行くか					衆参ダブル選挙のとき投票したか			選挙の際には投票に行くか					衆参ダブル選挙のとき投票したか				
だいたい行く	ほとんど行かない	行かない	わからない	N.A.	した	しなかった	N.A.	必ず行く	だいたい行く	ほとんど行かない	行かない	わからない	N.A.	した	しなかった	N.A.	
2.74	12.50	0	0	—	6.78	3.70	0	16.67	7.69	0	0	—	—	30.77	20.00	50.00	
47.95	37.50	100.00	100.00	—	54.24	48.15	0	72.22	30.77	50.00	50.00	—	—	38.46	0	0	
30.14	37.50	0	0	—	22.03	25.93	50.00	0	30.77	0	50.00	—	—	7.69	40.00	0	
9.59	12.50	0	0	—	8.47	7.41	0	5.56	15.38	50.00	0	—	—	11.54	40.00	0	
9.59	0	0	0	—	5.08	11.11	50.00	5.56	7.69	0	0	—	—	11.54	0	50.00	
0	0	0	0	—	3.39	3.70	0	0	7.69	0	0	—	—	0	0	0	
6.76	12.50	0	0	—	12.07	3.70	0	5.56	0	0	0	—	—	11.54	20.00	0	
16.22	0	0	0	—	15.52	22.22	50.00	38.89	30.77	100.00	50.00	—	—	38.46	20.00	0	
4.05	12.50	0	0	—	3.45	7.41	0	0	0	0	0	—	—	11.54	0	0	
50.00	62.50	0	100.00	—	51.72	51.85	50.00	44.44	61.54	0	50.00	—	—	26.92	40.00	100.00	
21.62	12.50	100.00	0	—	15.52	11.11	0	11.11	7.69	0	0	—	—	11.54	20.00	0	
1.35	0	0	0	—	1.72	3.70	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
17.57	12.50	0	0	—	22.41	22.22	50.00	11.11	30.77	50.00	0	—	—	7.69	60.00	50.00	
5.41	0	0	0	—	5.17	11.11	0	33.33	30.77	0	50.00	—	—	30.77	0	0	
52.70	62.50	0	100.00	—	46.55	40.74	50.00	33.33	23.08	50.00	50.00	—	—	46.15	0	50.00	
24.32	25.00	100.00	0	—	24.14	22.22	0	22.22	15.38	0	0	—	—	15.38	40.00	0	
0	0	0	0	—	1.72	3.70	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
4.05	0	0	0	—	3.45	11.11	0	11.11	0	0	0	—	—	0	20.00	0	
79.73	75.00	100.00	100.00	—	67.24	66.67	100.00	50.00	69.23	50.00	50.00	—	—	65.38	20.00	100.00	
9.46	12.50	0	0	—	10.34	3.70	0	27.78	15.38	50.00	0	—	—	7.69	60.00	0	
0	0	0	0	—	5.17	3.70	0	5.56	0	0	50.00	—	—	26.92	0	0	
0	0	0	0	—	3.45	7.41	0	5.56	0	0	0	—	—	0	0	0	
6.76	12.50	0	0	—	8.62	3.70	0	0	15.38	0	0	—	—	0	0	0	
0	0	0	0	—	1.72	3.70	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	



## 7 クロス集計表

	全 体	自民党	社会党	公明党	民社党	共産党	新自由 クラブ	社会民 主連合	革新自 由連合	期待で きる政党 がない	関心が ない	わから ない	N.A.
<Q4>													
①	72.94	69.10	79.71	66.67	78.57	78.72	72.73	80.00	25.00	76.63	66.88	67.03	41.67
②	83.07	81.46	92.75	88.89	78.57	88.30	81.82	100.00	50.00	83.86	76.43	84.62	58.33
③	79.09	80.34	88.41	88.89	92.86	82.98	100.00	100.00	75.00	76.87	74.52	76.92	66.67
④	4.82	5.06	1.45	0	0	4.26	9.09	20.00	25.00	4.34	5.73	7.69	0
⑤	4.16	3.93	8.70	0	0	0	0	0	0	3.86	5.73	5.49	8.33
⑥	3.78	4.49	7.25	0	0	4.26	0	0	0	3.37	3.18	4.40	0
⑦	3.03	3.37	1.45	0	0	6.38	0	20.00	0	3.13	4.46	1.10	8.33
⑧	1.42	0	0	0	0	14.89	0	0	0	0.24	0	0	0
⑨	1.42	0	0	0	0	11.70	0	0	0	0.48	0.64	1.10	0
⑩	1.14	1.12	1.45	0	0	2.13	0	0	25.00	0.48	1.27	2.20	0
⑪	0.76	0	1.45	0	0	4.26	0	0	0	0.24	0.64	1.10	0
⑫	2.08	1.69	2.90	0	0	5.32	0	0	25.00	1.69	1.91	3.30	0
<Q5>													
①	55.35	53.93	65.22	44.44	64.29	67.02	63.64	60.00	50.00	56.87	40.76	53.85	41.67
②	2.84	4.49	5.80	0	0	5.32	0	0	25.00	2.41	0.64	1.10	0
③	17.98	17.98	24.64	22.22	7.14	32.98	9.09	40.00	25.00	17.83	12.74	12.09	8.33
④	4.73	3.37	8.70	0	7.14	6.38	0	0	0	4.34	2.55	9.89	0
⑤	0.95	1.69	1.45	0	0	2.13	0	0	0	0.72	0	1.10	0
⑥	8.33	6.74	10.14	0	7.14	13.83	9.09	0	25.00	7.47	6.37	10.99	16.67
<Q8>													
①	29.99	51.69	17.39	22.22	64.29	10.75	45.45	60.00	25.00	26.02	29.30	30.77	20.00
②	32.73	32.58	37.68	33.33	21.43	8.60	36.36	40.00	0	35.90	38.22	31.87	40.00
③	29.71	8.99	40.58	33.33	14.29	76.34	18.18	0	75.00	33.01	18.47	21.98	30.00
④	6.72	6.18	2.90	11.11	0	3.23	0	0	0	5.06	11.46	15.38	0
N.A.	0.85	0.56	1.45	0	0	1.08	0	0	0	0	2.55	0	10.00
<Q10>													
①	55.71	36.16	60.87	66.67	42.86	79.79	72.73	80.00	50.00	61.59	46.50	55.43	66.67
②	35.03	57.63	31.88	33.33	57.14	18.09	18.18	20.00	50.00	30.19	37.58	30.43	22.22
③	8.31	5.08	5.80	0	0	2.13	9.09	0	0	7.73	15.92	13.04	11.11
N.A.	0.94	1.13	1.45	0	0	0	0	0	0	0.48	0	1.09	0
<Q11>													
①	51.84	26.55	60.87	66.67	35.71	88.30	72.73	80.00	50.00	59.51	42.95	41.57	50.00
②	30.27	59.32	21.74	33.33	64.29	9.57	9.09	20.00	50.00	24.39	32.05	24.72	30.00
③	16.27	12.43	15.94	0	0	2.13	18.18	0	0	15.12	25.00	33.71	20.00
N.A.	1.61	1.69	1.45	0	0	0	0	0	0	0.98	0	0	0

	全 体	自民党	社会党	公明党	民社党	共産党	新自由 クラブ	社会民 主連合	革新自 由連合	期待で きる政 党が ない	関心 が ない	わか ら ない	N.A.
<Q12>													
①	9.56	1.69	10.14	11.11	0	52.13	0	40.00	0	6.51	5.10	3.30	8.33
②	44.09	57.87	36.23	33.33	35.71	17.02	72.73	20.00	75.00	43.86	45.22	46.15	41.67
③	37.46	47.19	28.99	33.33	50.00	39.36	27.27	20.00	25.00	32.05	45.22	39.56	8.33
④	65.75	66.29	60.87	44.44	57.14	37.23	54.55	80.00	75.00	69.40	75.80	68.13	58.33
⑤	36.14	19.66	36.23	33.33	42.86	71.28	18.18	20.00	50.00	37.83	26.75	41.76	33.33
⑥	17.12	20.22	14.49	11.11	7.14	41.49	9.09	0	50.00	13.49	10.19	16.48	16.67
⑦	6.43	3.93	10.14	0	0	7.45	9.09	0	0	8.43	3.82	3.30	25.00
⑧	1.61	0	1.45	0	0	0	0	0	0	1.20	2.55	5.49	0
N.A.	0.38	0	1.45	0	0	0	0	0	0	0.48	0	0	0
<Q13>													
①	32.89	63.28	23.19	44.44	64.29	6.38	45.45	40.00	50.00	28.67	32.48	17.58	60.00
②	52.36	24.86	68.12	44.44	35.71	90.43	54.55	60.00	50.00	58.07	44.59	48.35	30.00
③	14.37	11.86	7.25	11.11	0	3.19	0	0	0	13.01	22.93	34.07	10.00
N.A.	0.38	0	1.45	0	0	0	0	0	0	0.24	0	0	0
<Q14>													
①	11.92	28.49	8.70	22.22	28.57	0	9.09	20.00	25.00	8.39	13.38	3.30	18.18
②	29.48	39.11	26.09	11.11	28.57	7.37	36.36	20.00	25.00	28.06	35.67	36.26	18.18
③	24.23	18.44	24.64	11.11	7.14	27.37	9.09	20.00	0	24.22	25.48	36.26	18.18
④	24.98	6.70	34.78	55.56	21.43	56.84	36.36	20.00	50.00	28.54	17.20	14.29	18.18
⑤	8.08	6.15	4.35	0	7.14	7.37	9.09	20.00	0	9.83	7.64	8.79	18.18
N.A.	1.31	1.12	1.45	0	7.14	1.05	0	0	0	0.96	0.64	1.10	9.09
<Q15>													
①	2.76	6.08	1.43	0	14.29	1.04	0	20.00	25.00	2.33	1.24	1.03	0
②	12.14	19.34	17.14	11.11	21.43	3.13	27.27	20.00	25.00	9.79	14.29	9.28	0
③	12.79	17.13	8.57	0	7.14	4.17	0	0	0	11.89	18.63	14.43	10.00
④	43.70	33.70	47.14	88.89	35.71	79.17	45.45	40.00	50.00	42.89	36.02	37.11	50.00
⑤	15.18	8.84	14.29	0	0	8.33	18.18	20.00	0	21.21	16.15	10.31	20.00
⑥	3.13	5.52	4.29	0	0	1.04	9.09	0	0	2.33	3.11	3.09	0
⑦	10.03	9.39	5.71	0	21.43	3.13	0	0	0	9.32	9.94	24.74	20.00
N.A.	0.28	0	1.43	0	0	0	0	0	0	0.23	0.62	0	0
<Q16>													
①	5.09	3.93	4.35	11.11	0	21.28	9.09	20.00	0	3.13	1.91	2.20	0
②	57.83	58.43	71.01	11.11	71.43	67.02	54.55	80.00	100.00	60.72	42.04	53.85	50.00
③	32.92	34.27	23.19	77.78	28.57	11.70	18.18	0	0	32.53	47.13	38.46	50.00
④	4.06	3.37	0	0	0	0	18.18	0	0	3.61	8.92	5.49	0
N.A.	0.09	0	1.45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<Q17>													
①	1.98	7.30	0	0	0	0	0	0	0	0.72	2.55	2.20	0
②	33.02	57.30	26.09	11.11	50.00	2.13	63.64	20.00	0	30.36	33.12	34.07	40.00
③	60.85	33.15	68.12	88.89	50.00	97.87	27.27	80.00	100.00	66.27	57.32	53.85	60.00
④	4.06	2.25	4.35	0	0	0	9.09	0	0	2.65	7.01	9.89	0
N.A.	0.09	0	1.45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	全 体	自民党	社会党	公明党	民社党	共産党	新自由 クラブ	社会民 主連合	革新自 由連合	期待で きる政 党が ない	関心が ない	わか らな い	N.A.
<Q18>													
①	18.16	24.14	20.29	11.11	28.57	7.53	18.18	20.00	25.00	18.69	17.31	17.78	0
②	58.94	45.98	65.22	77.78	64.29	84.95	45.45	80.00	75.00	64.81	46.15	48.89	80.00
③	20.91	28.74	10.14	11.11	7.14	6.45	27.27	0	0	15.78	36.54	33.33	10.00
N.A.	1.99	1.15	4.35	0	0	1.08	9.09	0	0	0.73	0	0	10.00
<Q19>													
①	38.22	19.10	49.28	33.33	28.57	50.00	63.64	60.00	25.00	42.65	34.39	40.66	25.00
②	34.44	42.70	27.54	22.22	50.00	41.49	36.36	20.00	50.00	32.53	32.48	26.37	33.33
③	4.54	8.43	4.35	0	7.14	0	0	40.00	0	3.13	5.73	3.30	0
④	7.95	16.29	8.70	0	7.14	1.06	18.18	0	0	6.02	7.01	6.59	16.67
⑤	3.31	11.24	2.90	0	7.14	0	0	0	0	0.96	5.10	1.10	0
⑥	13.15	15.17	20.29	11.11	21.43	9.57	0	0	50.00	15.42	6.37	9.89	0
⑦	38.60	28.65	36.23	55.56	42.86	44.68	27.27	20.00	100.00	43.13	31.85	45.05	25.00
⑧	8.42	7.30	18.84	22.22	14.29	11.70	9.09	0	0	8.92	3.18	5.49	0
⑨	1.89	1.69	0	0	0	0	0	0	0	2.17	4.46	1.10	0
⑩	5.20	5.62	2.90	0	0	1.06	9.09	0	0	4.34	10.19	6.59	0
⑪	3.69	0.56	1.45	11.11	0	2.13	0	0	0	2.41	7.64	8.79	0
N.A.	0.76	0.56	0	0	0	1.06	0	0	0	0.72	1.27	0	8.33
<Q23>													
①	3.69	1.69	1.45	11.11	0	8.60	0	0	25.00	3.91	2.61	4.40	10.00
②	14.47	13.48	15.94	11.11	7.14	20.43	18.18	0	0	17.60	6.54	12.09	10.00
③	62.91	58.43	65.22	66.67	71.43	60.22	54.55	80.00	75.00	62.84	72.55	62.64	70.00
④	17.22	25.28	15.94	11.11	21.43	10.75	27.27	20.00	0	14.67	18.30	20.88	10.00
N.A.	1.70	1.12	1.45	0	0	0	0	0	0	0.98	0	0	0
<Q26>													
①	2.65	5.62	2.90	0	7.14	0	0	20.00	0	2.65	1.27	1.10	0
②	33.21	53.93	21.74	11.11	64.29	8.51	36.36	20.00	25.00	32.53	35.03	27.47	8.33
③	18.92	7.30	33.33	0	14.29	46.81	9.09	20.00	25.00	20.72	7.64	17.58	8.33
④	36.90	19.66	47.83	33.33	14.29	71.28	45.45	60.00	50.00	42.41	19.11	35.16	33.33
⑤	35.19	14.61	40.58	66.67	14.29	72.34	18.18	60.00	50.00	40.72	21.02	29.67	58.33
⑥	11.07	12.36	7.25	11.11	14.29	0	9.09	0	25.00	6.27	22.93	23.08	8.33
⑦	3.12	2.25	1.45	0	0	1.06	0	0	0	0.96	11.46	4.40	0
N.A.	0.57	0	1.45	0	0	0	0	0	25.00	0.48	0	1.10	0
<Q31>													
①	13.91	6.18	18.84	44.44	14.29	58.51	18.18	0	25.00	11.35	3.85	5.56	10.00
②	64.05	77.53	59.42	44.44	71.43	25.53	36.36	60.00	25.00	66.43	74.36	61.11	60.00
③	21.48	16.29	21.74	11.11	14.29	15.96	45.45	40.00	50.00	21.50	21.79	33.33	30.00
N.A.	0.57	0	0	0	0	0	0	0	0	0.72	0	0	0

	全 体	自民党	社会党	公明党	民社党	共産党	新自由 クラブ	社会民 主連合	革新自 由連合	期待で きる政 党が ない	関心が ない	わから ない	N.A.
<Q48>													
①	11.83	8.99	11.59	11.11	7.14	4.26	9.09	0	0	12.77	17.83	13.19	0
②	32.45	32.02	31.88	11.11	35.71	32.98	36.36	0	25.00	38.80	24.20	24.18	33.33
③	42.10	41.57	37.68	44.44	64.29	46.81	27.27	60.00	50.00	44.10	35.67	35.16	58.33
④	9.08	12.92	8.70	0	0	1.06	0	20.00	25.00	7.71	12.74	9.89	25.00
⑤	11.35	11.24	15.94	33.33	14.29	24.47	9.09	0	0	9.40	5.73	9.89	25.00
⑥	25.07	20.22	30.43	33.33	28.57	56.38	9.09	20.00	25.00	22.89	18.47	19.78	33.33
⑦	14.85	13.48	15.94	0	21.43	38.30	18.18	0	0	13.49	8.92	6.59	41.67
⑧	32.83	35.39	44.93	22.22	28.57	50.00	27.27	40.00	25.00	32.53	20.38	24.18	33.33
⑨	9.46	7.30	14.49	0	7.14	27.66	0	0	25.00	8.19	4.46	5.49	33.33
⑩	2.18	1.69	0	0	0	2.13	0	0	0	3.37	1.27	1.10	8.33
⑪	0.57	0.56	1.45	0	0	0	0	0	0	0.72	0	1.10	0
⑫	8.04	8.43	4.35	11.11	0	6.38	9.09	20.00	0	6.51	12.10	13.19	0
N.A.	1.32	0.56	0	0	0	1.06	0	0	0	1.45	0.64	2.20	0
<Q51-1>													
①	51.59	55.07	73.33	75.00	66.67	86.21	100.00	100.00	100.00	48.99	39.68	27.45	0
②	35.94	36.23	20.00	25.00	33.33	0	0	0	0	39.60	38.10	50.98	100.00
③	6.60	4.35	3.33	0	0	13.79	0	0	0	4.03	15.87	11.76	0
④	0.73	1.45	0	0	0	0	0	0	0	1.34	0	0	0
⑤	4.89	2.90	3.33	0	0	0	0	0	0	5.37	6.35	9.80	0
N.A.	0.24	0	0	0	0	0	0	0	0	0.67	0	0	0
<Q51-2(X)>													
①	46.12	41.18	54.17	75.00	40.00	69.57	25.00	33.33	66.67	49.19	23.08	42.31	50.00
②	49.54	55.88	45.83	25.00	40.00	23.91	75.00	66.67	33.33	45.95	70.77	57.69	50.00
N.A.	4.34	2.94	0	0	20.00	6.52	0	0	0	4.86	6.15	0	0
<Q52>													
①	24.04	27.55	15.79	18.18	14.29	9.57	27.27	0	0	27.95	25.29	23.23	27.27
②	31.22	28.57	32.89	9.09	28.57	24.35	18.18	42.86	75.00	32.75	33.53	33.33	27.27
③	24.55	25.00	40.79	54.55	50.00	58.26	18.18	28.57	25.00	17.47	13.53	15.15	18.18
④	1.37	0.51	1.32	0	0	0	0	0	0	1.53	2.94	3.03	0
⑤	0.77	1.53	1.32	9.09	0	0	0	0	0	0.22	1.76	1.01	0
⑥	11.04	11.22	3.95	0	0	4.35	27.27	0	0	14.41	11.18	11.11	9.09
⑦	2.14	1.53	2.63	0	0	1.74	0	0	0	2.18	1.76	3.03	18.18
⑧	3.08	2.04	0	9.09	0	1.74	9.09	0	0	1.97	7.06	7.07	0
N.A.	1.80	2.04	1.32	0	7.14	0	0	0	0	1.53	2.94	3.03	0
<Q62>													
①	4.92	10.11	2.90	11.11	0	0	0	0	0	3.60	6.37	6.59	0
②	66.41	83.71	69.57	44.44	85.71	17.02	90.91	60.00	50.00	67.39	71.97	65.93	60.00
③	13.81	1.69	18.84	22.22	14.29	28.72	0	0	25.00	17.99	5.73	14.29	30.00
④	6.53	1.69	7.25	11.11	0	43.62	0	0	0	3.12	1.27	3.30	10.00
⑤	2.55	1.12	1.45	11.11	0	5.32	0	40.00	25.00	2.40	1.91	1.10	0
⑥	4.82	1.69	0	0	0	3.19	9.09	0	0	4.08	10.83	8.79	0
N.A.	0.95	0	0	0	0	2.13	0	0	0	1.44	1.91	0	0

<Q1-SQ> × <Q1> クロス

<Q1>	<Q1-SQ>		①	②	③	④	⑤	⑥	N.A.
		全体							
①	7.10	4.27	13.64	0	22.22	31.25	0	0	
②	25.83	25.37	27.27	100.00	37.50	21.88	0	0	
③	61.97	69.76	59.09	0	39.58	46.88	80.00	100.00	
④	4.45	0	0	0	0	0	20.00	0	
N.A.	0.66	0.61	0	0	0.69	0	0	0	

<Q2> × <F4> クロス

<F4>	<Q2>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	23.75	23.71	23.01	23.17	31.58	
②	21.48	18.54	24.11	22.01	15.79	
③	11.73	13.62	11.23	8.49	15.79	
④	16.84	17.84	15.62	16.60	10.53	
⑤	16.46	15.49	14.25	20.08	10.53	
⑥	6.72	6.81	9.59	5.02	10.53	
⑦	1.32	1.64	1.10	1.16	0	
N.A.	1.70	2.35	1.10	3.47	5.26	

<Q2> × <Q11> クロス

<Q11>	<Q2>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	51.84	57.89	47.77	48.83	42.11	
②	30.27	27.75	35.20	28.13	52.63	
③	16.27	14.11	16.20	21.48	5.26	
N.A.	1.61	0.24	0.84	1.56	0	

<Q2> × <Q39> クロス

<Q39>	<Q2>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	49.39	54.94	46.37	46.69	36.84	
②	31.22	30.60	34.36	27.63	47.37	
③	17.31	13.49	17.04	24.12	10.53	
N.A.	2.08	0.96	2.23	1.56	5.26	

<Q4(内容)> × <Q6> クロス

<Q6>	<Q4>	
	全体	①
①	3.21	2.71
②	8.40	8.26
③	56.79	56.65
④	14.91	15.65
⑤	3.11	15.74
⑥	9.06	3.74
⑦	3.30	9.81
N.A.	1.23	2.97

<Q4(内容)>×<Q8> クロス

<Q8>	<Q4>	
	全体	①
①	29.99	29.16
②	32.73	32.13
③	29.71	31.48
④	6.72	6.45
N.A.	0.85	0.77

<Q6> × <Q4(内容)>  
<Q5> クロス

<Q4(内容)> <Q5>	<Q6>								
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	N.A.
<Q4>①	72.94	61.76	71.91	72.92	77.22	87.88	79.17	65.71	7.69
<Q5>③	17.98	2.94	20.22	19.10	20.89	18.18	20.83	11.43	0

<Q6> × <Q7> クロス

<Q7>	<Q6>								
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	N.A.
①	14.29	67.65	50.56	12.13	2.53	0	11.46	5.71	7.69
②	7.28	64.71	17.98	5.48	0	0	4.17	0	7.69
③	11.45	8.82	24.72	12.79	1.90	3.03	9.38	17.14	0
④	17.88	0	6.74	15.45	32.91	48.48	18.75	14.29	0
⑤	26.40	2.94	8.99	18.11	65.82	72.73	29.17	20.00	0
⑥	24.31	5.88	23.60	23.75	30.38	39.39	26.04	22.86	0
⑦	14.00	0	3.37	12.13	27.85	33.33	15.63	5.71	0
⑧	19.30	2.94	4.49	11.30	52.53	75.76	20.83	11.43	0
⑨	12.02	2.94	4.49	16.94	0	6.06	9.38	28.57	0
⑩	11.54	5.88	7.87	10.96	7.59	6.06	41.67	5.71	0
⑪	3.41	0	1.12	3.99	0	0	4.17	17.14	0
N.A.	1.23	0	1.12	0.50	0	0	0	0	53.85

<Q6> × <Q8> クロス

<Q8>	<Q6>								
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	N.A.
①	29.99	76.47	74.16	29.97	3.80	3.03	25.77	10.53	62.50
②	32.73	17.65	20.22	40.40	15.19	3.03	37.11	44.74	0
③	29.71	0	3.37	21.03	77.22	90.91	31.96	18.42	0
④	6.72	5.88	2.25	7.62	3.16	3.03	5.15	26.32	12.50
N.A.	0.85	0	0	0.99	0.63	0	0	0	25.00

<Q6> × <Q9> クロス

<Q9>	<Q6>								
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	N.A.
①	22.71	67.65	46.07	22.52	6.25	6.06	19.59	10.53	50.00
②	16.65	2.94	4.49	10.76	38.13	57.58	22.68	13.16	0
③	53.36	23.53	44.94	58.28	49.38	33.33	52.58	60.53	37.50
④	6.15	5.88	3.37	7.45	4.38	3.03	3.09	13.16	0
N.A.	1.14	0	1.12	0.99	1.88	0	2.06	2.63	12.50

<Q7> × <Q8> クロス

<Q8>	<Q7>											N.A.	
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪
①	29.99	74.05	80.52	45.08	9.04	10.07	19.46	12.93	6.40	25.98	32.52	22.22	54.55
②	32.73	19.62	15.58	36.07	28.72	25.54	30.35	21.77	14.78	50.39	35.77	44.44	18.18
③	29.71	3.80	1.30	12.30	55.32	59.35	44.36	62.59	74.38	7.87	27.64	11.11	9.09
④	6.72	1.90	0	6.56	5.85	4.68	5.84	2.72	4.43	14.96	3.25	22.22	9.09
N.A.	0.85	0.63	2.60	0	1.06	0.36	0	0	0	0.79	0.81	0	9.09

<Q7> × <Q9> クロス

<Q9>	<Q7>											N.A.	
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪
①	22.71	49.37	61.04	30.58	9.57	13.00	13.23	11.49	4.90	17.32	25.20	17.14	45.45
②	16.65	5.06	3.90	5.79	27.66	29.96	29.96	29.73	42.65	3.15	22.76	5.71	0
③	53.36	42.41	31.17	57.85	58.51	51.26	51.75	55.41	48.04	66.93	43.90	62.86	54.55
④	6.15	2.53	1.30	5.79	3.72	5.42	4.67	3.38	4.41	11.02	6.50	14.29	0
N.A.	1.14	0.63	2.60	0	0.53	0.36	0.39	0	0	1.57	1.63	0	0

<Q8> × <Q9> クロス

<Q9>	<Q8>				N.A.	
	全体	①	②	③		④
①	22.71	46.98	17.92	7.94	5.71	12.50
②	16.65	4.44	10.69	37.14	10.00	12.50
③	53.36	42.22	64.45	51.11	67.14	0
④	6.15	6.35	6.36	3.81	15.71	0
N.A.	1.14	0	0.58	0	1.43	75.00



<Q9> × <Q4(内容)> クロス  
<Q5>

<Q4> <Q5>	<Q9>		①	②	③	④	N.A.
		全体					
<Q4>①	72.94	69.58	80.68	7.52	72.31	50.00	
<Q5>③	17.98	13.33	30.11	17.91	10.77	33.33	

<Q10> × <Q11> クロス

<Q11>	<Q10>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	51.84	82.08	14.95	11.36	14.29	
②	30.27	8.19	71.47	11.36	14.29	
③	16.27	9.39	13.59	76.14	0	
N.A.	1.61	0.34	0	1.14	71.43	

<Q10> × <Q13> クロス

<Q13>	<Q10>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	32.89	16.58	61.25	21.59	62.50	
②	52.36	71.74	25.75	37.50	12.50	
③	14.37	11.68	13.01	40.91	0	
N.A.	0.38	0	0	0	25.00	

<Q10> × <Q14> クロス

<Q14>	<Q10>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	11.92	4.22	25.88	3.41	25.00	
②	29.48	18.38	44.20	44.32	25.00	
③	24.23	31.03	14.02	25.00	0	
④	24.98	38.45	7.28	11.36	12.50	
⑤	8.08	7.08	8.63	11.36	12.50	
N.A.	1.31	0.84	0	4.55	25.00	

<Q10> × <Q17> クロス

<Q17>	<Q10>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	1.98	0.85	3.77	1.14	12.50	
②	33.02	21.36	50.94	35.23	62.50	
③	60.85	75.76	40.43	53.41	12.50	
④	4.06	2.03	4.85	10.23	0	
N.A.	0.09	0	0	0	12.50	

<Q10> × <Q18> クロス

<Q18>	<Q10>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	18.16	17.64	21.25	11.36	0	
②	58.94	69.52	49.86	35.23	16.67	
③	20.91	11.99	28.34	52.27	33.33	
N.A.	1.99	0.86	0.54	1.14	50.00	

<Q10> × <Q51> クロス

<Q51>	<Q10>		①	②	③	N.A.
		全体				
<Q51-1>①	51.59	55.93	48.18	36.11	25.00	
②	35.94	32.20	38.69	44.44	75.00	
③	6.60	6.78	7.30	5.56	0	
④	0.73	0.42	0.73	2.78	0	
⑤	4.89	4.24	5.11	11.11	0	
N.A.	0.24	0.42	0	0	0	
<Q51-2>(2)①	46.12	51.56	38.06	42.86	83.33	
②	49.54	4.55	57.42	45.71	16.67	
N.A.	4.34	2.89	4.52	11.43	0	

<Q10> × <Q54> クロス

<Q54>	<Q10>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	2.17	1.36	4.04	0	0	
②	67.86	74.07	61.73	59.09	54.55	
③	25.52	22.03	30.46	29.55	36.36	
④	2.65	1.86	2.43	10.23	9.09	
N.A.	1.80	0.68	1.35	1.14	0	

<Q11> × <Q4(内容)> クロス  
<Q5>

<Q4> <Q5>	<Q11>		①	②	③	④
	全体					
<Q4>②	83.07	86.13	81.56	80.81	29.41	
<Q5>①	55.35	61.86	47.19	52.33	17.65	
③	17.98	20.07	16.88	19.77	11.76	

<Q11> × <Q10> クロス

<Q10>	<Q11>		①	②	③	N.A.
	全体					
①	55.71	87.93	14.91	31.98	25.00	
②	35.03	10.05	81.68	29.07	0	
③	8.31	1.83	3.11	38.95	12.50	
N.A.	0.94	0.18	0.31	0	62.50	

<Q11> × <Q12> クロス

<Q12>	<Q11>		①	②	③	N.A.
	全体					
①	9.56	15.33	2.50	4.65	0.	
②	44.09	33.39	60.00	48.84	23.53	
③	37.46	31.93	48.13	34.88	11.76	
④	65.75	60.22	71.88	72.67	11.76	
⑤	36.14	50.00	15.00	31.98	0	
⑥	17.12	18.98	14.38	15.70	0	
⑦	6.43	9.49	2.81	2.33	11.76	
⑧	1.61	0.91	0.63	5.81	0	
N.A.	0.38	0.18	0	0	11.76	

<Q11> × <Q13> クロス

<Q13>	<Q11>		①	②	③	N.A.
	全体					
①	32.89	17.70	62.26	27.17	37.50	
②	52.36	72.63	27.67	34.68	25.00	
③	14.37	9.67	10.06	38.15	12.50	
N.A.	0.38	0	0	0	25.00	

<Q11> × <Q14> クロス

<Q14>	<Q11>				
	全体	①	②	③	N.A.
①	11.92	5.25	25.31	8.14	22.22
②	29.48	15.94	50.00	37.21	0
③	24.23	26.99	14.06	35.47	22.22
④	24.98	42.39	4.38	7.56	11.11
⑤	8.08	8.15	6.25	10.47	11.11
N.A.	1.31	1.27	0	1.16	33.33

<Q11> × <Q18> クロス

<Q18>	<Q11>				
	全体	①	②	③	N.A.
①	18.16	17.28	23.49	12.87	0
②	58.94	71.51	49.21	42.69	25.00
③	20.91	10.29	26.67	43.86	37.50
N.A.	1.99	0.92	0.63	0.58	37.50

<Q11> × <Q51> クロス

<Q51>	<Q11>				
	全体	①	②	③	N.A.
<Q51-1>①	51.59	57.92	52.14	30.30	0
②	35.94	30.77	35.04	50.00	100.00
③	6.60	4.52	8.55	10.61	0
④	0.73	1.81	0	1.52	0
⑤	4.89	4.52	4.27	7.58	0
N.A.	0.24	0.45	0	0	0
<Q51-2>①	46.12	50.22	39.53	44.74	80.00
②	49.54	46.70	56.59	47.37	20.00
N.A.	4.34	3.08	3.88	7.89	0

<Q11> × <Q54> クロス

<Q54>	<Q11>				
	全体	①	②	③	N.A.
①	2.17	1.64	3.44	1.72	0
②	67.86	73.64	62.81	62.07	50.00
③	25.52	22.55	28.75	31.03	25.00
④	2.65	1.82	2.81	4.60	25.00
N.A.	1.80	0.36	2.19	0.57	0

<Q11> × <Q61-1>  
<Q61-2> クロス

<Q61>	<Q11>		①	②	③	N.A.
		全体				
<Q61-1>①	8.89		5.46	16.56	5.81	12.50
②	26.49		36.25	14.06	17.44	0
③	9.74		15.85	3.44	1.74	25.00
④	42.86		34.43	52.19	54.65	12.50
⑤	10.88		7.10	11.88	19.77	50.00
N.A.	1.14		0.91	1.88	0.58	0
<Q61-2>①	27.25		20.51	42.14	22.81	12.50
②	15.61		24.91	5.97	4.09	0
③	37.94		39.74	33.02	42.11	37.50
④	17.88		14.10	17.61	30.41	50.00
N.A.	1.32		0.73	1.26	0.58	0

<Q12> × <Q11> クロス

<Q11>	<Q12>		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	N.A.
		全体									
①	51.84		84.00	39.52	44.76	48.03	72.68	58.76	77.61	29.41	33.33
②	30.27		8.00	41.47	39.39	33.48	12.73	25.99	13.43	11.76	0
③	16.27		8.00	18.14	15.35	18.20	14.59	15.25	5.97	58.82	0
N.A.	1.61		0	0.86	0.51	0.29	0	0	2.99	0	66.67

<Q12> × <Q13> クロス

<Q13>	<Q12>		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	N.A.
		全体									
①	32.89		8.91	53.98	35.61	33.43	18.85	36.67	17.65	5.88	0
②	52.36		87.13	33.33	46.97	51.01	65.97	52.78	75.00	41.18	33.33
③	14.37		3.96	12.69	17.42	15.56	15.18	10.56	7.35	52.94	0
N.A.	0.38		0	0	0	0	0	0	0	0	66.67

<Q12> × <Q14> クロス

<Q14>		<Q12>								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	N.A.
	全体									
①	11.92	3.96	19.70	14.25	10.89	6.25	17.03	12.86	0	0
②	29.48	4.95	38.33	32.00	34.38	17.97	24.73	5.71	29.41	0
③	24.23	17.82	19.70	27.50	26.65	26.56	15.38	18.57	23.53	25.00
④	24.98	64.36	13.92	19.00	18.19	38.54	36.81	47.14	29.41	25.00
⑤	8.08	7.92	7.28	6.50	9.03	8.85	4.95	15.71	17.65	0
N.A.	1.31	0.99	1.07	0.75	0.86	1.82	1.10	0	0	50.00

<Q13> × <Q12> クロス

<Q12>		<Q13>			
		①	②	③	N.A.
	全体				
①	9.56	2.59	15.88	2.63	0
②	44.09	72.13	27.98	38.82	0
③	37.46	40.52	33.57	45.39	0
④	65.75	66.67	63.90	71.05	0
⑤	36.14	20.69	45.49	38.16	0
⑥	17.12	18.97	17.15	12.50	0
⑦	6.43	3.45	9.21	3.29	0
⑧	1.61	0.29	1.26	5.92	0
N.A.	0.38	0	0.18	0	50.00

<Q13> × <Q14> クロス

<Q14>		<Q13>			
		①	②	③	N.A.
	全体				
①	11.92	32.95	1.79	1.32	0
②	29.48	48.42	12.72	46.71	0
③	24.23	6.59	34.77	26.97	0
④	24.98	3.44	43.73	6.58	0
⑤	8.08	8.31	6.09	15.79	0
N.A.	1.31	0.29	0.90	2.63	100.00

<Q13> × <Q17> クロス

<Q17>	<Q13>				
	全体	①	②	③	N.A.
①	1.98	4.60	0.36	1.97	0
②	33.02	57.18	17.69	34.21	0
③	60.85	35.34	79.60	52.63	50.00
④	4.06	2.87	2.35	11.18	0
N.A.	0.09	0	0	0	50.00

<Q13> × <Q18> クロス

<Q18>	<Q13>				
	全体	①	②	③	N.A.
①	18.16	25.87	15.66	11.26	0
②	58.94	49.71	68.67	48.34	50.00
③	20.91	23.55	14.57	39.74	0
N.A.	1.99	0.87	1.09	0.66	50.00

<Q13> × <Q54> クロス

<Q54>	<Q13>				
	全体	①	②	③	N.A.
①	2.17	3.74	1.26	1.99	0
②	67.86	62.93	73.15	63.58	50.00
③	25.52	30.17	22.88	25.83	50.00
④	2.65	2.30	1.80	7.28	0
N.A.	1.80	0.86	0.90	1.32	0

<Q13> × <Q61-1>  
<Q61-2> クロス

<Q61>	<Q13>		①	②	③	N.A.
		全体				
<Q61-1>①	8.89		15.80	5.88	3.92	0
②	26.49		17.24	34.58	17.65	0
③	9.74		6.03	13.37	4.58	50.00
④	42.86		48.85	36.36	52.94	0
⑤	10.88		10.92	8.91	18.95	50.00
	1.14		1.15	0.89	1.96	0
<Q61-2>①	27.25		40.35	21.44	19.87	0
②	15.61		7.20	23.24	7.28	0
③	37.94		36.02	38.56	40.40	50.00
④	17.88		15.85	15.86	31.13	50.00
N.A.	1.32		0.58	0.90	1.32	0

<Q14> × <Q4(内容)>  
<Q5> クロス

<Q4> <Q5>	<Q14>		①	②	③	④	⑤	N.A.
		全体						
<Q4>②	83.07		75.59	82.80	85.27	87.22	79.07	50.00
<Q5>①	55.35		42.52	51.27	58.91	60.90	63.95	42.86
③	17.98		10.24	16.88	22.09	22.18	13.95	14.29

<Q14> × <Q10> クロス

<Q10>	<Q14>		①	②	③	④	⑤	N.A.
		全体						
①	55.71		19.84	34.71	71.32	85.71	49.41	45.45
②	35.03		76.19	52.23	20.16	10.15	37.65	0
③	8.31		2.38	12.42	8.53	3.76	11.76	36.36
N.A.	0.94		1.59	0.64	0	0.38	1.18	18.18

<Q14> × <Q11> クロス

<Q11>	<Q14>		①	②	③	④	⑤	N.A.
		全体						
①	51.84		23.02	28.21	57.98	89.31	53.57	58.33
②	30.27		64.29	51.28	17.51	5.34	23.81	0
③	16.27		11.11	20.51	23.74	4.96	21.43	16.67
N.A.	1.61		1.59	0	0.78	0.38	1.19	25.00



<Q14> × <Q13> クロス

<Q13>		<Q14>					
		①	②	③	④	⑤	N.A.
	全体						
①	32.89	90.55	54.34	8.91	4.51	33.33	8.33
②	52.36	7.87	22.83	75.19	91.73	39.08	41.67
③	14.37	1.57	22.83	15.89	3.76	27.59	33.33
N.A.	0.38	0	0	0	0	0	16.67

<Q15> × <Q4(内容)>  
<Q5> クロス

<Q4> <Q5>		<Q15>							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	N.A.
	全体								
<Q4>②	83.07	63.33	78.03	82.01	88.00	79.39	76.47	86.24	33.33
<Q5>①	55.35	46.67	50.76	44.60	62.11	58.79	52.94	50.46	33.33
③	17.98	16.67	11.36	18.71	22.74	17.58	11.76	12.84	33.33

<Q15> × <Q6> クロス

<Q6>		<Q15>							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	N.A.
	全体								
①	3.21	20.69	6.77	0	2.73	1.18	8.82	0.93	0
②	8.40	20.69	10.53	7.91	7.13	7.65	14.71	8.33	100.00
③	56.79	37.93	57.89	61.15	56.81	54.71	29.41	62.04	0
④	14.91	10.34	11.28	13.67	16.35	18.24	20.59	8.33	0
⑤	3.11	0	0	3.60	4.61	3.53	0	0.93	0
⑥	9.06	6.90	7.52	9.35	8.39	10.00	26.47	12.04	0
⑦	3.30	0	5.26	4.32	3.14	4.71	0	5.56	0
N.A.	1.23	3.45	0.75	0	0.84	0	0	1.85	0

<Q15> × <Q8> クロス

<Q8>		<Q15>							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	N.A.
	全体								
①	29.99	63.33	40.15	28.06	26.16	22.56	38.24	34.86	0
②	32.73	23.33	39.39	46.76	27.85	30.49	35.29	33.03	0
③	29.71	13.33	16.67	21.58	38.19	37.20	23.53	18.35	66.67
④	6.72	0	3.79	2.88	6.96	8.54	2.94	12.84	33.33
N.A.	0.85	0	0	0.72	0.84	1.22	0	0.92	0

<Q15> × <Q25> クロス

<Q25>	<Q15>	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	N.A.
	全体								
①	2.93	10.00	6.06	2.16	1.47	3.03	2.94	3.67	0
②	8.61	13.33	17.42	9.35	6.32	5.45	23.53	5.50	0
③	30.37	23.33	48.42	40.29	22.95	31.52	11.76	33.94	100.00
④	2.08	6.67	2.27	2.88	1.68	2.42	0	0.92	0
⑤	16.65	20.00	12.12	20.14	15.79	19.39	26.47	15.60	0
⑥	28.10	13.33	37.12	34.53	21.47	36.36	20.59	33.94	33.33
⑦	35.76	26.67	26.52	26.62	45.26	33.33	29.41	28.44	33.33
⑧	24.41	13.33	15.91	13.67	34.53	20.61	17.65	16.51	0
⑨	18.16	13.33	12.12	12.95	25.47	13.33	14.71	12.84	33.33
⑩	13.25	16.67	9.09	6.47	18.74	11.52	11.76	7.34	33.33
⑫	8.14	3.33	6.06	12.23	7.58	6.06	11.76	13.76	0
N.A.	0.28	0	0	0	0.63	0	0	0	0

<Q15> × <Q31> クロス

<Q31>	<Q15>	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	N.A.
	全体								
①	13.91	13.33	6.87	5.07	23.21	6.71	20.59	3.67	0
②	64.05	66.67	80.92	70.29	54.01	67.68	67.65	68.81	100.00
③	21.48	16.67	12.21	24.64	22.36	25.61	11.76	27.52	0
N.A.	0.57	3.33	0	0	0.42	0	0	0	0

<Q15> × <Q48> クロス

<Q48>	<Q15>	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	N.A.
	全体								
①	11.83	6.67	13.64	20.86	8.84	16.36	11.76	8.26	0
②	32.45	36.67	28.03	35.25	37.05	35.15	35.29	26.61	66.67
③	42.10	46.67	43.18	33.81	46.53	37.58	23.53	42.20	33.33
④	9.08	23.33	12.88	12.23	6.32	6.06	5.88	13.76	33.33
⑤	11.35	10.00	9.85	8.63	12.21	9.70	11.76	13.76	0
⑥	25.07	26.67	20.45	16.55	34.74	16.36	29.41	14.68	0
⑦	14.85	16.67	9.09	10.07	19.16	12.73	29.41	10.09	0
⑧	32.83	23.33	28.03	28.06	36.21	35.15	17.65	28.44	100.00
⑨	9.46	13.33	5.30	4.32	15.16	7.27	5.88	5.50	0
⑩	2.18	0	3.79	1.44	1.89	3.03	5.88	1.83	0
⑪	0.57	3.33	0	0	0.21	0	11.76	0.92	0
⑫	8.04	3.33	9.09	12.23	5.05	5.45	14.71	18.35	0
N.A.	1.32	3.33	2.27	0	0.63	1.21	0	1.83	0

<Q16> × <Q17> クロス

<Q17>	<Q16>		①	②	③	④	N.A.
		全体					
①	1.98	1.96	1.96	2.01	2.33	0	
②	33.02	19.61	35.07	32.09	30.23	0	
③	60.85	74.51	61.34	60.46	46.51	0	
④	4.06	3.92	1.63	5.44	20.93	0	
N.A.	0.09	0	0	0	0	100.00	

<Q18> × <Q10> クロス

<Q10>	<Q18>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	55.71	53.93	65.38	31.53	45.45	
②	35.03	40.84	29.47	46.85	18.18	
③	8.31	5.24	4.99	20.72	9.09	
N.A.	0.94	0	0.16	0.90	27.27	

<Q18> × <Q11> クロス

<Q11>	<Q18>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	51.84	49.47	62.84	25.69	45.45	
②	30.27	38.95	25.04	38.53	18.18	
③	16.27	11.58	11.79	34.40	9.09	
N.A.	1.61	0	0.32	1.38	27.27	

<Q18> × <Q13> クロス

<Q13>	<Q18>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	32.89	46.35	27.49	36.65	27.27	
②	52.36	44.79	60.61	36.20	54.55	
③	14.37	8.85	11.74	27.15	9.09	
N.A.	0.38	0	0.16	0	9.09	

<Q19> × <Q14> クロス

<Q14>	<Q19>												
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	N.A.
①	11.92	0.74	18.63	82.61	27.06	60.00	18.12	6.63	11.24	15.00	12.73	5.56	0
②	29.48	13.51	42.74	6.52	42.35	20.00	31.88	29.24	25.84	55.00	34.55	27.78	12.50
③	24.23	31.20	18.63	0	16.47	5.71	21.01	26.54	25.84	10.00	20.00	25.00	62.50
④	24.98	47.17	9.86	2.17	3.53	8.57	20.29	28.01	32.58	10.00	16.36	22.22	25.00
⑤	8.08	6.39	9.04	8.70	9.41	5.71	7.97	8.60	3.37	10.00	14.55	16.67	0
N.A.	1.31	0.98	1.10	0	1.18	0	0.72	0.98	1.12	0	1.82	2.78	0

<Q19> × <Q19> クロス

<Q19>	<Q19>												
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	N.A.
①	38.22		2.47	8.33	7.14	8.57	31.16	41.18	46.07	20.00	10.91	2.78	-
②	34.44	2.23		47.92	20.24	31.43	32.61	30.88	32.58	10.00	10.91	8.33	-
③	4.54	0.99	6.32		5.95	14.29	5.80	2.94	6.74	5.00	3.64	0	-
④	7.95	1.49	4.67	10.42		20.00	15.94	6.37	11.24	10.00	0	2.78	-
⑤	3.31	0.74	3.02	10.42	8.33		5.07	2.94	5.62	0	1.82	0	-
⑥	13.15	10.64	12.36	16.67	26.19	20.00		21.32	31.46	10.00	1.82	2.78	-
⑦	38.60	41.58	34.62	25.00	30.95	34.29	63.04		62.92	15.00	12.73	8.33	-
⑧	8.42	10.15	7.97	12.50	11.90	14.29	20.29	13.73		0	0	0	-
⑨	1.89	0.99	0.55	2.08	2.38	0	1.45	0.74	0		3.64	0	-
⑩	5.20	1.49	1.65	4.17	0	2.86	0.72	1.72	0	10.00		2.78	-
⑪	3.69	0.25	0.82	0	1.19	0	0.72	0.74	0	0	1.82		-
N.A.	0.76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-

<Q21> × <Q4(内容)> クロス

<Q4>	<Q21>						
	全体	①	②	③	④	⑤	N.A.
<Q4>③	79.09	83.08	76.67	80.77	76.36	77.98	57.14

<Q23> × <Q20-1> クロス

<Q20-1>	<Q23>					
	全体	①	②	③	④	N.A.
①	3.68	2.56	3.27	3.15	6.04	0
②	46.08	25.64	30.72	48.05	56.04	42.86
③	42.30	51.28	56.21	41.89	31.32	42.86
④	4.44	17.95	7.84	2.85	3.85	14.29
⑤	3.40	2.56	1.96	4.05	2.75	0
N.A.	0.09	0	0	0	0	0

<Q23> × <Q20-9> クロス

<Q20-9>		<Q23>					N.A.
		①	②	③	④		
	全体						
①	3.41	2.56	1.31	3.61	4.95	0	
②	31.22	17.95	26.14	31.58	39.56	0	
③	54.12	53.85	56.86	55.94	45.05	14.29	
④	7.66	25.64	13.73	5.41	7.69	0	
⑤	2.74	0	1.96	3.16	2.75	0	
N.A.	0.85	0	0	0.30	0	85.71	

<Q23> × <Q31> クロス

<Q31>		<Q23>					N.A.
		①	②	③	④		
	全体						
①	13.91	25.64	24.18	12.24	8.79	0	
②	64.05	48.72	52.94	64.65	75.82	85.71	
③	21.48	25.64	22.22	22.81	15.38	14.29	
N.A.	0.57	0	0.65	0.30	0	0	

<Q23> × <Q61-1>  
<Q61-2> クロス

<Q61>		<Q23>					N.A.
		①	②	③	④		
	全体						
<Q61-1>①	8.89	7.69	3.82	8.70	13.11	0	
②	26.49	35.90	27.39	26.09	25.14	57.14	
③	9.74	28.21	16.56	7.95	7.65	0	
④	42.86	23.08	42.04	46.63	35.52	42.86	
⑤	10.88	5.13	7.64	9.75	17.49	0	
N.A.	1.14	0	2.55	0.90	1.09	0	
<Q61-2>①	27.25	12.82	23.38	27.07	33.33	42.86	
②	15.61	41.03	18.83	13.83	15.56	0	
③	37.94	25.64	42.21	40.45	28.89	42.86	
④	17.88	20.51	14.29	17.89	21.11	14.29	
N.A.	1.32	0	1.30	0.75	1.11	0	

<Q25> × <Q4(内容)> クロス

<Q4>	<Q25>													N.A.
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫		
全体														
<Q4>③	79.09	67.74	78.02	79.44	68.18	76.14	79.46	83.33	80.62	85.42	85.71	100.00	81.40	100.00

<Q26> × <Q4(内容)> クロス  
<Q5>

<Q4> <Q5>	<Q26>								N.A.
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
全体									
<Q4>②	83.07	71.43	78.63	87.50	88.97	88.71	76.92	78.79	33.33
③	79.09	75.00	76.07	84.50	83.59	83.06	81.20	63.64	50.00
<Q5>①	55.35	57.14	50.43	64.00	62.31	65.86	46.15	36.36	50.00
③	17.98	17.86	12.54	30.50	26.15	26.34	15.38	6.06	33.33

<Q26> × <Q6> クロス

<Q6>	<Q26>								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	N.A.	
全体									
①	3.21	33.33	4.56	1.00	1.03	0.54	4.27	6.25	0
②	8.40	14.81	11.97	6.50	8.23	4.57	6.84	3.13	0
③	56.79	33.33	60.11	49.50	53.98	51.61	66.67	56.25	60.00
④	14.91	14.81	9.69	21.00	18.25	22.58	10.26	18.75	40.00
⑤	3.11	0	1.14	6.00	5.66	6.18	1.71	0	0
⑥	9.06	0	7.41	13.00	10.54	12.37	3.42	6.25	0
⑦	3.30	3.70	3.42	2.50	2.06	2.15	6.84	9.38	0
N.A.	1.23	0	1.71	0.50	0.26	0	0	0	0

<Q26> × <Q9> クロス

<Q9>	<Q26>								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	N.A.	
全体									
①	22.71	71.43	36.75	11.00	14.18	9.41	15.52	24.24	0
②	16.65	3.57	4.56	33.00	29.90	36.02	7.76	12.12	0
③	53.36	25.00	53.56	51.50	52.06	49.19	61.21	33.33	80.00
④	6.15	0	4.56	3.00	3.61	4.57	15.52	27.27	0
N.A.	1.14	0	0.57	1.50	0.26	0.81	0	3.03	20.00

<Q26> × <Q11> クロス

<Q11>	<Q26>								
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	N.A.
①	51.84	21.43	36.81	74.37	68.30	72.97	32.48	45.45	0
②	30.27	75.00	44.35	13.07	19.33	15.41	35.04	24.24	60.00
③	16.27	3.57	17.97	12.06	12.11	11.08	31.62	30.30	40.00
N.A.	1.61	0	0.87	0.50	0.26	0.54	0.85	0	0

<Q26> × <Q13> クロス

<Q13>	<Q26>								
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	N.A.
①	32.89	60.71	46.72	20.60	22.05	21.24	35.04	36.36	40.00
②	52.36	32.14	41.03	65.83	64.36	68.55	35.90	42.42	40.00
③	14.37	7.14	12.25	13.07	13.59	9.95	29.06	21.21	20.00
N.A.	0.38	0	0	0.50	0	0.27	0	0	0

<Q26> × <Q14> クロスについては、171ページに収録。

<Q26> × <Q18> クロス

<Q18>	<Q26>								
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	N.A.
①	18.16	64.29	23.28	11.11	14.51	13.86	20.51	15.63	20.00
②	58.94	10.71	49.43	76.77	74.09	74.46	37.61	40.63	20.00
③	20.91	25.00	27.01	10.10	9.84	10.05	40.17	43.75	60.00
N.A.	1.99	0	0.29	2.02	1.55	1.63	1.71	0	0

<Q26> × <Q20-3> クロス

<Q20-3>	<Q26>								
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	N.A.
①	17.77	25.00	24.72	12.56	13.88	10.51	16.24	27.27	20.00
②	51.61	60.71	54.55	52.76	49.36	47.44	48.72	51.52	60.00
③	24.95	10.71	18.18	27.14	30.08	34.50	23.93	15.15	20.00
④	3.59	0	1.70	7.04	5.91	6.47	2.56	0	0
⑤	1.89	3.57	0.57	0.50	0.77	1.08	8.55	6.06	0
N.A.	0.19	0	0.28	0	0	0	0	0	0

<Q26> × <Q20-4> クロス

<Q20-4>	<Q26>	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	N.A.
	全体								
①	39.22	60.71	49.00	32.50	35.13	30.38	31.62	39.39	60.00
②	49.34	25.00	42.74	55.00	52.31	55.11	52.14	57.58	40.00
③	7.56	3.57	5.98	9.00	9.74	10.22	7.69	0	0
④	0.66	0	0	2.50	1.03	1.34	0	0	0
⑤	3.12	10.71	2.28	1.00	1.79	2.69	8.55	3.03	0
N.A.	0.09	0	0	0	0	0.27	0	0	0

<Q26> × <Q21> クロス

<Q21>	<Q26>	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	N.A.
	全体								
①	38.00	42.86	30.77	47.26	46.04	49.06	30.77	6.25	40.00
②	40.93	35.71	48.43	35.82	38.36	36.19	31.62	50.00	60.00
③	4.91	3.57	5.13	5.47	2.81	2.95	10.26	15.63	0
④	5.20	10.71	4.56	6.47	6.39	6.43	2.56	3.13	0
⑤	10.30	7.14	10.26	3.98	5.63	4.56	24.79	25.00	0
N.A.	0.66	0	0.85	1.00	0.77	0.80	0	0	0

<Q26> × <Q25> クロス

<Q25>	<Q26>	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	N.A.
	全体								
①	2.93	14.29	4.84	2.50	2.31	2.15	0.85	3.03	0
②	8.61	21.43	10.54	10.00	10.51	9.41	4.27	0	33.33
③	30.37	25.00	37.89	27.50	26.67	24.73	28.21	21.21	0
④	2.08	3.57	2.85	1.50	1.54	1.34	2.56	3.03	16.67
⑤	16.65	25.00	18.52	17.00	16.92	16.94	14.53	18.18	16.67
⑥	28.10	25.00	32.76	28.50	24.62	24.19	30.77	33.33	16.67
⑦	35.76	25.00	27.64	51.00	47.18	50.54	28.21	15.15	0
⑧	24.41	17.86	14.81	44.00	34.87	37.63	17.09	15.15	0
⑨	18.16	14.29	11.40	31.50	27.69	27.96	11.97	9.09	0
⑩	13.25	14.29	7.41	24.00	20.00	21.77	14.53	3.03	0
⑪	2.84	3.57	2.24	3.50	3.08	5.11	4.27	0	0
⑫	8.14	3.57	7.41	4.50	5.90	4.84	15.38	24.24	16.67
N.A.	0.28	0	0.28	0	0	0	0.85	0	16.67



<Q26> × <Q28> クロス

<Q28>	<Q26>		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	N.A.
		全体								
①	1.51	10.71	2.85	1.00	0.77	0.27	2.56	0	0	
②	21.00	50.00	30.48	10.00	15.13	11.29	26.50	21.21	16.67	
③	47.87	28.57	44.73	55.00	52.82	54.30	36.75	39.39	16.67	
④	46.74	17.86	43.02	61.50	54.36	58.06	36.75	33.33	33.33	
⑤	29.61	21.43	21.65	49.50	44.87	44.09	16.24	18.18	16.67	
⑥	36.05	17.86	29.91	56.50	49.74	51.08	18.80	21.21	16.67	
⑦	39.45	32.14	30.77	62.00	53.85	56.72	22.22	21.21	16.67	
⑧	4.07	7.14	3.70	6.50	6.67	5.11	0.85	0	0	
⑨	4.73	10.71	3.42	1.00	2.05	1.88	13.68	15.15	0	
N.A.	0.38	0	0	0.50	0	0	0	0	16.67	

<Q26> × <Q51-2> クロス

<Q51-2>	<Q26>		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	N.A.
		全体								
①	46.12	42.86	36.57	61.22	53.80	51.46	41.86	33.33	33.33	
②	49.54	57.14	58.21	37.76	43.48	44.44	53.49	55.56	66.67	
N.A.	4.34	0	5.22	1.02	2.72	4.09	4.65	11.11	0	

<Q27> × <Q20-3> クロス

<Q20-3>	<Q27>		①	②	③	④	N.A.
		全体					
①	17.77	16.04	17.17	19.44	18.31	0	
②	51.61	46.23	50.80	52.16	54.93	50.00	
③	24.95	26.42	27.08	25.00	15.49	50.00	
④	3.59	10.38	3.19	2.16	2.82	0	
⑤	1.89	0	1.77	1.23	8.45	0	
N.A.	0.19	0.94	0	0	0	0	

<Q26> × <Q14> クロス

<Q14>	<Q26>		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	N.A.
		全体								
①	10.94	46.43	19.89	2.99	4.59	5.35	15.38	3.03	40.00	
②	31.05	14.29	34.38	23.88	26.02	21.39	38.46	30.30	0	
③	25.85	10.71	25.00	25.37	24.49	22.99	22.22	24.24	40.00	
④	23.19	17.86	13.07	38.31	35.46	40.64	15.38	18.18	0	
⑤	7.87	10.71	7.39	6.97	8.42	8.02	8.55	24.24	0	
N.A.	1.09	0	0.28	2.49	1.02	1.60	0	0	20.00	

<Q27> × <Q20-5> クロス

<Q20-5>	<Q27>	①	②	③	④	N.A.
	全体					
①	12.11	9.43	13.21	10.73	15.49	0
②	49.48	43.40	46.25	54.89	57.75	50.00
③	33.40	37.74	35.89	30.91	18.31	50.00
④	2.65	9.43	2.32	1.26	1.41	0
⑤	2.37	0	2.32	2.21	7.04	0
N.A.	0	0	0	0	0	0

<Q27> × <Q20-8> クロス

<Q20-8>	<Q27>	①	②	③	④	N.A.
	全体					
①	20.62	20.75	18.75	23.34	22.54	0
②	47.68	38.68	49.29	47.32	49.30	50.00
③	26.87	32.08	28.04	26.18	14.08	50.00
④	2.84	7.55	1.96	1.89	7.04	0
⑤	1.14	0.94	1.07	0.95	4.23	0
N.A.	0.85	0	0.89	0.32	2.82	0

<Q27> × <Q42>  
<Q42-SQ> クロス

<Q42> <Q42-SQ>	<Q27>	①	②	③	④	N.A.
	全体					
<Q42>①	18.35	46.23	19.32	10.44	5.63	0
②	20.44	19.81	23.43	17.09	12.68	0
③	60.55	33.96	57.07	71.84	80.28	50.00
N.A.	0.66	0	0.18	0.63	1.41	50.00
<Q42-SQ>①	3.69	3.77	4.54	2.56	2.86	0
②	7.28	7.55	7.44	7.69	5.71	0
③	67.55	83.02	72.05	61.86	47.14	100.00
④	19.21	5.66	15.97	25.96	41.43	0
N.A.	2.27	0	0	1.92	2.86	0

<Q27> × <Q45> クロス

<Q45>	<Q27>		①	②	③	④	N.A.
		全体					
①	47.49	83.96	50.45	35.94	25.71	0	
②	42.48	15.09	42.04	51.56	47.14	50.00	
③	8.99	0.94	7.16	10.94	27.14	0	
N.A.	1.04	0	0.36	1.56	0	50.00	

<Q27> × <Q51> クロス

<Q51>	<Q27>		①	②	③	④	N.A.
		全体					
<Q51-1>①	51.59	72.22	56.22	42.64	29.63	-	
②	35.94	19.44	34.10	41.09	44.44	-	
③	6.60	2.78	5.53	8.53	14.81	-	
④	0.73	0.	0.46	0.78	3.70	-	
⑤	4.89	5.56	3.23	6.98	7.41	-	
N.A.	0.24	0.	0.46	0	0	-	
<Q51-2>①	46.12	67.39	45.22	46.03	29.41	0	
②	49.54	30.43	50.43	50.79	61.76	100.00	
N.A.	4.34	2.17	4.35	3.17	8.82	0	

<Q27> × <Q61-1>  
<Q61-2> クロス

<Q61>		<Q27>					N.A.
		①	②	②	④		
	全体						
<Q61-1>	①	8.89	5.61	8.73	10.41	8.33	0
	②	26.49	25.23	31.37	20.82	15.28	50.00
	③	9.74	23.36	9.09	6.62	6.94	0
	④	42.86	40.19	43.32	43.85	41.67	0
	⑤	10.88	4.67	7.13	15.77	27.78	0
	N.A.	1.14	0.93	0.36	2.52	0	50.00
<Q61-2>	①	27.25	23.58	29.70	26.03	22.54	0
	②	15.61	24.53	18.43	7.62	16.90	0
	③	37.94	41.51	39.89	36.51	22.54	50.00
	④	17.88	9.43	11.99	27.62	38.03	0
	N.A.	1.32	0.94	0	2.22	0	50.00

<Q28> × <Q9> クロス

<Q9>		<Q28>									
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	N.A.
	全体										
①	22.71	75.00	40.99	18.06	18.02	14.01	14.74	14.94	27.91	28.57	25.00
②	16.65	12.50	4.95	17.26	21.26	32.17	29.47	27.23	13.95	4.08	0
③	53.36	12.50	46.85	57.34	54.66	48.73	50.53	51.33	55.81	53.06	50.00
④	6.15	0	6.76	5.75	5.26	4.14	4.74	5.78	2.33	14.29	0
N.A.	1.14	0	0.45	1.59	0.81	0.96	0.53	0.72	0	0	25.00

<Q28> × <Q18> クロス

<Q18>		<Q28>									
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	N.A.
	全体										
①	18.09	25.00	27.60	17.10	17.35	16.61	15.43	14.77	23.26	12.50	0
②	56.91	43.75	46.61	65.61	63.06	69.97	68.35	69.49	69.77	29.17	75.00
③	23.34	31.25	25.34	16.30	18.37	12.78	15.16	14.53	6.98	58.33	25.00
N.A.	1.66	0	0.45	0.99	1.22	0.64	1.06	1.21	0	0	0

<Q28> × <Q20-8> クロス

<Q20-8>		<Q28>									
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	N.A.
	全体										
①	20.62	43.75	28.38	17.82	17.61	15.71	16.58	16.07	13.95	28.57	25.00
②	47.68	37.50	49.55	48.51	48.18	43.91	45.79	43.41	48.84	40.82	25.00
③	26.87	18.75	21.17	29.11	29.96	34.94	31.58	35.01	27.91	4.29	50.00
④	2.84	0	0.45	2.97	2.43	5.13	5.00	4.32	6.98	4.08	0
⑤	1.14	0	0.45	0.59	0.81	0	0.26	0.72	0	10.20	0
N.A.	0.85	0	0	0.99	1.01	0.32	0.79	0.48	2.33	2.04	0

<Q28> × <Q20-11> クロス

<Q20-11>		<Q28>									
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	N.A.
	全体										
①	15.22	31.25	23.42	12.70	13.31	9.90	10.24	10.26	11.63	20.41	25.00
②	53.02	62.50	61.26	54.76	50.81	45.69	47.51	48.69	46.51	44.90	25.00
③	26.09	6.25	13.96	27.98	30.65	36.10	35.96	33.89	27.91	26.53	25.00
④	3.59	0	0.45	2.98	3.83	7.03	5.51	5.73	11.63	0	25.00
⑤	1.23	0	0.90	0.99	0.60	0.96	0.26	0.95	2.33	6.12	0
N.A.	0.85	0	0	0.60	0.81	0.32	0.52	0.48	0	2.04	0

<Q28> × <Q36> クロス

<Q36>		<Q28>									
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	N.A.
	全体										
①	5.48	25.00	8.52	4.73	4.24	3.49	4.19	3.35	6.98	6.12	50.00
②	54.11	62.50	64.13	49.51	53.54	42.86	44.50	44.98	44.19	46.94	0
③	31.35	6.25	21.08	36.88	34.34	43.17	40.31	41.15	34.88	22.45	50.00
④	4.53	0	1.79	4.93	4.44	7.30	6.54	6.70	9.30	8.16	0
⑤	3.49	6.25	3.59	3.16	2.42	2.22	3.40	2.87	2.33	16.33	0
N.A.	1.04	0	0.90	0.79	1.01	0.95	1.05	0.96	2.33	0	0

<Q28> × <Q61-1>  
<Q61-2> クロス

<Q61>		<Q28>									
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	N.A.
	全体										
<Q61-1>①	8.89	37.50	18.83	5.92	6.05	3.47	4.44	3.57	9.09	4.00	0
②	26.49	6.25	14.35	31.16	32.06	37.85	32.64	35.48	31.82	22.00	16.67
③	9.74	0	4.04	9.07	10.48	17.67	16.45	17.14	20.45	0	33.33
④	42.86	37.50	48.88	44.38	40.93	35.65	38.38	33.57	36.36	52.00	33.33
⑤	10.88	18.75	12.56	8.48	9.48	4.42	7.31	9.29	2.27	22.00	16.67
N.A.	1.14	0	1.35	0.99	1.01	0.95	0.78	0.95	0	0	0
<Q61-2>①	27.25	62.50	43.89	22.27	23.17	15.81	20.84	20.24	22.73	24.00	50.00
②	15.61	6.25	5.88	17.50	20.73	29.03	25.07	25.54	31.82	4.00	0
③	37.94	18.75	32.13	43.94	37.60	41.29	39.05	39.04	36.36	32.00	33.33
④	17.88	12.50	17.19	15.71	17.48	13.23	14.51	14.46	9.09	40.00	16.67
N.A.	1.32	0	0.90	0.60	1.02	0.65	0.53	0.72	0	0	0

<Q31> × <Q6> クロス

<Q6>	<Q31>				N.A.
	全体	①	②	③	
①	3.21	2.01	3.40	3.06	0
②	8.40	6.04	9.76	6.11	0
③	56.79	36.24	60.80	58.52	66.67
④	14.91	30.20	12.43	12.66	0
⑤	3.11	11.41	1.78	1.75	0
⑥	9.06	10.07	7.69	12.66	0
⑦	3.30	3.36	3.40	4.80	0
N.A.	1.23	0.67	0.74	0.44	33.33

<Q31> × <Q15> クロス

<Q15>	<Q31>				N.A.
	全体	①	②	③	
①	2.76	2.63	2.89	2.11	33.33
②	12.14	5.92	15.34	6.75	0
③	12.79	4.61	14.04	14.35	0
④	43.70	72.37	37.05	44.73	66.67
⑤	15.18	7.24	16.06	17.72	0
⑥	3.13	4.61	3.33	1.69	0
⑦	10.03	2.63	10.85	12.66	0
N.A.	0.28	0	0.43	0	0

<Q31> × <Q17> クロス

<Q17>	<Q31>				N.A.
	全体	①	②	③	
①	1.98	2.04	2.36	0.88	0
②	33.02	17.69	38.26	27.63	0
③	60.85	80.27	54.95	66.23	100.00
④	4.06	0	4.28	5.26	0
N.A.	0.09	0	0.15	0	0

<Q31> × <Q18> クロス

<Q18>	<Q31>				
	全体	①	②	③	N.A.
①	18.16	17.81	18.93	16.89	0
②	58.94	73.97	57.53	55.11	100.00
③	20.91	6.85	22.80	26.22	0
N.A.	1.99	1.37	0.75	1.78	0

<Q31> × <Q21> クロス

<Q21>	<Q31>				
	全体	①	②	③	N.A.
①	38.00	60.54	33.73	36.56	33.33
②	40.93	23.81	45.07	40.09	0
③	4.91	2.04	5.74	3.52	33.33
④	5.20	9.52	5.01	3.08	0
⑤	10.30	4.08	9.72	16.30	33.33
N.A.	0.66	0	0.74	0.44	0

<Q31> × <Q25> クロス

<Q25>	<Q31>				
	全体	①	②	③	N.A.
①	2.93	0.68	3.69	1.76	0
②	8.61	6.12	10.49	4.41	0
③	30.37	12.93	35.16	27.75	0
④	2.08	2.04	2.22	1.76	0
⑤	16.65	20.41	14.92	18.50	33.33
⑥	28.10	12.93	32.50	25.55	0
⑦	35.76	68.03	30.13	32.16	0
⑧	24.41	55.10	18.17	23.79	0
⑨	18.16	40.82	13.15	18.94	0
⑩	13.25	36.73	9.01	11.01	0
⑪	2.84	4.76	2.81	2.64	0
⑫	8.14	3.40	6.65	15.42	16.67
N.A.	0.28	0.68	0.15	0.44	0

<Q31> × <Q39> クロス

<Q39>	<Q31>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	49.39	70.55	45.62	48.67	33.33	33.33
②	31.22	23.29	35.66	23.89	33.33	33.33
③	17.31	6.16	17.09	25.66	0	0
N.A.	2.08	0	1.63	1.77	33.33	33.33

<Q31> × <Q42>  
<Q42-SQ> クロス

<Q42> <Q42-SQ>	<Q31>		①	②	③	N.A.
		全体				
<Q42>①	18.35	44.22	14.22	14.54	0	0
②	20.44	15.65	20.44	22.91	66.67	66.67
③	60.55	40.14	64.74	62.11	33.33	33.33
N.A.	0.66	0	0.59	0.44	0	0
<Q42-SQ>①	3.69	3.42	4.06	3.11	0	0
②	7.28	5.48	8.27	6.22	0	0
③	67.55	81.51	66.62	65.78	100.00	100.00
④	19.21	9.59	20.15	24.00	0	0
N.A.	2.27	0	0.90	0.89	0	0

<Q31> × <Q48> クロス

<Q48>	<Q31>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	11.83	3.40	14.92	7.93	0	0
②	32.45	44.22	30.28	32.16	16.67	16.67
③	42.10	46.26	41.21	42.29	16.67	16.67
④	9.08	4.76	10.78	6.61	16.67	16.67
⑤	11.35	20.41	9.31	11.89	0	0
⑥	25.07	60.54	16.99	25.55	33.33	33.33
⑦	14.85	36.05	10.04	15.86	0	0
⑧	32.83	42.18	31.31	31.72	16.67	16.67
⑨	9.46	27.21	6.65	6.61	0	0
⑩	2.18	4.08	2.22	0.88	0	0
⑪	0.57	1.36	0.44	0.44	0	0
⑫	8.04	2.04	8.27	11.01	0	0
N.A.	1.32	0.68	1.18	0.44	0	0



<Q31> × <Q51> クロス

<Q51>	<Q31>		①	②	③	N.A.
		全体				
<Q51-1> ①	51.59	75.56	47.69	51.85	0	
②	35.94	13.33	39.50	35.80	100.00	
③	6.60	8.89	6.41	7.41	0	
④	0.73	2.22	0.36	1.23	0	
⑤	4.89	0	6.06	3.70	0	
N.A.	0.24	0	0	0	0	
<Q51-2>(2)①	46.12	64.38	43.77	39.80	0	
②	49.54	32.88	51.32	57.14	100.00	
N.A.	4.34	2.74	4.91	3.06	0	

<Q33-SQ> × <Q18> クロス

<Q18>	<Q33-SQ>		①	②	③	④	N.A.
		全体					
①	18.16	13.09	28.57	17.96	17.65	0	
②	58.94	65.45	51.19	60.68	73.53	100.00	
③	20.91	20.94	20.24	20.27	5.88	0	
N.A.	1.99	0.52	0	1.09	2.94	0	

<Q34> × <Q31> クロス

<Q31>	<Q34>		①	②	③	④	⑤	N.A.
		全体						
①	13.91	5.88	7.69	19.61	38.10	2.94	0	
②	64.05	70.59	70.85	58.41	45.24	67.65	33.33	
③	21.48	23.53	21.05	21.77	16.67	29.41	66.67	
N.A.	0.57	0	0.40	0.22	0	0	0	

<Q34> × <Q43> クロス

<Q43>	<Q34>		①	②	③	④	⑤	N.A.
		全体						
①	24.98	61.11	30.83	20.22	7.14	11.76	0	
②	50.61	22.22	46.25	55.48	80.95	20.59	100.00	
③	23.75	16.67	22.52	23.87	11.90	64.71	0	
N.A.	0.66	0	0.41	0.43	0	2.94	0	

<Q34-SQ> × <Q35> クロス

<Q35>	<Q34-SQ>		①	②	③	④	⑤	N.A.
		全体						
①	4.07	10.64	2.60	2.70	8.33	6.67	0	
②	15.52	23.40	20.13	11.51	33.33	6.67	25.00	
③	55.53	53.19	53.25	62.16	83.33	46.67	50.00	
④	65.66	53.19	64.94	77.03	83.33	66.67	75.00	
⑤	4.45	10.64	2.60	3.38	33.33	20.00	0	
N.A.	0.66	0	0	0.34	0	0	50.00	

<Q34-SQ> × <Q37> クロス

<Q37>	<Q34-SQ>		①	②	③	④	⑤	N.A.
		全体						
義務教育①	81.79	71.43	79.22	90.67	68.42	50.00	78.57	
②	15.66	24.49	17.53	8.33	21.05	37.50	7.14	
③	0.47	2.04	0	0.33	0	0	0	
④	0.47	0	0	0.67	5.26	6.25	0	
N.A.	1.60	2.04	3.25	0	5.26	6.25	14.29	
高校教育①	15.03	14.29	13.73	26.09	26.32	6.25	21.43	
②	43.10	26.53	45.75	45.15	31.58	31.25	28.57	
③	37.71	53.06	33.99	27.42	31.58	50.00	35.71	
④	2.36	4.08	3.92	1.34	5.26	6.25	0	
N.A.	1.80	2.04	2.61	0	5.26	6.25	14.29	
大学教育①	9.07	2.08	9.74	17.45	21.05	0	21.43	
②	21.91	20.83	18.18	26.51	26.32	18.75	7.14	
③	57.41	64.58	62.34	49.33	42.11	62.50	50.00	
④	9.73	10.42	7.14	6.71	5.26	12.50	7.14	
N.A.	1.89	2.08	2.60	0	5.26	6.25	14.29	

<Q34-SQ> × <Q48> クロス

<Q48>	<Q34-SQ>						
	全体	①	②	③	④	⑤	N.A.
①	11.83	17.02	8.44	9.80	33.33	33.33	25.00
②	32.45	40.43	37.01	36.82	33.33	26.67	25.00
③	42.10	38.30	52.60	39.86	25.00	20.00	50.00
④	9.08	21.28	5.19	6.76	8.33	13.33	0
⑤	11.35	10.64	12.34	13.85	33.33	6.67	25.00
⑥	25.07	31.91	29.87	31.76	33.33	20.00	0
⑦	14.85	14.89	19.48	19.59	25.00	6.67	0
⑧	32.83	27.66	25.97	37.16	16.67	33.33	50.00
⑨	9.46	8.51	12.34	14.19	16.67	13.33	0
⑩	2.18	4.26	3.25	2.36	0	0	0
⑪	0.57	0	1.30	0.68	8.33	0	0
⑫	8.04	4.26	5.84	7.43	8.33	33.33	0
N.A.	1.32	0	2.60	0.34	0	0	0

<Q36> × <Q27> クロス

<Q27>	<Q36>						
	全体	①	②	③	④	⑤	N.A.
①	9.92	7.02	8.19	12.87	21.28	0	20.00
②	52.88	49.12	52.61	56.29	46.81	54.05	30.00
③	29.84	38.60	32.40	26.35	14.89	24.32	50.00
④	6.70	5.26	6.62	4.19	17.02	21.62	0
N.A.	0.66	0	0.17	0.30	0	0	0

<Q36> × <Q28> クロス

<Q28>	<Q36>						
	全体	①	②	③	④	⑤	N.A.
①	1.51	6.90	1.75	0.30	0	2.70	0
②	21.00	32.76	24.96	14.16	8.33	21.62	18.18
③	47.87	41.38	43.80	56.33	52.08	43.24	36.36
④	46.74	36.21	46.25	51.20	45.83	32.43	45.45
⑤	29.61	18.97	23.56	40.96	47.92	18.92	27.27
⑥	36.05	27.59	29.67	46.39	52.08	35.14	36.36
⑦	39.45	24.14	32.81	51.81	58.33	32.43	36.36
⑧	4.07	5.17	3.32	4.52	8.33	2.70	9.09
⑨	4.73	5.17	4.01	3.31	8.33	21.62	0
N.A.	0.38	1.72	0	0.30	0	0	0

<Q36> × <Q34> クロス

<Q34>	<Q36>		①	②	③	④	⑤	N.A.
		全体						
①	1.70	6.90	2.26	0	0	2.70	0	
②	46.79	65.52	55.92	37.46	6.25	24.32	10.00	
③	43.95	27.59	37.63	56.80	54.17	37.84	50.00	
④	3.97	0	1.22	4.53	39.58	2.70	0	
⑤	3.21	0	2.96	1.21	0	32.43	10.00	
N.A.	0.38	0	0	0	0	0	30.00	

<Q36> × <Q36-SQ> クロス

<Q36-SQ>	<Q36>		①	②	③	④	⑤	N.A.
		全体						
①	32.77	84.48	39.27	18.69	4.17	21.62	10.00	
②	54.58	8.62	55.67	65.58	41.67	37.84	10.00	
③	6.23	0	1.57	13.06	27.08	2.70	10.00	
④	0.85	0	0	0	18.75	0	0	
⑤	3.21	0	1.22	2.67	8.33	37.84	0	
N.A.	2.36	6.90	2.27	0	0	0	70.00	

<Q36> × <Q51> クロス

<Q51>	<Q36>		①	②	③	④	⑤	N.A.
		全体						
<Q51-1>①	51.59	50.00	52.52	48.33	73.33	28.57	50.00	
②	35.94	31.82	37.39	35.83	13.33	35.71	50.00	
③	6.60	13.64	5.46	8.33	6.67	7.14	0	
④	0.73	0	0.84	2.50	0	0	0	
⑤	4.89	4.55	3.78	4.17	6.67	28.57	0	
N.A.	0.24	0	0	0.83	0	0	0	
<Q51-2>(2)①	46.12	61.54	39.47	53.42	57.89	42.86	20.00	
②	49.54	34.62	57.46	41.78	42.11	42.86	60.00	
N.A.	4.34	3.85	3.07	4.79	0	14.29	20.00	

<Q36> × <Q61-1>  
<Q61-2> クロス

<Q61>	<Q36>						
	全体	①	②	③	④	⑤	N.A.
<Q61-1>①	8.89	20.69	10.63	5.93	2.04	0	10.00
②	26.49	20.69	22.13	34.72	30.61	24.32	20.00
③	9.74	8.62	5.57	13.65	40.82	2.70	0
④	42.86	34.48	49.48	36.50	24.49	35.14	30.00
⑤	10.88	15.52	11.32	7.72	2.04	37.84	20.00
N.A.	1.14	0	0.87	1.48	0	0	20.00
<Q61-2>①	27.25	42.11	31.75	22.29	6.25	8.11	30.00
②	15.61	19.30	8.95	21.39	54.17	16.22	0
③	37.94	26.32	39.65	40.36	25.00	29.73	40.00
④	17.88	12.28	18.95	15.06	14.58	45.95	10.00
N.A.	1.32	0	0.70	0.90	0	0	20.00

<Q37> × <Q34-SQ> クロス

<Q34-SQ>	<Q37>															
	全体	義務教育					高校教育					大学教育				
		①	②	③	④	N.A.	①	②	③	④	N.A.	①	②	③	④	N.A.
①	8.90	7.59	16.00	50.00	0	10.00	6.09	5.58	14.53	14.29	11.11	1.33	7.94	10.37	12.50	11.11
②	29.17	26.46	36.00	0	0	50.00	18.26	30.04	29.05	42.86	44.44	20.00	22.22	32.11	27.50	44.44
③	56.06	59.00	33.33	50.00	50.00	0	67.83	57.94	45.81	28.57	0	69.33	62.70	49.16	50.00	0
④	2.27	2.82	5.33	0	25.00	10.00	4.35	2.58	3.35	7.14	11.11	5.33	3.97	2.68	2.50	11.11
⑤	2.84	1.74	8.00	0	25.00	10.00	0.87	2.15	4.47	7.14	11.11	0	2.38	3.34	5.00	11.11
N.A.	0.76	2.39	1.33	0	0	20.00	2.61	1.72	2.79	0	22.22	4.00	0.79	2.34	2.50	22.22

<Q37> × <Q35> クロス

<Q35>	<Q37>															
	全体	義務教育					高校教育					大学教育				
		①	②	③	④	N.A.	①	②	③	④	N.A.	①	②	③	④	N.A.
①	4.07	3.34	7.83	0	20.00	0	0	2.85	6.02	24.00	0	1.04	3.02	3.29	14.56	0
②	15.52	14.19	22.29	0	40.00	11.76	12.58	15.35	16.29	28.00	5.26	4.17	16.38	17.11	15.53	5.00
③	55.53	56.40	53.61	40.00	20.00	47.06	52.83	59.65	52.88	48.00	26.32	61.46	59.48	55.43	44.66	25.00
④	65.66	67.94	57.23	40.00	60.00	35.29	76.73	67.76	61.65	44.00	26.32	77.08	67.24	65.63	59.22	25.00
⑤	4.45	4.61	3.01	20.00	20.00	11.76	3.77	3.07	6.02	0	10.53	5.21	3.45	4.44	2.91	10.00
N.A.	0.66	0	0	0	20.00	23.53	0	0.22	0	0	21.05	0	0.43	0	0	20.00

<Q37> × <Q60> クロス

<Q60>	<Q37>															
	全体	義務教育					N.A.	高校教育				N.A.	大学教育			
		①	②	③	④		①	②	③	④		①	②	③	④	
①	10.73	11.48	5.99	0	0	29.41	10.63	10.20	11.28	0	28.57	11.34	10.21	10.98	7.84	28.57
②	42.94	44.09	39.52	66.67	50.00	23.53	50.00	46.42	37.34	33.33	28.57	55.67	51.91	39.51	32.35	28.57
③	24.67	24.23	26.95	0	33.33	23.53	18.75	23.21	28.32	37.50	21.43	14.43	19.57	26.72	34.31	21.43
④	11.39	9.87	17.96	33.33	16.67	11.76	8.13	9.98	13.78	20.83	14.29	6.19	7.23	12.95	16.67	14.29
⑤	8.85	9.41	7.19	0	0	0	11.25	9.11	8.02	8.33	0	11.34	9.79	8.52	8.82	0
N.A.	1.41	0.92	2.40	0	0	11.76	1.25	1.08	1.25	0	7.14	1.03	1.28	1.31	0	7.14

<Q37> × <Q61-1> クロス

<Q61-1>	<Q37>															
	全体	義務教育					N.A.	高校教育				N.A.	大学教育			
		①	②	③	④		①	②	③	④		①	②	③	④	
①	8 8.89	7.92	12.65	16.67	16.67	11.76	6.83	6.58	10.97	28.00	14.29	4.12	5.17	8.52	23.08	14.29
②	26.49	27.44	24.10	16.67	0	5.88	27.33	30.26	22.94	24.00	7.14	29.90	34.91	25.90	10.58	7.14
③	9.74	10.79	5.42	16.67	16.67	5.88	22.98	7.02	7.73	8.00	0	31.96	9.05	7.54	5.77	0
④	42.86	42.59	45.18	50.00	50.00	29.41	32.33	46.05	44.64	32.00	28.57	24.74	41.81	45.08	49.04	28.57
⑤	10.88	10.45	10.84	0	16.67	35.29	9.32	9.43	12.47	8.00	42.86	9.28	8.19	11.80	10.58	42.86
N.A.	1.14	0.80	1.81	0		11.76	1.24	0.66	1.25	0	7.14	0	0.86	1.15	0.96	7.14

<Q38> × <Q9> クロス

<Q9>	<Q38>													
	全体	<Q38-1>					<Q38-2>							
		①	②	③	④	N.A.	①	②	③	④	⑤	⑥	N.A.	
①	22.71	38.71	16.89	24.15	20.48	26.67	27.78	25.57	22.46	14.29	36.36	18.98	26.67	
②	16.65	9.68	27.85	12.99	18.07	26.67	18.52	13.24	18.95	17.86	36.36	9.49	26.67	
③	53.36	48.39	49.32	56.07	42.17	46.67	51.85	55.25	51.75	55.36	18.18	59.12	46.67	
④	6.15	3.23	4.57	5.37	19.28	0	0	4.57	5.79	8.93	9.09	11.68	0	
N.A.	1.14	0	1.37	1.41	0	0	1.85	1.37	1.05	3.57	0	0.73	0	

<Q38-1> × <Q25> クロス

<Q25>	<Q38-1>					
	全体	①	②	③	④	N.A.
①	2.93	16.13	1.38	2.82	3.57	0
②	8.61	16.13	5.99	9.46	5.95	5.56
③	30.37	25.81	20.74	34.32	27.38	5.56
④	2.08	3.23	1.84	1.98	3.57	0
⑤	16.65	19.35	20.28	15.11	16.67	22.22
⑥	28.10	32.26	21.20	30.93	21.43	22.22
⑦	35.76	19.35	44.24	36.16	19.05	16.67
⑧	24.41	3.23	38.25	22.32	8.33	38.89
⑨	18.16	3.23	25.81	17.80	5.95	22.22
⑩	13.25	0	17.51	13.70	4.76	5.56
⑪	2.84	3.23	7.76	2.68	4.76	11.11
⑫	8.14	9.68	7.83	6.21	27.38	0
N.A.	0.28	0	0	0.42	0	0

<Q38-1> × <Q40> クロス

<Q40>	<Q38-1>					
	全体	①	②	③	④	N.A.
①	24.50	45.16	15.07	26.02	30.95	6.67
②	66.04	45.16	70.78	67.79	52.38	6.67
③	5.30	6.45	12.33	3.80	5.95	0
④	2.37	3.23	1.37	1.55	10.71	6.67
N.A.	1.80	0	0.46	0.84	0	80.00

<Q38-2> × <Q40> クロス

<Q40>	<Q38-2>							
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	N.A.
①	24.50	33.33	34.70	19.44	29.09	18.18	26.09	6.67
②	66.04	50.00	60.27	73.03	60.00	54.55	59.42	6.67
③	5.30	11.11	4.11	5.25	9.09	9.09	7.25	0
④	2.37	3.70	0.46	1.58	1.82	9.09	7.25	6.67
N.A.	1.80	1.85	0.46	0.70	0	9.09	0	80.00

<Q38-1>  
<Q38-2> × <Q48> クロス

<Q48>	<Q38-1> <Q38-2>		<38-1>				N.A.	<Q38-2>						
	全体		①	②	③	④		①	②	③	④	⑤	⑥	N.A.
①	11.83	12.90	9.68	11.02	22.62	11.11		3.70	14.61	7.91	40.00	18.18	14.49	13.33
②	32.45	32.26	31.34	35.03	20.24	16.67		48.15	36.53	35.68	18.18	18.18	18.12	20.00
③	42.10	38.71	41.01	43.79	29.76	44.44		57.41	40.64	44.64	23.64	27.27	35.51	53.33
④	9.08	12.90	8.29	9.89	3.57	11.11		14.81	11.42	7.56	14.55	0	7.97	13.33
⑤	11.35	16.13	14.75	10.88	7.14	0		9.26	9.13	13.53	3.64	18.18	10.87	0
⑥	25.07	6.45	34.10	24.29	10.71	33.33		46.30	21.00	28.12	7.27	36.36	17.39	40.00
⑦	14.85	3.23	20.28	14.27	8.33	22.22		18.52	12.33	17.05	3.64	18.18	13.04	26.67
⑧	32.83	19.35	32.72	34.18	29.76	16.67		27.78	28.31	36.91	32.73	27.27	26.81	20.00
⑨	9.46	6.45	16.59	7.77	4.76	11.11		18.52	8.22	10.19	3.64	18.18	7.97	13.33
⑩	2.18	0	1.38	2.54	2.38	0		3.70	3.65	2.11	0	0	0.72	0
⑪	0.57	0	0.92	0.42	0	5.56		1.85	0.91	0.18	0	9.09	0	6.67
⑫	8.04	9.68	3.69	8.90	13.10	0		0	5.48	6.50	7.27	27.27	21.01	0
N.A.	1.32	0	0.46	0.71	2.38	11.11		0	0.91	0.70	0	0	1.45	13.33

<Q38-1> × <Q38-2> クロス

<Q38-2>	<Q38-1>					
	全体	①	②	③	④	N.A.
①	5.09	6.45	5.48	5.49	1.19	0
②	20.64	41.94	21.00	21.80	5.95	0
③	53.63	32.26	68.04	54.43	26.19	0
④	5.18	3.23	1.83	6.05	8.33	0
⑤	1.04	6.45	0.46	1.13	0	0
⑥	13.01	9.68	3.20	11.11	58.33	0
N.A.	1.41	0	0	0	0	100.00

<Q38-2> × <Q38-1> クロス

<Q38-1>	<Q38-2>							
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	N.A.
①	2.93	3.70	5.94	1.76	1.82	18.18	2.17	0
②	20.51	22.22	21.00	26.23	7.27	9.09	5.07	0
③	66.92	72.22	70.78	68.13	78.18	72.73	57.25	0
④	7.94	1.85	2.28	3.87	12.73	0	35.51	0
N.A.	1.70	0	0	0	0	0	0	100.00



<Q39> × <Q25> クロス

<Q25>	<Q39>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	2.41	1.92	4.24	3.83	0	
②	7.31	7.28	11.52	7.10	9.09	
③	30.60	27.97	36.06	29.51	4.55	
④	1.59	1.92	2.73	1.09	4.55	
⑤	16.68	14.75	18.48	18.58	18.18	
⑥	28.46	26.82	27.88	32.24	18.18	
⑦	33.98	42.53	32.73	21.86	22.73	
⑧	23.64	31.42	17.88	14.21	31.82	
⑨	24.33	20.69	16.67	12.02	18.18	
⑩	12.54	17.05	9.39	9.84	4.55	
⑪	2.48	2.87	3.03	3.28	9.09	
⑫	8.13	7.28	6.67	14.75	0	
N.A.	0.55	0.19	0.30	0.55	0	

<Q39> × <Q31> クロス

<Q31>	<Q39>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	13.91	19.77	10.33	4.95	0	
②	64.05	58.93	72.95	63.19	68.75	
③	21.48	21.11	16.41	31.87	25.00	
N.A.	0.57	0.19	0.30	0	6.25	

<Q42> × <Q21> クロス

<Q21>	<Q42>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	38.00	55.90	37.50	32.97	20.00	
②	40.93	28.21	38.89	45.16	80.00	
③	4.91	1.54	5.09	5.78	0	
④	5.20	8.21	6.02	4.06	0	
⑤	10.30	5.13	12.50	11.41	0	
N.A.	0.66	1.03	0	0.63	0	

<Q42> × <Q31> クロス

<Q31>	<Q42>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	13.91	33.51	10.70	9.25	0	
②	64.05	49.48	64.19	68.50	80.00	
③	21.48	17.01	24.19	22.10	20.00	
N.A.	0.57	0	0.93	0.16	0	

<Q42> × <Q43> クロス

<Q43>	<Q42>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	24.98	29.90	27.78	22.73	20.00	
②	50.61	59.79	47.69	49.37	0	
③	23.75	10.31	24.54	27.90	0	
④	0.66	0	0	0	80.00	

<Q42> × <Q45> クロス

<Q45>	<Q42>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	47.49	68.39	51.63	40.44	0	
②	42.48	27.46	44.19	46.87	40.00	
③	8.99	4.15	4.19	12.07	20.00	
N.A.	1.04	0	0	0.63	40.00	

<Q43> × <Q21> クロス

<Q21>	<Q43>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	38.00	44.53	37.31	32.67	20.00	
②	40.93	33.96	44.22	41.04	60.00	
③	4.91	6.42	3.73	5.58	20.00	
④	5.20	5.66	5.22	4.78	0	
⑤	10.30	8.68	8.96	15.54	0	
N.A.	0.66	0.75	0.56	0.40	0	

<Q43> × <Q42> クロス

<Q42>	<Q43>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	18.35	21.97	21.72	7.97	0	
②	20.44	22.73	19.29	21.12	0	
③	60.55	54.92	58.99	70.92	0	
N.A.	0.66	0.38	0	0	100.00	

<Q43> × <Q47> クロス

<Q47>	<Q43>				
	全体	①	②	③	N.A.
①	28.10	35.11	27.43	23.02	0
②	2.37	3.82	2.05	1.98	0
③	63.95	57.63	66.23	66.67	20.00
④	4.54	3.44	3.73	7.54	0
N.A.	1.04	0	0.56	0.79	80.00

<Q43> × <Q58-1> クロス

<Q58-1>	<Q43>				
	全体	①	②	③	N.A.
①	8.04	14.89	6.00	5.56	0
②	69.54	68.32	75.61	59.92	0
③	21.00	16.41	18.01	32.94	20.00
N.A.	1.42	0.38	0.38	1.59	80.00

<Q43> × <Q61-2> クロス

<Q61-2>	<Q43>				
	全体	①	②	③	N.A.
①	27.25	42.75	23.65	19.60	20.00
②	15.61	11.45	19.93	10.80	0
③	37.94	31.68	42.27	37.60	0
④	17.88	14.12	13.59	31.20	0
N.A.	1.32	0	0.56	0.80	80.00

<Q43-SQ> × <Q21> クロス

<Q21>	<Q43-SQ>										
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	N.A.
①	38.00	37.04	36.83	28.68	31.75	33.10	26.47	51.11	43.24	33.33	-
②	40.93	45.27	44.99	48.53	49.76	45.52	58.82	34.81	39.19	50.00	-
③	4.91	3.70	2.56	6.62	4.74	5.52	0	1.48	2.70	0	-
④	5.20	5.35	6.06	5.15	4.74	6.21	5.88	6.67	12.16	16.67	-
⑤	10.30	8.23	8.86	11.03	9.00	9.66	8.82	5.19	2.70	0	-
N.A.	0.66	0.41	-0.70	0	0	0	0	0.74	0	0	-

<Q44> × <Q20-2> クロス

<Q20-2>	<Q44>				
	全体	①	②	③	N.A.
①	11.07	7.79	22.95	12.36	14.29
②	62.63	61.07	63.93	64.94	71.43
③	19.96	24.05	9.84	16.67	14.29
④	1.32	2.08	0.82	0.29	0
⑤	4.54	4.50	2.46	5.46	0
N.A.	0.47	0.52	0	0.29	0

<Q44> × <Q20-3> クロス

<Q20-3>	<Q44>				
	全体	①	②	③	N.A.
①	17.77	13.77	31.15	19.66	14.29
②	51.61	50.60	50.82	52.71	85.71
③	24.95	28.57	16.39	23.08	0
④	3.59	5.51	1.64	1.14	0
⑤	1.89	1.55	0	3.13	0
N.A.	0.19	0	0	0.28	0

<Q44> × <Q20-17> クロス

<Q20-17>	<Q44>				
	全体	①	②	③	N.A.
①	15.04	12.65	27.05	14.61	28.57
②	46.83	47.14	45.08	47.28	42.86
③	23.56	26.52	18.85	20.63	14.29
④	3.03	3.64	2.46	2.01	0
⑤	10.79	9.36	5.74	14.90	14.29
N.A.	0.76	0.69	0.82	0.57	0

<Q45> × <Q42>  
<Q42-SQ> クロス

<Q42> <Q42-SQ>	<Q45>		①	②	③	N.A.
	全体					
<Q42>①	18.35	26.35	11.80	8.42	0	
②	20.44	22.16	21.16	9.47	0	
③	60.55	51.50	66.59	81.05	66.67	
N.A.	0.66	0	0.45	1.05	33.33	
<Q42-SQ>①	3.69	3.43	4.28	2.20	0	
②	7.28	8.47	5.86	8.79	0	
③	67.55	73.79	68.47	45.05	33.33	
④	19.21	13.91	20.72	42.86	33.33	
N.A.	2.27	0.40	0.68	1.10	33.33	

<Q45> × <Q58> クロス

<Q58>	<Q45>		①	②	③	N.A.
	全体					
<Q58-1>①	8.04	7.58	8.02	10.53	0	
②	69.54	76.25	68.15	47.37	28.57	
③	21.00	15.77	22.72	41.05	28.57	
N.A.	1.42	0.40	1.11	1.05	42.86	
<Q58-2>①	10.69	10.62	9.95	16.48	14.29	
②	7.19	8.42	7.24	3.30	0	
③	63.10	69.94	63.57	45.05	28.57	
④	15.52	10.82	17.87	32.97	14.29	
N.A.	3.50	0.20	1.36	2.20	42.86	

<Q47> × <Q15> クロス

<Q15>	<Q47>		①	②	③	④	N.A.
	全体						
①	2.76	3.88	3.85	2.31	0	10.00	
②	12.14	13.27	23.08	10.98	12.00	20.00	
③	12.79	17.15	15.38	10.40	20.00	0	
④	43.70	47.57	26.92	44.08	28.00	30.00	
⑤	15.18	10.68	15.38	17.34	12.00	20.00	
⑥	3.13	1.62	3.85	3.61	4.00	10.00	
⑦	10.03	5.83	11.54	10.84	24.00	10.00	
N.A.	0.28	0	0	0.43	0	0	

<Q47> × <Q21> クロス

<Q21>	<Q47>		①	②	③	④	N.A.
		全体					
①	38.00	46.15	24.00	36.65	16.67	22.22	
②	40.93	35.79	40.00	43.47	37.50	44.44	
③	4.91	3.34	20.00	4.75	8.33	11.11	
④	5.20	5.35	4.00	5.34	2.08	11.11	
⑤	10.30	9.03	12.00	9.20	35.42	11.11	
N.A.	0.66	0.33	0	0.59	0	0	

<Q47> × <Q31> クロス

<Q31>	<Q47>		①	②	③	④	N.A.
		全体					
①	13.91	20.27	4.00	12.04	6.25	22.22	
②	64.05	60.14	88.00	64.64	70.83	66.67	
③	21.48	19.59	8.00	22.88	22.92	11.11	
N.A.	0.57	0	0	0.45	0	0	

<Q47> × <Q48> クロス

<Q48>	<Q47>		①	②	③	④	N.A.
		全体					
①	11.83	8.42	20.00	12.43	20.83	0	
②	32.45	35.69	20.00	33.14	16.67	0	
③	42.10	43.77	24.00	43.93	25.00	0	
④	9.08	12.12	16.00	7.99	4.17	0	
⑤	11.35	15.15	8.00	10.80	0	0	
⑥	25.07	31.31	4.00	24.11	14.58	11.11	
⑦	14.85	21.21	8.00	13.61	0	0	
⑧	32.83	29.97	24.00	35.06	27.08	0	
⑨	9.46	14.81	8.00	7.69	4.17	0	
⑩	2.18	3.37	4.00	1.78	0	0	
⑪	0.57	0.67	0	0.59	0	0	
⑫	8.04	6.40	12.00	7.54	25.00	0	
N.A.	1.32	0.34	0	0.15	0	88.89	

<Q48> × <Q15> クロス

<Q15>	<Q48>													N.A.
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
①	2.76	1.53	2.94	3.07	7.07	2.48	2.90	3.05	1.98	3.67	0	14.29	1.14	9.09
②	12.14	13.74	9.89	12.50	17.17	10.74	9.78	7.32	10.48	6.42	20.00	0	13.64	27.27
③	12.79	22.14	13.10	10.31	17.17	9.92	8.33	8.54	11.05	5.50	8.00	0	19.32	0
④	43.70	32.06	47.06	48.46	30.30	47.93	59.78	55.49	48.73	66.06	36.00	14.29	27.27	27.27
⑤	15.18	20.61	15.51	13.60	10.10	13.22	9.78	12.80	16.43	11.01	20.00	0	10.23	18.18
⑥	3.13	3.05	3.21	1.75	2.02	3.31	3.62	6.10	1.70	1.83	8.00	57.14	5.68	0
⑦	10.03	6.87	7.75	10.09	15.15	12.40	5.80	6.71	8.75	5.50	8.00	14.29	22.73	18.18
N.A.	0.28	0	0.53	0.22	1.01	0	0	0	0.85	0	0	0	0	0

<Q48> × <Q21> クロス

<Q21>	<Q48>													N.A.
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
①	38.00	16.54	43.02	45.39	28.13	52.46	56.93	56.96	36.00	50.50	69.57	0	24.71	27.27
②	40.93	55.91	40.50	36.63	46.88	29.51	28.09	25.32	41.71	28.71	21.74	16.67	45.88	45.45
③	4.91	11.81	3.91	3.37	7.29	2.46	2.25	1.90	4.29	3.96	0	0	5.88	9.09
④	5.20	3.15	5.03	5.84	5.21	4.92	6.37	9.49	6.00	8.91	4.35	66.67	2.35	0
⑤	10.30	11.02	6.98	8.54	12.50	9.84	6.37	6.33	11.14	6.93	0	16.67	20.00	18.18
N.A.	0.66	1.57	0.56	0.22	0	0.82	0	0	0.86	0.99	4.35	0	1.18	0

<Q48> × <Q25> クロス

<Q25>	<Q48>													N.A.
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
①	2.93	6.40	2.62	2.02	6.25	4.17	1.89	0.64	2.31	5.00	4.35	0	4.71	0
②	8.61	15.20	9.91	7.19	12.50	10.83	6.79	6.37	8.65	7.00	17.39	33.33	9.41	7.14
③	30.37	34.40	28.57	29.44	37.50	27.50	22.64	22.29	36.89	24.00	30.43	33.33	36.47	7.14
④	2.08	6.40	0.58	1.35	3.13	3.33	0.75	1.91	2.02	1.00	0	0	2.35	7.14
⑤	16.65	14.40	18.95	17.08	17.71	20.00	23.40	17.20	12.68	29.00	26.09	16.67	17.65	7.14
⑥	28.10	50.40	26.24	24.72	31.25	19.17	19.62	14.65	32.28	19.00	8.70	16.67	30.59	35.71
⑦	35.76	23.20	44.61	45.17	28.13	51.67	52.45	54.78	36.02	60.00	56.52	50.00	21.18	28.57
⑧	24.41	9.60	27.41	28.54	23.96	31.67	38.87	48.41	29.39	48.00	34.78	16.67	17.65	7.14
⑨	18.16	8.00	20.70	23.60	10.42	25.83	30.94	42.68	19.60	41.00	34.78	16.67	10.59	0
⑩	13.25	2.40	18.08	17.08	8.33	24.17	25.66	40.76	14.12	34.00	34.78	16.67	3.53	7.14
⑪	2.84	2.40	2.92	2.70	5.21	5.83	3.02	4.46	4.90	8.00	21.74	33.33	3.53	7.14
⑫	8.14	10.40	7.58	6.52	6.25	5.83	4.53	3.18	5.48	0	4.35	0	18.82	7.14
N.A.	0.28	0	0	0.45	0	0	0.38	0.64	0.58	0	0	0	1.18	0

<Q48> × <Q31> クロス

<Q31>	<Q48>													N.A.
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
①	13.91	4.03	18.90	15.32	7.29	25.00	33.71	33.76	17.87	40.00	26.09	33.33	3.57	10.00
②	64.05	81.45	59.59	62.84	76.04	52.50	43.56	43.31	61.10	45.00	65.22	50.00	66.67	80.00
③	21.48	14.52	21.22	21.62	15.63	22.50	21.97	22.93	20.75	15.00	8.70	16.67	29.76	10.00
N.A.	0.57	0	0.29	0.23	1.04	0	0.76	0	0.29	0	0	0	0	0

<Q48> × <Q51> クロス

<Q51>	<Q48>													N.A.
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
<Q51-1>①	51.59	34.00	55.15	52.15	62.79	70.27	57.94	60.00	54.92	65.00	20.00	-	34.29	25.00
②	35.94	42.00	33.09	38.04	23.26	18.92	33.64	33.85	36.89	27.50	40.00	-	40.00	50.00
③	6.60	8.00	7.35	3.68	9.30	8.11	4.67	6.15	3.28	5.00	0	-	14.29	25.00
④	0.73	4.00	1.47	1.84	2.33	2.70	0.93	0	1.64	0	20.00	-	0	0
⑤	4.89	12.00	2.21	3.68	2.33	0	1.87	0	3.28	2.50	20.00	-	11.43	0
N.A.	0.24	0	0.74	0.61	0	0	0.93	0	0	0	0	-	0	0
<Q51-2>①	46.12	44.68	52.55	47.52	25.00	57.63	55.00	63.16	57.05	58.97	72.73	40.00	30.30	50.00
②	49.54	55.32	43.80	50.00	69.44	37.29	42.00	35.09	41.01	35.90	27.27	40.00	54.55	0
N.A.	4.34	0	3.65	2.48	5.56	5.08	3.00	1.75	1.34	5.13	0	20.00	15.15	50.00

<Q48> × <Q61-1>  
<Q61-2> クロス

<Q61>	<Q48>													N.A.
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
<Q61-1>①	8.89	5.56	10.92	9.42	13.54	11.67	6.02	6.96	6.88	2.97	0	0	8.24	10.00
②	26.49	26.98	27.87	26.01	17.71	27.50	27.07	25.32	31.52	30.69	26.09	33.33	25.88	10.00
③	9.74	5.56	9.77	10.31	10.42	20.00	19.55	19.62	13.47	24.75	26.09	16.67	7.06	0
④	42.86	52.38	42.82	42.38	43.75	28.33	39.10	37.97	40.40	37.62	43.48	50.00	41.18	30.00
⑤	10.88	9.52	8.05	10.31	12.50	11.67	7.52	8.86	7.45	3.96	4.35	0	17.65	10.00
N.A.	1.14	0	0.57	1.57	2.08	0.83	0.75	1.27	0.29	0	0	0	0	40.00
<Q61-2>①	27.25	28.80	23.99	30.77	34.74	24.17	20.75	21.15	25.94	18.18	27.27	16.67	20.24	10.00
②	15.61	13.60	17.34	15.84	15.79	26.67	24.91	26.28	19.88	39.39	22.73	50.00	8.33	0
③	37.94	33.60	44.80	37.56	35.79	32.50	38.87	39.74	39.77	32.32	40.91	16.67	33.33	10.00
④	17.88	24.00	13.29	14.93	12.63	15.83	14.72	11.54	14.41	10.10	9.09	16.67	38.10	40.00
N.A.	1.32	0	0.58	0.90	1.05	0.83	0.75	1.28	0	0	0	0	0	40.00



<Q50-1> × <Q48> クロス

<Q48>	<Q50-1>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	11.83	11.17	9.09	21.52	11.11	
②	32.45	33.93	90.91	25.32	11.11	
③	42.10	43.52	27.27	29.11	33.33	
④	9.08	8.96	9.09	10.13	11.11	
⑤	11.35	11.80	9.09	7.59	5.56	
⑥	25.07	26.55	27.27	11.39	5.56	
⑦	14.85	15.70	0	7.59	11.11	
⑧	32.83	34.35	36.36	16.46	5.56	
⑨	9.46	9.48	27.27	10.13	0	
⑩	2.18	2.32	0	1.27	0	
⑪	0.57	0.53	9.09	0	0	
⑫	8.04	7.17	0	21.52	0	
N.A.	1.32	0.53	0	0	22.22	

<Q50-1> × <Q50-2> クロス

<Q50-2>	<Q50-1>		①	②	③	N.A.
		全体				
④	1.99	2.11	0	1.27	0	
⑤	43.42	45.15	72.73	25.32	0	
⑥	40.30	43.25	27.27	16.46	0	
⑦	12.87	9.49	0	56.96	0	
N.A.	1.42	0	0	0	100.00	

<Q50-2> × <西暦・元号> クロス

西暦・元号	<Q50-2>		④	⑤	⑥	⑦	N.A.
		全体					
西 暦	41.25	19.05	44.88	40.38	37.50	20.00	
元 号	27.44	33.33	27.45	28.64	23.53	13.33	
年代の 記入なし	31.32	47.62	27.67	30.99	38.97	66.67	

<Q50-2> × <Q8> クロス

<Q8>	<Q50-2>		④	⑤	⑥	⑦	N.A.
		全体					
①	29.99	42.86	25.43	34.35	30.15	28.57	
②	32.73	23.81	31.09	34.59	33.09	35.71	
③	29.71	33.33	37.39	23.06	24.26	28.57	
④	6.72	0	5.22	7.53	11.76	0	
N.A.	0.85	0	0.87	0.47	0.74	7.14	

<Q50-2> × <Q11> クロス

<Q11>	<Q50-2>		④	⑤	⑥	⑦	N.A.
		全体					
①	51.84	33.33	63.44	42.62	47.45	42.86	
②	30.27	61.90	23.57	35.36	32.85	42.86	
③	16.27	4.76	12.11	20.84	19.71	14.29	
N.A.	1.61	0	0.88	1.17	0	0	

<Q50-2> × <Q26> クロス

<Q26>	<Q50-2>		④	⑤	⑥	⑦	N.A.
		全体					
①	2.65	4.76	3.27	1.17	4.41	0	
②	33.21	28.57	29.41	39.44	29.41	33.33	
③	18.92	14.29	23.31	17.61	11.76	0	
④	36.90	33.33	45.97	29.81	31.62	13.33	
⑤	35.19	28.57	44.88	26.76	31.62	26.67	
⑥	11.07	14.29	6.97	12.68	19.85	6.67	
⑦	3.12	0	1.31	3.76	7.35	13.33	
N.A.	0.57	0	0.44	0.47	0	6.67	

<Q50-2> × <Q34> クロス

<Q34>	<Q50-2>		④	⑤	⑥	⑦	N.A.
		全体					
①	1.70	4.76	1.31	1.64	2.94	0	
②	46.79	66.67	42.70	50.70	46.32	35.71	
③	43.95	28.57	47.28	42.72	38.24	64.29	
④	3.97	0	6.97	1.41	2.94	0	
⑤	3.21	0	1.31	3.52	8.82	0	
N.A.	0.38	0	0.44	0	0.74	0	

<Q50-2> × <Q48> クロス

<Q48>	<Q50-2>					
	全体	④	⑤	⑥	⑦	N.A.
①	11.83	4.76	12.20	10.80	15.44	13.33
②	32.45	38.10	37.04	32.39	25.74	20.00
③	42.10	47.62	40.74	44.60	37.50	46.67
④	9.08	14.29	8.06	9.39	9.56	13.33
⑤	11.35	4.76	13.29	9.86	11.03	6.67
⑥	25.07	9.52	28.10	25.59	17.65	13.33
⑦	14.85	14.29	16.78	14.32	10.29	13.33
⑧	32.83	28.57	32.46	36.38	25.74	13.33
⑨	9.46	4.76	11.55	7.98	8.82	0
⑩	2.18	0	3.49	1.41	0.74	0
⑪	0.57	0	0.87	0.47	0	0
⑫	8.04	9.52	6.75	7.98	13.24	0
N.A.	1.32	0	0.44	0.23	1.47	26.67

<Q50-2> × <Q49-3> クロス

<Q49-3>	<Q50-2>					
	全体	④	⑤	⑥	⑦	N.A.
①	7.00	14.29	5.66	9.15	4.41	0
②	17.41	23.81	21.13	14.55	12.50	20.00
③	4.07	9.52	5.01	3.05	3.68	0
④	32.36	14.29	41.18	25.59	27.21	26.67
⑤	36.99	28.57	44.88	34.74	22.06	20.00
⑥	16.75	14.29	20.70	15.96	8.09	20.00
⑦	3.88	0	6.32	2.35	0.74	6.67
⑧	6.91	0	11.11	4.69	1.47	0
⑨	0.66	0	1.09	0.47	0	0
⑩	0.95	0	1.09	0.94	0	6.67
⑪	21.85	23.81	11.55	25.82	44.85	6.67
N.A.	2.37	4.76	0.65	1.88	2.21	33.33

<Q50-2> × <Q49-6> クロス

<Q49-6>	<Q50-2>		④	⑤	⑥	⑦	N.A.
		全体					
①	1.99	9.52	1.53	2.35	2.21	0	
②	17.60	14.29	24.62	14.79	4.41	6.67	
③	66.98	61.90	75.60	65.02	49.26	33.33	
④	0.09	0	0.22	0	0	0	
⑤	21.38	19.05	11.98	24.41	44.85	6.67	
N.A.	2.37	0	0.87	1.64	1.47	46.67	

<Q50-2> × <Q51> クロス

<Q51>	<Q50-2>		④	⑤	⑥	⑦	N.A.
		全体					
<Q51-1>①	51.59	85.71	54.55	52.76	31.48	100.00	
②	35.94	14.29	35.29	36.81	37.04	0	
③	6.60	0	5.35	6.13	14.81	0	
④	0.73	0	1.60	0	1.85	0	
⑤	4.89	0	3.21	3.68	14.81	0	
N.A.	0.24	0	0	0.61	0	0	
<Q51-2>①	46.12	85.71	52.69	41.44	36.07	0	
②	49.54	14.29	43.55	54.70	59.02	50.00	
N.A.	4.34	0	3.76	3.87	4.92	50.00	

<Q50-2> × <Q54> クロス

<Q54>	<Q50-2>		④	⑤	⑥	⑦	N.A.
		全体					
①	2.17	19.05	1.53	1.65	3.65	0	
②	67.86	47.62	77.07	62.82	62.04	50.00	
③	25.52	33.33	20.52	32.00	24.09	14.29	
④	2.65	0	0.44	3.29	9.49	0	
N.A.	1.80	0	0.44	0.24	0.73	35.71	

<Q50-SQ> × <Q34-SQ> クロス

<Q34-SQ>	<Q50-SQ>		①	②	③	④	⑤	⑥	N.A.
	全体								
①	8.90		8.89	10.48	9.44	8.84	16.98	0	0
②	29.17		20.00	28.23	28.33	19.73	22.64	33.33	30.77
③	56.06		60.74	51.61	50.56	61.90	54.72	66.67	23.08
④	2.27		4.44	4.84	4.44	4.76	1.89	0	7.69
⑤	2.84		2.22	1.61	3.89	2.72	1.89	0	0
N.A.	0.76		3.70	3.23	3.33	2.04	1.89	0	38.46

<Q50-SQ> × <Q49-2> クロス

<Q49-2>	<Q50-SQ>		①	②	③	④	⑤	⑥	N.A.
	全体								
①	1.99		2.59	2.16	2.34	2.86	1.33	0	14.29
②	23.65		25.43	29.19	23.75	23.33	29.33	28.57	85.71
③	45.70		58.62	65.41	60.20	66.67	81.33	42.86	71.43
④	44.94		58.19	59.46	57.19	64.76	72.00	71.43	85.71
⑤	26.02		37.50	35.14	28.76	34.29	28.00	42.86	57.14
⑥	52.41		62.07	61.08	60.20	67.14	68.00	71.43	71.43
⑦	0.19		0.43	0	0	0	0	0	0
⑧	1.04		0.86	0.54	0.33	0	1.33	0	0
⑨	12.39		6.47	4.32	5.69	3.81	4.00	0	14.29
N.A.	1.61		0.43	0.54	0.67	0.48	1.33	0	42.86

<Q51> × <Q4(内容)> クロス

<Q4>	<Q51>		①	②	③	④	⑤	N.A.	<Q51-2>			
	全体	<Q51-1>							①	②	N.A.	
<Q4>①	72.94		77.25	72.11	70.37	66.66	70.00	100.00		77.23	68.20	68.42

<Q52> × <Q6> クロス

<Q6>	<Q52>		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	N.A.
	全体										
①	3.21		1.77	3.01	3.82	0	18.18	2.99	3.70	2.78	0
②	8.40		7.09	9.29	8.68	0	18.18	5.22	18.52	0	19.05
③	56.79		62.41	59.84	51.39	70.59	36.36	61.94	22.22	55.56	42.86
④	14.91		9.93	13.39	20.83	5.88	18.18	12.69	11.11	13.89	19.05
⑤	3.11		1.42	2.73	6.25	0	0	0.75	3.70	8.33	0
⑥	9.06		9.57	9.29	5.56	5.88	0	14.18	40.74	5.56	14.29
⑦	3.30		6.38	2.19	2.08	17.65	9.09	2.24	0	13.89	4.76
N.A.	1.23		1.42	0.27	1.39	0	0	0	0	0	0

<Q52> × <Q11> クロス

<Q11>		<Q52>								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	N.A.
	全体									
①	51.84	47.12	53.74	60.98	31.25	27.27	48.87	70.83	37.84	31.58
②	30.27	35.61	29.09	25.44	25.00	45.45	29.32	16.67	37.84	52.63
③	16.27	15.47	16.62	13.24	43.75	27.27	21.05	12.50	24.32	10.53
④	1.61	1.80	0.55	0.35	0	0	0.75	0	0	5.26

<Q52> × <Q31> クロス

<Q31>		<Q52>								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	N.A.
	全体									
①	13.91	11.79	13.15	25.44	0	0	8.33	29.63	11.43	9.52
②	64.05	68.21	61.10	55.75	81.25	72.73	65.91	62.96	60.00	71.43
③	21.48	19.64	25.48	18.47	18.75	27.27	25.00	7.41	28.57	19.05
N.A.	0.57	0.36	0.27	0.35	0	0	0.76	0	0	0

<Q52> × <Q51> クロス

<Q51>		<Q52>								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	N.A.
	全体									
<Q51-1>①	51.59	50.43	56.47	62.37	0	0	34.88	20.00	12.50	20.00
②	35.94	41.88	32.35	24.73	33.33	100.00	46.51	20.00	37.50	60.00
③	6.60	5.13	5.29	9.68	33.33	0	9.30	40.00	12.50	20.00
④	0.73	0	0.59	1.08	33.33	0	0	20.00	0	0
⑤	4.89	2.56	5.29	2.15	0	0	6.98	0	37.50	0
N.A.	0.24	0	0	0	0	0	2.33	0	0	0
<Q51-2>(2)①	46.12	41.18	43.75	56.34	81.82	57.14	36.67	56.25	9.52	0
②	49.54	15.96	53.91	40.14	18.18	28.57	60.00	43.75	76.19	50.00
N.A.	4.34	6.86	2.34	3.52	0	14.29	3.33	0	14.29	50.00

<Q52> × <Q53> クロス

<Q53>		<Q52>								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	N.A.
	全体									
①	44.37	48.75	45.63	39.72	31.25	36.36	38.35	25.93	36.11	52.38
②	25.54	22.78	25.96	32.40	6.25	45.45	21.05	55.56	22.22	9.52
③	24.88	25.98	25.14	24.74	43.75	9.09	33.08	14.81	13.89	9.52
④	4.26	2.14	3.01	2.79	18.75	9.09	6.77	3.70	27.78	0
N.A.	0.95	0.36	0.27	0.35	0	0	0.75	0	0	28.57

<Q52> × <Q56-SQ> クロス

<Q56-SQ>	<Q52>		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	N.A.
		全体									
規制 ①	35.41	29.91	29.91	33.56	44.00	0	20.00	34.48	30.43	33.33	33.33
②	2.00	2.80	2.80	2.05	4.00	0	20.00	0	0	0	0
③	3.74	5.61	5.61	3.42	2.40	0	0	1.72	8.70	0	0
④	19.20	19.63	19.63	23.29	16.80	66.67	40.00	20.69	17.39	16.67	66.67
⑤	39.65	42.06	42.06	37.67	32.80	33.33	20.00	43.10	43.48	50.00	0
自由 ①	0.65	11.11	11.11	6.15	2.67	-	-	18.75	8.33	66.67	-
②	22.73	18.52	18.52	20.00	22.67	-	-	25.00	25.00	0	-
③	10.39	3.70	3.70	6.15	16.00	-	-	0	16.67	0	-
④	28.57	14.81	14.81	26.15	33.33	-	-	18.75	8.33	0	-
⑤	0.65	0	0	1.54	0	-	-	0	0	0	-
⑥	37.01	51.85	51.85	40.00	25.33	-	-	37.50	41.67	33.33	-

<Q52> × <Q61-1>  
<Q61-2> クロス

<Q61>	<Q52>		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	N.A.
		全体									
<Q61-1>①	8.89	12.77	12.77	8.99	7.99	12.50	11.11	5.34	0	2.70	4.76
②	26.49	24.47	24.47	26.70	32.29	18.75	22.22	20.61	21.43	27.03	14.29
③	9.74	8.16	8.16	8.45	15.97	6.25	0	5.34	25.00	8.11	4.76
④	42.86	42.55	42.55	43.32	36.11	37.50	55.56	60.31	39.29	32.43	42.86
⑤	10.88	11.70	11.70	11.17	7.27	25.00	11.11	8.40	14.29	29.73	4.76
N.A.	1.14	0.35	0.35	1.36	0.35	0	0	0	0	0	28.57
<Q61-2>①	27.25	33.10	33.10	26.17	25.52	25.00	11.11	23.85	7.41	19.44	15.00
②	15.61	13.52	13.52	15.43	23.78	0	0	13.08	22.22	11.11	10.00
③	37.94	37.37	37.37	40.22	35.66	37.50	44.44	46.92	59.26	16.67	40.00
④	17.88	15.66	15.66	17.36	14.69	37.50	44.44	16.15	11.11	52.78	10.00
N.A.	1.32	0.36	0.36	0.83	0.35	0	0	0	0	0	25.00

<Q52> × <Q62> クロス

<Q62>		<Q52>								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	N.A.
	全体									
①	4.92	5.34	4.37	4.86	18.75	11.11	2.31	3.70	5.56	9.52
②	66.41	74.73	67.21	56.60	56.25	88.89	73.85	44.44	55.56	38.10
③	13.81	12.10	14.75	16.67	6.25	0	13.08	18.52	13.89	19.05
④	6.53	2.85	4.92	16.32	0	0	2.31	11.11	0	0
⑤	2.55	0.71	3.83	3.13	6.25	0	2.31	7.41	0	0
⑥	4.82	3.56	4.37	2.08	12.50	0	6.15	14.81	25.00	4.76
N.A.	0.95	0.71	0.55	0.35	0	0	0	0	0	28.57

<Q53> × <Q20-15> クロス

<Q20-15>		<Q53>				
		①	②	③	④	N.A.
	全体					
①	41.91	56.62	27.04	34.34	26.67	20.00
②	44.75	37.82	50.37	52.83	35.56	50.00
③	8.33	3.42	16.67	8.68	8.89	20.00
④	1.23	0.43	2.96	1.13	0	0
⑤	3.03	1.28	2.22	2.64	26.67	10.00
N.A.	0.76	0.43	0.74	0.38	2.22	0

<Q53> × <Q51> クロス

<Q51>		<Q53>				
		①	②	③	④	N.A.
	全体					
<Q51-1>①	51.59	53.61	53.01	48.65	35.00	100.00
②	35.94	37.63	28.92	39.64	30.00	0
③	6.60	6.19	12.05	4.50	5.00	0
④	0.73	0.52	1.20	0	5.00	0
⑤	4.89	2.06	3.61	7.21	25.00	0
N.A.	0.84	0	1.20	0	0	0
<Q51-2>①	46.12	40.54	49.28	49.45	59.09	50.00
②	49.54	57.84	44.93	46.15	31.82	0
N.A.	4.34	1.62	5.80	4.40	9.09	50.00



<Q53> × <Q54> クロス

<Q54>	<Q53>		①	②	③	④	N.A.
		全体					
①	2.17	4.07	0.74	0	4.35	0	
②	67.86	67.45	80.74	64.02	45.65	0	
③	25.52	27.19	16.67	33.71	23.91	0	
④	2.65	1.28	1.85	2.27	26.09	0	
N.A.	1.80	0	0	0	0	100.00	

<Q53> × <Q54-SQ> クロス

<Q54-SQ>	<Q53>		①	②	③	④	N.A.
		全体					
①	72.06	73.53	69.58	73.64	71.88	-	
②	22.67	22.85	23.95	21.32	21.88	-	
③	22.98	18.10	30.04	23.26	28.13	-	
④	41.09	35.52	50.95	39.92	40.63	-	
⑤	54.35	52.49	57.03	54.26	53.13	-	
⑥	17.21	13.80	19.39	20.16	15.63	-	
⑦	4.15	4.30	4.94	2.71	6.25	-	
⑧	1.42	0.90	1.52	2.33	9.38	-	
N.A.	1.32	0.90	0.76	0.39	0	-	

<Q53> × <Q56-SQ> クロス

<Q56-SQ>	<Q53>		①	②	③	④	N.A.
		全体					
規制 ①	35.41	30.41	35.57	39.13	28.57	-	
②	2.00	2.03	3.36	1.74	0	-	
③	3.74	4.73	2.68	3.48	0	-	
④	19.20	25.00	15.44	20.00	28.57	-	
⑤	39.65	37.84	42.95	35.65	42.86	-	
自由 ①	0.65	16.22	4.71	4.88	33.33	-	
②	22.73	13.51	23.53	24.39	16.67	-	
③	10.39	2.70	12.94	9.76	0	-	
④	28.57	21.62	28.24	29.27	0	-	
⑤	0.65	0	0	2.44	0	-	
⑥	37.01	45.95	30.59	29.27	50.00	-	

<Q53-SQ> × <Q20-3> クロス

<Q20-3>	<Q53-SQ>							
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	N.A.
①	17.77	15.28	8.90	8.59	11.90	10.46	23.08	0
②	51.61	52.08	45.89	44.88	41.26	45.85	15.38	69.23
③	24.95	29.17	35.62	39.06	39.78	37.23	46.15	30.77
④	3.59	2.08	7.53	5.54	5.58	4.92	15.38	0
⑤	1.89	1.39	2.05	1.94	1.49	1.54	0	0
N.A.	0.19	0	0	0	0	0	0	0

<Q53-SQ> × <Q20-15> クロス

<Q20-15>	<Q53-SQ>							
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	N.A.
①	41.91	25.35	24.83	29.05	30.22	28.48	50.00	38.46
②	44.75	52.82	51.72	52.79	47.76	51.39	28.57	53.85
③	8.33	14.79	15.86	12.57	16.04	14.55	14.29	7.69
④	1.23	1.41	4.83	2.51	3.36	2.48	7.14	0
⑤	3.03	4.93	1.38	2.51	2.24	2.17	0	0
N.A.	0.76	0.70	1.38	0.56	0.37	0.93	0	0

<Q53-SQ> × <Q51> クロス

<Q51>	<Q53-SQ>							
	全体	①	②	③	④	⑤	⑥	N.A.
<Q51-1>①	51.59	45.28	50.00	56.90	60.87	50.39	33.33	80.00
②	35.94	41.51	32.69	31.90	30.43	37.01	0	10.00
③	6.60	9.43	7.69	5.17	4.35	6.30	33.33	10.00
④	0.73	0	1.92	0.86	1.09	0.79	0	0
⑤	4.89	3.77	7.69	5.17	3.26	5.51	0	0
N.A.	0.24	0	0	0	0	0	33.33	0
<Q51-2>(2)①	46.12	45.16	47.54	55.29	58.68	52.21	83.33	-
②	49.54	46.77	49.18	40.59	39.67	41.91	0	-
N.A.	4.34	8.06	3.28	4.12	1.65	5.88	16.67	-

<Q54> × <Q11> クロス

<Q11>	<Q54>		①	②	③	④	N.A.
		全体					
①	51.84	39.13	56.41	45.59	34.48	20.00	
②	30.27	47.83	27.99	33.82	31.03	70.00	
③	16.27	13.04	15.04	19.85	27.59	10.00	
N.A.	1.61	0	0.56	0.74	6.90	0	

<Q54> × <Q20-15> クロス

<Q20-15>	<Q54>		①	②	③	④	N.A.
		全体					
①	41.91	56.52	41.36	42.65	33.33	20.00	
②	44.75	39.13	43.85	48.90	36.67	50.00	
③	8.33	0	9.82	5.15	13.33	20.00	
④	1.23	0	1.66	0.37	0	0	
⑤	3.03	4.35	2.63	2.57	16.67	10.00	
N.A.	0.76	0	0.69	0.37	0	0	

<Q54> × <Q20-16> クロス

<Q20-16>	<Q54>		①	②	③	④	N.A.
		全体					
①	8.99	30.43	8.56	8.09	10.34	0	
②	45.60	47.83	42.96	53.31	37.93	40.00	
③	26.68	13.04	29.14	22.79	13.79	30.00	
④	2.27	0	2.90	0.37	3.45	10.00	
⑤	15.80	8.70	15.75	14.71	34.48	20.00	
N.A.	0.66	0	0.69	0.74	0	0	

<Q54> × <Q31> クロス

<Q31>	<Q54>		①	②	③	④	N.A.
		全体					
①	13.91	8.70	15.28	11.07	10.34	10.00	
②	64.05	82.61	64.58	61.25	68.97	70.00	
③	21.48	4.35	19.86	27.68	20.69	20.00	
N.A.	0.57	4.35	0.28	0	0	0	

<Q54> × <Q34> クロス

<Q34>		<Q54>				
		①	②	③	④	N.A.
	全体					
①	1.70	8.70	1.25	2.94	0	0
②	46.79	52.17	42.66	57.72	37.93	40.00
③	43.95	30.43	48.89	33.46	34.48	40.00
④	3.97	0	5.26	1.47	0	0
⑤	3.21	8.70	1.80	4.04	27.59	10.00
N.A.	0.38	0	0.14	0.37	0	10.00

<Q54> × <Q51> クロス

<Q51>		<Q54>				
		①	②	③	④	N.A.
	全体					
<Q51-1>①	51.59	40.00	52.35	52.88	21.43	100.00
②	35.94	33.33	35.38	37.50	35.71	0
③	6.60	6.67	7.22	3.85	14.29	0
④	0.73	0	1.44	0.96	0	0
⑤	4.89	20.00	3.25	4.81	28.57	0
N.A.	0.24	0	0.36	0	0	0
<Q51-2>① (2)	46.12	20.00	48.52	40.00	75.00	50.00
②	49.54	80.00	47.21	57.39	12.50	0
N.A.	4.34	0	4.26	2.61	12.50	50.00

<Q54> × <Q57> クロス

<Q57>		<Q54>				
		①	②	③	④	N.A.
	全体					
①	34.06	68.18	31.83	42.91	22.22	0
②	48.25	22.73	56.20	39.08	14.81	10.00
③	14.00	9.09	11.69	18.01	62.96	0
N.A.	3.69	0	0.28	0	0	90.00

<Q54-SQ> × <Q51> クロス

<Q51>		<Q54-SQ>									
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	N.A.	
	全体										
<Q51-1>	①	51.59	52.10	58.14	59.55	54.00	50.67	52.94	45.45	25.00	57.14
	②	35.94	37.06	31.40	31.46	33.33	38.12	33.82	27.27	25.00	42.86
	③	6.60	5.94	8.14	5.62	8.00	6.28	7.35	18.18	25.00	0
	④	0.73	1.40	1.16	2.25	1.33	1.35	1.47	9.09	0	0
	⑤	4.89	3.50	1.16	1.12	3.33	3.59	4.41	0	25.00	0
	N.A.	0.24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<Q51-2>	①	46.12	43.15	39.53	53.40	56.32	50.45	54.55	40.00	40.00	100.00
	(2) ②	49.54	52.40	54.65	44.66	40.23	46.82	42.42	45.00	60.00	0
	N.A.	4.34	4.45	5.81	1.94	3.45	2.73	3.03	15.00	0	0

<Q54-SQ> × <Q52> クロス

<Q52>		<Q54-SQ>									
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	N.A.	
	全体										
①		24.04	25.00	24.03	16.60	23.58	24.59	18.72	22.00	25.00	23.08
②		31.22	30.75	36.05	32.45	29.04	32.79	32.51	20.00	20.00	23.08
③		24.55	24.25	20.93	33.96	28.17	24.75	30.54	26.00	5.00	15.38
④		1.37	1.50	1.16	0.75	1.53	0.98	0.99	4.00	0	0
⑤		0.77	0.88	1.16	0.75	1.09	1.15	1.48	0	0	0
⑥		11.04	11.50	12.79	10.19	10.92	10.82	8.87	12.00	25.00	7.69
⑦		2.14	2.25	0.78	2.64	2.62	1.97	3.94	12.00	5.00	0
⑧		3.08	2.88	2.71	1.89	2.18	1.80	1.97	2.00	15.00	0
	N.A.	1.80	1.00	0.39	0.75	0.87	1.15	0.99	2.00	5.00	30.77

<Q54-SQ> × <Q53> クロス

<Q53>		<Q54-SQ>									
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	N.A.	
	全体										
①		44.37	45.08	44.69	35.09	38.57	43.04	36.09	46.34	23.53	36.36
②		25.54	25.38	27.88	34.65	32.92	27.83	30.18	31.71	23.53	18.18
③		24.88	26.35	24.34	26.32	25.31	25.97	30.77	17.07	35.29	9.09
④		4.26	3.19	3.10	3.95	3.19	3.15	2.96	4.88	17.65	0
	N.A.	0.95	0	0	0	0	0	0	0	0	36.36

<Q54-SQ> × <Q55> クロス

<Q55>	<Q54-SQ>		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	N.A.
		全体									
①	8.08		7.81	8.73	1.71	6.04	7.30	5.71	9.76	0	9.09
②	59.25		63.70	57.21	65.81	60.63	60.58	61.14	58.54	29.41	45.45
③	3.66		3.97	3.93	2.99	2.90	4.38	2.86	0	0	0
④	14.46		12.47	15.28	21.37	16.18	14.96	16.00	14.63	5.88	0
⑤	0.47		0.55	1.31	1.28	0.72	0.36	1.14	0	0	0
⑥	12.86		10.96	12.66	6.41	12.80	11.86	12.57	17.07	64.71	9.09
N.A.	1.22		0.55	0.87	0.43	0.72	0.55	0.57	0	0	36.36

<Q54-SQ> × <Q57> クロス

<Q57>	<Q54-SQ>		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	N.A.
		全体									
①	34.06		33.62	39.27	27.48	30.46	35.80	31.71	35.00	35.71	27.27
②	48.25		54.47	45.66	62.61	55.58	50.00	48.78	57.50	28.57	9.09
③	14.00		11.91	15.07	9.91	13.96	14.20	19.51	7.50	35.71	27.27
N.A.	3.69		0	0	0	0	0	0	0	0	36.36

<Q55> × <Q4(内容)>  
<Q5> クロス

<Q4> <Q5>	<Q55>		①	②	③	④	⑤	⑥	N.A.
		全体							
<Q4>①	72.94		65.12	76.86	56.41	77.92	80.00	64.23	69.23
<Q5>③	17.98		23.26	19.33	23.08	16.88	0	15.33	15.38

<Q55> × <Q20-15> クロス

<Q20-15>	<Q55>		①	②	③	④	⑤	⑥	N.A.
		全体							
①	41.91		48.24	43.20	38.46	34.84	0	40.15	33.33
②	44.75		43.53	44.94	43.59	48.39	40.00	43.07	46.67
③	8.33		7.06	8.23	10.26	12.26	60.00	2.92	20.00
④	1.23		1.18	1.11	2.56	1.94	0	0.73	0
⑤	3.03		0	1.90	5.13	1.94	0	12.41	0
N.A.	0.76		0	0.63	0	0.65	0	0.73	0

<Q55> × <Q52> クロス

<Q52>		<Q55>						
		①	②	③	④	⑤	⑥	N.A.
	全体							
①	24.04	28.89	24.69	23.26	16.17	28.57	25.17	26.32
②	31.22	30.00	31.35	32.56	33.53	42.86	26.53	21.05
③	24.55	18.89	25.52	27.91	35.93	14.29	11.56	15.79
④	1.37	1.11	1.11	0	1.80	0	2.72	0
⑤	0.77	1.11	0.83	4.65	0.60	0	0.68	0
⑥	11.04	8.89	11.51	6.98	7.19	14.29	19.05	5.26
⑦	2.14	6.67	2.08	0	1.80	0	2.04	0
⑧	3.08	1.11	1.80	4.65	1.80	0	10.88	0
N.A.	1.80	3.33	1.11	0	1.20	0	1.36	31.58

<Q55> × <Q54> クロス

<Q54>		<Q55>						
		①	②	③	④	⑤	⑥	N.A.
	全体							
①	2.17	4.65	1.27	5.13	3.90	0	2.17	0
②	67.86	67.44	68.73	79.49	72.08	100.00	64.49	37.50
③	25.52	24.42	28.57	15.38	22.08	0	22.46	6.25
④	2.65	3.49	1.43	0	1.95	0	10.14	0
N.A.	1.80	0	0	0	0	0	0.72	56.25

<Q55> × <Q54-SQ> クロス

<Q54-SQ>		<Q55>						
		①	②	③	④	⑤	⑥	N.A.
	全体							
①	72.06	72.15	75.86	78.38	62.76	80.00	66.67	57.14
②	22.67	25.32	21.37	24.32	24.14	60.00	24.17	28.57
③	22.98	5.06	25.12	18.92	34.48	60.00	12.50	14.29
④	41.09	31.65	40.95	32.43	46.21	60.00	44.17	42.86
⑤	54.35	40.63	54.16	64.86	56.55	40.00	54.17	42.86
⑥	17.21	12.66	17.46	13.51	19.31	40.00	18.33	14.29
⑦	4.15	5.06	3.92	0	4.14	0	5.83	0
⑧	1.42	0	0.82	0	0.69	0	9.17	0
N.A.	1.32	1.27	0.82	0	0	0	0.83	57.14

<Q56> × <Q31> クロス

<Q31>	<Q56>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	13.91	11.89	19.26	8.49	20.00	20.00
②	64.05	69.58	61.48	63.52	60.00	60.00
③	21.48	18.18	18.79	27.99	20.00	20.00
N.A.	0.57	0.35	0.46	0	0	0

<Q56> × <Q20-15> クロス

<Q20-15>	<Q56>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	41.91	54.90	36.95	37.30	26.67	26.67
②	44.75	39.51	45.73	48.28	46.67	46.67
③	8.33	3.15	12.70	7.21	20.20	20.20
④	1.23	0.35	2.31	0.31	6.67	6.67
⑤	3.03	1.40	1.62	6.58	0	0
N.A.	0.76	0.70	0.69	0.31	0	0

<Q56> × <Q52> クロス

<Q52>	<Q56>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	24.04	24.44	23.29	24.49	11.11	11.11
②	31.22	33.33	30.32	30.61	16.67	16.67
③	24.55	26.69	26.71	19.24	22.22	22.22
④	1.37	1.90	0.60	1.75	5.56	5.56
⑤	0.77	1.27	0.80	0.87	0	0
⑥	11.04	7.94	12.45	13.41	0	0
⑦	2.14	1.90	3.41	1.17	0	0
⑧	3.08	1.59	1.61	6.41	5.56	5.56
N.A.	1.80	0.95	0.80	2.04	38.89	38.89

<Q56> × <Q53> クロス

<Q53>	<Q56>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	44.37	64.11	34.72	40.31	11.76	11.76
②	25.54	15.33	36.11	20.94	23.53	23.53
③	24.88	18.12	26.62	30.00	11.76	11.76
④	4.26	2.44	2.55	8.44	0	0
N.A.	0.95	0	0	0.31	52.94	52.94



<Q56> × <Q54>  
<Q54-SQ> クロス

<Q54> <Q54-SQ>	<Q56>				
	全体	①	②	③	N.A.
<Q54>①	2.17	4.88	1.16	1.26	0
②	67.86	62.02	75.46	65.72	33.33
③	25.52	31.01	22.45	26.73	6.67
④	2.65	2.09	0.93	5.97	0
N.A.	1.80	0	0	0.31	60.00
<Q54-SQ>①	72.06	67.42	74.23	75.17	50.00
②	22.67	26.22	22.22	20.41	0
③	22.98	16.10	28.37	20.41	66.67
④	41.09	37.83	45.15	37.76	50.00
⑤	54.35	52.81	54.14	55.78	33.33
⑥	17.21	14.98	17.73	17.69	16.67
⑦	4.15	4.87	4.96	2.38	0
⑧	1.42	0.75	1.42	3.06	0
N.A.	1.32	1.12	0.47	0.68	66.67

<Q56-SQ> × <Q20-15> クロス

<Q20-15>	<Q56-SQ>						自由					
	全体	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	⑥
①	41.91	33.10	30.00	60.00	38.10	40.85	42.86	35.14	25.00	29.55	0	32.76
②	44.75	47.59	40.00	20.00	48.81	43.90	42.86	35.14	31.25	36.36	100.00	48.28
③	8.33	13.79	20.00	20.00	8.33	12.20	7.14	21.62	31.25	25.00	0	17.24
④	1.23	2.76	0	0	1.19	2.44	0	8.11	12.50	6.82	0	1.72
⑤	3.03	1.38	0	0	3.57	0.61	7.14	0	0	0	0	0
N.A.	0.76	1.38	10.00	0	0	0	0	0	0	2.27	0	0

<Q56-SQ> × <Q31> クロス

<Q31>	<Q56-SQ>						自由					
	全体	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	⑥
①	13.91	27.78	30.00	20.00	10.59	17.07	7.69	41.67	68.75	41.86	0	29.31
②	64.05	59.03	50.00	60.00	75.29	59.76	61.54	50.00	31.25	27.91	100.00	53.45
③	21.48	13.19	20.00	20.00	12.94	22.56	30.77	8.33	0	27.91	0	17.24
N.A.	0.57	0	0	0	1.18	0.61	0	0	0	2.33	0	0

<Q56-SQ> × <Q52> クロス

<Q52>	<Q56-SQ>		規制					自由					
	全体		①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	⑥
①	24.04	19.16	25.00	35.29	21.21	24.86	20.00	11.90	5.26	8.00	0	19.72	
②	31.22	29.34	25.00	29.41	34.34	30.39	26.67	30.95	21.05	34.00	100.00	36.62	
③	24.55	32.93	41.67	17.65	21.21	22.65	13.33	40.48	63.16	50.00	0	26.76	
④	1.37	0	0	0	2.02	0.55	0	0	0	0	0	0	
⑤	0.77	0.60	8.33	0	2.02	0.55	0	0	0	0	0	0	
⑥	11.04	11.98	0	5.88	12.12	13.81	20.00	9.52	0	6.00	0	8.45	
⑦	2.14	4.19	0	11.76	4.04	5.52	6.67	7.14	10.53	2.00	0	7.04	
⑧	3.08	1.20	0	0	1.01	1.66	13.33	0	0	0	0	1.41	
N.A.	1.80	0.60	0	0	2.02	0	0	0	0	0	0	0	

<Q56-SQ> × <Q53> クロス

<Q53>	<Q56-SQ>		規制					自由					
	全体		①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	⑥
①	44.37	31.03	30.00	46.67	43.53	34.15	42.86	13.89	6.25	18.18	0	29.31	
②	25.54	36.55	50.00	26.67	27.06	39.02	28.57	55.56	68.75	54.55	0	44.83	
③	24.88	31.03	20.00	26.67	27.06	25.00	14.29	27.78	25.00	27.27	100.00	20.69	
④	4.26	1.38	0	0	2.35	1.83	14.29	2.78	0	0	0	5.17	
N.A.	0.95	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

<Q56-SQ> × <Q54>  
<Q54-SQ> クロス

<Q54> (Q54-SQ)	<Q56-SQ>		規制					自由					
	全体		①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	⑥
<Q54>①	2.17	0.69	0	0	2.38	0.61	7.14	0	0	0	0	1.72	
②	67.86	72.22	90.00	66.67	72.62	80.49	21.43	77.78	75.00	81.82	100.00	75.86	
③	25.52	27.08	10.00	33.33	22.62	18.90	57.14	22.22	25.00	18.18	0	22.81	
④	2.65	0	0	0	2.38	0	14.29	0	0	0	0	0	
N.A.	1.80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
<Q54-SQ>①	72.06	71.33	90.00	60.00	72.50	74.85	45.45	63.89	56.25	70.45	100.00	66.67	
②	22.67	23.78	40.00	33.33	13.75	22.09	45.45	41.67	37.50	27.27	0	26.32	
③	22.98	31.47	30.00	6.67	22.50	28.83	9.09	38.89	43.75	36.36	0	36.84	
④	41.09	48.25	40.00	40.00	45.00	45.40	18.18	50.00	56.25	56.82	0	61.40	
⑤	54.35	58.74	40.00	66.67	51.25	46.01	45.45	50.00	68.75	50.00	100.00	59.65	
⑥	17.21	20.98	10.00	26.67	18.75	19.02	9.09	19.44	25.00	25.00	0	22.81	
⑦	4.15	3.50	10.00	20.00	8.75	8.59	0	5.56	25.00	9.09	0	5.26	
⑧	1.42	0	0	0	0	0.61	27.27	0	0	0	0	0	
N.A.	1.32	0.70	0	0	0	1.23	0	0	0	2.27	0	0	

<Q57> × <Q54> クロス

<Q54>	<Q57>		①	②	③	N.A.
		全体				
①	2.17	4.18	0.98	1.34	0	
②	67.86	62.95	78.08	55.70	18.18	
③	25.52	31.20	19.96	31.54	0	
④	2.65	1.67	0.78	11.41	0	
N.A.	1.80	0	0.20	0	81.82	

<Q60> × <Q4(内容)>  
<Q5> クロス

<Q4> <Q5>	<Q60>		①	②	③	④	⑤	N.A.
		全体						
<Q4>①	72.94	81.58	73.90	75.95	62.81	68.09	46.67	
③	79.09	86.84	81.14	78.63	76.86	70.21	60.00	
<Q5>③	17.98	26.32	20.39	16.41	12.40	14.89	20.00	

<Q60> × <Q18> クロス

<Q18>	<Q60>		①	②	③	④	⑤	N.A.
		全体						
①	18.16	8.18	12.58	8.78	63.87	26.60	14.29	
②	58.94	80.00	68.65	62.98	16.81	36.17	57.14	
③	20.91	10.91	17.66	26.72	18.49	36.17	28.57	
N.A.	1.99	0.91	1.10	1.53	0.84	1.06	0	

<Q60> × <Q26> クロス

<Q26>	<Q60>		①	②	③	④	⑤	N.A.
		全体						
①	2.65	2.63	1.10	1.53	10.74	2.13	6.67	
②	33.21	23.68	28.73	39.69	47.93	31.91	20.00	
③	18.92	23.68	23.68	14.50	5.79	21.28	6.67	
④	36.90	48.25	43.42	29.39	21.49	34.04	33.33	
⑤	35.19	48.25	40.35	25.95	25.62	32.98	40.00	
⑥	11.07	7.02	10.53	12.21	11.57	14.89	6.67	
⑦	3.12	0.88	3.29	3.82	3.31	1.06	13.33	
N.A.	0.57	0	0.66	0	0.83	0	6.67	

<Q61-1> × <Q4(内容)>  
<Q61-2> × <Q5> クロス

<Q4> <Q5>	<Q61-1> <Q61-2>		<Q61-1>					N.A.	<Q61-2>				
	全体		①	②	③	④	⑤		①	②	③	④	N.A.
<Q4>①	72.94	71.28	78.93	74.76	71.30	68.70	58.33	73.96	78.18	73.07	68.78	35.71	
③	79.09	78.72	80.71	80.58	79.25	76.52	75.00	84.38	76.97	80.30	71.43	42.86	
<Q5>③	17.98	19.15	22.86	26.21	15.89	10.43	25.00	15.63	25.45	19.20	15.34	14.29	

<Q61-1>  
<Q61-2> × <Q11> クロス

<Q11>	<Q61-1> <Q61-2>		<Q61-1>					N.A.	<Q61-2>				
	全体		①	②	③	④	⑤		①	②	③	④	N.A.
①	51.84	31.91	72.63	84.47	41.91	33.91	41.67	39.16	83.95	54.66	40.74	44.44	
②	30.27	56.38	16.42	10.68	37.03	33.04	50.00	46.85	11.73	26.45	29.63	44.44	
③	16.27	10.64	10.95	2.91	20.84	29.57	8.33	13.64	4.32	18.14	27.51	11.11	
N.A.	1.61	1.06	0	1.94	0.22	3.48	0	0.35	0	0.76	2.12	0	

<Q61-1>  
<Q61-2> × <Q17> クロス

<Q17>	<Q61-1> <Q61-2>		<Q61-1>					N.A.	<Q61-2>				
	全体		①	②	③	④	⑤		①	②	③	④	N.A.
①	1.98	6.32	0.71	0	1.76	3.42	8.33	2.77	0	1.74	2.60	11.11	
②	33.02	50.53	21.99	15.24	40.44	33.33	33.33	43.94	23.03	31.02	30.73	22.22	
③	60.85	38.95	75.89	83.81	53.63	49.57	50.00	50.87	76.36	64.02	54.17	66.67	
④	4.06	4.21	1.42	0.95	4.18	12.82	8.33	2.42	0.61	3.23	11.98	0	
N.A.	0.09	0	0	0	0	0.85	0	0	0	0	0.52	0	

<Q61-1>  
<Q61-2> × <Q26> クロス

<Q26>	<Q61-1> <Q61-2>		<Q61-1>					N.A.	<Q61-2>				
	全体		①	②	③	④	⑤		①	②	③	④	N.A.
①	2.65	5.32	1.79	1.94	2.87	1.74	8.33	4.17	1.90	2.24	1.59	7.14	
②	33.21	47.87	25.36	21.36	38.63	34.78	16.67	47.57	24.76	31.17	32.80	7.14	
③	18.92	11.70	25.00	38.83	14.57	10.43	8.33	10.07	49.52	22.69	13.76	7.14	
④	36.90	18.09	50.00	57.28	33.77	14.78	50.00	26.39	95.24	41.15	23.81	35.71	
⑤	35.19	21.28	47.50	66.99	26.93	20.87	50.00	22.57	95.24	38.65	25.40	35.71	
⑥	11.07	8.51	7.86	5.83	11.26	26.96	0	8.68	11.43	9.23	22.22	0	
⑦	3.12	5.32	2.14	0.97	2.43	8.70	8.33	2.78	0.95	2.24	7.41	0	
N.A.	0.57	0	1.07	0	0.22	0	8.33	0	0	0.75	0.53	7.14	

<Q61-1> × <Q31> クロス  
 <Q61-2>

<Q31>	<Q61-1> <Q61-2>		<Q61-1>					N.A.	<Q61-2>				
	全体	①	②	③	④	⑤	①		②	③	④	N.A.	
①	13.91	9.57	17.14	40.38	7.93	9.57	25.00	6.94	33.54	13.25	8.99	22.22	
②	64.05	79.79	60.71	45.19	67.84	62.61	58.33	77.78	48.17	61.75	62.43	55.56	
③	21.48	10.64	21.43	14.42	24.01	27.83	16.67	14.93	18.29	24.75	28.04	22.22	
N.A.	0.57	0	0.71	0	0.22	0	0	0.35	0	0.25	0.53	0	

<Q61-1> × <Q34> クロス  
 <Q61-2>

<Q34>	<Q61-1> <Q61-2>		<Q61-1>					N.A.	<Q61-2>				
	全体	①	②	③	④	⑤	①		②	③	④	N.A.	
①	1.70	4.26	1.42	0	1.76	1.75	0	2.79	1.21	1.25	1.57	0	
②	46.79	64.89	38.43	19.23	54.29	47.37	50.00	59.93	29.09	46.13	43.46	33.33	
③	43.95	30.85	52.31	61.54	38.90	38.60	41.67	33.45	55.15	46.88	44.50	55.56	
④	3.97	0	4.98	18.27	1.76	1.75	0	1.05	13.94	2.49	3.14	0	
⑤	3.21	0	2.85	0.96	2.86	9.65	8.33	2.79	0.61	2.74	6.81	11.11	
N.A.	0.38	0	0	0	0.44	0.88	0	0	0	0.50	0.52	0	

<Q61-1> × <Q36> クロス  
 <Q61-2>

<Q36>	<Q61-1> <Q61-2>		<Q61-1>					N.A.	<Q61-2>				
	全体	①	②	③	④	⑤	①		②	③	④	N.A.	
①	5.48	12.63	4.26	4.81	4.40	7.69	0	8.33	6.67	3.73	3.68	0	
②	54.11	64.21	45.04	30.77	62.42	55.56	41.67	62.85	30.91	56.22	56.84	44.44	
③	31.35	21.05	41.49	44.23	27.03	22.22	41.67	25.69	43.03	33.33	26.32	33.33	
④	4.53	1.05	5.32	19.23	2.64	0.85	0	1.04	15.76	2.99	3.68	0	
⑤	3.49	0	3.19	0.96	2.86	11.97	0	1.04	3.64	2.74	8.95	0	
N.A.	1.04	1.05	0.71	0	0.66	1.71	16.67	1.04	0	1.00	0.53	22.22	

<Q61-1> × <Q42> クロス  
 <Q61-2>

<Q42>	<Q61-1> <Q61-2>		<Q61-1>					N.A.	<Q61-2>				
	全体	①	②	③	④	⑤	①		②	③	④	N.A.	
①	18.35	16.84	22.78	38.46	13.44	8.77	36.36	13.54	40.61	16.46	10.64	25.00	
②	20.44	24.21	21.35	25.96	19.38	14.04	27.27	21.18	19.39	23.44	13.30	25.00	
③	60.55	57.89	55.87	35.58	66.96	77.19	9.09	64.58	40.00	60.10	76.06	12.50	
N.A.	0.66	1.05	0	0	0.22	0	27.27	0.69	0	0	0	37.50	

<Q62> × <Q4(内容)>  
<Q5> クロス

<Q4> <Q5>	<Q62>	①	②	③	④	⑤	⑥	N.A.
	全体							
<Q4>①	72.94	69.23	73.08	73.29	79.71	81.48	66.67	60.00
②	79.09	75.00	81.05	75.34	79.71	77.78	70.59	70.00
<Q5>③	17.98	21.15	16.81	17.12	36.23	29.63	15.69	10.00